第二部　勞働者運動

概說：……二一三
第一篇　勞働爭議……二一五
第一章　工・鑛・交通勞働者の爭議……二一五
第一節　爭議の大勢……二一五
第二節　主要なる爭議……二二六
第三節　特に重要なる爭議……二三四
第二章　小作爭議……二四一
第一節　爭議の大勢……二四一
第二節　主要なる小作爭議……二五三
第三節　小作調停……二五八
第三章　中間階級者の爭議……二六六
第一節　爭議の大勢……二六六
第二節　特に重要なる爭議……二六九
第四章　婦人勞働者及職業婦人の爭議……二七三
第二篇　勞働組合……二七四
第一章　工・鑛・交通勞働者の運動……二七四
勞働組合の組織狀況……二七六
勞働組合の共通運動……二八〇
國際勞働會議……二八〇
勞働祭……二八九
メーデー……二八九
日本勞働祭……二九八
日本勞働組合會議……三〇〇
日本主義勞働組合戰線……三〇八
その他の共通運動……三一四
1　議會對策——2　組合戰線統一運動——3　臨時工制廢止問題——4　退職積立金制度要求運動……三一四
勞働組合各個の運動……三三一
日本勞働總同盟……三三一
全國勞働組合同盟……三三七
都市從業員組合全國協議會……三四五
日本海員組合……三四六
日本港灣從業員組合……三五〇
官業勞働總同盟……三五一
日本製鐵從業員組合……三五五
日本勞働總聯盟……三五六
東京瓦斯產業勞働組合……三五六
東電從業員組合……三五七
海軍勞働組合聯盟……三五八
日本勞働組合全國評議會……三六一
日本交通勞働總聯盟系組合……三六八
東京市從業員組合……三七七
日本勞働組合總聯合……三七九
日本勞働同盟……三八四
新日本海員組合……三八六
遞信從業員聯盟……三八八
右翼勞働諸組合……三九〇
アナ系勞働組合……三九二
第三節　農民の運動……三九七
全國的農民組合の運動……三九九
地方的農民組合の運動……四一六
其の他の運動……四一九
農業者團體……四二一
第三章　中間階級者の運動……四二五
第四章　婦人勞働者の運動……四二八
第五章　勞働者教育運動……四三〇
附　主要勞働組合一覽表……四三四
第三節　無產政黨……四八五
無產政黨の共通運動……四八五
無產政黨各個の運動……四九四
社會大衆黨……四九四
國家社會主義的諸政黨……五〇五
第二章　消費組合運動……五一九
第一章　概況……五二〇
第一節　一般狀況……五二〇
第二節　勞働組合關係消費組合……五二〇
第三節　一般勞働者消費組合……五二四
第二章　消費組合運動……五二六
第一節　關東消費組合聯盟……五二六
第二節　日本消費組合聯盟……五二八
第四篇

第二部　勞働者運動）統計表

第一表　昭和十年同盟罷怠業工場閉鎖統計（社會局調）
　其一　業態別件數
　其二　月別件數
　其三　月別累年數
　其四　要求事項別件數
　其五　結果表
　其六　結果累年表
　其七　府縣別勞働爭議件數
第二表　小作爭議統計
　其一　府縣別數（關係人員、面積、要求事項）
　其二　累年表
　其三　小作調停統計
第三表　勞働組合及組合員統計
第四表　小作人及小作人地主協調組合統計
第五表　産業組合統計
　其一　組合累年表
　其二　組合員數及出資金額累年表
　其三　事業累年表
第六表　消費組合統計

概說

一九二九年以來打續く國際的經濟恐慌は、昭和十年に於てもその影を潜めることなく、資本主義諸國の自國擁護の經濟打開策は必然的に各國における矛盾の破綻を招來し、之に備ふるための經濟ブロックの形成は各國の對立を尖鋭化し國際的協調主義は單なる空文と化し、國際的危機は各國を極度に脅かしつゝある。而して世界資本主義の一環をなす日本資本主義も同樣なる經濟的恐慌が深刻化し、謂ゆる變態的景氣となつて現はれ、國際危機と相俟つて非常時局が延長されつゝある。謂ゆる跛行的インフレの破綻は、資本家をして臨時工制度をもつて對抗せしめ、全國五十萬の臨時工の發生は遂に、社會問題化しその撤廢要求の聲が全國に捲起つた。政府當局はインフレ破綻後に於ける勞資間の一大紛爭を緩和するために、社會局立案の退職積立金法案を來議會に提出するまでに至らしめた。

かゝる國際的・國内的情勢は必然的にわが國勞働者農民の生活に影響を與へその運動をも規定したやうである。昭和十年度における我が國勞働運動は、かゝる空氣を反映しつゝ、一方には時局の影響の下に穩健化、現實化しつゝ他方では勞働攻勢への基礎準備の充實を急ぎつゝあるやうに見える。フアツシヨ運動と非常時的雰圍氣の中に沈滯的守勢的立場に押しやられてゐた勞働運動は、漸く活氣を表はし、沈滯的傾向を辿り始めたフアツシヨ運動に對して、陣容を整備し、組合統一合同の運動は本年度に至つて著しく拍車をかけられた。特にこの秋に於て行はれたる府縣會の選擧を契機として、組合運動にも政黨運動にも一轉期を見たが如くである。

先づ勞働運動を見るに、勞働爭議は本質的には下向線を辿り、特に大爭議と稱すべきものはなく、規模は倭小化し、性質は微溫化した。これは大企業には勞働組合の組織も少く闘爭力亦乏しきため、組合組織の進んでゐる中小企業に爭議が頻發せられること、殊に中小工業の方が依然として事業成績惡く爭議を起し易い原因を多く持つてゐる結果であらう。同時に利潤の增大にもかゝはらず非常時意識の强壓は資本家側の態度を强化し、勞働者側の迫力を奪ふたからである。組合運動は軍需工業を中心とする産業界の活況による臨時工の激增したにも拘らず組織は全體として增大したわけではないが、たゞ全國勞働と日本勞働總同盟の合同の決定、組合戰線統一運動の提唱によつて戰線自體は勇ましく强化への第一步を踏み出したのである。この全勞總同盟の大合同は、それが我國勞働運動の將來に重要なる影響を與へるものとして特に注目せられてゐる。國家社會主義的組合は特に甚だしき活潑なる活動を見ず、有力な日本主義の團體も内紛と消滅を見たものがあり、實際的勢力は微々として振はない。たゞ機關說

問題、國體明徴問題の好題目を捉へて一時活氣を呈し、これを契機として地方的に日本主義或は國家主義を旗幟とする組合、乃至謂ゆる御用組合が結成されたがその勢力も甚しく見るべきものがあるわけではない。しかし、かゝる御用組合、日本主義組合の結成は、ファッショ勢力が勞働運動に浸入しつゝあることを示すものであり、特に官業勞働組合、陸海軍關係組合における動きは注目に値する。いま一つ注目すべきものは謂ゆる合法左翼の諸組合が、その左翼的偏執を漸次清算せんとする氣運を示したことであり、それはファッシズム下における勞働戰線集結の必要が生む一つの必然であらう。特に全勞總同盟の大合同問題については、積極的に全組合戰線の全的合同の提唱とその運動に力めたところにその具體的發現を見たのである。

無產政黨はどうであつたか。本年度においては大體において昭和九年の運動の態勢そのまゝの延長であり發展であつた。こゝでも一般に勞働組合運動が受けたファッシズムの影響と同じ樣相が見られたと言ふべく、非常時局的空氣の重壓下にあつて、後退的傾向を辿り、不振狀態であつたが、今秋の府縣會議員選擧戰を契機として、やゝ守勢より攻勢的活動に轉じたことは、本年における運動の著るしい傾向であり特色であつた。

最後に農民の運動はどうであつたか。こゝでは、都市における勞働爭議の減少とは反對に、小作爭議は量においても未曾有の記錄をつくり、その終止するところを知らざるものゝ如くである。これこそ土地の重壓の下にあつて暗くうごめく農民特に貧農大衆の土地所有に對する鬪爭の必然的歸結に外ならなかつたのである。從つてかゝる地位に立つ農民の政治運動も勢ひ昂らざるを得ず、それは組合活動を通じて、主として耕作權の確立を目標とする小作法制定運動と飯米一ヶ年差押禁止法獲得運動に集中されたのである。だが、飯米差押禁止法は僅かその目的の一部を達したにすぎず、小作法に至つては未だに實現の運びに至らないとは云へ、本年度の農民組合運動は、非常時情勢下にあるが故に却つてその陣營の整備を必然ならしめ、農民戰線統一の氣運と相俟つて、やゝ上向線を辿らんとするかに見えたのである。

第一篇　勞働爭議

第一章　工・鑛・交通勞働者の爭議

第一節　爭議の大勢

最近の趨勢　我が國に於ける勞働爭議は歐洲大戰前後卽ち大正五、六年頃より勞働者の生活向上を內容とする積極的勞働爭議が頻發し、その後若干の消長はあつたが爭議增加の大勢を辿り、社會局調の示すところによれば、昭和六年に至つて總件數二、四五六件、此の內同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふもの九九八件に上り件數に於ける最高記錄を示した。ところが昭和七年には二百數十件の減少となり、昭和八年には更に一層の減少となつた。昭和九年には僅少ながら若干の增加（十八件）を示してゐるが、これは社會局調査自身が述べ、本年鑑前年版にも指摘した如く、關西風水害による瓦の需要激增による瓦製造業員の爭議が增大したゝめであり、この偶發的事件がなかつたとすれば、件數は昨年より更に減少したと見るべきである。從つて昭和七年來の本質的な傾向においては減少の途を辿つてゐると言はねばならぬ。斯る傾向の原因に就いては極めて複雜なるモメントを包藏してゐるのであるが、第一には昭和六年の滿洲事變を契機として我が社會情勢の著るしい變化によるもので、特に右翼勞働組合がとりつゝある產業平和政策、爭議最小化の方針、團體協約の促進等々、勞資協調方針の强化といふことを考慮せねばならぬ。このことは更に日本主義組合や會社組合やへの轉向、中間組合の右翼化の傾向によつて促進されたであらう。他の一つの原因としては、滿洲事變以來、軍需品關係產業と輸出關係產業とに齎らされた變態的活況を擧げねばならぬ。この產業活況はそのまゝ決して勞働者狀態の好轉を意味するわけではなく、却つて、純粹に經濟的に見て、インフレーションによる物價騰貴は勞働者に對しては一般に低賃銀を押しつけてゐる。しかもそれに夜業・殘業による時間延長や勞働强化などもあり、斯うしたことによる一部勞働者の手取賃銀の增加の現象が、經濟鬪爭の退潮を導く有力な原因たり得たと云つてよい。斯くて本年に於いては爭議件數一、八七二件、此の中同盟罷怠業、工場閉鎖の鬪爭手段を伴ふたものが五九〇件を數へ、最近に於ける最少の記錄を示したのである。左に大正十二年以來の統計を擧げる。

日本勞働爭議累年比較表

年次	勞働爭議總數 總件數	總參加人員	一年當り參加人員	內同盟罷業 件數	參加人員	一年當り參加人員	損失作業延日數
大正十二年	六四七	六八、八一四	一〇六	二七〇	三六、二五九	一三四	四二、八七三
同十三年	九三三	九四、〇四七	一〇三	三三三	五四、五二六	一六四	六二、一四四
同十四年	八一六	八九、三八七	一〇	二九三	四〇、七四三	一三九	二九五、〇二七
同十五年	一、二六〇	一三七、二六七	一〇一	四九五	六七、二三四	一三六	六九八、〇七一
昭和二年	一、二〇三	一〇三、三五〇	八六	三八三	四六、六七三	一三三	一、一七七、三五三
同三年	一、〇三一（八）	一〇一、八九三（三、六一五）	一〇〇	三九七（四）	四六、二五三（三、九一五）	一三三	一、一七七、三五三
同四年	一、四三〇（一三）	一七三、一四四（四五六）	一三一	五七六（五）	七七、四四四（一六三）	一二七	五八三、五九五
同五年	二、二九〇（六）	一九一、八三八（一、五三八）	八三	九〇七（六）	八一、三六三（一、三五八）	一三四	五七一、八六〇
同六年	二、四九六（四一）	一五四、五二八（二、三六七）	六三	九九八（一四）	六四、五三六（一、三三一）	九〇	一、〇八五、〇七四
同七年	二、二一七（五八）	一三三、三一三（二、一七六）	五六	八九三（二三）	五四、七八三（一、四四五）	六五	九八〇、〇五四
同八年	一、八九七（三八）	一二六、七三三（四、三一七）	八三	六一〇（一三）	四九、一三三（三、六三六）	八一	三八四、五六五
同九年	一、九一五（三三）	一二〇、三〇七（三九〇）	六三	六三六（三）	四九、五三六（五八）	七九	四四六、一七六
同十年	一、八七二（二三）	一〇三、九六二（一、四〇八）	五六	五九〇（六）	三七、七三四（八四）	六四	三〇一、三三四

備考一、括弧内の數字は前年より繼續の爭議を示す。
二、二ケ年に繼續せる爭議は兩年共加算せり。
三、大正十三年以後は損失作業延日數中に怠業日數を加算せず。

爭議の一般的狀況

以上の如く昭和十年は昭和九年に比し爭議件數は前年よりの繼續二三件、一、四〇八人を加へて一〇三、九六二人であつて一件平均參加人員は五六人である。從つて前年に比してみれば何れも減少を示してゐる。同盟罷業、工場閉鎖を伴ふたものゝみに就いてみれば前年より繼續せる六件の八四人と共に五九〇件、三七、七三四人にして

一件平均六四人であつて、これも前年に比して減少してゐる。これによつて見れば、昭和十年は昭和九年及びそれ以前の數年は比較して相當に衰退してゐるわけであり、平均參加人員の如きは最も著しき減少を示してゐる。また本年も、昭和九年の風水害の影響により、製瓦爭議が常態より遙かに多く直接これと關聯するものと認めらるゝ爭議は六六件に及んでゐるから、これを特殊の事情として除外するならば、それだけ例年よりの減少の差を大にすることになる。從つてこれらの事情を考慮して爭議の趨勢は本年に於いても之を觀察しうるわけであり、尙ほ時局の重壓未だ輕減せず、謂ゆる勞働運動の受難期の一面はこゝにも如實に反映しつゝあるものと解してよい。とは言へ、爭議總件數よりすれば一、八七二件といふ多數であることよりして、わが資本主義的產業全體よりして重要なる問題を包藏してゐる。

地方別件數　次に勞働爭議を府縣別に見れば、發生の多少に關しては每年殆んど變りをみず、本年は大阪三二二件（一〇一件は同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふたもの、以下括弧內は之に準ず）東京二八一件(九五件)、愛知一九六件(六七件)、兵庫一五五件（一八件）等最も多きに屬し、北海道、京都之に續く。少きは滋賀一件、香川、沖繩の各三件等であつて、山形、福井、鳥取は皆無である。(詳細は別表「昭和十年府縣別爭議件數、社會局調」參照)

業態別件數　その紛議の程度のものをも含めた總件數と、同盟罷怠業工場閉鎖を伴ふた爭議件數とを業態別に見れば次表の如くである。

昭和十年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
機械製造工	二四	七六一	六	一、〇四七	一	三三	三一	一、八四一
船舶車輛製造工	一一	五七二	—	—	—	—	一一	五七二
其の他の職工	四一	一、一八七	四	一〇四	二	三四	四七	一、三二五
窯業職工	八七	三、八〇九	三	八四	一	三三	九一	三、九二六
製紙職工	一一	一、〇二二	—	—	—	—	一一	一、〇二二
ゴム製造職工	六	二九四	—	—	—	—	六	二九四

| | | |

其の他の業務に從ふ者	六四	一、九六六	三	一一七	三	三〇	七〇	二、一一三
計	五三一	三一、八五三	四五	五、三一三	一四	五六八	五九〇	三七、七三四

勞働爭議をその發生した事業別に見ることによつてその事業の持つ社會的、經濟的地位を伺ふことが出來る。これを從來の事例についてみれば、爭議の多い事業は殆んど固定してゐるやうである。もちろん年度によつて多少の相違變更は免れぬが、大體において、窯業、ゴム等の化學工業、機械器具製造工業、製版印刷等の雜工業、染色工業等が毎年多い樣である。從つてこれらの爭議に關係した勞働者數も勢ひ多數に昇るのが常態である。殊に染色工業の如きは、特に大規模の紡績工場等に發生するがために參加員數は毎年多い傾向がある。運輸業は件數に於ては必ずしも多いわけではないが、昭和九年度における東京市電の事例に於ても知らるゝが如く參加人員は他の業種を凌駕するのみでなく、それが公益事業若しくは公益的な性質を有してゐるが故に比較的に多く社會の關心を昂揚するものである。海員組合と船主側との紛爭の如きも同樣である。尙ほ少數ではあるが公益事業の中、通信從業員郵便局關係の罷業が起されるが、九年度に二件、今年度に二件の發生を見た。次に注意すべき爭議に近來土木建築業におけるものがある。それは工場鑛山等の勞働者にして失業の上自由勞働者の群に投ずるものが多く、これらの自由勞働者はまた多く土木建築勞働に收容され、勞働過剩を來しこの領域における賃銀の低下を結果するに至る。從つて幸に此の方面に職を得た者と雖も低賃銀のために生活の窮乏を來し、此所に爭議の發生を見るに至ることが多い。その上中間搾取制度が今猶根强く殘つて居るのみならず、時には使用者側に於ても無理な請負を爲した結果、事業の遂行が困難となり遂には支拂賃銀に窮し甚だしきに至つては、其儘所在を晦まし事態を益々紛糾せしむるものさへ決して珍らしいことではない。

この外數年前より映畫劇場等の爭議が頻りに發生するに至つてゐるが、この種の爭議は發聲映畫の流行に依る當然の結果として殆んど不可避的であると言へよう。この種の爭議としては昭和七年が最も多く一八〇件（內同盟罷怠業、工場閉鎖は八五件）を數へ、八年、九年は之に比して稍減少したが、十年に至つて又總數一七一件に達して居る。只罷怠業工場閉鎖を伴ふたものは二四件に止まり七年に比するならば著るしく尠少である。

尙ほ十年中の特異な現象は曩にも一言したように九年の風水害の影響を受けて瓦職工の爭議が非常に多かつたことで、此の種（窯業）の屬する化學工業における爭議は例年とも多數を占めて居るが、本年は右の關係で特に多く、窯業のみで

九一件に達し化學工業全體では一二二件に及んでゐる。次に數の問題よりも質について特に社會の注目するところとなつた爭議は、愛知縣東三河地方の電鐵會社の爭議であつて、これは日本主義勞働運動と關聯して「勞資共同委員會」の設立等幾多の問題を提供した。

爭議の規模　爭議の規模としては先づ參加人員數に着目し得るがその累年の趨勢は左表のごとくである。

爭議全數（紛議を含む）についての狀況

年次	件數	總參加人員	一件當り參加人員
大正十二年	六四七	六八、八一四	一六〇
大正十三年	九三三	九四、〇四七	一〇一
大正十四年	八一六	八九、三八七	一一〇
大正十五年	一、二六〇	一三七、二六七	一〇一
昭和二年	一、二〇三	一〇三、三五〇	八六
昭和三年	一、〇三一	（三、六二五）一〇一、八九三	一〇〇
昭和四年	一、四三〇	（四五六）一七三、一四四	一三一
昭和五年	二、二九〇	（一、五三八）一九一、八三八	八三
昭和六年	二、四五六	（二、三六七）一五四、五二八	六三
昭和七年	二、二一七	（五、一七六）一三三、三一三	五六
昭和八年	一、八九七	（四、二一七）一二六、七三五	八二
昭和九年	一、九一五	（三九〇）一三〇、三〇七	六三
昭和十年	一、八七三	（一、四〇八）一〇三、九六二	五六

備考　一、括弧内の數字は前年より繼續の爭議を示す。

二、二ケ年に繼續せる爭議は兩年共加算せり。

右のうち同盟罷怠業工場閉鎖についての狀況

年次	件數	參加人員	一件當り參加人員	損失作業延日數
大正十二年	二七〇	三六、二九五	一三四	四三、八七三
大正十三年	三三三	五四、五六六	一六四	六一三、一四四
大正十四年	二九三	四〇、七四二	一三九	二九五、〇二七
大正十五年	四九五	六七、二三四	一三六	六九八、〇七一
昭和二年	三八三	四六、六七三	一二三	一、一七七、三五二
昭和三年	（四）三九七	四六、二五三	一一七	五八三、五九五
昭和四年	（五）五七六	七七、四四四	一三四	五七一、八六〇
昭和五年	（六）九〇七	八一、三六二	九〇	一、〇八五、〇七四
昭和六年	（一四）九八八	六四、五三六	六五	九八〇、〇五四
昭和七年	（二三）八九三	五四、七八三	六二	六一八、六一四
昭和八年	（一三）六一〇	四九、四三	八一	三八四、五六五
昭和九年	（三）六三六	四九、五五六	七九	四四六、一七六
昭和十年	（六）五九〇	三七、七三四	六四	三〇一、三三四

備考　一、括弧内の數字は前年より繼續の爭議を示す。

二、二ケ年に繼續せる爭議は兩年共加算せり。

三、大正十三年以後は損失作業延日數中に怠業日數を加算せず。

先づ昭和十年中の爭議參加人員について見るに總人員一〇三、九六二人であつて、一件平均參加人員は五六人である。これを前年度と比較すれば總參加人員において約一、六〇〇

人、一件平均において七人、兩者共に減少を示してゐる。同盟罷怠業、工場閉鎖したものゝみとれば一件平均六四人で、これも前年の七九人に比較して減少して居り、漸減の趨勢の例外を爲してゐないのみか、その最高期に比し半數にも及んで居ない。この統計において明らかに大規模の事業上に於ける爭議が著しく減少してゐることを證明する。卽ち同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふた爭議五九〇件中、約三九%の二二八件が參加人員十五人以下の爭議であつて、之が最も多數を占めてゐる。次に十六人以上、五十人未滿のものが二一三件三六%を占め、普通大規模の爭議と認められない五十人未滿の爭議が兩者を合して四四一件、總數の實に七五%に達してゐるが、猶この中でも百人未滿のものが殆んど半數に達して居る。參加員三百人以上を數ふる爭議に至つては僅かに二四件に過ぎない實情である。

參加員と對應して爭議の規模とも言ふべきものを構成する爭議の繼續期間であるが、今之を觀るに昭和十年は八、九年と共に注目すべき特異な現象を呈してゐる。卽ち大正の末期から昭和六、七年頃迄は長期間繼續するものが比較的多かつたが昭和八年以來、この傾向に變化を生じ、長期繼續のものが漸次減少しつゝあるやうである。遡つて大正六年頃を中心とした數年間は最近と同樣長期繼續のものは比較的に少い。これによつて推論すれば經濟界の不振時代に爭議の繼續時間が長く、好況時代にはその反對の現象を見るが如くであるが、恐らく經濟界不振の時は勞資の主張が强硬且つ對蹠的であり、早期の妥協が困難であり勢ひ爭議は長引き、好況時代はこれに反對の結果を招くといふ一つの興味深き示唆を與へられる。昭和十年において昭和九年に比し長期繼續のものが若干增加してゐるか、これは最近における勞働組合等の態度に因るが如く觀察せられる。卽ち爭議に對して愼重なる態度を以てし、なるべく紛議を避けやうとするが、四圍の事情より止むなく爭議に入つた場合には相當に强硬に鬪爭を持續するといふ傾向と解せられやう。爭議繼續期間に關する統計左の如し。

同盟罷怠業、工場閉鎖繼續日數別表

	三日以下	四日以上十一日未滿	十一日以上三十一日未滿	三十一日以上	自然消滅	未解決	計
六正 三年	二八	三	一	一	一	一	五〇
同 四年	四一	一八	五	一	一	一	六四
同 五年	六九	三四	五	一	一	一	一〇八
同 六年	三〇三	八四	二	一	一	一	三九八
同 七年	三二〇	七三	一五	一	一	一	四一七
同 八年	三六三	一三五	九	一	一	一	四九七
同 九年	一六七	八三	三	一	一	一	二八二

同　十年	一二八	七四	—	四二	二	—	二四六
同　十一年	一一八	九〇	三四	八	—	—	二五〇
同　十二年	一一八	八五	五二	一三	二	—	二七〇
同　十三年	一三三	一一二	七七	一一	—	—	三三三
同　十四年	一二二	九六	七六	八	—	—	二九三
同　十五年	一四九	一八四	一〇〇	六〇	二	—	四九五
昭和　二年	一四四	一一八	六八	四六	三	四	三八三
同　三年	一五九	一三五	七一	二五	二	五	三九七
同　四年	一六六	一九七	一四六	五六	五	六	五七六
開　五年	一八六	三一七	二六九	一一〇	一一	一四	九〇七
同　六年	二七一	三〇五	二四四	一四八	七	二三	九九八
同　七年	二八七	二六八	一九七	一一八	一一	一三	八九三
同　八年	二六三	一九七	一〇三	四一	三	三	六一〇
同　九年	三二六	二〇二	六八	二八	二	—	六二六
同　十年	二八〇	一九五	七三	四二	—	—	五九〇

尙本年中に發生した爭議の內、社會の注目を惹いたものは東京モスリン紡績株式會社金町工場、東京の荏原製作所、松竹キネマ株式會社、東京印刷株式會社の爭議であり、年末に迫つてから發生した川崎汽船株式會社、東京市電爭議は特記すべきものであるが、東京市電の爭議は同盟罷業にまでは至らなかつた。尙ほ爭議を法律に依る國家的裁斷の下に解決せんとしたものが二回あつたのは特異の事例である。その一つは大阪に於ける戸畑鑄物株式會社一解雇職工より提起された解雇手當請求事件であり、他は名古屋の映畫館關係の同じく解雇手當請求事件である。

爭議の原因並要求事項　爭議の原因は單純のものではなく各種の事情が錯綜して遂に其の發生を見るに至るのが常である。而も單に經濟上の衝突のみではなく感情或は時の勢に依つて突發することも敢て珍しくはない。要するに、爭議の緣由は可なり複雜であつて簡單に一事項を以て直ちに爭議の原因なりと斷ずることの困難である場合が多い。時には爭議の進行中其の重點が轉換されることもあり或は眞の原因を端的に明示することなく他のものに依つて粉飾することも屢々ある。一面爭議の要求事項に就ても列擧せられたる數十項中、何れが主たる要求事項なるかを判斷することに困難を感ずることは前記の場合と同樣である。しかし乍ら周圍の事情前後の動きに依つて爭議の原因と認むべきものを認識し、これに對應する中心的要求を見出すことは出來る。以下これに從つて得たる統計に順據しその概要を記述す來る。但し原因と要求とは恰も表裏の關係に立つものであるから、玆では要求事項に關して近來大きな變化を示したのは賃銀增額等從業員側より見たる所謂積極的な要求の增加したことである。元來、この種の要求は大正の末期までは五割內外を示し賃銀減額反對等の消極的、守勢的な要求を凌駕するのが常であつたが、財界の影響をうけて年と共に勞働者の守勢に移つた。斯くて昭

和二年より七年迄は全く地位を顚倒して賃銀減額反對等の退嬰的な要求が大勢を支配し、昭和五年の如きは總數の七割六分に達した。この頃は深刻な不況が全經濟界に瀰蔓し解雇者の續出に依つて勞働不安か殆どその極に達したものゝ如くで、賃銀增額の如きは特別のものを除き殆んど要求の餘地なく、只管解雇を怖れて居たものと考へられる。然るに昭和六年の滿洲事變及び金輸出再禁止以來、我財界の一部は漸次好轉したが、それは直ちに爭議の上に反映し、昭和六年及び七年には以上の傾向が少しく緩和した。越えて八年に至つて再び完全に地位を替へ、積極的な要求が全數の五割を占め、消極的な要求が僅かに三割九分に低減した。そして九年度は更にこれを强化し五割四分と三割一分にまで進んでゐる。かくの如く積極的要求の著るしく增加した事は稀であつて、たゞ大正十二年の五七%を除けば最高の記錄である。

然して昭和十年度は五九〇件中、積極的要求を提出したものは二八〇件、四七%、消極的のものは二〇七件、三五%を占めて居る。此の結果を見るとき直ちに八年、九年に比して稍變化を來した事實が自ら明らかにされる。卽ち積極的要求が減少したに反し消極的要求が却つて前年に比し多少とも增加したことである。併しながら九年が關西の大風水害なる特殊事情に基き獨り爭議件數の上に大きな關係を及ぼしたに止まらず、之等多數の製瓦工の爭議が大部分罷業（風水害と直接關係があるものゝみにても四七件）を伴つたものであり、且つは積極的要求の代表的なものである所の賃銀增額の要求に基くものであつたが爲めに、上記の如き殆んど例外的な積極的要求の增嵩を來したのである。從つて九年度を特別な因に基く特殊なる現象とするならば十年に於て多少の變化を見るのは當然であらう。卽ち前記の如く九年の製瓦工の爭議は賃銀增額に基くものであつたが、その結果は多くは短期間の（三ヶ月或は四ヶ月）賃銀增額に終つたので、その終期は九年末或は十年に入つて到來するものが多く、其の時期に於いて賃銀は一應舊時に還元するため、茲に更ねて賃銀減額反對の爭議が發生するの可能性を與へられたわけである。而もその發生件數は本年（罷業に入り而も以上の關係に立つものゝみにて五四件）のものゝみ採るも前年の件數よりも寧ろ七件多かつたのである。卽ち同一事業物に於て爭議が重複し發生したことになると共に此の影響がそれ以外の新しき事業物に迄波及した結果となつて現れた。斯くて此の多數の爭議が例外なく賃銀減額反對に出發したものであつたが爲めに、全體の傾向の上に大きな制約を與へたことは容易に理解出來るであらう。されば十年は九年と共に特別なる理由に胚胎する特殊現象と解すべきであらう。十年における各種要求の詳細は次表の如くである。

同盟罷怠業工場閉鎖要求別件數

	同盟罷業 件數	同盟罷業 參加人員	同盟怠業 件數	同盟怠業 參加人員	工業閉鎖 件數	工業閉鎖 參加人員	計 件數	計 參加人員
賃銀增額要求	二〇四	一四、〇〇〇	一六	九一九	五	三六〇	二二六	一五、二八九
賃銀減額反對	七九	三、三〇二	二	一〇六	一	二四	八二	三、四二三
賃銀算定支給方法の變更又は反對	八	三、六七五	七	二六九	一	三三	四六	三、九七七
勞働時間の短縮	九	一五二	—	—	—	—	九	一五二
公休日の設定	三	一〇八	二	二〇	—	—	五	一二八
作業方法規則の變更又は反對	一一	四〇九	—	—	—	—	一一	四〇九
組合の自由又は確認	五	八七四	二	二八五	—	—	七	一、一五九
工場設備其の他の福利增進施設	二	一、一五二	—	—	—	—	二	一、一五二
解職退職手當確立又は增額	一八	六三六	五	二一七	四	八四	二七	九三七
解雇反對又は解雇者の復職	四五	一、七八八	一	一、一六八	一	一三	四七	二、九六八
爭議に關する犧牲者を出さざること	—	—	—	—	—	—	—	—
監督者の排斥	二五	一、三三三	五	一、三三五	一	四六	三一	二、七一四
賃銀支拂要求	四二	一、八〇〇	二	一二八	—	—	四四	一、九二八
休業反對	三	七七	—	—	一	九	四	八六
休業手當の支給又は增額	三	三五	—	—	—	—	三	三五
其の他	四四	二、五一二	三	八六六	—	—	四六	三、三六八
計	五三一	三一、八五三	四五	五、三一三	一四	五六八	五九〇	三七、七三四

本年は同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふ爭議は前表の如く五九〇件であつたが、この中賃銀增加を要求しだものが最も多く二二六件を占め、總數の三八%に當る。之れを昨年の四七%に比すれば相當の減少であるが、前記の如く積極的要求總數二八〇件、四七%中、この種に屬するもの二二六件の多きに達し、總數の三八%に相當し重きを爲して居ることに變りはない。從つて積極的性質を有する爾餘數項の要求全部で僅かに九%にしか當らないと云ふ實情である。

次に積極的要求の一つとして勞働賃銀と並んで勞働條件の重要なる一をなす勞働時間の問題が今日のみに限らず何時も主要な要求として現はれることの少いのは注目に値する。案ずるに、經濟的に惠れざるを常とする一般勞働者は勞働時間の若干の延長より受くる苦痛よりも寧ろ實收賃銀の多からんことを望む結果であらうが、此の心理は兎角不安の多い我が國勞働界の實情よりして相當諒察し得るものがある。併し乍ら之れ固より程度の問題であつて過重に過ぐる勞働をも甘受せんとするものではない。現に本年の如き勞働時間の短縮を主たる要求として掲げたのは僅かに九件に過ぎないが、從たる要求として提出したものは四二件に達して居る。昭和九年度において、主たる要求として掲げたもの十二件、從たる要求として提出したもの五九件に比較しても本年は減少してゐるわけである。

消極的要求の最たるものとして從來長く其の首位を占めてゐた賃銀減額反對は、九年は僅かに三二件に減少して注目せ

られたが、十年は八二件に達してゐる。併しながら、これも、數年前に比較してみるならば猶ほ多大の懸隔がある。たゞ玆に注目すべきことは、上述の如き種目の要求が著しく低減して居るに拘らず、解雇反對の要求が依然として相當の多數を占め、消極的要求が珍らしく減少した九年においてすら總數の六二七件中七八件を數へたのである。然るに十年度は總數の上に於て三十六件の減少を來して居るとは謂ひながら解雇反對の爭議が四七件に減少してゐることは經濟界の實狀と關聯せしめて注目を要するであらう。併しこれと好對照を爲すものに賃銀支拂の要求が依然として多く、昨年の四八件に對し本年は四四件を數へてゐる。斯くの如く解雇反對の要求が著しく減少したるに反し、賃銀支拂要求は絶對的にも相對的にも大きな變化がない。この統計のみより推論すればこの事實は產業勞働界に考慮すべき一問題を提供してゐるもの、如くである。

次に解雇、退職手當の確立、又は其の增額を要求する場合も相當多い。現在の情勢よりすれば解雇は勞働者の最も苦痛とする所であるが、之に基く爭議が依然として多數あることは既述した如くである。殊に時代に適合しない種類の業務に從事する者に對しては解雇は寧ろ運命的な存在であるとも謂へるだらう。かくの如く事業の種類或は業績の如何に依つては解雇は好むと好まざるとに拘らず或程度まで避くべからざるものとすれば、解雇手當制創定乃至其の增額を希望することは一應無理からぬ所である。この要求に基くものは本年は九年と同樣に二七件であつて必ずしも多いとは言へないが、併しこの種のものは多くは解雇反對を正面の目標とし主張貫徹の困難な曉に於て解雇手當の增額を求むるものが先づ普通であつて、從たる要求の中に包含されることが多く、十年の如きは六六件を算して居る。從つて主たる要求となつて表れることが比較的少くとも實質的には重要な意義を持つものと謂はねばならぬ。解雇、退職手當制度に關して論議さるゝ機會の多きは當然であつて、殊に屢々問題を惹起する所謂臨時工の名義に依つて雇傭されつゝある人々の甚だしく增加した今日、聽て來るべき經濟界の反動期をも豫想したる時、敢て贅言を俟つまでもなく相當の紛糾を思はしむるものがある。

以上は同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふたものゝみに就てゞあるが之れ等を伴はない所謂紛議の程度のものを加へたものに就ても略々同樣の事を言ひ得る。

爭議の結果　勞働爭議における要求事項が如何に落着したかは最も重要な問題であるが、要求事項中その主たるものを明確に把握することが困難な場合があり、且つ又、爭議の進行中重點が轉換さるゝこともある。從つて、凡ての爭議につきその主たる要求が貫徹し從業員側の勝利に歸したか或は不

貫徹に終つて敗北したかを斷ずることは相當難事に屬する。併し乍ら、各爭議の原因動機等より見て、勞働者側の主たる目的と認むべきものを認識し、その結果如何を大體識別すれば概ね左の如き結果となつてゐる。

大正十二年以降の統計を見れば、大正十二年と同十四年とは勞働者側の要求が貫徹した爭議が最も少く、その比率は僅かに一〇%臺に過ぎない。之に反して、昭和四年及五年は經濟界の不況が最も深刻であつた時代にも拘らず、要求貫徹の爭議が最も多く二九%を示してゐる。然るに、昭和六年の滿洲事變以來一部財界に好轉の曙光を見出したと謂はれる昭和七八年は又々逆轉して要求貫徹の爭議は減少してゐる。殊に昭和八年の如きは辛うじて二〇%に過ぎない。しかも此の年は賃銀增額の所謂積極的要求が著しく增加した年であつた。しかし昭和九年は稍々趣きを異にし要求貫徹に終つたものが相當增加し一六三件、二六%に達してゐる。此の年も積極的要求が著しく增加した年であつたが、よくこの結果を招來したのは財界の反映であると共に昭和八年は稍時期尚早であつたことを示すものに外ならない。昭和十年は九年と略同樣の傾向を示し、要求貫徹に終つたものが一五八件、總數の二七%を占めて居る。但し此の兩年と雖も猶昭和四、五年に及ばざる事實は深く注目を要することである。

以上は（何れも同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふたものゝみ）勞働者側要求の貫徹した方面よりの觀察であるが、其の反面に於ける不貫徹の點より見ても略々同樣の結論を得ることは明かである。たゞ此の結果の區別を貫徹、妥協、不貫徹の三點に求めてゐる關係上、貫徹の中には多少は直ちにその反對の結果を不貫徹の上に顯現するものでなく、所謂「妥協」なるものゝ存在に依つて多少修正されることのあるは疑なき事實である。

第二節　主要なる爭議

1　工場工業に於ける主要爭議

一、染織工場

【一月】	（工場名）	（參加人員）	（關係團體名）
	清水染色工場（東京）	三	全國手中工組合
	玉川染工所（同）	三〇	
	岩田染工場（愛知）	二五	全國手中工組合
【二月】	東京モス金町工場（東京）	六〇〇	總同盟紡織勞働組合
	木津捺染工場（兵庫）	一七	全評阪神纖維
	草加地方手付中形工場（埼玉）	八〇	全國手中工組合
	加藤友仙工場（京都）	三	全評京都纖維
【三月】	草加地方手付中形工場（埼玉）再燃	八〇	全國手中工組合
	日清紡富山工場（富山）	二〇〇	
	服部商店熱田工場（愛知）	三五〇（女）	
【四月】	荻原毛糸工場（東京）	二〇（全）	全評關東纖維

飯塚織物工場	（栃木）	一五	總同盟關東醸造勞
名古屋紡名古屋工場	（愛知）	不明	總同盟愛知縣聯
【五月】東洋紡神崎工場	（兵庫）	二〇〇	總同盟關西纖維
堀川外六晒工場	（大阪）	三五	同右
玉川染工場	（東京）	六〇（全）	
横濱絹綿布帛製品工業組合	（神奈川）	五〇〇	横濱輸出布帛製品三工業組合
松柏友仙工場	（千葉）	三〇	關東手工友仙勞働
岩本製糸工場	（愛知）	五〇	豐橋合同勞働
丸大輸出織物工場	（全國）	五五	
郡是製糸工場	（宮崎）	一五〇（女）	
【六月】東京モス龜戸工場	（東京）	二七八（全）	全勞日本紡織
新興毛織南千住工場	（同）	五	
旭纖維工業試驗所	（同）	四〇八	
大津友仙工業第一工場	（滋賀）	三五	全評京都纖維
金本友仙工場	（京都）	三五	同右
共立モス中山工場	（千葉）	不明	總同盟千葉聯
【七月】安田外三友仙加工場	（大阪）	一五〇	
島田製織會社	（岡山）	一三〇	全評岡山一般
大洋友仙第一工場	（京都）	再燃三	全評京都纖維
三龍社分工場	（愛知）	二〇六	
【八月】八千代メリヤス工場	（東京）	三	
秋山染色捺染工場	（神奈川）	三	
【九月】岸和田紡績會社	（大阪）	一三九（女）	

旭紡績仙臺工場	（宮城）	一四〇（女）	
友部製糸會社	（茨城）	不明	全勞大阪聯
【十月】東洋紡天滿工場	（大阪）	四二	總同盟
丸純染工場	（兵庫）	二五工場一〇〇	總同盟紡織勞働
【十一月】八王子織物同業組合	（東京）	二九	總聯合
伊勢屋染色工場	（神奈川）	不明	總同盟關西紡織
協和紡天滿工場	（大阪）	六二	
貝塚紡新町工場	（全　）	四七	大衆黨支部
出水製糸工場	（大分）	一三	
【十二月】葛城工業組合糊付工場	（大阪）	不明	日本革新勞働聯盟
松本絹織布工場	（愛知）	同	同
眞野毛織工場	（同　）		

二、金屬工場

【一月】松島寬工場	（大阪）	四三（全）	總同盟大阪金屬
平岡鐵線會社	（同　）	一	全勞大阪金屬
大阪製鐵會社	（同　）	五	同右
日本錫工業會社	（同　）	二五	同右
齋藤錠前工場	（同　）	不明	全評大阪金屬
和氣鐵線會社	（同　）	一〇〇（内四〇〇鮮）	
戸畑鑄物大阪工場	（同　）	一	臨時工解雇手當請求訴訟提起
山崎鐵工所	（東京）	一	全勞關東一般化學
濱崎金屬研究所	（同　）	一	
日蓄川崎日場	（神奈川）	八〇〇	總聯合及總同盟

山田ポンプ製造所（愛知）　二〇（鮮）
【二月】高石製鋼所（大阪）　二八五（全）　總同盟大阪金屬
今福製鋼所（同）　一　全勞大阪金屬
横濱橋梁會社（同）　一六〇　同右
荏原製作所（東京）　一四〇　總同盟東京鐵工
富永製作所（京都）　一五　總同盟京都聯合會
【三月】日本鋼製建具會社（東京）　六三（全）　總同盟東京鐵工
黒川鑄物工場（愛知）　一七　全評中部地評
大同チエン會社（石川）　二〇〇（全）
宇部珐琅鐵器會社（山口）　一五
【四月】坂井發動機製作所（東京）　七四（全）　關東工聯
パーカーライヂング會社（同）　一七　全評關東金屬
奥萬プレス會社（同）　五〇（全）　同右
服部製鋼所（愛知）　一〇〇（全）　全評名古屋合同勞働
澤田ボールベアリング製作所（大阪）　三三（全）　全評大阪金屬
【五月】中島電氣製作所（東京）　八三　總聯合日本將技會
山本製作所（愛知）　一　全評中部金屬
關東工業落合工場（同）　三　全評關東金屬
帝國內燃機工場（神奈川）　六八（全）
中京機械製作所（愛知）　一　全評中部金屬
京都製鋼會社（京都）　三九（全）
【六月】岩崎製作所（東京）　一　全勞關東金屬
草柳龜戸工場（同）　一六（全）　總同盟東京鐵工
中野鍍金工場（同）　一　新日本國民同盟
小島鐵工所第三工場（同）　一　勤勞日本黨
ガイク機械製造會社（同）　三
原鐵工所（同）　九
青木鐵工所（同）　一五（全）
【七月】昭和製作所（東京）　七〇　總同盟東京鐵工
龜戸クロームメツキ工場（同）　七　全勞關東一般
田村鑄物工場（同）　二四（全）
中森メツキ工業所（同）　五
金華製作所（同）　七
九州電氣工業小倉工場（福岡）　一〇　總同盟製鋼勞働
【八月】宇田川鑄物工場（東京）　一　全評關東金屬
東京計器製作所（同）　一三三八（全）　親交會
東京衡器製作所（同）　一〇
旭工業所（神奈川）　五〇（全）　總同盟神奈川鐵工
吉田鑄物工場（東京）　四
東洋電氣矢口工場（同）　二六（全）
【九月】原機械工具製作所（東京）　一一
濱中剃刀製作所（同）　七
日東工作所（大阪）　一〇　全評大阪金屬
川谷鐵工所（同）　二六（全）　總同盟大阪金屬
小澤ライター會社（千葉）　五〇（全）　總同盟千葉聯
第一鋼業會社（京都）　四五（社員一七）　總同盟京都聯

【十月】森電氣機械工作所（東京）　不明　全評關東金屬
涙速裾鐵所（大阪）　四〇　全勞大阪金屬
永原鋼管會社（同）　不明　全評大阪化學
山田鑄造所（同）　三　大日本勞働大阪合同
理研ピストリング工場（新潟）　三〇（女）
東海鐵工所（愛知）　不明　大日本國民同志會
【十一月】竹中伸鐵所（大阪）　不明　全勞大阪金屬
帝國機械工業會社（神奈川）　五三（全）
山陽裾鋼所（兵庫）　三七（見習工）

三、化學工場

【一月】松宮ゴム會社（東京）　八（全）　全勞關東一般化學
前田セーム革製精所（同）　五
武田製藥工場（大阪）　三　全評大阪化學
丸善石油大阪製油所（同）　一　全勞大阪金屬
【二月】旭ベンベルグ工場（滋賀）　四〇　關東勞働同盟
旭ベンベルグ延岡工場（宮崎）　二〇
京都製瓦同業組合（京都）　三〇　日本瓦工業組合支部
美濃瓦工業組合（岐阜）　一七〇　總同盟中京合同
【三月】日本ペイント會社（大阪）　六〇　總同盟大阪合同
日本煉瓦會社（同）　八〇
泉州瓦工業組合（同）　五三
東都サンタル製陶所（愛知）　二〇
スタンダード石油鶴見油槽所（神奈川）　一六三　總同盟石油勞働
倉敷絹織酒津工場（岡山）　不明　全評岡山一般
尾崎染料會社（同）　二〇〇
日本板硝子二島工場（福岡）　二〇〇　日本勞愛會支部
錦華人絹宇品工場（廣島）　八〇
【四月】森田外十五製陶工場（愛知）　五三　瀨戸本業職工組合
丸山製陶所（同）　一九　總同盟大阪金屬
【五月】美活石鹼工場（大阪）　一　愛國政治同盟
大竹製肥所（東京）　二一〇　總同盟京濱合同皇道會
エビス電球大森バルブ工業所（同）　二九（全）
八越ゴム工場（同）　二
米山製油工場（愛知）　六〇　瀨戸製陶勞働
瀨戸陶磁器工業組合（同）　三
改良製紙會社（同）　一四　總開盟關東電球硝子
【六月】關東硝子會社（東京）　六五（全）　全勞關東一般化學
【七月】ラブミー工場（東京）　三五〇　全勞大阪化學
角一ゴム會社（大阪）　二
【八月】中島電解工場（東京）　七四（全）　總同盟電球硝子勞働
【九月】大崎硝子工業會社（東京）　四〇　總聯合
【十月】豐明ガラス工場（大阪）　六〇　高知脂紙工組合聯合會
高知中央脂紙業組合（高知）

四、飲食物工場

【一月】佐々木蒲鉾製造所（大阪）　一五（全）　全勞大阪化學一般
藤崎醬油工場（埼玉）　不明　總同盟關東釀造勞働

矢野醬油醸造工場（群馬）　不明　同右
原田醬油醸造工場（同　）　一六　同右
【六月】銅傳いなり揚會社（大阪）　七三　總同盟大阪合同勞働
【七月】碑文谷製氷所（東京）　六五（全）　全勞關東一般化學
【八月】大阪製菓會社（大阪）　三　總同盟製菓勞働
【十月】青木攝津酒造、灘工場（兵庫）　三五　總同盟灘支部
【十一月】明治製菓戸畑工場（福岡）　八三　總同盟戸畑支部

五、雜工場

【一月】山縣製本印刷會社（東京）　三九　全國自聯東京印刷工
豐榮社（同　）　五　同右
三有社印刷所（太阪）　五〇（全）　總同盟大阪印刷出版
中西印刷所（同　）　七（全）　同右
進光堂印刷所（同　）　一七（全）　全勞大阪一般化學
日本夏帽會社（東京）　一七　全勞關東一般化學
福島キルク加工場（大阪）　二〇（全）　全勞大阪履物勞働
三共額椽製作所（愛知）　不明　全評中部地評
東洋袋再製名古屋工場（同）　一九　總同盟愛知縣聯
【二月】野田醬油會社（千葉）　四八〇　野田製樽職工組合
旭木材横濱工場（神奈川）　二六　總同盟神奈川製材
手窓造船業組合（岡山）　不明　窓工會
第一木管會社（廣島）　九〇
州本貝釦業者（兵庫）　四〇〇
石田履物工場（大分）　六　全評中津一般
函館造船業組合（北海道）　二九〇　函館造船木工組合
【三月】東京印刷會社（東京）　二七〇　全勞關東出版
東京コロタイプ印刷同業組合（同　）　三〇〇（全）　コロタイプ技術員組合
堺線香同業組合（大阪）　五五
近藤製材所（秋田）　三　總同盟秋田縣聯
【四月】堀抜製帽會社（大阪）　二五　總同盟灘支部
綱勘製綱會社（三重）　三〇
【五月】長郷製帽所（東京）　七七（全）　全勞關東一般
檜物製材工場（石川）　不明　全評石川合同勞働
能代木材會社（秋田）　七〇　總同盟能代製材
【六月】松田印刷所（東京）　一〇　全國自聯東京印刷工
伊藤製材所（同　）　一六（全）
大阪刷工會十六刷毛工場（大阪）　二六〇　全勞大阪化學一般
株式會社開始堂（靜岡）　一八〇
那覇製樽業組合（沖繩）　三〇〇　樽工組合
【七月】ベンベイ印刷會社（東京）　一三　總聯合京濱出版
東京コルク工業會社（同）　一〇（全）
神戸又新日報社（兵庫）　四〇　全勞神戸聯
秩父銘仙柄型紙商組合（埼玉）　四〇
島田ランプシン工場（岡山）　一五　全評岡山一般
やまと製綱工場（愛知）　不明　全評名古屋合同勞働
【八月】凸版印刷、本所分工場（東京）　一六　全勞關東出版
淺田製作所（同　）　二　全勞働關東木材

	田中製作所（同　）	六〇（全）	
【九月】	丸ヨ製材所（東京）	五	全勞東京地方自由勞働
	朝倉製作所（同　）	二八（全）	總同盟中央合同勞働
	木村クリーニング會社（岡山）	三〇	全評岡山一般
【十月】	大村造船業組合（三重）	一一〇	大湊造船職工組合
	伊藤木工場（青森）	一三	
【十一月】	大森スレート會社（東京）	六二	總同盟中央合同、生産黨
	昭和釀造用器會社（群馬）	二四	總同盟關東釀造勞働
	伊豫水引製造工場（愛媛）	七四	伊豫水引職工組合
	久保田製作所（愛知）	不明	全評名古屋合同勞働

六、特別工場

【三月】	東京電燈千葉支社（千葉）	六〇〇	東電從業員組合
	甲府電力會社（山梨）	三五〇	
	山形電氣會社（山形）	三〇〇	
【六月】	東京電燈支部、出張所（神奈川）		東電從業員組合
	大同電力會社（岐阜外全國六六職場）	一、三〇〇	全國評議會

2　家內工業等における主要爭議

【一月】	太田回漕店（東京）	三	總聯合京濱船夫
	東京合同運送小名木川支店（同）	一五	同右
	白遠線道路改修工事場（宮城）	二〇	
	ノートルダム修道院建築工事場（福島）	一七	
	岐阜縣中部牛乳商業組合（岐阜）	七〇	總同盟支部
	撫養濱鹽田（德島）	一、八〇〇	
【二月】	黑部水電ダム工事場（富山）	八〇〇	
	藤田、淺田回漕店（同　）	三六	滑川町沖仲仕同業組合
	第二金曜會（兵庫）	三、五〇〇	神戸沖仲仕業組合
	川北回漕店（神奈川）	一八	總同盟運輸勞働
	小林運送會社（宮崎）	一八	
【三月】	水戸市石材業（茨城）	六〇	水戸石工組合
	奈良毛筆販賣組合（奈良）	不明	奈良毛筆製造業者同盟會
	弘前市簞笥業組合（青森）	三〇	
【四月】	遠洋漁業組合（新潟）	二〇〇	港從新潟出張所
	伊萬里驛通道路鋪裝工事場（佐賀）	一三	
	久慈川工營所（岩手）	九〇	大日本國社黨
【五月】	郵船運輸會社（東京）	八五	全勞日本運輸
	大阪市內洋式左官業者（大阪）	四〇〇	全勞大阪聯合會
	岡崎石材商組合（愛知）	九三	岡崎石材工組合
	黑田古鐵商店荷揚場（同　）	二七	全國評議會
	名古屋清掃組合（同　）	七〇	國社黨愛知支部
	聯合會東支部	六八	全評中部自由勞働
	矢田川砂利採取場（同　）	八〇〇	
	豐橋市下水道工事場（同　）	三（全）	
	藤井粘土採掘所（同　）	三〇	有田荷仕組合
	有田陶磁器同業組合（佐賀）	三五	港從東京支部
【六月】	須田回漕店（東京）	二三一	

向島西村製鹽所（廣島）　九九
松永町製鹽所（同）　二〇〇
今治市外波止濱鹽田（愛媛）　不明
東伯方村鹽田（愛知）　二〇〇
愛本發電所加藤組工事場（富山）　一〇〇
【七月】大瀧回漕店（東京）　二〇（全）　港從東京支部
橋本回漕店（同）　一四（全）　同右
櫻井合資會社（同）　八（全）　同右
稻吉回漕店（同）　四三　全勞日本運輸
伊勢橋回漕店（同）　六　同右
南北運輸會社（同）　四八（全）　同右
【八月】東京合同運送隅田川支店（東京）　二九　全評關東運輸
大牟田電氣化學管理組（福岡）　一〇〇　社大黨支部
府相組回漕店（愛知）　八〇　中部港灣從員組合
尾三石炭商組合（同）　七〇　同右
【九月】淺野造船所坂本組（神奈川）　七〇（鮮）　橫濱勞働者同盟
北川組（大阪）　六九（鮮）　全勞大阪金屬
岡田組（同）　九〇　同右
【十月】鯵ケ濱トロール漁場（青森）　二〇〇
鶴見驛合同運送（神奈川）　三〇　總同盟運輸勞働
伊藤石材店（岐阜）　四八
池畑運送店（鹿兒島）　七〇
【十一月】吉田組運搬部（大阪）　一四　全勞大阪運輸
若松市疊商組合（福岡）　二三二
櫻井町漆器組合（愛媛）　不明
八田網漁業者（鹿兒島）　二〇〇
【十二月】大阪艀業組合、大阪親港艀組合他（大阪）　四〇〇（全）　大阪海上同志會
馬込川改修工事場（靜岡）　一五〇
藤井陶土採掘場（愛知）　一〇〇
新宮木材業者（和歌山）　三〇〇　北山村筏夫組合

3　鑛山業における主要爭議

【二月】松岡炭坑（茨城）　二七〇（全）
手綱炭坑（同）　二七一
和野炭坑（同）　二七一
庄司炭坑（福岡）　不明　全評九州鑛山勞働
【三月】赤羽鑛山（福岡）　不明
帝國產金大仁金山工業所（栃木）　一〇〇
【五月】長久手炭坑喜嶽第六坑（愛知）　一九
【六月】矢岳炭坑（長崎）　二八
【七月】廣瀨鑛山（高知）　五〇
鎭西村炭坑（福岡）　一〇〇
【八月】愼岡炭坑（福岡）　三　總同盟日本石炭坑夫
【九月】忠隈炭坑（福岡）　二八　全評九州鑛山勞働
【十一月】山野炭坑（福岡）　不明　同右
【十二月】持越金山（靜岡）　一、〇〇〇　社大黨縣聯

立花金山（同）二〇〇
峡東腑金山（山梨）一七
關口炭坑（茨城）四四
金畑鑛山（秋田）三三

4 交通業における主要爭議

一、水上交通業

【二月】大阪商船香港丸他（兵庫）　日本海員組合
【五月】日本郵船會社（兵庫）　海員組合
【六月】攝陽商船會社（大阪）六八〇（全）　日本海員組合
隅田川汽船（東京）四三（全）　海員協會
大信汽船第一大信丸（大阪）　港從東京支部
【七月】九州郵船會社（福岡）　新日本海員協會
【九月】日本捕鯨工船團南丸（大阪）　海員組合下關支部
江博汽船會社（廣島）六七　海員組合川口支部
【十月】川崎汽船會社全社外船（兵庫）　海員協會大阪出張所
辰馬汽船、白辰丸（大阪）　港從江田島出張所
【十一月】越佐航路貨物船（新潟）一五〇　新日本海員組合
【十二月】日魯漁業會社（北海道）　海員組合川口支部
　　港從新潟支部
　　海員組合函館支部

二、陸上交通

【一月】村上タクシー（東京）三三（全）　全勞關東木材
東京乘合自動車（同）　全勞青バス從
渥美電鐵會社（愛知）
岩崎乘合自動車會社（熊本）
【二月】前橋自動車會社（群馬）
靜岡乘合自動車會社（靜岡）
人吉自動車會社（熊本）
【三月】名古屋乘合自動車會社（愛知）
【四月】久留米乘合自動車會社（福岡）
山梨電鐵會社（山梨）
南海乘合自動車會社（大阪）
小湊鐵道會社（千葉）
【五月】今井京阪特急社（京都）
藝南乘合自動車會社（廣島）
【六月】蒲田バス會社（東京）一六（全）
成田自動車會社（千葉）四〇
吉原自動車商會（同）一八
松坂乘合自動車會社（三重）
【七月】臼谷タクシー（大阪）六〇
旭タクシー（同）全國水平社
飯能自動車會社（埼玉）三〇〇　交總大阪自動車從
濱松タクシー（東京）二六（全）　同右
耶馬溪鐵道自動車部（大分）
【八月】西部電鐵會社（東京）
豐川鐵道會社（愛知）二〇〇（全）　全評中津一般勞働
　　從業員會
　　豐橋愛國勞働團體協議會

日本自動車運輸會社（埼玉）　再燃　總同盟關東交通勞働
さくらや自動車商會（大阪）　四〇　總同盟大阪合同勞働
鹿本乘合自動車會社（熊本）　八〇
【九月】豐橋電軌會社（愛知）　不明　豐橋愛國勞働團體協議會
渥美電鐵、豐橋自動車會社（同）　一三〇　同右
田口鐵道會社（同）　一五　同右
鳳來寺鐵道會社（同）　五〇　同右
吉浦乘合自動車會社（廣島）　三〇
林田乘合自動車會社（熊本）　三
光明電鐵會社（靜岡）　一〇〇
【十月】豐川鐵道會社（愛知）　二〇〇（再）　豐橋愛國團體協議會
南紀乘合自動車會社（和歌山）　四五
【十一月】名古屋乘合自動車會社（愛知）　不明　大日本國民同志會
【十二月】平和タクシー（東京）　七〇　交總東京自動車勞働
大平乘合自動車會社（長野）　四〇

5　官公業における主要爭議

【一月】坂越郵便局（兵庫）　四
【二月】西郵便局（太阪）　一五　遞友同志會支部
【五月】大藏省營繕局　七五　全勞東京自由勞働
新議事堂工事場（東京）
【七月】東京市電柳島營業所（東京）　三六　交總東京交通勞働
【八月】八幡市役所（福岡）　五〇　八幡失業者同盟
【九月】東京市電澁谷自動車營業所（東京）　三八五（全）　交總東京交通勞働
【十月】京都市電氣局（京都）　不明（交總、東交、大阪市電從、神戸市電從）
【十一月】橫濱市電氣局（神奈川）　不明　バス親交會、電車懇話會
【十二月】東京市電氣局（東京）　不明　交總東京交通勞働
（注意）＝本表には同盟罷、怠業等のほか紛議をも含む。

第三節　特に重要なる爭議の顚末

イ　昭和製作所爭議

爭議發生―昭和十年七月九日、終結―八月十八日、支持組合、總同盟東京鐵工。

發生―臨時工制度撤廢要求の聲は全職場の問題として廣汎に取上げられたが、昭和製作所（大森區堤方町二二、拂込資本金二十萬圓、大倉商事の直系會社）においては無電機械器具を製作する軍需品の爲、届出從業員五十名に拘らず二百名に近い臨時工を使用して仕事の繁忙に備へてゐるため勞務强濃の機關を缺き從業員間に會社の勝手な請負制度に對して數度の紛議が起つたが、七月一日從業員懇談會を開きたる際、日常の不平が爆發し、要求多數續出したので、三日午後七時より正式從業員大會を開き左記七ケ條をまとめ四日午前十時、從業員代表十一名が會社を訪問し、警視廳勞働課、大森特高課員立會の上、宮川支配人外二名と面接し口頭並文書で陳情した。會社は五日從業員代表者を招き左記の回答を爲した。

〔嘆願書〕

第一條　日給五割昇給の件、第二條　請負單價切下げ反對の件、
第三條　入社滿三ケ月以上勤務者は卽時本工に改むる件、第四條
退職手當制度改善卽時實施の件、第五條　衞生設備改善の件、第
六條　深夜業は出來得る限り撤廢の件、第七條　本工臨時工を問
はず點呼及勤務演習の場合は日給一人を後者は同じく六分支給の
件。

〔會社側の回答〕

一、日給は二錢より十五錢迄の範圍に於て調査の上至急昇給
を行ふ、二、請負單價は合理的に定むる事とし單價の切下げを必
要とせざる如き制度を實施す、三、臨時工は昨年六月勞務改善研
究會に於て決定せる規約通り實行す、但し規約により既に一年以
上に亘り臨時工たる者は其理由を調査の上本傭とす、四、退職手
當は昭和七年四月一日制定の別表に四日分を增加す、五、改善す
六、同感、七、點呼當日及び勤務演習召集期間の給料は希望通り
支給す。

この回答に接した從業員は同夜六時大森天理敎會で大會を開き
討議したが全體の空氣は反對を表明し、交涉委員十一名を擧げて
目的貫徹に邁進することに決し交涉戰を展開した。七日從業員は
總同盟本部を訪問して應援を求め、元陸軍工廠になた三十名を除
き全部總同盟の指導で戰ふことに決し、東京鐵工組合が正面交涉
にあたることになつた。東京鐵工主事代理伊堀氏が大森警察、澁
谷憲兵、本廳勞働課の各方面の諒解を求め愼重に準備工作を爲し
た。當局では事件が臨時工問題であるだけその影響する所大なる
を憂慮し、大森警察、澁谷憲兵と合議の上正式調停に乘出し組合
代表者と懇談し、解決促進を警告するところがあつた。十二日夜
總同盟本部で從業員大會を開き九十六名出席討論の結果、井堀、
池林當任を交涉委員に如へ七ケ條を要求書として提出、對會社
鬪爭を一任した。十三日午後當局の斡旋で大森署に於て勞資の會
見となり第一回交涉を行つたが會社側は從業員出席に反對して遂
に物にならず、十四日會社側から調停書を承認したので兩者の會
見となり、午後十一時から會社側能率顧問荒木東一郎、宮川支配
人他二名、從業員代表三名と井堀氏、氷原憲兵伍長、大森特高主
任立會で協議に入り翌朝四時までに妥協案を作成覺書手交正式調
印とまで申合せて散會したが、後で會社側は調印は某方面(軍部)
の諒承を必要とするので見合せられたしと希望したので延期し
たところ、更に會社側は十五日に至り覺書に異議あり承認拒否を
宣言したので再び從業員激昂し十九日遂に第三職場の百五十名が
工場を棄てゝ大森區梅屋敷の大森第四支部事務所に籠城した。爭
議團は八月八日聲明書を發し會社側の態度を痛擊したが七月十五
日の覺書は左の如きものである。

〔覺書〕

株式會社昭和製作所從業員の待遇改善に關する紛議は本日大森
警察署長並澁谷憲兵分隊の斡旋に依り左記條件を以て圓滿解決せ
り、玆に覺書四通を作製當事者並に調停者各一通を保持するもの
とす。

記〕

一、本回に限り昇給は日給二錢ょり十五錢迄とし會社の査定に依り七月十五日附を以て之を施行す但し第三工場並分工場從業員との均衡を計るものとす。

二、請取作業の協定は左の方法を以てす、(1)近く會社が實施せんとする新制度を原則とし、(2)之が合理化を確保すべく各工場別の機關たる專門委員會を設置す（註、專門委員會は懇談會式のものにして決議權等を有する者にあらず）、(3)而して同委員會は職員三名と各職場代表六名位を以て構成し特に機能の活用に重點を置く。

三、入社以來滿六ケ月を經過せる者は調査の上本傭とす。

四、退職手當制の改正、徹夜作業の可及的廢止、工場衞生設備の改善及軍事應召に對する給與等に就ては右の委員會に附議の上制定す。（以上）。

總同盟東京聯合會に於ては昭和製作所全從業員の約三分の二を占むる臨時工の問題をも解決せしむる必要ありとし、八月十二日三田日本勞働會館に於て支部代表者會議を開催、對策を協議し、遂に爭議團の統制活動の一切を聯合會本部に移管、爭議對策委員會陳情團の設置を決した。八月十二日に更に「軍需品製造工場昭和製作所の勞働事情を訴へ公正なる批判を乞ふ」といふ表題のパンフレットを發行し詳細なる內情を發表した。

終結　八月十九日に至り警視廳調停課長室に於て會社側より伊藤專務、杉浦顧問及び大倉商事の星川顧問、組合側より井出繁雄池善二、林主順氏、從業員側加藤氏外二六名が出席して金井調停課長、西村調停官補立會の下に左記覺書並に念書に正式調印を完了し、爭議發生以來四十數日で一事たこの爭議も圓滿解決の運びをみた。は事態の惡化を憂慮されてゐ

〔覺書〕

株式會社昭和製作所從業員の勞働爭議は今回調停官立會の幹旋に依り左記條件を以て圓滿解決したるに就ては茲に覺書三通を作製し當事者双方及調停者各一通之を保持するものとす。

〔記〕

一、昇給は本回に限り日給金二錢より拾五錢とし會社の査定に依り第一工場との均衡を圖り八月二十一日より實施す。

一、臨時工にして一年に達したる者は調査の上本工とす。

三、退職手當は六ケ月以內に改正發表す。

四、工場內の衞生設備は會社に於て可及的速急に改善す。

五、深夜殘業は可及的實施せざるものとす。

六、簡閣點呼の場合は其の當日、日給の一日分、勤務演習の場合は其の期間中日給の六割を支給す。

〔念書〕

株式會社昭和製作所第三工場及梅屋敷分工場從業員の勞働爭議解決に當り會社側は爭議團の退職者五名に對しては規定の退職手當を支給し別に金一封七千四百圓を提供することを承認せり。

愛知縣東三地方電鐵爭議

この爭議は近來稀に見る特異性を有する爭議として、勞働爭議

史上、注目に値するものである。

爭議發生―昭和十年八月二十五日、終結―九月三日。

發生　豐橋市に本社を置く豐川鐵道株式會社―社長吉原重成、專務取締役瓜生卓爾、取締役支配人奈良原次郎、取締役小野田又七、矢部和作、監査役小島傳治、角田重太郎―では八月二十四日奈良原支配人が公平なる人事を行ふといふ就任當時の聲明を裏切り、從業側に不評判の永村吉田驛長を運輸課長に拔擢する旨發表したこと、更に重役手當年額四千圓であつたのを本年度から一躍一萬圓に增額する案に對し二百四十餘名の從業員は、十ケ年以上も勤勞して昇給の恩典に浴しない從業員が多數あることに鑑み二十五日、從業員大會を開き、二十六日に二百餘名血盟連判した嘆願書を奈良原支配人に手交した。

〔要求條項〕　一、俸給三割增額のこと、二、定期昇給及び初任給制定の件、三、年功加俸制定の件、四、退職手當制度確立の件、五、公休日數增加の件、六、勤務時間短縮の件、七、人員增加の件、八、手當增額の件、九、自主的從業員組合を認むること、十、此運動に參加した者の 馘首を絶對に行はぬこと、十一、永村運輸課長を馘首すること(以上)。

經過　全線一齊に怠業狀態を續行。二十七日東京より瓜生專務來着し、從業員待遇改善要求委員會の金子委員長以下委員十名と重役室にて瓜生專務、奈良原支配人と正式の會見を行つたが、生置き陣容を堅め、沿線地方にビラを撒布し、地方株主七百餘名に陳情書を郵送したが會社側が冷然としてゐるため、十九日穩健なる態度が勞働爭議の形態となり、强硬なる要求書を支配人に提出するに至つた。二十八日會社側と第二次正式會見を行つたが要領を得ず三十一日に第三次會見を行ひ支配人に三十二項目の要求書を提出。解決を見ず。同日待遇改善從業員會の指令により豐鐵線一齊に怠業を開始した。同日午後四時會社側と會見、再び決裂し、こゝに總罷業の宣戰が布告されるに至る。

〔要求項目〕

政治的要求―イ、會社經營に對し純正日本主義に準據する勞資共同委員會を設立、ロ、從業員の純正日本主義に準據する團體組織の自由。

經濟的要求―イ、最低賃銀制の確立、舊愛知電鐵株式會社の初任給制度を採用すること、ロ、現從業員に對しては五割增給、ハ、退職の場合は入社より二年迄は三ケ月分以上、一年毎に二ケ月を增し解職の場合は退職の場合の倍額、但し入社より勤續年數通算の事、尙退職並に解雇手當基金として毎年半期利金の百分の七以上積立のこと。

人事要求―イ、永村進得吉を馘首、ロ、瓜生專務の辭職、ハ、矢部、吉原重役の解任、ニ、支配人並に最高幹部を社內より從業員の總意に依り推薦。(以上)

終結　九月二日には豐鐵爭議支持應援の愛國團體よりも長文の應援文が市民に訴ふる形式で撒布され、爭議狀態は憂慮すべきも

のがあつたが九月三日、山口豐橋署長の調停で解決を告げた。大體において従業員側の勝利を以つて左の十九項の解決條項が承認された。

〔解決條項〕　一、労資協同委員會設置と團體組織の自由、二、現従業員に對し一割増給、三、最小限度年一回定期昇給、四、賞與金は營業純益金の三割、五、自動車無事故手當一日六十錢、六、公傷費用は會社全額負擔、七、無過失は無論、重大なる過失なき事故費用は會社全額負擔、八、現在の死傷者手當を最低額にすること、九、旅費の三割増加、一〇、鳳來寺、田口、三信各社線出張には月額五圓支給、十一、爭議費用の會社全額負擔及爭議參加日數出勤と見做す、十二、永村氏退職、諸職工に對する進級制度確立、十三、爭議に依る解雇者は出さぬ、十四、従業員の人員增加、十五、公休日の確定、十六、賜暇規定の確立（一ケ年傭員十日、雇十四日、書記補二十日）等。

尙ほ今後組織する労資共同委員會で再檢討で是非を決定するもの、一、最低賃銀制の確立、二、退職並に解雇手當制度確立、三、諸手當制度の確立、四、本社勤務以外のものには雨具外套支給、五、車庫諸職工に制服制帽の給與、六、社宅規定適用範圍の擴張、七、支配人並に最高幹部を社内より従業員の同意により推薦すること、八、八時間労働制の確立。

電鐵爭議の擴大　豐鐵爭議が従業員側の勝利に終結したのを端緒として同地方の交通運輸會社は殆んど其の動搖渦中に投ぜられた。九月十五日には豐橋電氣軌道株式會社に（九月十六日解決）、九月三十日には遲美電鐵株式會社、豐橋自動車株式會社（十月五日解決）、に同質の爭議勃發し、豐川鐵道會社同様に「労資共同委員會の設置」の政治的要求を獲得するに至つた。また鳳來寺鐵道株式會社に於ては「労資共同委員會」と同質の研究會を十一月三日爭議に至らずして組織し得たし、十月九日には田中鐵道株式會社に、類似の爭議が惹起し、これも略同様な要求事項を貫徹することが出來た。以上の各會社に於ける爭議に際し、従業員側の要求事項の重點をなすものは「政治的要求」であり、これは特に注目すべき現象である。卽ち、（イ）、會社經營に對し純正日本主義に準據する労資協同委員會の設立、（ロ）、従業員の純正日本主義に準據する團體組織の自由、これであり、この要求の承認の結果、豐川鐵道には豐鐵愛國従業員組合が結成され、豐橋電氣軌道には豐軌愛國従業員組合が、鳳來寺鐵道には鳳鐵愛國従業員組合が、田口鐵道には田口鐵道愛國従業員組合が結成され、鳳來寺では紛爭解決後直ちに鳳來寺鐵道研究會の設立を見た。斯くの如き狀態に於ける純正日本主義運動は、同地方に一大衝動を與へ、この運動の背後に警察當局の消極的支援があるに非ずやとの疑念が問題にされ、これは政治問題化されやうといふ形勢さへ見えた。豐川鐵道では十月に至つて前記爭議の解決條件を實質的に否認するが如き方針に出て、他方従業員側は覺書に基き九月九日豐鐵愛國従業員組合を結成し、爾來再三共同委員會の設置につき折衝したが會社側の容認するところとならず爭議は再燃し、十一月十四日遂に罷業に進展した、會社側の態度は强硬となり、十七日、全従業

員二百三十餘名に對し解職を申し渡すに至つた。

豐鐵再爭議解決　十八日より二百三十餘名馘首宣告による總罷業のため、變電所からの送電は完全に停止し、電車は運轉停止したゝめ、會社側は臨時傭人夫によつて對應したが能はず、奈良原支配人は豐橋署に秋葉特高課長を訪ね、調停を依頼したゝめ、二十日、勞資代表者が市内千歳樓に會見し、山口豐橋署長の立會の下に解決案を承認、圓滿解決す。

〔解決案〕　一、會社側は馘首を申渡した從業員を全部復職、二、會社側は金一封を出すこと、三、豐榮會を作り、本會を現業員會程度のものとして資本家側より五名、從業員側より十名の委員を出して組織する事、他一項。

〔覺書〕　一、會社は組合員たるの故を以つて解職せず並びに待遇の差別をせさること、二、豐鐵愛國從業員組合の内容を左記の趣旨に依り改むると、(イ)任意加入、(ロ)社外者の排除、(ハ)組合員の人格を陶冶し且勞資一體の實を擧ぐることを期す、(三)會社に於て豐榮會を組織すること(會の内容は鐵道現業員とほゞ同樣の諮問機關である)、四、會社は金子謙一以下八名の卽時復職を認め爭議中に於ける給料は會社規定の休職給を支給すること、復職に關しては再び紛議を起さざる樣會社當局では十分善處すること、五、會社に於ては既に解雇を取消したる者に對する紛議中給料は月給者は其の半額を、日給者は全額を支給する、六、金子謙一以下八名は服務規定十六條の違反として之を懲戒(過怠金)に附し且つ會社當局に對し陳謝の意を表すること、七、爭議費用金一封(一千五百圓)支給、(以上)

愛知縣東三地方に於ける電鐵爭議略表

會社名	爭議期間	罵怠業	參加人員	關係勞働組合	要求事項
豐川鐵道株式會社	八、二五—九、三	罷業	一八七	豐鐵待遇改善要求從業員會	一、政治的要求、イ、會社經營に對し純正日本主義に準據する勞資共同委員會の設立、ロ、從業員の純正日本主義に準據する團體組織の自由 二、經濟的要求、最低賃銀制の確立、外七項 三、人事要求イ、永村進得吉を馘首、ロ、瓜生專務の辭職外五項 四、制度上に於ける要求、公休日の確定外二項
豐橋電氣軌道株式會社	九、一五—九、一六	—	六四	豐國愛國從業員組合 豐軌愛國從業員組合	一、政治的要求(豐川鐵道に同じ) 二、經濟的要求、最低賃銀制の確立、外七項目 三、人事要求、イ、人事制度の改廢、ロ、不要不勞所得者の排擊外二項目

鳳來寺鐵道株式會社	九、二六—一〇、五	—	四一	鳳鐵愛國從業員組合
渥美鐵道株式會社	九、三〇—一〇、五	—	一三五	渥電愛國交通相互會
豐橋自働車株式會社				東三運輸者組合
田口鐵道株式會社	一〇、九—一〇、一五	—	五〇	豐橋愛國映畫人同盟
豐川鐵道株式會社	一一、一四—一一、二一	罷業	一八七	田口鐵道愛國從業員組合
				豐鐵愛國從業員組合
				大日本國民同志會準備會
				大日本勞働中部勞働聯盟

四、制度上に於ける要求、公休日の確定外二項目
一、政治的要求(豐川鐵道に同じ)
二、經濟的要求、最低賃銀制の確立外數項目
三、人事的要求、人事制度の改廢其他
四、制度上に於ける要求、公休日の確立其の他
一、政治的要求、(豐川鐵道に同じ)
二、經濟的要求、最低賃銀制度確立外十二項目
三、人事要求、進級制度の確立外五項目
四、制度上に於ける要求、公休日の確立外五項目
一、政治的要求(豐川鐵道に同じ)
二、經濟的要求、最低賃銀制度確立外十項
三、人事要求、進級制度の確立外四項
四、制度上に於ける要求、公休日の確立外四項
純正日本主義に準據する勞資共同委員會設置の實行

勞資協同委員會設立　昭和十年九月十三日より愛知縣東三河地方交通企業會社(豐川鐵道、鳳來寺鐵道、田口鐵道、渥美鐵道、豐橋市電、豐橋自動車)に日本主義を標榜する勞働爭議が勃發し、何れの場合にも從業員側の勝利に依り解決しその要求書に日本主義社會運動と皇道經濟の本質を述べ、投資者と從業員側の總意に依る國家への奉仕的なる會社運營として、政治的要求を爲し、そのうちに「會社經營に對しては純正日本主義に準據する勞資共同委員會設置」及び「從業員の純正日本主義に準據する團體組織の自由」を要望した。爭議解決後は從業員側は「愛國從業員組合」を組織することになり、その「綱領」は、

一、本組合は純正日本主義を遵奉し天皇攻治の確立を期す
一、本組合は皇道精神に準據し産業大權の確立を期す
一、本組合は愛國愛社道義を主張し之が顯現として勞働報國を以
てす
一、本組合は純正日本主義諸國體の統一を期す
の諸項を掲げ勞資協同委員會設立の具體化を要求した。
鳳來寺鐵道勞資協同委員會設置。十一月三日、矢部社長は内務、
鐵道關係を歷訪し、一方從業員とも再三協議した結果、重役會議
の承認を得て、我國最初の勞資協同委員會たる鳳來寺鐵道研究會
を設置した。

〔主旨聲明〕

吾社は會社の繁榮は會員一體となりて産業報國の誠を至すにあり
一體の實を擧ぐるには不斷に於て意思の疎通を圖り所謂鳳來鐵大
家族主義の徹底を期するにあることを確信し茲に鳳來寺鐵道研究
會を組織す。

〔研究會規約〕

第一條　本會は鳳來寺鐵道研究會と稱す、第二條　本會は會員の
意思疎通を圖り爭議を未然に防止し鳳來寺鐵道の大家族主義の徹
底を期すことを目的とす、第三條　本會は會社役員及主任以上の
者よりの委員五名と鳳來寺鐵道愛國從業員組合の代表たる委員五
名とを以て組織す、第四條　委員は社長之を任命す、組合の代表
たる委員は組合の推薦したる者に付社長之を任命す、第五條　會
社は左の事項を本會に諮問するものとす。

一、從業員の待遇及解雇に關する事項　二、其他會社に於て必
要と認めたる事項、第六條　從業員代表は前條第一號並に業務の
改善に關し提案することを得、第七條　本會は社長に於て必要と
認めたる時又は組合の代表たる委員全員の希望ありたる時社長之
を招集す、第八條　本規約の改正は全委員の合意の場合社長之を
行ふ。

第二章　小作爭議

第一節　爭議の大勢

十年度農村經濟は米高、繭高、小麥高により昨年に比して
數億圓の貨幣收入の增加をもたらし、これによつて農村はや
ゝ好轉したかの如く云はれてゐる。だがもし好轉ありとせば
それは一部の地主富農のみであつて、凶作によつて錄に賣る
米も持たず、また飯米までも出廻期に賣り飛ばさゞるを得な
い下層農民はこの米價高によつて却つて益々窮乏に陷ると共
に、繭高や小麥高によつて多少とも增加した現金收入は直ち
に債權者や收稅吏によつて取立てられ或ひは米價高によつて
相殺される等、結局小農殊に貧農の生活は農產物高騰により
何等の好轉を示さゞるものゝ如くである。かくてこそ彼等に
あつては農村必需品特に肥料の暴騰は却つて價格差の擴大と

してあらはれ、資本の收奪は彼等下層農民の生活をして益々惡化せしめたかの如くである。

果して本年度における小作爭議はその質においてもその量においても實に未曾有のものであつた。いま社會局調によれば爭議件數は五、〇〇四件（農林省調では五、五一二件）に上り、前年同期に比して三割も飛躍的に增加し遙かに新記錄を出してゐる。更に爭議の內容についても從來とは反對に地主側の攻勢を意味する小作權關係の爭議（土地返還爭議）が前年同期より二三九件を增加して一、六〇三件（農林省調では二、六八九件で前年同期に比し二二二件の增加）に上つてゐる。この種爭議は小作關係の根本的存廢の問題であり、小作人地主兩階級にとつていづれも生活權防衛のための鬪爭であるから、爭議の性質は益々深刻化して來たものと云ふべく、而も從來は主として特殊の數府縣に限られてゐたこの種爭議が近時は全國いづれの府縣においても多少とも見られるやうになり、爭議の深刻化は今や全國的にさへなつて來たのである。

それのみではなく、本年は昨年に引つゞき風水旱害等による農作物不作を原因とする爭議が激增してゐる。すなはち前年同期の一、三八六件に比して一、九一一件（農林省調では一、六八一件）約四割の激增であつた昭和十年度發生の爭議件數に比して第一位にある。而してこの種不作を原因とする爭議は近年減少の傾向にあつたが、昨年來右の如く激增してゐるのはかの未曾有の凶作のためである。

更に爭議規模、すなはち鬪係人員及び耕地面積について云へば、本來土地返還爭議はその性質上爭議の規模の狹少なるを通例とするのであるから、この爭議の增加は却つて爭議規模の減少をもたらしつゝあつたが、昨年來爭議規模は急激に增大し本年も社會局調によれば多少の縮少をみたものゝ依然相當の範圍に涉つてゐるのである。（農林省調では前年同期に比し爭議規模は增大してゐる。）これは昨年よりの凶作を原因とする集團的爭議の激增によるものであることは云ふまでもないが、この種爭議と雖も小作人の攻勢時代に比してその規模が縮少してゐることに注意しなければならない。これが原因は最近の農村經濟事情の下において小作爭議が一般に小作人にとつて不利となり、從つて大規模な攻勢が行はれなくなつたこと、農民組合が不振になつてゐること等に基くものであると云はれる。

件數　昭和十年度における爭議件數は社會局調によれば五、〇〇四件、農林省調によれば五、五一二件にて、前年に比すれば前者は一、一五五件（三〇・〇%）、後者は三一六件（五・四%）の減少を示してゐる。併しながらこの後者の減少は、その數字が昭和十一年一月十日迄に報告のあつた昭和十年度發生の爭議件數に基くものであるからである。すなはち、それは未だ完結しない數字であり今後尙報

告せられる件數も相當に上ることゝ豫想されるから確定件數が發表されるに至れば爭議件數は却つて增加するものと思はれる。いま試に昭和九年の發生爭議件數を昭和十年の爭議報告到達時期と同じく翌年一月十日迄に報告到達の分を締切つて、之を昭和十年發生の現在判明の件數とを比較してみると、昭和九年は四、四五八件なるに對し昭和十年は前掲の如く五、五一二件であるから、一、〇五四件の激增を示してゐる。之を要するに、社會局調によれば從來の最高記錄である昨年の三、八四九件を遙かに拔いて五千件に達する新記錄を示し、また農林省調によつてみるも同一爭議報告到達期間をとれば一千件以上の激增を示しこれまた新記錄を出してゐるのである。

小作爭議の趨勢をみれば、大正九年の四〇八件が大正十年前後より農民組合の勃興に相伴つて思想的背景を帶びた近代的爭議の形態をとつて一躍一、六〇〇件餘に上り、以後年と共に激增して大正十五年には二、〇二九件(農林省調では二、七五一件)に上つた。然るに同年以後は打續く共產黨檢擧事件、勞農黨その他左翼團體の解散等の影響を受けて農民組合運動が一時停頓せる事情を反映して爭議件數は漸減の傾向を辿るかにみえたが、昭和四年來その趨勢を一變し、農業恐慌の深刻化に伴つて再び年と共に增加し、本年においては發生件數實に五、〇〇四件にして前年と比較し優に一千件以上の增加を來し小作爭議發生以來の最高記錄を現出したのである。

いま大正六年以降における小作爭議の件數を發生年次別に示せば左の如し。

爭議件數累年表(社會局調、但し括弧內は農林省調)

	件	件			
大正 六年	—(	八五)	昭和 二年	一、三四四(二、〇五二)
同 七年	—(	二五六)	同 三年	一、〇九九(一、八六六)
同 八年	—(	三二六)	同 四年	一、五〇一(二、四三四)
同 九年	四〇八(	四〇八)	同 五年	一、七二三(二、四七八)
同 十年	一、六八〇(一、六八〇)		同 六年	二、二三一(三、四一九)
同 十一年	一、五七八(一、五七八)		同 七年	二、〇八三(三、四一四)
同 十二年	一、八六五(一、九一七)		同 八年	二、六七七(四、〇〇〇)
同 十三年	一、二六〇(一、五三二)		同 九年	三、八四九(五、八二八)
同 十四年	一、三五四(二、二〇六)		同 十年	五、〇〇四(五、五一二)
同 十五年	二、〇二九(二、七五一)			

〔備考〕 社會局調は每年四月十日迄に到着せる報告に基きその前年の數字を算出せるもので、昭和十一年七月、「勞働時報」臨時增刊、「昭和十年勞働運動概況」に據る。

農林省調は每年一月より十二月に至る滿一ヶ年間に於ける發生件數に付て道府縣廳の報告に基き集計したるもの。但し昭和十年度數字は昭和十一年一月十日迄に報告到着せるものであること既述の如し。「農務時報」第九十號所載「小作爭議の概要」に據る。

發生時期　本年中發生の爭議五、〇〇四件を其の發生月別にみれば左表の如くであつて、米收穫期を中心として翌年五、六月頃迄に其の數量最も多く、七、八、九月等の夏季（農繁期）に發生の尠いことは例年の通りである。

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
件數	六九六	五四三	六一七	四六三	四三九	二七一	一七〇	八〇	一〇五	三三	四三九	六五二

關係人員及耕地面積　近年小作地返還に關する爭議が漸次增加せること後述の如くであるが、此の種爭議にあつては一般に個人的關係の爭議が多く、その背景には團體的行動を伴ふが一爭議の參加人員としては一人對一人或ひは數人を出でない比較的少人數のものが多數を占めると共に、これが關係土地面積も亦小作料關係の爭議に比し著しく狹少なるを常例とするがため自ら一爭議平均關係範圍は減少の傾向にあつたが、昨昭和九年においては全國的災害關係から一時的小作料減免爭議多く從つてその關係範圍も急激に增加した樣な有樣であつた。昭和十年においても同じく全國的凶作の影響から關係人員及び耕地面積は、之を前年に比較すれば可成りの減少を來してゐるとは云へ、なほ相當多數に上つてゐること左表の示すが如くである。

なほ之を地方的にみれば、比較的個人的の範圍狹少なる爭議は東北地方に多く、關西地方には團體的爭議の多いこと後の如くである。

	爭議件數	關係人員數（社會局調）		
			小作人數	地主數
	人	人	人	人
大正九年	四〇八	一	一	一
同十年	一、六八〇	一四五、八九八	三四、一八〇	八八、六八〇・〇〇
同十一年	一、五七八	一二五、七五〇	二九、〇七七	九〇、二五三・〇〇
同十二年	一、八六五	一三九、一二〇	三三、〇三六	八六、三五九・〇〇
同十三年	一、二六〇	八八、三一三	二一、九一〇	五五、四六五・〇〇
同十四年	一、三五四	八六、四〇四	一九、九三八	五五、五五八・〇〇
同十五年	二、〇二九	一二六、六六九	三〇、六〇一	七六、二〇三・〇〇
昭和二年	一、三四四	六五、九九六	一七、〇六八	四四、七六六・〇〇
同三年	一、〇九九	四八、九六三	一三、七〇六	三四、五五七・〇〇
同四年	一、五〇一	四八、五六五	一一、〇七八	三四、七二七・九九
同五年	一、七二三	三七、一八三	八、九六二	二八、五〇六・六三
同六年	二、二三一	四七、七二九	一四、四一四	三六、七二〇・六五
同七年	二、〇八三	三四、九五五	九、二四三	二四、四八三・二八
同八年	二、六七七	三三、〇一八	九、二九一	二三、九六七・五四
同九年	三、八四九	七二、七八七	二一、〇五八	五八、五九一・六一
同十年	五、〇〇四	六八、五四八	一九、〇三六	四六、六二四・四〇

（農林省調）

爭議總件數	昭和八年 總數	昭和八年 一爭議平均	昭和九年 總數	昭和九年 一爭議平均	昭和十年 總數	昭和十年 一爭議平均
參加人員 地主	四、〇〇〇件	—	五、八二八件	—	五、五一二件	—
參加人員 小作人	一四、三一二人	三・六人	三四、〇三五人	五・八人	二〇、四七四人	三・七人
參加人員 計	四八、〇七三	一二・〇	一二一、〇三一	二〇・八	七六、七九七	一三・九
關係土地面積 田	六二、三八五町	一五・六町	一五五、〇六六町	二六・六町	九七、二七一町	一七・六町
關係土地面積 畑	二三、四一二・八町	五・八町	七三、九二三・三町	一二・七町	四〇、二二二・一町	七・三町
關係土地面積 其の他	六、二三四・七	一・五	九、三七四・四	一・六	四、二七二・五	〇・八
關係土地面積 計	九四八・四	〇・二	二、五四〇・四	〇・四	三四八・三	〇・一
	三〇、五九五・九	七・六	八五、八三八・〇	一四・七	四四、八四二・九	八・二

分布狀態　小作爭議の地方的分布狀況をみるに大正六、七年頃は爭議地方は極めて狹少なる地域卽ち岐阜、愛知等の濃尾平野地方を發端の地として之に大阪、兵庫、奈良等の近畿地方の一部並に岡山、香川、福岡等の一部に極限せられてゐたが、其の後年を重ねるに從ひ此等の地方は勿論其の數を增加するの外、漸次その地域を擴大し四國、九州の各地から更に北陸、關東、山陰其の他の諸地方にも爭議が發生するに至つた。殊に近年は從來比較平靜なりと一般からみられてゐた東北地方就中秋田、山形、青森及北海道等の地方が一躍激甚なる爭議地と化したことは特に注目に値する。

尙昭和十年における爭議發生の件數よりみて、その多き地方及び少き地方より順次各十地方を農林省調により列擧すれば左の如し。

（農林省調）

爭議多き地方	爭議多き地方	爭議少き地方	爭議少き地方
秋田 四三六件	福岡 二二七件	沖繩 —件	神奈川 二三件
山梨 三九三	福島 二二二	大分 五	福井 二四
岡山 三三一	山形 二一九	東京 九	宮崎 二六
栃木 三二五	新潟 二一七	石川 二	熊本 二八
宮城 二三八	青森 二一〇	京都 三	靜岡 二九

更に係爭土地面積及人員をその多いものから列擧すれば、面積では岡山、愛知、大阪、富山、奈良、三重、北海道、埼玉、滋賀、新潟の順であつて、人員から之をみれば岡山、愛知、大阪、奈良、三重、埼玉、岐阜、富山、滋賀の諸地方であつて、兩者相通ずるところがある。之を前揭件數の多寡による順位と比較してみると關西、濃尾地方に團體的爭議多く東北地方に個人的の範圍狹少なる爭議の多きを知ることが出來る。

爭議原因　爭議の原因は多種多樣であるのみならず、その原因も表面上一應の理由たるに止まり眞の原因は却つて他にある場合も少くなく、從つて之等を適確に捕捉する事は容易ではない。

從來原因中最も主要なるものは風、水、虫、旱害等による

不作を原因としたものであつて、常にその大半を占め、大正十五年の如きは總數の七七%を占めたが、爾來漸次減少の傾向を辿り、昭和八年の如きは僅かに總數の二〇%(社會局調)に過ぎない狀態となつた。然るに昭和九年並に十年には全國的凶作の影響によつて俄然增加の趨勢を來し昭和十年の如きは三八%(社會局調)(農林省調によれば三一%)を占め再び各種原因の首位を占むるに至つた。

なほ玆に昭和五年以降の顯著なる現象として特筆すべきは地主側において自作の經營、小作料の滯納、小作地の賣却又は道路、宅地、敷地其の他に使用目的變更の爲地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地の返還を要求し、之に對して小作人は小作權の確認、作離料の支給等を主張して爭議となるものが逐年其の件數を增加しつゝあることである。いま最近各年における此の種の件數並に總件數に對する割合を農林省調に基き列擧すれば次の如し。

土地返還關係小作爭議件數 (農林省調)

年次	件數	總件數に對する割合
大正十三年	二五件	一・六%
同 十四年	一七三	七・八
同 十五年	三一六	一一・五
昭和 二年	四三三	一三・一
同 三年	四六一	一四・七
同 四年	七〇四	二八・九
同 五年	一、〇〇三件	四〇・〇%
同 六年	一、三〇七	三八・二
同 七年	一、五三〇	四四・五
同 八年	二、二七五	五六・九
同 九年	二、七〇四	四六・四
同 十年	二、六六九	四八・八

以上の如く大正十三年には僅に二五件に過ぎなかつたものが昭和五年には一千件を突破し、爾來漸增して昭和八年二、二七五件、昭和九年は更に二、七〇四件に增加し、昭和十年には尙未だ總件數を確知することは出來ないが、昭和十一年一月十日迄の報告の分によつてみると既に二、六八九件(總件數の四九%)に激增し昭和九年の同期件數より約二百件餘を增加してゐる。而もかゝる爭議は從前は主として特殊の數縣にのみ統計上に現はれて居つたが、近時は全國何れの府縣にも多少とも此の傾向を見るやうになつた。就中最近かゝる爭議の多い地方は秋田、山梨、宮城、栃木、山形、福島、青森、茨城、福岡等の諸地方であつて、尙大阪、兵庫、愛知、京都、福岡の大都市附近には地目變換による此の種爭議の發生を見る。此の他近年負債を有する自作農階級のものが、抵當權を實行せられたる結果土地引渡を要求せられたる場合、小作として耕作繼續方を要求し、此の間に農民組合等が介在して普通の小作爭議と同樣な經過を辿るものが漸增せんとするの傾向を示し、昭和七年三二件、昭和八年一八件、昭和九年四一件、昭和十年においては四二件に達し增加せんとする傾向にある。此等土地返還に關する爭議は小作關係の根本的存廢に關する爭議であるからその性質最も深刻なりとみるべ

きものであつて、此等の爭議が增加することは卽ち爭議そのものが深刻化したものであると解することが出來る。

次に同じく農林省調によれば、原因別件數において小作料滯納が一二%を占めて三位にある。これは小作人が小作料の一部又は全部の滯納をなし、之に對して地主から小作料支拂の督促を受けて爭議となるもので、農村不況、災害のためこの種爭議も益々增加するやうである。

更に小作料値上によるものが、從來僅少であつたのに最近著しく增加しつゝあることは、これも中小地主の疲弊を物語るものとして注目を惹く。

いま參考迄に社會局及び農林省の調査にかゝる最近數年の原因別爭議件數比較を示せば左の如し。

（社會局調）

	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年 件數	昭和九年 總件數に對する割合%	昭和十年 件數	昭和十年 總件數に對する割合%
風水害等に依るもの	七三四	六三二	五三一	一、三八六	三六・〇	一、九一一	三八・二
小作料高率	八三	三九	五八	九八	二・五	六七	一・三
小作料增額	二三	四〇	三九	一一三	二・九	九二	一・八
小作慣行の改廢	七	五	一	一一	〇・三	三	〇・一
小作地引上其の他小作權關係	八六九	八四八	一、二一六	一、三六四	三五・四	一、六〇三	三二・〇
農作物價格下落生產費又は諸物價騰貴	一六六	三八	四九	三八	一・〇	六	〇・一
他の勞銀に比し小作人の收入少きため又は小作收入不償	二	七	二八	三〇	〇・八	三	〇・一
他の例に倣ひたるもの	一〇	一二	一四	二	〇・一	—	—
其の他	三三七	四六二	七四一	八〇八	二一・〇	一、三一九	二六・四
計	二、二三一	二、〇八三	二、六七七	三、八四九	—	五、〇〇四	—

（農林省調）

	昭和八年 件數	昭和八年 割合%	昭和九年 件數	昭和九年 割合%	昭和十年 件數	昭和十年 割合%
小作料値上	八六件	二・一	一二四件	二・〇	九四件	一・七
小作料有期改定期間滿了	一九	〇・五	二〇	〇・三	一四	〇・三
風水旱害病蟲害其の他の不作	六四六	一六・二	一、九四〇	三三・三	一、六八一	三〇・五
小作料高率	九九	二・五	八五	一・五	五四	一・〇
米麥繭其の他農產物價格下落	一八	〇・五	三一	〇・五	七	〇・一
勞費多く收支不償	一六	〇・四	七	〇・一	八	〇・一
小作農薄益生計困難	六	〇・一	一三	〇・一	二	〇・〇三六
小作料不統一	四	〇・一	—	—	—	—
產米檢査込米奬勵米關係	五七	一・四	七四	一・三	二	〇・〇三六
模倣及農民組合の指示・決議	四八	一・二	二五	〇・四	二一	〇・四
小作權關係又は小作地引上	二、二七五	五六・九	二、七〇四	四六・四	二、六八九	四八・八

區劃・耕地整理關係	二〇	〇・五	一六	〇・三	一一	〇・二	一三・一	五〇五	八・七
小作料過徴又は小作地面積相違	九	〇・二	一一	〇・二	九	〇・二	〇・二	八	〇・一
小作料滯納	四八五	一二	四一	〇・七	四二	〇・八	六三四	一一・五	二三
小作人に小作地買取要求	一〇	〇・二	七	〇・一	一〇	〇・二	〇・三	一	〇・四
調停條項不履行	一三	〇・三	七	〇・一	一〇	〇・二	〇・四	六	〇・一
契約條項不履行	一六	〇・四	六	〇・一	一七	〇・三	〇・一	一六	〇・三
小作證書及保證人關係	五	〇・一	一六	〇・三	九	〇・二	〇・五	四一	〇・七
前所有者の小作申込を拒絶	一八	〇・五	四一	〇・七	四二	〇・八	三・八	二〇六	三・五
其の他	一五〇	三・八	二〇六	三・五	一八五	三・三	三九・二	一、四六六	三四・九
計	四、〇〇〇	一〇〇・〇	五、八二八	一〇〇・〇	五、五二二	一〇〇・〇	一、一〇五	八七六	一、〇四三

〔備考〕小作爭議は一事件に付ても單一の原因に因りて起るものと數個の複合せる原因に因りて起るものとがあるが、右表に揚げた數字は各爭議一事件に付主なる原因にして總件數の三九%を占めてゐる。

要求事項　爭議における小作人の要求事項は爭議と全く表裏の關係をなし不可分の關係に立つべき性質のものである。從つて爭議の原因に就て述べた所は直ちにその反面の結果を現出することゝなる。近年小作權關係のものが爭議原因として非常に增加したことは既述の如くであるが、之に對して要求事項も小作權關係のものが非常に多く、社會局調によれば二、六二二件で四八%に上つてゐる。而してこの小作權關係の內小作契約の繼續要求が壓倒的多數を占めてゐる。これは前述の如く地主が土地の返還を求め或ひは小作權の存續を拒否せんとするために起るものでめてゐるのである。

次は小作料關係のもの卽ち小作料の一時的減額要求等が多いが、これは昭和六年を限度として漸次減少の傾向を示すが如くにみえたが、昭和九年以降は前述の如く未曾有の凶作に禍され著しき增加を來し其の重要性を加へて來た。卽ち同じく社會局調によれば二、一三九件にして總件數の三九%を占めてゐる有樣である。

いま參考迄に社會局並に農林省調にかゝる要求事項別爭議件數比較を示せば次の如し。

（社會局調）

	昭和六年	昭和七年	昭和八年		昭和九年		昭和十年	
			件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合
小作料關係	一、二六九	一、〇四三	一、〇三六	四一・六%	二、一三九	三九・二%	一、四六六	三四・九
內譯 一般的減額	一、一〇五	八七六	八五〇		一、四九		一、八九九	
一時的免除	六七	七四	五一	一・二	四九	一・二	六四	一・二
永久減額	七五	四七	九〇	一・八	一一七	二・八	九〇	一・六
小作料增額	三	四一	四〇	一・六	一一三	二・七	八五	一・六
込米廢止	—	五	四	—	一	—	一	—

| | | |

小作爭議に當つて當事者の執る交渉方法並に對抗手段は種々雜多であつて機に臨みて各種の方法を執るものである。今小作人側、地主側に分つて其の手段の概略を記述すれば次の如くである。

(イ) 小作人側

先づ小作人側の執る交渉方法としては爭議の性質に依つて多少其の趣を異にするが、一般に小作料減免要求其の他小作條件の改定に關する爭議に在つては團體的の態度を執るを常とし、各大字或は町村を區域として小作人組合を組織し、又は全國農民組合其の他の系統的の農民組合に加盟して其の支部を設立し指導者統制の下に一致結束して、各種の手段を講じて地主に對抗するのである。又小作權或は小作地返還等に關する爭議の如き當事者が概ね個人的であり、其の關係範圍も比較的狹少なるものも小作人は小作人組合の應援を求め或は組合を背景として強硬に對抗するのが例である。

而して其の對抗手段としては、小作料問題に在つては以上の如き團結の力に依つて地主に對し小作料減免其の他の要求を爲すと同時に小作料の不納同盟若は共同保管、共同賣却等を行ひ或は各自爭議費用と稱して幾分の金品を醵出して小作人側の結束を固むると同時に持久的の對抗手段を執り、或は農民組合の創立發會式、爭議對策演說會、共同耕作等多衆に依る示威運動等を決行して輿論を喚起するを通常とし、時に子弟たる小學校兒童の同盟休校、消防組其の他の公職辭任、產業組合其の他の共同團體の脫退、公租公課の滯納申合等を決行して社會に訴ふるの手段に出ることがあるが、近年は此の手段に出づるものが尠くなつた。又土地返還問題に在つても地主より小作地返還の要求あるも之が絶對不返還を聲明して飽迄耕作權を主張し實力抗爭の擧に出で往々土地の占有に關して地主との間に紛爭を醸し之が爲刑事々件を惹起したる例もあり、又小作料、土地返還等に關し地主側が訴訟を提起するに至れば各種の抗辯方法を講じて訴訟の遷延を策し又は組合の顧問辯護士に一切を委任して小作人自らは當面の交渉を回避せんとするものもある。

又小作調停法は小作人には不利なりとして其の施行當初は小作人側の之を利用するものは比較的尠なかつたが、其の後漸次小作人側にも法の精神が理解されると共に最近は寧ろ地主側の調停申立よりも小作人側から申立てる事件の方が非常に增加してゐるやうな有樣である。

(ロ) 地主側

地主側の交渉方法としては、團體的爭議にありては團體的一致の行動を執るの必要を感じ各地主組合を組織して小作人組合と對抗し地主階級の共同利益を擁護するに努力することがあるが、併し地主側に於ては土地所有反別に差異あるのみならず、小地主にして自作を兼ねるものあり、又居村地主と不在地主との別あり、或は小作料を以て唯一の收入とするものと他の職業を兼營するものとあり、斯の如く相互の間に利害一致の程度に差異があるのと、其他各種の事情に依つて往々地主全員が同一の步調を以て行動を

終始することが困難な場合が多い。之が爲地主側に於ては小作人組合のやうにその結束が鞏固でない場合が多い。

而して地主側の執る對抗手段としては、小作料に關する爭議にして小作料の支拂の催告にも應ぜず、殊に小作人側が小作料不納を聲明して之を完納しない場合には往々にして辯護士に委任して小作料の請求訴訟を提起し又は債權確保の手段として稻立毛其の他の動産假差押の手段に出づることがある。又小作地返還問題に在つても屢々口頭或は書面を以て小作契約解除小作地返還の通告をなし、小作人之に應じない場合には土地返還請求訴訟を提起し或は强制手段たる土地立入禁止假處分を行ふ等の法律的手段を以て小作人に對抗することがある。又地主側より小作調停法に依り調停を申立てて同法を利用することの多いことは小作人側と變りはない。

最近土地返還事件の增加と共に特に著しき地主の手段としては法律的手段に依たずして唯口頭を以て小作契約の解除を通告し直ちに地主自ら小作人の占有を侵害し所謂實力鬪爭を以つて土地引上の擧に出づるもの或は又地主自ら此の擧に出でずして第三者に小作契約を締結し第三者と從來の小作人との間に占有の爭議を行はしめんとするものが多くなつたことである。兩者共此の種爭議については勢ひ傷害、暴行等の刑事々件を伴ひ爭議の激化を招く場合が極めて多い。

又關西其の他の地方に於ては地主が共同して所謂土地會社なるものを設立し、地主が其の社員となり會社に土地の所有權を移轉し又は永小作權の設定若は賃借權の登記を行ひ、會社が地主に代つて小作料の取立其の他の小作關係の事業を行ふものが增設され、其の現在數昭和三年には六十五、昭和八年には百六に達せしが、最近稍々減少して八十二を算する有樣である。又昭和五、六年前後に奈良、鳥取、島根等の諸縣に於ては從前の小作契約を一應解除して從來の小作人との間に新に請負小作契約を締結し小作關係に於ける地主側の立場を强力ならしむるの手段に出づるものもあつたが、最近は擴大しない模樣である。

小作に關する民事訴訟　小作爭議にして未だ簡單にして平易なる事件に在つては、當事者間の直接示談に依つて容易に解決するものであるが、其の稍々複雜にして深刻なる事件に在つては、地主が民事訴訟に依り飽迄法廷に於て黑白を決せんとして各種の訴訟を提起することは既に前項に於て述べた通りである。而して此の種の訴訟事件は從來年と共に漸增の傾向があつたが、昭和三年以來稍々減じて二千三、四百件に停頓の狀況である。

然れども反面當事者の手段の項に於て述べた樣に、當事者の何れもが法律による合法手段を選ばず、專ら實力を以て解決せんとする事件激增し、爭議は訴訟事件の增減に係らず益々杞憂すべき事態に立ち至らんとしてゐる。

今參考の爲司法省民事局の調査に依る最近數ケ年間に於ける此の種訴訟事件の件數を表示すれば次の通りである。

年次	件數	年次	件數
大正十二年	一、六九六件	昭和五年	二、八五五件
大正十三年	一、九八四	昭和六年	二、三三五
大正十四年	二、三三九	昭和七年	二、四五四
大正十五年	四、一八四	和和八年	二、四五〇
昭和二年	四、八四九	昭和九年	二、三一三
昭和三年	二、四八八	昭和十年（自一月至六月）	一、四七一
昭和四年	三、〇五〇		

而して最近此等小作に關する民事訴訟の最も多い地方は秋田、長野、新潟、三重、山梨、茨城、鳥取、福岡、福島等の諸地方であつて、小作爭議の激甚なる地方と略一致して居る。

以下此等訴訟事件の種別内譯を見るに左表の如くであつて小作料請求に關する事件が最も多く、土地返還請求に關する事件之に次ぎ、此の兩者を同時に提起するものも相當あり、其の他の件數は少數である。今最近三ヶ年に於ける訴訟事件の種別を表示すれば左表の通りである。

民事訴訟事件種別件數表

小作料請求	昭和八年 件數	昭和八年 割合	昭和九年 件數	昭和九年 割合	昭和十年（自一月至九月） 件數	昭和十年（自一月至九月） 割合
	一、六七〇件	六八・二%	一、七一九件	七四・三%	一、〇五八件	七一・九%
土地返還請求	三七五	一五・三	二六六	一一・五	三一	一五・〇
小作料並に土地返還請求	二九八	一三・一	二四三	一〇・五	一三	九・一
小作米換價金請求	三八	一・六	二七	一・三	九	〇・六
小作權確認	二三	〇・五	三	〇・一	五	〇・三
占有保全	五	〇・二	二	〇・一	一	〇・一
小作權不存在確認妨害排除	一〇	〇・四	六	〇・三	一四	一・〇
損害賠償	三	一・三	五	〇・二	一五	一・〇
その他	一〇	〇・四	四三	一・八	一五	一・〇
計	二、四五〇	一〇〇・〇	二、三一三	一〇〇・〇	一、四七一	一〇〇・〇

而して此等民事訴訟事件の原告は殆ど全部が地主にして、小作人は僅に地主の土地返還請求等に反對して小作權確認、損害賠償等の受動的訴訟を提起するに止まり其の件數も亦極めて僅少である。

小作爭議の終末　小作爭議の比較的輕易なる事件に在つては當事者双方のみの直接交渉又は委員代表者等の折衝に依つて圓滿に解決するのであるが、其の稍々紛糾したる事件に在つては當事者より小作調停の申立を爲し又は小作官に調停者に依つて調停せられ妥協申出をなし或は其の他の仲介調停成立するのが普通である。卽ち統計上から之を觀れば昭和九年發生の小作爭議總件數五千八百二十八件の内既に解決したるもの四千九百十九件（昭和十年六月末報告到着現在）に就いて觀るに、當事者双方又は委員代表者の直接交渉に依つて解決したるもの一千二百九十六件であつて、折衝の結果個人交渉に移つた事件が百三十五件（此の内には自然消滅七十六

件を含む）あり、其の他の大部分即ち三千四百八十八件（七割一分）は小作調停法に依り調停成立し或は小作官其の他の調停者即ち地方有志者、町村長、區長、村會議員、農會役職員等の調停に依つて解決したものである。

次に爭議の結末を見るに、解決事件に在つては左表の如く當事者双方の互讓妥協に依つて解決したものが年々大部分を占め、小作人が其の要求を貫徹したものが之に次ぎ、小作人が當初の要求を撤回したものは比較的僅少である。

小作爭議結末内譯件數表

		昭和八年		昭和九年		昭和十年	
		件數	割合	件數	割合	件數	割合
解決	妥協	二、五六八件	六四・二%	三、七六四件	六四・六%	三、七五一件	六八・〇%
	要求貫徹	五二三	一三・一	九二三	一五・八	二七四	五・〇
	要求撤回	九二	二・三	一五七	二・七	一二七	二・三
	自然消滅	五六	一・四	七六	一・三	三九	〇・七
	小計	三、二三九	八一・〇	四、九一九	八四・四	四、一九一	七六・〇
未解決		七六一	一九・〇	九〇九	一五・六	一、三二一	二四・〇
總計		四、〇〇〇	一〇〇・〇	五、八二八	一〇〇・〇	五、五二一	一〇〇・〇

（備考）昭和八、九兩年は各翌年六月末日迄に、昭和十年は十一年一月十日迄に到着したる報告に依る。

以上の様に小作爭議は調停者の努力と時日の經過と相俟つて大部分は解決するものであるが、其の最も執拗なるものにありては未解決の儘數年繼續せられ或は訴訟や調停に永く繫屬する場合も亦尠くないのである。

第二節　主要なる小作爭議

茲には昭和十年度に於ける主要小作爭議の一例として、昭和八年秋生産奬勵米增額要求に端を發し爾來二ヶ年間に亘つて全農岡山縣濱支部指導の下に果敢な鬪爭を展開し背水の陣を以て遂に土地を守り得た濱川原の土地返還爭議の經過、及び同じく昭和八年秋地租改正による地主の負擔輕減を理由に小作料永久三割減の要求をかゝげて約二百名の小作人が單獨小作人組合の下に約五十名の地主を相手に流血の慘事まで惹き起しながらよく團結の威力を發揮してその要求の半ばを達することゝを得た埼玉縣吉田村の集團的小作爭議の經過を掲げることゝする。

なほこの外にも本年度における主要小作爭議として注目すべきものに、秋田縣の前田村爭議、高知縣の秋山村爭議、福島縣の白方村爭議、京都府の木津爭議、大阪府の繩手爭議等々があるが資料その他の關係上右二爭議に限つた。

濱川原爭議（昭和八年秋―同十年九月十九日、岡山市濱川原字中道）

一、爭議の發端

昭和八年秋年々嚴しくなる穀物檢査に耐へかねて全縣的に生産

奬勵米の增額要求が起つて來たが濱川原地區においても小作人十六名が田四丁六反歩、畑一反歩に關し、地主十九名へ昨年一月昭和八年度小作料を納入するに當り、穀物檢査嚴重を理由に俵當五升の生産奬勵米增額要求をなし、要求額を差引いたものを地主の宅へ持參した。ところがこの日は前調停條項に定められてゐる年賦金の支拂並に小作料納入期日を僅か二日經過してゐたため地主は調定條項不履行を楯にとり完納奬勵米を認めず年賦金も一時拂を要求したが、小作人は全農岡山縣聯合會の應援を求め交涉の結果、完納奬勵米は認め年賦金も一時拂でなくともよい、たゞ生産奬勵米の增額問題は追て双方よく協議しそれが決定するまで小作米は內入とし後日話がきまつたら淸算しやうと云ふことに大體の了解が成立した。

その後奬勵米の增額については個人的な話合ひはあつたが正式には問題にされぬまゝに四月になり、突然地主側は內容證明郵便で交涉を打切り小作料支拂を要求し、然らざれば土地取上げを行ふと云ひ、而かも前約を破つて完納奬勵米をも認めず年賦金も一時拂を請求して來たのである。地主側は小作人側が之に應せずとみるや直ちに土地返還訴訟を提起した。

然るに偶々同年九月二十一日の風水害により本件土地は全部浸水埋沒し大被害を受け訴訟どころではなくなつたので、小作人側は地主に和解の申込を爲し、數回交涉の結果更に一歩を進め小作人側より小作調停の申立をなした。併しながら双方の主張强硬にして調停不成立に終り、再度訴訟進行の結果、昭和十年四月二十二日判決が下された。それによれば、土地は返還すべし小作料の滯納は直ちに支拂へ年賦金も一時に支拂へと云ふので、判決は遂に小作人側の敗北に終つたのである。

二、爭議の經過

小作人側はこれに對して控訴する餘地は多くあるが、訴訟費用五百圓並に供託金四千圓合計四千五百圓の調達が出來る筈もなく、遂に判決確定のまゝ背水の陣を以て決死的鬪爭を展開することゝなつたのである。卽ち、公會堂を本部として爭議團を結成し、要所々々に出張所を設け、先づ宣戰布告の演說會を開催して小作人側の主張を廣く訴へると共に、地主の動靜を監視し、女も子供も參加して交涉戰を開始した。またこれと共に裁判所に對しても五月五日「たとへ判決がどうあつても地主に輕々しく執行書を下附するな」と陳情デモを行つた。

更にこの爭議には全農各支部、岡山一般勞働者組合、全國水平社岡南支部が應援委員會を結成し、五月五日の裁判所陳情デモに對しても多數參加し、勞農結合を實踐的に鬪つてゐる。

なほ五月十四日には爭議團本部から次の如き聲明書が發表された。

强慾地主との決戰に當り全縣下の組合員諸君に訴ふ！

「親愛なる組合員諸君！

我々は今頑迷なる地主と決戰の火ぶたを切りました。而かも背水の陣であります。

我が濱支部では昭和八年に奬勵米の增額を要求したのでありま

すが、分らずやの地主十數名は、此の我々の當然の要求たる奬勵米增額を認めぬのみならず、五町歩にわたる土地取上の訴訟を起し、裁判は進行して去る二十二日第一審の判決が下されました。小作人の權利を何等認めぬ現在の民法によつて、裁判は我々に敗北を來さしました。來た土地は、今冷や敷十年にわたつて、汗と膏とをもつて育てゝ係爭土地の地下げ共同作業をやつることになりました。かな法律の命ずるところによつて取上げられ

親愛なる諸君！

この裁判の判決については現在の民法上から云つても大いに爭ふ餘地があるのですが、我々は敢へて控訴をせぬことにしました。貧農の我々——その日その日の糧さへまゝならぬ我々には、控訴の金が出來ぬのです。

だが、そうかと云つて、このまゝ泣き寢入りは無論出來ません。土地を取上げられては、我々は明日の日から飢え死をしなければなりません。遂に我々は控訴せず、判決確定のまゝ、背水の陣をもつて强慾地主と決死的闘爭を展開することを決定しました。女も子供も老も若きも一線に立つて、斷然戰ふのです。强慾地主がたとへ如何なる方針をもつて來ても、この濱の土地に全農の旗のひるがへる限りは、たとへ斷じて一歩もゆづらぬ決意をきめました。たとへ首がちぎれても土地は離しません。」（以下略）

この爭議の成否如何は既に形勢の差し逼つた百間川改修潰地耕作權確認闘爭にも及す影響が大であることゝて、爭議團において背水の陣を以て闘ひつゝあつたが、その後警察が調停に入るとこゝになつた。だが地主側は之に應ぜず飽くまで土地取上を實行すると稱してゐるので、爭議團に於ても地主がかくの如く頑迷なる以上最早致し方なしと最後の決意をきめ、女も子供も全部出動して逆襲に出ることゝなり、六月一日と三日の兩日三百名の大衆動員をもつて係爭土地の地下げ共同作業をやつた。其後も引續き交涉戰をつゞけて來たが、地主側は何としても聽き容れず田植前に强制執行をする準備を整へた。

次いで六月十三日には爭議團は全員女も一緒に最後の期待をもつて裁判所へ陳情に行つたが、これも無駄に終り一同悲痛の決意をもつて裁判所から引上げるや、爭議團本部前の半鐘臺には「土地は死んでも離すな」といふ幟がかけられ、吉田某が爭議解決までは死すとも降りずといふ決心でデモ敢行して氣勢を上げてゐた。併し半鐘男は爭議團員全部の勸告で同夜漸く降りて來たが、それと共に土地取上の關係者十五名は濱部落の香神堂に籠り絕食同盟に移つた。更に翌朝は部落の五十名の學童は盟休を斷行し成行は頗る注目されるに至つた。面かもその渦中十五日には差別待遇事件さへ起り、事態は漸く險惡となつて來たので、岡山東署においても警官を增派し現場との間に警察電話を臨時架設して萬一に備へ嚴重なる警戒が續けられた。その間爭議團においても少年隊、婦人部が第一線に立ち、糺彈演說會及びデモと活潑なる活動が續けられたが、遂に全水井元某、鴨方の早川某は檢束されるに至つた。

かくの如き險惡なる空氣の裡に十九日朝小作人側の婦人部兒童

達六十餘名は官憲の制止もきかず大擧して縣廳に押かけ學務部長に面會し、家族の窮狀、兒童の立場を泣いて訴へ至急解決斡旋に盡力されたい旨を縷々陳情するところがあつた。

三、爭議の結末

かくして同十九日午後特高課長が途に調停に乘り出すに至つたので、ハンスト並に學童盟休も同日限り一先づ打切ることになつた。而して調停工作は急速に進行し途に左記條項をもつて爭議は一應解決されることゝなつたのである。

一、關係地五町歩の內九反は返還（但し九反の中三反は今後麥作は無年貢にて小作人に作らす）

一、返還地は滯納小作料棒引のこと

一、四町歩の小作繼續の分は改めて小作調停によつて解決すること

右の如き調停によつて小作人側は途に四町歩の土地を守り拔くことが出來、二ケ年間に亘つて全縣下を震憾させた濱川原爭議も小作人側の勝利の裡に打切られることゝなつたのである。なほ爭議解決の後、犧牲者井元、早川兩氏は釋放された。

吉田村爭議（昭和八年秋—昭和十年十二月、埼玉縣北葛飾郡吉田村大字惣新田）

一、爭議の發端及び經過

爭議は一昨年秋右地區における小作人二百餘名が關係地主四十五名に對し、關係田畑五十町歩に付、地租改正による地主の負擔輕減を理由に小作人永久三割減額改定方を要求したのに始まる。

一部地主はこれに對し地主組合を組織して對抗し、小作人十數名に對して稻立毛及動產假差押を執行したので、此等小作人は昨九年十一月十七日强硬地主金澤某外三名を相手に浦和地方裁判所に小作調停の申立をなした。この間差押に關する小作人某の農馬が急死したので大勢で之を地主某宅に擔ぎ込む等の事件があつた。

其の後地主側の統制破れ、二三の中小地主は小作料二割減程度で個人的に妥協し、地主側は次第に軟化するものとみられてゐたが、前述の金澤某は此等中小地主間の協定を破つたものとなし、裁判所に出頭陳情するところがあつた。他方小作人側では一般に依然として永久三割減を主張し譲らず解決は困難視されてゐた。かゝる狀勢の裡に本年一月十五日調停裁判が行はれたが、當日は折柄の冷雨を衝いて百餘名の小作人が自轉車隊を組んで裁判所に押しかけ應援に氣勢を上げた。小作人側は相變らず三割減を主張するに對し地主側又强硬で之に應ぜず、調停は決裂の危機に瀕したが裁判所側から提出した次の如き妥協案によつて漸く一應調停が成立することゝなつた。

一、地主側は從前通り小作人に小作を繼續せしめ、十年度以降の小作料は追つて當事者間に於て協定する

一、九年度の小作料は改定小作料の一割減とし本月末日までに支拂ふこと、但し小作料の一割二分五厘は本年末まで延期する

一、昭和十年度以降二ケ年間に亘り小作料を完納せざる時は土

地明渡しの強制執行に異議なきこと

かくして一先づ和解成り双方とも二十日まで假差押及び之に絡む訴訟を取下げることゝなつたが、金澤某は右調停に不服を稱へ十年度以降の小作料協定には應ぜぬと頑張り出したので、小作人側にあつても調停を申立てた十數名の小作人を除きいづれも調停條項の違反を理由として九年度小作料の不納を繼續して地主側に對抗した。

地主金澤某は小作料を納入せずとみるや、二月十四日、二十八日の二回に亘り關係小作人數十名の玄米其の他動産の此の間顯團會主幹と稱する大鍛某は地主側に拂なき場合は小作地を引上げ大日本精農道場を設立すると云つて小作人を威嚇し、一方小作人側と地主側とは交渉中であつたが、で四月八日小作契約現物の代金換算額につき交渉不調に終つたので解除を通告し、同十三日人夫十數名馬五頭を雇入れ耕作を開始した。かくとみるや小作人側五十餘名は地主側人夫等と亂鬪を演じ遂に流血の慘事を惹き起した。この亂鬪事件において暴力行爲違反として送局された小作人高橋某外十六名に對し六月七日判決があり、それによれば四名は執行猶豫、他はいづれも罰金刑であつた。

これより先き四月二十四日小作人側は金澤某を相手取り小作調停の申立をなしたが、六月五日小作官及び警察署長等の斡旋の結果、九年度小作料につき七月十日春繭收繭期に小作料の六割、九月三十日晩秋繭上り期に二割、十二月末日收納期に二割を夫々分納することに妥協が成立した。

かくて波瀾を極めた爭議も漸く一段落つくかに見えたが、七月十三日に至り又々金澤某は關係小作人十六名を相手に小作調停その他一切の費用三百二十九圓十七錢の支拂命令請求訴訟を浦和地方裁判所に提起したため同村の小作爭議は果しなく執拗に續けられることになつた。

なほこの爭議は地主金澤某に對する爭議にとゞまらず、最初から其の地の中小地主に對する爭議が交錯してゐるのである。卽ち本年一月十五日强硬地主金澤某外三名に對する關係小作人十數名の小作調停が一應成立するや、先に地主間の協定を破つて個人的に小作人と協定した中小地主のうち麻生外十四名は今更の如く敗北的條件を思ひ直し二月二十三日約二百名の小作人を相手取つて小作調停を申立てたのである。かくとみるや小作人側は極めて珍しい事とされてゐるが、それは兎も角、かくして爭議は今後幾多の波瀾を豫想されるに至つた。だがこの外にも地主玉木某外十九名、新井某外十四名、石川某外十一名に對し夫々關係小作人の調停申立があり、いづれも數回の調停委員會が開かれたが物別れに終つた。

二、爭議の結末

しかるに右小作調停は十年十一月末から十二月初旬にかけていづれも妥協なり、一昨年秋以來三年越の爭議はこゝにその大部分が解決されることゝなつたのである。この妥協案によれば、小作人側主張の小作料二割五分減と地主側主張の五分減との中間をと

つて今秋の作柄に準じ一割一分八厘減とするものである。

なほ最強硬派地主金澤某外三名にかゝる小作調停は依然として不調に終り後日の解決をまつことゝなつた。

第三節　小作調停

今年度に於ける小作調停に關しては農林省の調査發表にかゝる詳細なる記錄が存する。茲には之を再錄して小作調停の趨勢をみることゝする。（農務時報、第九十一號所載、「小作調停法に依る調停の概要」による。）

概況

小作調停法は小作問題に對する一方策として、大正十三年十二月一日に初めて三十八道府縣に之が實施を見たのであるが、爾來小作爭議發生地域の擴大する情勢に應じ、大正十五年六月一日より秋田、山形、福島、長崎、鹿兒島の五縣に、更に昭和四年七月一日より靑森、岩手、宮城の三縣にも其の施行地域を擴張して今日に至り、未施行地は沖繩縣のみとなつた。

小作爭議の解決の狀況を觀るに前揭「小作爭議の結末」の項に述べた通り、比較的輕易の事件は當事者双方のみの直接交涉又は委員、代表者等の折衝によりて解決し、その紛糾するものは小作官、町村長、區長、農會役職員、地方有志者等の調停法外の調停又は小作調停法に依る調停によつて解決するのである。

今昭和十年に申立のあつた小作調停事件にして昭和十一年一月十日迄に報告書の到達したものに付、其の概要を記述すれば左の通りである。

小作調停法に依る調停は、當年發生した爭議に付申立てらるゝものが多いのであるが、數年來の懸案の爭議に就いて最後の解決方法として申立てられるものも相當多數あり、又報告の關係もあつて前揭「小作爭議の件數」の項の小作爭議發生件數と調停申立件數との間に統計上自ら齟齬を生じ、當年の調停申立件數の凡てが必ずしも當年發生の小作爭議件數に關聯をもつてゐないことは斷つて置く。

調停申立の狀況

（一）申立受理件數、關係者數、關係土地面積及申立の地方的分布

大正十三年十月一日小作調停法實施以來昭和十年十二月末日迄滿十一箇年餘の間に於て小作調停申立を爲した事件の總受理件數は四萬三百十六件（昭和十一年一月十日報告到着現在）であるが、調停申立の實情を見るに、小作爭議をして一事件のものも調定申立の際には當事者の便宜上より又は事件の性質等によりて數件又は數十件に分割して申立てるものもあるから、之を爭議單位に換算すれば二萬二千五十三件となる。

今年次別調停受理件數を示せば左の通りである。

年次	受理別件數	爭議單位件數
大正十三年	三件	二七件
大正十四年	一、八二六	六五四
大正十五年	二、六一〇	九五四
昭和 二年	三、六五三	一、五五一
昭和 三年	二、九一二	一、六八六
昭和 四年	三、六五七	一、五八三
昭和 五年	二、八三八	一、六三八

前表の如く昭和十年の申立受理別件數は六千三百十五件此の爭議單位件數は四千六十一件であるが、其の關係土地面積は九千五百三十四町歩、關係當事者地主八千九百四十二人、小作人二萬二千四百十九人、利害關係人の參加せるものは二百五十三人である。之を前年同期（昭和九年受理、昭和十年一月十日報告到着現在）の調停受理事件と比較すれば次の如くである。

小作調停事件增減比較表（△は減少を示す）

年次	受理別件數	爭議單位件數	比較增減（△は減）
昭和 六年	三、三六二件	一、七〇三件	
昭和 七年	三、二一三	二、〇二〇	
昭和 八年	四、八八八	二、八五三	
昭和 九年	五、〇一三	三、三三三	
昭和 十年（昭和十一年一月十日報告到着現在）	六、三一五	四、〇六一	
計	四〇、三一六	三三、〇五三	
一件當關係人員數			
人員	參加利害關係人	大五一	二五三 △ 三九八
	計	二七、三一八	三一、六一四 四、三九六
一件當關係人員數		八・六	七・八 △ 〇・八

卽ち受理別件數に於て一千八百六十二件、爭議單位件數に於て一千三十一は八百九十五件增加してゐる。又關係土地面積に於て一千三十一町、關係人員に於て四千三百九十六人の增加を示して居る。尙一件當りに就いて觀れば土地面積に於て四反歩、關係人員に於て零人八分の減少である。

更に道府縣別に調停申立件數を觀るに、爭議單位として秋田の四百十八件を首位とし、山梨の三百八十件、新潟の二百五十八件、鳥取の二百十六件、山形の二百十五件之に次ぎ、其の他靑森、宮城、福島、福岡、長野、香川、北海道、佐賀等も主要なる地方に數へることが出來る。

次に申立の少い地方は福井、神奈川、東京、山口等の各府縣であるが、此等の地方でも地方廳に在る小作官が直接間接に斡旋努力して爭議を未然に防止し又は爭議を圓滿に解決した事例は尠くないのである。

（二）申立人の種別

調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主小作人合意の申立の三種がある。又同一爭議に付地主、小作人の双方から申立てたもの卽ち双方の申立に係るものがある。其の件數と割合を示せば次の通りである。

受理別件數		爭議單位件數		關係土地面積		關係小作人	
爭議單位件數		關係土地面積		關係小作人		關係地主	
地主の申立	一、九四二件	一、二〇三件	四、〇六一町	一、〇三一町	一、八〇四人	〇・四人	
小作人の申立	三、一六六	一、八六三	四、〇六一	一、〇三一	一、八〇四	〇・四	
地主小作人合意の申立	二、四五三	一、八六三	八、九五五	九、五三四	七、一三八	二・三	
計	七、五六一	四、九二九	一七、一二九	一〇、六〇九	一〇、九四二	三、〇	
一件當關係人員數							
人員	參加利害關係人	二、二六	二、四一九	四、二九〇			
	計	三、四一九					

申立者別	件數	割合
地主の申立	一、三九七件	三四・四〇%
小作人の申立	二、五〇五	六一・六八
地主小作人合意の申立	一一七	二・八八
双方の申立	四三	一・〇四
計	四、〇六一	一〇〇・〇〇

即ち申立件數四千六十一件中地主の申立は三四%、小作人の申立は六二%、合意申立は三%であつて、小作人の申立は依然として過半數を占めて居る。之を前年と比較するに地主申立及合意申立が稍々增加して小作人申立が稍減少した。

次に主なる地方に就いて觀察するに、小作人の申立多きは北海道、青森、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、德島、鹿兒島、三重等の各地方であつて、地主の申立多きは山梨、鳥取、福岡の各地方である。而して小作人の申立と地主の申立と大差なきは香川、佐賀の各地方である。又合意申立は山梨に最も多く一七%を占めて居る。斯の如く地主の申立多き地方や小作人申立の多き地方等を生ずるは、各地方に於ける地主小作人の勢力の强弱、組合運動の消長、訴訟提起の多寡、地方當局者の事件取扱方針の差異等に因るもののやうであるが、特に爭議の先進地方に於て比較的地主申立の多い傾向を認めるのは、地主が訴訟よりも調停によるを得策とする爲かと思はれる。

調停申立の內容

(一) 申立の要旨

調停を求めんとする申立の內容は、其の申立人の立場の異なるによつて其の趣を異にする。之を概觀するに最も多きは地主の申立に在りては土地返還請求、小作料支拂請求、小作條件確定等であり、小作人の申立に在りては小作契約繼續、小作料一時的減額、小作料の改定（暫定的）又は永久的減額の要求等であり、合意申立に在りては小作條件確定、小作料改定等である。而して此等の要求は單一ではなく小作料支拂請求竝に土地返還請求、小作料一時的減額竝に小作契約繼續要求等の如く數箇の要求を合せて申立てるものが多いのである。今總件數四千六十一件に就きて要求別に之を見れば小作料に關するもの（小作料支拂請求、小作料支拂及土地返還請求、小作料減額及小作契約繼續、小作料改定、小作料一時的及永久的減額、小作料支拂延期、小作料値上反對等）合計二千三件、總件數に對し四九%に當り前年の四〇%に比し其の割合は增加を示してゐる。次に小作人の申立の（小作契約繼續、小作料減額及小作契約繼續、土地返還請求、小作料支拂及土地返還請求、小作權確認、代地交付、土地賣渡要求等）は合計二千四百九十三件、總件數に對して六二%にして過半數を示して居る。

更に之が內容を檢討すれば左の如くである。

(二) 申立の事情

(1) 小作料に關するもの

(甲) 小作料支拂請求竝に小作料一時的減額要求。

之に屬するものの要求は爭議單位件數四千六十一件中千七

百四十五件であるが之を申立人別に見れば左の如くである。

（イ）地主申立の場合（小作料支拂請求）

小作人が小作料の支拂を爲さぬが故に、之が支拂の調停を申立てるもので、土地返還請求を併せて申立てるものが多く、山梨、鳥取、秋田、福岡、山形、德島、香川等に於ける地主申立件數千四百十七件中八百七十四件（六二%）を占めて居る。

（ロ）小作人申立の場合（小作料一時的減額要求）

災害に因る不作及農産物價格下落等に因る收支不償を理由とする小作料の一時的減免は、小作爭議に於ける小作人の要求としては最も普通なものである。而して數年來小作料を滯納した爲地主が小作料請求訴訟、小作料請求並に土地返還請求訴訟を提起した場合に小作人から小作料減額の要求を併せて或は小作繼續と小作料減額との要求を併せて調停の申立を爲すものも相當に多い。之に關する件（小作人の申立件數二千五百二十七件中八百七十一件三四%）で秋田、鳥取、山梨、新潟、德島、香川、福岡等に多く前年の二割三分に比し其の割合は增加した。

（乙）小作料改定又は永久的減額の要求

之に關するものは地主、小作人又は地主小作人合意の申立合計百三十六件、總申立件數の三%を占めて居る。

あり其の申立人別に觀れは左の如くである。

（イ）地主申立の場合

小作料の改定は小作人から申立てるものの方が多いが、地主に於ても時代の趨勢に鑑み小作料を改定せんとし、或は小作人より右の如き申立ありたる場合にその要求の趣旨には異議なきも之が相當額の決定に付調停を申立つるもの、或は年々の一時的減免交涉の煩を避ける目的で此の申立を爲すものがある。

又地主小作人間に小作料改定につきて事實上の協定の出來たものに法律上の執行力を付與する目的で地主より申立てたものもある。此の申立は新潟、山梨、大阪等に亘り十七件（地主申立の一%）ある。

（ロ）小作人申立の場合

從來の契約小作料を過當であるとし又は小作料の不均衡或は農業の收支不償を理由として此の要求を爲すもので又此の內には小作料一時的減額要求を併せ申立つるものがある。此の件數は百十六件（小作人申立の四%）で新潟、秋田、福岡の各地方に多い。

（ハ）合意申立の場合

地主小作人間には小作料改定を爲すべきことに付いては協定成りたるが、之が相當額の決定及改定方法に付調停を求むるもの、或は當事者間にては既に事實上の協定成立したものに法律上の執行力を付與すべく申立を爲したるものがある。此の申立は北海道、兵庫、鳥取に亘り三

件ある。

（丙）小作料の値上又は値上反對要求（地主申立小作人申立）

地主が小作料の値上を通告し小作人が之に不同意を唱へた場合に地主から値上の申立を爲し、又は小作人が地主の値上に反對して調停の申立を爲すもので、地主の申立五件、小作人の申立四十件、合計四十五件である。

（丁）其の他

右の外小作料支拂延期、過納小作米の返還、小作料支拂濟の確認、小作料定免期間の延長、小作料減額率減免方法協定、小作米品質協定、小作料と土地賣却代金と相殺、奬勵米俵裝料支給等に付調停を申立てたものが百三十一件ある。

（2）小作契約の繼續及消滅に關するもの

（甲）土地返還請求（地主申立）

小作人が小作料を支拂はざる爲地主が土地返還を請求し又は小作料支拂と土地返還とを併せて履行する樣に調停を求むるものである。此の中には小作料の支拂を督促する手段に出たものと、小作組合運動其の他の事情に基因する感情の爲に土地返還を求むるもの等があるが、又は地主が小作料の收得不確實に因る關係から耕地を引上げ他に貸付し若くは自作せんとするもの、地主が自家勞力を有利に利用せんとし若くは他に土地を賣却する爲返地を求むる爲自作せんとするもの、地主が財産整理等の爲小作地を賣却した場合或は抵當權の實行等に因り土地が競賣に付されたやうな場合に於て買受けた新地主が自作の爲に土地返還を求むるものもある。之を地方的に觀れば山梨、秋田、德島、山形、香川、新潟、三重等に多く、八百四十二件（地主申立の五一%）に上り前年に比して件數增加してゐる。

（乙）小作契約の繼續要求（小作人申立）

地主が小作地の返還を請求した場合に小作人が契約の繼續を希望して調停を申立づるもので、小作料一時的減額を併せて要求するものも多い。又中には自作地が競賣にされた場合に於て、元の土地所有者たる自作者から小作として耕作繼續方を申出で調停の申立を爲したものもある。小作契約繼續申立件數は一千五百七十三件（小作人申立の六二%）の多數に上り、秋田、宮城、山形、青森、新潟、山梨、福島、北海道、長野、群馬、茨城、德島、福岡等の各地方に多い。

（丙）小作權（永小作權を含む）の確認又は賠償及作離料の要求（小作人申立）

地主から土地返還を請求した場合に小作人には小作權の存在を主張し又は其の賠償若は作離料の支結を要求して小作人から調停を申立つるもので之に關するものは四十九件であつて前年に比し減少した。

（丁）小作地賣渡要求（小作人申立）

地主が小作地を他に買却せんとする場合に、或は新地主が小作料を値上せんとし又は小作地の返還方を求めた場合に

小作人が其の土地を小作人に賣渡すやう要求するものでに關するものが三十九件で前年より增加した。

(戊) 其の他

右の他作物、耕作費、土地改良費等の補償、代地交付等付調停を申立てたものが十五件ある。

(3) 其の他

右の如き小作料に關するもの、小作契約の繼續及消滅に關るものの外、小作條件確定(二百十九件)、假處分、假差押解除訴訟取下、新小作契約の締結、中間小作人排除、耕作害排除、小作地受領者決定等の要求を爲して調停を申立てものがある。

申立事件の結末

爭議單位調停受理件數四千六十一件に就いて觀るに、既濟件は三千二百九十件で八一%を占め、未濟件數は七百七十一件で九%である。

今最近三箇年に於ける事件結末の內譯を示せば、左の通りである。

小作調停事件結末內譯件數表

	昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	件數	割合%	件數	割合%	件數	割合%
既濟 調停成立	一、七八二	六六・七四	二、一四九	六七・八八	二、六六〇	六五・五〇
調停不成立	三五	一・三三	一八	〇・五七	三七	〇・九一
取下	四〇四	一五・一三	四一七	一三・一七	五七六	一四・一八
却下	一三	〇・三八	一七	〇・四三	一四	〇・三五
計	二、二三五	八三・七一	二、六二〇	八一・〇一	二、三五九	八二・〇〇
未濟	四三五	一六・二九	五七〇	一八・〇〇	七七一	一八・九九
合計	二、六七〇	一〇〇・〇〇	三、一六六	一〇〇・〇〇	四、〇六一	一〇〇・〇〇

〔備考〕 各年の數字は何れも次年一月十日報告到着現在に依りたるものである。

以上の結果を前年と比較するに本年は未濟事件が增加し、既濟事件中調停成立は件數增加せるも、歩合に於て稍減少してゐる。尙取下事件中當事者間にて示談調つたものも多數あり、爲に既濟件數中事實上事件解決せるものは極めて多數を占むるものである。却下事件十七件は宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、新潟、石川、京都、兵庫、和歌山、香川の各縣に亘り、調停法第二條(當事者不當の目的を以て濫りに調停の申立を爲したりと認むる時)又は第三十七條(第二條に規定する事由あるとき)に該當するものとして却下し又は調停を爲さざりしもので、其の多くは調停を受くるの眞意が無く徒らに訴訟妨害又は强制執行手續の進行を阻止するやうな事情が明かになつたものである。

調停條項の內容

調停條項は爭議の內容に從つて多種多樣であるが、爭議の中心をなすものが、小作料の問題と小作契約の繼續及消滅に關する問題等であるから、其の調停の內容に於てもその主眼となるものは矢張と此等の問題を解決するにある。然し調停は訴訟と異り手續も極めて自由であるから、當初申立の際に問題となつた事項以外

に廣く調停條項を作成するものが多　。

昭和十年に調停の申立を受理した四千六十一件の中調停成立した二千六百六十件に付て主なる調停條項の内容を掲ぐれば左の通りである。

調停條項種別表

調停條項の種別

	件數	成立件數三、二九〇件に對する割合	主なる道府縣名
一、小作料に關するもの	一九二	五・八	山梨、新潟、福島、福岡、滋賀、山形、栃木、大阪、秋田、德島、香川
(イ)小作料の改定又は永久的減額を爲したるもの	一、〇五六	三二・一	秋田、山梨、鳥取、福岡、山形、德島、群馬、新潟、香川、長野、宮城
(ロ)小作料の一時的減額を爲したるもの	七九六	二四・二	秋田、山梨、鳥取、福岡、德島、山形、新潟、群馬、茨城、栃木、鹿兒島
(ハ)料を一時に支拂ふことになつたもの	五九〇	一七・九	山梨、秋田、香川、德島、山形、鳥取、新潟
協定の成立した小作料小作料に付協定の成立したものを分割(年賦を含む)支拂ふことになつたもの			
(ニ)滯納小作料の一時的減額	一、〇五六	三二・一	秋田、山梨、鳥取、福岡、德島、山形、新潟、群馬、茨城、栃木、鹿兒島
(ホ)不作の場合に於ける小作料の減免方法に付ての定を爲したるもの	八八三	二六・八	秋田、新潟、福岡、山形、山梨、福島、栃木、香川、北海道
(ヘ)小作料納期を確定したもの及小作料納入先を決定したもの	一、五七二	四七・八	山梨、秋田、新潟、福岡、北海道、山形、宮城、福島、群馬、香川、佐賀、長野、三重
(ト)小作料の品質、俵形式を決定したもの	六六〇	二〇・一	新潟、山梨、山形、香川、福岡、栃木
(チ)穀等の支給を爲したもの	一〇七	三・二	新潟、滋賀、岡山
二、小作契約の繼續及消滅に關するもの			
(イ)係爭小作地全部の契約を繼續したもの	一、〇八五	三二・〇	山梨、秋田、福岡、山形、新潟、宮城、群馬、茨城、福島、香川、長野
係爭小作地の一部を(ロ)返還し一部を繼續したもの	二五六	七・八	秋田、宮城、山形、山梨、北海道
係爭小作地を返還し(ハ)其の代地を貸付したもの	五六	一・七	山形、秋田、德島、宮城
(ニ)係爭小作地全部を返還したもの	四六四	一四・一	秋田、山形、山梨、北海道、香川、德島、長野、福岡、兵庫
小作地賃借權の讓渡、轉貸、地形、地目の變更等を制限したもの	八四六	二五・七	山梨、秋田、福岡、新潟、山形、香川、佐賀、群馬、栃木
小作契約條項に違反した場合には解約返(ヘ)地することの定を爲したもの	一、三九二	四二・三	山梨、秋田、新潟、山形、福岡、宮城、福島、香川、佐賀、群馬、鳥取
三、小作權(永小作權を含む)を認めたもの	八〇	二・四	山梨、福岡、北海道、香川、秋田、山形、兵庫
四、小作地を小作人に賣渡したもの	一〇一	三・一	山梨、新潟、山形、三重

五、將來地主が小作地を賣却する場合には小作人に先買の機會を與ふることに定めたもの　一〇八　三・三　山梨、新潟、佐賀

六、小作權を補償し又は作離料の支給を爲したもの　四三七　一三・三　秋田、山形、山梨、北海道、香川、德島、兵庫、福岡、新潟

七、土地改良費、耕作費又は作物の補償を爲したもの　四三　一・三　秋田、山形、香川、兵庫、北海道、宮城、長野

八、繫屬中の訴訟の取下、假處分及假差押の解除を爲したもの　二四五　七・四　山梨、群馬、北海道、福岡、山形、新潟、富山、埼玉、和歌山、

各調停條項を通觀するに、數年來の經驗によつて各府縣共に其の調停成立後に於ける履行を確實にする爲に能ふ限り手落のないやうに之を作成すべく其の條項は漸次綿密となり、記述上の缺陷あるが爲に執行不能の生ずるが如きことなきやう細心の注意を拂ふ傾向が見られる。從つて調停調書の記載形式として、當面の係爭問題の調停事項と將來に亘る小作契約約款の部分とを區分するとか、又は條項の解釋上疑義を生ずる虞ある事項に就ては特に協定の事情、理由、沿革等を說明的に記述し、或は覺書を添付するが如きものも認められるのである。然れども地方によりては將來に亘る複雜なる取決めを爲すことを避け、却つて調停條項の簡單化の傾向を示した所もあるやうである。

結言

以上は既に述べた如く、昭和十一年一月十日迄に到達した報告に依つたものであつて、昭和十年申立受理の調停事件としては未だ受理報告の本省に到達しない分が多く、殊に調停の結果に至つては今後（六月末日頃迄）の報告に俟つて明かになるべき部分が多く、以上の各種の數字は、先づ中間的統計と云ふべきものである。

調停申立の事件は概して解決の困難な其の地方の代表的爭議が多いから、之が圓滿に調停成立すれば、單に申立を爲した當事者間の問題の解決が出來るのみならず、調停の申立をなさぬ地主小作人間の問題も、裁判所に於て決定した調停條項に準じて適當に協定が行はれ、平和に問題の解決を告ぐる例が多く、調停法は小作爭議の解決上極めて有效なる働を爲しつゝあるのである。

尙此の小作調停法に依る調停の外に地方小作官が調停法に依らずして調停を行つた事件が多數ある。いまこれに就いて同じく農林省の調査をそのまゝ再錄すれば右の如くである。

先づ小作官設置以來の法外調停件數を示せば次の如くである。

		件		件
大正十四年（大正十三年を含む）	三七一	昭和六年	二三三
同十五年（昭和元年）	二八五	同七年	二八二
昭和二年	二五七	同八年	二一六
同三年	二三九	同九年	二六八
同四年	二二〇	同十年（昭和十一年一月十日報告到達現在）	二九〇
同五年	二四四	合計	二、八九四

昭和十年内に於ける法外調停事件數は前表に示す如く二百九十件であつて、之が關係地主二千七人、小作人八千九百八十一人、關係土地面積五千六百八十五町歩である。事件の内譯を事件發生の種別に分けるに、小作料一時的減額要求及小作料支拂請求に關するもの百六十八件、土地返還及耕作繼續に關するもの八十一件、耕作繼續及小作料一時的減額又は小作料支拂、土地返還に關するもの五件、小作料一時的及永久的減額に關するもの九件、其の他に關するもの十二件である。

而して昭和十年に於ける小作官の法外調停事件は三重、山口、兵庫、福井、埼玉、和歌山、岐阜、奈良、滋賀、福島、神奈川、島根、宮崎等に多くして此等事件の多くは複雜なる團體爭議であるが、其の大部分は圓滿に解決を見、卽ち昭和十年に於ける二百九十件の結末は調停成立二百八十九件未濟一件である。而して成立事件の調停條項の内容は、大體調停法に依れるものと同樣である。

更に最近においては警察官吏による調停も亦注目さるべきである。すなはち昭和九年末において小作爭議防止委員會或ひは農村問題對策懇談會が府縣特高課或ひは地方警察署、市町村等を中心として先づ最初に青森、新潟の兩縣に設置せられ、以來昭和十年に入つては殆んど全國的にこれが設置をみんとするに至つたのである。これは地主、小作人をも委員に加へ適宜に懇談會を開催して常に地主、小作人相互の理解を深からしめると共に兩者の意志の接近に努め爭議を未然に防止すると共に、爭議が發生したる場合に於ても直ちに調停の任にあたり、爭議をして最小限度の紛議に止めしめ、兩者の損失を可及的少なからしむるものであると云はれてゐるが、それは兎も角として事實においては複雜な小作關係を整調する專門的知識を有しない警察官吏の小作爭議に對する積極的關與若しくは干涉を意味するものであり、この種委員會が右の如く各地に設置されるに至つたことは、最近農村に特別に警察官が配置されることゝなつた事實と併せて、爭議に對する警察官吏の積極的干涉の增加を示すものと云ふべきであらう。

第三章　中間階級の爭議

第一節　爭議の大勢

茲に便宜上中間階級と稱してゐるが、指すところは主として俸給生活者である。しかし俸給生活者といつても、比較的下級の事務員、店員、映畫說明者、コック等が主である。この種の爭議は年々增加の傾向にあつたが、昨年來稍々減退を示してゐる。以下その狀況を各項に亘つて略述する。

爭議の件數　當研究所において調査するところに據れば、

昭和十年中に發生したこの種の爭議は七六件で、前年の七四件に對し殆んど同一であり、昭和七年（一六〇件）に比すれば實に八四件の減少となつてゐる。何れにしても、この種の爭議も、工・鑛・交通業における勞働者の爭議の態様と同一の傾向にあると云へるであらう。

爭議の業態別　爭議總件數七十六件中最多數を占めるものは依然映畫演劇の六十四件で、前年とその數においては大差はないが、同一資本の經營下にある映畫館從業員が共同戰線をもつて爭議に入つた場合が特に本年は顯著であつて、實數において前年を凌駕してゐるやうである。この種爭議は數年來頻發する傾向にあるが、謂ゆるトーキー・サウンド化による樂士、說明者の解雇、減俸、或ひは勞働强化に對する反對、生活防衞の抗爭によるもので、全國常設館のトーキー裝置は、最近急激に增加しつゝある。映畫につぐもの、食堂酒場の二件、其他新聞社、百貨店、醫務從業員、銀行、產業團體、其他の俸給生活者にも少數乍ら發生してゐる。

爭議の分布　本年度はこの種爭議は三府十四縣に亘る。その最も多きは東京の三二件で大阪の一〇件、愛知の九件が之についでゐる。此種爭議が文化水準高き東京に最も多く、京阪神、名の各大都市を有する府縣が上位を占めてゐる事は略々前年同樣である。その各府縣における分布は左の通りである。

東京	三	大阪	一〇	愛知	九	千葉	三		
埼玉	三	京都	三	兵庫	三	神奈川	三		
三重	二	茨城	一	靜岡	一	長野	一		
石川	一	奈良	一	德島	一	山口	一		
長崎	一								

爭議の原因　總件數七六件のうち、その原因が大體に從業員の受身で爭議が起されたと見るべきもの五八件、反對に從業員がまづ要求を提出して發生した爭議は一八件で、この割合は前年迄、受、能兩樣の割合がほゞ同樣であつたものが本年は經營者側が著しく攻勢的態度に轉じてゐることを物語つてゐる。受動的原因のうち映畫館におけるトーキー・サウンド化による樂士、說明者の解雇が著しく增加し、數年來最多數を占めてゐた待遇改善要求に發端する爭議にとつて替つたことは注目すべきである。

受動的	解雇手當要求	二	四	一	—	—	賃銀不拂	二	二	二	六
	休業手當要求	二	二	二	五		賃下反對	二	二	二	六
	組合壓迫	二	二	二	六		收入減	二	二	二	六
	解雇手當要求	二	二	二	六		其他	二	二	二	六
	退職手當制定要求	二	二	二	六		計	一一	一一	一四	三五
	待遇改善要求	二	二	二	六	能動的	賃銀値上要求	二	二	二	六
	感情	二	二	二	六		解雇手當制度要求	二	二	二	六
	其他	二	二	二	六		退職手當制定要求	二	二	二	六
	計	一一	一一	一四	三五		待遇改善要求	二	二	二	六
總計		二二	二二	二八	七六		感情	二	二	二	六
							其他	二	二	二	六
							計	一八	一八	一八	五四
						總計		二二	二二	二八	七六

爭議の經過　罷業が大部分を占め四七件に達してゐるが、單に示威のみに終始するものは皆無である。尙この種爭議は特に映畫關係にあつてはトーキー化の進展と共に、關係組合自滅の危機をさへ豫想されるものであつて、しば〳〵爭議團によつて最後の一線による深刻なる戰術がとらつゝある。

罷業	怠業	罷怠業	示威	罷業示威	罷・怠業示威	怠業示威	紛議	計
四七	—	一	—	六	—	—	三	七六

爭議の結果　これは見る人の見解によつて非常に異るところであるが、當研究所の調査するところでは大體左表の如き狀態を呈してゐる。卽ち、概ね兩者の妥協により解決せるもの二七件、之に次いで爭議團に有利解決のもの二二件となつてゐる。

爭議團に有利解決	同上不利	妥協	不明	計
三	一九	二七	八	七六

主要なる爭議　上記七六件のうち主要なるものを拾ひ上ぐれば左　如くである。（括弧內は發生月を示す）

			（參加人員）	（關係團體）
【一月】	赤坂帝國館	（東京）	不明	大日本映畫演劇從業員組合
	壽座	（神奈川）	九	國社映畫人同盟
	朱雀館	（京都）	三	
	朝日館	（愛知）	六	
	新興、日之出館	（山口）	不明	
【二月】	大崎キネマ	（東京）	不明	全勞全國映演從
	蒲田富士館	（同）	同	國社映畫人同盟
	州崎キネマ	（同）	二〇	同右
	第一、第二朝日館及北野館	（大阪）	一五〇	總同盟全關西映演同盟
	昭和館	（同）	一二	全日映演從
	三杉館	（千葉）	全員	國社映畫人同盟
	尾花劇場	（奈良）	一三	總同盟全關映
【三月】	松竹キネマ映畫直營並步合館	（東京）	不明	全勞全日映演從
	歌舞伎座	（大阪）	二三	總同盟全關映 松竹興業從業員組合
	大阪劇場	（同）	一一	同右
【四月】	公樂座外四映畫館	（大阪）	一〇〇	總同盟全關映
	世界館、豐富館	（愛知）	不明	全日映演從愛知縣本部
	帝國館	（同）	一五	名古屋映從同盟
【五月】	赤坂帝國館	（東京）	二	全日映演從
	大森新興館	（同）	一	國社映畫人同盟
	芙容館	（同）	三	同右
	市營上野食堂	（同）	一四	全勞關東一般化學
	音羽館	（愛知）	七	全評中部映畫同人組合
	曙館	（同）	六	同右
	八日市蠶試場	（三重）	一三	
【六月】	八王子日活館	（東京）	七	全勞全國映演從

駒込	館（同）	七	同右
潮田	館（神奈川）	五	國社映畫人同盟
日本劇	場（大阪）	六	全日映演從
羽衣	館（千葉）	八	同右
【七月】千住新橋	館（東京）	一六	全日映演從
帝友	館（全）	一六	同右
大島松竹	館（同）	七、	同右
常磐	館（千葉）	二	同右
【八月】喜樂	館（東京）	六	
巢鴨	館（同）	一〇	生産黨
中野	館（同）	五	全日映演從
三ノ輪	座（同）	不明	國社映畫人同盟
美	松（同）	二四	
星ケ岡	茶寮（同）	二五	
東京每夕新聞	社（同）	二四	
松竹館外五映畫	館（愛知）	七〇	大日本國民同志會
上伊那銀	行（長野）	五〇	豊橋愛國映畫人同盟
【九月】大阪、京都、神戸、名古屋、松竹、新興系映畫	館（大阪）	三〇〇	總聯合松竹系從業員組合
所澤演藝	館（埼玉）	不明	全日映演從
松竹	座（石川）	不明	同右
鳴門腦病	院（德島）	八	
【十月】新興大泉撮影所和樂部（東京）		三五	全勞全國映演從
新興昭和	館（茨城）	六	
【十一月】十三クラブ、三國劇場（大阪）		三七	全評大阪一般
旭劇	場（三重）	四	全評中部映畫
埼玉木炭同業組合（埼玉）		不明	

第二節　特に主要なる爭議

中間階級者の爭議の代表的のものとしては松竹キネマ株式會社直營館の解雇反對の第一爭議（全國映畫劇場從業員組合關係）及び同第二爭議（全日本映畫演劇從業員組合關係）、日活系市川三松館爭議（全勞系關係）、新興キネマ爭議、三輪座、羽衣座等は世の注目を惹いた主なものである。左に松竹キネマ爭議及日活系市川三松館爭議についてその顚末を記述する。

大崎キネマ爭議（松竹）

爭議發生——昭和九年十二月二十六日、終結——昭和十年四月十五日、支持組合——舊全勞

發生　十二月二十六日大崎キネマ經營主飯島金藏氏が說明者一名を馘首し、翌十年一月十二日續いて說明者一名、音樂部三名、和樂部二名に對し內容證明書を以て馘首を宣言した。これは映畫館におけるトーキー裝置の完備による從業員の犧牲である。

經過　一月二十七日小林系大崎キネマ共同爭議眞相發表演說會を開催、二月二十三日飯島氏は內容證明書を以て一月分給料日割及十四日分手當を支給するから立會人連行の上、と云ふ通知あり、

組合側から友邊、大森、天城外從業員代表藤波、野路諸氏飯島氏宅に交渉したが全員大崎署に檢束留置さる。二月下旬飯島氏は辯護士を通じビラを撒かねば交渉に應ずる、さもなくば內容證明書を以て通達した一月分の金も支拂はぬと通告す。三月二十日全勞全映松竹從業員は步合館池袋武藏野の馘首に端を發し、馘首反對の共同鬪爭への火蓋を切る。これに呼應して全日演東京本部は直ちに松竹系音樂部整理に對し全市松竹系鬪爭委員會を設置し直ちに罷業に入り宣言を發す。三月二十八日嘆願書提出と同時に罷業に入り宣言

〔嘆願書項目〕

昭和七年六月の覺書條件の內左の條項を追加並に改善せられたし。一、松竹キネマ株式會社は卽時トーキー、サウンド、サイレント映畫製作比率を發表せられたし、二、トーキーによる轉職の場合は一ケ年以前に豫告せられたし、三、トーキーによる轉職手當を左の如く改正せられたし、——勤續一ケ年につき月給一ケ月分同三ケ年以上の者に對しては一ケ年につき月給一ケ半分宛、同十ケ年以上の場合は一ケ年につき月給二ケ月分宛を加算支給されたし、但し勤續手當及び轉職手當の計算は滅給されざる以前の月給額によつて支給するものとし且つ休職期間を勤續年數に加算されたし、——五、日給者を月給制とし定期昇給制を確立されたし。

〔指令〕——東京地方映畫演劇從業員、生活防衞同盟、中央鬪爭委員會。

主文——全映畫從業員の未曾有の生活危機を打破すべく全日映畫東京本部臨時大會に於て可決、決定されたる生活防衞鬪爭につき我が中央委員會は全市的、全系統的規模に於ける鬪爭準備の偏重と不足を認め、未だ鬪爭準備を完了せざる各職場に對して左記の如き要項を指示し以て各職場が急速に鬪爭準備を敢行すべき事を強く要求する、卽刻此の指令を具體化して一切の戰備を整へて待機の姿勢を取り次の指令を待て！

要項——1、直ちに職場大會を開け、職場大會には言ふまでもなく組織未組織を問はず、館從業員全體一人殘らず參加せしむることに特別の注意を拂はねばならぬ、2、職場大會に於て決定さるべき基本的事項は次の如くである。

（一）要求　要求は館主に對するものと上映フイルム製作會社に對するものとの二種に分類して決定すべきである次に指示する一般的要求を基本として各職場の特殊的條件を加味して作製すること。

館主に對する要求

イ、馘首、滅給、勞働强化せざること、ロ、退職手當を制定すること、一ケ年につき給料一ケ月分、一年を增す毎に一ケ月分加算、ハ、トーキーによる退職手當を十八ケ月分支給すること、製作會社と共同で負擔すること、ニ、轉職の豫告を一ケ年以前になすこと、ホ、臨時雇を本雇にすること、ヘ、日給制を月給制に改むること、ト、最低賃銀制を制定すること、チ、給料三割値上げすること、リ、定期昇給、定期賞與を制定すること、ヌ、寫眞特

別料金を全廢する樣館主に於て製作會社に對して活動すること、ル、トーキーサウンドの製作制限を製作會社に對して要求すること。

製作會社に對する要求

イ、トーキーによる轉職手當を十八ケ月分支給すること、館主と共同負擔すること、ロ、トーキーサウンドの製作を制限すること。

(二)闘爭機關の確立　闘爭機關は爭議團編制の形態を取り、闘爭委員會（ストライキ委員會）を始め一切の部門、役割が決定されねばならぬ。尙スト決行を當然豫想して事務所設置の活動は直ちに着手されねばならぬ。系統別地區委員會に參加すべき闘爭委員の選出（一名乃至二名）をなすこと。

(三)闘爭資金　闘爭資金としては各自月給の二割を早急に積立るべきである。此の闘爭積立金の内五%は地區委員會に、十%は中央闘爭委員會の會計に納入されるものである。地區に於ける闘爭組織の設置其他に就ては、中央闘爭委員會より派遣するオルガナイザーの指導方針を受くべし。（以上）

三月二十八日、全映松竹系の闘爭は二名の全勞幹部の城戸氏宅への切込み事件に依つて强制的な解決へ一擧に進み爭議は三十一日全員馘首を承認して落着。大崎キネマ爭議團は城南地區勞働者協議會結成とその應援闘爭の具體化のために全力を擧げ、先づ荏原製所連携闘爭した。四月十日城南支部は分會代表者を召集、現下非常時對策、城西支部と合同問題を中心に會合せんとしたが七名檢束され、内五名は翌日釋放され、他の二名の釋放運動に一名が檢束され、爭議解決を前提として釋放された。

（解決條件）

一、六名の馘首を承認する事

二、解雇手當、爭議費用一切を含めて金一封（九百五十圓）を支給する事

三、今後町ビラ引札を一切撒かぬこと

市川三松館爭議

原因　三松館主村瀨虎雄氏、トーキーサウンド設備による馘首及減給。十二月十五日大月、廣部の二從業員次のことを申渡さる、一、明年二月に金城氏（音樂部）を馘首する（解雇手當、月給二ケ分支給）、二、明年二月より大月、奥山、廣部、鳴海の減給を行ふ（金額五圓乃至十圓）。爭議開始。

十二月二十八日、全從業員による馘首減給取消の嘆願書は一蹴され、罷業闘爭準備成る。交涉委員大月、廣部、園長大月、副園長廣部、會計金城、實行委員霞、山崎、鈴木、新井、通信部奥山、小鈴、武田。

十二月二十九日、全日映演の小島關東地方聯合會長、牧山江東支部長、白河書記長、曾我部爭議團長、伊東東京府本部爭議部長來援、館主村瀨氏と交涉し館主に案の取消を承認せしむ。

昭和十年十二月二十九日大月、奥山、霞、金城、山崎、鈴木初、鳴海の七氏卽時解雇を言渡され、解雇手當は前記の如し。二月二十日、爭議宣言發表（參加人員十二名、内女四名）。二月二十二

日、爭議團事務所に籠城と決定。館主に書留郵便を以て要求書送附したるも返却さる。二月二十四日、大月、奥山、霞の三氏、外五名市川署に檢束され二十五日三名歸還。二月二十六日、爭議團代表及全日映演總本部より應援を得て日活本社に抗議し、他方犧牲者釋放運動進展。二月二十八日、市民への宣傳戰、爭議眞相發表館主糺彈演說會開催準備を爲し、淺沼社會大衆黨市議來援犧牲者釋放運動を爲し三名の檢束者歸還す。三月二日、千葉縣當局の調停斡旋が奏功し三名の檢束者歸還す。三月二日、千葉縣所轄署を通じて持込まれ、犧牲者全部釋放を條件として調停に應ずることとす。館主の提示した條件は、一、馘首者七名の內一名復職承認、二、解雇者には先に發表した手當に更に二ヶ月分增額、三、其他は全員の復職を認める。といふのである。次の如く解決す。

〔解決覺書〕

三松館對同館從業員の爭議は今回調停官の斡旋に依り左記條件を以て解決したるに就ては玆に覺書三通を作成し當事者双方及調停者に於て各一通を所持するものとす。

記

一、高木正太郎は從前通り勤續するものとす、但し將來解雇の場合は解雇手當六ケ分以上を支給するものとす

一、久保田長壽、奥山卯之吉、金城光次、山崎正二郎、鈴木初太郎、鳴海れいの六名は退職するものとす、退職手當は別表に依る

一、全從業員の公休日を制定すること

一、爭議費用として金二百圓を支給すること

〔提示された手當〕

氏名	金額	當該月給	金額	〔闘ひ取つた手當〕	當該月給	增加額
大月	五〇〇圓	五ケ月分	八〇〇圓		八ケ月	三ケ月
奥山	三五〇	五ケ月分	五六〇		八ケ月	同
金城	一八〇	三ケ月分	三九〇		六ケ月	同
山崎	七〇	二ケ月分	一七五		五ケ月	同
鈴木	一五三	四ケ月分	二六六		七ケ月	同
鳴海	一五七、五	三ケ月半	二九三		六ケ月半	同
霞	一三、五	復職	三ケ月半			

第四章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議

第一節　婦人勞働者の爭議

婦人勞働者殊に謂ゆる女工の爭議について昭和九年の調査を缺いでゐるため、玆に昭和八年社會局調によるものを掲げる。

爭議件數（同盟罷業・工場閉鎖を伴つた爭議）六一〇件のうち二九件（四・八%）で前年の四二件（四・六%）に比し減少して

ねるが、その全體に對する割合は略同率であり、更に男女合同の爭議は二〇四件（三三%）で前年の三三件（三七・三%）よりは可なり減少を示してゐる。婦人の爭議參加人員は一二、七二六人で全體の二六%に當り、前年の一三、一九三人（二四%）に比し五〇〇人弱の減少であるが、全體に對する割合は約二%增加した。いまこれら婦人參加の爭議の業別につき同社會局の報告によれば、之等の爭議は婦人の集團的勞働者の多い染色工業に最も多く五一件、その參加人員八、三二四人に達し化學工業は六四件二、一七八人を算ふ。その他は雜工業の三一件、五六五人、土木建築業の一三件、機械具製造の一四件一一二人、鑛業の四件八七人、通信業員一件一四人の順序になつて居り、その他の業務に從ふもの四一件八九五人である。

昭和十年に於ける婦人の參加した勞働爭議について社會局調によれば次の如し。（第一篇第一章第一節爭議の大勢の部參照）。

第二節　職業婦人の爭議

女工以外の勤勞婦人では謂ゆる職業婦人であるが、この種の婦人の爭議も依然微々たるものである。昭和十年度の調査はないが九年度における當研究所の調査によれば、その數は十七件で、八年度より八件、七年度より二件の增加である。業態別に分てば藝妓の爭議四件、女給七件、ダンサー三件と

なつて居る。これを原因別に見れば婦人側よりの待遇改善要求十件、給料値上要求、解雇反對要求、感情のもつれ各二件、給料不拂一件であつて、大體此種婦人が積極的に出たものと見ることが出來る。本年においても大體この傾向を取つてゐるが主なる爭議について摘記すれば次の如くである。

橫須賀平和看護會紛議　四月十六日、平和看護婦會の派出看護婦十名は待遇改善を叫んで退會届を出し、公卿町の齋藤氏別莊に籠城し「後進者のために會內の廊清を期す」を聲明した。要點は（一）一日食費四十錢、但し一食でも喰べない時はその分だけ差引くのが縣令にあるのに喰べても喰べないでも一日分を徵收し粗食すぎること、（二）派出は不公平で會長が好きな看護婦には仕事が多く、他は一向省られぬこと、等。

女給の罷業　五月三日、仙臺市カフエー孔雀の女給五名は「妾達に自由を與へよ」と宣言してストライキを敢行し元寺小路の旅館綠館に籠城した。特高係の調査によれば女給の主張は、マダムは女給の監視が嚴重で、食事は一日一回を認めてゐるに過ぎず、深夜空腹に堪へ兼ねて戶外で飮食すれば叱責し、或は閉出を喰すが故であると云ふ。仙臺署の交涉で孔雀の主婦は今後女給に自由を認めることを條件として和解した。

藝妓總罷業　上田兩藝組合置屋側では藝妓の祝儀紙花積金（一個につき十錢）二千五百個の返還方を料理屋側へ要求したが不調に終り、藝妓の中には結髮代にも窮するものさへあり、集合對策を協議した結果、五月二十七日、六十餘名の全藝妓は一齊休業し

た。翌日上田署々長の調停によつて和解。

酌婦待遇改善爭議　六月十四日、鹿兒島市飲食店營業者百二十名とこゝに働く酌婦四百名の間に待遇改善問題にて衝突し酌婦怠業及び陳情運動があり、鹿兒島署の仲裁にて罷業側の勝利で解決。（條件）一、營業者は酌婦に對して一定の給料の外にその稼高の一割を支給し前借に拂込ませる。二、チップその他任意の臨時收入も任意前借に拂込ませる、三、酌婦稼料取上高のうちから稅を納め殘金は雇主と二分して前借金に繰込ませること。

新潟三業爭議總罷業　十二月一日、新潟の花柳界は線香代値上に端を發し藝妓置屋側と料理屋待合側との爭議となり和解成立せず全市の藝妓全部に對し同盟罷業を斷行した。參加藝妓二百五十餘名。二十四日置屋側の要求六六、五四の率が容認されボイコット解除す。

第二篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

勞働運動の大動脈を爲し、その基本線たるものは工・鑛・交通業勞働者であり、これら勞働者の諸運動は主として勞働組合をその中樞部として展開される。勞働組合は、また市民團體農民團體とならんで勞働者の政治運動の母體となつて無產政黨運動に表現される。從つてわが國勞働運動の趨向を探求するためには、先づ工業、鑛業、交通運輸業勞働者の勞働組合運動の情勢を檢討しなければならぬ。

茲數年來非常時局の延長と軍事豫算の膨脹、輸出インフレの浸透等による謂ゆるインフレ景氣は跛行的ながら我國產業界を潤し勞働者數の如きも昭和十年末には、五百九十萬六千人と云ふ未曾有の數に昇り、前年度の五百七十六萬餘人より二十四萬二千人の增加を示し、組織勞働者も四十萬八千餘人で前年度の三十八萬八千人に對比して二萬人の增加を示してゐる。また同期における組織率の如き、勞働者總數五百九十萬六千人に對して六・九%であつて昭和六年以來の遞下傾向

に對して僅かではあるが〇・二%の上昇を示した。しかし乍ら勞働組合運動は引きつゞく非常時の重壓の下に置かれて必ずしも活潑な展開をした譯けではなく、依然として不振の狀態にあつたことは否定することができない。たゞ勞働組合が現實の社會的情勢をより深く認識し、その上に運動を展開して行こうとする努力は之を看過することは出來ないものであつて、例へば從來の階級闘爭的方針に對して國家産業人としての自覺と、經濟運動への主力傾注の傾向が觀られた。勞働爭議の如きも努めて之を避けようとし、勞働協約の締結、工場委員會の設置、その他勞資の理解と接近によつて勞働者の現實の生活狀態の向上を圖らうとする穩健なる運動が注目せられたのである。

勞働組合の大會において屢々問題となつたものは、「臨時工人夫制度の撤廢」であり、また社會局が現下の跋行景氣後に來る勞働界の慘狀を豫想して立案發表せる「退職積立金法案」に對する諸運動である。これに對して全國産業團體聯合會を中心とする全國資本家事業主は一齊にその反對運動を開始したのに對し、勞働組合側は原則として社會局案を支持しその修正的實施への運動を採つた。

勞働組合運動界において昭和六年頃までは大體左翼、右翼中間の三派對立の狀態をつゞけてきたが、本年度に於ては要望された勞働戰線の統一運動が議論の時代を去つて實踐期に入り、全勞・總同盟の大合同が成立した。他方海上勞働運動界におげる最大の勞働組合たる日本海員組合が分裂し、新舊兩組合が對立し、日本勞働組合總聯合が日本勞働組合會議より脫退し日本主義の旗幟を掲げたが、これらは何れも思想的に對立し整理されつゝ各自戰線の統一に向ひつゝある。

いま昭和十年における勞働組合運動を大觀するならば、

(イ)共産主義系の日本勞働組合全國協議會(所謂全協)並に無政府主義系に屬する全國勞働組合自由聯合は組合の內訌や數次の檢擧により衰退の一路を辿てゐるが、無政府共産黨の銀行襲擊事件の如きはその運動の破局を示せるが如くである。

(ロ)日本主義系勞働組合の有力なものは日本海員組合及愛知縣下を中心とする日本主義勞働組合中部地方協議會等があるが、勢力振はず、十年度における活動は日本勞働祭の擧行、國體明徵徹底運動、愛國組合の戰線統一、産業勞働俱樂部に於ける全國産業勞働會議の設置運動等であつた。海軍勞働組合聯合はこれらと別個のものであるが新綱領は「勞働報國」を採用したことによつて注目せられた。

(ハ)謂ゆる合法左翼の勞働組合と稱せらるゝ日本勞働組合全國評議會や日本交通勞働聯盟もその勢力は著るしい伸張を見ない。方針としては階級闘爭主義を採り、日本勞働組合會議に對立して關東勞働組合會議を以つて代表されてゐる。そ

の加盟組合は全評全國勞働組合自由聯合の外六組合がある。全評加藤勘十氏がアメリカ勞働總同盟内失業保險及救濟勞働組合委員會の招待に應じて渡米したことは注目すべきことであつた。

（二）健實なる勞働組合主義を標榜する日本勞働組合會議系は、社會民主々義系に屬する反資本主義、反共産主義、反ファッショの三反主義の上に立ち、經濟運動に主力を盡し、勞働者の地位の向上を圖らんとするもので概ね社會大衆黨の支持團體である。日本海員組合、全日本勞働總同盟（昭和十一年一月十五日日本勞働總同盟及全國勞働組合同盟の合同結成）、海員協會、日本港灣從業員組合、日本製鐵從業員組合、官業勞働總同盟、日本勞働總聯盟、日本製陶勞働組合同盟等の九組合を包擁し、全組織勞働者の大半を占めてゐる。内部の情勢として日本海員組合の内訌と分裂、總同盟と全國勞働との合同、名古屋港灣從業員組合支部の本組合脱退、等が惹起され、官業勞働總同盟はその基礎が官業方面の特殊關係上運動形態は別個のものとして特に注目に値する。尚ほ日本勞働組合總聯合は坂本孝三郎氏沒後急速に日本主義傾向を採りメーデー廢止、日本産業祭擧行を契機に組合會議を脱退した。九州八幡の日本製鐵從業員組合と日本産業勞働協進組合とは合同して前者の名稱を採つて組合會議に加盟した。本組合會議の本年度活動も戰線統一、臨時工及人夫制度撤廢、退職積立金法案制定促進の諸問題を主なるものとする。第十九回國際勞働總會に對しては勞働代表及顧問として八木、原、加藤三氏を海事準備會議には米窪氏を選任し國際的活動を爲した。

第一節　勞働組合の組織狀況

勞働組合並組合員總數　昭和十年末に於ける我が勞働組合の組織狀況を見るに、勞働組合數は九九三、その組合員數は四〇八、六六二人（内女二三、九二七人）であり、これを同期における勞働者總數五、九〇六、五八九人（内女一、七五九、六二九人）に對比した組織率は六・九%である。最近數年間に於ける勞働組合の狀況は左表の如くであつて、勞働組合員數は昭和六年以來その割合を遞減してゐたことは事實であるが、十年に於ては組合數に於て二八、組合員數に於て二〇、六九八人の增加を示してゐる。組合員の增加は本年度勞働運動において各方面の問題となつた臨時工の增大に伴ふその組織加盟に原因するものと言ふべきである。その組織率について言へば僅かに〇・二%の上昇を示してゐるが、これは、勞働者の增加率に對して、組合員數の增加が之に伴つて增加しなかつたことに起因する。

勞働者總數並に組織勞働者數（年次別）

年次	勞働者總數	組織勞働者數	同上組織率
昭和元年（末）	四、六四一、六八一	二八四、七三九	六・一%
昭和二年	四、七〇三、七五七	三〇九、四九三	六・五
同　三年	四、八二四、七八〇	三〇八、九〇〇	六・三
同　四年	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五	六・八
同　五年	四、七一三、〇〇二	三五四、三一二	七・五
同　六年	四、六七〇、二七五	三六八、九七五	七・九
同　七年	四、八六〇、二七六	三七七、六二五	七・八
同　八年	五、一二六、七一九	三八四、六一三	七・五
同　九年	五、七六四、二七七	三八七、九六四	六・七
同　十年	五、九〇六、五八九	四〇八、六六二	六・九

業態別組織狀態　組織狀況を工・鑛・運輸・交通・通信其の他に大別して見れば次表の如くであつて、鑛山勞働者と日傭勞働者其の他の組織率は共に二%强であるが、工場勞働者は約二百七十九萬人中十七萬六千人餘でその組織率は六・三%、運輸交通通信勞働者は五十四萬人中十七萬六千餘人で組織率は三二・五%である。內通信勞働者の組織率は比較的僅少で、その組織は海上に多く、陸上に少ない。

勞働者數並勞働組合員數（種別）

種別	勞働者數（括弧內女）	勞働組合員數（括弧內女）	組織率
工場勞働者	二、七九一、九〇二（一、一六二、〇三三）	一七六、四七七（一七、三一八）	六・三%
鑛山勞働者	二七四、八〇四（二七、一三六）	五、一九九（一一五）	二・一
運輸交通通信勞働者	五四四、四七五（七二、三七四）	一七六、七五六（三、九二四）	三二・五
日傭勞働者其の他	二、二九五、四〇八（四九八、〇八六）	四九、六三〇（二、五七〇）	二・二
計	五、九〇六、五八九（一、七五九、六二九）	四〇八、六六二（二三、九二七）	六・九

更にこれを各種業態別に細別すれば、運輸交通關係の一六八、八九二人最も多く、機械具製造業の一〇〇、四四六人之に次ぎ兩者合計は全組合組織勞働者の約三分の二を占めてゐる。尙ほ「其の他」を除き化學の二七、八二二人、雜工業の一八、七五四人、染色の一五、一五九人等は順次相次ぎ多い方に屬してゐる。

業態別勞働組合並組合員數

業態別	昭和十年末 組合數	昭和十年末 組合員數（括弧內女）	昭和九年末 組合數	昭和九年末 組合員數（括弧內女）
機械器具	八六	一〇〇、四四六（一、八二八）	八六	九〇、一九〇（一、八一九）
化學	一一三	二七、八二二（四、二六一）	一〇五	二四、三二〇（三、六三九）
染織	四一	一五、一五九（七、九〇二）	三七	一四、二五四（六、四五三）
飲食物	三三	五、一九〇（六〇九）	三四	五、九三七（八六〇）

日本勞働年鑑

雜工業	一〇九	一三五	一八、三三八
	(二、六六〇)		(二、三四九)
鑛業	一六	二〇	六、四六〇
	(一二五)		(三三六)
瓦斯電氣	三	二〇	七、二六六
	(八)		(四〇)
運輸交通	二五	一〇一	一五八、五七五
	(三、八〇六)		(二、六七四)
通信	三七	五	七、八六四
	(二八)		(一二八)
土木建築	四	五〇	八、〇〇九
	(二)		(三)
其の他	三七	三七三	四八、五四八
	(二、五六八)		(二、八六〇)
計	九九三	九六五	二八七、九六四
	(二三、九二七)		(二二、〇四六)

婦人勞働者の組織狀況を見るに組織せられたるものは二三、九二七人であつて、前年に對比して二、八八一人の增加を示して居り、全組織勞働者に對する比率は五・八%强にして、また婦人勞働者總數一、七五九、六二九人に對する比率は一%强である。婦人の組織勞働者二三、九二七人中一七、三一八人は工場勞働者であつて、內最も多いのは染織關係の七、九〇二人で、全婦人組織勞働者の二分の一に近い。

職業別並產業別組合

勞働組合の職業別並產業別および各種勞働者をもつて組織する一般勞働組合に分けてみると、產業別組合員數は三四三、七三八人で、全組織勞働者の八四%强の多數を占め、職業及一般勞働者別組合員數は產業別組合に比し至つて尠い。尙ほ昭和八年以來一般勞働者の遞減に比し產業別組織の遞增しつゝあるのを知る。

職業・產業別組合並に組合員數

種別	昭和十年末 組合數	組合員數	昭和九年末 組合數	組合員數
職業別	二〇五	二六、〇〇六	一八四	三三、七九五
產業別	四七一	三四三、七三八	四五四	三三三、四六九
一般勞働者	三七	三六、九一八	三七	四一、七〇〇
計	九三	四〇八、六六三	九六五	三八七、九六四

單一組合及び聯合組合

單一組合及び聯合組合別によつてみると、勞働組合總數九九三中五四四組合、其の員數二二八、一五七人は單一組合にして、他は聯合組合加盟者であるが、聯合組合の數は六三、その加盟組合は三八六組合である。また千人以上の組合員を有する組合は三四、その加盟組合數は三四六、四八五人であり、組織勞働者の大部分を占めてゐる。

單一聯合別組合並に組合員數

種別	昭和十年末 組合數	組合員數	昭和九年末 組合數	組合員數
單一組合	五四四	三六、一五七	五四四	二七、三七

聯合組合（聯合加盟組合）	六三（三八六）	一八〇、五〇五	六六（三五五）	一七〇、六二七	
計	九九三	四〇八、六六二	九六五	三八七、九六四	

地方的分布　勞働組合員數の多いのは次表に示すが如く兵庫、東京、大阪、神奈川の府縣であるが、兵庫縣は日本海員組合、海員協會の本部所在地たる關係上、海上勞働者が大部分を占め、之を除いて一般勞働者數から見ればやはり東京、大阪が最も多く、上記四府縣を合計すれば約二十八萬六千人で、全勞働組合員數の約七〇％を占めてゐる。この他には廣島縣の二萬六千人、福岡縣、北海道の各一萬餘人が多い方に屬し、茨城、山梨、滋賀、福島、岩手、鳥取、香川、大分等の諸縣は五百人に滿たない。

廳府縣別勞働組合及び組合員數

廳府縣	組合數	組合員數（括弧内女）	廳府縣	組合數	組合員數（括弧内女）
北海道	二七	二、二八四（二〇）	山梨	—	八九（—）
東京	二三九	七七、二三七（九、〇九九）	滋賀	八	四九七（六〇）
京都	二七	五、三九八（一二一）	岐阜	二七	四、九九九（一、二八一）
大阪	九九	六七、二二六（五、〇〇八）	長野	二〇	一、九七四（六八）
神奈川	五一	四四、七六一（一、五六九）	宮城	一〇	一、五九六（七六）
兵庫	六九	九九、六七八（一、五六二）	福島	三	二〇〇（—）
長崎	二一	九、四八三（二一〇）	岩手	一	六二（—）
新潟	一三	三、二一八（五〇五）	青森	五	一、〇三三（—）
埼玉	七	三、〇〇七（六二二）	山形	—	—
群馬	八	一、一二二（七二）	秋田	七	九〇六（四二）
千葉	六	一、六九一（一九七）	福井	五	六九二（一五）
茨城	一〇	四五七（—）	石川	一三	二、〇六一（六〇）
栃木	一七	四、六六九（—）	富山	一〇	六一六（—）
奈良	一〇	一、〇二九（—）	鳥取	二	八二（—）
三重	八	一、一二〇（三一五）	島根	—	—
愛知	七六	九、九八七（六四〇）	岡山	五	六二五（—）
靜岡	一三	一、七一八（五五九）	廣島	二七	二六、一四九（四〇〇）
山口	一九	三、六八八（一二六）	大分	四	一一〇（一八）
和歌山	二三	二、二四九（—）	佐賀	七	六四一（九三）

德島	三	熊本	一	一
香川	三	宮崎	一	一
愛媛	一〇	鹿兒島	八	九六（一）
高知	四〇	沖繩	三	一、五三（一）
福岡	一五	計	九九三	四〇八、六六三（三三、九二七）

第二節　勞働組合の共通運動

本年度において勞働組合を通じての共通運動と目すべきものを擧ぐれば相當に多い。先づ「對議會政策」「國際勞働會議に對する運動」「メーデーの運動」のほか、各組合の關心を惹いた「臨時工人夫制撤廢」についての運動、「退職積立金制度要求運動」、「東北飢饉救援運動」等があり、組合の共同戰線運動としては「日本勞働組合會議」とこれに對立する日本主義的右翼組合の「日本産業俱樂部」の運動がある。合法左翼組合の共同戰線機關として昭和八年結成された「關東勞働組合會議」は本年度において著るしい活動を示さなかつた。以下、これら共同運動の概況を記述する。

一　國際勞働會議

Ⅰ　民間代表委員及顧問選任方法

昭和十年六月四日より瑞西國ジュネーヴに於て開催せらるべき第十九回國際勞働總會に、我國より派遣すべき民間代表委員及其の顧問の選任方法について、十二月二十二日閣議において決定された。

Ⅱ　勞働代表委員及同顧問選出事情

勞働代表委員及顧問の選任方法は從來の選任方法と同様であつて、「千人以上の團體員を有する勞働團體をして代表委員候補者一名及顧問一名を推薦せしめ」、政府は右推薦せられたる代委員候補者及顧問候補者に付其の推薦したる團體の所屬團體員千人に付一票の割合にて其の得票を計算し之に依り代表委員候補者及顧問候補者の順位を定め總會議題との關係等を考慮し代表委員一名、顧問二名を任命することとなつてゐる。

從來わが國における勞働組合の國際會議に對する態度は左・右・中間の三派に分れ、左翼は國際會議をば勞資の協調と欺瞞の機關として排撃し、右翼は一貫して支持し之によつて勞働立法の促進、勞働者の地位の向上、その福利の增進を計らんとし、中間派は右翼の代表委員獨占的態度に反感を有し代表推薦の保留乃至棄權を爲して居つたものであるが、昭和六年六月に日本勞働クラブの成立、次で同七年九月における日本海員組合、日本勞働總同盟、（以上右翼）及び中間派組合

たる全國勞働組合同盟及び日本勞働組合總聯合等、すべて十一組合による日本勞働組合會議が結成せられると共に、國際勞働會議勞働代表の選定も本組合會議に於て行はれるやうになつた。

日本勞働組合會議より稍左翼的立場に立つ全勞統一全國會議、日本勞働組合總評議會、東京交通勞働組合等は、日本勞働組合會議に對立して國際勞働組合會議を組織して國際勞働會議排撃の態度を示してゐたが昭和九年十二月十八日全勞統一全國會議、日本勞働組合總評議會等は日本勞働組合全國評議會を結成し、日本交通勞働組合總聯盟と共に現在尚ほ依然として國際勞働會議を排撃してゐる。

昭和六年の秋、滿洲事變の勃發を契機として起つた國家主義的・日本主義的勞働運動が勃興し、その國家的立場の强調よりして國際勞働會議を排撃し、國際勞働機關よりの脫退を主張してゐる。從つて國際勞働會議を重視して中心に之を支持し利用せんとするものは、左の如き諸組合である。

勞働代表推薦資格を有する千名以上の組合員を有する勞働組合は三十有餘存在してゐるが、此內今回政府に推薦申告をなせる組合は、日本勞働組合會議(加盟組合は日本海員組合、日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟、日本浦賀船渠工愛會、日本產業勞働協進會外十三組合)、海軍勞働組合聯盟、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會及び東京瓦斯產業勞働組合、東京瓦斯勞働組合統一協議會の六團體であつた。

日本勞働組合會議は「健全なる勞働組合主義を以て其の運動方針となし」且つ「國際勞働機關と本質的に反對せざる組合」の集合體であつて、現在十組合の加盟組合があり、其の組合員數は我國の勞働組合員總數の過半數を擁してゐるのであるが、本年の勞働代表も本組合會議において決定選出してゐる。卽ち一月十七日神戶市の海員協會本部に於て組合會議第二回執行委員會を開催したが、出席者は日本海員組合、海員協會、日本勞働總同盟、日本勞働組合同盟の六組合より十二名出席、濱田國太郎氏議長の下に「第十九回國際勞働會議を重視して中心に之を支持し利用せんとするものは、左の如き諸組合である。

議長は昨年の代表選定にも其の上つたことのある日本勞働總聯盟會長たる八木信一氏を推薦したが、顧問に關しては總同盟、全國勞働、總聯合より各自組合より選出方を主張し、紛糾したやうである。故に總同盟、全國勞働、總聯合、日本製鐵の四組合より各一名の特別委員を選出して協議し、その結果、

勞働者代表　日本勞働總同盟會長　八木信一

同　顧問　日本勞働總同盟中央委員　原　虎一
同　日本製鐵從業員組合長　加藤良左衞門
同　隨員　日本勞働總聯盟常任理事　井出清太郎

に決定し、組合會議は右の決定に基いて推薦申告をなした。

日本産業勞働倶樂部は昭和八年六月に創立され、指導精神たる肇國の精神を體し、勞資一體となつて産業の發達に貢献することを以つて第一義的主張と爲すもので、豫て「産業及勞働に對する對外的主張の統一」等を主張して居るものであるが、國際勞働會議に對しては會議を通じて勞資の統一的主張の下に日本の立場を闡明すると共に、之を通じて國際勞働問題の短を捨て長を採るは有意義であるとし、國際勞働會議を支持してゐるものである。本年は海軍聯盟、遞信從業員聯盟其の他日本主義的勞働組合を糾合し相聯携して日本勞働組合會議側に對抗し、之と勝敗を爭はんとする意あるもの、如く傳へられたが、海軍勞働組合聯盟との聯絡成らず、今回は其の獨自的立場において本年一月十八日の常任理事會に於て別記の如く自倶樂部より人選をなし推薦申告をした。

海軍勞働組合聯盟は組合會議の前身とも見るべき勞働立法促進委員會に加盟し、之と同一歩調を以て熱心に勞働代表の選任に當つてゐたが、日本勞働倶樂部及日本勞働組合會議の成立以來、組合の事情は之に加盟することを許さず、そのために獨自の立場に於て運動を進め來つたものである。昭和九年十月横須賀に於て開催された聯盟大會に於ては從來の綱領を改めて更に國家主義的色彩を濃厚にし又一部には勞働代表推薦權行使留保説さへ唱へられた程である。本年の勞働代表選出に當つても産業勞働倶樂部派との接近説等もあつたやうであるが、結局獨自の立場より別記の如き代表及び顧問の推薦を行つた。足尾銅山鑛職夫組合聯合會は例年の如く自組合より推薦を行つたが、本年は此外東京瓦斯勞働組合より日本勞働組合會議の推薦者に合流して申告して來た。

右二組合は共に以前の東京瓦斯工組合の後身であり、内東京瓦斯産業勞働組合は嘗ては日本勞働組合會議に加盟してゐたが、其の内部的事情のために同會議を脱退し單獨組合として同じく東京瓦斯株式會社從業員を以て組織する數個の組合の聯合團體たる東京瓦斯産業勞働組合統一協議會と並立してゐるものである。

各團體の推薦せる勞働代表委員及び顧問の氏名は次の如くである。

團體名	代表委員候補者	顧問候補者
日本勞働組合會議	八木　信一	原　虎一　加藤良左衞門
日本産業勞働倶樂部	石井　熊藏	小出　道生　清塚　小三郎
足尾銅山鑛夫組合總聯合會	村上政之助	伊與　和作　木村　勝藏
東京瓦斯勞働組合統一協議會	八木　信一	原　虎一　加藤良左衞門

東京瓦斯産業勞働組合　八木　信一　原　虎一　加藤良左衛門
海軍勞働組合聯盟　山本　龍二　安田加年彦　野副　勝一郎

四月六日、政府は右の推薦に基き勞働者代表委員・顧問・隨員を左の如く任命した。

勞働者代表委員　日本勞働總聯盟會長　八木　信一
顧問　日本勞働總同盟中央委員　原　虎一
同　日本製鐵從業員組合組合長　加藤良左衛門
同　井出　清太郎
隨員

同日政府は政府側、使用者側の參列者を左の通り決定した。

〔政府側〕
代表委員　國際勞働機關帝國事務所長　吉阪俊藏、同上　社會局部長　赤松小寅、顧問　內務事務官　生悅住求馬、同上　社會局事務官　堀田健男、同上　同　谷口明三、同上　地方事務官　沖野悟、同上　鑛山監督局技師　松下正信、隨員　國際勞働機關帝國事務所事務官　福田喜東、同上　警視廳技師　鈴木隆治、委員付　社會局屬　平田清藏、同上　國際勞働機關　帝國事務所書記　岡田秀男、同上　警視廳囑託　佐藤要

〔使用人側〕
代表委員　株式會社渡邊鐵工所取締役社長　渡邊福雄、顧問　東京印刷株式會社取締役　星野辰雄、同　東京商工會議所主事　竹內謙二、隨員　諸田享

國際勞働總會概況

〔國際勞働總會會議事項〕

第二部第二篇　勞働組合

(一)正式會議事項
(1)　一國より他國へ移住する勞働者の爲めの瘼疾、老齡及寡婦孤兒保險に依り取得の中途に在る權利及既に取得せる權利の保全に關する問題(第二回討議)
(2)　一切の種類の鑛山に於ける婦人の地下勞働に關する問題(第二回討議)
(3)　年少者の失業に關する問題(一回討議制に依る)
(4)　植民地及類似の狀態に在る他の領域に於ける勞働の募集に關する問題(第一回討議)
(5)　有給休日に關する問題(第一回討議制に依る)
(6)　特に左記に關する勞働時間短縮に關する問題(一回討議制に依る)
(イ)政府に依り實行せられ又補助せらるゝ公共事業
(ロ)鐵鋼業
(ハ)土木建築業
(ニ)硝子瓶製造業
(ホ)炭坑業
(7)　一九三一年の炭坑勞働時間條約の一部改正に關する問題

(二)正式會議事項以外の問題
(1)　事務局長の年次報告の審議
(2)　諸條約の適用に關する第四百八條年報の審査
(3)　各代表提出の決議案の審議
(4)　總會議事規則改正問題

（日本代表委員）
政府側代表委員　國際勞働機關帝國事務所長　吉阪俊義
　　社會局部長　赤松小寅
使用者側代表委員　株式會社渡邊鐵工所
　　取締役　社長　渡邊福雄
　　日本勞働總聯盟會長　八木信一
勞働者側代表委員
總會は六月四日より同二十五日まで開催。我代表の委員として選任せられたるもの左の如し。
（一）政府側　婦人地下勞働委員會、年少者失業委員會、植民地勞働募集委員會、有給休日委員會、決議案委員會
（二）使用者側　婦人地下勞働委員會、年少者失業委員會、有給休日委員會（補闕）、炭坑勞働時間委員會
（三）勞働者側　婦人地下勞働委員會、有給休日委員會、勞働時間の短縮に關する條約案——七九票對三〇票にて採擇（本邦に付ては政府代表は棄權、使用者代表は反對、勞働者代表は贊成）
　　短縮委員會
採擇せられたる條約案五、勸告一、左の如し。
（一）移民年金の保存に關する條約案——八五對零にて採擇（本邦に付ては政府及使用者代表は棄權、勞働者代表は贊成）
（二）一切の種類の鑛山に於ける婦人の地下勞働に關する條約案——一一七票對零（本邦に付ては政府代表及勞働者代表は贊成）
使用者代表は棄權）を以て採擇さる。
（三）年少者の失業に關する勸告——一〇六票對零にて採擇さる（本邦に付ては政府及使用者代表は棄權、勞働者代表は贊成）
（四）植民地及び類似の勞働狀態を有する他の領域に於ける勞働の募集に關する件を次回の總會の議題とすることを九四對零にて決定。
（五）有給休日に關する件を次回總會の議題とすることを三〇七票對一五票を以て決定。
（六）一週四十時間への勞働時間の短縮に關する條約案——七九票對三〇票にて採擇（本邦に付ては政府代表は棄權、使用者代表は反對、勞働者代表は贊成）
（七）一九三一年の炭坑に於ける勞働時間を制限する條約の一部的訂正に關する條約案——七二票對一八票で採擇（本邦に付ては政府及使用者代表は棄權、勞働者代表は贊成）
（八）壜硝子工場に於ける勞働時間の短縮に關する條約案——七九票對三〇票にて採擇。

右の外、總會に於て可決したる決議案は十二に及びたるがその中、八木日本代表の提出せる勞働者團結に關する決議は左の如し。

「勞働者の結社權は、平和條約第十三編前文に揭げられ居るに鑑み、且つ結社の自由に關する決議が、第十五回國際勞働總會（一九三一年）に依り採擇せられたるに鑑み、總會は勞働組合に加入し又はこれより援助を受くるの故を以て勞働者を解雇し、又は右勞働者に不公平なる待遇を與ふることを防止する爲、勞働者の結社權問題を近き將來の議題に揭ぐるの望ましきことを考慮することを理事會に要求す」

しかして右決議案は八九票對一票にて可決。

八木本邦勞働代表の演說(六月十二日第十次會議)

局長は日本に於ける計畫經濟の社會狀態に及ぼせる好影響を指摘せり余は此の點に關し局長とは全くは意見一致せざるを遺憾とするものなり、日本に於ける計畫經濟は北米合衆國及伊太利のそれと異り主として生產及分配の統制を目的として立案せられたるものにして社會狀態に及ぼせる其の影響は單に偶然的なり近年の日本は其の豫算の均衡を圖る爲巨額の公債を發行せるも是等の公債は大部分國防に費され失業救濟の爲の公共事業に費されたるは小部分に過ぎざりき余は政府が國防の準備に對すると同一の精神と注意とを文明人としての衣食住の根本的必要の準備に對しても與ふべしと爲す局長の意見には贊成せざるを得ず。

余が諸賢の注意を喚起せんと欲する問題は農村の不況及其の工業勞働者の上に及ぼす影響の問題なり、右は日本のみならず現今多數諸國の直面し居る問題なりと余は信ず日本に於ては農村の不況は近年深刻なり昨年は天災の爲農村の不況は悲慘なるものありを集めたり。

農村の危機の原因は多樣なり然れど一言にて言はゞ農民は近代資本主義の犧牲となつたりと言ふことを得先づ第一に農民の自足經濟は急速なる產業の發展によりて破壞せられたり例へば綿を取りて見よ日本に未だ綿工業の發達せざりし以前に於ては農民は綿を栽培し、綿糸を織り且其の家族の衣服を自己の手にて給したりは今や木綿品を購買せざるを得ず今日農民の主產物は三品に減少せり、米・麥・蠶是れなり、斯くして全財產を少數の生產物に賭する傾向著しく從て最近の生絲の價格の暴落は農民に對し大なる困難を及ぼしたり農民に取り最も重要なる財源たる米の價格も亦同樣に下落せり米價の指數は一九二九年に於ける一〇〇より一九三三年に於ける七七に下落したる一方同一の期間中に食糧を含む日用品の指數は九二に下落せるに過ぎざりき、斯くて農民の負債は年々嵩み遂に六十億圓卽ち農家一家族に付平均一千圓に達したり利子の支拂のみにても農民には多大の重荷なり。

農村の不況は產業大衆に對し二方面に於て影響を與ふるものゝ如し一は失業狀態の惡化にして他は賃銀標準に與へたる好ましからざる影響なり。

周知の如く日本の人口は毎年殆ど百萬も增加す此の數の約八十パーセントは農村に生れ僅か二十パーセントが都會に生る日本に於ける耕作地は僅かに二・六エーカー卽ち伊太利農民の耕作地の約三分の一なり斯くの如き狀態に於ては人口の都會に集中するは自然の勢なり、一九二〇年に於ては都會人口は總人口の僅かに三十二パーセントを成すものゝみなりしに一九三〇年に於ては都會人口の總人口に對する割合は四十一パーセントに上りたり、失業は產業の機械化の直接の結果なりと一般に信ぜられる然れども日本に於ては同樣の狀態の存する他の諸國に於けると同樣失業の主要原因は農村の人口移動なり、局長は日本に於ける失業者の數は

著しく減少せりと述べ居るもそは熟練勞働者に付てのみ眞實なり、全部的に又は一部的に失業せる多數の不熟練勞働者存す從つて日本に於ける失業問題は農村の復興を考慮せずしては之を解決することを得ざるなり。

次に來るは賃銀の問題なり、經濟的危機を克服する爲に使用者は一方産業の合理化に依り條約を刺戟し他方近年に於ける勞働の需要の增加に副ふ樣正規の勞働者の享受する條件より劣れる條件の下に臨時工として多數の勞働者を新に雇傭せり、之れこそ勞働者の所得指數が一九二九年に於ける一〇〇より一九三三年に於ける九一に下りたる理由なり、然れども低廉賃銀の根本原因は絶えず農村地方より都會地へ流れ込む極めて多數の勞働大衆の存在なり。

日本に經濟的復興が起りつゝありと人は言ふ總人口の過半數を占むる農民が悲慘なる狀態に在るに如何でか經濟的復興を期待し得べきや世界の經濟的復興を可能ならしめ得べきや。

日本に於ては農村の建直しの爲各種の方法が審議せられつゝあり第一には農村の爲の「計畫經濟」の樹立、第二には村落の工業化及第三には農民の移民なり最初の二は國内的なる事項なるが最後のものは國際的なる事項なり、工業及農業の不可分的の性質に鑑み余は日本勞働代表として局長及總會が農業問題及移民の自由なる移動に付深甚の考慮を拂はれんことを切望す、世界の人口の分布を改むることこそ世界の經濟狀態及び社會狀態間に存する甚しき懸隔を調整する唯一の方法なりと思惟せらる、余は國際勞働機關の基礎を成す社會正義を實現する爲是等の問題を眞面目に考慮せられんことを總會に訴ふるものなり。

今回の國際勞働總會において注目すべきは「ヴエルサイユ平和條約第四百八條の規定による條約及び勸告の措置に關する日本政府の國際勞働局に提出すべき年報に對する日本勞働組合會議よりの要請」であつて、日本勞働組合會議政治委員會は十月二十八日次の如き「要請書」を決定作成し、松岡組合會議長は十一月八日之を首相に提出した。組合會議においては、政府當局がこの要請を如何に處置するやを重視し、又その結果を國際勞働局に報告すべき義務があるので、各加盟組合を指令してこの要請書を各機關紙に揭載すると共に政府の取扱ひを監視することゝなつた。

ヴエルサイユ平和條約第四百八條の規定「各締盟國は其の締結したる條約の規定實施の爲め執りたる措置に關する年報を國際勞働事務局に提出することを約す」に依り政府當局に於て今次の右年報を國際勞働局に提出せらるゝに當り本組合會議は左の如く要請致します。

一、本邦に於て批准せられたる船員職業紹介條約（第一回總回採擇）の趣旨に照らして、有料船員職業紹介所の今尙ほ少數ながら殘存することを遺憾とし、又同じく批准濟みの農業最低年齡條約（第三回總會採擇）の趣旨に合致する爲めには、現行小學校令の規定のみにて不充分なるに依り、新に農業最低年齡法の制定せらるる可きものと思料するが故に、右年報に附隨してこれ等の意見を

國際勞働局へ傳達せられんことを御願ひ致します。

二、本邦に於て未だ批准せられざる國際勞働條約の中、例へば工業的企業に於ける婦人及び年少者の夜業禁止に關する二個の條約案(第一回總會採擇)の如く、現行法制に於て原則的にこれが禁止を規定して居るにも拘らず、僅少なる例外的許容の尙ほ存する爲めに、條約案の批准を困難ならしめてゐるもの、又海員の失業補償(第二回總會採擇)、雇傭契約及返還(第九回總會採擇)に關する三個の條約案の如く、遞信省臨時海事法令調査會に於て右條約案の趣旨に合致すべく現行法制を改正することを既に數年前に適當と認めたるもの、之等若干の條約案は政府當局に於て今後一段の努力をさへ加へらるれば、之が批准を容易に促進せしめ得ることに鑑み、政府は能ふ限り速かに其措置を採られんことを希望致します。

三、今年の國際勞働總會に於て採擇せられた年少者の失業に關する決議中には工業海上農業及び工業以外の最低年齡に關する諸條約案所定の年齡十四歳を十五歳に引上ぐる目的を以て之等條約案を改正することを年少失業防止の見地より緊要であるとなして居るが、かゝる最低年齡の引上げは單に失業防止の見地のみならず、兒童の肉體及び精神の發育、國民教育の達成等の見地よりするも亦極めて緊切であることに鑑み、政府當局に於ては、現行法による一般產業に傭使せらるゝ兒童の最低年齡の引上げは勿論商業其の他の方面に傭使せらるゝ兒童の最低年齡に關する法制に就ても深甚の考慮を拂はれんことを要望致します。

第二部第二篇　勞働組合

海事準備會議

〔沿革〕　國際勞働會議は毎年一回通常總會を開催する外、海上勞働問題に付て隨時海事特別總會を招集する例で、昭和四年(一九二九年)秋にも第十三回勞働總會として海事會議を開催したが、同會議に於ては船上勞働時間の規律等四個の問題の第一次討議を爲し、翌年再び海事會議を招集して最終決定を爲す筈であつたが、勞資の意見一致せず重ねて海事會議を開くに至らなかつた爲に昭和六年海事準備會を開催して海事會議招集の端緒を作らうとし本邦に於ても代表派遣の準備を爲したが、俄に同會議は取止めとなり、其後は海事準備技術會議開催の議なくして昨年直に海事總會開催の氣運であつた。

然るに昨年三月の聯合海事委員會に於て、海事總會を一三九六年秋に延期することに決定すると共に、昨年通常總會の議題に關聯せる事項を右海上總會の議題に供し、且つ總會の第一次討議に代ふる爲昨年十一月海事準備會議を招集することを勞働理事會に求めたので、四月十一日の第七十回理事會に於て左の如く決定するに至つた。

(一)海員有給休日問題を次回の海事勞働總會の議題に上程すること。

(二)乘組定員問題を次回の海事勞働總會の議題に上程すること

本問題は船上勞働時間に關聯して討議すること。

（三）一九三五年十一月に政勞資三部制の技術的準備會議を招集すること。

〔會議期日〕十一月二十五日より約二週間の見込。

〔議題〕一、船上勞働時間に關連せる乘組定員問題　二、海員有給休日問題。

〔會議の構成〕參列者、參列すべき各國代表は政府・船主及海員を代表する各一名宛たること、民間代表の選定に付ては政府の自由たるべきも必要なる權威と能力を有する者を任命すること。尙參加國の範圍は百噸未滿の船舶を除きて海洋航行商船二十五萬噸以上を有する次の二十四箇國とす。

英、米、日、諸威、獨、佛、伊、和蘭、瑞典、希臘、西班牙、丁抹、露西亞、伯剌西爾、芬蘭、白耳義、支那、加奈陀、ユーゴースラビア、アルゼンチン、濠洲、葡萄牙、印度、パナマ。

而して此の準備會の議題に就いては海事勞働總會は二重討議の手續に依らず、此の準備會議の討議を以て第一次討議と看做し直に終決的討議を行ひ條約案若くは勸告を採擇することゝなるであらう。尙本會議に出席すべき代表委員顧問等は政府側は九月二十八日民間側は十月十六日付を以て左の通り決定があつた。

政府代表委員　國際勞働機關帝國事務所長　吉阪　俊藏

同　顧問　遞信書記官　田倉　八郎

同　隨員　國際勞働機關帝國事務所事務官　福田　喜東

船主代表委員　宮田武太郎

海員代表委員　米窪　滿亮

亞細亞勞働會議に關する協議會

一九三四年（昭和九年）五月セイロンのコロンボに於て亞細亞勞働會議が結成され、我國からは當年國際勞働總會勞働代表菊川忠雄氏が日本勞働組合會議を代表し、日本代表として之に出席したが、今回ジュネーヴに於て開催せられた第十九回國際勞働總會を利用し、日本、印度、支那勞働代表の間で昭和十一年に開催さるべき第二回亞細亞勞働會議に就き非公式に協議會を開いた。その第一回の會合は六月十二日、八木日本代表の招待により、印度側よりムダリアー代表、ピライ國際勞働局印度支局長が出席（支那側は北支事件により不參）、日本側は八木氏の外、原、加藤、井出の三氏、勞働事務局の鮎澤、上井、萩島の三氏が出席した。第二回會合は六月二十四日、印度側の招待によつて日本及び、支那勞働代表顧問と稱する商工省の青年が出席したので三國會議の觀があつた。八木代表は印度側の渡日を希望したところ、印度側は、日本へ行きたいのは山々であるが旅費が嵩むので若し日本側で船會社と交涉し船賃が割引されたら渡日を實現することができよう。人數は六人程。尙ほ若し船會社との交涉が不調に終れば日本代表一行は勞働會議へ出席の途中、一船先に出發し、印度に緩々と滯在の上、會議の目的を達して欲しいと談合した。尙ほ印度顧問コルト氏は、「勞働會議へ來て痛感することは歐洲勞働者に融合の精神の强いことである。ついてア

ジア勞働者間にも同様な精神的團結が望ましい。又アジアの勞働條件を一日も早く歐洲の水準に近づかしめたい。尚ほ壓迫されつゝあるアジア民族を解放して、自由の人間とし度い」と述べて注意を惹いた。(アジア勞働會議の結成については、本年鑑、昭和十年度、二八六頁―二八七頁參照)。

第二回アジア勞働會議申合せ

米窪滿亮、ジョーシ兩氏は第七十三回國際勞働理事會に出席し、十月二十六日ジュネーヴにおいて第二回アジア勞働會議開催につき非公式の打合はせを行つた。ジョーン氏は日本の鮎澤氏より印度ビライ氏宛、日本勞働組合會議が第二回アジア勞働會議を明年春東京に於て開催希望がある旨、尚ほその場合日本勞働組合會議は印度　代表の帝都滯在中の費用の負擔、日本の船會社は印度から日本への船賃を二〇%乃至二五%割引するであらうと述べられた由を語る。印度全國勞働組合聯合會會長ジャムダン・メーター氏は印度側は印度で開催を希望する旨であつたが米窪氏の希望ならばこれにつき再考する。米窪氏は、アジア勞働會議主事の立場よりすればコロンボ會議で決定せられて居る如く第二回會議をボンベイで開催することを主張するが、日本組合會議の代表としては東京開催を希望するし、東京ならば支那、フィリッピン代表も出席が期待できると述べた。ジョーン、米窪兩氏は、この非合式會合の懇談内容を各自團體に報告し、第二回會議の準備の

二　勞働祭

(一)　メーデー

第十六回の昭和十年度メーデーは五月一日全國各地において一齊に行はれた。本年屋外示威運動は全國を通じて左の二十九箇所である。

札幌市、小樽市(北海道)、東京市(二ヶ所)、京都市、大阪市、横濱市、川崎市、神戸市、尼ヶ崎市、西宮市、新津町(新潟縣)、川口市(埼玉縣)、名古屋市、市川市(千葉縣)、鹿沼町(栃木縣)、松阪市、上野町(三重縣)、市川市(千葉縣)、瀨戸市、駿東郡清水村(靜岡縣)、土岐津町(岐阜縣)、盛岡市、能代港町(二ヶ所)、(秋田縣)、岡山市、土生町(廣島縣)、高知市、小倉市、企救町(福岡縣)

その參加人員は約二一、六五〇人(內、女約二、三八〇人)であつて、昨年度の三〇ケ所、一、二一、六〇〇人(內、女約一、八〇〇人)より僅かの增加に過ぎない。今第一回メーデー擧行以來の屋外示威運動を數字によつて示せば、左の如くである。(本所雜誌十年五月號參照)

年次	運動箇所數	參加人員(內、女)
大正九年	一	一、〇〇〇(不明)
同十年	四	四、一五〇
同十一年	六	六、〇三〇

同十二年	一三	一〇、七八〇	—	
同十三年	一三	一五、五一六	—	
同十四年	二一	二五、六二九	—	
昭和元年	四五	四二、三三〇	—	
同二年	四八	四二、一〇〇	(一、五〇〇)	
同三年	三八	二四、四〇〇	(一、〇〇〇)	
同四年	二三	二三、〇〇〇	(一、〇五〇)	
同五年	五一	三七、五〇〇	(三、〇〇〇)	
同六年	五一	三九、三〇〇	(一、九〇〇)	
同七年	七〇	四一、〇〇〇	(三、〇〇〇)	
同八年	三七	二五、四九〇	(一、六〇六)	
同九年	三〇	二一、六〇〇	(一、八〇〇)	
同十年	二九	二一、六五〇	(三、三八〇)	

メーデーは勞働者の團結力とその主張乃至要求を示す日として勞働運動の消長を如實に反映するものであり、從來勞働組合のみならず農民組合も亦之を行ひ來つたものである。方法として示威行進を行ふのが常であるが、組合の勢力の微弱なる地方や特殊の事情のある地方ではこの機會を利用して組合大會や演說會や座談會を催し、或は登山や相撲大會を行ひ、共同耕作を行ふた農村地方もあつた。第一回メーデー以來上記表の如く大正十五年（昭和元年）昭和二年が最も盛大であり、三年四年は著しく不振の狀態に陷り、五年頃より再び盛大となり七年には參加人員は四萬人を算したが、大正十五年、昭和二年頃は社會運動が盛大に趣いた時期であり、五年頃は經濟界の不況と勞働者階級のそれへの認識と叫びが現はれたものであらうし、最近における不振狀態は、勞働組合、農民組合の運動の沈滯と非常時局の重壓によるメーデー！への遠慮乃至逃避、および一部勞働者の日本主義的勞働組合の結成とその日本勞働祭が別箇に行はれることのためであらう。

本年のメーデーにおいては示威行列のほか、約四十箇所において或は演說會、座談會、親睦會を催し、或は慰安會、登山會、共同耕作等を開催し約三千四百名の加參者を數へることができた。特に廣島縣下土生町に於て總同盟主催の家族慰安のための演劇並びに映畫會の參加者は一、七〇〇人に及んだ。

本年のメーデー示威運動の個別的記述に先んじて、その概要を述べると、示威運動參加者の最も多かつたのは大阪市の約七・〇〇〇人、次で東京市の日本勞働組合會議側の約三、一五〇人、四〇〇人、東京地方メーデー統一協議會側の約三、二〇〇人、福岡縣小倉神戸市の一、〇五〇人、川崎市の一、二〇〇人、福岡縣小倉市の七〇〇人、廣島縣土生町の五〇〇人等が多い所として目立つた。

組合別參加人員は、總同盟の約九、七五〇人が最も多く、全國勞働組合同盟は三、二五〇人、東京交通組合は二、一〇

○人、日本勞働組合全國評議會は一、二〇〇人、日本勞働組合總聯合は約九五〇人。總聯合が比較的少數であつたのは、日本勞働祭に參加したゝめで、メーデーに參加したのは大阪聯合會だけであつたためである。農民組合の參加人員一、一〇〇人で、その大部分は全國農民組合員であつた。

揭げられた標語のうち最も多かつたものは、「最低賃銀制の確立」「失業保險法の制定」「八時間勞働制の確立」「失業保險法の制定」等の勞働立法に關するものと、「物價は騰つた賃銀を三割値上せよ」「時間短縮、賃銀値上」「賃銀を引上げて大衆購買力を增せ」「臨時雇傭制度の廢止」「臨時工を本雇にしろ」「年期徒弟制度の廢止」「退職手當制の確立」「政府は軍需工業の不當利得を取締れ」「工場法違反の摘發」「職工採用の親方制度廢止」等の最近の產業界の現實問題を採り上げたものが多く、時代的特色あるものとして「政府は中小工業を統制し勞働不安を一掃せよ」「大工場中心の統制絕對反對」「產業及勞働の統制」「健全なる勞働組合主義の確立」「勞働組合の戰線統一」「產業協力主義の徹底」「反動ファッショの粉碎」等が揭げられた。農村方面では、「小作料の低減」「完全小作法の制定」「土地取上立入禁止反對」「耕作權の確立」「働く農民に生產資金を與へよ」「飯米を貸付けよ」等の標語や「農村教育の資本主義化反對」「國債利子二ヶ年支拂停止」「土地ブローカーの撲滅」「肥料代電燈料の値下」等の特質あるものがあつた。

次に各地におけるメーデーを個別的に概要を記述する。

東京市——東京におけるメーデーは、大正九年五月我國第一回のメーデーが上野公園において行はれたが、昭和七年日本勞働組合會議が成立されると共に組合會議の方針に基き、昭和八年（第十四回）より總同盟が「メーデー淨化」を唱道し、無政府主義系及び共產主義系勞働組合と共同に之を行ふことを拒否せるため、日本勞働組合會議東京地方協議會側と左翼側の東京地方メーデー統一協議會側とが別個にメーデーを擧行し謂ゆる分裂メーデーが行はれた。第十五回（昭和九年）も亦分裂メーデーが行はれたのであるが、本年度は第十六回メーデーを統一擧行せんとして三月末より四月にかけて東京交通勞働組合、東京市從業員組合は、全國勞働組合同盟を通して日本勞働組合會議側に對して交涉協議を行ひ、極力斡旋に努めたが、組合會議側の容るゝところとならず結局本年も亦分裂メーデーとして、右翼（日本勞働組合會議側）は芝公園を、左翼（東京地方メーデー統一協議會側）は芝浦埋立地を集合地として二つのメーデーが行はれることゝなつた。

本年の參加者は、組合會議側は三、四〇〇人（內、女三〇〇人）統一協議會側は一、五〇〇人（內、女六〇〇人）であつて、昨年に比較し前者は若干の減少、後者は一、三〇〇人餘の增加で、兩者合計は六、五五〇人で前年の五、五五〇人に比して約一、〇〇〇人の增加を示してゐる。しかし昭和七年の一二、〇〇〇人に比較するならばその半數にも達してゐないのである。

（A）日本勞働組合會議東京地方協議會側（參加人員、三、三七八人、內、女三〇〇人）

〔集合地〕芝公園東照宮前廣場（午前十一時四十分全員入場、午後零時四十五分出發）、〔解散地〕上野公園二本杉廣場（午後三時四十分先頭着、午後四時二十分散會）、〔示威行程〕芝公園——上野公園、〔參加團體〕日本勞働總同盟（十加盟組合）、日本港灣從業員組合、日本海員組合、全國勞働組合同盟（十二加盟組合）、東電從業員組合、尙此外群馬縣下强戸村全國農民組合員若干名參加。芝公園東照宮脇の集合所の演壇にはマイクロフオンが設けられ、午前十一時二十分司會者の開會挨拶についでメーデー宣言決議が朗讀せられ、その後、總同盟、全國勞働等の代表者の五分間演說が行はれ、同十一時總同盟を先頭に、全國勞働を殿りに示威行進を開始し、上野公園に向ひ、午後二時半解散した。（總聯合は不參加）。

〔スローガン〕一、第十六回メーデー、二、時間短縮賃銀値上、三、政府は軍需工場の不當利得を取締れ、四、自由的船員保險法の實施、五、全產聯團體保險絕對反對、六、健全なる勞働組合主義の確立、七、失業保險の卽時制定、八、臨時雇制度の撤廢、九、暴壓諸法令の改廢、十、勞働組合法の卽時制定、十一、產業と勞働を統制せよ。

〔決議〕一、勞働時間を短縮し賃銀を引上げろ、一、政府は軍需工業の不得利得を取締れ、一、餓に泣く失業者を救濟せよ、一、全產聯團體保險絕對反對、一、健全なる勞働組合主義確立、一、臨時雇傭制度を撤廢せよ、一、產業と勞働とを統制せよ。右決議す、一九三五・五・一、第十六回メーデー

〔宣言〕反動の嵐の眞只中に光輝ある第十六回メーデーを迎ふ。文化は國境を越え我等が生產する物資は全世界の涯に及ぶ。然るに內に國粹主義を唱へ徒らに國際關係を絕たんとす。時流に乘る封建思想と必然的なる機械文明とは到る處に深刻なる葛藤を演じつゝある。所謂岡田擧國內閣は無力無能にして何等爲すところなく今や全勞働大衆の凡ゆる要望は蹂躙されつゝある。軍需並に輸出インフレによる莫大なる利潤は悉く資本家の獨占するところとなり勞働階級に與へられたるものは只加重勞働と低賃銀と人夫名義による臨時工等の桎梏以外の何ものでもない。しかも此の重壓下に我等の同志は團結權否認と戰ひ日夜戰線に動員されつゝある。更に見よ。農村の窮乏は益々深刻化し農民の生活は極度に切下げられ、全國農村に不氣味な不安がたゞよひつゝあるではないか。これあらゆる焦燥と動搖の止まざる所以にして現今社會の僞らざる姿なり。惟ふに國力强化の道は國家產業の興隆にある。卽ち勞働階級の自重自律の精神を助長し資本家階級亦進んで反省し國家は產業協力を基調とする產業勞働の統制を斷行すべきであると確信す。第十六回メーデー、我等はこの日勞働の高き誇りと理想とを宣揚し勞働福祉同胞愛人類平和に通ずべき大道を突進せんとす、果敢なる我等が步步、我等が前に橫はる邪惡を敢然擊破し以て全勞働階級の信賴に應へんとす。右宣言す。一九三五・五・一、第十六回メーデー

（B） 東京地方メーデー統一協議會側（參加人員、三、一三七人、内、女五九九人）

（集合地）芝區竹芝町東京市埋立地（午前十時十分全員入場、午前十一時出發）、（解散地）上野公園二本杉廣場（午後一時三十分先頭到着、午後二時五十分解散）、（示威行程）芝浦埋立地――上野公園、（參加團體）東京交通勞働組合、東京自動車勞働組合、芝浦紹介所登錄勞働者會外二組合、自由團體聯合協議會（加盟組合一〇）、江東一般働組合、日本勞働組合全國評議會（加盟組合一〇）、江東一般働組合、東京市從業員組合外一組合、（參加人員）約三、一五〇人（内、女六〇〇人）

（宣言） 今日ぞ、全勞働者のメーデーだ、凡ての勞働者が民族、國籍、黨派の差別を超越し強力なる連帶の下に搾取者、壓制者に對して斷乎として示威鬪爭する日だ、底知れぬ經濟恐慌の泥沼に落ち込んだ世界資本主義は、勞働大衆に失業と飢餓を強要することによつて自己の危機を脫せんともがいてゐる。見よ！ 國際間の對立は激化し各國は全機關を擧げて、軍備擴張に、排外主義、軍國主義の宣傳鼓吹に、日も尙足らぬ狀態である。勞働強化、賃銀引下げの嵐はいよ〳〵強烈となり、他面物價の高騰によつて勞働者は未曾有の窮乏裡に迫込まれ、今や自然發生的に怒濤の如く鬪爭に立ち上りつゝある。狀勢は極度に逼迫して來た。勤勞大衆は經濟的窮乏の上に政治的自由主義をも、極度にせばめられんとしつゝある、ブルジョアジーの前衞ファッショは、時を得顏に跳梁し、無自覺なる勞働者層に毒手を延ばしつゝある。今日の

メーデーはこの嵐の中で戰はれるのだ！ だが嵐よ吹け、我等の決意は牢固として動じない、我等の階級的熱情は益々燃え上る、勞働者農民の提携を緊密ならしめ、國際的連帶を強化し、澎湃として鬪爭に起ち上りつゝある大衆の先頭に起つて我等は斷乎として戰ひ進む。ブルジョアジー及びその手先、裏切り者共の妨害を蹴飛ばし廣汎なる大衆鬪爭を展開し賃銀引き上げに馘首勞働強化粉碎に、搾取なき新社會の建設を目ざして我等は一路邁進する。起て！ 全國勞働者！ 鬪爭のみが勞働者に明白の光明を齎らすのだ。右宣言す、一九三五年五月一日、東京地方メーデー統一協議會

（スローガン） 第十六回メーデー萬歲、最低賃銀を二圓五十錢にしろ、臨時工を本工にしろ、馘首、賃銀値下勞働強化絕對反對、メーデー分裂反對、勞働者戰線の統一へ、勞働者農民の提携強化、交通特別裁判所を作れ、反動ファッショを排擊しろ、國庫全額負擔の失業保險法を實施しろ、惡法撤廢、團結權、罷業權の確立、植民地勞働者と手を握れ。

大阪市 大阪市においては日本勞働組合會議派と反組合會議派とが合同して單一メーデーを擧行した。參加人員は約七、〇〇〇人（内、女六三〇人）で、昨年の參加者五、二〇〇人より多く、一昨年と殆んど同數の參加者を見た。行進に際して港南地方の總同盟及び全國同盟の約九〇〇人が夫々總同盟全國勞働合同促進協議會の旗を揭げてゐたのは特質あるものであつた。（集合地）中ノ島公園（午前十一時迄に全部集合、正午出發）、（解散地）天王

寺公園（午後二時三十分迄に全部到着、午後三時解散）、〔示威行程〕中ノ島公園——天王寺公園、二哩九分、〔參加團體〕全國勞働組合同盟（加盟組合八）、大阪市電自助會、官業勞働總同盟（加盟組合三）、日本海員組合、日本港灣從業員組合、日本勞働總同盟（加盟組合七）、日本勞働組合總聯合（加盟組合一二）、大阪市電從業員組合、全國農民組合大阪府支部聯合會、大阪自動車從業員組合、日本勞働組合全國評議會（加盟組合七）、全國勞働組合自由聯合會、全日本映畫演劇從業員組合單一同盟。（參加人員約七、〇〇〇人）

〔メーデー標語〕　一、臨時雇、人夫名義絶對反對、二、自主的勞働組合法の確立、三、世界平和の確立へ、四、凶作だ！　農民の土地と生活とを保證せよ、五、勞働組合の戰線統一、六、交通事故に依る處罰絶對反對、七、自主的船員法の制定、八、港灣勞働保護法の制定、九、第十六回メーデー萬歳。〔狀況〕動員數は昨年より千名の增加で、「臨時工、人夫制絶對反對」のスローガンを先頭に勞働者の戰意は昂揚し、特に戰線統一に蹶起せる合同促進協議會が金屬勞働者一千名を動員して力を示したことは注目に値する。又總指揮山口常次郎氏以下戰線統一を力說し、統一メーデーの氣旺盛なるものがあつた。

京都市　〔集合地〕四條御前通北側廣場、コースは例年通りで、解散地は岡崎公園、〔集合時間〕午前十時、出發十一時、〔司會者〕全勞、婦士鶴治、總指揮者總同盟永井健、副指揮者、全勞下澤嗣治、評議會、杉谷俊之助、〔部隊數〕第一、第二部隊、評議會、第三、全農、瓦工陶組合聯合、第四、全勞、第五、總同盟、〔部隊長〕小林清一、南善違、中野健次、上辰收良、小谷二郎、鷲塚享、〔監察委員〕津司市太郎、田中義男、辻井民之助、水谷長三郎、〔宣言朗讀〕松尾喬、〔狀況〕多數警官の嚴戒中に司會者開會を宣し、宣言朗讀、決議あり、十一時永井氏指揮の下に示威行進に移り、猛烈なる驟雨を衝いて四條寺町邊まで來ると、メーデー反對のビラ撒き隊と衝突し、雨中警官を交へて三巴の大亂鬪戰となり、十四名の檢束者を出したが午後一時過ぐる頃、岡崎公園に到着し散會した。參加者は百五十餘名の比較的少數にも拘らず元氣旺盛に行進を終了した。

神戸市　〔參加團體〕日本海員組合、海員協會、港灣從業員組合、市電從業員組合、全國勞働組合同盟、全國評議會神戸地方協議會、日本勞働總同盟、〔參加人員〕八百名、〔役員〕司會者藤川一雄（港從）、總指揮今津菊松（總同盟）、〔集合地〕午後一時大倉山公園集合、午後二時より示威行進、海岸廣場にて解散、午後五時。〔狀況〕午後二時全部の入場と共に總同盟全關西映演同盟の樂隊の伴奏でメーデー歌合唱、開會、宣言朗讀、行進に移り、十五列（四十五名）を限度に區切られ、大倉山を上る。豪雨の中を行進し、途中入江小學校の二階窓から「亡國メーデー排擊」のビラ數百枚を撒布されたが動搖なく整然と行進を續け鐘紡前で猛烈なデモを敢行し解散地苅藻島に向ふ。幹部の挨拶中、山下（海員組合）、絹笠（勞働同盟）二氏中止に逢ひ、總指揮今津氏の挨拶を最後に、第十六回メーデー萬歳を三唱して散會した。〔スローガ

ン〕賃銀減額を伴はざる八時間勞働制の實施、最低賃銀制の確立、人夫及臨時工制度絶對反對、暴壓諸法令の改廢、勞働組合法を制定せよ、言論、集會結社出版の自由要求、失業者の生活保證、工場法違反を摘發せよ、自主的船員保險法の實施、民族的封建的差別撤廢、一切の反動ファツショ粉砕、二重摘取制度の撤廢、インフレ景氣資本家獨占反對、賃銀三割値上せよ、健康保險料の資本家全額負擔、有給七日間の生理的休暇を與へよ、勞働者災害扶助法の徹底的改正、交通特別裁判法の即時制定、全國的産業別組合の戰線統一、海上における二重刑罰絶對反對、ストライキとデモの自由を戰ひ取れ、分裂メーデー絶對反對、全國の勞働者團結せよ。

尼崎市〔參加團體〕總同盟尼崎地方聯合會、全國勞働阪神地方聯合會、全國評議會阪神聯合會の三團體共同にて擧行。七組合、總勢約四〇〇名餘、有力組合の日本木管が脫退解消したが歴史ある總同盟久保田支部のほか、菅沼肥料、尼ケ崎工作所、全勞美佐製紙、平野鐵工、日本ヒユーム管、評議會系組合が、市内西本町六丁目の集合地、貴布爾神社境内に集合し、午前十時半總同盟八谷主事の挨拶、宣言、決議文朗讀、各團體代表演説後、「職工採用親方廢止」以下三本のスローガンと組合旗を押立て示威行進をなし、尼崎中學校南方廣場に到着。午後零時四十分解散。尼崎署から署長以下百二十名警戒に當り、六名の檢束者を出した。

横濱市〔參加團體〕總同盟、海員組合、海員協會、全國勞働、東電從業員、關東勞働、港灣從業員組合の七團體、〔總司令〕今井敏(總同盟)、〔副司令〕金井忠作(全勞)、〔集合地〕中區中村町石油倉庫跡、〔散會地〕横濱驛跡、〔スローガン〕一、第十六回メーデーを戰へ、二、産業勞働の統制、三、勞働組合法の制定、四、人夫臨時工絶對反對、五、減給なし、勞働時間の短縮、六、船内定員制の實施、七、健實なる勞働組合主義の確立、八、暴壓諸法令の撤廢、九、水上勞働者保護法の制定、一〇、人種的差別の撤廢、〔狀況〕午前十一時より染色勞働組合長、司會者今村氏、副司會者金井氏の挨拶、宣言朗讀、決議、演説が行はれ午後零時半會場出發、總同盟を先頭に東電裏横濱驛跡に至り午後二時無事散會。今年は總聯合不參加のため參加者四百二十名の少數で前年度の約半數であり、取締警官隊も氣抜けの有樣であつた。

市川市 總同盟が中心でメーデーを敢行したが參加團體は、市川第一、第二、第三、八幡中山第一、船橋各支部、東京金町共モス工場男女約六百名で、司會者金子義巳(第二支部)、副司會者木下孝次郎(船橋支部)兩氏。市勞働會館に集合し廿名の演説あり。示威行進し中山法華寺に至り、午後一時解散した。

川口市 埼玉縣川口市のメーデーは、今年で第八回目を迎へたが、當日參加團體は總同盟と農民兩組合が中心で午前十一時船戸ケ原に開會、司會小松原氏、松永氏等十餘名の演説後市内三十餘町を示威行進し午後一時半會場へ歸還。參加人員約五百名。

八王子市 午後六時より八王子市三崎町八王子館でメーデー記念「時局批判」大演説會を開催し、大衆と警官とで約六百名集會し、社大黨本部よりの派遣辯士の「フアツショ反擊」の論陣の外、

地元代表森田市議、山口社大支部長等が市政改正問題を論じ午後十一時散會。

川崎市　川崎地方は重工業都市の中心で各組合の金城湯池であり、鬪爭經驗は豊かである。集合地は富士紡埋立地廣場、參加團體は製鋼勞働、神奈川合同勞働、セメント勞働、紡織勞働、關東醸造、石油勞働、神奈川製材、神奈川鐵工の總同盟團體を中心に總數二千餘名。司會者は鐵工勞働主事田良多一郎、副司會者製鋼勞働小林藤太郎諸氏。各團體代表者の演説、宣言朗讀、決議あり、午後一時より示威行進に移り、鶴見總持寺に至り午後三時萬歳三唱して解散す。當日は中央消費組合並に製鋼勞働消費組合では會場に賣店を設けると共に、オートバイ二臺で行列の全線にレモン水を無料配給し、前記賣上高は二日清算の上純益金を全部臺灣地方義捐金に寄附することにした。

松江市　三重合同勞働組合、失業反對鬪爭同盟、借家人組合、全農三重縣聯合會等は、午後一時愛宕山に集合し、全農縣聯合會委員長小林勝五郎氏の司會で開會した。決議、宣言決議朗讀の後、總指揮石垣國一郎氏指導の下に示威行進に移り、國道筋を東町に出で公園に上つて散會した。

伊賀上野町　伊賀笠骨オール從業員組合主催の第五回メーデーは伊賀勞働農民借地借家同盟、土工組紐從業員組合準備會その他二百名餘の參加。集合地は上野町勸進筋南月瀨街道分岐點廣場、十數名の激勵演説があり、午後二時司會者福德清吉氏の挨拶後、井上英一、松井久吉二青年が檢束されたが、二十分示威行進に移つたが、ために一時殺氣立つたが平靜に復し、福德義雄、川野惣松氏指導の下に十數旗のスローガン旗を押立て雨中を行進し、午後三時愛宕神社に到着、解散した。

名古屋市　分裂メーデー。〔イ〕左翼派、名古屋地方左翼派メーデーは全國評議會系の中部金屬勞働、木材勞働、名古屋港造船工、中部合同勞働、中部地方自由勞働及び全日本映演愛知縣本部等約百四十名。評議會の吉田時男氏が司會者となり、一日午前九時鶴舞公園音樂堂跡に集合、大津町通を示威行進し稅務監督局敷地で無事散會す、〔ロ〕右翼派、日本勞働組合會議中部地方協議會（加盟團體、海員組合、港灣從業員組合、海員協會、向上會、名古屋製陶勞働、名古屋煙草從業員組合、總同盟）では一日午後八時から南區眞砂町海員會館にて屋内メーデー（演説會）を開催。參加者百餘名、司會者海員組合安月春喜氏、メーデー歌合唱、各團體代表挨拶、宣言決議朗讀後大演説會を開催し氣勢を擧ぐ。

金澤市　メーデー茶話會、金澤市地方メーデーは昭和四年より三ケ年間左翼の指揮の下に街頭デモを敢行したが、上海事變（昭和七年）に金澤第九師團が出兵し、尚ほ數回に亘る左翼彈壓等で茶話會すら出來なかつた。本年は全國評議會の石川合同勞働準備會、金澤製材工同志會、全日映演支部、新興佛青縣聯等の各團體で協議の結果屋内集會として茶話會を開催した。

新潟縣メーデー共同耕作　高田市を中心として行はれる筈であつたメーデー示威行進は自發的に中止されたが、突如市外和田村全農小作組合では、前日三十日メーデーを出し抜いて共同田打を

開始した。高田當局の嚴達によつてメーデー歌や示威行進その他組合旗などを持出すこと等も一切嚴禁せられてゐるので、全組合員は整然と簑笠に身を包んだ婦人部員を加へ百餘名が約三十頭の牛馬を曳いて島田部落の鈴木書記長宅へ集合、牛馬四班に分ち二時半から島田下箱井兩部落の耕地でそれ〳〵作業を開始した。會ては我小作爭議史に血の一ページを記錄した鬪志に元ちた組合員、瀧本組合長をはじめ、鈴木書記長、植木村議等はそれ〳〵鋤を握つて耕作の技を競つた。高田署瀧澤巡査部長以下數名の警官が取締に當つたが、至極平穩裡に夕刻二町餘の田打を終つて無事解散した。

長野縣メーデー鬪爭座談會　長野縣上伊那メーデーは、引續く左翼陣營潰滅に影響され、街頭行進を斷念し伊那町野溝縣議方で社大黨伊那支部主催の下に座談會を開催し百餘名參集した。主題目は（一）國債利子支拂停止運動に關する件、（二）縣議選擧戰對策に關する件、（三）其の他。開會は午前十時、久保田縣聯書記の開會激勵挨拶。野溝委員長の說明に始まり討議開始し、ついで茶話會に移り鬪爭內輪話の思ひ出に賑ひ午後三時萬歲を三唱して閉會した。

上諏訪町　五月一日午後三時より高島公園で町會議員林虎雄氏司會の下に、來諏した社大黨代議士河上丈太郎氏も參加し、激勵演說に氣勢を上げ同夕刻盛大裡に閉會した。

沼津市　南岳勞働會館に於て京モス沼津工場從業員約五百餘名集合、樋口支部長、山田顧問の激勵演說後、午後四時半、組合旗、指物を押立て勞働歌を高唱し、十五メートル餘の突風を衝いて出發し、エプロン姿の申訃々々しい四百名の女工軍を先頭に、男工軍百餘名、隊伍整然とメーデー歌を合唱して國道を三島神社へ到着、總指揮山田重太郎氏の挨拶ありて午後六時終了した。當日沼津署にては橋爪特高以下署員總動員にて嚴戒。

豐橋市　豐橋市に於ては昨年第六回メーデー示威行進を行つた。本年も豐橋合同勞働全農本三支部をもつて組織したメーデー共同鬪爭委員會により斷乎街頭進出が企劃されたが警察當局の禁止に逢ひ、屋內集會に決定。當日午後十時會場、同市東田町の豐橋合同勞働組合事務所に集合したもの約二百名。豐橋署私服隊三十名取締に當る。參會者は殆ど大部分朝鮮同胞で、朝鮮服姿の製絲女工約五十名も參加し異彩を放つた。メーデー鬪爭共同委員會執行委員長鄭海天君が開會の辭を述べ、組合員の演說あり、正午終了した。この日、豐橋愛國者同盟では「メーデーを粉碎せよ」の多數のビラを撒布した。

岡山市〔參加團體〕岡山一般、全農、倉敷一般準備會、全國水平社、日消岡山、等。この日岡山市中島河原に參集、總數約二五〇名、午前九時「立て萬國の勞働者」の合唱意氣昂然。岡山一般の鹽田寅夫氏司會で開會。各代表の激勵演說あり、正午全農石井氏總指揮となり、隊伍堂々街頭を行進し電車通、驛前、城下を經て出發點に引き上げ午後三時代表演說ありて散會。當日警戒中の東署警官の岡山一般勞働組合長鹽田氏に對する檢束、暴行事件があり一ともめした。

能代町　秋田縣能代町では左翼の全農派と右翼の總同盟及び日農組合主催の二つのメーデーが擧行された。縣特高課長は縣下各署からの應援警官七十餘名と能代署の四十餘名と協力して警戒。(イ)全農派、全農縣聯代表は縣日吉神社に六百餘名、冷雨のうちにマント、雨カツパ等の物々しい姿で集合。山本郡鹿渡町の澤田たいさん他四名の婦人も參加し、中には午前零時起床七里の泥濘の惡路を徒歩にて參集した南秋馬場村の參加者があり、氣勢を添へた。久木久治氏司會、宣言、決議をなし、「北秋農民の父」逝ける可兒氏のために三分間默禱をし、次で代表三十名の熱辯あり、午前九時半スローガンを大書した大旗を先頭にメーデー歌合唱して荒町、大町、柳町を行進し能代港に到着して萬歳を三唱散會、(ロ)總同盟派、八幡神社に約三百名參集し、本部特派の松岡駒吉氏外數名の激勵演說あり、町内を行進し散會した。

長崎市　海員組合長崎支部、海友同志會、長崎印刷技工組合の三團體では、五月一日メーデー記念登山會を開催し意義あらしむべく約三十餘名參加し、午前八時より唐八景に登り氣勢を擧げた。

小倉市　北九州地方における第十六回メーデーは日本勞働組合會議並に九州地方協議會主催の下に開催された。參加團體は小倉海員協會、港灣從業員組合、日本石炭の製鋼、日鐵、海員組合、海員組合、日本石炭のほか、新に古豪八幡製鐵が參加。午前九時集合し、勞働强化絕對反對其の他のスローガンを大書した長旗を押立て、メーデー歌を高唱しつゝ市内を示威行進し、淺野埋立地に到着し午後一時無事散會。

小樽市　小樽市港灣關係勞働者のメーデーは、午前十一時霙の惡天候を衝いて行はれた。參加三團體で約二百名、各代表者は濡れ鼠になつて「嵐が何だ、この意氣と熱とがあつてこそわれ〳〵の生活權が確保されるのだ」と激勵演說に氣勢を擧げ、勞働者はメーデー歌を高唱しつゝ示威行進し小樽公園東山で午後一時散會した。

釧路市　に於ては一般勞働組合、海員從業員組合釧路支部等約三百名參加し、**札幌市**に於ては札幌勞働組合、札幌荷馬車組合が中心となり約二百名動員した。昨年よりは百名の減少であつた。**旭川**に於ては昭和二年以來メーデーを行はなかつたが、昨年の市議戰を契機として結成された旭川勤勞同志會主催の下に市民集會所に於てメーデー記念演說會を開催した。**函館市**に於ては、メーデー示威行進を行はなかつたが、五月一日午後六時より函館市東部事務所で、全國勞働北海道聯合會主催、出版勞働組合司會で、無產者大會を開いた。

(二)　日本勞働祭

日本主義勞働組合の第二回日本勞働祭は四月三日の神武天皇祭の佳節を卜して擧行された。滿洲事變を契機して勃興した國家主義乃至國家社會主義の勞働組合運動は、その日本主義的立場より從來の勞働運動と異つた運動を開始し、メーデーに參加せずして別個に日本勞働祭を催すことゝし、第一回

は昭和九年東京市に於て擧行された。

日本主義勞働祭は、そのはじめ東京石川島自彊組合が日本勞働組合總聯合東京地方聯合會等と共に昭和七年以來國防獻金勞働協會なるものを組織し、昭和八年四月二十九日天長節に其の献納せし飛行機の命名式後、愛國勤勞祭と自稱し「亡國メーデー排撃」「日本主義勞働祭の確立」を標語として約二千名の勞働組合員が、式場たる代々木練兵場より芝公園迄示威的行進を行つたことに始まる。石川島自彊組合は日本主義勞働運動の先驅を爲したもので、その後日本主義勞働組合を糾合して日本勞働倶樂部を組織したが、メーデーに關しては、これが外國の模倣であり階級鬪爭主義に根ざすものであるが故に排撃し、日本獨得の勞働祭を催すべしと主張し、日本勞働組合總聯合東京地方聯合會等の贊成を得て、毎年四月三日神武天皇祭の當日を期して實行することにした。

第一回（昭和九年）は日本産業倶樂部を中心に十八組合、約三、二五〇人（内、女三四人）のものが、深川區深川公園より九段靖國神社迄示威行進を行つたが、第二回（昭和十年）は東京市のみでなく神奈川縣で横濱、鶴見、浦賀の三ケ所、及び福岡縣八幡で擧行された。

東京市〔行進行程〕靖國神社——兩國國技館、〔參加組合及加入人員〕日本勞働組合總聯合東京地方聯合會（七組合、參加人員一、〇一一人）、愛國勞働聯盟（八〇人）、帝國木材正義研究會（三二人）、日本産業勞働倶樂部（十組合、人員四、五〇三人）、新に國家社會主義派たる大日本勞働組合協議會（五二人）が參加し、合計七團體總數五、八七九人。〔スローガン〕一、第二回日本勞働祭、二、愛國勞働組合戰線統一、三、勞働者生存權の確立、四、階級鬪爭の絶滅、五、皇道日本の建設、六、日本精神の宣揚、八、日本産業の伸張、八、勞働報國、九、全國産業勞働會議の實現、〔狀況〕午前九時四十分、九段靖國神社境内に集合し、司會團體たる日本勞働組合總聯合東京聯合會長高山久藏氏外實行委員二八名は靖國神社拜殿に進み、祈願文を朗讀して退出、全員大村益次郎銅像附近に整列し、君ケ代合唱、皇居遙拜、靖國神社禮拜をなし、午前十時音樂隊を先頭に、「日本勞働者の歌」を合唱しつゝ行進、午後零時四十分全員兩國國技館に到着、副司會者の挨拶に次で左記決議及宣言の朗讀あり、祝辭祝電の朗讀、協調會參事町田辰次郎氏の講演、その外餘興もあり、終つて聖壽萬歲、日本勞働祭萬歲を三唱し午後一時十五分閉會した。

〔決　議〕

今や祖國日本は建國未曾有の國難に直面し國民は協力一致して報國の赤誠を致すべきとき我等愛國勞働者は玆に第二回日本勞働祭を擧行し、益々勞働報國の爲め献身的努力を爲すべきことを誓ひ左の事項貫徹の爲め邁進せむとす。

一、皇道日本の建設を期す、一、勞働者の生活權の確立を期す、一、階級鬪爭の絶滅を期す、一、愛國勞働組合の戰線統一を期

す、一、全國産業勞働會議の實現を期す、一、勞資融合に依る日本産業の振興を期す、右決議す

〔宣言〕

今や祖國日本の非常時は益々加重せられつゝある時、我等愛國勞働者が相集ひ玆に盛大なる第二回日本勞働祭を擧行するに至つた事は我等の大なる喜びとする所であり、又これこそ日本勞働運動の本然の姿であると確信する、顧れば過去久しきに亘り日本の勞働運動はマルクス主義に禍され、又徒らに歐米に追隨し階級觀念を以て指導精神とし、メーデーを始め幾多の運動は殆んど祖國と其の産業を無視した非國家的行動の運動であつたのである、我等愛國勞働者は日本人たるの信念に燃ゆると同時に、日本勞働者の幸福なきを確認するものである。卽ち勞働者の運命は國家の運命と共にすることを確信する故に此の國家産業を無視する階級闘爭主義を排撃し、唯物主義たる國家全體の利益を顧みざる一切の社會運動に對立すると共に一部の非國家的資本家の蒙を啓き以て此の國家超非常時に當り我等は勞働報國の大旗の下に益々一致協力し併せて勤勞民衆の生活權確立に努め以て國家産業の發展に貢獻して祖國日本の興隆に微力を盡さんことを誓ふものである。第二回日本勞働祭の擧行に際して我等は祖國日本に對する産業的責任を更に一層自覺すると共に、廣く全日本の勤勞大衆に對する我等の所信に訴へ此の企に協力せられむことを切望すると同時に正に直面する我國の非常時の解消するものである。右宣言す。

橫濱市　日本産業勞働倶樂部加盟の橫濱工信會が主體となり四月三日午前九時橫濱ドック内空地に約二千三百名の工信會員、優良會員の表彰式を行ひ、宣言決議の朗讀、來賓の祝辭あり、その後、行進を開始して伊勢山大神宮に到着して散會。

鶴見市　石川島自働車工場鶴見支部が中心となり、三支部の外二組合約一、七五〇名が、午前九時自働車工業會社鶴見分工場橫の空地に集合し、宣言決議の朗讀後、示威行進に移り總持寺に至つて散會した。

浦賀に於ては浦賀船渠株式會社從業員を以て累織する工愛會員約二五〇名集合し街頭行進を行つた。**八幡市**にあつては、日本製鐵會社從業員を以て組織する日本産業勞働協進組合員約一二〇名、集合室内に於て日本勞働祭を擧行した。以上五箇所の出動人員は約一一、三五〇人餘であつた。

各勞働祭に揭げられた標語の特質は、皇道日本の建設、物心一如の日本主義の確立、精神文明の確立、日本産業の伸張、産業報國等であり、階級闘爭の絶滅、非愛國的資本家の膺懲、全國産業勞働會議の實現等も目立つた。特に日本主義の立場と精神主義的道義的方面の强調が從來のメーデーの標語と著しく異つてゐるといつてよい。

三　日本勞働組合會議

日本勞働組合會議が昭和七年七月、謂ゆる三反主義（反資

本主義、反共産主義、反ファシズム）の旗印の下に「健全なる勞働組合主義」の上に立つことを標榜して結成され、爾來、加盟組合の緊密なる聯絡を圖り、産業及び勞働の統制、或ひは各種の勞働および社會立法の制定要求運動、國際勞働會議の結成等の諸運動に努めて來たが、昨年度十月の大會においては、同會議の陣容は、加盟團體は次の十組合、組合員數二十七萬六千十二名に上つてゐる。日本海員組合（組合員數九八、七五八）、日本勞働總同盟（同、四八、九六四）、全國勞働組合同盟（四二、一三六）、日本勞働組合總聯合（二七、〇三六）、海員協會（一三、八九三）、日本港灣從業員組合聯盟（一一、四〇〇）、官業勞働總同盟（一〇、六〇六）、日本勞働總聯盟（八、六九二）、東雷從業員組合（二、〇〇〇）、日本製鐵從業員組合（一二、五〇〇）

日本勞働組合會議第二回執行委員會　一月十七日午後二時より神戸市山手通海員協會に於て開催した。出席者は濱田議長、松岡副議長、米窪書記長、上條常任書記、菊川、八木、坂本、小泉の各執行委員、西巻、鈴木（悦）、鈴木（倉）、丹羽、金正の各議員、傍聽者として總聯盟の内田文市氏。〔審議の議題〕第一、第六十七議會對策の件、(1)組合會議より提出法律議案（勞働組合法、勞働協約法）、(2)議會提出の建議案（産業及勞働の統制に關する建議、軍需工業の統制法）、(3議會に於て無産黨代議士を通じ質問の形に於て政府に實施を促さんとするもの（勞働爭議調停法の改正、國營團體保險の實施、内閣審議會の委員に無産黨、勞働組合―日本勞働組合會議、農民團體の代表者を加へること、其の他組合會議の大會に於て決定要求せる勞働者保護立法並に保護施設の實施）、(4)右議會質問の具體策につき組合會議政治委員會は社會大衆黨所屬代議士と打合せ會を開くこと、右の小委員は松岡、河野、森、山川の四氏選任）、(5)勞働立法實施促進のため内相並に社會局長官を松岡、河野兩委員が訪問すること、この原案のほか、勞働時間の實施、健康保險法の改正、高賃銀政策の實現、職業紹介法問題、工場法の改正、勞働者災害扶助法の改正、の六項目を追加して可決。第二、内閣審議會對策の件。第三、第十九回國際勞働總會の勞働代表並に顧問、隨員の選定の件、八木信一（日本勞働總聯盟會長）を代表に、顧問として原虎一（日本勞働總同盟中央委員）、加藤良左衛門（日本勞働總聯盟常任理事）、諸氏を決定す。

日本勞働組合會議の内閣審議會對策　一月十七日執行委員會を開き次の如き決議をなした。

〔決　議〕

政府は今日の非常時局に際し日本の行詰れる各般の施設の一大革新を斷行せんが爲め、近く内閣審議會を設置し各方面の有識者を網羅し、一大國策の樹立を企圖せんとすると傳へらる。而して

此の目的實現の爲めには今日我が國民の多數を有する勞働階級の代表を加へ、その意見を如實に反映せしむることの緊要なるを認む。依つて政府は我國に於ける組織勞働者の八割を包含せる日本勞働組合會議より其の委員を參加せしむべきことを要請す。

更に日本勞働組合會議は、五月二十九日大阪に於て第二回評議會を開き內閣審議會の對策に就て協議し、(一)目下詮衡中の參與及び專門委員に對し勞働組合關係より參加せしむること、(二)內閣審議會に對し大會決定の「產業及び勞働の統制に關する建議」を實施せしむるやう要請すること、(三)前記の實際活動は政治委員並に書記局に一任することを決定した。

勞働立法の問題　日本勞働組合會議は、滿洲事變以來、資本家階級が世のファッショ的機運に乘じ、非常時局に名を藉りて勞働者陣營に對する意識的な挑戰、例へば御用組合創設による組合の破壞、爭議挑發、一切の勞働立法への反對、等に鑑み、未組織大衆の組織化、勞働者戰線の整備に積極的に活動すべく自らの態度を聲明した。勞働立法に就いて——

「國際平和條約の一節に汝平和を欲すれば、正義を耕せといふ言葉がある。我が組合會議は從來產業協力を主張し、一昨年秋以來政府に對しては產業及勞働の統制に關する建議をなし、我國產業の健全なる發達のために盡力せん事を希求し、其の方針の具體化として加盟各團體に於ては團體協約を締結し、勞資間の紛爭も可及的未然に防ぎ、若くは誠意ある交涉によつて解決を圖らんとし從つて勞働爭議の如きも漸次減少を示しつゝあるに拘らず、資本家側は依然として旣得權を擁護し、且つ滿洲事變以來社會運動のファッショ的轉向に乘じ自由的勞働組合運動に對して、不當なる挑戰と彈壓の魔手を振ひ政治的には凡ゆる勞働立法を壓殺せんと試みて居る。昨年の大阪機械工作所の勞働爭議以來、殊に最近の關東方面に於ける京モス金町工場、荏原製作所東京印刷所等の實際を見るに會社側は意識的に勞働組合に挑戰し、合理的に解決を計らんとする意志なく徒らに頑强に力を以て勞働組合を壓服し去らんとする意嚮の歷然たるものがある。此のために一面合理的に公正に爭議を解決するの途を阻み不當に爭議を惡化せしめつゝある。

今日我國には未だ勞働組合法の制定を見ないが、國際勞働代表の選定は全く之を勞働組合に一任しつゝあるは事實上政府は勞働組合を公認せる證左であつて、又堅實なる勞働組合主義を奉じ產業協力を主張する自主的勞働組合を是認し之と相協力することが我が國產業の健全なる發達を所期すをの正道である。然るに我が國資本家案の多くが、會社組合、御用組合以外の自主的勞働團體を徒らに敵視し、之を力を以て彈壓し去らんとするが如き態度は時代の流れに抗し社會正義を無視するものと斷ぜざるを得ない。又一方全國產業團體聯合會を中心とする日本の資本家團體は勞働立法に對し徹頭徹尾反對を試みつゝある。

勞働組合法、團體協約法、失業保險法、八時間勞働制、最低賃銀法の如き廣く諸外國に行はれつゝある基本的重要なる勞働立法の、未だ我國に實施せられざることは勿論、先般の第六十七議會

を中心とする勞働立法に對する資本家側の態度を見るも、國家國體保險、國民保險法、勞働爭議調停法の改正、勞働條件に關する協定の强化に關する法律案等に對し、猛烈に政府を威脅して何れも之を流産に終らしめて居る。言ふまでもなく多くの社會政策、勞働立法の如きは、資本主義より當然生じ來る缺陷と害毒とを除去して社會と產業を健全に發展せしめんとする意圖である。而して資本主義の爛熟期に在る今日、其の自然に生じ來れる弊害は益々深酷なるものあり、從つて勞働立法實施の急務なるは勿論である。吾等が今日特に臨時工問題を提げて戰はんと欲する所以のものは、かゝる資本家側の最も露骨なる社會正義を無視したる自己的態度を打破し、勞働階級の生活を擁護せんとする意圖であつて我が組合會議加盟團體が此の運動のために一齊に憤起しつゝある所以である。又一方臨時工の最惡なる一形態として人夫請負なる中間搾取制度が現在尙存在しつゝある。我等は政府當局に對して速かにかゝる惡制度の撤廢禁止を斷行せん事を要請し、其の絕滅を期さんと慾するものである。

臨時工問題について

――「我が資本家側の極端なる自己的方策の一は、吾等の問題とし、漸く社會の注目となりつゝある臨時工問題に見る。臨時工問題の內容は、既に社會衆知の事實であつて茲に詳述するの要を見ないのであるが、臨時工が今日最もインフレ景氣に乘れる軍需工業と輸出產業に多い事實を見れば、資本家階級が今日の好景氣に際して勞働者階級を可及的に搾取すると共に、近く反動期襲來を見越して其の場合に於ける勞働者の大量馘首を容易ならしめて自己犧牲を少くせんとする魂膽なるは明白である。吾等が今日特に臨時工問題を提げて戰はんと欲する所以のものは、かゝる資本家側の最も露骨なる社會正義を無視したる自己的態度を打破し、勞働階級の生活を擁護せんとする意圖であつて我が組合會議加盟團體が此の運動のために一齊に憤起しつゝある所以である。又一方臨時工の最惡なる一形態として人夫請負なる中間搾取制度が現在尙存在しつゝある。我等は政府當局に對して速かにかゝる惡制度の撤廢禁止を斷行せん事を要請し、其の絕滅を期さんと慾するものである。

署名陳情書提出

斯くて六月に至り、組合會議の名において、別項の如き「臨時工及人夫制廢止に關する陳情書」なるものを、內務大臣宛に提出したが、八月一日午前、松岡、河野、山川、上條の四氏は「臨時工及人夫制度に關する陳情書署名」(第一回締切七月十七日までに集りたる三萬一千百七十五名の署名用紙)を携へ先づ今井社會局長官を訪問、該署名を內務大臣に傳達を依頼、尙ほ右臨時工及人

夫制度廢止陳情要旨を說明後、退職積立金制度に對する意見書を說明の上善處を要請した。

第四回大會

九月二十九日神戸市海岸通日本海員組合樓上に於て開催された。〔司會者〕米窪滿亮氏、〔議長〕松岡駒吉氏、〔副議長〕堀内長榮氏、〔太會書記〕上條愛一、水戸部信夫、竹島健作、〔參加者〕執行委員〔七名〕、評議員〔一五名〕、顧問〔一名〕總同盟〔八名〕、海員組合〔一〇名〕、全國勞働〔八名〕、官業勞働〔六名〕、總聯合〔五名〕、總聯盟〔四名〕、港灣從業〔四名〕、海員協會〔四名〕、製鐵〔一名〕、東電〔一名〕、の十組合五三名。〔スローガン〕一、臨時工及人夫制度の廢止、二、産業及勞働國策の確立、三、勞働組合法の卽時制定、四、亞細亞勞働階級の提携。〔大會大要〕後藤内相、勝田神戸市長の祝辭〔代讀〕、國際勞働事務局東京支局長鮎澤巖氏の祝辭、祝電。米窪書記長の報告に曰く「組合會議は過去一ケ年間に四回の評議員會、四回の政治委員會を開き、第六回の執行委員會、二回の政治鬪爭、内閣審議會に對する對策、退職積立金制度に對する運動等を爲し、又第十九回國際勞働總會には八木勞働代表一行を派遣し、正式議題以外團結權問題を提げて奮鬪する等のことがあつた。特に過去一年間に於て最も力を致したのは軍需インフレ、輸出インフレの反動期に對する對策として人夫名義及臨時工の廢止問題に對し全方を傾注し又組合會議を中心とした戰線統一に向つて努力した。而して組合の現勢力は十組合、組合員二十八萬七千百六十八名で昨年に比し一萬一千餘人の增加を示した、會計報告としては、收入總計三、五七〇圓六八錢、支出は二、三五〇圓十七錢、差引殘一、二二〇五一錢である」云云。

日本勞働組合總聯合の脫退——午後二時再開、事業及會計報告に對する質問に先だち日本勞働組合總聯合主事森榮一氏より發言を求め、「總聯合は永い間同一歩調を取つて今日の日本の勞働運動の健全なる發達のために協力して來たが勞働組合運動方針の上に根本精神に於て異る所あるを認め遺憾乍ら本組合會議脫退の方針を決議した」と簡單なる說明をなし、次の如き決議を朗讀し、會長高山久藏氏外六名の總聯合選出代議員等一同退場した。之に對し他の代議員一同起立して之を見送り、退場後、總聯合脫退に對し一二の質問もあつたが滿場異議なく之を承認し、斯くて日本勞働俱樂部以來の盟友であり本組合會議の有力なる一組合であつた總聯合は遂に本會議より脫退するに至つた。

決議〔日本勞働組合總聯合〕——日本勞働組合總聯合は國民を勞資兩階級に二分する意識宣揚の年中行事たる「メーデー示威」を廢し、日本勞働組合會議が年來主唱する產業協力の精神を一層徹底せしむべく勞資一體たる日本產業祭の擧行を本大會に提案せんとしたが先の執行委員會に於て不採擇に逢つた。我等は勞働組合の運動方針の根本に就て意見を異にするが故に玆に組合會議脫退を決意した。然れども我等は今日意合はず同僚諸氏と共に袂別すると雖も其の信念に於て一致する時到らば何時にても協力を惜まざるものである。右決議す。

尙ほ總聯合脫退の直接原因をなした總聯合提出の議案〔不採擇

は左の如きものである。

産業協力徹底運動に關する件

主文――吾等は産業協力を唱へる所以のものは、單なる勞働者の要求からではない。日本の内外の情勢から産業人として全く祖國日本の産業を憂へ産業人として眞の使命を感ずればこそである。卽ち産業協力の精神は資本家は利潤の追及のみに耽る事なく勞働者もまた分配のみに拘泥することなく互に生産部門の一員たる自覺に徹する事である。かゝる立場から我日本のメーデーを通觀するに、階級意識の昂揚乃至少く共、資本家に對する敵對意識の年中行事である、これ等は職場に勤勞し生活しつゝある多數の勞働者に多くの誤解と不信認を來らしめ、ひいては日本の勞働運動の不振の原因となつて大衆のためにも心から産業協力を主張するが故にメーデーを行ふ事は産業協力の眞の精神を破し、産業協力精神の爲勞資一體たる産業祭を提唱するものである。（以上）

（議事）　本大會唯一の議案たる「産業及勞働の統制に關する件」を滿場一致にて可決したが、「要綱」は後段揭載の如し。

（大會宣言）

世界の資本主義諸國は今や二つの大なる苦難に當面しつゝある。卽ち獨逸の再軍備宣言以來、各國に軍擴競爭が擡頭し加ふに伊エ開戰の危機迫り國際不安を深めつゝあると共に永年に亘る世界的不景氣克服策として國家主義經濟に立て籠れるも結局資本主義の破綻を強め今日全くその末期に於ける財政經濟の行詰りの深刻化を現出しつゝある。

此の間にありて我が國は尙輸出インフレは繼續せられ是等産業に於ける資本の利潤は徒らに高騰せるも勞働階級の實質賃銀は何等向上を見ず殊にインフレ景氣以來昭和の奴隷制度とも稱すべき勞働搾取の最も惡辣なる方策たる人夫名義及臨時工は激增し遂に二十萬を突破するの有樣である。我が組合會議は此の國内情勢に對し賃銀値上による大衆購買力增進の旗を高く揭げ、且つ臨時工及人夫制度廢止運動のために全力を擧げて健闘を試み來つたのである。而して今や我が國の輸出インフレも世界各國のブロック經濟輸入割當關稅障壁等の普及によつて漸くその頂點より下降に向ひ軍需インフレも亦永續性を失はんとしてインフレ反動の襲來は目睫に迫りつゝある。政府が退職積立金制度案を立案せるも一面此の反動期襲來を察知して之に備へんとする意圖なるは明白である。然るに我が國資本家階級はインフレ景氣の波に乘じて勞働搾取の强化、勞働組合の破壞と阻止に狂奔せるのみならず、退職積立金制度案を始めとして、國營國體保險、國民健康保險、勞働爭議調停法の改正、勞働條件に關する協定の强化に關する法律案等凡ゆる社會立法に反對を試みつゝあるを見る。我等は現在の非常時局殊に農村窮乏の深刻化、中小工業の破綻、インフレ反動を前にして勞働者生活を保障し産業協力の實を擧げて國家産業の健全

なる發展と國民經濟の確立を企圖せんが爲めには先づ勞働者團結の自由を確立し自主的勞働組合運動の普及發達を圖ると共に國家による公正なる勞働立法實施の急務なるを痛感するものである。最近における伊太利の組合國家制の採用、米國の會社組合の禁止と團體交渉權の確立を規定せるワグナー勞働法の實施を見たるが如き其の立場と内容を異にせるも何れも今日に於ける國家產業の堅實なる發達は勞働階級の組織の協力に俟つの緊急なるを實證せるものである。我等が茲に第四回年度大會を開催するに當り從來我等の主張し來れる「產業及勞働の統制に關する決議」を再檢討し今後全力を擧げて之が實現に努力せんとする決意を新にせるは此の主旨に立脚せるが故である。

我が勞働組合會議は結成せられてより茲に三ケ年、其の後一、二の日本主義を標榜する反動的傾向を有する團體の曖昧極まる理由に基く脫退を見たるも我等の陣營は肅として動かず現在我が國組織勞働者の七割を占むる二十六萬人の組合員を其の陣營に集め内は戰線統一の斷行と共に益々其の内容を充實し名實共に日本勞働組合運動の中堅として其の陣容を確立するに至つた。今後我等は更に五百餘萬の未組織勞働大衆を組織化し資本の專制搾取を克服して勞働階級の生活を擁護すると共に產業協力の實を擧げ國家產業の發展に寄與し進んで亞細亞勞働會議、國際勞働機關を通じて世界平和の樹立に貢獻せんと欲するものである。

〔新役員氏名〕〔議長〕松岡駒吉、〔副議長〕河野密、〔書記長〕米窪滿亮、〔執行委員〕松岡駒吉、八木信一、川村保太郎、河野密、米窪滿亮、小泉秀吉、沼田吉太郎、堀内長榮、〔評議員〕堀内長榮、米窪滿亮、宮本官治、山川宗彬、木村唯作(以上海員組合)、松岡駒吉、西尾末廣、三木武吉、金正米吉、原虎一(以上總同盟)、河野密、菊川忠雄、山口常次郎、鈴木悅次郎(以上全勞)、川村保太郎、西浦宇吉、渡邊年之助(以上官業勞働)、加藤良左衞門、土佐野愛藏、谷口友太郎(以上日鐵)、沼田吉太郎、麻生喜市、野村秀雄、(以上港從)、岩木榮一、小田島權太郎(以上東電)、八木信一、丹羽市太郎(以上總聯盟)、小泉秀吉、鈴木倉吉、元廣昇(以上海員協會)。

產業及び勞働の統制に關する運動　本年度勞働組合運動において特記すべき現象は、無產階級が生活の安定を計り同時に資本主義の行詰りを打開せんがために、產業及び勞働の統制を主張したことであり、特に日本勞働組合會議は、それが我國情において勞働階級の要望せる所なりとし、本年第四回大會において左の如く決議した。その決議の内容を見るに、勞働組織勞働者の七割を占むる二十六萬人の組合員を其の陣營に集め内は戰線統一の斷行と共に益々其の内容を充實し名實共に日本勞働組合運動の中堅として其の陣容を確立するに至つた。今後我等は更に五百餘萬の未組織勞働大衆を組織化し資本の專制搾取を克服して勞働階級の生活を擁護すると共に產業協力の實を擧げ國家產業の發展に寄與し進んで亞細亞勞働會議、國際勞働機關を通じて世界平和の樹立に貢獻せんと欲するものである。決議及要綱は左の如し。

〔產業及び勞働の統制に關する決議〕

今日の世界の資本主義の行詰りは必然に其の經濟機構の變改を招來し、產業及勞働に對する國家的統制は今や世界の風潮となりつゝある。由來自由主義の傳統を誇る米國に於てすら產業復興法の實施を見たるが如き此の趨勢を實證するものである。

然るに我が國社會の實情を見るに近時の軍需インフレ並に輸出産業の跛行的一時的好況は、徒らに内は勞働強化による資本專横を恣にし、外はソシアルダンピング問題を中心に關税障壁による日貨排斥となり、又物價騰貴により國民の生活は極度に脅やかされるに至り、一般産業の不況による失業者の增加は農村の窮乏と相俟つて益々現在經濟組織の矛盾と缺陷を深刻化せしめ、眞に國家非常時を現出しつゝある。而して此の現下の國家非常時を打開するの道は茲に健全なる國民經濟を再建し、國民生活の安定を計る事が急務なりと信ずる。其のためには國家の産業及勞働の統制政策を根本基調とし、産業に適正なる統制を加へ、資本の不當なる搾取を抑制すると共に勞働に統制と規律を與へ、進んで産業協力の實を擧ぐる事が絶對に必要である。且つ現今の世界の情勢並に經濟組織の行詰りは、凡ゆる問題は個別的の解決を許さゞるものあり、國家的大局に立つて、全面的解決を要求しつゝある。吾等は此の見地に立ち、本大會に左の如き要綱に基く産業勞働統制に關する對策を決議す。政府は速やかに左記要綱を實施すべし。

〔産業及び勞働の統制に關する要綱〕

(一)勞働行政。産業勞働省を新設し、關係行政事務の統一を圖り、更に勞働、企業兩者代表を主とする諮問委員會を設け、産業及勞働の統制に基調を置く擧國的協力を實現すべし。

(二)産業統制。(イ)重要産業並に大産業は國營若くは國家管理を終局目標とし公益の精神に則りて指導監督を行ひ之を統制すべし。(ロ)此の目的遂行のため政府は産業統制局を設置するを前提として産業計畫調査機關を設くること。(ハ)一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に强制力を附與し、國家は同組合を通じて指導監督を行ひ、その統制には勞働組合を參與せしむべし。(ニ)現下非常時の緊急處置として左の統制をなすこと。(A)資本配當の統制を斷行し、賃銀値上による大衆購買力の增進を計ること。(B)輸出商品並に國内主要消費商品の價格の統制。

(三)勞働統制。(イ)勞働組合法、團體協約法を制定し勞働者に自覺と共に光明を與へ、勞働組合運動に一定の軌範を示し、其の健全性を助長發達せしめ、以て産業爭議の最少化を促進し、進んで勞働者が國家産業に貢獻し得る樣統制すべし。(ロ)勞働爭議調停法を改正し、必要に應じ一般産業にも强制調停を適用し、尙和解と調停に依つて解決を見ざる事件に限り、之に最終的裁斷を下し、以て勞資の自己的鬪爭を終熄せしむるため、夫々勞働、企業、消費三者を代表する陪審員を參加せしむる産業勞働裁判所を新設すべし。

(四)産業協力。(イ)産業協力の基本は自主的勞働組合の公認を經とし、團體協約を緯とする勞資兩者の協力に存すると雖ども、之を勞資兩者の自主的努力のみに放任することなく、國家も亦産業平和及産業協力實現に努むべし。(ロ)産業協力委員會は、主務大臣、地方長官若くはその任命せる官吏を議長とし、勞働、企業、消費三者同數の委員を以て構成す。但し委員會は全國的並に地方的、産業別的に設置すべし。

以上の要綱を内容とする産業及勞働の統制に關する國策を樹立

し、之を實施せしむる目的を以て總理大臣直轄の下に産業及勞働に關係ある團體の代表者並に學識經驗ある人士に依つて構成する産業勞働統制審議會を速やかに設置せられんことを要請す。（以上）

更に十月二十八日には東京に於て組合會議の政治委員會を開き、右「産業及び勞働の統制に關する決議」を基礎として、内閣審議會に提出すべき其の具體案を作成することに決し、これを内閣調査局專門委員となりたる社會大衆黨の代議士河上丈太郎氏の手を通じ提出することにした。

四　日本主義勞働組合戰線

（一）日本産業勞働倶樂部

日本産業勞働倶樂部は昭和八年六月日本主義勞働團體をもつて結成されたところの極右の共同戰線であつて、わが國の右翼中間派の大結成たる日本勞働組合會議に對して對立的の立場に立つものである。

本年一月産勞本部の公表によれば、本倶樂部加盟組合及組合員數は、自彊組合四、五八三名、中正會一、一二七名、健生會一、一五五名、興進勞働組合五七八名、港灣組合四四五名、シチズン時工會、日本靴工組合二三九名、山中從業組合五五名、自立組合五七五名、工愛會二、一四六名、昭和組合七五〇名、日石勞資組合一四六名、協進組合三、八二五名、清明會一、四二〇名、合計十七團體二〇、一五二名を擁してゐる。これを昭和八年末における十四組合一二、〇〇〇名に比較すると、加盟人員數は漸次增大しつゝあることを知る。本倶樂部は階級鬪爭主義を排して勞資一體主義を奉じ、勞働組合運動に國家的道義的精神を鼓吹せるもので、「綱領」とするところは、一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し、以て産業報國の實を擧げんことを期す。二、我等は建國の本義に基き皇道日本の完成を期す。三、我等は日本精神に則り和衷共力以て識見の開發德操涵養に努め世界文化に貢獻せんことを期す、の三ケ條である。昭和九年以來メーデーを排して東京に於ては日本勞働祭を行つてゐる。九年十月東京に召集せられたる常任理事會においては、十年度運動方針の基底として、「勞働報國」なるスローガンを決定し、この方針の下に運動を進めることになつた。理事長石井熊藏氏、總務西山仁三郎氏。

日本産業勞働倶樂部常任理事會　一月十八日、於産勞本部、（出席者）石井、東條、西山、大久保、城戸、森本、長谷川、江口、石本、横地、清塚、小田、木村、永野、常任森、横尾諸氏。石井理事長は國際勞働代表選擧並に運動方針の再檢討に就て本理事會を開催する旨を宣し、西山氏は運動方針を今後自主的且つ積極的

らしむべき理由を説明し労働代表問題につき、經過を述べ左の如く決定した。

日本労働代表候補者
同　顧問候補者

産勞理事長　石井熊藏
勇信組合長　小出道生
産勞常任理事　清塚小三郎

「勞働報國」の標語――産勞西山仁三郎氏の「新運動方針として」の「勞働報國」の意義十一節に曰く「滿洲上海兩事件に對する國際聯盟の態度は、吾等日本國民として誠に遺憾の極みである。四十二對一の決議は遂に我日本の聯盟脫退を餘儀なからしめ、彼等の認識不足より永年歩調を共にした友邦と敢然袂を別つた。日本は玆に再び日本の眞の姿を見直したのである。卽ち我國體の精華を再認識し、世界の何れの國よりも優れたるものなることを。而して從前までの追隨外交より自由的外交に依つて世界平和に貢献せんとする日本古來の精神に甦つた國家國民は新に「東洋平和の確立」を標語となし外交に内政に根本より建直さんとするの氣配が全國津々浦々にまで充滿されたのである。かゝる雰圍氣は資本家階級にも反映せざるを得ない、故に覺醒したる資本家の中よりも期せずして「産業報國」の聲が翕然として湧き起つたことは日本精神を基調とする吾々の最も欣快とする處である。

國家の掲ぐる標語――東洋平和の確立
資本家の掲ぐる標語――産業報國

吾々勞働者は「勞働報國」に依つてガツチリと國防の第二線を守護しなければならない。（中略）玆に於て我々も亦從來幾分觀念的な標語より一歩前進して實踐的標語「勞働報國」を掲揚したのであるが、此の標語こそは吾々勞働者が産業人として深く膽に銘じて實踐しなければならないものにして、此の標語の實踐に依つて資本主義の淨化と國民思想の改善に盡し以て現下の行詰れる内政、外交、其他百般の行政を是正する一大國民運動の指針とせねばならないのである。（下略）

第二回日本勞働祭

日本勞働祭は共産主義反對、メーデー撲滅、産業報國を叫んで九年四月三日に第一回が開催され、本年は第二回である。殊に本年は日本産業勞働倶樂部主催の下に神奈川地方に於て浦賀横濱及び鶴見川崎の三ケ所に於て、東京に於ては靖國神社境内に於て擧行。本年は第二回であるが、實際に於とは第三回である。その始めは昭和八年國防献金勞働協會（日本産業勞働倶樂部の前身）より献納せる陸軍戰闘機第七十六號勞働號の命名式（昭和八年四月二十九日）に代々木練兵場より芝公園に至る示威行進であつた。メーデーは階級闘爭意識の普及、勞働爭議、生活擁護の絶對的必要より爲されてきたが日本勞働祭は日本の産業人として産業の重任を負ひ、國民道徳の涵養と産業觀念の普及を徹底せしめ、日本人としての精神作興に努めると云ふに在る。事業主も勞働者も日本勞働倶樂部の主張の下に勞働報國實現の爲めに努力せよと主張する。

（二）愛國勞働組合統一運動諸機關

日本主義勞働組合戰線は日本勞働組合會議を脫退せる日本

勞働組合總聯合が、愛國勞働組合の全國的戰線を統一すべく乘出したゝめ一段と注目せられた。十月二日、大阪に於て「愛國勞働組合關西地方統一協議會」が開催せられ、總聯合會長高山久藏氏、金子海軍少佐、赤崎寅藏氏その他十二名が出席し一同懇談的に日本主義運動の全國的統一について協議した。十月五日には名古屋における中部勞働聯盟が主催者となり總聯合の高山久藏氏を中心に約五十名參加して名古屋地方の愛國勞働團體の戰線統一を協議した。十月二十六日には東京に於いて、日本産業勞働倶樂部、日本勞働組合總聯合、東電愛國同盟、大日本勞働組合協議會、新日本海員組合、汽車會社從業員組合、帝國木材産業研究會、愛國木材同志會、東京花緒生産工組合、大東京大工組合の十團體、代表四十七名が參集して「愛國勞働組合關東地方懇談會」が開催された。

〔議長〕東條喜七（産勞）、高山久藏氏經過報告、〔議事〕一、日本主義勞働團體參加の範圍、二、産業祭の意義、三、新團體の運動方針、四、構成される團體の活動範圍——全國的團體結成準備會の件、五、團體名稱——愛國勞働組合統一促進關東地方懇談會、六、事務所、當分の間、日本勞働組合總聯合本部内、六、委員選出、各團體一名宛とし、提唱團體（總聯合・産勞）は必要に應じて二名選出を決定、七、會費の件、八、全國的統一運動の件（委員會にて協定）。

十一月十八日、名古屋市に於て總聯合大會を機として中部地方準備會と關東地方懇談會とが、全國會議豫備會議を開催し、愛國勞働組合統一懇談會」の結成が正式に決定した。尙ほこの統一促進會關東地方懇談會の聲明書は左の如し。

〔國體に反する日本勞働組合會議並びにその指導者排撃に關する聲明書〕

現日本の狀勢を吾々が、憂ふる所以は、單なる吾々の利害を根本としてゞはない。

吾等の訴ふる眞意は、日本の現狀を此の儘に放置せんが祖國日本の將來更に大いなる憂患を藏するが故である。吾々が反日本的一切を克服しより良き日本の革新を志し、産業人として其の本分に生きんとするの念願は、一刻も速き非常時日本の解消にある。更に日本の將來は全く日本人自體の力に依つて開拓されなければならぬと同時に祖國の繁榮を以て、吾等勞働者の幸福なりと信ずる、吾々は國民全體の理解と協力こそが、富國持强への道でありと信ずる故そこに强力なる國民動員の必要がある。嘗つて維新の大業は、國民決死の裡に處理せられ、更に祖國日本を襲ふ外敵に對しては、忠良なる國民として大御心を體し祖國に殉じた士の犧牲的行動に依つて幾度かの外夷は征服せられた、これこそ世界に冠たる日本精神の發露以外の何者でもない。

斯くの如く日本の運命を賭した尊き試練を經て、今日の日本は成つたのであるが、これらの決死的犧牲は漸時、國民の耳朶より遠ざかるの傾向を馴致し、特に日露の役は日本有史以來の戰役で

あつたが此の戰勝より既に三十年、戰勝に氣驕りしか、國民は緊
肅持強の氣構を辨まへず、國威俄かに一等國に準じ、其生活樣態
も、精神もこれ等歐米の模倣に墮し、漸次日本精神は失なはれつ
ゝあつた。

斯くて兩戰役に依る經濟の膨脹は必然的に唯物一點張の資本主
義の繁榮を助長し、從つて有る者は、有るが儘に驕慢に總てに君
臨し省り見ようとしない、又酬はれざる者は自己の欲する儘に矯
激なる行動に出づるを必然とし、これによつて起る相互の軋轢に
依つて來る國際關係、並に日本の將來が如何なる結果たるかを等
閑にして居た。これは、全く日本精神を閑却し、日本の國苦を
無視し單に歐米の事象に追隨、亂舞したに過ぎない。

此影響下にあつて、自己有つて祖國を忘れた、日本の勞働運動
を是正し、日本人として、日本精神を基調として、運動の動向を
押し進めんとする運動こそ、吾等の主張しつゝある日本主義勞働
運動である。

最近反日本主義を主張しつゝある日本勞働組合會議内に起りつ
ゝある、加盟團體の脫退、分裂等は會議の反日本的動向に對する
反擊である。

吾等は幾度か組合會議の首腦幹部が、現在の日本の諸狀勢に無
關心にして、依然歐米追隨の運動に阿諛、迎合しつゝあるを見る。
今回組合會議は、國策を無視し第二インターの來電に欣然共鳴
し國際聯盟を脫退せる今日國際聯盟の決議に贊し反國策的行動に
努力せんと返電して居るのである。事は外交上の國策である。彼
等の眼中には、日本なく、歐米あり
會議の態度は全く非國民的であり、
う。

現代日本に對する世界の態度は一
壓が迫ひ迫つて居る。殊に外交に關
く日本の國情に則して、協力以て重
ない。

又日本勞働組合會議の書記長米窪滿亮氏は、海員組合機關誌十
月號に反祖國的、反國體的論文を發表して居る。これは社會民主
主義の通弊たる長記長米窪が、渡歐
加味されて居るが、其の影響する處
彼米窪の所論は、機關說問題を論
鳴し、その心事を推賞し、美濃部
團の力に對して追擊し、歸結する處
性と論じ、結局に於て機關說の妥當
殊に論據の內に現はれた、一介の米
として、不眞面目極まるそれである
人物として、其の反省迄嘗懲しなけ

更に滿洲問題に對して、彼は日露に依つて來つた事を殊
更に不問にし、伊、エ紛爭になぞらへ、日本を侵略國なりと論決
する不逞振りの如きは、嘗つて全日本を擧げて、焦魂削骨の努力
と、十幾萬の生靈を失つたる事實を
俱に許さゞる處である。

これ等の組又會議並に米窪の態度を不問に附する日本勞働組合會議こそは將に全國民の敵であり、これこそが、日本勞働組合會議の有つ思想である。

吾人は眞乎なる日本人として、臣民として、此の上なき國體の精華を誇り、武勳高き皇軍に無限の感激を覺えるのである。

滿洲問題は、國民全體の與望であり、東洋平和の礎であると確信し、斷じて伊太利對エチオピアと同列視すべきにあらざるを確信するものである。

吾々が國體を信奉する事は、絶對であり且つは天皇の御地位を、日本人として一片の學說を以て論ずるが如きは國柄、國情を辨きまへざる、又曲庇する、不見識の態度と謂はざるを得ないと同時に吾等日本主義勞働組合は、機關說排滅のため斷乎たる決意を有するものたるを宣言する。

實に彼米窪始め組合會議の思想こそは、世界あつて日本を知らず、人類在つて日本人たるを欲せざる徒輩である。實にこれ等一連の社會民主々義の日本に與へつゝある害惡に對しての是正こそ、日本革新の前提條件であり、日本主義勞働組合の重大責務でなければならない。

政府は最近、これ等反日本的狀勢の是正に對して、强き決意の存するを聞くが、然るに過日の國際海事會議に對して、不逞漢たる米窪を日本船員代表として、任命せる事實の如きは、如何なる所存であるか。

吾々は日本の勞働者として、世界の文化を毫も拒否するものでない。又其の正しき、友交を欲するものであるが、然し乍ら飽く迄も、各實共に日本の代表でなければならぬ。そも當局は日本の現狀からして、事更に此點に重要なる考慮をすべきであるにかゝる反祖國的反日本的論據を現狀に於て公表する米窪を眞乎代表と認めるや否や、吾等は斷乎、日本の代表たらざるを主張すると同時に元來日本の政府が、單なる方便と慣習に依つてこれを任命するが如きを改むべきと信ずる。

吾等は、全愛國團體の名に於て代表米窪の絶對反對を改めて宣明すると同時に政府亦今回の如き、輕卒極まる態度の責任を明確にし再びかゝる處置を採らざることを嚴に要請するものである。

若し政府當局が、依然としてかゝる慣習を踏襲し、かゝる態度を許容するに於ては、現日本に於ける反日本的風潮に對して如何なる態度を宣明するとも、一時逃がれの方便に過ぎざるであらう事を。吾々は、元より彼等日本勞働會議の社會民主々義者の一連の非皇室中心主義なる、反祖國的態度に對して、益々これが排擊制約に努力すると同時に日本人本來の建國の精神を體し至誠以つて大御心に添ひ、產業人としての使命の遂行に直進し以つてより日本の革新の拍車たらんとするものである。

右聲明す。

愛國勞働統一に關する勞働同盟の聲明

九月二十九日日本勞働組合總聯合が日本勞働組合會議を脫退せるを機として、愛國勞働戰線統一問題は一進轉を見たが、日本勞働同盟は、愛國勞働戰線統一に邁進すべく左の如き聲明を爲した。

〔統一の意義と同盟の立場〕

我が勞働同盟は去る九月二十五日大津代表者會議に於て眞先に「愛國勞働組合戰線統一」に關する聲明書を發表したが十月二日には大阪に於てその爲めの關西地方愛國諸團體の第一次懇談會が持たれ、更に十月二十六日には關東地方懇談會が東京に於て催された。十一月十八日再び名古屋に於て總聯合大會を機として會合を開き更に翌十九日は大阪における全國的會合となり、茲に「愛國勞働組合統一懇談會」の結成が正式に決定されたのである。

我國勞働運動界におけるこの新な組織運動の展開は極めて重大な歷史的意義の上に立つものであつて、彼の滿洲事變以來急速に熟しつゝあつたところの國内改造機運を一段高き段階に迄高揚し且つ組織化せんとするところの動きである。これ迄の愛國戰線の運動は、凡てその本質において非愛國的社會民主々義並びに共産主義に對する憤滿の單なる爆發であり自己覺醒の最初の感激であり「非常時」の自然發生的順應にすぎなかつた。故にそれは感傷的であり、觀念的であり、非組織的であるを免れ得なかつた。而して今やそれは過去三年に亘る苦闘と失敗の體驗を經て始めて堅實なる組織と冷靜なる思索との上に自らを再建すべく目醒めたのである。この第二期發展の勞頭にあたつて、大衆的基礎の經驗に富み、事實その中堅をなすところの勞働組合が蹶然として起つたことは、實ろ歷史的必然といはねばなるまい。「非常時」の裡に新生し、從つて過去の社會民主々義傳統に汚染されない我が日本勞働同盟の歷史的役割は、こゝに自ら明らかでなければならぬ。新なる勞働運動戰線における尖端的使命に相應しき吾々の思想的透徹と組織の強堅とは斷乎としてこゝに確保されねばならぬ。かくて同志諸君よ、我同盟はたとへ小粒なりとも今次の戰線統一運動の尖端に起つて、不惜身命その歷史的使命に奮戰せねばならぬ。名地方支部はそれ〴〵の地域において戰線統一に努力すると共に、全國的統一に對して積極的支持を與へよ。

米窪滿亮氏の言說問題　日本海員組合の米窪滿亮氏が、機關紙「海員」（十月號）に「昨是今非風景數點」なる一文を執筆掲載した所、これが機關說問題、滿洲事變問題について日本に不利なる言說を弄したるものとして、反對派たる新日本海員組合をはじめ、在阪愛國團體は猛烈なる攻擊を開始し、更に全國的に擴大し全愛國團體の重大問題化し、愛國政治同盟を主體とする日本産業軍、維新青年隊も決議文を作製し、之を内閣總理大臣及び内務大臣に手交した。この問題の意外の波及に對し日本海員組合も善後策に奔走し、米窪氏も遠く海外より前記一文の取消を行ふことになつた。政府に手交した愛國團體の決議は左の如し。

〔決議〕

國際勞働機關は國際聯盟の附屬機關にして白系帝國主義の現狀維持を合理化せんとする欺瞞的平和の用具である。我國の國際聯盟脱退の眞義又茲に在り。隨つて我等が國際勞働機關卽時撤退を屢々强調する所以である。然るに政府は如何なる故か未だ脱退せざるのみか「國體觀念を愈々明徴ならしめ、その實績を收むるため全幅の力を致さんを事期す」と政府自ら天下に聲明せる折、國

體に反する社會主義の旗幟を堂々表明して居る海員組合代表を國際海事技術委員會の帝國代表委員として任命したる政府の態度は我等の默過し得ざる所なり。更に代表米窪が日本出發前發行の雜誌「海員」に記載せる反國體不逞論文は實に皇國日本の反逆行爲である。我等はこの重大責任を問ひ左の二項の實行を要求するものである。

一、政府は國際勞働機關の一切より卽時脫退すべし

二、政府は國體明徵の實行の一つとして社會主義勞働團體を解散せしむると共に直に米窪を召還處分すべし

五　その他の共通運動

（一）對議會政策

（一）日本勞働組合會議　日本勞働組合會議第三回政治委員會は一月十一日東京芝區三田總同盟本部に開催され、松岡、森、河野、元廣、松尾、上條諸氏參集し、議會對策を協議し、同月十七日神戸海員協會本部に於て開催されたる日本勞働組合會議第二回執行委員會に於て松岡政治委員長より第三回政治委員會の決定を中心に左の如く對策を議決した。

（一）組合會議より第六十七議會提出法律案

（イ）勞働組合法　（ロ）勞働協約法

（二）同議會提出建議案

（イ）產業及勞働の統制に關する建議

（ロ）軍需工業の統制法に關する建議

（三）議會に於て（主として豫算委員會）無產黨代議士を通じて質問の形に於て政府に實施を促さんとするもの

（イ）勞働爭議調停法の改正（政府は今議會に提出すると豫想せられるが之に對し質問）

（ロ）國營團體保險の實施

（ハ）勞働時間制の實施

（ニ）健康保險法の改正（特に對醫師會の問題）

（ホ）高賃銀政策の實施

（ヘ）職業紹介法問題（例へば臨時工傭入に惡用されつゝある人夫供給者の問題、有料職業紹介所の改廢等）

（ト）工場法の改正

（チ）內閣審議會の委員に無產黨勞働組合會議）農民團體の代表を加へること

右の議會質問の具體的對策に就ては政治委員會が社會大衆黨所屬代議士と打合せ會を開くこと、又勞働立法實施促進の爲には內相並に社會局長官を松岡、河野兩政治委員が訪問して要望すること。

（二）日本勞働組合全國評議會

對議會鬪爭方針——日本勞働組合全國評議會中央委員會では一月五日付を以て議會鬪爭に關する指令を發したが、合法左翼組合の立場より政治的鬪爭への最初の實踐的方針を示したものとして注目される。その特質は日常鬪爭の見地より直接的問題を目標に大衆動員を計畫し、鬪爭形態において無產團體協議會、工代、勞農協議會等の方法を採用してゐる點である。全文左の如し。

（一）對議會鬪爭は何故必要か？（イ）階級的勞働組合が對議會鬪爭を取行するのは次の理由による。1、生活防衞のため、2、啓蒙的活動のため――即ち勞働者大衆に政治と經濟との關係を正しく理解せしめるため、3、廣汎なる勞働者農民大衆の團結を圖るため、（ロ）對議會鬪爭のやうな政治鬪爭は各工場職場に於ける日常鬪爭――賃銀値上げの鬪爭や勞働時間短縮鬪爭のやうな――と異つて、一寸考へると勞働者の生活とはかなり緣の遠いもの丶やうに考へられるがそうではない。我々の生活に直接關係のある健康保險法の問題でも、工場法の問題でも、爭議調停法の問題でも、軍事豫算の問題や治安維持法××法皆んな議會で制定されるのだ。だから議會に對する鬪爭は、我々の生活防衞のために必要のことなのだ。（ハ）又我々の敢行する當面の「對議會鬪爭」がよしんば支配階級の政策を動かすほどまでに發展しないとしても我々の鬪爭は多くの意識のおくれた大衆にブルジョア政治と我々の日常生活との關係を理解せしめるための、啓蒙的運動としての意義を充分にもつ。（二）更に又我々は、この「對議會鬪爭」を通じて農民大衆との提携を圖ることが出來る。救援運動その他で農民大衆との親睦を深めて來た我々は、農民との共同鬪爭を通じて勞働の提携を強化擴大する必要がある。

（二）當面の對議會鬪爭に於ける中心鬪爭目標――（イ）第六十七議會を對象とする吾々の當面の「對議會」鬪爭に於ては次の諸項目が中心鬪爭目標となるべきである。1、勞働爭議調停法改惡反對、2、失業保險法獲得、3、工場法・鑛山法の改正、工場法・鑛山法違反に對する嚴罰法規の獲得、4、農村モラトリアム即時實施、勤勞農民に對する租稅の免除、5、農民の飯米保證、（ロ）政府は第六十七議會に「爭議調停法案」を上程しやうとしてゐる。今その政府案を見るに、それは政府があらゆる爭議を勝手に壓殺出來るやうにすることを目的としたものであつて、我々が斷じて見逃がすことの出來ない極度の反動政策である。（ハ）以上に擧げた五つの鬪爭目標の他には、重大な問題があるが當面我々が勞働組合の立場から未組織大衆をも含めての大衆動員計畫を樹てるものとしては、以上の五目標が適當である。

（三）鬪爭組織に就いて――（イ）對議會鬪爭のための鬪爭カンパ組織形態としては次の二つの組織が考へられる。1、對議會鬪爭のための全無產團體協議會、2、工代會議――勞農協議會、（ロ）我々はこれら二つの組織を二つとも作り上げ、それを交互的に發展せしめることに努力すべきである。（ハ）前者はあらゆる勞働團體、農民團體を抱擁して作るようにする、理想的には全國的な組織として作らるべきであるが、當面は地方的にしか作れないであらう（農民團體のあるところでは必ず農民團體を入れることに努力する）、この組織に於ては、右翼組合をも參加させ、それを引つばつて行かなければならないのだから、かなり技術を要する。だが過去の經驗からみて不可能のことではない。（二）工代議の戰術に關しては、創立大會參照……我々の政治鬪爭に於ける基本鬪爭形態であるが、これも當面は地方的にしか持てないであらう。

（四）アヂプロ活動に關して――（イ）我々の當面の對議會鬪爭に

於てはアヂ・プロに活動――教育活動――が極めて重要である。我々の闘爭はアヂ・プロ活動だけに終つたとしても決して無意義ではない。(ロ)アヂ・プロの中心目標は、やはりさきに揚げた五つの闘爭目標の意義を充分に徹底さすことに努力を集中すべきであるが、――總本部からも簡單なパンフレットを出す豫定である――意識の高い大衆の集會（例へば組合の分會の集會の如き）においては、ブル政治（ブル議會）の全面的批判を行ふ方が效果的である。(ハ)アヂ・プロの形式としては分會の研究會、各分會聯合の研究會（地域的の、もしくは産業別の）工場座談會（未組織大衆を含む）演説會、等々言論によるもの、並にアヂ・ビラ、傳單、組合ニュース、機關紙、リーフレット、パンフレット、等の文書によるもの等、すべて適宜に利用すべきである。(ニ)殊に工場座談會の計畫に努力せよ。

(五)むすび――(イ)尙、この闘爭を效果的に敢行するためには、様々の注意を要する。對議會闘爭無產團體協議會を作るだけでも容易の仕事ではない、それらの問題に對しては、各地方評議會、各組合に於て適當にイニシアを發揮すること、(ロ)もしかすれば我々の對議會闘爭は直ちに選擧闘爭に轉化せしめなければならぬ。この點も充分の注意を要する。

（第六十八議會解散要求――十二月、全評議會の檄）

第六十八議會は解散の風雲をはらんで近く開催されんとしてゐる。滿洲事變以來繼續されて來た彤大な軍事豫算は大資本家階級にインフレの甘汁を滿喫さした。その半面に勞働者農民の生活は極端に追ひつめられた。勤勞大衆の生活を補償する意味の社會政策は全く影を隱してゐる。所謂五・一五事件は日本の議會政治運用上に重大な轉換を齎した。五・一五事件の議會政治への重壓はその儘今日の議會に繼承されてゐる。彤大な軍事豫算と飛躍的にファッシズム化を進めた反動勢力の重壓下にある議會は陰慘と混濁のうちに自己の機能を麻痺せしめてゐる。金融資本の獨裁的支配が議會の機能を腐蝕せしめてゐることは爭はれないが、尙、議會政治の形式が保持されてゐる以上は當然にその機能は發揮されねばならぬ。議會は清新の氣を注入しそれ自身の機能を再認識するために解散を斷行して、議會に對する人心を一變せしむべきである。吾々は議會を社會政策獲得闘爭の舞臺として積極的にこれへの參加を努め、議會をして大衆の意嚮を汲み取らねばならぬ所まで吾々の闘爭を擴大化するために、大衆的壓力を以て、議會解散を要求せねばならぬ、吾々の闘爭は都市の勞働者と同樣に押し詰められてゐる勤勞農民との協力の下に闘はるべきである、勤勞無產大衆の生活防衛闘爭は議會を勞働者、農民、勤勞大衆の大共同闘爭場たらしめるであらう。議會解散要求は其の第一歩である。

(二)　組合戰線統一運動

滿洲事變以來の非常時に重壓を感じてゐた勞働組合が反ファッショ戰線に於て從來のあらゆる行き懸りを捨てゝ統一されようとする動向は、九年度における組織の整備統一を基礎

に一歩具體化し、十年度は一般的に勞働運動界の努力が傾注された。その理由とするところは（一）日本勞働總同盟と全國同盟とは共に從來の運動方針に行詰りを來しその打開を合同に求める傾向、（二）非常時の重壓に勞働運動の困難を來しつゝあるのに組合の組織力弱く、指導精神に甚だしき相違なきに分裂してゐることの不可を認識し戰線統一による強化の絶對に必要なることを反省、（三）大阪市港南地方に於ける總同盟、全國勞働の職場大衆による「全勞・總同盟合同促進協議會」の組織と刺戟、等である。但し總同盟は戰線統一・合同運動に就いては終始一貫「全勞」のみを目標としてゐるのに反し、全勞は「可能なる廣範圍の合同」を主唱したが、全勞の主張は次の宿題として殘されて兩組合の合同は進展した。しかし總同盟全勞の合同は將來への更に大同團結への樞軸をなすものと觀測された。

全勞總同盟合同促進協議會結成

大阪港南地方全國勞働、總同盟合同促進協議會大會は四月十日夜大阪市大正區千島町百五番地の同會本部において八十名の職場代表者の出席の下に開催された。この合同促進協議會は兩組合幹部の制約を全く受けず、十五工場、四千六百八十名の職場大衆によつて自由的に計畫されたもので、インフレ破綻にともなふ一層の資本の重壓に抗するため捲き起されたもので、この運動の進展と合同こそは、單に全勞、總同盟の統一問題たるのみでなく、全日本の勞働階級戰線統一に向つて極めて重要視さるべき現象である。

（合同促進協議會結成に關する聲明）

親愛なる總同盟・全國勞働の組合員諸君我が港南地區は金屬產業を始めとして巨大資本閥の關西に於ける最も重要工場地帶の一つである。吾が地區は勞働運動の發祥地であり十幾年に亘り輝ける組合運動の傳統を死守して來た事は諸君も既に承知のところである。だがしかし客觀的主觀的條件への適合が未だ不充分なることを認め急轉直下全國勞働・總同盟合同促進協議會を結成するに至つた。近年金屬產業を始めとする一連の軍需產業は所謂軍需インフレの波に乘つてどの工場も擴張や生產能率引上げによつて資本家は今や大戰以來の巨大な利益を收めつゝある、而しながら一方勞働者階級は各產業の高潮にも係らず依然として恐るべき低賃銀と勞働强化更にインフレに伴ふ物價騰貴による搾取は益々强化されつゝあるのだ。それに幾百萬の失業者は依然街頭に氾濫し勞働階級の生活不安は全體として益々深まりつゝある。そして貪慾なブルジョアジーは私利以外には他なく此の陰慘なる搾取を强行せんが爲に出來得べくんばより以上惡い勞働條件に陷入れんがため勞働者を無抵抗の鎖につなぎとめんとして今後益々あらゆる方法を以て攻擊し來るであらうことは極めて明白である。（中略）

吾々は正に激化するであらう階級鬪爭を前にして勞働者階級の悲慘な實狀を見る時實に寒心に堪へないものである、この現狀はわが港南地區に於てもよく現はれてゐる。總同盟、全國勞働は過

去に於ける輝ける戦跡にもかゝはらず同一地區でありながら未だ共同闘争をやつたこともないのだ、同一産業同一資本下にありながら、卽ち共同利害に立ちながら兩組合に切斷されて互に意志の疎通を缺き、日常不斷の接觸や統一的行動が著しく阻害されてゐる現狀だ、斯如き條件のもとに各組合が如何に闘爭的な意志を持たうともどうして強力な闘爭が出來得ようか、云ふまでもなくブルジョア階級の攻撃を擊退し得る最良の方法は何よりも同一企業の勞働者の團結、同一地區に於ける勞働者の團結引いてはこの團結を全國的結合にまで押し進めることが勝利への必要條件なのだ、事實この要求は吾が地區勞働者のつとに要望する所であつて既に幾度もこれが實現のために全努力を拂ひつゝあつた、この熱烈な勞働者の要求を實現せんがための眞劍な努力は幾度も誤解を生み、障害に當面したが要望は遂に止みがたくこの度こそは如何なる障害をも粉碎して全面的戰線の統一實現のための前提として、先づわれ〳〵は最も手近な地區の組合統一、更にそれの前提として日本に於ける陸上の最大二組合の結合をこゝに實現したのである（中略）、われ〳〵は今度こそは港南地區組合の期待を貫徹せんがために如何なる障害をも蹶てこゝに斷乎として統一合同の實現を期するものである、今回のわれ〳〵の行動は單なる一組合の策謀ではなく全組合員の創意によることは云ふまでもない。親愛なる總同盟並に全國勞働の組合員諸君！　右の如き理由によつてわれ〳〵は合同實現の巨歩を先づ我が地區より踏み出した、今回の我々の行動に對し或は一部の諸君は總同盟全國勞働を攪亂するもの、力を弱めるものと目されるかもしれぬが、我々の意圖は反對に總同盟全國勞働を强化し勞働者の利益をより多く戰ひ取る總同盟全國勞働たらしめんとする意圖なのだ。

而してこの劃期的な行動を單に吾が地區のみに止めるならば吾々のかゝる意圖も極めて不充分な結果に終るが總同盟全國勞働の全國的合同促進がなされてこそ吾々の行動の意義はすべての不安を絶滅し絶大なる成功をおさめ得るのだ。全國勞働・總同盟の全組合員諸君、願はくば今回の吾々の行動を諒とせられるのみならず進んで全國的に合同促進の運動を捲き起されんことを希望いたします。右聲明す。

全勞總同盟合同促進協議會結成大會

四月十日午後七時三十分、前記同會本部に開かれ、栗本鐵工場の菊川氏が司會者となり開會を宣し、議長を結城磯二氏を推し、押谷平七氏より經過報告あり、協議事項を決定——午後八時三十分萬歳を三唱して閉會した。

〔全勞總同盟合同促進協議會規約〕

第一章　目的及び名稱

第一條　本會は日本勞働組合總同盟、全國勞働組合同盟合同促進協議會本部と稱し、事務所を港南地方に置く。

第二條　本會は全日本の勞働組合の單一結成を以て目的とす。

第三條　本會は前條の目的を達成せんがために先づ全勞總同盟の卽時合同に必要なる鞭韃をなすものとす。

第二章　構　成

第四條　本會は總同盟、全勞の職場大衆をもつて之を組織す。

第三章　機關

第五條　本會の機關を左の三種とす。

一、大會
二、委員會
三、常設委員會

第六條　大會は本會の最高協議機關にして、委員過半數の要求ありたるとき、又は常設委員會が必要と認めたる時、常設委員會の協議に從ひ、本會の目的遂行に必要な針を協議決定するものとす。

第七條　委員會は大會の協議に從ひ、本會の目的遂行に必要な針を協議決定するものとす。

第八條　常設委員會は委員會の協議又は決定事項を執行するものとす。

第四章　役員

第九條　大會に左の役員を置く。

イ、常設委員（若干名）、ロ、委員（若干名）、ハ、會計（二名）
ニ、會計監督（若干名）、書記（若干名）

第十條　委員は組合員十五名に對し一名宛とす。

第十一條　常設委員五名に對して一名の割にて委員中より互選するものとす。

第五章　會計

第十二條　本會の經費は加盟組合員の負擔としてその額及び納入期日等は委員會にて豫算案を作成し、大會に於て之を決定するものとす、會計は大會に於て決算報告をして承認を得るを要す。

第六章　加盟及び規律

第十三條　本會に加盟せんとするものは、總同盟、全勞の組合員にして毎月定額の會費を納入するものとす。

第十四條　本會を脫退及び除名せられたる場合は財產權及び何等の請求權なきものとす。

第七章　附則

第十五條　本規約は委員の三分の二以上の贊成あるにあらざれば變更することを得ず。

第十六條　本規約は總同盟、全勞の全的合同の完成されたる時解消するものとす。

第十七條　本規約は昭和十年四月十日よりこれを實施するものとす。

加盟職場別組織人員數

△總同盟系、總數一、六〇〇名（栗本鐵工場、一、〇〇〇名、久保田鐵工所、一二〇名、日本鑄鋼所、四〇〇名、思加島鐵工所、八〇名）。

△全勞系、總數三、〇八〇名（戸畑鑄物、八〇〇名、大阪製鐵、九〇〇名、大阪鐵工所、一五〇名、泉屋金鋼、一二〇名、窯業セメント、六〇〇名、丸善礦油、二〇〇名、津田勝商店鐵運搬部、一〇〇名、大阪製粉、八〇名、三輪製材所、四〇名、榎本鐵工所、六〇名、中谷製材所、三〇名）。

全勞大阪金屬東南支部「合同促進協」へ參加

全勞、總同盟の港南地方における下部組織大衆によつて起された戰線統一のための運動は各方面へ反響を及ぼし四月十四日全勞大阪金屬勞働東南支部聯合會は、港南地區の勞働者と同一行動に出づることを決議し、四月二十日に聲明書を發して合同促進協議會へ參加の態度を鮮明にした。この支部聯合會は、カナエパツキング、その他十五工場三百五十名の組織勞働者を包含し、從來統一實現への努力をして來たものであつた。

總同盟全國勞働合同問題協議

日本勞働組合會議第二回評議會は五月二十九日大阪海員組合川口支部に於いて開催されたが、下阪した總同盟松岡駒吉氏を中心に兩組合幹部最初の合同懇談會を三十日午後一時より大阪東區北濱三丁目福壽莊で開催。〔出席者總同盟側〕會長松岡駒吉、總主事西尾末廣、中央委員金正米吉、〔全勞側〕大阪聯合會長山口常次郎、關西支部長鈴木悅次郎、府會議員井上良二の諸氏。この會見は日本最大の勞働組合結成運動實現の方向に對して注目に値されるる。

總同盟・全勞の戰線統一聲明

日本勞働組合會議の二大支柱たる日本勞働總同盟と全國勞働組合同盟の合同間題は漸次具體化し、六月十八日、午後一時より總同盟、全勞の合同相談會が一ツ橋學士會館において開催された。同盟は我國勞働運動界の元老社會大衆黨中央委員長安部磯雄、幹旋役は總主事、關東同盟執行委員を加へ合同協議した結果、現在の總同盟顧問鈴木文治、全勞顧問高野岩三郎の三氏で約一ケ月前より準備がすゝめられてゐたのである。參會者は、松岡駒吉、齋藤健一、西尾末廣（總同盟代表）、河野密、菊川忠雄、鈴木悅次郎（全勞代表）の外、麻生久（黨代表）、米窪滿亮（組合會議代表）の諸氏。胸襟を開いて協議した結果、合同の意見がまとまり、安部氏の名により次の聲明書を發した。

聲明書

我等は現在の諸事情に鑑み我國勞働戰線の統一を以て絶對必要と信じ聊か犬馬の勞を盡すべく、茲に先づ以て日本勞働總同盟並に全國勞働組合同盟に向つて合同の勸說をなせる次第である、若し此の二大組合にして從來の行き懸りを捨てゝ進まば、現在澎湃として起りつゝある戰線統一により拍車をかける結果となるべくその無產階級運動に與へる影響は蓋し絶大あるべしと信ずる、我等は多年日本の無產階級運動に直接間接の關係を保ち來れるものとして戰線統一の一時も早く實現せん事を希望するものである。

松岡（總同盟代表）、河野（全勞代表）も一路合同の目的を達成すべく努力を誓ひ、更に總同盟側は六月二十日東京中央委員會、西尾總主事、關東同盟執行委員を加へ合同協議した結果、現在の名稱綱領に拘泥せざる旨を申合せ、全勞は積極的に日本勞働組合會議、社會大衆黨の線に沿ひつゝ統一を可能なる限り廣範圍に完成し、綱領、政策、運動方針などは各組合のそれに卽しつゝ新なる出發をなし、新統一組合をして名實伴ふ日本勞働運動の樞軸たらしむべく可及的速かに產業別整理を實行することを主眼とした。この戰線統一・合同運動に關して總同盟側は全勞との合同を

終始一貫目標としてゐるのに反し、全勞は可能なる廣範圍の合同を主張してゐることが著るしい相違である。

全勞・總同盟兩派懇談會

第一回合同協議會は七月二十九日午後二時、丸の内三菱前七號館木曜クラブで開催された。〔總同盟側〕松岡會長、西尾總主事、齋藤、三木、德永の三中央委員、〔全國勞働側〕河野密委員長、菊川忠雄主事、鈴木悦次郎關西事務局長、山口、永江、高橋、茅野の四中央委員、これにオブザーバーとして社會大衆黨書記長麻生久、組合會議書記上條愛一兩氏出席し、意見交換を正式に行つた結果、合同の根本方針につきて兩派とも異議なく承認し、今秋十一月初旬兩組合の今年次大會後合同大會を華々しく擧行することに決定し、左の聲明書を發表して午後四時閉會した。

聲明書

さきに安部、高野、鈴木三氏より合同勸説を受けたる我等はこゝに機關の決議を經て合同協議會を結成し、戰線を統一し兩團體の渾然たる合體の上に新しき情勢に適應して活潑强力なる勞働陣營を再編成せんとするものである。卽ち我等の所期する勞働戰線統一は左の如し。

一、總同盟、全國勞働を樞軸とし且つ既存の行懸りと形式に捉はれることなく新しき情勢に適應する新しき勞働運動の出發を期す

二、日本勞働組合會議及社會大衆黨の線に沿ひつゝ汎く僚友團體の協力と參加を期す

三、新統一團體の結成は今秋までに完成することを期す

總同盟と全國勞働の合同――「全日本勞働總同盟」名稱問題、役員問題、財政問題等で一時合同問題は暗礁に乘り上げたが如く觀測された。その上、總同盟、全國勞働兩組合に、更に全總、東京市從等の所謂合法左翼をも含めての全的合同へ一轉せんとする意嚮も見え問題は却て紛糾を見たが、十一月十五日の合同協議會で安部、高野、鈴木三長老の積極的斡旋により、條件付で最初の單獨合同に撚を戻すことに決着した。全勞側の主張「可能なる範圍内に於ける全合同」、卽ち交總等の卽時參加は「新組合成立と同時に交總市從其他（全國評議會は除外）の可能なる範圍の合同を可及的速かに實現するための特別委員會を組織すること」といふ麻布、上條兩オヴザーバーを加へての長老案で全勞側納得し、名稱、役員問題も十六日丸の内木曜クラブに開催の合同協議會にて決定し、十七日兩組合の合同委員（總同盟、松岡、西尾、原、全勞、河野、菊川、鈴木）による最終合同協議會にて決定し、こゝに總同盟五萬三千、全勞四萬六千の勞働者大衆が結合し陸上最大の勞働組合が誕生することゝなつた。

△新組合の名稱　全日本勞働總同盟

△役員　會長、松岡駒吉（總同盟）、副會長、河野密（全勞）、西尾末廣（總同盟）、總主事、菊川忠雄（全勞）、副主事、原虎一（總同盟）、顧問、安部磯雄、高野岩三郎、鈴木文治。

〔全日本勞働總同盟綱領〕

（一）われらは勞働報公の精神に本づき識見の開發、德性の涵養、技術の進歩をはかり、もつて自己の完成と社會正義の實現を期す

（二）われらは强固なる組織と有効なる手段によつて勞働條件の維持改善、合同福利の增進を期す

（三）われらは我國の國情に卽し政治的且つ經濟的に資本主義の根本的改革を促進し合理的なる新社會の建設を期す（以上）

而して合同大會は明年一月十五日卽ち總同盟全國大會（十四日）の翌日、協調會館に於て開催すべく、新組合の本部は現在總同盟の本部たる勞働會館に置き、準備委員は松岡、原（總同盟）、河野、菊川（全勞）の四氏に決定。

〔附記〕

尙ほ組合戰線統一問題について、合法左翼としての立場に立つ日本交通勞働組合總聯盟及び日本勞働組合全國評議會の主張は、組合運動の部參照。

（三）臨時工制廢止問題

昭和八年名古屋三菱航空製作所の臨時工の大量解雇に際し、臨時工の故の無手當解雇が行はれたが、この不合理が無產階級の問題となり、特に最近における軍需インフレの破綻が豫想されるに及び、臨時工は勿論、常傭工も、その犧牲となるべきことが考慮され、問題は深刻化してきた。殊にその犧牲となるものは臨時工よりも比較的好條件にある常傭工が甚だしいものであると意識し、各組合とも極力の制度の撤廢に努力を傾注するに至つたものである。

イ、日本勞働組合會議——日本勞働組合會議系の諸組合は、その大會、組合支部會において臨時工並びに人夫名義制度の撤廢を問題とし、殊に金屬產業方面の勞働組合においてそれが强調されてきた。臨時工制度は「昭和の奴隷制度」であると云ふ叫びが一般化し、その撤廢と、臨時工を本傭にすべしとの主張が爲された。全國勞働組合の態度を摘記すれば、（一）臨時工採用試驗上必要な試驗工との區別を要求する。試驗工の期間は出來るだけ短時日とし、仕事の性質にもよるが一週間以內とす。（二）本來の意味の臨時雇の性質以外は臨時工を認めない。臨時雇でも一箇月前後に亘れば解雇手當を支給せしむること、又三箇月以上も勤續するものは卽時本雇と直すこと。（三）常傭工と同性質の臨時工に對する差別待遇に反對することは勿論だが、進んで臨時的性質の臨時雇に對しても出來るだけ差別待遇をなくすること。更にこの問題を通じて我等の運動の巨步を團體協約權の獲得、勞働組合の公認へと轉換せしめ、政治的には失業保險法、勞働時間法、勞働組合法、標準賃銀法、團體協約法の獲得へとアヂプロすることが必要である」（機關紙「全國勞働」六月十五日號）。

組合會議は第二回評議員會（五月二十九日開催）は臨時雇傭制度廢止要求に關する第三回大會の決議實行方法について（一）人夫及臨時工廢止の要請を關係各當局になすこと、（二）各地方の加

盟團體は各府縣當局に向つて具體的實情を具陳してその廢止を要請すること、(三)書記局に於て陳情書を作製、各加盟組合員を中心に其の署名運動を起し、之を内務大臣へ提出すること、(四)廢止運動參加勸誘のポスター作製のこと、(五)各地方協議會は適宜に演說會等を開催し大衆的輿論を喚起することを決定した。

「臨時工及人夫制廢止に關する陳情書」

陳情要旨

一、工場法施行令第三章、職工の雇入れ及解雇の章に左の要旨の條項を挿入せられたし

(イ) 臨時工の期間は其の雇傭形式の如何に關せず一ケ月とし一ケ月を過ぐる場合は常傭工となすこと

(ロ) 如何なる雇傭形式の臨時工と雖も、工場法、健康保險法並に職業紹介取締に關する法規等を廣義に解釋し、行政的方法を以て人夫請負制度の禁止を實施せられたし

右三項に關する條項採用實施せられ度茲に陳情仕候也

陳情理由

眞の産業協力は勞資の公正なる態度と條件に依據せざるべからざることは明かな所と存候。然るに近時殊に滿洲事變以來、軍需インフレと輸出インフレの波に乘じ、人夫及臨時工の激增を見るに至り、政府當局の調査に見る(官營を除く)の中人夫名義及び臨時工の數は八萬八十七人の多きに達し、之に中小工場を合すれば優に二十餘萬の臨時工及人夫を算するものと存ぜられ候、而も甚しきは從業員全部が臨時工たる工場もあり且つ其の期間も數年の長きに及ぶ有樣に有之候、斯くの如き近來の臨時工の激增とその惡性は、全く資本家側の左の如き自利的意圖に出づるものと存ぜられ候。

(一) 工場法、健康保險法等勞働法規の適用を脫れんとするもの

(二) 臨時工の名に於て解雇手當、退職手當其の他の福利施設の權利を與へないがため

(三) 低賃銀及び其の他の勞働條件の劣惡に甘ぜしめ得るため

(四) 早く常傭工たらんとする好餌のため極度に能率を擧げしめんとする意圖

(五) 不況の際に馘首の自由なるため

(六) 人夫請負制度たる中間搾取制度を惡用し、資本家自らは人夫名義の臨時工に對し一切の責務より免れんとする魂膽

而して右の結果は、人夫及び臨時工に對しては、苛酷なる勞働强化、賃銀の低廉並に一切の勞働保護施設の恩澤より除外に依る悲慘なる生活を招來し且つ常に失業不安に脅かさるゝと共に、他方常傭工に對しては、絶えず勞働條件の惡化を强制せらるゝものに有之候。

斯くの如きは全く昭和の奴隸制度とも稱すべきものに有之、勞

働階級の生活を極度に脅やかし且つ安んじて其の勞働に從事するを得ざらしむるのみならず一度インフレ反動襲來し大量馘首の斷行に際會せば我が産業勞働界に一大混亂を招來するは必然の現象と存ぜられ候、又かくの如き資本家の自己的にして社會正義を無視したる專横なる態度を放任することは、引いて勞働階級をして徒らに階級對立を激化せしむるに至るものと存じ候、然して資本家階級をして今日かゝる惡制度を惡用せしめつゝある所以のものは一面我が國に未だ勞働組合法、團體協約法の制定なく勞働階級が合理的に正當にその勞働生活を擁護し得ざる無力に基因すると共に、資本家側の巧妙なる脫法行爲に對し之を取締るべき嚴重なる處罰規定の缺如せるに因るものと察せられ候。

吾等は現在勞働階級をして眞に心から産業協力をなさしめ、一國の産業の健全なる發展に寄與せしむるためには、先づかゝる惡制度を打破して其の生活を保證するの緊急なるを痛感するものに有之候、何卒吾等の眞意と實情を御賢察の上、右陳情の要旨記載の條項を速やかに採用實施相成度願上候　以上

組合會議は、右陳情書と署名第一回七月十七日締切の分、三萬一千百七十五名の署名書とを內務大臣に提出し（組合會議の部參照）、更に九月二十九日開催の組合會議第四回大會に於て、引きつゞき其の運動を繼續する必要あることを認め「本大會は現下の産業並に勞働界の趨勢に鑑み臨時工及び人夫制度の廢止を期す」と決議し、政治委員を通じて政府に提出した。その翌日開催の兵庫縣工業會總會に對しては「臨時工及び人夫制度を卽時廢止し以て産業協力の實現に進まれんことを要請」することに決定し、組合會議神戸地方協議會を通じて同總會に提出し事業主側の反省を求めた。總同盟においては東京における「角一ゴム株式會社」に對して何れも臨時おいては大阪における「昭和製作所」、全國勞働に工問題を挾んで爭議を惹起せしめたが、この問題が刻下の緊急問題たる所以である。

ロ、日本勞働組合全國評議會　日本勞働組合全國評議會は七月二十一日東京本部にて開催した第三回中央執行委員會において、「臨時工並に人夫制度撤廢に關する件」を議題とし、運動方針を決議した。

「今や臨時工問題は日本勞働組合會議系、フアツシヨ系、アナキスト系等あらゆる勞働者團體の取り上げるところとなつてゐると云ふ特異な事情を考慮するならば、この鬪爭を成功的に鬪ひ拔くといふことは卽ち廣汎な大衆との結合點をつくり出すことが出來るであらう、それ故に我が全國評議會は臨時工人夫に對する苛酷なる勞働條件の改善、本工と臨時工、人夫との間に統一戰線をふりかざして全國的ストライキと統一戰線の先頭に立たなければならぬ。」

（一）基本的方針――（イ）同一勞働に對する同一賃銀の立前に立つて臨時工に加へられてゐる一切の差別的待遇の改善のために要求し鬪爭すること（中略）（ホ）臨時工及び人夫制度を禁止する法律の制定（工場法の改正）

（二）組織戰術方針――（イ）一切の勞働組合勢力に對しこれが

撤廢闘爭を提議し組合下部組織の間の機關を設ける樣に活動すること（以下略）

ハ、日本勞働總同盟――日本勞働總同盟大阪聯合會の本年度大會（五月十九日、大阪土佐堀青年會館にて開催）において、臨時工問題解決のために猛然と立つて資本家に對して反省を求め、反省せざる資本家に對しては進んでストライキをも辭せざる決意を示した。而して大阪聯合會の名を以て左の陳情書を陸軍省及び海軍省に提出し、他方檄文を作成して大阪市全工場に撒布し、六月二十六日より臨時工撤廢演說會を連日各地區に於て開き或は臨時工問題座談會を開催し、撤廢闘爭を續行した。

〔檄文〕　昭和の奴隷工舊起せよ！――インフレ破綻近づく！

赤字に惱む政府が、無理に無理して百億圓の借金に依つてもたらした軍需インフレも頂上を越した。資本家階級のポケットには彭大な利益を與へたインフレは勞働者階級には何を與へたか、勞働强化と安い賃銀、臨時工日傭人夫名義で熟練工を永續的に虐使したのである。だがそのインフレ遂に崩壞の日迫る（中略）

その時臨時工はどうなるか。臨時工は軍需インフレの生んだ特產品だ、首に繩をつけて働らかせられてゐるのと少しも變らぬ、どんな不平も不滿もいふことは出來ぬ。云つたら最後次の契約引繼ぎの時使つて貰へぬ。長い間職に飢へてゐた勞働者は勞働の大安賣りと資本家の御都合のために何んでも命令のまゝにあやつられてゐる臨時工といふものを甘んじて受けてゐるのだ、資本家同位の契約書と暴力的親方制度により牛馬の如く默々と働くだけの自由、これが昭和の奴隷臨時工だ、解雇手當も退職手當も貰へない。だが臨時工諸君は名は臨時でも作業上に於ては臨時工と違ふ。工場の本體の作業に從事し技術に於ても不熟練工とは違ふのである（中略）、資本家は軍需景氣の先き短しと見、いつでも大量的に勞働者を整理し得るやうに臨時工名義で勞働者を使用してゐるのだ。いはゞ臨時工は資本家の首切常備軍だ、總同盟はかくの如き資本家の惡辣なる勞働者使川法に對しては徹底的に闘爭する用意と覺悟をしてゐるのだ、臨時工諸君ピク〳〵するな、首を切られてからでは始まらぬ今の裡に組織の力をつくつて生活防衛のために起て！（中略）

我總同盟は國家產業の發展と平和のために勞働者の成果に對する公正なる利益の分配と勞働者の生活向上を要求し、それを防衛せんとする頑迷なる資本家と斷乎たる決意を以て闘爭することを宣言し、廣く、勞働大衆の協力に依つて未曾有の經濟恐慌に備へんとするものである。勞働大衆は總同盟と協力して戰へ。

日本產業勞働俱樂部　日本產業勞働俱樂部は臨時工問題に對して、其の機關紙「日本產業勞働」（十年八月號）に於て、自らの態度を次の如く明示した。

「要するに臨時工問題が今日重大に論議さるゝと云ふことは、次期に襲來するものを豫想さるゝ經濟不況に臨み、當然事業の縮少より生ずる紛爭――解雇手當問題に就て――に對する豫防策として社會の識者が問題視するものであるが、一體經濟不況に遭遇した場合、臨時工問題を解決して居たからとて一切の社

會不安が解消さるゝであらうか、否吾々には決して解消さるゝものではないことを昭和五六年に亘つて充分體驗付けられて居る。卽ち經濟不況に因つて釀さるゝ社會不安は失業問題で如何に多額の手當を受けて解雇されても一度失業の巷に投出さるゝ時はその人の不安狀態は如何ばかりであらう、吾々は臨時工問題を斯く考へて居る。臨時工制度は事業の上に立てられた制度であつて無條件卽時撤廢を主張するものではなく、現實の問題として事業の繁閑に應じてその存在を認むるが、然し少くとも國家產業の第一線に働く同胞を臨時工であるからと云ふて誰より も先に解雇されるのだと云ふ觀念を臨時工に抱かしめてはならない。又常傭工に於ても臨時工あるが故に吾々は少く共臨時工を解雇した後でなければ絕對解雇にならないのだと云ふ考を抱いてはならない。吾々は何處までも日本精神に基き、優秀なる技術と謙讓なる美德を以て國家產業に盡すべきで、此の問題こそ實に今日の社會矛盾解決も人道に求め常傭工を先輩として後者を導きお互に手を携へて產業にいそしみ、事業主は又假令臨時にせよ一旦緣あつて雇入れた職工を一片の手當に依て無慘に解雇するが如き擧を廢し場合に依ては或程度の犧牲を拂ふ事も國家の爲に考へて戴きたいのである。況んや產業の犧牲となつた不具職工に對しては政府、資本家、勞働者共に充分感謝の念を以て之等の人々に安定を與へなければならないと思ふのである。」

日本勞働同盟　日本勞働同盟にあつては、同盟の小田孝氏は、大阪市大正區戶畑鑄物株式會社の一臨時工が九年末解雇されたので、同臨時工を應援して法的解決を圖り、全職工に其の利益を均霑せしめんとし、辯護士を介して昭和九年十二月二十六日大阪區裁判所に提訴した。その判決によれば、解雇手當は原告の要求額より半減されたとは云へ、原則的には、原告の主張が容れられたもので、明かに勞働者側の勝利と見てよい。尙ほ六月に臨時工問題に對し、「臨時工制の危險性を發き對策の速かなる確立を提唱す」との聲明書を發表し、五月二十五日同盟大阪聯合會では左記陳情書を社會局、陸軍省、及び海軍省に提出した。

〔陳情書〕

最近に於ける勞働問題は極めて重要なる社會的性質を帶び、國家が何等かの形に於て之の規範を示さゞれば、由々敷社會的混亂の生ずることを豫見し得るのであります。就中數年來漸く一般化したる臨時雇傭制こそ將來社會的混亂の中心問題たらんとしてゐるのでありまして、この制度こそ實に今日の社會矛盾を代表してゐるものかと思惟されるのであります。是をこの儘放置せんか勞働者大衆の不安を益々增大するばかりでなく、全勞働者を半失業の不安に陷れ深刻なる社會不安を招來して遂に國家の發展をも阻害するに至ることを豫想されるのであります。吾が國今日の情勢は政府の說示に待つまでもなく、多事多難なるを深く信ずるのでありまして一層國民的協力が要求されるの時、臨時雇傭制に依つて一切の努力が覆され社會不安が助長されるが如きは眞に深憂に堪えざる次第であります。希くば閣下の管轄下工場に於て妥當なる範を示さるゝと共に一般社會

に行はるゝこの種制度を速やかに廢止せしめ、適正なる國家としての規範を示されん事を切望し懇願仕る次第であります。

(四) 退職積立金制度要求運動

內務省社會局は六月初旬、勞働者の失業及び生活不安を除去すべき一手段として、退職積立金制度を法制化しようとして、その法案要綱を發表した。ところが全國産業團體聯合會をはじめ全國の事業主は社會局案を批判し排撃しこの法案の議會提出を阻止しようとして運動を開始した。勞働者陣營は、これに對し、インフレ破綻を前にしてこの法案が如何なる意圖を持ち如何に活用されるかを監視し、それへの對策を樹立し、勞働階級の立場よりその修正意見を發表した。而して大體社會局の立案の趣旨には贊成しこれを修正し法制化しようとするものであるが、こゝに政府側・資本家側・勞働組合側の三箇の立場が對立し十一月初旬には木曜倶樂部の主催により、全産聯の膳氏と社大黨の片山氏との論爭が行はれるに至れた。

日本勞働組合會議

〔退職積立金制度に對する退職手當法案による退職手當制度は、事業主の全額負擔なる實情に鑑み、且つ眞に此の制度が勞働者の福祉を增進せんがためには、其の積立金は、當然從業員よりも事業主の負擔率の高かるべきが至當である。又斯くの如き國民多數を包含する勞働階級の生活問題に重大な關聯を有する勞働施設に對しては、國家は之を單に勞資の負擔と努力に委して顧みざることなく、政府は宜しく相當の資金を支給して其の徹底を圖ることが當然の責務なりと信ず。又此の立法の精神は勞働者の福利の增進確保にあるを以て、從來其の實施せられつゝある從業員の既得の利得に對しては何等之を侵害せざるの趣旨を徹底せしむることの緊要なりと信ずるものである。我等は此の見地よりして今回の社會局の法案要綱に對して、少くとも左の諸點の修正若くは規定を加へたる上速やかに之を實施せられん事を要請するものである。

(一) 第一適用範圍の第一項に於て單に「工場鑛山」のみならず「交通運輸事業」並に商店從業員其の他「一般使用人」に適用すること。

(二) 同じく第二項の「但し一年未滿の期間を定めて傭はるゝものを除く、引き續き使用せらるゝに至りたる時は其の後は本法の適用を受く」を「但し一箇月以上勤續のものは本法を

適用す。然し勤續一箇年以下の場合は、事業主の積立金の控除をなすことを得」とし、此の場合は控除の積立金は解雇手當準備金に繰り入れること。

（三）第二退職積立金の第八項「從業員事業の秘密を漏し、其の他從業員の責に歸すべき事由に依り解雇せられたる場合に於ては」事業主は行政官廳の認可を受け退職積立金中事業主の醵出にかゝる分を交付せざる事を得ることを「事業主と從業員側の合議に依り双方認めたる場合に於ては」とすること。

（四）第四解雇手當準備金の「第三項の但し勤續一箇年に滿たざる者に對しては、此の限りに非ざること」を削除すること。

（五）本法に於て、團體協約に依り積立金並に諸手當の支出の增額の自由なることを規定すること。

日本勞働總同盟關東同盟

〔退職手當積立金法案に對する修正意見〕

今回內務省社會局の立案したる退職手當積立法案は、其の立法の主旨に就て我等も大いに贊意を表するものである。而して、眞に勞働者の福祉の增進を所期するならば法案の內容を左記の如く修正すべきものなることを强く主張する。

一、適用範圍を十人以上の工場鑛山に限らず、他の職場にも擴大すること。

理由は說明する迄もなく斯くの如き社會政策の法制は、工場鑛山以外の勞働者にも可及的廣く均霑せしむべきものである。

二、從業者の責に歸すべき事由に依り、解雇せられたる場合に於て事業主は行政官廳の認可を受け、退職手當中、事業主の醵出したる分は支給しない事が出來るといふ點は、甚だ漠然たるものなるを以て、

（イ）破廉恥罪を犯したる者。

（ロ）事業主と勞働者側の合議により双方之を認めたる場合と規定すること。

理由は、由來事業主に於て獨斷的に「從業者の責に歸する」傾向ありこれに類する內規を有するも少からず。故に明確に規定せざれば從業者の權利が不當に脅かさるゝのみならず、事端の發生も容易に豫想さるゝところであつて本法案の趣旨に悖るものであると信ずる。

三、積立金額は原案によれば事業主、從業員各給料の百分の二となり居るも、事業主百分の二、從業者百分の二となし、之に政府が百分の二の補助金を支給し、以て手當金の增額を圖り、福利施設として徹底を期することを要望する。

理由は、元來退職手當及び解雇手當は盡くその金額が、雇主の負擔とされて居るのが現在迄の慣行である。然るに本積立法案は從業者の金額を醵出することになつて居るのであるから、その率が在來の同率であると假定しても、勞働者側から之を見れば、在來の半額といふことになる。況んや現行の手當制が率に於て優つて居るものも存在するのであるから、この法案に雇主負擔を多く規定することは、極めて當然であると言はねばならぬ。而して國家がこの制度を法律化して普及せんとするに當つては、政府も亦、

一定の補助金を與へることが必要である。斯くて始めて我國獨特の失業保險が出來上り、産業及び勞働の平和並びに福祉は著しく増進するであらう。

四、退職積立金審査會には、勞働組合代表を參加せしむること。理由は、審査會の職責に鑑み勞働組合代表を加ふることが、最も妥當公正なる審査をなし得るものであることは改めて言を俟たぬところであらう。

全國勞働組合同盟

〔退職手當制を戰ひ取れ〕

内務省社會局では今年春以來退職積立金法案を失業對策特別委員會に提出し審議にかけてゐる。この法案は勞働者と資本家の双方が積立して退職手當制度をこしらへ全國の工場や鑛山で退職や解雇の際に法案のねらひ所は、將來インフレが行詰つて崩れ出したときの解雇や失業の問題で爭議が起るのをこれで抑へやうとするにあるらしい。

所が頑迷で反動的な資本家團體の全産聯の連中はこの法案に對してもいち早く根本的反對を決議して、この案を葬り來るべき議會に提出させまいと策動してゐる。これに對して、我が全國勞働は社會大衆黨と協議して修正的立場から本案に對して賛成して全産聯に挑戰してゐる。我等は此の法案が將來勞働者を大々的に首を切るための方便に使はれたり、失業保險制度の替玉にされたりすることは絶對反對であるが、その法案の目的たる退職手當制度を全國に普及することには賛成である。我等の日常闘爭もしば〳〵この退職手當の制定要求を以て迫つて居るのである。

そこで、我等は、この機會に職場から一齊に自主的に「退職手當制度の卽時制定」の要求をかゝげて猛運動を捲き起さうではないか。我等は、インフレの儲けを資本家が勝手に盆の重役賞與を分けたり株主に配當したりするのに反對だ。汗と血を搾つて儲けさせた勞働者に對して賃銀の値上げをし、退職積立をさせなければならない。聞く所によれば全産聯の資本家連中は「退職手當制度は資本家の思想だから、これを法律で强制せずに大いに普及されたらよい」といふので法案に反對してゐるといふのだが勞働者が要求すればこれ退職手當も實施されるのだ。

我が全國勞働は過日の第二回中央委員會で、退職手當制定要求の自主的運動を全國に捲き起すことを決定、本年の下半期の闘爭として戰ふのだ。

我等の團結の力でインフレの儲けを勞働者の生活のために戰ひ取れ！　退職手當制定要求運動を全勞働者の運動とせよ！

(五)　東北飢饉救援運動

「飢えたる農民に勞働者の手を伸せ」のスローガンのもとに東北凶作地農民救援運動は全日本勞働者の關心を深め、一月早々、東京、名古屋、大阪、京都、神戸、岡山、福岡の各都市の勞働者が蹶起し、從來の主張や行き懸りにこだわらず大同合一して各地に東北飢饉救援無産團體協議會が結成され、それ〳〵活潑な救援活動が行はれた。「映畫の夕」、「講演

會」、「演說會」等「東北飢饉救援の夕」を催し、「一枚の切符で農民數人の活力となる」と大衆的カンパを捲き起し、義捐金を集め東北慰問代表を派遣した。次で第二段階として第五回全體會議を二月四日東京本部に於て開き、「東北飢饉對策」を決定した。次の如し。

（一）今回の東北地方の飢饉が、單なる自然的災害によるものでなく、これに對する抵抗力が經濟的になかつたといふことに最大の原因を有する。したがつてかゝる原因を醸成するに至つた資本主義社會の支配階級がその責任を負ひ、その當面の救濟に必要なる手段を取ることを要求する。

（二）由來わが國の農業は、資本主義社會の下に過小農經營があり零細農業が大部分を占めてゐて、商品生産を餘儀なくせしめられてゐる。わけても主穀農業經營をしてゐる東北地方において此傾向が著しい、自作農は土地抵當の負債に、小作農は高い小作料によつて最後の一物に至るまで搾取せられてゐる、加ふるに農業經營の缺損から生ずるに至るこれまでの負債がある。それ故に東北農民救濟の當面の政策として（イ）小作制度の改善、小作料の引下げ、更に經濟力の更生するまで小作料のモラトリアム、（ロ）一切の農家負債のモラトリアム、わけても勸業銀行、農工銀行、拓殖銀行に對するモラトリアム實施、（ハ）假差押その他、假强制執行の停止。

（三）東北地方においては氣候風土の障害が特に大きいにも拘らず以上の如き缺陷があるため、その受ける打撃も大きく、したがつて商品生産に必要な條件を獲得することが出來ない、しながつてこれに對する方策として次のことが擧げられる。（イ）氣候風土より來る災害防止のための政府による設備、（ロ）農業技術の普及並にそれが實行を奬勵するために農民への補助金の交附、（ハ）肥料その他農村必需品の値下げ。

（四）打續く農業恐慌によつて東北民は資金を枯渇せしめられ、飯米まで殘してゐなかつた上に、今度の飢饉によつて喰ふものさへ失つてしまひ、次年度の農業經營すら不可能にされてゐる。したがつて農業經營の經濟力が甦生するまで（イ）政府所有米を半作以下農民のみならず、飯米を不足せる農民全部に無償配給すること、（ロ）一切の農業資金に對し、その枯渇狀態に應じて一部又は全額を補助することが絶對に必要である。

（五）東北地方は、產業の發達低く農村には過剩人口が充滿してゐる、したがつて此の過剩人口を絶滅するための一手段として未墾の林野を開墾せしめ、更に此の林野を利用せしめなければならない。特に林野の六割を占むる官公有林野を利用開墾せしめる必要がある、そのために（イ）官公有林野の無條件的開放、（ロ）開墾の奬勵及びその資金の交附を必要とする。

（六）農家の負擔を輕減せしむるため戸數割、雜種稅を輕減乃至全免すると共に義務敎育費のごときを國庫負擔とする。尙官公有林の收益を地方に交附する。

（七）更に農村過剩人口を廢絶するために、しかも都會において失業者を生ぜしめないがために、河川改修工事、その他農業生

産力を發展さすべき土木事業を興し、過剰人口を全部吸收し盡すのみならず、最低一圓五十錢以上の賃銀を支拂はねばならぬ。

（八）以上の觀點に立ち、わが東北飢饉救援東京地方無産團體協議會は東北地方の農民を激勵鼓舞すると共に、かくのごとき要求の鬪爭を援助支持するものである。

（九）實行方法に關する件、（イ）代表が以上の主旨を東北農民に配布し徹底せしめること、（ロ）官廳各方面に陳情歷訪すること、（ハ）對策の趣意書を普えんして代表調査の報告とゝもに四頁大のニュース發行。（以上）

第三節　勞働組合各個の運動

以下勞働組合各派各個の運動について記述する。その順序としては、最初に我が合法運動の中堅的大部隊をなす日本勞働組合會議加盟の諸團體（海員協會を除く）を記述する（一）總同盟から（十）に至る十組合がそれである。次に組合會議には加盟せざるも、官業系組合として主要なる（十一）海軍勞働組合聯盟を述べ、（十二）日本交通勞働總聯盟から（十四）東京市從業員組合に至る三團體は、謂ゆる合法左翼の稱あるもの乃至それに近きものであり、（十五）から（十九）に至る諸團體は國家社會主義乃至日本主義の旗幟を掲げてゐる勞働組合である。（二〇）はアナーキズム系自由聯合主義の運動乃至その系統の事件を記述した。なほ以上の順序は、主として記述の便宜に出でたものである。

一　日本勞働總同盟

1　運動の概況

日本勞働總同盟の昭和十年度における活動狀況は、大體において全勞その他の勞働組合と等しく、非常時局の延長と軍需インフレ、輸出インフレの影響による產業界の活況により略々同樣なる問題について活動を傾注したことを特徵とする。軍需品工業を中心とする產業界の活動は臨時工の激增を見、例へば總同盟大阪聯合會大會ではこの臨時工人夫制度を以て「昭和の奴隸制度」なりと宣言し、之が廢止のために全力を擧げた。「退職積立金制度」要求運動、「勞働組合法卽時制定」特に全勞との合同問題は今年度における本同盟の最大事件であつた。

本同盟の組織勢力は依然組合會議加盟團體中第二位を占め、昭和九年十月現在において八十三組合、その組合員數四九、〇九九名であり、その後十一月に日本勞働同盟の一部をその傘下に吸收したゝめ、昭和十一年一月全勞との大合同直前においてその組合員數五〇、五一三名に達してゐる。

臨時工人夫制度廢止、退職積立金制度要求、勞働組合戰線統一、メーデー鬪爭等の諸活動は、各組合共通問題として共通運動の部分に記述した如くである。

爭議行動　本同盟は昭和七年度大會に於て從來の綱領は社會情勢及び組合の實情に卽せざるものとして勞働組合主義に基く穩健なる綱領に改め、組合の爭議に對する方針としては「極力罷業を避け、平和的交涉に依つて解決することに力め、罷業最少化の方針」を執り、一方組合の戰鬪費を減少せしめると共に、他方建設的方針に活用する方針を執つた。次に本同盟の關係せる同盟罷怠業工場閉鎖件數、人員を擧ぐれば、昭和五年七三件七、四九九名、六年一〇九件七、四〇六名、七年八七件七、三八五名、九年六三件三、七四八名、十年（九月現在）三八件二、六九七名である。

〔日本勞働總同盟綱領〕

一、我等は同朋相愛の理想に遵ひ識見の開發、技術の進步、德性の涵養を圖り自己の向上と完成を期す。

一、我等は勞働者の自主的組織と訓練により勞働條件の維持改善並に共同福利の增進を期す。

一、我等は國情に立脚し資本主義の根本的改革を圖り以て健全なる新社會の建設を期す。

2　大會・委員會・その他

關東同盟第十三回年度大會——十月二十日午前十時より午後七時迄、東京市芝區三田四國町總同盟本部に於て開催。出席代議員二〇〇名、理事三六名、執行委員一四名、計二五〇名、午前十時開會を宣したる後、總同盟歌合唱、綱領の朗讀、議長松岡駒吉氏、副議長三木治朗氏、內田藤八氏、〔報告〕昭和十年八月現在加盟組合數二萬五千三百八十五名（九十二名減）、會費收入は二萬一千百二十八圓十七錢（成績良好）、罷業件數十五件、參加人員一、六七〇名、一件平均一一一名、關東消費組合十一、加入員二、四八二名。〔議事〕一、寄宿舍婦人工員結婚に關する解雇反對の件（可決）二、醬油產業統制に關する件（修正可決）、三、農村過剩人口と勞働賃下對策に關する件（可決）、四、工場法改正に關する件、改正要項、（イ）公傷病は工場法に仍て健康保險法より獨立せしむる事外七項（可決）、五、健康保險法改正に關する件、本法の適用範圍を擴大して水上運輸勞働者にも適用すべしとするもの（可決）、六、商店法制定要求に關する件、（イ）閉店時間は午後九時とすること、（ロ）店主は每月一日以上營業を休業し、被使用人に對しては二日以上の休日を與ふること、（ハ）常時三十人以上の使用人を使用する店舖に在りては十六歲未滿の者及女子をして一日に付十時間を超えて就業せしめ得ざること外二項を要綱とする商店法の卽時制定を要請すること（可決）、七、勞働組合法制定要求に關する件（可決）、八、勞働協約法制定要求に關する件（可決）、九、退職手當積立法案實施要求の件、（イ）適用範圍、常時十人以上の從業員を使用する工場鑛山其の他にも適用する事、（ロ）積立金、雇主百分の三、勞働者側百分の二、政府百分の二とする事、（ハ）勞働者の責に歸すべき退職と認める條件として破廉恥罪を犯したる場合と、勞資双方の代表者の合議の結果認めたる場合とすること、（ニ）積立審査會には勞働者の代表として勞働組合を代表する者を參加せしむる事、（ホ）積立金は如何なる場合も工場主に亂費されないやう規定すること、右の要項に基く法案の實施

を期すること〔可決〕、一〇、人夫臨時工名義雇傭廢止の件〔可決〕、〔農村の過剰人口の都市流入と勞働賃銀低下廢止に關する決議〕近年農村の疲弊が深刻となれるに伴ひ、その過剰人口は都市に流入すること甚しく爲に勞働賃銀は無下に低下を見つゝある、その結果は徒らに資本搾取に利用さるゝに至り、茲に勞働者の生活を窮乏化させしめずばやまない狀態である、然してこれは一面農村に仕送る勞働賃銀の減少、農産物購買力の減退を惹起して農民の苦痛を加重する、卽ち農村過剰人口都市流入によつて利するものは資本家のみである、これ我國社會の健全なる發展の爲に等閑視し得ざる重大問題である、依て本大會は政府が速かに左の諸政策を實施して、本問題解決を圖らむことを要望す。一、勞働組合法制定による勞働者の團體協約權の確立、二、最低賃銀法の決定、三、農村振興政策の徹底、四、移民政策の確立、右決議す。〔新役員〕會長松岡駒吉、副會長三木治郎、齋藤健一、主事原虎一、會計會長兼務、執行委員、土井直作、德永正報、池善二、井堀繁雄、熊本虎雄、富田敏藏、岡田助雄、齋藤勇、林圭順、由良多一郎諸氏。

東京聯合會第九回大會——十一月十六日、芝區三田總同盟日本勞働會館に於て開催。出席代議員一八五名、東京鐵工(五五名)、中央合同勞働(四六名)、關東ガラス産業(十二名)、紡績勞働(十二名)、運輸勞働(十七名)、自動車同志(二名)、遞友同志會(四名)、東京塗裝工組合(五名)、東京革工組合(一二名)、執行委員二十名、〔スローガン〕一、組織を倍加せよ、二、軍需インフレ反動に備へよ、三、勞働組合法卽時制定、〔議案〕一、團結權擁護に關する件、二、退職積立金法案實施要求の件、三、勞働法制要求の件〔可決〕、合同問題に對しては新組合名稱に現狀維持論を强調するものあり、本部は根本精神徹底を期することを主張。尙ファッショ打倒を叫ぶ。

東京鐵工組合第十二回大會——十一月三日、芝三田日本勞働會館、出席代議員百六十九名、加盟三十六支部に本年度新設の砂町第七、大森第四、中野の三支部を加ふ。東京鐵工勞働組合は、刻下軍需インフレ下に荏原製作所、日本鋼製建具、昭和製作所の三大資本と抗爭し、參加人員二八六名、爭議日數一四六日の大爭議を指導し何れも有利に解決せしめた歷史を印した。〔議長〕組合長内田藤七氏、〔副議長〕神田正氏、〔議事〕一、勞働組合法制定要求の件、二、勞働協約制定要求の件、三、退職手當積立法案實施要求の件、四、軍需品製作工場に對する監督徹底に關する件、〔以上可決〕、〔新役員〕顧問(前組合長)内田藤七、組合長原虎一、主務兼會計井堀繁雄諸氏。

千葉縣聯合會第八回大會——六月二十日、市川驛前勞働會館。出席代議員二百餘名、〔議長〕市議横山富治氏、〔議事〕一、納稅組合組織の件、二、臨時人夫の本工採用運動の件等、〔可決〕、〔新役員〕會長横山富治、副會長武田吉次、主事根本六郎、書記長筒田正夫、中央執行委員德永正報諸氏。

關東醸造第十二回大會——七月十五日、市川市勞働會館。〔出席者〕組合長小岩井相助氏外本部員六名、神奈川、東京、群馬、

栃木、千葉五府縣の代議員百二十三名、〔議事〕醬油産業統制の件、〔農家の自家用醸造奬勵の反面地方中小醸造家の營業縮小、工場閉鎖による醸造勞働者失業緩和のため業者の統制を大會の名で商工大臣に進言、又地方業者と共同運動開始〕。松岡駒吉氏の挨拶あり。

神奈川鐵工組合第十回大會——七月二十一日、川崎事務所講堂、〔スローガン〕一、全國産業聯合會打倒、二、インフレ反動防備、三、臨時人夫制度絶滅、〔出席代議員〕五十八名、〔議案〕臨時人夫制反對外四議案(可決)、鐵工組合十年史編纂は新役員に一任。〔新役員〕組合長日下德丸、主事兼會計由良多一郎、執行委員關外七名の諸氏。

神奈川聯合會執行委員會——六月十六日、川崎事務所。組合員五千を有し縣下にその組織網の强固を誇つてゐた本聯合會は、中堅幹部神奈川鐵工組合長近藤武男氏が製鐵産業從業員を一丸とする新勞働組合結成運動參加のため支部員二百二十名と共に組合脫退を聲明したゝめ、陣容立直しの重要會議を開催。聯合會主事縣議士井直作氏はその責を帶び主事辭任。最近二年間採用して來た常任委員中心主義を廢し新陣容を備へ、聯合會擴充、臨時工人夫制反對運動へ邁進することに決した。〔新專門部長〕爭議兼人事相談部由良多一郎、敎育部三木治郎、出版部齋藤勇、組織部川畑孝藏、政治部日下德丸、調査部今村敏、事業部鈴木彌作、宣傳部門司亮、婦人部中西安太郎諸氏。

大阪塗裝工組合第九回大會——三月一日、港區九條會館。組合員約百名出席、九年十二月總同盟に加盟したもので組合員九一三名。〔スローガン〕一、逆宣傳に迷ふな、二、塗裝界刷新の大業を目指して、三、一切の活動を積極的に、〔議長〕木村靜雄氏、〔議事〕一、團體協約締結の件、二、標準賃銀値段の制定に關する件、〔新役員〕組合長每川德太郎、副組合長相山健次郎、加藤善之助、會計森金太郎、大高素、顧問金正米吉、秋山彌三次諸氏。

大阪聯合會大會——五月十九日、大阪土佐堀青年會館、〔出席者〕金屬(九九名)、紡績(四四名)、合同(二七者)、遞友(一〇名)、映畫(一一名)、印刷(五名)、電線(一〇名)、現同(二四名)、自動車(三名)、泉州(三名)、石油(三名)、塗工(七名)、〔議長〕西尾末廣氏、〔副議長〕大矢省三、塚本重藏氏、〔スローガン〕一、備へよ！　軍需インフレ破綻、二、勞働組合戰線を統一せよ、三、奴隷制度、臨時工絶對反對、四、産業協力の具體化、〔議事〕報告として組織部は昨年より六百名增加であるが大體現狀維持の狀態と云ふ。團體協約締結工場は昨年より十五工場增加、栗本鐵工所(六百名)、西島製作所(百五十名)、大阪發動機製造所(三百五十名)、大阪電氣製造所(八十名)、淺野伸銅所(五十名)である と報告し、中心論議は勞働組合の戰線統一問題で、これのみに四時間を費し、合同促進協議會加盟代議員の質問に對し西尾會長自ら答辯し、全勞幹部の決意さへあれば何時にても合同の用意ある旨言明。臨時工制度は昭和の奴隷制度なりとし廢止に對し決意を示し、更にファッショ及びその範圍に屬する一切の愛國運動を排

擊することを明かにした。これらにつき宣言發表の件可決。

大阪總同盟執行委員會――十二月十二日、西尾會長以下執行委員十六名出席、合同問題に關し最後的に檢討した。〔議案〕一、アジア勞働會議及組合會議に關する件、二、全國大會の件、三、合同大會の件等。

大阪金屬勞働年次大會――四月三日、大阪九條青年會館。この組合は十五ケ年の鬪爭歷史を有し、九年度は大機爭議に記錄的鬪爭を敢行したるもので組織と鬪爭力に於ては總同盟大阪聯合會の誇るべき存在である。〔スローガン〕一、臨時工、日傭制度反對！二、賃銀値上鬪爭を捲起せ、三、戰線統一と組織擴大化に猛進せよ、四、産業協力の徹底！〔議長〕前田種男氏、〔副議長〕熊本與市、塚本重藏、押谷平七氏。〔議案〕待遇改善、産業協力徹底等重要議案決定。

「全關西映畫演劇同盟」結成大會――一月二十八日、大阪市浪速區大槻會館。全日本映畫演劇從業員組合が九年十二月結成したがそれと分離した總同盟系の松竹興業從業員組合、映畫演劇同盟、吳映畫從業員組合の三組合が合同して全關西映畫演劇同盟を結成した。〔スローガン〕一、進め强力なる全國映畫戰線統一へ！二、トーキー化による犧牲轉化絕對反對！　三、減首減給、勞働強化絕對反對！　〔議長〕森口スーム、〔副議長〕武智勇、伊井三郎氏。〔出席者〕松竹興業從業員組合(大阪五十名、神戸二名)、映畫演劇同盟(大阪百十九名、堺十二名、奈良八名、和歌山二名)、吳映畫從業員組合(二名)、〔議事〕規約制定の件、〔宣言〕兵庫縣下の一邦畫常設館では既に說明者と件奏者を廢し、トーキーに依る經營の合理化を實現したと傳へらる。資本の攻擊は今や單に壓のみの脅威ではなく前年を待機の姿勢に送つた彼らは陣營を整備して映演從業員に對する累年の懸案を一擧に片附けんと意圖してゐる。日活が無聲映畫と袂別を聲明し新興・日活が汎松竹トーキー製作の協力を議定したと報導さるは明らかにこの現れで愈々今春以後を以て完全に吾等を壓倒すべく目論んでゐる。吾等は當面の問題として映演從業員に課せられた此の大量馘首に備へ豫めこれが防衛工作に間然するところなきを期し先づ全關西に於ける其の最大の組織勢力である總同盟に屬する三團體の合同を實現し牢固たる決意の許に資本の挑戰に應じ實力を以て最終的鬪爭の門出に立たんとするものである。右宣言す、〔新役員〕委員森口スーム、書記長伊井三郎、會計村尾重雄、顧問金正米吉、執行委員、南正行外十六名。

大阪合同勞働年次大會――四月二日、大阪市中之島公會堂。〔議長〕金正米吉氏、〔組合狀勢〕同盟大阪塗裝二組合、遞友同志會支部、支部二十二ケ所、組合員千二百五十名、〔議事〕一、鮮人勞働者差別賃銀反對、居住權確立、鮮人渡航の自由に關する件、二、メーデー總動員に關する件、ファッショ排擊、インフレの破綻に對しメーデーを通じて團結する、實行方法としてメーデーの意義を徹底させるべく集會を持つこと(可決)。〔新役員〕組合長金正米吉、主事村尾重雄、部長――政治(八木)、爭議(石田)、宣傳(矢田)、團體協約(吉田)、婦人(溝畑)、共濟(水田)、法律(笹

田)、事業(小林)、教育出版(田中)、青年前衞(高橋)、調査記錄(横田)、會計監査(迫田)。

大阪市現業員同盟第二回大會——五月十四日、浪速區大槻會館。出席代議員八十一名、〔スローガン〕一、ダラ幹を蹴つて大會を守れ、二、市從戰線を統一しろ、三、全市從業員の待遇を統一しろ、五、市從業員に通勤パスを支給しろ、六、八時間勞働制の實施、〔綱領〕一、我等は團結の威力に依り、合法的戰術を以つて勞働條件の維持改善を期す、二、我等は政治運動は組合第一主義の下に漫進せんことを期す、三、我等は共通の利害を有し等しき立場に置かれたる全大阪市現業員の組合戰線に努力を傾注し、以つて鬪爭力の强化擴大を期す、〔議長〕藤原兼治氏、〔議案〕夏期手當九日分要求の件、初任給の增額に關する件、待遇改善要求嘆願書の件。〔新議員〕委員長大矢省三、主事中村信治、會計永原善次諸氏。

關西紡織産業勞働組合大會——三月二十四日、中之島公會堂。〔スローガン〕組合員增加の爲に全努力を集中せよ、賃銀値上運動を活潑に捲き起せ。〔司會〕西尾末廣氏、〔議長〕種田徹摩氏、〔副議長〕岡島泰二郎氏、〔議事〕一、メーデー總動員に關する件、二、紡績工場に於ける工場法違反摘發に關する件、三、賃銀値上運動に關する件、四、京モス爭議應援に關する件、五、婦人勞働者に男工手と同樣の仕事をさす場合には同額の賃銀を支拂へと云ふ運動を起す件、六、工業組合對策に關する件、(實行方法は新役員に一任)、〔新役員〕組合長西尾末廣、主事山口正義、財政長田孝三、政治國島泰二郎、爭議種田徹摩諸氏。

京都友禪組合第一回總會——總同盟京都友禪職工組合は九年四月結成されたが十年五月十日、京都市中央市場前共樂館に於て第一回總會を開催。〔スローガン〕一、工業組合强固促進運動を捲き起せ、徒弟養成一時中止すべし、二、健康保險未加入者には卽時加入せよ、三、工場法違反を訾等の手で摘發せよ、四、請取加工賃銀を我等の賃銀を基本とせよ、五、友禪工は京都友禪職工組合に加盟せよ。〔議案〕一、健康保險未加入者卽時加入要求に關する件、二、工場法違反摘發に關する件等。(可決)。〔新役員〕組合長西尾末廣氏、主事肥部岩藏氏。

京都聯合會第八大會——十月二十日、京都坊城四條上ル坊城館。〔スローガン〕一、軍需インフレ反動に備へよ、一、勞働組合法を制定せよ、一、總同盟京聯大會萬歲。〔議長〕西尾末廣氏、〔參加人員〕合同勞働(五〇)、金屬(一五)、運輸(七)、友禪(四〇)、檀工(一四)、工友(一四)、工眞(一六)、〔議案〕一、臨時工問題、二、全勞との合同問題。

日本石炭鑛夫組合第五回大會——十月二十日、福岡縣飯塚市驛南通り筑豐勞働會館に於て開催。代議員七十氏、〔議長〕宮崎太郎氏、〔副議長〕吉田繁太氏、〔書記〕村本福利氏、〔議事〕一、炭坑勞働係の坑夫に對する暴力行爲防止に關する件、二、勞働法規並に鑛業法規嚴守に關する請願運動の件、三、組合員一千人突破運動の件、四、筑豐勞働會館法人化に關する件、(可決)。〔新役員〕組合長伊藤卯四郎氏、主事宮崎太郎氏、會計笹岡正實氏、同

監査許斐親三郎氏。

二　全國勞働組合同盟

1　運動の概況

全國勞働は日本勞働組合會議加盟派内にあつて、總同盟に劣らぬ組織勢力を有し、中でも左翼的色彩に富む組合である。昭和五年六月日本勞働組合同盟、勞働組合全國同盟、北海道勞働總同盟によつて結成され、九年には反組合會議の立場をとつてゐた關西勞働總聯盟と、國家社會主義を標榜してゐた日本勞働同盟の一部とを併合して、その組織構成を擴張した。本同盟の主流を爲してゐる組合運動における中間派的濕健化、着實化は、結成以來一貫して辿つて來た足跡であると云へよう。

本同盟の關心事は總同盟との「合同問題」を中心とする「統一戰線問題」であり、「勞働組合法制定」、「臨時工人夫制度廢止」、「退職積立金制度」、「メーデー鬪爭」、「東北飢饉救援」等の諸問題への活動であつた。これらは、關東關西聯合會をはじめ各組合大會におけるスローガンに於て明示されたところの共通問題であつた。

組織活動としては前年十一月舊日本勞働同盟東京聯合會の合同によつてその産業別整理が急速に行はれ、これを契機として各組合は一齊に活潑な組織宣傳鬪爭を行つた。東京聯合會における「組織宣傳鬪爭特別委員會」設置や「組織宣傳鬪爭三ヶ月プラン」の編成の如きはその表はれである。昭和九年八月現在において六聯合會、四五組合、四五、〇〇八名の組合勢力は十一年一月總同盟との大合同直前においてその組合人員數四四、四一四名である。

爭議においては、本同盟は創立當初から爭議激發主義を持してゐたが昭和八年以來その運動方針を稍々緩和し、組合の主力を漸次共濟機關の設置に注ぐことゝなり、本部においては所屬聯合會、組合と協力の下に共濟機關の新設と擴大・充實に努力して來た。東聯常任共濟會の設立、各支部に於ける共濟部の設立、共濟規約の實施などは相當見るべきものがあつた。其の結果關與爭議は大體において著しい減少を示してゐる。卽ち昭和五年一七五件一五、〇〇四名、六年二三九件一三、八六二名、七年一五六件六、九七六名、八年七二件三、四七六名、九年四四件三、五七四名、十年(九月)三五件四、五〇四名である。

2　大會・委員會・その他

本部中央委員會——一月二十三日本部に於て第二回中央委員會を召集。〔出席者〕河野、菊川、永江、高橋、鈴木、渡邊、井上、天滿、白鳥、茅野、綿引、〔議長〕河野、〔議事〕機關紙記布の件、二、東北凶作農民救護運動に關する件、三、菊川、鈴木兩君の組合會議役員辭任に關する件、四、議會對策に關する件、五、

組織宣傳闘爭に關する件。

組織擴大闘爭――労働組合運動はその組織活動が極めて自然發生的であり、積極的な組織活動が實際的に行はれてゐなかつた一般的現象に鑑み、全労では一月二十三日第二回中央委員會の決定に基き、二、三、四の三ケ月を「組織宣傳期間」と定め組織の強化擴大擴充に全力を傾注するやう各參加組合に指令した。

〔指令〕　我が國労働運動は昭和六年の反動襲來以來、守勢の狀態に置かれて來た、反動權力と結合した資本家陣營の攻勢に如何にして堪へ切るかに全精力を發してきたのであるが、我々は非常時の重壓下に反動勢力に抗して組織を防衛とするだけではなしに、この重壓をはねのけて、陣營を強化し廣く労働者大衆の要求を統一して守勢を攻勢に轉換しなければならないのだ（中略）、組織宣傳活動は其の主力を次の三つに集中しなければならぬ、第一は組織内の引締め、强化のための闘爭である。（中略）、第二は地方的組合、會社組合に對する働きかけである。（中略）、第三は未組織大衆への働きかけである。（後略）。

〔組織宣傳闘爭の具體的方針指令〕――全労本部にては三月一日左の指令を發して本年度闘爭期間を戰ひ抜くべく方針を指示した。第一期闘爭（二月二十五日より三月五日までの間に組合傳單の貼布――配布濟）、第二期闘爭（三月五日より四月五日までの間に、メーデー・ポスターの貼布）、第三期闘爭（四月中旬よりメーデー直前まで労働組合會議、メーデー協議會ポスター、全労本部ビラの貼布撒布）等。

東京聯合會第一回執行委員會――二月十九日、神田東福町本部事務所にて開催、重要なる決定は東京聯合會合規約の改正、地區聯絡協議會規約の採擇、地區聯絡協議會の要綱の決定等。地區聯絡協議會は所屬組合及び部門の緊密なる相互聯絡をはかり、同盟方針の徹底を期し、延いて組織擴大强化の實を擧げんがためのものである。

東京自由労働執行委員會（**第六回**）――四月十七日、深川區三好町本部事務所、〔出席者〕横山氏等十三名、〔議長〕淺沼氏、〔議事〕全労・東聯關係各爭議應援に關する件、二、メーデーに關する件、〔メーデー動員に關する指令〕第十六回メーデーも後旬日に迫りました。本年メーデーが全労の努力にも拘らず二つに分れる事は非常に遺憾の極みであるが我東京地方自由労働者組合は飽くまでも統一メーデーの精神で出來る限りの動員をなすことに決定し、別紙執行委員會の決定通り各支部に於て直ちに行動に移されんことを指令いたしました。（後略）

東京自由労働執行委員會（**第七回**）――四月二十八日、本所事務所、〔出席者〕大久保氏等十四名、〔議長〕淺沼稻次郎氏〔議事〕メーデー闘爭に關する件、二、常任釋放及救援に關する件、三、東京印刷爭議に關する件、四、國債利子二ケ年支拂停止運動支持に關する件。

東京自由労働執行委員會（第八回）――五月七日、自由本部事務所、〔出席者〕横山氏等十四名、〔議長〕淺沼氏、〔議事〕組合日常闘爭に關する件、二、梅雨失業反對闘爭の件、三、組織擴大

闘争の件、四、新議事堂爭議に關する件、五、團結權擁護に關する件。

戰線統一委員會――七月四、五の兩日全國勞働組合同盟では神田區東福田町の全勞本部に第三回中央委員會を開催。河野委員長、菊川主事、鈴木關西事務局長出席。全勞五周年記念事業、西日本水害對策、安部・高野・鈴木三氏提唱の總同盟・全勞の合同問題等を協議。次の決議文の發表と共に「戰線統一委員會」を設置し、河野密、菊川忠雄、鈴木悦次郎、山口常次郎、高橋渉、井上良二、永江一夫氏を委員に推し總同盟との折衝並にこの合同を樞軸とする勞働組合の戰線統一運動に邁進することになつた。

〔決議〕

勞働組合戰線統一は今日に於ては勞働階級全體の切實なる要望であり且つその氣運が進展しつゝあるを見る。かゝる折柄過般安部磯雄、高野岩三郎、鈴木文治の三氏が我全國勞働並に總同盟に對し戰線統一に關して勸説されたことは誠に時宜に適したものであり我等はこゝに感謝と敬意と共に應諾の意を表する。（後略）

〔戰線統一問題に對する態度〕――七月四日全勞第三回中央委員會は戰線統一の態度と基準を次の如く決定した。

（一）統一に對する態度、（イ）、全勞及び總同盟を樞軸とする戰線統一に對しては積極的に邁進しその完成を期すること、（ロ）、日本勞働組合會議・社會大衆黨の線に沿ひつゝ統一を可能なる限り廣範圍に亘り完成すること、（ハ）、新統一組合は關與組合の何れの行懸かりにも拘泥することなく最近の諸狀態に照して適切有効なる運動方針を確立宣揚すること。

（二）統一に關する基準、（イ）、綱領・政策・運動方針等は各組合のその貫徹を期すること、（ロ）、新統一組合をして名實共に日本勞働運動の樞軸たらしむべく可及的速かに產業別整理を實行すること、（ハ）、新統一組合は積極的に政治運動の展開を計り、且つ社會大衆黨の强化に努めること、（ホ）、新統一組合は組合行政に關し民主的統制方針の徹底を計ること。

（三）戰線統一委員會の設置、本中央委員會より左記戰線統一委員會を任命し、總同盟との協議並に戰線統一に必要な活動を委任す、河野密、菊川忠雄、鈴木悦次郎、山口常次郎、高橋渉、井上良二、永江一夫。

全勞關東木材產業擴大委員會――十月十九日、組合本部にて擴大執行委員會開催、〔議長〕淺沼稻次郎氏、〔議案〕一、勞働組合戰線統一に關する件、二、臨時工、人夫制度反對鬪爭に關する件、三、退職積立金制定に關する件、四、製材敎會登錄手帖反對鬪爭に關する件、五、請負單價統一に關する件、六、家具委員會組織擴大に關する件、七、宣言發表。（略）

明治製菓從業員組合結成大會――九月十三日、土木建築勞働組合川崎支部にて開催、〔出席者〕全國勞働神奈川縣出張所、石河京市氏外五名、從業員職場代表七十一名、〔綱領〕一、我等は團結の威力を以て勞働條件の向上を圖り進んで勞働階級の解放を期す、二、我等は强固なる戰術を以て資本家階級の搾取と壓制に對し徹

底的に闘争せんことを期す、三、我等は階級的立場に立ち無產階級的政治勢力の擴大を期す、〔主張拔萃〕一、資本家的產業合理化絕對反對、二、失業救濟施設の卽時實施、三、賃銀値下げ並に解雇絕對反對、四、官僚的雇傭契約並に就業規則の改廢、五、中間搾取制の撤廢、六、臨時雇傭制の撤廢、七、二重賃銀制の撤廢、八、同一勞働に對する同一賃銀、九、婦人並に幼年勞働者の寄宿制度の改廢、一〇、最低賃銀制の設定、一一、八時間勞働及び一週四十八時間制の實施、但し鑛山勞働は坑口交替六時間制及び一週三十六時間制とす、一二、無產階級運動暴壓令の撤廢、一三、團結權罷業權團體交涉權の獲得、一四、勞働立法の改正並に制定、一五、勞働者の政黨加入の自由並に選擧權行使便の絕對自由獲得、一六、メーデーに全國的休業。〔宣言〕(略)、〔新役員〕組合長石河京市、主事濱田哲、會計小川京市、執行委員三木清一、山本勝、今木榮吉、小川明正、岩崎勝次、大村春、櫻井金治、中山安太郎、野田一の諸氏、顧問菊川忠雄、藤田現氏。

關西常任委員會——十月七日。總同盟との合同問題に關する全關西地方の態度を事實上決定するものとして重大な會議であり、各方面の注目を惹いた。〔出席者〕山口、鈴木、燈田、野田、山野、椿、北原、阪尾、大森、澤田、森田、東、鶴、齋藤、〔議長〕山口、〔書記〕鶴、〔議案〕一、名稱に關する件、二、役員に關する件、三、綱領に關する件、四、組織に關する件、五、合同方針(合同後に於ける方針)に關する件等。〔決定事項〕名稱は新同盟體を强く表現し而も何れの團體にも偏せざるもの、役員は合同委員の善處に待つ、綱領及び合同方針は全勞の方針を提示すること。

擴大中央委員會——十二月八日、全國勞働組合同盟では、大阪聯合會勞働會館開館式を擧げた翌九日、同會館で擴大中央委員會を開催した。〔出席者〕委員長河野密、主事菊川忠雄、鈴木悅次郎氏の外、茅野眞好、白鳥廣近(東京聯合會)、山口常次郎(大阪)、辻井民之助、林清(京都一般)、村井一夫(廣島統一)、山本繁喜(大阪電從)、橋詰不二男(關東華技)、桑島南海土(大阪化學一般)、松坂榮次郎、山本清一(和歌山統一)、太田米治(京都一般)、富谷幸一(京郡織物工)、森坂一二(京都飮食產業)、村井三次郎(京都一般)、福島玄(阪神地方)、田中治英(關東木材產業)、河野高(大阪金屬)、和久保雄、神田喜太郎(神戸聯合會)、矢野武雄(大阪運輸交通)、松井政吉(東京聯合會運輸)、內田定五郎(全國映演從業員組合)、上辰次郎(京聯)、婦土鶴水(京都織物工)、高橋涉(東京聯合)、中川光太郎(神聯)、成田文治(大阪金屬)、大西凛平(泉州勞働)、大森種一(大阪)、田中章(大阪運輸)、澤田高昭(大阪化學一般)、元横佐太郎(滋賀)、後藤貞治(調査部)、東久太郎(日方紡織)。菊川忠雄氏の勞働組合戰線統一に關する件の詳細なる報告あり。〔議事〕臨時大會及び合同大會に關する件。

全勞東京府聯年度大會——十一月三日芝浦會館に於て開催。本大會は過般の總同盟關東同盟の大會と並んで全勞・總同盟兩組合の合同問題の進捗しつゝある折柄とて非常な重要性を持つものとして注目された。〔議長〕高橋涉、〔副議長〕白鳥廣近、茅野眞好、關權藏、〔參加代表〕關東金屬(一〇)、關東一般化學(三七)、日

本運輸(四〇)、東京自由(一〇)、青バス現業員會(二一)、關東革技工(一五)、關東出版(一〇)、日本紡織(二二)、全國映畫(一一)、關東木産(一〇)以上一八八名。〔議事〕一、勞働立法闘爭に關する件、二、商店法即時制定實施に關する件、三、職線統一促進に關する件(宣言發表)、〔新役員〕會長高橋渉、主事渡邊惣藏、會計天滿芳太郎、執行委員十名、合同問題についての大會の一般的空氣は、全的合同論(全評等をも含めて)の擡頭であつた。

全勞關東鑛金結成大會——九月十五日、東京本所區花鳥倶樂部に開催。〔可決議案〕一、團體協約締結運動に關する件、二、工場法・健康保險法即時實施要求、三、徒弟工の制限、熟練工使用、四、職業病豫防施設及衞生設備完備、五、加工料の全體的統一並賃銀値上要求、等。

全勞東京自由勞働者組合第七回大會——十一月十六日深川區深川大富小學校講堂に開催。〔出席代議員〕二〇〇名、〔議長〕淺沼稻次郎氏、〔副議長〕横山藏、神戸九一氏、〔可決議案〕一、賃銀値上闘爭に關する件、一、東京市勞務者救濟會に關する件、三、失業保險並の即時制定要求の件、四、對政府對府市闘爭に關する件、五、東京府土木事業に關する件、六、東京市現場員中横暴吏員排撃に關する件、七、日曜祭日に金券支拂に關する件、〔新役員〕會長淺沼稻次郎氏、書記長岡村良治氏、執行委員大久保學氏、外廿餘名。

東京地方製糖工勞働擴大執行委員會——東京地方製糖工勞働組合は九年十一月結成大會を開いて後、山口製糖の解散、秋山支部の衰微等によつて一時退潮を示したが幹部組合員の獻身的努力により浦田、木村、共和其他の工場に新組合を組織し、更に秋山製糖の復活によつて盛大な擴大委員有を開催した。〔時日〕十一月二十一日夜、白河町方面事務所、〔參會者〕五十四名、〔議事〕共濟會規約可決、〔新役員〕執行委員長淺沼稻次郎、書記長鈴木亥三郎、會計染谷金馬、執行委員、須佐勇吉氏外十六名、顧問森橋文治、細田綱吉諸氏。

江東支部聯合會結成(東京自由勞働七支部)——十二月二十日、組合本部にて開催。江東四紹介所に基礎を置く東京自由の七支部は本部の方針に基き地區支部聯合會を組織すべく八月第一回準備會以來數回の各支部代表者會議を開催し諸般の準備をすゝめた結果、その結成式を擧げた。深川支部、濱園支部、神田支部、京橋支部、洲崎支部、吳服橋支部、石工支部、以上七支部。〔議長〕横山氏、〔議事〕一、規約審議の件、二、共同闘爭に關する件、三、社大黨深川支部支持に關する件、來年度豫算獲得闘爭に關する件(登錄協議會決定の署名運動並に基金募集を勢力的に戰ひ抜くこと)、五、ニュース發行に關する件、〔役員〕議長神戸九一、書記長横山藏二、協議員中島時次、大瀧主吉、委龍錫、小林重男、設樂重太郎、袴田文太郎、朴春根、池田金一、星野千代松、田中辰巳、高橋開藏、諸氏。

全勞大阪聯合會會館建設協議會——四月十三日、大阪勞働學校に開催、勞働會館建設支部代表者懇談會、〔出席者〕四十名の代表者、金屬(十三名)、化學(七名)、紡織(五名)、電從(五名)、運

輸（七名）、全映（四名）、〔議長〕山口聯合會長、鈴木氏報告――「會館建設は故山内鐵吉氏が發起で計劃され今日に及んだものであるが、日常闘爭の頻發に阻害され、最近に至つて野田阪神の日本製藥の隣接地で百五十坪の地を探し坪百三十圓位で入手するために努力し山口、鈴木、井上の三氏が目下交渉中である」云云。

全勞大阪聯合會委員會――五月二十五日、組合事務所、出席委員十七名、〔協議事項〕一、大阪左官組合加盟承認、二、會館建設費未納の支部は至急納入の件、三、聯合大會は八月四日開催、四、合同問題に關しては可能なる範圍において最も廣汎なる合同のため努力すること等。

全勞關西事務局會議――六月三十日、大阪勞働學校に開催。〔出席者〕鈴木關西事務局長、中央委員井上良二、大森種市、永江一夫、組合代表、盛田（大阪金屬）、桑島（大阪化學）、田井（大阪運輸）、鹿獄（大岡都從）、山本（電從）、東（紡績）、鶴（全映）加戸（大阪左官）、大西（泉州勞働）、中川（神戸聯合）、福島（廣島統一）、山口（全敦賀）、元橋（滋賀金屬）、藤田（愛媛一般勞働）、〔議長〕鈴木悅次郎氏、〔議案〕一、臨時雇制度撤廢闘爭に關する件、二、退職金積立制法案に關する件、三、勞働組合戰線統一に關する件。

全勞大阪府聯合會年度大會――八月四日大阪市北區天神橋六丁目大阪北市民館に開催、〔代議員〕一八八名、〔議長〕山口常太郎、〔副議長〕鈴木悅次郎、井上良二、平岡雄四郎。本大會は港南に於ける總同盟・全勞の合同問題より端を發して以後兩者の全的合同問題として日程に上つてゐる經緯についての本部報告に對する質問、戰線統一具體化の議案等で重大視された。〔議案〕一、勞働組合戰線統一具體化に關する件、（イ、全勞總同盟を樞軸とする統一に對しては積極的に邁進しその完成を期すること、ロ、日本勞働組合會議、社會大衆黨の線に沿ひつゝ可能なる限り廣範圍の合同完成、ハ、新統一組合の何れの行懸りにも拘泥することなく、最近の情勢に照し適切有効なる運動方針を確立宣揚すること、）二、臨時雇、人夫名義雇廢止運動に關する件、（イ、臨時雇制を廢止し、試驗期間の試雇工と雖も七日間を越えざること、ロ、如何なる雇傭形式の場合と雖も工場法、健康保險法を適用し其他の差別待遇を禁ずること、ハ、右（イ）、（ロ）を工場法に挿入し工場法違反及び脫法行爲に體刑を課すること、）三、退職金積立制法案に關する件、四、勞働會館建設に關する件、五、失業保險制定法に關する件、〔新役員〕會長山口常太郎、主事鈴木悅次郎、專門部長財政桑島南海士、爭議大森種市、宣傳河野勇、組織山本繁喜、記錄矢野武雄、調査鹿嶽鐵也、政治山口昌一、教育井上良二、出版鶴五三、法律國安進、青年北原四郎、婦人東久太郎、辯論東久太郎、椿繁夫、事業田井章、執行委員、成田文治（金屬）、寅西萬次郎（化學）、酒井市太郎（運輸）、飯田宗次郎（徒從）、佐々木喜慶（紡織）、藤原寅吉（泉州）、森二郎（全映）、秋元重祐（左官）。

全勞金屬大阪勞働組合十年度大會――六月十六日、大阪天六北市民館。この大會は全勞の具體的方針の明示あるべきを期待して

總同盟・全評・大阪市電從業員組合等から多くの傍聽者があつたが、會議は豫想を裏切つて比較的活氣を缺いた。〔大會スローガン〕一、臨時雇制度を撤廢しろ、二、勞農結合の强化！　三、勞働組合法を即時制定しろ、四、七時間勞働・高賃銀制の確立へ！　五、組合戰線の統一具體化へ！〔議長〕山口常次郎、〔副議長〕鈴木悅次郎、河野勇、一般情勢報告における本組合の活動についてみるに、勞働組合戰線統一に關する件、產業勞働統制法制定に關する件、爭議方針・組織方針に關する件、協同組合運動に關する件、反動勢力紛碎に關する件、失業反對に關する件、メーデー鬪爭に關する件等がその主要鬪爭であつた。

全勞大阪都市從業員組合第四回大會——六月二十五日、大阪中之島中央公會堂中集會場に於て開催。〔スローガン〕一、退職給與金の增額、二、組合戰線の統一、三、各部待遇の改善統一、四、賦首・勞働强化反對、五、勞働組合法の獲得等。〔議長〕田萬清臣、〔副議長〕飯田宗二郎、〔議事〕一、統一規定に關する件、二、賦首、勞働强化反對の件、三、臨時雇制反對の件、四、共濟組合改善に關する件、五、從業員組合統一に關する件等。〔新役員〕組合長田萬清臣、主事大場米太郎、會計山下銀助諸氏。

全勞大阪化學一般產業勞働組合年度大會——十二月十四日、勞働會館集會場にて開催。〔スローガン〕一、政治的・經濟的危機を組織の力で押し切れ、二、臨時工人夫名義を卽時本雇にしろ、三　全勞働組合の統一に進め、四、全勞化學一般大會萬歲。（故山内鐵吉氏の肖像を揭ぐ）。代議員四十九名、本部員六名、傍聽者として友誼團體代表二、三十名。〔議長〕鈴木悅次郎、〔副議長〕手代木元四郎、西尾重治、〔議案〕一、臨時雇人夫名義雇廢止要求の件、（理由——資本家階級が臨時雇、人夫名義を採用する理由は、一、本雇より低賃銀を支給し勞働强化をなし得ること、二、事業の繁閑に應じ無手當にて大量に解雇し得、三、これによつて本雇の待遇を低下し得るからである。全國三十萬人の臨時雇はかゝる惡條件の下にあり、來るべき軍需インフレの破綻には恐るべき悲慘を生む情勢にある。これは單に臨時工の諸君のみでなく、引いては本雇の上にも及んで來てゐるのである。今日官吏に終身の恩給があり、名譽職たる市長、議員に至るまで慰勞金の名目によつて、實質的には巨額の退職手當が出されてゐる。まして日々の收入によつて生活する勞働者階級の失職に際しては、退職手當、解雇手當を支給すべきは當然すぎたることであつて、吾等は組織の偉力をもつて勞働條件の引下げと失業の悲慘事を生む該制度の廢止を徹底的に鬪ひ取らなくてはならぬ。）二、反動諸勢力紛碎に關する件、（理由——滿洲事變以來口に愛國を唱へ、其の實は資本家階級の擁護機關として勞働者階級の勢力を防害せんとする反動團體及び資本家の寄生蟲たる團體が續出した。吾等は彼等の本質が何物たるかは幾多の爭議に於て、彼等反動團體と一戰を交へ來つたことによつて明かにし得る。一方最近日本主義を唱ふる勞働組合がある。然し彼等の云ふ日本主義の本質は彼等の言ふが如く勞資一體である。勞働者に非常時を名として賃銀値上の

要求を妨壓し、一切を擧げて資本家の犧牲としつゝあるのが彼等の本質である。吾等は斯る勞働者階級の憎むべき敵を葬り、勞働者解放の大道を開拓しなくてはならぬ。）三、專門部充實に關する件、〔新役員〕組合長鈴木悅次郎、主事大森種市、各部長、財政桑島、爭議澤田、組織西尾、宣傳森田、敎育桑島、出版黑田、辯論朝倉、法律廣戸、婦人市岡、事業和田、靑年鹽見の諸氏。

全勞大阪電從第五回大會——十月二十六日、大阪市大槪記念館、出席代議員、約二百名、〔議長〕山口常次郎、〔議案〕一、夏季待遇改善鬪爭に關する件、二、勞働組合戰線統一に關する件、三、新採用規定卽時改廢に關する件、四、待遇改善に關する件、五、連絡統制に關する件、等重要問題審議。〔新役員〕組合長山口常次郎、主事平岡雄四郎、各部長、財政好美、組織川幡、敎育三住、政治南方、調査井上、爭議柳川、法律神林、共濟木村、靑年土手、辯論村上、常任書記山本の諸氏。

全勞京都聯合會澤本派京聯大會——七月十五日、京極永樂亭。全國勞働京都聯合會の內紛は、辻井、幾山對澤本、婦士兩派の對立として九月の府縣會選擧を繞り激化し、辻井派は澤本派を除名して大會を開催し、澤本派は辻井派を除名し更生と銘打つて同じく大會を開催した。全勞本部に於ては、關西事務局に對し目下戰線統一に全力を擧げて活動しつゝある秋、かゝる內紛は絕對不可なりとして和解を慫慂し、同時に實狀調査をすゝめた。澤本派更生大會は次の如し。〔田席組合〕一般勞働（田中義男外二十八名）、纖維（知念喜英外三名）以上五十八名、〔議長〕田中義男、〔副議長〕婦士鶴治、上辰次郎、〔議案〕一、戰線統一に關する件、二、賃下げ、解雇反對鬪爭に關する件、四、工場法改正運動に關する件、三、臨時工及人夫制度撤廢鬪爭に關する件、四、工場法改正運動に關する件等。

全勞神戶聯合會本年度大會——十二月八日、神戶市下山手靑年會館樓上において開催。神戶聯合會の現組合員は約三千五百名、〔代議員〕造船五〇名、市從同盟一〇一名、小林ゴム二〇名、自由勞働一四名、上榮組四三名、建築勞働五名、KOサドル六名、每夕支部七名、秋田製紙五名、報國ゴム二四名、共立ゴム一五名、ダンロップゴム六三名、ダンロップES共進會一四名、合計三六七名、その他傍聽者八九〇名。〔議案〕（一）退職金積立法案對策に關する件、（二）戰線統一決議案、〔決議案〕（一、日本勞働組合會議及社會大衆黨の擴大强化の爲め可能範圍の合同促進、二、諸情勢に適應せる新なる運動の再編成、三、地方的合同の可及的速に達成を期すること、四、其他合同委員に一任、）（三）臨時雇人夫名義撤廢運動の件、（我等は臨時雇、人夫名義雇制度撤廢のため、左の如く實施を要求するものである。一、臨時雇、人夫名義雇、期限付職工其の他いかなる形式による雇傭契約と雖も工場法、健康保健法並に解退職手當、福利施設其他差別待遇を撤廢すること、二、職工採用に當つて試驗上必要なる試驗期間は原則として一週間以內たること、三、前記二項は之を法制化し脫法行爲を敢てなす事業主に對しては嚴罰主義をとること、（理由略）〔新役員〕委員長永江一夫、會計中川光太郎、主事和久保夫、各部長、爭議池

谷正一、婦人井上宇一郎、政治中ノ瀬幸吉、教育田阪油谷一三、組織神田喜太郎、青年衣笠一三の諸氏。

神戸自動車従業員組合結成大會——十二月二十日、下山手基督教青年會館に於て。十二月關西地方で行はれたガソリン爭議の影響は自動車從業員の自主的組織の必要を痛感せしむるに至り、全勞神戸聯合會々長永江一夫氏を議長に推し、神戸自動車從業員組合の創立結成大會を擧行した。副議長銅金政一、山本惠資兩氏、大會書記中村年雄、衣笠一夫、池谷正三氏。〔參加支部代表〕灘一七名、葺合一五名、三宮三八名、相生橋二五名、菊水橋一三名、湊川三四名、兵庫一二名、林田三六名、須磨一五名、出席代議員計二〇五名、委任狀提出者二二七名、合計四三二名を確認し創立大會は成立した。〔新役員〕組合長永江一夫、副組合長籠重愛正、主事中ノ瀬幸吉、會計神吉菊治、中西省三、會計監査道上品男、川浪義男、常任書記衣笠一夫、理事中平信惠他十二名、幹事正木秀雄外五十四名。

三　都市從業員組合全國協議會

昭和九年十月東京市從業員組合の提唱による「都市從業員組合全國協議會」の結成大會は二月十七日大阪市大規記念會館で開催された。參加團體は東京市電從業員組合（單獨、組合數約二千名）、大阪都市從業員組合（全勞系、組合員數一千五百名）、神戸市從業員組合（全勞系、組合員數九百名）で各團體代表評議員九名に傍聽者約百名參集、協議會結成途上に於て官業勞働總同盟系の大阪市從業員組合（約二千名）は不參加に決定した、尙ほ大阪市現業員同盟（總同盟系、組合員數約一千名）、大阪市現業員自治會（單獨、組合員數約八百名）も參加しなかつた。〔議長〕田萬清臣（大阪）、〔副議長〕橋本富喜良（東京）、永江一夫（神戸）、〔議案〕一、規約決定の件、二、役員決定の件、〔役員〕議長橋本富喜良、副議長國安進、顧問田萬清臣、永江一夫、川村保太郎、評議員小野小造、石川清、谷口伊次郎、庄川勇藏、栗本增次郎、中井義一、大場米太郎、飯田宗太郎、林繁貳、常任書記鹿嶽鐵也、井上宇一郎、谷口伊次郎。

〔宣　言〕

資本主義經濟の行詰りは必然に都市自治體の財政破綻となつて現れた。當局はこの救ふべからざる赤字を救はんとして今や全國の都市下級從業員の犧牲による赤字克服政策をもつてしつゝある。巨大なる金融資本の露骨なる搾取市場化した「六大都市協議會」を引例するまでもなく都市理事者の共同戰線はけだし當然であらう。資本のかゝる攻勢の前に全國の都市從業員は各都市に分散して部分的抗爭を行ふに過ぎず何等强力なる防碍を有しなかつた。巧妙なる市當局者の分裂政策に依る攻勢の前に危機に迫りつゝある時に當り東京、神戸、大阪の三團體は斷乎彼等の魔手をはねのけて都市從業員の緊き團結を鬪ひとするに至つた。

吾等の都市從業員組合全國協議會こそは都市從業員組合運動における歷史的意義を持つものである、だが吾々の事業は尙その緒

に就いたばかりである。全國都市從業員のオール組織化とその單一化を目標として日本に於ける都市從業員組合運動の正しい指導部たらんことを期す。右宣言す。

都市從業員組合全國協議會戰線統一

十一月十七日三大都市從業員各組合代表者は、大阪市此花區吉野町大阪勞働學校に參集し、「都市從業員全國協議會」を結成し、戰線統一に關し聲明書を發表した。〔參加組合〕東京市從業員組合、大阪電氣從業員組合、大阪都市從業員組合、大阪市從業員組合、神戸市從業員組合、これに交通關係組合たる東京交通勞働組合、大阪市電從業員自助會、大阪市電從業員組合、神戸市電從業員組合も贊同加盟し組織が擴大された。

〔聲明書〕

我都市從業員組合全國協議會は最近に於ける都市財政の行詰りは金融資本の傀儡たる市理事者の責任たることを斷じ强固なる從業員の全國的統一戰線と都市無產大衆との共同利害の下に都市財政の根本的改善從業員の福利增進を期すと同時に勞働階級必至の要望として現下の勞働組合統一運動を最大可能の廣範圍に擴大發展せしめんことを期す。

四　日本海員組合

組合狀況　わが海運界は關東震災以來活況を呈し、產業協力の精神の下に行動し、船質の改善の實も擧がり、一方郵船、商船、近海郵船の三社に對し廣汎なる勞働條件の改善の要求運動を行つた。しかし過去一ヶ年間に亘つて、組合內に革正運動が行はれ、濱田組合長を中心とする本部派と、赤崎・那賀氏等の反本部派との對立抗爭が激化し、遂に反本部派は海員組合より分離して新日本海員組合を結成するに至つた。また日本海員組合創立以來の指導者であり組合長であつた濱田國太郎氏はこの內紛に就いて其の職を去ることになつた。革正派の結成した新日本海員組合は量的には甚だ大なりとは言ふことを得ず、且つ亦思想的には日本主義の立場に立つものである。

本海員組合の發表によると、九年度の新加入者は二、四二〇人、除籍者は三〇〇人（內規約違反者七四人）其の他であつて昭和十年三月末現在に於いて一六支部、組合員は一〇五、〇〇〇人である。

昭和九年度會計については、收入は組合費三〇八、六〇八圓（會費一人一ヶ月一圓）、寄附金二五一、八六一圓其の他合計五八六、九八八圓、前年度繰越金三〇二、八一二圓、內支出は俸給八五、九二八圓及臨時費二六四、二五九圓最も多く全支出合計六八九、三四八圓で殘高は二〇〇、四五二圓餘である。本年は革正同盟の運動の爲か組合費は前年に比して却つて尠く且つ臨時費等も多かつたやうである。

組合交涉活動　昭和十年度組合の交涉活動は一般交涉二四〇件の多數の實績を擧げ得た。最近三ヶ年のそれと比較すれ

ば、昭和七年度二一〇件、昭和八年度二四五件、昭和九年度一七八件である。尚十年十二月十二日迄の交渉別件數は次の如し。

食料（糧）增額五八、乘組增員二六、昇給二四、賣船手當一〇、解散手當三、オーバータイム手當一四、職長手當一三、機關部員手當一〇、航海手當八、船內荷役賃五、船室改善二、團體協約九、甲板積手當二、ダンプル番手當一、油槽船手當一、倉庫番副罐番手當四、年度手當七、船艙掃除手當六、夏期手當二、大道具料二、遭難手當五、退職手當二、石炭繰手當一、最低賃銀制一、其他二四、合計二四〇件、適用船船數二、九〇四隻。

政治活動　本組合政治部は、資本主義經濟機構の未曾有の混亂と動搖との渦中、既成政黨の無能化、議會の無力化、官僚ファッショの擡頭、軍部の政治的進出等々に直面し、日本勞働組合會議政治委員會並びに社會大衆黨と緊密なる有機的連絡を保ちつゝ活動した。組合員の政治教育並に組合運動の政治運動への緊り深き發展は、その活動の現れであり、特に第十三回大會の議題たりし「勞働時間制」及「勞働組合法」の制定要求の問題、「船員法改正」の問題等々の具體化のために闘爭した。しかもそれは日本勞働組合會議政治委員會の活動範圍にまで發展せしめられたのである。昭和九年十月二日の日本勞働組合會議第三回大會における政治的決議たる「産業及勞働の統制に關する決議」、「團體生命保險の國營實施要求の決議」等について、或る議員は政府に建議し、或る議題は政府に要求し、また社會大衆黨を通じて大衆の政治的要求を昂揚せしむる等、更に第二回大會において決議せる「勞働組合法」「失業保險法」「船員保險法」等の要綱を作成してその實施促進運動を展開し、屢々組合會議政治委員を通じて政治部の機能を活用した。

國際活動　昭和八年三月滿洲事變に因由して本年三月を以て日本は國際聯盟を離脫する事になつたが國際勞働機關に對しては、昭和八年三月二十七日詔書及び同日公布せる總理大臣の諭告に鑑み、從來の方針態度を變更せず、勞働組合主義を運動の基本的精神とし、共産主義並にファッシズムを排し、組合の方針に從つて邁進した。I・T・F・Fに加盟し或は國際勞働總會に代表者を派遣し、過一ケ年に於ては更にI・F・Uと協力し、昭和十年三月八日巴里に開催した海事聯合委員會に態度を示し、米窪國際部長は、國際勞働理事會正理事就任（昭和九年六月）となつた。第十九國際勞働總會には、八木信一、原虎一、加藤良左衛門三氏を派遣した。

教育活動　組合員に對する勞働組合主義指導精神の徹底、內外社會時事問題の分析批判による階級意識の高揚、組織細胞としての船內茶話會の擴大强化等。機關雜誌「海員」は每

月、本部支部の茶話會を通じて使命遂行に資した。出版部としては、「船員徴兵檢査手續解說」の再版、「船員演習召集簡閱點呼手續解說」等のパンフレットを發行し、組合員の日常的便益に資した。

第四回評議員會——二月七日、神戸市海岸通り本部樓上に於て開催、濱田組合長外評議員八十二名出席。內紛和解に關する件を中心に緊張した議事を行つたが會場にも警官數十名が嚴重な警戒を爲し萬一に備へた。〔議長〕濱田國太郎、〔議事〕一、人事に關する件、昭和九年十二月末に於ける組合員數九九、八四五名、內增加數一九九名、除籍一二三名（死亡四六）、任意退會三、規約違反七四、二、組合內紛和解に關する件、組合長より白根兵庫縣知事の組合內紛調停の顚末報告、調停者側へ提出した四項目は告訴取下、强化聯盟解散、被除名人（革正派七十四名）の解除、濱田組合長の善處、の誓約書を讀上げ承認を求めたが、その中の除名解除につき、多數の反對意見が續出した。理由は、「和解の發表があつたに不拘、革正派加盟の大部分は悔悛せず反組合的ビラを貼り廻つてゐる。斯る者を入籍させることは斷じて不可」と云ふので事實を示したが、組合長に和解を一任したのであるから誓約書を承認し、尙改悛せざる者は除名するとの希望條件を附して一致妥協條件を承認した。尙ほ一月二十八日附を以て日本海員組合强化聯盟は「解散に際し海上大衆諸君に告ぐ」なる長文の聲明書を發表し解散した。（聲明書略）

海員組合革正同盟解散式——過去一ケ年間に亘る紛爭は白根兵庫縣知事の調停で兩派の和解成立し、革正同盟も解散することになり、三月五日、本部に參集、正式に解散式を擧行した。出席者會長赤崎寅藏氏始め幹部三十四名。〔決議〕一、昭和九年七月、日本海員組合革正運動の聖戰が展開されてより爾來八ケ月我等は臥薪嘗膽もつて目的の達成のため努めたり。其間熱誠なる調停者各位の斡旋と撓みなき努力により和解の成立を見るに至り、更に今日我等は右和解條約の實現、ひいては我等が不變の目的たる組合革正の實を擧ぐるの確信を得たり、吾等は既に戰ふべきを戰ひ、和すべきに和したり、余は擧げて實現を待つのみ、本同盟の任務は既に終へたり、此處において吾等は調停者各位に一任し本同盟の解散を斷行す。

第十四回年度大會

五月七日、神戸市海岸通り日本海員組合本部に於て開催された。出席代議員、六八五名、委任狀總數一九、九九四通、內有效數一九、七六六通であつた。最近濱田國太郎氏の組合長辭任に伴ひ、組合長に選任された堀內長榮氏規約に基き議長席に着き、組合長就任の挨拶を爲し、副議長に新副組合長たる米窪滿亮氏を任命。

〔議事〕一、昭和九年郵、商、近郵三社と協定せる事項卽時實施に關する件、二、有給休日制に關する件、三、船內勞働時間の制限に關する件、四、船舶乘組定員制の確立に關する件、五、ディーゼル船機關部員の增員並に保險に關する件、六、年度手當率の平等化に關する件、七、時間外手當の支給に關する件、八、航海手當の增額及手當率改善に關する件、九、退職金支給制度の確立並

に增額に關する件、一〇、年二回定期昇給實施に關する件、一一、官船乘組の待遇改善に關する件、一二、食糧改善並に食料金增額に關する件、一三、船員法改正實施促進に關する件、一四、最低賃銀制の增額改善（噸數罰撤廢）に關する件。（以上可決）

〔宣　言〕

日本海員組合第十四回大會に於いて、吾等は多難なりし昭和九年度の運動を回顧し、更に苦難を約せらるゝ昭和十年度を展望して、吾等の運動方針を左の如く宣明する。

顧れば過去一ケ年に於ける本組合の荊棘に充たされたる運動行程こそは、組合創立以來最大の鐵火の試錬であつた。所謂非常時の名に於て綜括せらるゝ廣汎なる社會不安と動搖は、不可避的に直接行動謳歌の雰圍氣を醸成せしめ、是に迎合して發生したるファッショ的運動は、その刹那的興奮乃至刺戟によつて、吾國勞働組合運動の正しき戰列からさへも多くの同志を誘惑し是を脫落せしめたのであるが、斯の如き現象は獨り本組合運動に於いてのみ例外たることを得なかつた。

卽ち海上に於いては海上勞働者の一大城砦たる本組合の勢力を分散せしめんとする一部海上資本家の策動と相俟つて、海上未曾有の混亂を惹起したのであるが、吾等は冷靜且つ卒直にその全過程を分析檢討して、苟も採るべきは採り捨つべきは捨て、以て主體的條件たる陣營の擴大と强化に資し一ケ年に亘る本組合の內紛をして無意味なる精力の浪費に終らしめてはならぬ。一切の吾等の運動は、今日當面せる問題の解決の爲めに展開せられるもので

あると同時に、常に又明日の根强き運動の準備でなければならぬ。

吾等が本大會に於いて敢へて本組合主體の完成を强調する所以は何であるか。本年度吾等の運動を全面的に制約する政治的並經濟的情勢が益々その不安の度を深めつゝあり、從つて勞働者農民大衆が窮乏のドン底に於いて生活苦に喘ぎつゝある現實に卽して吾等の歷史的使命の重大性を特に認識するが故に外ならない。

卽ち見よ、吾國勞働階級のこの窮乏化にも拘らず、政府は一片の勞働者保護法をも制定せず、一個の社會政策的施設をだに實施せず、軍需インフレの偏頗的利益に醉ひ痴れて資本家階級亦吾等の多年に亘る產業協力運動を冷眼視し、低賃銀並長勞働時間の現狀に對して、何等進んで改善の途を講ぜざるのみならず、近く大量馘首と勞働條件低下の毒刃を磨きつゝあるではないか。吾等は吾國經濟界の好調、特に海運產業に於ける好調が、吾等の犧牲的努力に負ふ處大なる事實を認識し、產業協力運動が斷じて勞働階級の一方的負擔に非ざることを實踐の上に明確にしなければならぬ。卽ち吾等は海上大衆多年の宿望たる各種手當の復舊獲得、船內勞働時間制並船舶乘組定員制の確立、其他本大會に於て決議せられたる事項の實現に向つてその全勢力を傾倒すると同時に、他方日本勞働組合會議加盟各團體と提携して、勞働組合法、勞働協約法等の勞働立法促進のために勇躍邁進しなければならぬ。

此等の諸條件を獲得することによつて、吾等は產業協力運動がその目的とする勞働力の濫費を防止して勞働能率の增進に資すると共に勞資關係の公正化と產業平和の確立を實現し得ることを確

信する。吾等は昨年度末本組合の創立と發達のために盡瘁せられたる前組合長が第一線より退かるゝの悲運に際會したとはいへ、その陣營を更新したる此機會に於いて、吾等の行動を規律すべき組合規約の一部を改正し鐵火の試錬を經たる海上の同志諸君と共に、協心協力、如上の確信と信念の下に、勇敢なる政治的並に經濟的運動を展開すべきことを宣するものである。

日本海員組合青年聯盟結成　五月十九日、神戸市立海員會館に於いて青年聯盟結成大會を開催した。

〔綱領〕　一、我等は日本海員組合の組織の中堅として常に組合指導權を擁護し會員相互の福利を增進せしめ海上青年の意氣に依り我國海運業の發展を期す、二、我等は傳統的日本精神に立脚し常に國家の法憲を中心として人格向上を圖り全國民をして海事思想の普及に努め以て海國日本の發展を期す。

〔本聯盟實踐運動〕　一、組合組織の强化充實、二、組合運動の强化促進、三、組合年度大會準備工作、四、海事思想の普及宣傳、五、船內に於ける陋習打破、六、機關雜誌の發行、七、その他必要事項。

〔宣言〕　我等は茲に日本海員組合青年聯盟を結成するに當つて我等の目標と運動方針とを明確に宣明しなければならぬ。顧れば過去一ケ年間に於て我々海上勞働者大衆は何を見、何を聞き何を考へさせられたか。所謂非常時なる言葉に單的に表現せられたる社會的不安と動搖とは、不可避的に直接行動謳歌の雰圍氣を釀成し、轉じて我等海上十萬大衆の上には恐るべき分裂主義毒素の注入となつて表はれた。

勞働者陣營の分裂、これこそ資本家の望む所だ。この分裂主義の毒素こそ、資本家階級が我々海上大衆のうちに漲る待遇改善の要求を壓殺せんとする大陰謀に外ならないのだ。我等は現下の海運界が長き衰勢と沈淪から浮び上り、輸出インフレと軍需インフレの好條件に惠まれて好轉に好轉を續けつゝあるを見る。從て我等は海上勞働者の待遇改善こそ刻下の急務と斷ずるものである。茲に我等は日本海員組合の組織の中堅として常に組合指導權を擁護し、日本海員組合青年聯盟を創立し、日本海員組合組織の充實强化を圖らんがために凡ゆる分裂主義傾向を排撃し、同時に海上大衆の總意による待遇改善の獲得に邁進せんとするものである。敢て宣す。

五　日本港灣從業員組合

沿革

本組合は昭和四年頃より日本海員組合の指導の下に東京、横濱、名古屋、小樽、戸畑等各港灣に於ける艀船從業員を以て各港灣毎に海友同志會なるものが組織されつゝあつたが、昭和五年五月八日之等十餘組合を以て日本海員組合の姉妹團體として日本港灣從業員組合聯盟が組織された。其の後勢力は多年著るしく增大し、昭和七年末には十五組合七、八千を數ふるに至つたが、本組合聯盟は財力と其の統制に缺くるところありと爲し、昭和八年九月神戸に於て中央集權主義の單

一組合に組織換へして日本港灣從業員組合と改稱し、會長に濱田國太郎氏を選任した。本組合は海員協會、日本海員組合と共に海上勞働戰線に於ける三位一體を成すもので日本勞働組合會議の支持組合である。

〔綱領〕 一、我等は團結の力と自治的訓練により生活の向上を期す。二、我等は相互扶助の精神に基き共同福利の增進を期す。三、我等は交通運輸勞働者の社會的使命の完成を期す。

第二回全國大會——本組合は昭和九年度においては大會も開催しなかつた。第二回大會は十年五月五日神戸市海岸通日本海員組合本部内に開催された。出席者は本部外、神戸、大阪、東京、横濱、下關、青森、因島、洞海灣、長崎の各港より代表者約五十名、議長には曩に組合長を辭任した濱田氏の後を繼いだ田口源記氏が選ばれた。先づ事業報告、會計報告、次に議案審議に入る。〔議案〕(一)小資本の船主、雇主業者の下にある組合員の生命の危險と傷害並に退職給與金の保險制度に關する件、(二)艀、平水航路以下の船舶乘組員は勞働者災害扶助法獲得の件、(三)艀、平水航路以下の船舶乘組員は海事局をして乘組證明と勞働契約の監督員施行せしむるの件、(四)職業紹介權獲得の件、(五)ドック從業者の退職手當勤續一ケ年に對し一ケ月分の支給率獲得の件、(六)荷物運送仲仕事故の業者側負擔の件、(七)小型船員勞働時間制に關する件、(八)自主的勞働組合法制定の件、(九)港灣勞働者保護法獲得の件。平水航路、沿岸航路、艀等に從事する港灣勞働者は船員手帳を有せず爲に海員乃至船員の受くる社會的待遇、保護、無

料職業紹介、或は同じく運輸事業員であり乍ら勞働者災害扶助法の適用を受けないこと等は不合理なりとして港灣勞働者保護法の適用乃至制定を要求し其の猛運動を開始することを全部可決し、その貫徹を期することとして閉會した。

六 官業勞働總同盟

1 運動・組織概要

官業勞働總同盟は昭和十年度に於て加盟組合組織概數は、陸軍勞働組合協議會（名古屋向上會、一、三七五、小倉革正會四一三、東京工廠一、七三七）煙草勞働組合協議會（芝煙草從業員組合三八五、大阪煙草從業員組合二、三六三）七組合合計一二、五五三名。組合會議に加盟してゐるが、「健全なる勞働組合主義」を中心的スローガンとし、組合會議加盟團體中でも最も右翼的團體と目されてゐる。從つて非常時局下にあつて海軍勞働組合聯盟と思想的に接近しつゝあるものである。十年一月十五日付機關紙に本年度の運動方針を別記の如く規定した。

特に大阪における運動としては大會に於ける決議を市當局に要求し、或は組合彈壓反對決議をして氣勢を擧げた。（附記）昭和十一年九月陸軍當局は肅軍の一行程として大阪官業勞

働、名古屋向上會、小倉革正會其他の組合加入の脫退を求めたゝめ、同盟の危機が報道された）

〔本年度勞働運動方針〕

一、過去に於ける日本の勞働組合運動は分裂抗爭の歷史であつた。しかし一口に分裂抗爭時代と言つてもその內容は單純ではない。と言ふのは滿洲事變以後における分裂抗爭とその以前のそれとには重大なる差異が認められるからである、卽ち滿洲事變前の分裂抗爭は共產主義か否かの鬪爭であり、滿洲事變後におけるそれは、我等の運動は果して我國の國情に卽するや否やの鬪爭であつたと言ひ得ると思ふ。二、分裂抗爭は、斯る意味に於て我國の無產階級運動にとつては、非常に大なる損害を與へたものではあつたが決して無意義ではなかつたと信ずる。共產主義と對立した健實派は「社會民主主義」的立場を探ることを必要とせられたが、其の後滿洲事變を契機としてその立場は必ずしも歐米の「社會民主主義」そのものでないことをはつきりさせた。卽ちその主張の根幹をなすものはこの國の思想的、歷史的、經濟的感情に立脚した社會主義以外の何物でもないのである。三、我等にして常に勤勞無產大衆の眞の要求を把握すると同時に我國情に卽したる現實的運動方針を堅持する以上、我等がこの國の勞働組合運動の主流をなすことは必然の結果であらうと信ずる。滿洲事變前この國を風靡するかに見えた一つの空氣が事變後思想界の主流から遠ざけられた傾向はそれが觀念的思想に過ぎなかつたことの、よき證左である。またファッシズムの勃興によつて擡頭した勞働運動上に於ける「國家主義」又は「日本主義」運動も、我等にして國情に完全に卽する以上、到底主流勢力たり得ない、彼等の沒落及びこの種運動の退潮は寧ろ必然であらう。四、三五、六年は國際的危機であると言はれてゐる。しかし眞の危機は外にあるのではなくにあるのではなからうか、關西、九州地方の風水旱害及び東北農村飢饉等內部に危機を孕んでゐるもの少くない。斯くの如き國內情勢は我等無產階級運動にも亦重大なる影響を齎すのみならず我等の立場は愈々重大化する。我等の主張する「健全なる勞働組合主義」及び「國情に卽した政治運動」の發展こそ今日の危機を克服し「躍進日本」を建設する最善の方法なりと信ずる。五、この重大危機に際して本同盟の陣容を省るに第十六回大會に際して全組合員に訴へた如く第一に積極的方針の樹立、第二に財政の充實、第三に沈滯空氣の一掃と敎育運動の必要第四に組織の强化と戰線統一への爲めの陣營の整備と未組織官業勞働者の組織化こそ絕對緊要事であることをここに繰り返し、同志諸君の覺悟に協力を切望する。

2　大會・委員會

官業勞働總同盟中央委員會

官業勞働總同盟は、本年九州小倉市に於て大會を開催する筈であつたが都合により取り止め、これに代つて十月十七日小倉市公會堂に於て中央委員會を開催した。〔出席者〕委員長西浦宇吉氏、主事川村保太郎氏外大阪、名古屋、小倉、東京の各所屬組合の中央委員十六名、〔議長〕西浦氏、〔本部情勢〕川村主事の報告

によれば、「過去一ケ年間に於ては臨時工の常傭工すること共濟組合に年金制の實施或は有給休日制定の問題があつたが、多くは組合側の要望は貫徹されず比較的無爲な年であつた。また從來の綱領の再檢討の問題或は國際勞働會議勞働代顧問の選出問題等に關して說明し、また新聞紙上本組合の組合會議脫退說の如き記事等は否定。」〔議案〕綱領再檢討に關する件、本同盟の現綱領は其の從來の健全なる運動方針並に精神を充分に表現してゐるかどうかの點より見て甚だ不充分の感があるので組合內に綱領に關する特別委員會に於て次の如き主旨を起草した。これに贊成を得ば次回大會に於て本主旨に基き綱領の改正をなしたい旨說明し可決した。

〔新綱領の主旨〕

一、官公業の重要性を認識し健全なる勞働組合主義に依ること。

二、組織と訓練により勞働條件の維持改善福祉の增進並に技術の進步人格の修養に努むるものたること。

三、國家觀念を明確にし國情に即した合法的方法に依り社會の進化に貢獻するものたること。

因に本組合の現綱領は次の如し。

一、團結の力に依り着實なる方法を以て勞働條件維持改善並に社會改造の目的を貫徹する事。

二、組織なき官公業勞働者に團結を促すと共に純眞なる他の勞働團體と提携して共同戰線に就く事。

三、加盟團體の統一を圖ると共に官公業勞働者に共通せる各種の勞働問題を解決すること。

〔議案〕二、相互援助機關協同組合運動促進に關する件（勞働組合の目的は勞働條件の維持改善のみに限らず相互援助等の生活向上を計るに在る。現在當局は共濟組合、共榮會、保險會社との契約に依る代理事務等をやつてゐるが、組合としては更に金融機關、住宅組合或は住宅利用組合等自主的な事業等を促進したい、之が爲には產業組合中央會とも連絡したい）、三、官公業勞働組合提携促進に關する件（從來も屢々この種の企てをなしたが其の目的を達し得なかつた、故に海軍聯盟、日本製鐵從業員組合其の他官公業勞働組合と積極的に提携して共同問題の處理に當ること）、〔緊急動議〕一、從業員の醫療機關擴大要求の件、二、煙草從業員退職手當制定方要望の件、三、專賣局の勤續賞與の件等（以上可決）。

官業總同盟大阪聯合會第一回理事會　二月六日大阪市東區越中町同組合事務所に開催。〔出席者〕川村、辻井安、安田、辻井伊、宮本、南宅、菱田、岡田、熊島、橋本諸氏、〔議長〕川村保太郎氏、〔議事〕一、大阪市職業紹介所委員推薦の件、二、東北農民義捐金分配の件。

官業勞働總同盟向上會執行委員會　一月十七日、大阪市東區越中町同組合事務所。〔議長〕宮本靜一氏、川村氏より報告「東京工廠小倉移轉に伴ふ組合組織擴大に關し三、四中渡邊中央委員と共に小倉に赴き東京工廠從業員組合と小倉革正會兩組合幹部と協

議の結果、話も順調に進み兩組合とも改組合同し新組合を結成することとなり聲明書を發表することゝなつた。新組合結成の曉は組合員三千名を得る北九州に於ける一大勢力たらんとする狀態である。」〔議事〕東北救援金募集報告並送金方法の件、二、共濟組合赤字對策の件。

官勞大阪市從業員第七回大會　十一月三日、大阪市天王寺區役所講堂に於て開催、〔スローガン〕一、勞働組合代表者と勞資懇談會をつくれ、勞働條件を統一改善しろ、〔議長〕川村保太郎氏、〔副議長〕藤原惣太郎氏、大阪市の從業員は官業勞働總同盟の大阪市從業員組合、全國勞働組合同盟の都市從業員組合、總同盟の現業員同盟の三團體に分離抗爭をつゞけて來たものであるが、最近に至り、斯る狀態の不利なるを自覺し、對市協同鬪爭の敢行の必要を痛感し戰線統一の空氣が起つた。昨年東京市從の提唱の下に都市從業員各組合の統一が企てられ協議會が作られたが、大阪に於ては都從のみこれに參加し、大阪市從、現業員同盟は依然分離狀態をつゞけてゐた。今回、全勞・總同盟の合同を機に再び實質的統一運動が行はれるに至り、今大會において常任大谷辰之助氏は「從來の對立の醜さが、全勞・總同盟の合同によつて一掃されるであらうから、對市戰線についても考慮する必要がある」旨を述べ、全國勞働大阪都從鹿竹氏の祝辭演說も戰線統一へ言及し、その促進に拍車をかけた。尙本大會において注目すべきことは勞働條件統一の目的を以つて新設された市人事課より出席傍聽してゐたことである。〔議事〕一、現行員に靴代乃至地下足袋支給要求の件、二、臨時工を職工に改正に依る職工增員の件、三、現業員に通勤パス購入權附與の件、四、宿直者の作業に特別手當支給の件、五、下水課浚渫系用箱番設置增加の件、六、外勤使ひに雨具の支給の件、七、渡船從業員待遇改善の件、八、水道部人夫名儀從業員待遇改善の件、九、箱番に水道並に便所設置の件、十、休祭日日直者に倍給支給の件、十一、不當首切、賃下反對の件、十二、區役所使丁の夜警廢止の件、十三、外勤使丁に公用市電乘車證附與の件、十四、夏季手當增額、勤務時間統一の件、一五、共濟組合慰安會に公休附與の件、一六、奬勵金賄費支給期日確定要求の件、十八、個定棧橋を浮棧橋に改造の件、十九、市交附金增額による共濟組合改善の件、二〇、點檢員、收金員待遇改善の件、二一、情實に依る不當差別反對の件、二二、市吏員の情實打破、綱紀肅正に關する件、二三、組合代表との市當局從業員の懇談會設置の件、二四、組合に關する決議等、重要二十四項可決す。〔新役員〕委員長川村保太郎、主事市道與吉、本部員田中信藏外三十一名、會計監査中野作次郎外十六名、執行委員杉本瀧造外二十三名。

官業勞働大阪市從擴大支部長會議　十二月三日、本部に於て開催。〔出席者〕西場、藤原、串光、野崎、藏田、中川、一ノ瀨、森田、田村、中上、前田、孝原、奥崎、森岡、市道、大谷、菊野、井上氏ら十九名、〔議事〕歲末鬪爭敢行を決議す。

七　日本製鐵從業員組合

1　組合の概況

昭和八年、製鐵合同法案の議會通過を機として、從來八幡製鐵所において對立の形にあつた日本製鐵勞働組合聯合會と勞働組合合同志會（官業總同盟加盟）とは強力なる單一組織に合同する必要から八月二十六日結成大會を擧げて成立したものである。「健實なる勞働組合主義」を標榜し、日本勞働組合會議に加盟して居るもので、四十一支部組合員は約一萬二千五百名を擁し西日本唯一の大組合である。綱領左の如し。

〔綱領〕

一、われ等は相愛互助の精神に沿ひ、知識の啓發技術の進歩德性の涵養を圖り、自己の向上と完成を期す。

一、われ等は製鐵産業の重要性に鑑み、全從業員の自主的組織と訓練に依り、製鐵産業の平和と發展に協力すると共に勞働條件の維持改善並びに共同福利の增進を期す。

一、われ等は國情に卽し、健實なる勞働組合主義によつて産業に協力し、合理的なる社會進化を促進して健全なる新社會の建設を期す。

2　活動

製鐵産業共同委員會の設置　日本製鐵從業員組合並に日本産業勞働促進組合とは、製鐵産業並に從業員の福利增進のために、緊密なる提携を策し、共同委員會設置の計劃を進めてゐたが、四月二十五日大谷會館で兩組合の代表以下五名、日協側佐保理事長以下五名が出席し、協議の結果「製鐵産業共同委員會」と決定してその活動を開始することになつた。

日鐵・日協合同の完成　八幡製鐵所を繞る二大勞働組合たる日本製鐵從業員組合ならびに日本産業勞働協進組合の合同問題は、兩組合の委員間において屢〻折衝を重ねた結果、七月二十四日午後六時より日鐵從業員組合本部において、兩組合の幹部・委員等六十餘名列席のもとに、盛大に合同大會が擧行された。〔議長〕佐保日協理事長、〔副議長〕日鐵副組合長、尙ほ機關紙「鐵火」にて、この歷史的合同完成の意義、目的、指導精神を一般の意義」と題する長文の聲明を發表した。

日鐵富士從業員組合の結成　十年六月八日、近藤武男氏の總同盟中央委員並に神奈川鐵工組合長辭任から遂に總同盟を脫退し、新に日鐵富士製鋼從業員を統一し、新組合「富士從業員組合」を結成し、更に日本製鐵從業員組合に合流して「日鐵富士從業員組合」の名稱を名乘ることになつた。〔會場〕從業員俱樂部。

〔決議〕

我等は日本製鐵産業に從事する全勞働階級の單一産業別勞働組合の結成を要望す。而して之が實現の爲に先づ八幡製鐵從業員に依つて組織されつゝある日本製鐵從業員組合を中心に既成製鐵勞働組合の全國的合流を必要と認む。本創立大會は以上の誠心に基

き玆に貴團との合流を提唱す、右決議す。

〔役員〕　組合長近藤桂司、副組合長高橋龜之助、主事和田純之助、會計部長梅田宗次郎、執行委員塚田良氏外十二名。

八　日本勞働總聯盟

日本勞働總聯盟は、大阪及び名古屋を中心に官業勞働從業員を主體とする純向上會の改組によつて、昭和六年五月生誕したものである。昭和十年現在、組合數二一、組合員數八、五〇七、六五〇名の勢力で、その主要方針は團體協約運動、爭議最少化であり、日本勞働組合會議に加盟してゐる。本年度大會を開かず、役員會を開いて運動を進めた。會長八木信一氏は本年度ジュネーヴ國際勞働會議勞働代表として選任せられた。

所屬組合の主なるものは大阪金屬勞働組合（一四支部一、一九〇）、大阪硝子工組合（三支部二一七名）、大阪染色勞働組合（一支部二一〇名）、大阪河川勞働組合（四支部三五〇名）、大阪製氷化學勞働組合（一支部一四〇名）、大阪印刷工組合（四支部一〇五名）、映畫從業員組合（六支部一四五名）、大阪サラリーマン組合（七班七五名）、大阪電機勞働組合（二支部三二〇名）、大阪合同勞働組合（三支部五三〇名）、名古屋官業勞働純向上會（五支部五一八名）、山陽無煙炭坑勞働組合（三支部一、一八五名）等である。

〔綱領〕

一、我等は團結の威力と組織の完成とに依りて勞働階級の使命を完ふせん事を期す。

一、我等は相互援助の精神を基調として凡ゆる有效なる戰術を以て勞働階級の經濟的福利の增進を期す。

一、我等は加盟組合の統一を以て進むで理想的新社會の建設を期す。

九　東京瓦斯産業勞働組合

1　運動の概況

本組合は、幾分合法左翼的傾向をもつてゐた元の東京瓦斯工組合の分派せるもので、昭和八年二月結成せられたものである。本組合の成立に至る經緯については本年鑑昭和八年度版に詳述されてあり、且つその運動方針要綱に關しては本年鑑前年度版に詳述されてある。

〔綱領〕

一、我組合は勞働階級の利害に立つて全組合員の團結と協力により勞働條件の維持改善を期す。

一、我組合は組合員の組織的訓練に依り社會的地位の向上を期す。

一、我組合は勞働階級の戰線統一を促し、大衆的組織に依て資本主義社會の矛盾を是正し、以て勞働者の解放を期す。

本組合は、右の綱領の下に勞資産業協力を指導精神とし組

合會議に加盟してゐたが、「協力の直接對象である會社側並に社内の各友誼團體がその指導精神の如何を問はず社外團體との係合を好まず、若し此事實を無視して組合會議との關係を持續するときは産業協力も有名無實に終る」と云ふので昭和九年六月運動方針の轉換を契機に組合會議より脱會し、以來産業協力委員會」結成に邁進してゐたが、その後産業協力委員による「勞資懇談會」の開催をするに至つた。かくて瓦斯産業は愈々所謂會社御用組合化へ進んだ。因に東京瓦斯株式會社内には、本組合（組合員一、一一二名）の外、東京瓦斯供給從業組合（二、八〇〇名）、東京瓦斯神武會同盟（一四一名）、東京瓦斯從業員組合（一九〇名）、東京瓦斯製造工組合（二五〇名）、東京瓦斯工場勞働組合（五九〇名）、東京瓦斯自助會（三五〇名）の九組合があり、後の五組合によつて「東京瓦斯勞働組合統一協議會」が結成され社内組合員の統一を期してゐる。

2　大會・その他

産業委員會第二回産業委員會　一月二十三日、本部事務所に開催、各協力委員並びに本部より小林、八木橋兩常任出席、〔報告事項〕一、支部協力委員會結成狀態、二、各支部産協運動狀態、〔協議事項〕一、精勤休暇制度改善に關する件、二、忌引範圍擴大に關する件、三、勞資懇談會開催の件。

勞資懇談會　二月十七日、於日比谷市政會館地階鴻水、大會決議事項たる「勞資産業協力」に關し「産業協力委員會規約」を制定し委員會の設置を進めてゐたが、産業協力の具體化のために勞資懇談會を開催することになつた。第一回懇談會出席者、會社側―神谷總務部長、市原調度課長、大島勞務係長外九名、組合側―小林健一郎、馬場産業協力委員長以下執行委員、支部長、産業協力委員三十名、會社側神谷氏は會社の經營狀態につき説明し、晩餐を共にしつゝ双方より種々の希望意見の開陳があつた。

東京瓦斯産業勞働組合第三回大會　四月十八日、於芝區芝浦會館、參會者二百名、兼てより東京瓦斯勞働組合統一協議會に參加氣運が本大會を以て完全に承認され、正式加盟が決定されたことは特筆すべき事項である。〔議長〕小林委員長、〔副議長〕森健藏、〔議案〕一、精神休暇改善に關する件、二、本部構成變更に關する件、（可決）。

十　東電從業員組合

1　運動の概況

本組合は嘗ては合法左翼の陣列にあつて活潑な活動をしたものであるが、昭和七年に勞働組合會議に加盟し、八年には更に右翼化し、猪突的鬪爭主義を排し、「從業員第一主義」のもとに馘首阻止に主力を傾注して來た。九年に入つてからも此の方針の下に活動したことは、九年度第八回大會宣言によつて窺ひ得る。十年度においては、前半期において活動的空氣に轉換したが特に、會社の發表した

「公傷病不具者取扱規程」に對して擴大執行委員會は、組合員の協力により生活向上を計ると共に無產大衆犧牲者のために活潑に交涉した。

〔綱領〕

一、我等は組合員の協力により生活向上を計ると共に無產大衆の解放を期す。

二、我等は公共產業勞働者の大同團結を計り全國的總聯合を目標とす。

東電從業員組合第九回大會　三月二十四日、於芝區芝浦會館、出席代議員百八十五名、盛會を極めた。司會者小田島權太郎、〔議長〕岩永榮一、〔副議長〕本田守一、泰正也、〔スローガン〕一、勞働立法を卽時實施しろ、二、團體交涉權の獲得、三、地方的差別待遇絕對反對、四、定期昇給を確實に行へ、五、諸規定を改善せよ、六、反動社員を叩き出せ、七、內外線工量を徹底的に改善せよ、八、東電從業員組合擴大强化萬歲。尙ほ社大黨三輪壽壯、全勞河野密兩氏の祝辭演說があつた。

〔議案〕一、東電從業員會館建設に關する件（保）、二、規約一部改正の件、三、從業員に對する規定一部改正の件、四、犧牲者救援に關する件、五、營業助手、作業量決定の件、（以上可決）。

〔決議〕

吾等は吾等の生活權確保の爲、組合擴大强化を庶幾するが故に組合の分裂的原因を示すが如き個人的感情及思想の對立等を排擊すると共に相協力相信し秩序ある團體的行動を通じて全東電勞働者の大同團結へと邁進せんとするものである。

〔役員〕　顧問薗田嘉三、松山堪次郎、委員長岩永榮一、委員岩澤重次郎氏外四十五名。

〔大會宣言〕（拔萃）「……吾々は斯る狀態（非常時局の日本無產階級の狀態）を見る時勞働者のなすべき多くの任務が山積してゐる事を知るが故に、其の使命の重大なるを痛感するものである。併し斯る使命は到底吾等の微力を以てしては至難な事である、從つて吾等は吾等と 同じ方向をたどる 兄弟と固き協力をなすと共に、日本勞働組合會議、社會大衆黨を通じて今日の社會的不安解決の爲め盡力する。又大資本と公共事業の特殊的立場にある電氣產業勞働者の位置に安逸する事なく、吾等の城塞東電從業員組合の擴大强化全東電勞働者の大同團結への活動を精力的に行ふと共に、東電從業員の生活權擁護の徹底化を期するものである。」（一九三五年三月二四日）。

十一　海軍勞働組合聯盟

海軍勞働組合聯盟は吳海工會、横須賀工友會、佐世保勞愛會、舞鶴共立會、廣廠工僚會、德山年工會、平塚總愛會の七組合、四、五〇〇名の組合員より成り昭和九年度の大會に於て新綱領を採用し、「勞働條件の維持並に其の維持改善を期す」以下數條の舊綱領を全部改正し勞働報國の旗幟を鮮明するに至つたが、この新方針は一方に於て產業勞働俱樂部其他謂ゆる日本主義勞働運動の進展と相俟つて各方面から注目された。また聯盟の大會は隔年に之を開くことに決定した。

〔新綱領〕

一、本聯盟は祖宗建國の國是と三千年の民族的傳統に遵ひ、勤勞階級としての道義と規律を重じ、團結、戮力して德操涵養に努め、技能の向上練達を計り以て勞働報國の實を擧げんことを期す。

二、本聯盟は海軍工作廳の任務を體し從業員たるの使命遂行に向つて和衷協同すると共に合理公正なる勤勞制度を確立し以て福祉の增進を期す。

三、本聯盟は信愛誠實を旨とし、眞に國情に適正なる經倫を以て社會問題の解決に盡力し以て邦家の隆昌に貢獻せんことを期す。

海軍勞働組合聯盟中央委員會　本年は九年度大會の決定に基き、大會に代るべき中央委員會を十二月二十四、二十五、二十六の三日間又、昨年創設された海軍共濟組合調査委員會を二十七日より三日間、住世保市の勞愛會事務所に於て開催した。〔出席者〕常務中央委員林助市(吳海思會)、安田加年彦(橫廠工友會)、佐世保勞愛會、舞鶴共立會、德山燃工會、廣廠工僚會、平塚總愛會選出の中央委員五名、之れに主事、會計、會計監査等を加へ十四名、第一日は一般組合狀勢の交換並に改正綱領に對する各組合の情勢の開陳、第二日は昭和十年度決算、並昭和十一年度豫算の審議、第三日は前日豫算の件を審議したる後工務規則の改正の件に付各廠の意嚮を述べ、次に勞働會代表選定問題に關しては從來の通り本部に一任すること等を決定した。第四日、五日、六日の三日間は

〔覺書〕

中央委員會は時局の重大性と世界的躍進日本に於ける組合運動の使命を自覺して今後益々改正綱領の趣旨の普及徹底に努め併而左の事項を決議す。

一、組合員の技術の練達を計つて工場能率を增進し以て海軍從業員たる使命の達成に努む。

一、工務規則の改正に關しては海軍從業員として面目を尊重し合理公正なる勤勞制度の確立を要望す。

一、共濟組合に對する實質的內容の檢討を深め一層組合員の福利增進に努む。

〔陳情書〕

海軍工務規則の改正に關し目下調査研究中の趣き之が適用を受くる各工作廳從業員の大部分を抱擁する我海軍聯盟は改正綱領の新運動の新運動方針に基き從業員側より觀たる合理公正なる案を申達すべき要あるも未だ改正の要綱並に範圍等明かならざる今日之を具體的に表示すること能はざるも當局に於かれては近來組合員が時局の重大性に鑑み躍進日本の銃後の任務を精進すべく決心して今や着々として其の緖に進みつゝある實情を認め組合運動の發展に支障を來たさざると共に從來組合の意ある處を汲まれ時代の趨勢に鑑み合理公正なる改正を希望す。

右陳情す。

海軍勞働組合聯盟中央委員會　五月十九日、改正綱領の實踐化に就いて協議。〔出席者〕常務中央委員、林助一（吳海工會々長）、安田加年彦（橫廠工友會々長）、中央委員野添勝一郎（佐世保勞愛會々長）、渡邊献一（廣廠工僚會常務理事）、佐々木秀寶（舞鶴共立會々長）、主事熊本義一（吳海工會）、會計監査栗田捨次郎（橫廠工友會支部長）、〔議案〕一、改正綱領の實踐を如何に進むべきか、二、共濟組合諮問委員會に對する聯盟の對策を如何にすべきか。

〔海軍勞働組合聯盟の新運動方針〕

民營産業團體であると、將又官營事業勞働組合であるとを問はず海軍聯盟の强調せる所謂「勞働報國」の實を擧ぐるには勘くとも勞働團體自體が先づ我が國の傳統的民族性乃至我が國獨自の社會事情並に現下の非常時局性を深く認識し、斯くて勞働團體自らの各産業部面に於ける勞働政策上の一機能を擔當し、之に對する責任と信念を自覺する指導精神に據ることを必要とす（中略）乃ち海軍聯盟は現下時局の重大性と官營軍需工業の本質と實務に鑑み、自ら勞働政策上の一大機關を擔當する決意の下に將來の運動を展開し、我海軍國防安全と民族福祉の增進に寄與する「勞働報告」の一階梯として左記事項を申合せ、各自相戒め之れが躬行に任じ將來の大成を期するものである。

〔申合せ事項〕

一、日本精神の高調擴充に努め非常時局擔當の嚴然たる決意をなすこと。

一、改正綱領に具現せる指導精神を擴大强化し作業能率の一大增進を期すること。

一、作業廳と協力して工場の安全を圖り災害の撲滅を期すること。

一、健康に留意し保健衛生施設の整備を期すること。

一、實質剛健の慣行を釀成し、浮華輕跳の弊風を戒め、勤儉貯蓄の美風を涵養し、老後の安定を期すること。

一、敎育施設を改善し、人格の向上、科學の研究、常識の發達に資すること。

叙上の新運動方針は、言ふまでもなく改正綱領の指導精神を實踐化する指針であつて海聯四萬の組合員は歩武堂々、新運動方針の明示する進路を勇往邁進すべきである（中略）而して新運動方針の所謂「道義産業」は個人のための産業でなく、階級のための産業でもない。實に絶對無比の我が日本の國體を中心とする産業なのである。從て資本と言ひ勞働と言ふも悉く我が國體と與に存し、與に居り、共に立ち與に動くのであつて、國運の盛衰と不可分の關係にあるのである。玆に於て「勞働」は單に個人の經濟生活のための勞働であつてはならない。「資本」も亦不勞所得のための資本であることは斷じて許されない、卽ち勞働者は「勞働報國」、資本家は「資本報國」を以て道義産業日本を建設するための勞働であり資本でなければならぬ。

（下略）〔新役員〕聯盟代議員小山一男、瀨良甚助、議長森本福太郎、副議長瀨良甚助、會計監査神野德藏。

十二　日本勞働組合全國評議會

1　概況

昨年十一月十八日、東京芝協調會館において十二團體五十八組合代表者三百名參集のもとに「日本勞働組合全國評議會」が結成創立せられた經緯は前年度までの本年鑑に報導してあるが、本組合全國評議會は階級鬪爭を基礎として謂ゆる下からの統一戰線を主張し、合法左翼の立場に立つもので、組合の特質としては產業別に再編成したことである。組織員數は日本勞働組合會議に遠く及ばないが、勞働組合分野における一つの中心としての存在が注目されてゐる。本年漸く合法左翼として鬪爭の第一步を踏み出したものであるが、活動としては、(一)東北飢饉救援活動、(二)歲末鬪爭と工場法違反摘發鬪爭、(三)メーデー統一鬪爭、(四)加藤勘十氏渡米カンパ鬪爭、(五)安全週間並に盆鬪爭、(六)教育活動、(七)臨時工人夫制度撤廢鬪爭等に全力を擧げた。日本左翼勞働組合統一運動については、どこまで發展せしめて行くことが可能であるか一つの試金石とされてゐる。次に本部・地方別大會・委員會・活動の概要を摘記する。昭和十年度における組織勢力は四地方評議會、四三組合、會員數一六、二〇〇名で、委員長は加藤勘十氏である。

（附記　全國評議會、東京交通勞働組合、東京自働車勞働組合及東京市從業員組合が中心となり、昭和十一年五月四日、「勞農無產協議會」を結社し、爾來合法左翼組合として新に活動を開始した）

2　大會・委員會・その他

▲評議會總本部常任中央委員會——二月十六日、東京芝濱松町の本部事務所に於て、第十一回常任中央執行委員會開催。〔出席者〕加藤、高野、難波、安平諸氏、〔議長〕加藤氏、カナダ勞働組合の招待に友誼の挨拶を送る。

▼評議會第一回中央委員會——大阪日本橋五丁目大槻記念會館において三月二十一、二兩日開催。〔出席者〕加藤、高野、山花（本部員）、古賀、難波（關東）、山崎、赤松、羽木（中評）、安島、兼島、三木、岡、伊藤、村上、緒方（大阪）、西村（阪神）、津司、杉谷（京都）、久保、野口（岡山）、佐藤（泉州）、岡田（土佐）、〔議長〕加藤勘十氏、〔副議長〕安島高行氏、〔議案〕メーデー鬪爭方針等決定のため活潑な討論、二日に亘る。▲第三回中央執行委員會、七月二十一日東京本部に開催。〔議案〕一、戰線統一問題、二、退職積立法案に關する件、三、臨時工並に人夫制度撤廢に關する件、等。

▲城南地方勞働協議會第一回準備會——全國評議會および東交では勞働團體の職場・支部・分會・從業員組合等の主義主張にこだはらず一丸となつて日常鬪爭の橫の連絡を有ち眞に勞働者大衆の利益を確保するため、各地區に勞働者協議會を結成すべく盡力し四月五日、第一回準備會を東交濱松町自働車クラブに於て開催。

〔議長〕佐々木氏、〔議案〕一、統一メーデー闘爭、二、ストライキ應援、三、創立大會開催。▲城南地方勞働者協議會結成大會——五月二十五日、芝區芝浦會館に於て開催。〔議長〕藤井氏（東交）、第一回より第五回までの準備會經過報告。組織の如何を問はず下からの勞働者戰線統一への決議。▲關東地方評議會第一回大會、三月十七日芝浦會館に於て開催。〔スローガン〕一、日米勞働者の親善運動を起せ、二、ファッショを倒せ、三、臨時工・人夫を本工へ、四、賃銀三割値上、五、青少年婦人の虐使反對、六、工場法違反摘發、六、メーデー統一、〔議長〕難波虎一氏（化）、〔出席代議員〕金屬二十五名、化學十三名、纖維十二名、出版十一名、運輸六十六名、東交十四名、神奈川合同一名（三名委員）、總計百五十名。「組織問題テーゼ」につき本部高野實氏の說明に對し活潑なる質問討議あり原案可決。▲評議會關東地評第一回執行委員會、四月四日、本部事務所に於て開催。〔議事〕一、メーデー闘爭に關する件、二、加藤勘十氏見送りに關する件。▲全國評議會關東地評第七回執行委員會、十月十八日、同組合本部に於て開催。〔出席者〕難波、高野、小花氏以下十二名、〔議事〕一、擴大執行委員會開催の件、二、加藤委員長報告會に關する件。▲全評江東地區協議會、五月十三日、地區事務所に於て開催。〔議長〕高橋氏、夏季勞働講座開催の件。▲關東金屬勞働第二回執行委員會、一月十三日、芝區濱松町の本部事務所に於て開催。〔出席者〕山花氏以下十四名、〔議案〕東北救援活動に關する件。

▲評議會中部地評執行委員會——四月十八日、名古屋市中春ビルデイング別館中評本部事務所に於て開催。〔議長〕佐々木氏、〔議案〕一、メーデー闘爭に關する件等。勞働組合評議會中央委員、中部地評執行委員、縣會議員山崎幸吉氏（四十五）は五月突如十年來の左翼勞働運動から國粹主義へ轉向を表明したので、本部は二十一日附除名した。▲中部地評本年度大會、七月一日名古屋キリスト敎青年會館に於て開催。〔出席代議員〕九十名、〔スローガン〕一、勞働者の敵一切のファッショを紛碎しろ、二、ウルトラダラ幹をプロレタリアの戰列から放逐しろ、三、全市勞働者を全國評議會の旗の下に結集させろ、四、中部地評第一回大會萬歲、〔議長〕近藤信一氏、議事でファッショ排擊を絕叫さる。▲全評中部地評代表者會議、十一月三日名古屋市大須中春ビル中評本部に於て開催。〔議事〕一ケ年計劃案審議さる。一ケ年計劃案大綱、一、全名古屋勞働者團體を抱擁する共同闘爭組織の結成、一、全區出張所の完成、三、五組合の名古屋支部の結成、の三重要項目を目標に邁進することに決定す。

▲關西地評執行委員會——二月三日午後一時、港區千代見町四丁目地評事務所にて開催、關西地評は九年末代表者會議以後、舊總評と舊統一會議の實質上の統一のため努力し大阪地區でも一月二十日に金屬、二月二日に化學の分會代表者會議を以て合同完了し、神戸、京都、阪神、泉南も整理を行ひ、大體に於て陣容の整備が終了したので合同後の第一回大會開催のための準備執行委員會を招集した。

▲第一回關西地評大會——三月十七日大阪九條會館に於て開催。

本大會に對して取締嚴重を極め緊張裡に終始した。〔司會者〕辻辰藏氏(中止)、兼島景毅氏、〔議長〕安島高行氏、〔副議長〕津司市太郎氏、〔出席代議員〕一四九名、△大阪協議會、金屬(二五名)、化學(十四名)、織維(十七名)、一般(六名)、△神戸協議會、金屬(三名)、(四名)、一般(四名)、化學(四名)、△阪神協議會、金屬(六名)、一般四名、△京都協議會、平版(一名)、合同(二名)、運輸(二名)、織維(九名)、△關西電氣勞働組合(六一名)、〔新役員〕執行委員長安島高行氏、書記長三木一夫氏、會計小昌喜平氏。

▲第二回關西地評執行委員會——四月二十七日、關西地方評議會本部事務所に於て、出席者中橋氏外十三名、〔議事〕一、メーデー對策の件、二、安島執行委員長病氣救援に關する件。▲第三回關西地評執行員會、五月十八日、關西地評本部事務所、〔議長〕岡信太郎氏、出席者伊藤氏外十三名、〔議案〕一、青年組合員協議會に關する件、二、加藤勘十氏渡米激勵に關する件。▲第四回關西地評執行委員會、六月十五日、關西地評本部事務所、〔議長〕伊藤氏、〔議事〕戰線統一問題に關する件。▲第五回關西地評執行委員會、七月十四日、關西地評本部、〔議長〕安島氏、〔議案〕戰線統一方針。▲第六回關西地評執行委員會、七月二十五日、關西地評本部、〔議長〕安島氏、〔議案〕地方選擧對策。▲關西地評第七回執行委員會、九月三日、地評本部事務所、〔議案〕全國大會準備具體化。▲關西地評第八回執行委員會、十月十七日、關西地評事務所、大會準備成る。〔本年度における關西地方評議會活動狀況〕大阪、京都、神戸、阪神、泉州の五大協議會を基礎にして、戰つた項目は、一、産業別整理統一のための活動、二、關西地方評議會結成大會のための活動、三、メーデー鬪爭(大阪八〇〇名、神戸二〇〇餘名、阪神四〇餘名、京都七〇名、泉州は大阪へ合流。合計九〇〇名を動員)、四、加藤委員長渡米カンパは僚友團體たる大阪市電、全農、大同電氣等の代表者と數回に亘る注文の會、演說會を組織して大衆へ訴へた。五、統一戰線活動、六、青年協議會結成のための活動、七、選擧鬪爭等。〔取扱つた爭議〕十件、參加人員二三一名。

▲全評京都協議會聯盟京都平版技工組合第一回大會、二月十六日、中京區裏寺町六角下ル永藥亭にて開催、〔議長〕井上金造氏、〔議事〕一、メーデー評議會加盟一致可決、▲京都協議會の山宣デー、三月一日の休日を利用し「墓參」を敢行し、一九二九年三月五日斃れた山本宣治氏を記念した。▲京都協議委員會、三月六日、第三回委員會を事務所に開催。〔議事〕關西大會の件、加藤氏渡米注文懇談會の件等。▲京都協議會委員會、七月十二日、事務所に於て。選擧對策の件。▲京都協議會、選擧運動方針書發表、九月三日。▲全評大阪金屬勞働分會代表者會議、一月二十七日、この分會代議は舊全勞統一會議と舊總評議會の各大阪金屬の事實上の合同大會である。〔議長〕中橋喜三郎氏、〔議事〕當面の鬪爭方針決定——一、戰線統一對策委員會の結成、二、臨時工制撤廢への鬪爭。▲第三回分會代表者會議——大阪金屬勞働執行委員會、十月二十一日開催。〔議長〕中橋氏、出席者四十名、〔議事〕一、運動方針大

綱決定の件、二、規約改正の件、三、全國大會提出議案——臨時工制度撤廢鬪爭に關する件。▲全評關西電氣分會代表者會議、一月十六日、大阪市港區千代見町本部事務所にて開催。藤井委員長以下九名、勞働調査委員四名、健康保健評議員四名、分會代表者二三名出席、〔議事〕健保改選對策。▲全評關西電氣臨時執行委員會、一月十一日、本部事務所にて開催。待遇改善につき勞働委員會活動。▲評議會本部にて結成大會に代るべき新組合結成分代會議を開催。〔議長〕辻辰藏氏、〔議事〕當面の運動方針。▲評議會大阪纖維勞働擴大執行委員會、二月十五日、全評事務所にて開催。富家、吉武、大北外七名(大阪)、山本、藤外四名(泉南)、柳本、柳、吉岡外四名(阪神)、諸氏。〔議長〕岡信太郎氏、〔書記〕柳本義雄氏、〔議事〕工場法違反摘發鬪爭の件、二、纖維產業に於ける職業病に對する件、三、各地區活動に關する件、四、行動綱領に關する件、五、賃銀値上鬪爭に關する任。▲泉州一般勞働者組合第一回大會開催、三月十日堺市向陽町二二二本部に於て閉催。代議員四十六名、〔議長〕佐藤毅一郎氏、〔書記〕朴嶺隆、趙甲濟兩氏、〔議事〕一、當面の運動方針、青年部婦人部確立、メーデー鬪爭、東北農民救援等。▲神戸協議會擴大委員會、三月十日事務所にて閉催。〔議事〕關西地評第一回大會に關する件、二、加藤委員長渡米演說會開催の件、等。▲岡山一般勞働者組合本部常中委員會、二月十一日、機關紙「日本勞働新聞」に對する全組合員大衆參加の件、其の他、臨時工制度撤廢活動。▲岡山一般・倉敷一般合同大會、十二月十五日、岡山市內山下會議所樓上にて開催。兩組合代表者六十餘名出席、〔新役員〕執行委員長牛原健次(岡勞)、書記長岡田弘(倉勞)。▲九州地評結成大會、九月二十七日中津市本町中津一般勞働組合にて開催。全國評議會を支持する中津一般勞働組合、九州鑛山勞働組合は、評議會九州地方評議會を樹立した。大會においては特に社會フアツシスト並にフアツシストに對する鬪爭の重大性を强調した。尙、九月六日、九州鑛山勞働組合は續發する炭坑災害に對し、筑豐地方鑛山勞働組合へ共同鬪爭委員會組織を提唱。

第二回全國大會——十一月十七日、十八日の兩日大阪市天王寺區役所大講堂に於て開催された。出席者本部員一一名、代議員は全國より一八四名、傍聽者約一〇〇名。〔會場スローガン〕一、勞働組合の全線的合同萬歲、二、賃銀三割値上を要求しろ、三、臨時工人夫制の卽時撤廢、四、反動フアツシヨを撲滅しろ、五、勞農提携で政治鬪爭を鬪へ、六、勞働組合法退職手當法を制定しろ、等。〔議長〕に加藤勘十氏、全國農民組合、全國水平社、日本交通勞働總聯盟等の友誼團體の祝辭があつたが祝辭の內容・傾向は「本組合の鬪爭的態度を讃へ、最近の社會情勢はフアツシヨ擡頭其の他無產勞働者階級にとつて甚だ困難なる狀態にあり、又物價の騰貴に對比して勞働賃銀は上昇を示さず勞働强化の傾向が著るしい、軍需インフレの崩壞は勞働者の生活を脅かすであらう。この時に當て勞農提携してフアツシヨに抗し生活を守らねばならぬ。勞働組合戰線の統一は現在最も重要なるものであるが、總同盟、全國勞働が全的合同を排して單獨合同に進みつゝあること批

判攻撃さるべきであり、あくまで職場からの全的合同を主張する」と云ふのである。以て全評及びその友誼團體の立場を知ることが出來るであらう。〔議事〕一、勞働組合戰線統一の件、二、インチキ團體協約排撃の件、三、賃銀三割値上の件、四、臨時工制度撤廢の件、五、激發する被壓迫部落民大衆解放闘爭の件、六、日米勞働者親善運動の件、七、議會闘爭に關する件、八、總選擧對策に關する件、九、退聯手當積立法案に關する件、一〇、勞働者災害扶助法並健康保險法改正に關する件、十一、反ファッショ統一戰線に關する件、十二、次期大會開催に關する件、十三、役員選擧に關する件、〔可決〕。

〔勞働組合戰線統一決議案〕　本會は反ファッショ勞働組合戰線の全國的合同實現のために戰はんことを期す。〔理由略〕、〔實行方法〕(1)地區に於ける下部組織の間の合同統一並に職代を基礎とする全線的地區協の結成運動を促進すること、(2)全勞、總同盟合同協議會を發展せしめ、交總、市從、全評、其他地方獨立組合をも含めたる全的合同協議會を組織し、即時新合同勞働組合の結成を期すること、(3)全的合同を前提とする以上は、最大限の階級的襟度を以て即時合同統一を完成する用意あることを本大會の名に於て宣明すべきこと、(4)右について一切の具體的手續、條件等は新役員に一任すること、(5)聲明書を發表すること。

〔聲明書〕

全勞、總同盟の單獨合同に一歩を進めたる三長老裁定案なるものは、その附帶條件に於て、交總、市從其の他可能なる範圍に於ける諸團體との戰線統一を希望するかに見ゆるも、その實、所謂特別委員會によつて、全勞、總同盟幹部の立案に基づく合同方針を强制せんとする意圖を現すものであり、從つて澎湃たる全勞働者大衆の全的合同への熱望を蹂躙するものである。我が全國評議會は、交總、市從、其他の友誼團體と協力一致あくまで、勞働者大衆の階級的進出のために、全的合同卽時合同實現に向つて、萬難を排して邁進するものである。

加藤勘十氏渡米

「米國の日本人勞働者排斥を緩和し、プロレタリア同志が人種を超越して固い握手を交はす」ためにアメリカ勞働總同盟（A・F・L）内の幹部反對派で組織されてゐる失業保險救濟勞働組合委員會執行委員長エッチ・アール・バンジス氏から我國合法左翼陣營、日本勞働組合全國評議會に招待狀が到着し代表者の派遣を依頼して來た。全國評議會本部では協議の結果、執行委員長加藤勘十氏を代表として送ることを返電した。

失業保險救濟勞働組合委員會は米國の勞働組合中でも極右のA・F・L内の幹部反對派が昭和七年頃から失業保險法案の支持團體として保守的指導部にあきたらざる二千四百の地方的勞働組合から組織され果敢な闘爭をつゞけてゐるもので、A・F・L幹部が日本人勞働者排斥の方針であるに反して人種的偏見を排して從來の如く米人の勞働組合から排斥せず進んで組合に加盟させ日本人勞働者の待遇を向上させ勞働者の團

結を固めようといふ立場にある。このことは米國に於ける日本移民の排斥、特にアリゾナ州の日本農民迫害事件等の重大問題を惹起してゐる際、無産階級の國際的提携への契機として重大視された。

〔要綱〕

一、招待團體、アメリカ労働總同盟の失業保険並に救濟労働組合委員會（失業保険法案の支持團體）。

一、その團體の構成、アメリカ労働總同盟の保守的指導部に反對せる二千四百の地方的組合。

一、招待の目的、（イ）アリゾナ地方の排日、太平洋岸に於けるアメリカ労働者に講演することと、（ロ）日本人労働者に對する人種的偏見を去り日本人労働者を労働組合から除外することに對する反對の意味の講演。

三、期間、約三ケ月の豫定、一、被招待者、加藤勘十。

招待狀（全評加藤氏宛）

アメリカ労働組合總同盟内失業保険及救濟労働組合委員會（事務所、紐育ワン・ユニオンスクエアー）

親愛なる貴下並に同志諸君

吾々の團體はA・F・Lの中で失業保険と階級闘爭の綱領をもつて吾々の團體と極めて相似たるものであることを感ずるものであります。吾々は、吾々お互ひ同志が多くのことを學び合ふべきであると信じます。而してまたこのことは一般的意味に於て吾々の團體にとつて友誼的關係を作り、且つそれを維持することが利益であると思ひます。特に吾々の敵である帝國主義利益のために攪亂されてゐる所の遺憾なる反感・對立・而して日本移民労働者に對するA・F・Lの保守的指導者によつて煽動された人種的偏見の狀勢下に於て、吾々の團體は根本的には日本人及びその他の極東移民労働者に對する排他的差別法に反對であります。しかし日本人労働者の日本及アメリカ合衆國に於ける低賃銀並に低標準はしばしばアメリカ労働者に不安を與へ、資本家をして賃銀並に標準の低下に役立たしめ、且つ日本人移民労働者と白人労働者とを反動的に分離せしめることとなつてゐます。

吾々は現在アリゾナに於ける排日運動の潮流、並に南カルホニアからアラスカに亘る米國の太平洋沿岸に於ける長い間の日米労働者間の不和を見てゐます。而して日米労働者間のよりよき關係の必要を理解しなければならぬと思つてゐます。根本的には勿論アメリカに於ける日本人労働者の低い標準は、全く彼らの大部分があらゆる意味に於ての効果的な労働組合の組織が缺けてゐることに原因してゐます。アメリカの労働運動の保守的指導者は總ての東洋人並に有色人労働の劣惡條件並に白人及有色人労働者の共通の利益に偏見をもち、彼等を労働組合から除外しようとする

A・F・Lの政策を助長しようとしてゐます。吾々即ちこの排斥政策に反對してゐるもの、日本及びアメリカの戰闘的組合員、にとつてこの悲しむべき狀態を是正すべく積極的に働くことは、合理的なことでなければなりません。吾々の組織の基礎は吾々の綱領に贊成してゐるA・F・Lの中の二千四百の地的組合であります。吾々は日本人勞働者の狀態並に鬪爭――特に貴下等の戰闘的勞働組合の統一のための鬪爭――を知ることに深い興味をもつてゐます。同時に合衆國に於ける日本人勞働者の組織と而して人種的差別待遇に對して如何なる形に於ても共同鬪爭をするためにどんな支持協力が得られるかといふことに關心をもつてゐます。それ故に日本に於ける戰闘的勞働組合の卓越したる代表者として貴下に吾々の客としてアメリカを訪問し諸都市に於てアメリカ人並に若し出來れば日本人勞働者の聽衆に對してレクチユアして貰いたいと云ふ吾々の懇切なる招待を差上げる次第であります。

吾々は太平洋岸のの重要なる中心地の諸講演旅行と並に東部に於ける合衆國の產業中心地に於ける數回の講演を目論んでゐます。吾々は貴下の確實なる返事を得ればもつとはつきりと貴下の講演旅行を具體化することが出來ます（中略）貴下の講演旅行の一切の費用は吾々の團體で負擔するといふことを了解せられ度い。それは日本を立つてから大體三ケ月の豫定で、貴下からの電報の返事を受けとれば吾々は日本郵船會社に橫濱とサンフランシスコの往復旅費を拂込むであらう。吾々は貴下がパスポートを得られた時の貴下からの電報を待ち受けてゐます。その上で吾々は必要な仕度貨を拂ふために三十弗の金を貴下に電送いたします、貴下がサンフランシスコに着いた上直接にアメリカ滯在中の貴下のその他の費用、貴下の講演からの收入の割當及びその他の詳細な協定をするであらう。

吾々は貴下がこの招待を承諾したと云ふ返報を受取ると吾々は合衆國の內務省に東京のアメリカ大使に對し貴下の合衆國渡航に必要な査證を與へるやうにといふ勸告をなさしむべく要求するであらう。吾々は貴下が直ちに貴下の團體から不在になることについての必要なことゝ政府から必要な書類を得るためにあらゆる準備をせられんことを期待し　而して貴下が日本を出發しサンフランシスコに到着する時日を正確に通告されんことを切望いたします。貴下がアメリカの土地を訪問されることの喜びと貴下の協同者、日本の勞働者諸君に對して親愛なる挨拶を表明いたします。

執行委員長　エツチ・アール・バヂス

書記長　ルイス・ウエインストツク

全國評議會は四月八日の加藤勘十氏の渡米を決定したが、京都協議會では渡米について勞働團體としての「注文の會」「送別會」「送別演說會」等を開くべく提唱し、それ〴〵實行した。査證の延期よりして加藤氏は四月二十三日橫濱解纜の氷川丸にて渡米。加藤氏は六月四日シアートルに上陸し、爾來八十一日米國に滯在し、ニユーヨーク、シカゴ、ワシントン等、東部重要產業地帶を視察し、更にロスアンゼルス、サンフランシスコ、オークランド、バンクーバー等を巡歷し、八月二十三日シアートル發、九月五日、

横濱に無事使命を果して歸着した。

十三　日本交通勞働總聯盟系組合

1　運動の概況

日本交通勞働總聯盟は東京交通勞働組合、大阪市電從業員組合、神戸市電從業員組合を中心に大阪自働車從業員組合、二〇〇名の組合員を擁し、東京交通が主流をなして合法左翼的傳統を有つてゐる。九年度加盟組合として六組合、二一、京交通において東交の行つて東京市電爭議で堂々たる威力を示し、同十二月の年度大會に新運動を採擇し、本年度においては總同盟・全勞の合同問題を契機として終始、積極的態度に出で大合同主義に立ち、市從・全評と語らひ、總同盟・全勞の合同折衝を行つた。

組織現勢は東京交通勞働組合（二六支部一一、五〇〇名）東京自働車勞働組合（七支部一、四六五名）、大阪自働車從業員組合（五支部六五〇名）、神戸市電從業員組合（五支部一、〇〇〇名）等で、委員長は佐々木瀞三氏である。

2　大會と諸活動

日本交通勞働總聯盟擴大中央委員會——九年十二月十六日、東京市京橋區築地所在の東京交通勞働組合本部にて開催（本年鑑昭和九年度締切後不採錄部分）。〔出席者〕東京交通組合より二〇三名、大阪市自働車從業員組合より一九名、大阪市電從業員組合より一名、神戸市電從業員組合より四名、計四七名、〔議長〕熊本利男（東交）、〔議案〕一、運動方針決定の件、二、組織活動に關する件、三、健康保險制加入對策の件、四、事故による二重三重處罰反對の件、四、初給引上鬪爭に關する件、五、歲末鬪爭に關する件、六、反ファッショ鬪爭に關する件、七、爭議調停法改惡反對の件、八、大會に關する件、——大會は隔年度開催、大會なき年は中央委員會開催、〔新役員〕中央執行委員長野平未松氏、常任執行委員大阪、神戸各組合より一〇名選任。

東京交通勞働組合昭和九年度大會——昭和九年度において東京市電大爭議を敢行したる本組合は、昭和九年度大會を十二月十五日東京芝公園協調會館に於て開催された。（本年鑑昭和九年度締切後、不採錄）。〔スローガン〕一、最低賃銀を二圓五十錢にしろ、二、馘首者全員を即刻復職させろ、三、馘首賃下勞働强化絕對反對、四、反動ファッショを粉碎しろ、五、大會より即時賃銀引上鬪爭へ、外五項。〔出席者〕代議員數約三〇〇名、本部員一六名、傍聽者約二〇〇名、計五〇〇名。〔議長〕熊本利男氏、〔副議長〕野平未松、河野平治兩氏。社會大衆黨、大阪、神戸の各市電從業員組合、總同盟、全國勞働、全國評議會、全國農民組合等の代表祝辭、河野平治氏より過去一年間の運動、市電爭議に關する報告あり、自働車從業員、電車從業員より、（イ）第一回ストライキ斷行指令の遲延したる理由、（ロ）調停委員を電車部より選任せざりし理由、（ハ）調停委員會開設の際ストライキ中委員長が總同盟に解決を依賴したその風說に對する說

明、(ホ)スキャップ防止に對する首腦部の對策、等に關し、本部糾彈的質問が執拗に繰返されたるに對し委員長熊本利男、爭議部長河野平治氏等より夫々應答あり緊張裡に約三時間に亘る質問應答の後、本部報告を承認、〔議案〕一、宣言發表の件、二、賃銀引上鬪爭に關する件、三、更改給實施延期の件、四、女子車掌結婚に依る馘首絶對反對の件、五、最低賃銀制確立に關する件、六、犧牲者救援に關する件、七、反動ファッショ撲滅の件、八、臨時雇傭制絶對反對の件、九、一切諸手當復活の件、一〇、勞働强化反對の件、十一、不當處罰反對の件、十二、青年部確立に關する件、十三、女子車掌の六時間制復活に關する件、十四、規則改正に關する件、(以上可決)、會計報告として、(一)鬪爭費用收入一七、七五九圓、支出一四、八三五圓、差引殘金、二、九二三圓、(二)一九三四年經常費收入一一、三七四圓、支出一〇、六五六圓、差引殘高七一七圓。

〔宣言〕

一萬一千の全員總解雇と賃銀半減による新規採用の大暴壓案粉碎鬪爭を了へ、更に生活權確保の爲めの決死的鬪爭を目前にして、我東京交通勞働組合一九三四年度大會は左の如く宣言す。

今や、世界的經濟協調に破綻せる資本主義は、經濟恐慌の波を全勞働者農民の搾取のみに依つて乘切らんとしつゝあるのだ、見よ！ 資本家及地主の飽くなき搾取と彈壓の魔手は、東京市電の如き公共事業に於てすら山下前局長の常軌を逸せる大暴壓案となつて現はれ或は全國七十萬農民の餓死線に於ける悲痛なる絶叫となつて現はれてゐるではないか、生活苦に喘ぐ全勤勞大衆の餓死狀態を打破する爲めに我々は只鬪爭以外に斷じて道はない。我が東京交通勞働組合は傳統的階級意識と團結の偉力により、近時萎微沈滯せる勞働運動を實踐を通じて打破するとともに東京市電の根本的更生策の樹立と、奪はれたる諸條件奪還の爲めに勝利への確信に燃えつゝ一切の戰備を整へ、斷乎鬪爭に邁進せんとするものである。

(委員長佐々木滯三、委員北田一郎、二六支部、一一、五〇〇名)

日本交通勞働總聯盟の統一戰線態度

日本交通勞働總聯盟は七月鬪催せる常任委員會に於て組合戰線統一問題に就いて協議し、この新情勢に對して次の如く決議した。

〔決議〕 國際危機と經濟恐慌の深刻化、軍需インフレの破綻に伴ふ勤勞大衆の生活不安が加速度的に增大しつゝあり。他面資本家階級の手先として日本主義組合ファッショ組合の反動的統一が我々の前進の大なる障害物として立ち現はれつゝある時、總同盟・全勞の合同運動を始めとし今や日本の勞働運動に嘗て見ざる昂揚にして根强い戰線統一運動が盛り上つて來たことは誠に喜ぶべき階級的躍進の巨步である。この新なる狀勢に直面して我々は(イ)我々自信の過去の感情や行懸り意見の小異に拘泥することなく、階級的襟度を示すと共に他組合にも繩張りを捨てゝ斯くあらんことを要望し、(ロ)組合內民主主義の確立、產業別整理を伴ふ反ファッショ組合の全線的統一を實現せしむべく、(ハ)組織の上下を通じ共同鬪爭其の他凡ゆる機會を捉へてこれが促進實現のた

め努力するものである。

日本交通勞働總聯盟年次大會

東京、大阪、神戸六大都市に於ける各市電從業員の組合を以て組織する「交總」の年次大會は十一月十六日午前十時より同午後七時迄大阪市中之島公會堂中集會場に於て開催された。出席者は常任委員一三名の外、東京交通勞働組合員五二名、大阪市電從業員組合より八〇名、神戸市電從業員組合より三〇名、大阪自動車從業員組合より一〇名、京都市電より二名、計一七四名の代議員並傍聽者約一〇〇名。〔スローガン〕一、馘首賃下勞働强化絶對反對、一、反動ファッショを撲滅しろ、一、賃上を交總統一の奮起で戰へ、一、勞働組合の全線的統一に突進しろ、一、自主的勞働組合法の卽時制定、〔議長〕牧野松太郎氏、〔議事〕一、運動方針に關する件、二、賃銀引上統一鬪爭に關する件、三、勞働組合戰線統一に關する件。

〔運動方針〕一、戰爭防止、ファッショ反對。二、組合戰線の反ファッショ全線的統一並に勞農提携、三、社會立法制定改廢並に選擧鬪爭、四、未組織交通勞働者の組織活動、五、生活權擁護向上鬪爭、六、組合强化の爲の對內改善。

〔賃銀引上統一鬪爭〕

主文——我等は餓死賃銀の打破の爲奮起せんとしつゝある東交を先頭に、極度に低劣なる新採用者の賃銀引上、其の他各組合當面痛切なる要求を提げ、斷乎統一的奮起によつて生活防衛鬪爭の勝利を期す。

理由——昨秋の大暴壓によつて東京市電一萬二千大衆が全く餓死賃銀に叩き落された事は周知の事實であるが、これは獨り東交大衆にとつて我慢の出來ない事たるのみならず、全交通勞働者の生活をも同樣の危機にぐん〳〵引き摺り込むところの重大なる脅威である。見よ！　餓死賃銀の强要は今日各市電其の他到る處の交通勞働に打ち降ろされつゝあるではないか！　既得の勞働條件を次々に剝奪しつゝあるの外、初任給を八十錢乃至一圓に切下げ、これによる新採用者と比較的高給の舊從業員との入れ替へ政策は今日一般に行はれてゐる。しかも反面に於ては政府のインフレ政策による物價騰貴があり我々の生活は耐え難き窮乏裡に追ひ込まれてゐる！　若干の緩と急との差こそあれ同じ不安のどん底への道を辿つてゐるのだ。東交が餓死賃銀打破に奮起する機會こそは又全交通勞働者の生活權防衛の機會でもある。我々はこの鬪爭を有效に且つ勝利的に戰ひ拔く爲め交總各組合がそれ〴〵痛切なる要求を提げ統一的に奮起することが絶對的に必要であり最も正しき方針なりと確信する。東交はこの一戰に組合の生死を賭してゐるが、交總にとつてもこの統一鬪爭は文字通りに全力を傾倒しなければならぬ空前の大鬪爭である。

實行方法——一、本大會直後今月中に各組合當面の痛切なる要求を嘆願書として期を同じうして提出する事、二、嘆願書提出後は各組合とも能ふ限り軌を一にして深刻にして有效なる大衆行動を展開する事、三、他交通勞働者並に一般勞働者の奮起を促す爲に積極的に働きかけ又はアヂプロ活動をする事、四、各機關の活

動を充分ならしめ、連絡、指令、統制に遺憾なからしめる事、五、その他常任委員會一任。

〔勞働組合の戰線統一に關する件〕

主文――我等は目下進行しつゝある全國勞働組合同盟と總同盟の合同を中核とする統一運動は日本勞働組合運動の一大飛躍と我等年來の熱望たる反ファッショ勞働組合の全線統一の絶好の機會なりと信じ左の事項の實現を期しつゝ之に積極的に參加するものである。一、實質的に陸上勞働組合の反ファッショ全線的統一たらしむる事、二、産業別整理統一と組合内民主主義を確立する事。

理由――勞働組合戰線の統一の必要は今日過去の如何なる時代より最も痛切であり緊急事である。現在極度に窮乏化せる勤勞大衆の生活の前途には不況の一層の深刻化と戰爭狀勢の逼迫の伴ふ處のより暗膽たる不安が横つてゐる。加ふるに反動的社會狀勢の重壓とこの波に乘る所謂日本主義勞働組合なる反動御用組合の勃興がある。勞働者階級は正に腹背左右から攻撃されるの狀態を思はなければならぬ。この時に於ける勞働者階級の唯一の活路は勞働組合戰線の反ファッショ的大統一による强力なる鬪爭以外には斷じてないのだ。本年初頃より未曾有に熾烈となつた勞働組合戰線統一の叫びこそはこの活路を求むる大衆の熱烈眞摯なる要求である。全勞、總同盟を中心とする合同運動はこの大衆の要望に應へ、日本勞働組合運動の一大飛躍への絶好の機會としてこれを實質的な陸上の反ファッショ全線統一體として完成しなければならぬ、幸にして我々の今日までの接渉によれば右兩團とも反ファッショ全線統一方針に異らざるを以て、我々にして積極的に參加するならば全線的統一が極めて容易に可能と見る事が出來る。故に我々は全線的統一運動に積極的に參加しこれが速かなる實現を期さなければならぬ。

實行方法――一、實質的な全線的統一を可能ならしむるため全勞、總同盟及び全評との接渉を一段と積極的に行ふこと、二、合同委員會に正式參加を申込む事、三、東京市從と協力し、僚友組合に參加を勸誘する事、四、組織内の大衆に統一の意義と必要とを充分に徹底、理解せしめる事、五、其の他常任委員會に一任。

〔議案――原案通可決〕一、未組織交通勞働者の組織に關する件、二、社會立法制定並に改廢に關する件、三、組合財政確立に關する件、四、女子車掌結婚による馘首反對に關する件、五、共濟組合管理權獲得鬪爭に關する件、六、臨時工即時本俸に採用要求に關する件、七、勞働爭議調停法撤廢に關する件、八、反動ファッショ撲滅に關する件、九、停年制廢止要求に關する件、十、府市共同鬪爭統一に關する件、十一、週休制要求に關する件、十二、兵役除隊者舊條件即時復職に關する件、十三、交通事故に依る二重處分反對に關する件等。〔常任委員長〕中島喜三郎、〔常任委員〕河野平治氏外八名。

日本交通勞働聯盟常任委員會　七月八日、本部に於て開催。〔出席〕東交――牧野、佐々木、河野、岡本、大阪市電――石原、安部、立石、赤井、神戸市電――竹谷、光本、大阪市從――松田、〔議長〕牧野、〔議事々項〕一、京都市水害見舞の件、二、組合戰

線統一の新狀勢に對する態度方針、三、選擧方針、等。滿洲事變以來日本主義運動の非常時的發展による最近の戰線統一と、他方組合會議派の戰線統一運動、全勞・總同盟の合同の具體化に對し、交總を中心とする統一會議派も、戰線統一を重視し、「産業別整理を伴ふ反ファッショ組合の全線的統一」は最緊急事であることを表明した。

東京・市從・協議會結成　六月十日、東交本部事務所に於て開催。〔出席〕東交――北田、佐伯、島上、伊藤、森村、市從――谷口、橋本、石川、細野、小野の諸氏、〔議長〕北田、東京市從業員組合では兼てより對市鬪爭に於ける統一戰線問題につき東交に對し交渉しつゝあつたが東交、市從協議會結成重要打合會を開き地區協、中央協、所屬市聯等の全面的組織構成の決定を見た。

日本交通勞働總聯盟大會　十一月十六日、大阪中ノ島中央公會堂に於て開催、〔參集組合〕東京交通勞働、大阪市從、神戸市電從業員組合準備會、〔スローガン〕一、交總大會萬歲、二、馘首賃下勞働强化絕對反對、三、反動ファッショの撲滅、四、賃下を交總の統一奮起で戰へ、五、勞働組合の全線的統一に突進しろ、六、自主的勞働組合の卽時制定。議案のうち重要なるものは、東交の賃銀三割引上逆襲鬪爭、大阪電從の新採用規定撤廢鬪爭、神戸市電從のスピードアップに依る勞働强化反對並に退職金削減反對鬪爭等で、三都市從業員の大同結成に依る都市事業當局に對する鬪爭である。〔議長〕牧野（東交）、〔副議長〕小野清三郎（大阪市電從）、〔書記〕光本（神戸）、水谷（東交）、二十七議案を上提可決。

〔運動方針〕一、戰爭防止、ファッショ反對、二、社會立法制定改廢並に選擧鬪爭、三、未組織交通勞働者の組織活動、五、生活權擁護向上の鬪爭、五、組合强化の爲の對內政策、等。

東京交通勞働組合靑年部確立大會　四月二十五日、神田神保町中央佛敎會館に於て開催。東交靑年部は幾度かの鬪爭經歷においてやゝもすれば外部團體の指導下に政治鬪爭に走り過ぎ彈壓に惱んだものであるが、その經驗よりして、今回、絕對的に中央集權による全線的な靑年部確立を期した。〔參集〕約三百名、〔スローガン〕一、東京交通勞働組合戰鬪化萬歲、二、馘首賃下勞働强化絕對反對、三、單一賃銀制による最低二圓五十錢の獲得、四、同一勞働による同一賃銀の獲得、五、資本主義的搾取傭員制の撤廢、六、交通產業靑年勞働者の結合、七、市電の靑年は一人殘らず靑年部へ、八、靑年勞働者の政治的自由の獲得、九、反動ファッショを撲滅せよ、一〇、メーデーに最大動員しろ、等。

〔行動綱領〕一、交通產業靑年勞働者の全國的戰線統一、二、交通產業勞働者の六時間乘務制の獲得、三、單一賃銀制の獲得、四、同一勞働に對する同一賃銀制の獲得、五、階級的消費組合の結成、六、資本主義的搾取傭員規定の撤廢、七、局債を一般市經濟に移讓斷行、八、靑年勞働者の政治的自由獲得、九、金融資本の手先市會及理事排擊、十、勞働者の寄生蟲爭議ブローカー掃滅、十一、馘首賃下勞働强化絕對反對、十二、反動ファッショ排擊、

〔新役員〕部長神代、副部長山本、書記二名、會計二名、專門部員四名、以上十名。

東京交通勞働組合本年度活動概要　一、賃銀引上げの重大なる鬪爭については、昭和九年大會の決議により卽時引上要求を爲し、十二月二十五日當面重要なる五ケ條を嘆願書として後藤局長に提出し歲末鬪爭を爲す。二、更に退職、整理手當全額拂下げ運動として年末中に拂下要求したる所、二十七日に全額支拂を回答し來つた。三、馘首者復職鬪爭は全從業員の賃銀半減及び爭議犧牲者二十五名の復職運動で、四月に八名、五月三十日に十二名の復職に成功した。四、反動に對する鬪爭は新日本國民同盟排擊が重要なものであつた。五、健保掛金値上反對、六、醫療費分納問題、七、補助手宿直手當復活要求、八、不當處罰問題、九、東北飢饉救援鬪爭、等々に鬪爭した。

大阪市電從業員組合第三回中央委員會　六月十八日、西區幸橋通、同本部に於て開催。〔出席〕電車部、技術部、工務部、電氣部、自働車部、代表七十八名。〔議長〕石原委員長、書記、河原、岩氣、松田、〔議事〕一、夏季鬪爭の件、二、服裝改善要求の件、三、役員移動に依る補充、四、健保會議員特別勤務制要求の件、五、新規採用者待遇改善要求の件、六、七月三日記念鬪爭の件、七、共濟組合役員の件、八、組織擴大强化の件、新採用規定につき、六月十九日嘆願書を市電氣局長平塚米次郎氏へ提出。

大阪市電從業員組合執行委員會　十月七日、本部、出席者安部氏以下二十七名、議長安部、書記松田、岩氣、川原、〔議事〕一、共濟組合補缺選擧對策に關する件、二、年度大會に關する件、三、交總大會に關する件、四、臼谷タクシー爭議應援に關する件、五、京都市電不當馘首對策に關する件、六、健康保險會理事に關する件。

大阪市電從第二回大會　十一月十二日於本部、反ファッショ戰線確保のための鬪爭、及び東交の三割賃上攻勢鬪爭、神戸市電從のスピードアップ、退職積立金問題に對する鬪爭、大阪における新規採用規定撤回要求等の重大問題の外、對市共同鬪爭の遂行と全合同への態度決定といふ問題を審議した重要大會。代議員二百五名〔電車部、電氣部、技術部、工務部、自働車部〕、〔議長〕小野清三郎、〔スローガン〕一、女子生理休暇一週間を支給せよ、二、勞農全線的提携萬歲、三、兵役應召に休暇制を實施しろ、四、人件費削減勞働强化絕對反對、五、交總歲末鬪爭に斷乎奮起しろ、六、新採用者に卽時昇給三十錢及手當步增舊規定並に支給しろ、七、全映制度の改善及外套雨合羽覆物を統一支給しろ、八、勞働組合の全的合同統一に突進しろ、九、大阪市電從第二回大會萬歲、〔議事〕五十一議案上提、可決。一、運動方針大綱、二、全國的勞働組合戰線統一、三、局內組合統一、四、對立共同鬪爭實行、五、人件費削減反對、六、新規定撤廢要求、七、健康保險組合改善要求、八、共濟組合財政確立、九、兵隊除隊後舊條件繼續採用要求、一〇、選擧投票日十二月三十一日公休要求、一一、被服改善要求、一二、採用規定改善、一三、女子車掌に外套要求、一四、工場設備改善、一五、昇給通過絕對反對、一六、作業服支

給、一七、生理休暇一週間要求、一八、雨天作業者に雨具支給、一九、臨時傭を本傭に要求、二〇、停電その他不可抗力に依る遲刻容認の件等々。

（昭和十年度組合勢力、一八支部、組合員三、六〇五名）

大阪自働車從業員組合擴大中央委員會　九年十二月二十五日、於大阪西區幸町本部事務所、〔議長〕江澄衞、〔副議長〕松田長左衞門、出席代議員二十二名、本部九名、計三十一名、〔新役員〕委員長松田長左衞門、書記高貴傳三郎、中央委員江澄外二十二名の諸氏。〔活動方針大要〕組織方面においてはタクシー方面への大衆獲得、全體的スローガンとして一、生活賃銀制の確立、二、官憲の××取締反對並に取締法規の合理的改廢、三、健康保險法改正の件、四、勞働戰線統一の加入に依る掛金資本家負擔、四、全市自働車從業員の共濟組合制度の獲得等を揭げ具體的實現に力をつくすべきである。又團體協約の締結により日常經濟的利益を得ると共に團體協約活用の方針、人的結合と統制に努むること。敎育活動は組合運動の最重要部門であるが從來活潑に實行されてゐない。「勞働組合は社會主義の學校である」といふ正しい認識を勞働者に徹底せしめる必要がある。かくて新幹部、鬪士の養成、全組合員の質的强化が緊要である。救援活動については一、勞働者の連帶的相互救援、二、組合員並にその家族の病氣其他不幸に對する救援と慰問、組合員の借家問題或は法律辯護に關する盡力、消費組合の利用等組合員間の家族との結合による集合を必要とする。

大阪自働車從業組合年度大會　十二月一日、大阪市此花區吉野町勞働學校樓上にて開催。〔議長〕松田長左衞門、〔副議長〕川島德太郎、代議員七五名、本部員一〇名、計八十名。〔スローガン〕一、大阪自從大會萬歲、二、退職手當制度を確立しろ、四、女子從業員の夜勤を廢止しろ、四、交通取締嚴罰主義反對、五、反動ファッショを紛砕しろ、六、勞働組合の全國的統一しろ、七、固定日給卽時値上しろ、〔議事〕一、臨時制度撤廢の件、二、固定日給の引上の件、三、健康保險法改正の件、四、勞働戰線統一の件、五、退職金制度確立の件、六、ファッショ反動勢力紛砕の件、（可決）、〔新役員〕委員長松田長左衞門、書記長高木傳三郎、中央委員、川島外十四名諸氏。〔運動方針〕一、組織活動、二、爭議活動、三、政治活動、四、敎育活動につき指示。（昭和十年度組合勢力、五支部、組合員六五〇名）

大阪市電從業員自助會第十三回大會　十一月二十八日、大阪市電四ッ橋交叉點大阪實業協會三階に於て開催。〔議長〕委員長今西源平、〔副議長〕西川長一、〔出席代議員〕天王寺、今里、春日出、都島、鶴町、野里、築港計二百八十三名。〔一般情勢並活動〕一、反ファッショ、反共產主義。今や日本勞働組合會議は吾國勞働階級の一大城砦を爲し、社會大衆黨は府縣會選擧戰に大躍進を示したが、市電自助會はこの線に沿ふ。二、嘆願獲得鬪爭（第一次待遇改善嘆願書提出、第二次待遇改善嘆願書提出、健保改善獲得鬪爭、第二次待遇改善嘆願書提出、對市協議會嘆願鬪爭）、三、組織活動（天王寺自働車支部結成、野里自働車支部發會式、春日出、都島兩支部自助會統一、今里支部結成、天王寺自働車支部再建）、四、交總問題（わが自助

會は分裂以來交總は幹部のみのものでなく交通勞働者大衆自身のものだといふ理論と信念の下に今日尚交總を名乘つてゐる)、六、選擧鬪爭(健保會議員選擧、共濟組合評議員選擧、同補缺選擧、府會議員選擧)、七、戰線統一問題に對する自助會の方針(無産爭議との協力、對市協議會の結成、全勞總同盟合同問題、都市從業員全國協議會)。

〔宣言〕(要旨)

一部の策動に依り分裂以來一時苦難の境に陷つたるも全員の奮鬪に舊勢力を凌駕する充實せる內容を以つて第十三回大會を開催せられたるを喜ぶ。我等は大阪市電氣局內唯一の交通勞働の强大なる組織として自他共に任じて來た。觀念的左翼主義は組織の破壞を來せるのみである。我等は斯る左翼主義の克服に依り更に將來の發展擴大に努力しなければならぬ。徒らなる掛聲のみでなく精神的結合に依る强き團結の力に依り鬪爭しなければならぬ。

右宣言す。

大阪市電從業員合同友派自助會　昭和九年十二月二十二日、九條會館に於て開催。〔經過〕自助會は大正十三午、かの市電大爭議直後、西部交通勞働同盟の解體の後を受け從業員の自主的組織として福利の增進、地位の向上を唯一の目的として組織されたものである。結成後十二年、幾多の苦難の中を經過し、難關を突破して眞に從業員の生活城砦として福利の增進、待遇の改善を獲得して今日に至つた。昭和九年同盟大會におげる局內三團體合同案の決定、大阪市電從業員組合を結成したが、電車部關係のみで組織されてゐた舊自助會內の鶴町支部を中心とする一派は合同に反對し舊自助會を死守する旨を宣言し、名稱も自助會そのまゝを採用し、合反鬪爭をつゞけた。今里、天王寺、築港組合員一千五百餘名を擁してゐる。〔スローガン〕一、札付書記の魔手より運輸勞働者を救へ、二、不良分子の掃蕩を通じて自助會の擴大强化へ、三、新規採用者歩增手當差別撤廢、四、昭和十年度人件費削減反對、五、健保險實施に伴ふ共濟組合改惡反對、六、小兒病觀念的左翼運動排擊、〔議長〕竹下定一、〔副議長〕西川長一、〔書記〕中川重吉、〔出席代表〕今里支部(十四名)、築港支部(十四名)、天王寺支部(十三名)、鶴橋支部(十六名)、本部(八名)、計六十五名、〔議案〕一、運動方針、二、昭和十年度豫算削減反對、三、業務改善委員會提唱、四、新規採用者歩增諸手當差別撤廢、五、事故處分共同委員提唱、六、健康保險實施に伴ふ共濟組合改惡の件、〔緊急動議〕東北農民救援の件、本部費納入の件、〔新役員〕委員長西川長一、財務(竹下)、爭議(吉田)、政治(安達)、組織(小川)、出版(清山)、調査(川村)。

〔運動方針〕一、吾等は團體的努力によつて勞働條件を有利に展開せしむることを目的としなければならぬ、二、吾等は常に現實主義に立脚した合法性妥當性ある運動を行はねばならぬ、三、自助會に現業員によつて組織され指導されてゐる自主的組合である。(以上)

神戸市電從業員組合第六回大會　一月二十九日、神戸市榮町朝日會堂に於て開催。〔議長〕平田萬吉、〔代議員〕百二十九名、〔ス

ローガン」一、嚴罰主義絶對反對、二、スピードアップ其他に依る勞働强化絶對反對、三、停年藏首絶對反對、四、殉職者遺族の生活を保證しろ、五、團結權を認めろ、六、健康保險の掛金を電氣局が負擔しろ、七、戰鬪的産業別單一組合結成萬歲、八、言論出版結社の自由を與へろ、九、最低賃銀を二圓五十錢にしろ、一〇、ファシズム並に一切の反動團體を紛碎しろ、一一、青年婦人勞働者の待遇を良くしろ、十二、藏首賃下げ絶對反對、〔議案〕一、運動方針大綱、二、勞働組合法制定、三、最低限度の乘務時間並に最短限度の休憩時間設定、四、十年以上勤續者として圓滿辭退したる場合六ケ間有效乘車券交附、五、共濟組合診療所へ通院する家族へ乘車券交附要求、六、褒賞休暇の期間撤廢要求、七、夏季休暇要求、八、最低賃銀制度制定要求、九、兵役服務中休職制度制定要求、十、肺結核患者公傷取扱要求、十一、停年に達したる補助車掌卽時本務採用の諸件可決。〔新役員〕執行委員長、江崎九山、中央會計上野一郎、中央執行委員松下輝雄外七名、〔行動綱領〕〔運動方針〕〔宣言案〕の發表。行動綱領はスローガン及議案と略同じ。

神戸市電從業員組合第七回大會　十一月十三日、神戸市加納町日の出食堂に於て開催、春日野支部、布引、須磨、電氣、車輛、工務の六支部より代議員百二十名、傍聽者百名餘。〔議長〕江崎九山、〔副議長〕松下輝雄、〔議案〕第二十四號まで全部原案可決、〔新役員〕委員長楠川秀雄、書記長竹谷政一、中央會計内脇二郎、執行委員藤原正雄外八名。

〔行動綱領〕

一、未組織勞働者獲得の爲めの鬪爭、二、民主的中央集權確立の爲の鬪爭、三、全國的單一勞働組合結成の爲の鬪爭、四、スピードアップその他による勞働强化絶對反對の爲の鬪爭、五、最賃銀制度確立の爲の鬪爭、六、昇給規程獲得の爲の鬪爭、七、同一勞働に同一賃銀獲得の爲の鬪爭、八、殉職者遺族の生活保證の爲の鬪爭、九、藏首賃下反對の爲の鬪爭、十、嚴罰主義反對の爲の鬪爭、十一、兵役應召者休職制度獲得の爲の鬪爭、十二、二重三重賃銀制度撤廢の爲の鬪爭、十三、青少年婦人勞働者待遇改善の爲の鬪爭、十四、共濟組合管理權獲得の爲の鬪爭、十五、停年藏首反對の爲の鬪爭、十六、臨時傭制度撤廢の爲の鬪爭、十七、交通事故による一切の損害事業主全額負擔の爲の鬪爭、十八、債權讓渡による藏首反對の爲の鬪爭、十九、無産階級暴壓諸法令撤廢の爲の鬪爭、二十、言論結社出版の自由獲得の爲の鬪爭、二十一、團結權罷業權獲得の爲の鬪爭、二十二、爭議調停法の撤廢の爲の鬪爭、二十三、勞働者農民の自主的相互救援の爲の鬪爭、二十四、對市戰線統一の爲の鬪爭、二十五、資本家地主の全額負擔による失業保險法制定の爲の鬪爭、二十六、ファッシズム並に一切の反動團體粉碎の爲の鬪爭、二十七、健康保險法の徹底的改正の爲の鬪爭、（昭和十年度組合勢力、五支部、組合員數一、〇〇〇名）

〔スローガン〕一、日本精神に依る港灣勞働者の福祉の增進、二、産業報國に依る皇道日本の完成、三、中部港灣勞働者組合萬歲。

〔綱領〕一、吾等は港灣産業の重要性に鑑み、全的統制と適切なる行動に據る利潤の均霑を以て組合員の相互の福祉の增進を期す、二、吾等は日本建國の本義と民族本來の精神に基き新日本の建設を期す、他方全勞大阪都從、神戸市從と共に「都市從業員協會」、社大黨東京府聯東交と「對市共同鬪爭委員會」の結成、或はまた東交との組織的統一促進を目指して「地區協議會」の設立其他市電大爭議、關西風水害、東北飢饉等への救援活動等異常の活躍を示した。

〔宣言〕近時吾國産業の長足の飛躍は全人類に空前の貢獻と驚異を感ぜしめたり、惟ふに是吾等同胞が現下の全文明の取捨選擇と民族福祉を目的とせし創造の的中なりと斷言す、世界列强は此の隆昌に對し或は關稅障壁に依り或は國防に海運に、魔手の止まる所を識らず卽ち慮る所あり吾等の永年の主張せし外來理論は歐米一部民族の優越助長に資せしか邦家産業民族消長に何事かあらむ。本日茲に是が誤謬を明證し以て日本國民天與の責務と公正なる步調に出でん事を期す。大方各位吾等の目的達成に絶大なる協力を切望してやまず本組合創立に當り右宣言す。

十四　東京市從業員組合

1　運動の概況

東京市從は大正十三年創立以來十二ヶ年の鬪爭經歷を有し、幾度かの彈壓を排し合法左翼として邁進して來たものであるが、昭和八年の檢擧があつて以來、左翼方針を淸算し、九年度大會に於ては、初步的な經濟團體としての建前から新に出直し、他團體との連絡を絶ち、組合行動の規範を對市鬪

係のみに限り、內部の充實と組織の擴大に傾注することにした。かくて組織方面においては潰滅した支部の確立、新支部の獲得を爲し、他方全勞大阪都從、神戸市從と共に「都市從業員協會」、社大黨東京府聯東交と「對市共同鬪爭委員會」の結成、或はまた東交との組織的統一促進を目指して「地區協議會」の設立其他市電大爭議、關西風水害、東北飢饉等への救援活動等異常の活躍を示した。

〔爭議活動〕一、昨年大會決定の要求事項、二、登錄勞働者値下反對鬪爭應援、三、市電爭議應援、四、歲末鬪爭、五、新年度豫算の調査、六、佐賀富太郎排擊鬪爭、〔政治活動〕一、關西風水害救援、二、東北冷寒救援、三、對市共同委員會の結成、四、メーデー鬪爭、〔教育活動〕九年度大會決議による啓蒙雜誌「傭員の友」が九年九月より發行、パンフレット「勞働組合の認識」發行、しかし、研究會、職場巡回講演會等は實行されなかつた。尙ほ本年度重要活動として擧ぐべきものは、一、勞働組合の全的合同問題の件につき、全勞・總同盟の單獨合同を反フアッショ組合の全的合同へ發展せしめんとする活動、二、都市從業員組合全國協議會擴大の件、（參加團體は一、東京、東交、二、市電從、電從、自助會、市從、都從、三、神戸、市電從、從業員聯盟）三、未組織獲得の件、等である。昭和十年度における組合勢力は三〇支部、組合員三、〇〇〇名、委員長は橋本富貴良氏、で

ある。

2 大會

東京市從業員組合本年度大會　五月二十日、本所區公會堂に於て開催。〔議長〕橋本富貴良氏、〔副議長〕細野重、櫻井金太郎氏、〔出席代表〕芝一五、赤坂四、汐留一四、神田一二、麹町一一、枝川一六、渡船場二、本所一五、大森四、杉並五、蒲田七、深川一〇、目黒二、下谷三、日本橋八、ローラー三、以上十六支部一三四名。〔缺席四谷支部〕、〔議案〕組合費增額の件、相互金庫設立の件、組合火災保險取扱の件、東交との地區協議會設立の件、健康保險適用要求の件、給與金規定改正要件の件、低利貸金規定實施要求の件、冬期中勤務時間短縮要求の件、ローラー運轉手勤務先決定要求の件、ローラー運轉手出張手當要求の件、ローラー運轉手特別手當要求の件、雨具、作業服の質改善要求の件、自轉車免稅要求の件、冬期夜間自働車作業に外套支給要求の件、冬期渡船作業に外套要求の件、等、可決、〔宣言〕一、賦首賃下待遇改惡絕對反對！　二、內部の刷新强化と組織の擴大、三、東交との組織的統一促進！　四、市區行政に對する從業員の居住的鬪爭同盟の結成！　五、都市從業員組合の全國的結成！　六、自主的勞働法案の獲得！　七、ファッショ粉碎、勞働組合合戰の統一！　我等は右スローガンの實現を期し、組合の統制嚴守と實行果斷の相互的熱意によつて組合の全面的な鬪爭を根强く遂行する、右宣言す。

〔新役員〕　中央執行委員、委員長鈴木富貴良(枝川)、小野正造(神田)、山田信政(芝)、細野重(麹町)、佐藤勝男(赤坂)、石山清(本所)、谷口次郎(本部書記)、常任書記谷口伊次郎、豐島治雄諸氏、中央委員、澁谷氏外二十八名。

對市要求書提出、大會決議による對市要求を、市長宛八項目、土木局長宛十三項目に區別し嘆願書とし、六月六日、執行委員全部、各部代表一名宛、參加し要求書提出した。

東京市從業員組合中央委員會開催　六月二十八日に新員による第一回中央委員會を開催、議事は組織活動方針の決定が最も重大なものであつた。

東京市從業員組合第二回中央委員會　七月二十三日、六月四日提出の待遇改善嘆願書に對する當局拒絕回答に對し、執行委員會で決定せる反駁書を承認し提出しあくまで初志貫徹のため運動することに決定。尙ほ、未組織獲得鬪爭に關する件。

東京市從業員組合擴大委員會　十一月二十日、全勞・總同盟の合同に、東交と共に取殘された東京市從業員組合は、神田美土代町の本部に於て擴大委員會を開催し、合同に對する態度と方針を協議決定す。(一)組合內民主々義の嚴守、(二)各加盟組合所屬職場の產業別整理卽時斷行、(三)反ファッショ鬪爭の强化、の三點を建前として、從來とつてきた反ファッショ組合の全國的合同に向つて邁進することとし、二十五日「戰線統一に對する聲明書」を發表した。

神戸市從業員同盟の結成——十二月二日、於神戸基督教青年會館。

神戸市役所衞生課を中心として土木課、水道課などの從業員(雇員、傭人等日給者)は從來神戸市從業員組合(約六百名)のほか、從業同盟、愛友會など數種の單獨組合親睦團體があつたが、全國勞働と總同盟との合同に刺戟されて大同團結を爲し新に從業員千二百人を包容する神戸市從業員同盟を結成し、十二月二日神戸基督敎青年會館に於て代議員二百名出席し發會式を擧げ、全勞支持を正式決議した。

十五　日本勞働組合總聯合

1　運動の概況

日本勞働組合總聯合は、(イ)國體を尊重し國情に卽せること、(ロ)統制經濟を實施し、搾取の廢棄を期すること、を政治方針とし、日本主義的色彩を濃厚に有する組合として、從來日本勞働組合會議に加盟しつゝも、他方では新日本國民同盟を支持し日本主義諸團體とも聯繫があつたものである。昭和九年四月の日本勞働祭の提唱參加、國防獻金運動、を通じて漸次ファシショ的色彩を表明しつゝあつたが、阪本孝三郎氏の死後、急激に日本主義化し、本年四月には大阪中央委員會において日本主義勞働運動の展開を宣言し、本年十月の日本勞働組合會議大會席上、正式に會議脫退を決行して其の立場を明瞭にした。十一月には臨時大會を名古屋に開催し、新綱領に基き、愈々日本主義勞働組合として運動を開始したものである。組合勢力は昭和十年度において四聯合會、組合員數二五、二五八名、組合長高山久藏氏、主事森榮一氏。

メーデーへの態度——五月二日、東京中央執行委員會のメーデー及び日本勞働祭に就ての態度次の如し。

〔聲明書〕

メーデー示威運動は過去に於ては若干の使命ありしものと思ふが今日我國內外の狀勢より見る時、すでに其の意義は全く失はれしものと信ずる。メーデーはアメリカに起つた歷史的事實を基礎として非國家的共產主義者や社會民主々義者が、國際的階級的及反戰的決議によつて空漠たる世界革命のための將來總同盟罷業の準備行動たるの行事として決行されたのである。吾々が產業協力を唱へる所以のものは今日の日本の內外の狀勢からして日本の將來を憂ひ產業人として眞の使命を感ずればこそである。產業協力こそは資本家は利潤の追及のみに耽る事なく勞働者も亦更に分配のみに拘泥することなく互に生產部門の一員たるを自覺し相寄りて力を協せ共存共樂の實を具現するに在る。かくすることによつて產業界の平和を招來し產業日本の發展を期するところにその目的がある。斯くして產業は躍進し國は榮え、勞働者の生活は潤ひ國民安定の礎石は成る。此の勢力への方向こそは眞實に勞働者の幸福を願ふものゝ執るべき手段であらねばならぬ。吾が日本勞働組合總聯合は心から產業協力を主張するが故にメーデーを行ふことの矛盾を確信す。玆にメーデーを排し產業協力實現のため

日本勞働祭をして更に勞資一體たるの産業祭を擧行するのものである。

かくして總聯合は組合會議の加盟團體として共同の陣營にあつたが、メーデーに關して組合會議の指導精神と相容れず、別個に「日本勞働祭」を敢行し、メーデーに參加しなかつた。尙ほ九月二十九日、日本勞働組合會議第四回大會に於て正式に組合會議と訣別し、日本主義の陣營に走つたことは、既述（日本勞働組合會議の項）の如し。

2 大會

十一月十七日名古屋市公會堂四階に開催。大會出席者は本部員外、東京、神奈川、大阪、神戸、愛知の各聯合會より代議員一二七名、外に傍聽者約三十名。〔スローガン〕一、産業報國、二、日本精神の宣揚、三、愛國勞働組合戰線の統一、〔議案〕一、規約改正の件、二、綱領改正の件、三、退職積立金法案に關する件、四、臨時工制度に關する件、五、愛國勞働組合戰線統一に關する件、六、制服に關する件、七、宣言決定の件、（決定）。舊綱領改正の理由は「從來の綱領より一層前進し新たなる勞働運動の建前から、我國勞働者の地位に鑑み眞實の大衆綱領たらしめんとする」にある。〔舊綱領〕一、我等は勞働組合主義に基き勞働者階級の解放を期す、二、我等は團結の威力を以て全正なる分配の實現を期す、三、我等は相愛扶助の信義を確立し以て新社會の建設を期す。

〔新綱領〕

一、我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を促し以て國家産業の發展を期す。

二、我等は公正なる勞資關係を確立し勞働者の向上を圖り進んで經濟制度の革新を期す。

三、我等は業に勵み知を磨き德を樹て自省以て人類文化に貢獻せんことを期す。

〔役員〕會長高山久藏、副會長今井武吉、主事森榮一、會計皆川利吉、會計監査、中央執行委員（七名）、中央委員（二六人）、顧問若干名。

〔宣言〕

祖國日本に非常時を使へる秋、吾日本勞働組合總聯合は臨時大會を開催、茲に清新なる方針を確立し他方愛國的勞働運動への全國的進軍の拍車たらんとする事は吾等の欣快とする處である。吾總聯合は星霜茲に十餘年眞實なる勞働者の味方たり産業人としての使命の遂行に努力しつゝあつた。今日、日本が國際的に國際聯盟を脫退し、滿洲、中華、ロシア、米國、英國等直接なる關聯に依つて來る事態を想ふ時、吾日本の社會運動の根幹をなすものは祖國愛に徹する以外に斷じて其の方法はあり得ない。日本の資本主義が維新の大業に依り日清、日露乃至歐洲大戰を經過して異狀の發達をしたと同時に幾多の矛盾を齎らして、經濟不安の今日を來らしめてゐる。一方、勞働運動も亦歐米の追隨を辿るに過ぎなかつた。そこに企業家は、利慾の追及に專念して、國家産業の經營たるの信念なく、只封建的退嬰思想たる主從關係を振り翳し、

從業員に君臨せんとするもの多く、勞働者亦唯物主義一點張りの主張に捉はれて、厚利的立場に墮して自己の本分と責任を自覺せず階級對立的觀念に依つて終始せんとする者少しとせず。

此の秋こそ、これ等の立場を一刻も早く是正し、產業人としての姿に立ち歸り此の非常時に答へんとするの努力を致さなければならない、卽ち日本の勞働運動は、日本本然の使命を遂行するの心構へこそ肝要である。昭和六年九月滿洲事件以來日本に對する列國の關心は極めて重要性を帶び、日本は對外的一切の追隨的態度を淸算し、日本の勞働者とし、產業人として、公正にして强力なる團結を求め、決意の自主的立場に於て其の解決を爲さんとの決意を固めつゝあつた、組合會議を創立し加盟したる理由も玆に存して居はあり得ない、この決意なくして皇國日本の健全なる發達。この決意を全からしめることは國民の一致協力こそが唯一の力でなければならない、殊に國家の原動力である產業に從事する勞資は、皇室中心的なる國家、國民的運動解決こそ重要である。吾々の產業報國を主張し、其の手段方法として、產業協力を唱へる所以のものは玆にある。日本の勞働運動にして、今にして反省が行はれなくば勞働者自らの將來は國と共に亡びるであらう。

を設け、又勞資の利害の不一致を主張し、これを理由として其の責任を盡さず、本分に覺めず、徒らに一切の不合理の罪を社會や資本家にのみ轉嫁して、自己を反り省る事をせざる態度の如きは吾々の採らざるところである。產業協力こそは、全く日本人として忠良なる國民として意識に徹する處に始めて、意義を有し、政府の要路始め勞資が產業人としての使命に精進し眞の產業協力の實現に邁進しなければならない。

勞働運動に取つて、勞働條件の改善は元より重要である。然し乍ら此の實現は、產業の發展なくして斷じて爲し得るものでない、彼の利害の打算のみを主張し產業人としての責任を輕視するが如きは、此點からのみ言ふも俱にすることは出來ない。吾等は自來政治的に經濟的に其の統一擴大に努力して來つたが、我慾に出發する利害運動たり又祖國を無視する思想運動たりし歐米追隨の運動に對しては之を是正し、强く日本の大地に足を踏みしめたる、日本の勞働者とし、產業人として、公正にして强力なる團結を求めつゝあつた、組合會議を創立し加盟したる理由も玆に存して居たが遂に其の內部は、全く不統制なる反祖國的共產主義思想又非皇室中心主義なる社會民主義者あり、又勞働者の本領を全く有しない御用組合等の雜居にして、皇室中心的なる國家、國民的運動に對しては、常にフアツシヨなる言を冠して、排斥せんとの態度を取り、辭を構へて改めようとしない。現代日本の非常時に待し、其の發展に熱意と關心を强めつつある我々の精神は、此れ等の態度に耐へ得ざるものあり、遂に、堂々大義名分吾が意の存する處を宣明し脫退を決行するに至つた。吾々の此の行爲こそ、眞實の日本の勞働者として、躊躇逡巡を許さざる、日本の現狀にあることを感得しての斷行である、然れば我々は日本精神に則り、全國の諸々の愛國勞働團體の全國結成に努力し、今や關東に於て、中部に於て、關西に於て此の大同團結は成らんとしてゐる。此の力こそが皇國日本の健全なる發展のため、誠を盡して、活躍せんと

の使命を俱有して創れんとするものである。

日本の勞働運動は階級意識を以て基礎とする事なく國民として普遍妥當なる道義を根本とし、行ふの努力を傾注しなければならない。彼の組合會議の如き「對等の力なく、公正妥當なる勞資關係なし」と斷じて、挑戰するの態度は現狀に於て全く日本の勞働運動の上に階級戰を主張する以外の何ものでもない。吾等は、敢然として立つの決意を有するものであるが、對者の力關係に於て吾等の産業報國の精神を左右すべきではない。卽ち日本の産業のため日本人として融合することである。此の實現のために唱へる産業協力は、其の關係の如何に關せず、先づ實行への努力をなすべしとの心概を支持するものである。社會狀勢の墮力は囂々たる世界を見る、吾々は自己の正しき人生と幸福なる生活は、日本人とし、日本の健全なる發展なくしてなし得ざる事を確信する。

紛々たる世論は何ぞ、爲政者の退嬰あり、企業家の無理解あるも、天皇陛下に奉ずる赤誠を以て、祖國に殉ずる烈々たる大道のため何かあらん、吾々の道、吾々の生存の意義は玆に存するのである。實に日本の非常時は日本の姿を失つた、忘れた一切にある。日本の生命は吾等の生命でなければならない、今や吾等は日本の勞働運動をして、歐米追隨と盲拜とを精算し其の害惡を除き、日本に融合、消化して、建國の精神を根本としたる日本本意の日本主義運動に發展なさしめなければならない。階級今ぞ何かあらん、祖國を忘れ祖國を害する者あらばその何人たるを問はん、そは吾等を害するものである。速に立つに其の是正を强要し、容れざれば破邪の力を爲すべきである。全く吾々は良き日本の革新のために總ゆる志を同じうする人士と協心、協力する事に何等他意なきものである。而し乍ら斯の道は決して平坦無難なる道ではない、前途に幾多の難關の堆積するを覺悟しなければならない。吾が日本勞働組合總聯合は今や過去の運動に關聯した一切の不純を精算し祖國日本の忠實なる勞働者として、全員勇躍、邁進、産業人としての使命を通じて、日本革新への拍車たら爲め、焦魂削骨の努力を固く誓ふものである。全日本の勞働者諸君、全國民諸君、本臨時大會を通じて、全日本に訴へんとする吾等の熱望に答へられ相共に、此の非常時日本を解消し新日本建設のため努力せられん事を右宣言す。

東京自働車勞働組合結成　九年十二月二十一日、於淺草駒形町小岩井アパート。東京市內自働車從業員數は圓タク、トラックの運轉手助手を含めて二十萬を突破すると言はれてゐるが大部分は未組織狀態に放置されてゐたが一部自働車從業員は自主的組合の結成を期し、準備をすゝめ、昭和九年十二月二十一日、結成大會に代る結成委員會を擧行した。〔議長〕加藤善次郎、〔書記〕成田重遠、〔議事〕一、組合組織結成確立の件、二、綱領、スローガン、規約審議の件、三、常任中央委員の件（中央委員長、爭議部長遠藤忠治、敎育、佐々木忠夫、書記・財務、加藤善次郎、組織宣傳平野十郎、中央委員畑野仁太郎外十四名、常任書記成田重遠、四、一般鬪爭方針、客觀的並びに主體的勢力關係により當面の鬪

爭を組織擴充に全力を注ぐこと、班組織の確立・内部統制を以て進む、常任委員會一任、五、他組合との提携、六、活動報告に關する件、ニュース紙代に關する件、等。六、顧問の件、淺沼稻次郎、龜井貫一郎、松永義雄、泉忠、阿部溫知、藤代五郎、渡邊齊之助。

東京自働車勞働組合第二回大會　九月二十三日、於九段鶴聲倶樂部階上、出席代議員百三十三名(中央三十二名、都北三十八名、西北三十三名、麹町三十二名、江東八名)、傍聽者約三百名、重要議案審議可決、運動方針、宣言、新役員の決定等盛會裡に閉會。〔スローガン〕一、科料五十件免許證取上絶對反對、二、首切賃下反對、固定給付歩合制を確立しろ、三、貨物自働車軌道敷内通行自由要求、四、助手待遇改善無料練習場設置、五、國家資本家の全額負擔の事故保險を作れ、六、交通特別裁判所を作れ、七、東京自働車勞働組合擴大强化萬歳、〔議長〕遠藤忠治、〔議案〕一、共濟組合設置に關する件、二、運轉手會の自主化に關する件、三、運轉手會館設立五ケ年鬪爭の件、四、ファッシズム反對鬪爭の件、五、本年度豫算に關する件。

〔決議〕

一、政府は官營自働車傷害保險法案成立に努力すべし。

二、退職積立金制度に自働車從業員をも適用せよ。

三、政府は萬難を排して本案成立に努力すべし。

右決議す。

〔宣言〕

第二部　二篇　勞働組合

昭和十年九月二十三日　第二回大會

危機の滿點に立つて日本資本主義は、反動機關との密接なる結合とファッシズム、社會ファッシズム的諸勢力の公然たる或は陰然たる支持と協力の下に自らの沒落に向ひつゝある全運命を勞働者階級に對する一層の生活水準の劣惡化に依つて食ひ止め樣としてゐる。見よ、市電一萬二千の兄弟に對する各種御用團體、反動團體を動員した市電當局の挑戰を、或は各種産業勞働者に對する資本の全面的攻勢を。然し乍らかゝる資本と反動諸勢力の全面的攻擊にも拘らず我交通産業勞働者は巨大な全線的逆襲の動向を示してゐる。一、爭議一週年を期しての市電兄弟の賃上鬪爭の息吹き、二、熊谷日本自働車バス從業員の馘首反對鬪爭、三、西武鐵道從業員の企業合同による馘首反對鬪爭、かくて現段階は、資本の攻勢に對する交通勞働者の防衛の形態による逆襲鬪爭を以て彩どられつゝある。だが斯くの如き偉大なる勞働者運動の昂揚にも拘らず運動は分散的孤立的狀態にあることに依つてなやんでゐる。更に又、一、科料五十件繼續免許拒否問題、二、交通統制による馘首、失業、收入減の危機、三、他の如何なる産業にも見ない恐るべき長時間勞働、四、事故科料、勞働强化の源泉たる歩合收入制、封建的請負制、五、交通勞働者暴壓諸法令の存續等々、之等當面、我々自働車勞働者全體に深刻に作用するところの諸問題に關し、斷乎かゝる現實を是正するだけの鬪爭組織を以てゐなかつた事に、今日の窮乏から脫出出來ない最大の原因があると考へる。故に我が東京自働車勞働組合は、以上の根本的缺陷と弱點を是正せんが爲めの第二回大會に於て全自働車勞働者及全交通勞

働者に對し次の如く呼びかくる。

生活水準の植民地的切下げに對し、労働者戰線の統一を以て答へよ。

全交通労働者の團結萬歳。

自労の擴大强化萬歳。

十六　日本労働同盟

1　運動の概況

日本労働同盟は昭和七年十一月の創立である。昭和九年十一月二日中央委員會に於ける方針に從ひ三分して、關西側を中心とする一派は總同盟と合同し、又關東側は全國労働へ復歸し、一部の合同反對派を殘留せしめて來たが、合同反對派は「滋賀労働同盟」と改稱し、飽くまで國家社會主義の立場より勤労日本黨と緊密なる聯絡をとり、その陣營の整備をなし、二月十七日更生第一回大會を擧行した。舊同盟東京聯合會內の合同反對派の近藤榮藏、坪井專次郎氏一派は中央連絡委員會の指導の下に、「日本労働同盟東京聯合會再建委員會」を結成し一月二十四日第一回の委員會を開催した。

日本労働同盟の活動において特記すべきは、九年十二月臨時工問題につき、同同盟の小田孝氏を中心に大阪市大正區戸畑鑄物株式會社の一臨時工に關して訴訟問題を起して原告の主張を略貫徹し、尚ほ五月十一日陳情書を陸軍省、海軍省、社會局へ提出し、退職積立法修正案につき社會局に陳情したこと、和歌山署不當彈壓に對する反對のため內務大臣へ抗議したること等である。昭和十年度における組合勢力は、二四組合、組合員數四、三八〇(二〇〇〇)名で、主事兼會計近藤榮藏氏、常任岩谷信道氏である。

2　大會・委員會

日本労働同盟東京聯合會再建委員會　一月二十四日、於芝區和合クラブ事務所、〔出席者〕近藤榮藏、川出雄二郎、山本金太郎、小林信吉、堀內五郎、岩谷信造、〔議事〕一、懇談會開催の件、二、東京聯合會本部事務所設置の件、三、全國代表者會議開催要請の件、尚ほ、機關紙「労働日本」發行の件、アジ・プロ活動强化の件等を可決し、日本労働同盟再建のために城南、城東、城西地區を中心に組織再建運動を進めることに一致。

滋賀労働同盟本部大會　舊日本労働同盟の保壘を守る滋賀縣下唯一の労働團體たる滋賀労働同盟は、昭和十年度大會を二月十七日午後二時より湖北南鄉里公會堂に於て開催。全縣下組織工場代表者二百六十名參加、これら代議員全部長濱町大湖汽船乘船場に集合し、數流の組合旗を先頭に同區八幡神社を參拜、後會場へ入る。〔議長〕神山勝二郎、〔副議長〕加藤鐵太郎、藤田秀夫、〔議案〕一、戰線統一に關する件、二、軍需品工場に於ける待遇改善に關する件、三、臨時傭制度撤廢鬪爭の件、四、失業救濟事業の徹底的要求、五、最低賃銀制度確立の件、六、夜勤手當支給の件、

七、製品檢査責任者を從業員間の公選の件、八、定期昇給並に最低賃銀制定に關する件、九、待遇改善要求に關する件、一〇、組織擴大强化運動の件。

〔加盟組合〕滋賀合同勞働組合、人絹三工場從業員組合、滋賀官屋外勞働組合、近江製帽從業員組合、湖上運輸勞働組合、滋賀官業同志會、七條ビロード會社從業員組合、湖上運輸勞働組合、滋賀官業同志會、七條ビロード會社支部。

〔宣言〕

自由主義と個人主義とに立脚する資本主義制度は、我が國に於ては既にその歴史的使命を果し終へた。而して國家の一層の發展と國民生活の向上とは、今やそれに代るべき新經濟制度を絶對に必要とするに至つた。かゝる新制度は統制經濟に立脚する社會主義にあらねばならぬ。而してそれは我國三千年の歴史を繼承するが故に必然に我が國體に卽したる國家社會主義卽ち皇室を中心とするところの一大家族制度以外の何物でも在り得ない。勤勞國民の前衛たる勞働者は、國家の利益と自己の利益と不可分なる關係を認識し、また主要生産者としての責任ある地位を自覺し、國體的たると個人的たるを問はず日常の行動に於て苟くも非國民的なるところあるべからざるは勿論當面勞働者の最大任務は國家が必要とする制度の改革を一日も速かに齎すべく所謂昭和維新の達成に奉仕することに在ることを忘るべからず。而してそれが爲めには常に團結の力を養ひ、戰場に臨む皇軍の勇と義とを以て不惜身命一路目的の貫徹に邁進すべきである、右昭和十年の滋賀勞働同盟の大會に當り宣言す。

第二部第二篇　勞働組合

勞働同盟組織再建全國代表者會議

亭に於て開催。〔議長〕神山勝次郎(滋賀)、〔副議長〕小田孝(大阪)、〔書記〕岩谷(大阪)、九年十月の分裂後、近藤(東京)、小田、岡(大阪)、在里(和歌山)、萩原(北陸)、中野(東北)の諸氏を中心とする一派は、舊勞働同盟は解消せるに非ずして再建を企てたものであり、失はれてゐた中央部機關の確立、行動綱領の決定をなし、規約、組合旗、黨支持關係、マーク等以前と何等變りなく、議事を進行した。

〔議事〕一、行動方針決定の件、二、機關紙確立及役員選出の件、三、聲明書發表の件、四、中央勞働組合同盟の加入承認の件(可決)。

〔聲明書〕

我が日本勞働同盟は、本日こゝに自らの再建を遂げた、所謂分裂合同の危機を切抜けて、國家社會主義の聖旗を堅持し得た事は蓋し我等自らの固き信念の賜である。勞働同盟の再建は常に既存組合勢力の整理强化に止まるものではない、それは第一歩的過程に過ぎずして、眞の目標は全勞働國民戰線の愛國的統一にある。而して我等の志す處は、資本主義の災禍より產業を解放し、以て全國大衆と共に國家の隆昌を樂しみ生活の安定に浴せんとするにある。

斯る目的の達成は、所謂昭和維新に依らざるべからざるが故に、茲に我等は志を同じくする一切の純眞なる革新分子との提携を衷心より希望すると共に、一切の非國民的、反國家的、國賊的分子

との徹底的闘爭を誓ふものである。

〔新役員〕　主事兼會計近藤榮藏、中央委員、岩谷氏外十四名。

〔行動方針大綱〕（一）客觀情勢、1、同盟の現在組合運動間に於ける立場、3、勞働運動の新分野――政治戰線政治否定の誤謬、（二）組織方針、1、組織の目的、國家社會主義の浸透、2、組織完成が便法的組織か、3、中央部組織――簡易化、（三）經濟運動方針、1、勞資協調、階級闘爭共にし、國家本位、勞働者經濟闘爭の全國民生活に對する意義、2、中小企業に於ける方針、3、大企業に於ける方針、4、不斷の闘爭目標――産業自治の確立、（四）政治運動方針、1、革新運動の前衞としての役割組合たるよりは勞働戰線同盟、2、政治目標――昭和維新の本質、明治維新の完結、3、暫定的目標――勞働立場、イ、愛國精神は批判的、この對策は資本主義の批判、ロ、全國民的政治目標は國民要求の緩和の上に立つ故に部分的要求は後廻し、ハ、資本主義の最大的弱點を衝く、それは財政窮乏と農村行詰り。

滋賀勞働同盟十年度大會――三月十七日、湖南鄉里公會堂に於て開催。〔議長〕神山勝次郎、〔議事〕一、軍需品工場に於ける待遇改善要求に關する件、二、待遇改善要求に關する件、三、失業救濟事業の徹底要求に關する件、四、最低賃銀制度確立の件、五、臨時傭制制度撤廢要求闘爭の件、六、夜勤手當支給の件、七、製品檢査責任者を從業員間の公選の件、八、定期昇給並に最低賃銀制定に關する件、〔役員〕會長神山勝次郎、主事保留、會計深澤一之進、湖北地方主事宇野亮、各部長、宣傳佐々木、出版稻澤、政治桑原、敎育矢尾、遊說植村、爭議村田、靑年辻元、婦人藤田、調査大和、財政矢尾、常任顧問矢尾、諸氏。

勞働同盟本部常任委員會――九月十八日、深川區常盤町假本部事務所に於て開催。〔出席者〕近藤榮藏、坪井傳治郎、岩谷信造、馬場行康諸氏、〔議事〕本部を深川區常盤町へ移轉の件、二、機關紙發行の件、三、東京聯合會所屬組合産業別整理に關する件、四、縣會議員選擧對策の件。

日本勞働同盟全國代表者會議――九月二十三日、大津市高見町滋賀縣聯事務所。〔出席者〕近藤、小田、黑川、神山、山口、矢尾、加藤、吉田、宮田諸氏、〔議長〕近藤榮藏、〔書記〕小田孝、〔議事〕一、戰線統一に關する件、二、勤勞日本黨に關する件、三、統制並に連絡强化に關する件、四、機關紙發行に關する件、五、和歌山署不當彈壓に對する反對の件、六、臨時工問題並に退職積立法案に關する件。尙ほ勤勞日本黨に對しては不滿爆發し、黨大會を東京に召集すべき要求書を提出し、和歌山南海晒紡株式會社の瓦斯爆發事件につき被害者側を應援したる勞働同盟に對する和歌山署の處置につき內務大臣へ抗議し、嘆願書提出。

十七　新日本海員組合の創立

創立の經緯　新日本海員組合は昭和十年五月二十日、日本海員組合本部反對派によつて結成せられたものである。日本海員組合は大正十年の創立であつて、創立以來非常なる發展

を遂げ、最近は我國に於ける普通船員の殆ど全部が之に加入する有様であり、海上に於ける一大勢力を誇つてゐたものである。昭和八年頃より當時の組織部長赤崎寅藏氏を繞つて紛糾が惹起されたが、同氏の組合引退によつて一時問題は終熄したかの如くであつた。然るに昭和九年七月、新妻、宮岸、陰山、野口、山下、松田の諸氏は再び組合革正を劃策したが、これが組合本部の知るところとなり、組合は同月評議員會を開き、之を以て反組合行爲なりとしてこれ等運動者と除名した。被除名者は、本部反對派として直ちに「日本海員組合革正同盟」を組織し本部に對抗し那賀調査部長も之に加はり、親善關係にありし海友倶樂部の一部幹部も共鳴し、本部派は「日本海員組合強化聯盟」を組織し兩派は郵船、商船、社外船の殆ど全船舶に亘つて對立し約九ヶ月に亘つて相互に文書、船内積立、停船、出帆遲延、亂鬪等大小幾多の事件あり、從つて組合の分裂は必至不可避の狀態になつた。この内紛問題は勞働運動界における重大問題であるのみでなく、我産業界にとつても影響が甚大なるものとして、各方面より成行が注目されてゐたが、十年一月二十日に至り、兵庫縣當局は兩者の間に斡旋し、兵庫縣知事外數氏は、和解停調に立ち、兩派は左記の覺書を兵庫縣知事に提出して和解が成立した。

日本海員組合ノ内紛ニ關シテハ閣下ノ多大ナル御配慮ヲ煩ハシ洵ニ恐縮ニ存候處此度總テヲ閣下ニ一任シ左記事項實現致スベク

茲ニ誓言申上候

一、當組合内紛ニ基因シテ當方ヨリ各地檢事局ニ提出セル告訴狀ハ和解成立ト同時ニ卽時取下ゲヲナスコト

一、當組合ハ和解成立後至急評議員會ヲ開キ内紛ニ伴フ除名處分ヲ解除スルコト

一、日本海員組合强化聯盟ハ卽時解散スルコト

一、現行組合規約改正委員會ヲ設クルコト

一、小生(日本海員組合長、濱田國太郎)ハ本事態ニ付責任ヲ感ズル處アリ和解成立ノ上ハ善處スルコト　以上

他方「日本海員組合革正同盟」の覺書は左の如し。

一、和解成立ト同時ニ告訴狀ヲ取リ下ゲルコト

一、和解成立ト同時ニ日本海員組合革正同盟ハ解散スルコト

一、和解ノ上ハ反組合的行動ハ一切停止スルコト

一、赤崎寅藏、那賀源三郎ハ任意組合關係ヲ辭退スルコト

一、船内積立組合費ヲ評議員會終了後納入スルコト　以上

翌二十二日兩者は白紙を以て知事に一任し、知事官舍に於て白根知事外數氏立會の下に兩派代表は和解手打式を濟ませた。二月七日評議員會を開催し、被除名者の除名取消あり、革正同盟は三月五日に解散し、一應紛爭は終結したのであるが、兩派の内面的抗爭は根絶することなく、再び紛爭が起り、縣當局の再度の斡旋も空しく日本海員組合も遂に分裂するに至つた。四月二十日に開催された日本海友倶樂部十年度第二回理事會に於て、舊革正同盟派の幹部は新海員組合組織準備

會を結成すべき緊急動議を提出するに至つた。斯くて五月七日には日本海員組合の大會が行はれる一方には革正同盟側の代表者三十名位集合して新海員組合創立準備委員會が開催され新組合創立の聲明書が發表された。其の後革正同盟、海友俱樂部の首腦部並に社外船の水火夫長等四十餘名の委員によつて新組合結成の諸般の準備が進められ、五月二十日午後六時より、神戸市湊東區神戸市立海員俱樂部講堂に於て新組合の創立大會が開催されるに至つたのである。

創立大會　〔出席者〕約五百名、會場には、一、退職手當制度の要求、二、噸數別による給料差額の撤廢、三、物價變動による食糧金の補償要求、四、定期昇給制の要求、五、組合員失業救濟及法的保險制の確立、六、有給公暇制の要求等が掲げられた。〔議長〕那賀源三郎氏、二、創立準備委員會の經過報告、五月七日以來創立準備委員四三名を以て十六回に亘り愼重審議の結果新組合の大綱を決定せりと報告(承認)、二、綱領、規約、宣言起草委員會の報告(可決)、三、役員詮衡委員會報告、副組合長(那賀源三郎氏)外組織、調査、政治、會計各部長並に顧問赤崎寅藏氏外一名を詮衡せる旨報告(可決)。役員の挨拶、祝辭、祝電朗讀、並に宣言、運動方針書の朗讀。午後九時散會す。その後に至り組合長に門司宗太郎氏が就任した。

〔新日本海員組合綱領〕

一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し、產業協力の實を擧げて國家海運の興隆に盡すと共に鐵の如き團結を保持して海上勞働者の福利增進と社會的地位の向上を期す。

一、我等は比類なき我國の國體を遵守し合理公正なる經濟的並に政治的行動を通じて、全無產階級の解放と新日本の建設を期す。

十八　遞信從業員聯盟

現在遞信部內には三つの組合が存立してゐる、卽ち「遞友同志會」(日本勞働總同盟所屬)、「日本遞信同盟」(大日本國家社會黨所屬)及び「遞信從業員聯盟」これであるが、遞友同志會は東京四五十名、大阪四五十名、名古屋三十名合計百五十名に過ぎず、日本遞信同盟は遞信省需品課の月島製機工場內に約七十名を組織してゐるだけであり、その發展性は何れも遞信部內の現狀より見て好望ではない。實數五千人を擁する遞信從業員聯盟のみ遞信部內の勞働運動の將來を約するものであると言へよう。この聯盟は一般に報道されてゐる如く、昭和九年十一月四日淺草公會堂に於て三百四十四名の出席代議員を得て、日本遞信從業員組合、遞信從業員統一同盟、遞信從業員會聯合の三團體が、遞信當局の勞働政策に基く公達二十八號によつて定められた遞信從業員會規定の指示に從つて合同結成されたものである。從つて遞信從業員聯盟の將來は一つに遞信當局及勞務管理者の掌中にありと言つても過

言でない。本聯盟の合同大會において強調した諸點は一、通信産業の公共性、二、官業事業の特質、三、非常時の客觀的情勢、四、從聯の傳統的色彩等であるが、成立當時の情況よりして會社組合的色彩の濃いことは既に本年鑑（前號）に於ても指摘した通りである。但し本年三月聯盟荏原會出版部三月六日ニュース第七號に「聯盟の自主權を確立せよ」の一文は、官僚主義を排撃し、自主權確守を強調してゐるのは注目に値する。

遞信從聯荏原會第一回總會　三月三十一日、荏原區中延町商和クラブに於て閉催。〔討論議題〕一、聯盟の自由化、二、聯盟中央集權制の確立强化、三、年末年始繁忙豫算確立强化、四、吏員傭員給料定期增額率二割要求。

遞信從聯盟緊急理事會　四月十六日、日本橋郵便局會議室に於て開催。〔議長〕島田德長氏、三月十日常任理事會に於て反本部派と目された三幹部の資格停止、下谷、品川會の除名ありて分裂の危機を孕んでゐたため緊急理事會を開いた。一方、反本部派は前日神田松本亭に參集、理事會に對して共濟案、除名、役員の資格停止の撤回を要求したが一蹴されたので、除名處分を受けた下谷、品川、中央小包は新聯合體を結成すべく協議し本理事會の席を退場し、神田、大崎、東工茅場、駒込、代々幡、赤坂の各會もこれに合流したので、遞信從聯盟は成立半歲にして分裂に瀕した。

〔新役員〕　會長島田德長（荒川）、副會長米澤竹松（京橋）、書記長伊藤直茂（城東）、事務長廣岡柳二（杉並）、常任理事大井登（麻布）、外十二名。

遞信從聯友本部派新同盟結成　結成後半年ならずして内紛を續け共濟案、除名問題を繞つて舊從聯系と舊日遞系との對立が激化し、被除名派は五月五日下谷區下谷公會堂に於て「遞信從業員會同盟」を結成した。この新同盟參加團體は下谷、品川、大崎、東工茅場、神田、駒込、中央小包、赤坂、落合、長崎等の各會で組合員數は約二、一〇〇名である。創立宣言によれば階級的勞働運動を極力排撃し、公達の拘束を遵守すべきことを强調し、遞信從の共濟案を階級鬪爭犧牲者救援なりと批判してゐるのである。〔議長〕宇高清高、〔副議長〕高井謙、代議員三〇〇名。〔議事〕一、完全なる特別會計制度確立の件、二、現業諸問委員會設定の件、三、退職賜金制度制定の件、四、現業雇傭人に月給制度改正の件、五、都市手當支給の件、六、不良局舍改築促進の件等（可決）。

〔綱領〕

一、我等は全體的協力の下に遞信事業の健全なる發達を期す。

二、我等は遞信事業の國家的責任を自覺すると共に全從業員の生活向上を期す。

三、我等は遞信從業員の全國的結成を期す。

〔新役員〕　顧問綿貫由三郎、會長高井謙、副會長後藤彌太郎、書記長海老原哲、常任委員清原宗直外十三名、會計綿貫由三郎。

大阪遞信從業員聯合第二回總會　六月十六日、大阪中之島中央公會堂。この聯合は九年十月大阪遞信局の斡旋で聯合組織を結成したのであるが、これと呼應して東京に於て遞信部内三組合が遞

信從業員會聯盟を結成した。しかし東京遞從聯盟は五月五日早く
も分裂　たが大阪從聯は健實を誇り內容の整備を斷行した。〔ス
ローガン〕一、從聯の擴大强化、二、建議事項の實現促進、三、
物價騰貴に伴ふ諸手當の增額、四、明朗遞信の建設、五、公達二
八號の根本的改正、六、大遞業務改正委員會に從聯代表參加要望、
〔議長〕高橋正義、代議員百六十名、大阪遞信局中根監督課長、磯
野現業調査係長等傍聽者數十名、〔協議案〕一、通常郵便葉書の
五厘値上による通信諸設備の完備、二、待遇改善等可決、〔聯合
理事〕理事長高橋正義、庶務會計細川信一、市原幸一、西村常三、
出版、中田愛三郎外二名、調査、吉田丈夫外二名、共濟原田定次
郎外二名、會計監査高見若治外一名。

從聯第一回大會　七月七日、淺草公會堂に於て開催。〔スロー
ガン〕一、聯盟中央集權の强化、二、封建官僚主義の打倒、三、
奇形特別會計の打破、四、現業非現業の差別待遇撤廢、五、全遞
信下級從業員團結せよ、六、下級從業員の全的待遇改善卽時斷
行、〔議案〕一、會計監査選擧の件、二、聯盟行動方針に關する
件、三、聯盟規約改正の件、四、規劃改正に伴ふ勞働强化反對の
件、五、從來の建議案の實施促進の件、六、鐵郵從業員旅費規定
に關する件、七、給料定額二割引上の件、八、退職賜金制確立の
件、九、共濟組合規定改正の件、一〇、都市手當支給の件、〔宣
言〕國家非常時潮流下に澎湃たる國家主義的動向は一般社會運動
戰線を風靡し、矯激なる小兒病的階級鬪爭主義は全國的に淸算調
整されつゝある。我が遞信部內勞働運動も昨年十一月分散對立抗
爭の有害無益性と遞信產業の社會的特異性に鑑み、十ケ年の歷史
過程の上に先輩同志の血と淚の結晶として所謂三派合同の實現と
なり一產業一組合主義の理想達成にまで發展集結した。而して光
輝ある遞信從業員聯盟結成以來幾多困難なる諸情勢を克服して部
內最强力なる集團として確固たる武步を續けて來た。

然るに其の間、日ならずして分派運動の發生は部內思想安定の
見地からも誠に痛恨事である。（中略）少數幹部の認識不足は一部
現業管理者層の誤解を助長し、その混亂中傷を決定的に强化した
ことは否定出來ない事實である。（中略）然して新同盟の主義綱領
を見るに何等我等の從聯と變りがないことに依つても同盟自身も
加盟大衆の眞の利益を實現せんとすれば早晚合流さるべき妥當性
を指摘するものである。（中略）「明朗遞信建設」も「遞信報告我
等の誇り」も所詮封建官僚的事業經營を淸算し部內の不合理矛盾
を積極的に排除し以つて下級從業員の全面的待遇改善を大英斷を
以て卽時斷行するに非んば到底不可能である。（中略）故に我が聯
盟は全線の主力を動員し全力二十萬從業員の先驅となり畸形的特
別會計制度下に兎角歪曲されんとする產業自治の確保に全從業員
の生活不解に强く正しき集團運動を展開すべきことを茲に宣言す
（以上）。

十九　右翼勞働諸組合

本年度における勞働組合運動の一つの特徵は、非常時の繼
續に伴ふ右翼勞働組合が各地に結成せられたことであるが、

その內、注目すべきものを擧げるならば（一）大日本國家社會黨系のものとして「大阪合同勞働組合」の結成、（二）日本主義を宣揚すると稱して結成された「東電愛國同盟」の創立、（三）赤松克麿氏一派の舊日本遞信從業員組合を主要構成分子とする「遞信從業員會同盟」の結成、（四）愛知縣下の日本主義運動の勃興と共に結成されたもの、うち、全評より轉向した山崎常吉氏一派の「大日本忠孝勞働組合」の結成、（六）及び港灣從業員名古屋支部が改組されて「中部港灣勞働組合」に結成されたこと等であるが、以下その要點を摘記する。

（一）大阪合同勞働組合結成大會——一月四日、於大阪市北區堂山町大日本國家社會黨大阪府黨務局事務所、國社系勞働組合の產業別組織による新運動方針の決定の機は熟し、九年十二月十八日國社黨大阪府黨務局に於ける擴大委員會で大日本勞働組合協議會の運動方針に基き、從來の大阪一般勞働組合を解散し、協議會の旗の下に大阪金屬と、大阪木材と大阪合同の三基本組合を編成し、大阪市及府下の愛國的勞働者を糾合し一月四日舊一般勞働所屬の勞働者は大阪合同勞働組合を結成し國家社會主義勞働者のために氣を擧げた。

〔參加者〕黨側（林英助、池村眞治）、協議會側（山城規美雄、金漢祚（書記長）、茂山秀美外四名、評議員飯石豐市、二神覺市外三名。

（二）東電愛國同盟の結成——東京電燈株式會社從業員の一部を以て組織されてゐた東京電燈護皇會並びに愛國同志會が合同して、五月二十三日、芝協調會館に於て東電愛國同盟を結成した。〔議長〕佐藤守義氏、代議員約百五十名その勢力は約三百名。綱領及び主張は次の如し。

〔綱領〕吾は日本精神を宣揚し皇國日本の發展を期す。

〔主張〕一、吾等は國民としての責務を自覺し日本精神を體得すると共に人格の向上を期す。二、吾等は電氣產業の國家的重要性を認識し之が健全なる發展を通じ國家に貢獻せんことを期す。三、吾等は秩序ある團體的行動により雇傭條件の維持改善を計り以て生活の安定を期す。

〔スローガン〕一、日本精神を宣揚し日本の發展を期す。一、雇傭條件の維持改善、生活の向上へ、一、東電全從業員の團結へ、一、愛國勞働組合の全國的結成へ、

その全額負擔による傷害保險を適應しろ、四、夏季に於ける休憩時間の延長、五、中間搾取の廢絕、六、新日の建設を通じて新東洋の樹立へ、七、白衣同胞の渡航を內地人と同じ自由にせよ、八、白衣同胞に人間並の居住權を與へよ、九、働く國民に家賃の輕減、一〇、飯場代を日給の三分一にしろ、一一、雨天の生活を保證しろ、一二、やむを得ざる事情による中途休業は日給の五割を支給しろ、一三、日給を月二回以上支拂ひのこと、一四、使用主は少年工を保護せよ、〔新役員〕執行委員山城規美雄（長）、金漢祚（書記長）、茂山秀美外四名、評議員飯石豐市、二神覺市外三名。

（三）東電愛國同盟の結成——東京電燈株式會社從業員の一部を以て組織されてゐた東京電燈護皇會並びに愛國同志會が合同して、五月二十三日、芝協調會館に於て東電愛國同盟を結成した。〔議長〕佐藤守義氏、代議員約百五十名その勢力は約三百名。綱領及び主張は次の如し。

〔綱領〕吾は日本精神を宣揚し皇國日本の發展を期す。

〔主張〕一、吾等は國民としての責務を自覺し日本精神を體得すると共に人格の向上を期す。二、吾等は電氣產業の國家的重要性を認識し之が健全なる發展を通じ國家に貢獻せんことを期す。三、吾等は秩序ある團體的行動により雇傭條件の維持改善を計り以て生活の安定を期す。

〔スローガン〕一、日本精神を宣揚し日本の發展を期す。一、雇傭條件の維持改善、生活の向上へ、一、東電全從業員の團結へ、一、愛國勞働組合の全國的結成へ、

〔經過〕　東電東京本店管轄内には東電從業員組合（組合會議派）の外、日本主義團體護國會、愛國同志會の二團體があつたが、後者の二團體が傳統的日本精神に則つて大同團結への第一歩として日本同盟を結成したものである。

〔役員〕　委員長神崎、小野（千住）、前田（小山）、太田（京橋）、林（淺草）、今村（太井）、町田（本所）。

（三）遞信從業員會同盟の結成――勞働報國を指導精神とし、舊日本遞信從業員組合（赤松克麿氏一派）の主要構成分子は、遞信從業員會同盟を創立した。この一派は嘗て產勞や總聯合等と共に「愛國勞働團體懇談會」に參加し、日本勞働祭にも參加したものである。「綱領」は次の如し。

一、我等は全體的協力の下に遞信事業の健全なる發達を期す。

二、我等は遞信事の國家的責任を自覺すると共に全從業員の生活向上を期す。

三、我等は遞信從業員會の全國的結成を期す。

（四）愛知縣に於ける日本主義運動――日本勞働組合評議會中央委員山崎常吉氏は、從來左翼運動の重要な闘士として活動して來たが、五月二十日突如として全評を脫し、日本主義運動への轉向を聲明した。山崎氏の聲明書の一節に曰く「勞働者農民並に被壓迫大衆解放運動の基礎を右すべきか左すべきか、左は幾多の經驗が示すごとく我國に於ては議論の餘地なし、然らば右すべきか、さうだ、右だ。皇道精神に基く新勞働團體農民團體の結成だ、永年の解放運動より得たる經驗と國内國際情勢の變動を基礎として考へる時、皇道精神に基礎を置く運動こそが勞働者農民被壓迫大衆を幸福にすることの出來ると事を確信する」と。山崎氏の全評の脫退につゞいて全評中部地方評議會加盟の「名港造船工組合」が脫退し、これより前五月六日、日本港灣從業員組合名古屋支部は、日本主義を標傍して、日本港灣從業員組合大會へ脫退を通告し、「中部港灣勞働組合」を結成し四月十五日結成大會を開催した。

六月に至つて山崎常吉氏一派は、「大日本忠孝勞働組合」の創立を聲明し、十月に入つて總同盟一宮合同勞働組合は、總同盟を脫し鮮友同志會と共に「日本革新勞働聯盟」を結成した。成立した日本主義組合左の如し。

名古屋地方――中部港灣從業員組合、大日本忠孝勞働組合（準備會名港造船工組合）、中部牛乳從業員組合、日本革新勞働聯盟、愛國交通從業員聯盟。

瀨戸地方――瀨戸荷造同業組合、愛國電氣陶工組合、瀨戸製型從業員組合、瀨戸陶製和物動力工組合、錦旗愛國勞働組合。

東三地方――豐橋愛國映畫人同盟、東三運轉者組合、豐鐵愛國從業員組合、鳳鐵愛國從業員組合、田口鐵道愛國從業員組合、愛國協和會。

（五）大日本忠孝勞働組合結成――五月二十日全國評議會の重鎭山崎常吉氏は多年闘ひ來つた左翼イデオロギーを一蹴し日本主義を掲げて全評を脫退し、名港造船工組合二百名等の協力と得て新組合「大日本忠孝勞働組合準備會」を組織した。

〔綱領〕　準備會草案

一、我等は歴代天皇の大御心を精神とし報國盡忠を誓ふ、二、我等は皇道精神を忘却する資本家地主を打倒し、全無産大衆の生活權擁護伸張のために闘ふ、三、我等は不屈の犧牲的精神をもつて建國の基礎と爲し搾取なき新日本の建設を期す、

〔政策〕

一、勞働條件の維持改善、二、資本家負擔による失業手當制度の實施、三、青少年勞働者の技術修得、專門教育機關の設置、四、婦人勞働者の有給制による生理休暇の獲得、五、無産者の不利益な諸制度の改廢、六、日鮮民族の完全なる統一、七、臨時工制度、不當解雇反對、八、日常闘爭の有利的條件の獲得、九、他團體との完全なる共同闘爭（協議機關の確立、一〇、自主的大衆組織（工場委員會）の結成。

〔規約草案〕

第一章、總則、第一條、本組合は大日本忠孝勞働組合と稱す、第二條、本組合は綱領の大精神を基礎とし全無産大衆の利益擁護伸張青年勞働者の政治的啓蒙を以て目的とす。第二章、組織、第三條、本組合は名古屋を中心とする中部日本の勞働者、俸給生活者及び綱領の大精神に共鳴する大衆の組織とす、第四條、本組合の構成は分會及び地域組織を以て單位とする、第五條、一工場の組合員を以て分會とす。第六等、地域組織は當該地域の一般俸給生活者及び無産市民の集合體とす。（後略）

（六）港灣從業員名古屋支部改組――名古屋港に中心を置く艀船頭六百餘名によつて組織されてゐる日本港灣從業員組合名古屋支部には、現下の國際的、國内非常時に直面し本年二月頃より組合内部に日本主義に立脚せる單獨勞働組合結成の運動が起つてゐたが、五月四日名古屋市南區港本町敬和幼稚園にて臨時總會を開催、國際社會主義より一國社會主義に轉向することを滿場一致決議し、神戸の日本港灣從業員組合本部に對して脱退を宣言し、「中部港灣勞働組合」と改組することに決定した。十五日、南區港本町港館にて結成大會を擧行。〔議長〕託間美鶴氏。

二〇　アナ系勞働組合

1　運動の概況

昭和九年三月「全國勞働組合自由聯合」と「日本勞働組合自由聯合協議會」との合同、形式的には自協の自聯への復歸といふ出來事によつて再びこの派の運動も活潑なる更生への第一歩を踏み出した。この合同大會擧行の當時組合員數は約二千名と稱せられてゐた。過去一ケ年において最も活潑に闘爭したのは、勞働運動の部面であり、全國自由聯合自體の大衆的活動はメーデー以外には殆んど見られず、大體現狀維持に終始したと言つてよい。農民文化運動も全國自聯の重要なるプログラムであつたが目醒ましき活動は見られなかつた。

岡田内閣が「勞働爭議調停法」を改正して、强制調停の發動を、從來の謂ゆる重要產業のみならず一般企業にまで適用

せんとする改正法案提出に對し、全國勞働組合自由聯合會關東聯合會では、これをば「改惡」であるとして關東勞働組合會議と協力して、聲明書を發して反對した。昭和十年度における全國勞働組合自由聯合會の組合勢力は二聯合會、七組合、二、三〇〇名の組合員を擁し、書記局責任者は田所茂雄氏、逸見吉造氏。

〔全國自由聯合會オルグ十戒〕

一、先づ階級的理論で武裝してゐなければならぬ、二、階級的信念に燃えてゐなければならぬ、三、有能な生産事業にたずさわる勞働者であるべきこと、四、自己犧牲の精神を持たねばならぬ、五、同志愛と勞働者魂の所有者でなければならぬ、六、組織的な計劃的な事務的な才能を有してゐなければならぬ、七、如何なる瞬間にも勇氣を失はず倦らざるの不屈な精神を持たねばならぬ、八、事に處して斷乎たる決斷力と勇氣を示しうる者でなければならぬ、九、階級的立場を失ふことなく、如何なる場所、人間にも對し得るの屈伸性を持たねばならぬ、十、明朗性を把握してゐなければならぬ。

全國自聯書記局の聲明

全國勞働組合自由聯合書記局では、關西聯合會の昨年秋の風水害による經濟的創夷が未だ癒えず、また內部未整備のため、三月の全國大會大阪開催延期に關する聲明を爲し、尙ほ第十六回メーデーも既に近づきつゝあるため、「自聯ニュース」第五號に於いて「分裂メーデー反對」、「メーデー鬪爭を通じて組織の擴大へ」の聲明を發した。大會延期の聲明並にメーデー鬪爭への飛檄左の如し。

〔大會延期に關する聲明〕

昨年十月全國委員會は一九三五年度の全國自聯全國大會に關して、開催地を大阪、時日を三月中旬と決定した。之れに從つて書記局及び各聯合會は協力して大會準備を進めて居たものであつたが、關西聯合會は昨年秋の風水害による經濟的創夷未だ癒へず、且つ內部的な整備强化の忽せにすべからざる狀勢にあり到底豫定の時日に大阪に於て開催する事の不可能なる旨を書記局に通告して來た。我々は今日の切迫せる社會狀勢に於いて力の擴充と、より精鋭なる戰術の把握は刻下の急務でありこの爲めに新テーゼを中心議題とする大會の開催には萬難を排しても敢行されねばならぬと痛感するものであるが、這般の事情にもとづき、延期の餘儀なきを認め、更めて三五年度全國大會を一層光輝あらしむべく、全組合員諸君と共に邁進することを誓ふものである。

〔統一メーデー〕

第十六回メーデーは後僅かに月半を餘すのみとなつた。顧れば第十四回メーデー以後東京に於いてメーデーは完全に二つに分裂した日本勞働組合會議派と所謂左翼派に。分裂メーデーの意義が奈邊にあるか吾々は知らない。唯この意義ある國際的示威の日に勞働階級の陣容が二つの力に引裂れてゐる事を自ら支配階級の前にあばき立ててゐることは勞働者にとつて何等の利益をももたらさないことを斷言する。吾が全國自聯はこの分裂メーデーに反對し飽迄統一メーデー敢行を積極的に主張しつづけて來た。分裂メ

ーデーをなした眞の原因が、いづれの側にあつたか？ それを今此處で論議すべく餘りに社會狀勢は急迫をつげてゐる。軍需インフレの不生産的な景氣が何時迄續けられるかは多くの疑問のあるところだ。しかも軍事インフレの政策は既にその破綻の徴候をみせてゐる。軍需インフレの崩壞の後に來るものは、惡性インフレか、軍需インフレの停止による吾が國經濟の大變動である。この時期はもう吾々の足下に迫つてゐる。この社會情勢の急迫にそなへて、吾々は急速に勞働階級の諸勢力を結集しなければならぬ。この觀點に立つて、分裂メーデー反對、統一メーデー敢行を實踐しなければならぬ。既に東京市電應援、東北飢饉救援運動に於て會議派と所謂左翼派は完全に協力して鬪爭を進め得た、この戰跡を一歩前進せしめなければならぬ。又東京がこの悲しむべき狀態にあるにも拘はらず大阪、京都、神戸、名古屋等の地方に於いては、堂々と統一メーデを敢行し東京に於てのみ分裂メーデーを敢行するの理由が毫もありはしないのだ。分裂メーデーが第十回メーデーに於ける泥合戰にあり、その泥合戰の發起者が全國自聯なりと飽迄追求することを心よしとするならば全國自聯は階級的立場からその誤謬を清算する。唯分裂メーデーの全責任が全國自聯に在りとするの愚を繰返すべきではない。「第十六回メーデーを統一メーデーへ」の旗の下に斷乎統一メーデー敢行のために鬪爭しなければならぬ。

一、從來、朝鮮東興、朝鮮一般とは自聯團體として、メーデーに於いて共同鬪爭を敢行して來たがメーデー後にそれは何等發展を見ずに終つてゐる。關西に於いても同樣な現象が繼續されてゐる。本年度メーデーを通じてこれらの消極的政策を捨て、より持續せる關係を形成すべく努力すべきだ。這般の全國委員會後兩組合との間に懇談會が開かれ「勞働者問題」に於ける協力が決定されたがこれを一層促進すべきだ。二、自聯加盟各組合は各々當該組合の組織擴大に邁進すべきである。特に關西聯合會の再起、關西の再建が當問題にならなければならぬ。

分裂メーデー反對、第十六回メーデーは斷乎統一メーデーだ。

〔臨時工人夫制度撤廢鬪爭〕

臨時工人夫制度に對して、左右何れの立場たるを問はず、各組合の反對鬪爭の活動が開始されたことは、本年度に於ける共通的現象であるが、全國自聯においてもこの鬪爭の一翼に參じ「自聯ニユース」第九號においてその鬪爭方針を闡明した。

〔臨時工人夫制度撤廢鬪爭方針〕

臨時工問題はいよ〳〵當面勞働者最大の關心事となつた。日本勞働組合會議では內務省社會局へ陳情運動を行ひ全評も全勞もこれに負けじとお役所へ「臨時工を卽時本工にしろ」のスローガンをかかげないと組合でないとすら思はれ初めた。然し未だ臨時工撤廢の鬪爭は具體的に行はれてゐない、陳情や、かけ聲だけに止まつてゐる。ひどい例になると、總同盟のある工場では本工だけをしめ付けにしてゐて、臨時工を組合に入れない幹部は鬪爭よりも本工の組織が大事と默認してゐる。總同盟の臨時工鬪爭の激化主義も案外インチキで唯ひたすらお上にすがつてゐる。

一口に臨時工と言つても、工場によつていろ〳〵待遇が違ふ。

臨時工、人夫などいろ〳〵名目があるし、或る工場では一ケ月毎に雇傭關係を切り變へて二年も三年も臨時で扱ふし、或る工場では五六ケ月後に成績に依つて本工に引上げる等千差萬別である。勿論、お上にお願ひすることも結構だが、こうした種々雜多な雇傭關係を、法律で基本的な一つの形にあらためねば問題となり得ない。だからそれは大變なことで、これこそ百年河清を待つのたぐひであらう。

（一）だからどんな名目であらうと、結局臨時工として使用されてゐる從業員への直接的な特別のアヂ、プロが必要だ。（二）臨時工撤廢鬪爭で忘れてならないことは本工との結びつきだ、働きかけの主體は臨時工だが、本工との結合をなしとげるために、本工の持つ不平をもとり上げて鬪ふべきである。（三）請負制度と時給日給制度の場合は必然に要求が重なつてくることを考慮しなければならぬ。（四）臨時工としての期間一週間乃至一ケ月をハツキリ決定しなければならぬ。（五）この鬪爭に際して出來るだけ監督官廳に働きかけ工場の違法行爲、僞瞞的搾取を暴露すべきである。

2　大會・委員會・その他

東京印刷工組合協議委員會　一月十日、神田神保町組合事所にて開催。本年度第一協議會、〔出席者〕古川氏外十一名、〔議長〕梅本氏、〔協議事項〕一、部門活動充實の件、二、分會活動强化の件、三、大會鬪爭に關する件、四、東北救援金募集の件、五、青年戰士の會再建に關する件。

自聯關東聯合會第一回協議會　一月二十六日、神田本部事務所。〔出席者〕橫本、山田、三井（東印）、田所（關東一般）太田、秋本（東金）、〔議長〕山田、〔協議事項〕一、勞働新聞に關する件、二、全國大會に關する件、三、爭議調停法案改惡反對鬪爭の件、四、關東一般、東金再建に關する件。

自聯關東聯合會第二回協議會　二月十三日、神田本部事務所。〔議長〕梅本、〔協議事項〕一、全國大會はメーデー後にするの件、二、勞働爭議調停法改案反對鬪爭に關する件、三、勞働者新聞に關する件。

關東聯合會臨時協議會　七月二十四日、書記局より全關自聯の獨自的立場から統一問題に對する態度提案され「戰線統一と全國自聯の立場」なるリーフレットを發行配布。更に八月七日付にて、七月二十四日の臨時協議會委員會の決定に基き「統一を如何に鬪ふか」の具體的方針を樹立し全國自聯の態度を闡明にした。卽ち同運動の基礎たる廣汎なる大衆的組織としての地區協議會の重要性と、地區協確立のための職場內における自主的活動による兩翼の統一運動、他方に於ては繩張り主義的戰線統一排除のための各組合上部機關の交涉の重要性を强調した。かくて地區協の眞の結合によつてのみ勞働者陣營の全面的統一が完成し得るから、自聯としての自主的活動の自己批判と地區協確立活動に邁進し下からの戰線統一の完成を期したい云云。

關東自由、東京印刷工組合の活動　全勞・總同盟の合同問題、全國評議會の提唱する左翼勞働組合の統一問題等に關し、自聯は「戰線統一と全國自聯の立場」「統一を如何に戰ふか」「自主的活動

のために」なる三種のリーフレットを發表してその態度を明かにしたが、十一月に入りて、「全國評議會の統一理論は左翼の假面を被つた分裂論である」となし、聲明書を發し、合法左翼勞働組合（交總、市從、純勞其他）の戰線統一論に反駁を加へた。

3　アナ系事件（高田農商銀行襲撃事件）

大正十二年大震災當時大杉榮の死、古田大次郎、和田久太郎等の爆彈事件、大正十五年における日本黑色青年同盟の銀座事件等によつて停頓狀態となつたアナ系運動は、昭和六年八月相澤尚夫、二見敏雄等の全國自聯と黑色青年同盟の兩團體共同の再建運動によつて復活したが、翌七年におけるアナ系一派の手入で失敗し、一般勞働運動者から排擊され孤立狀態になつてゐた。彼らは從來の自由聯合主義運動を批判し、その理想的觀念論を淸算し、昭和八年アナルコ、サンヂカリズム一派と純正アナーキズム一派との合同を完成し、機關紙「自由聯合新聞」を發行するに至つた。且つその政治運動の擴大强化方法としては從來の一人一黨主義を捨て共產黨戰術の長所たる中央集權主義を採り、昭和九年五月植村諦聞、相澤尚夫、二見敏雄、入江汎の四名が首腦部となつて第一回の會合を東京杉並區馬橋の植村方で開き、六月には東中野の相澤方で「日本無政府共產黨」を結成、中央委員會を組織し、書記局、財政部、軍事部の三部門に分ち植村を委員長に財政二見、入江軍事、書記局には敎育（植村）、組織（入江）の二部門を設けて活動を開始し、九年十一月六日、東京高田農商銀行の襲擊が行はれた。この襲擊ギヤング首謀者相澤尚夫は十一月十一日、次で植村諦聞、入江汎外五十四名の者は續々檢擧されたが、これを契機として長野、岡山、豐橋、名古屋、秋田、神戶、宇治山田、松阪、上野、福島、北海道、新潟、高知、千葉各地の大量檢擧によつて、日本無政府共產黨の樹立が明かにされた。

〔テーゼ〕

一、權力政治の撤廢、二、完全なる自治制の確立、三、私有財產制度の廢止、四、生產手段及び土地の共有、五、賃銀制度の撤廢、六、勞働者農民の生產管理、七、敎育文化の享有、八、人爲的國境の撤廢。

〔行動綱領〕（略）

第二章　農民の運動

農村は本年度において凶作米高及び繭、小麥高によつて昨年に比し三、四億の現金收入が增大したと云はれる。かくて早くも一部には農村好轉が唱へられた。成程、一部の地主富農にあつては「好轉」の見られたことは否定できないであらう。だが下層農民にあつては凶作米高は却つて彼等の窮乏に拍車をかけたのみならず、肥料の暴騰による價格差の擴大

は此等下層農民をして破局の前に立たしめたのである。小作爭議の激增並に爭議の性質の深刻化が之を證明する。農業恐慌の深化は正にその停止するところを知らざるもの、如くである。而かもこの農村の窮乏とそれに立つ要望とに比して政府當局の農村對策が果して幾何の效果を收めたかは全く疑問とせざるを得ない有樣である。

この樣な農村の一般的情勢の裡にあつて各農民組合は、經濟運動としては小作料の減免、其の他小作條件の維持改善に關する運動、小作人間に於ける小作條件の競爭防止に關する運動を行つて來たことは例年と變らないが、近年特に顯著なる經濟運動として注目すべきものに產業組合的運動がある。卽ち小作人組合自體又は小作人組合員が別に團體を組織して購買、販賣、利用、信用等の事業を行ふものでその數も可成りに上りその成績も相當見るべきものがある。なほ最近は醫療組合及無料又は輕費診療所の設立漸く多からんとし、農民組合其の他農民關係無產團體若は其の幹部の關與せるもの相當數を數ふるに至つたのである。此等の組合の特に多い地方は靑森、福島、滋賀、京都、兵庫、福岡の諸府縣である。

なほ農民組合の政治運動として本年特に注目すべきものは先づ昨年來廣汎に且つ執拗に行はれた農民生活保證要求の民事訴訟法改正乃至は立法運動であるが、これは本年の第六十七議會においてその目的の一斑を遂げることができたのである。之に勢を得たる農民組合は來議會に於ては多年の念願である小作法の通過を目指し全國的に一大署名運動を爲さんとしてゐる。また本年秋の府縣會議員の選擧においては、戰線の統一及び候補者の整理において無產政黨とよく協力し、勞働者農民運動の根强い潛勢力と相俟つて左翼的無產團體より一躍三十五名の當選者を出すに至つたのである。

なほ最近特に注意すべきは凶作對策運動であつて、本年も昨年に引續き水害冷害の爲凶作を豫想せらるゝや農民組合は各地に小作料減免、小作料納入米格下の運動等を盛んに行ひ、また農民組合の大會においては窮乏農民に對する政府米の無償配付若は安價拂下、肥料及び種子の無償交付、農業更生資金の無利子長期年賦による卽時融通、勤勞農民負擔稅の減免若は免除、農民負債支拂猶豫、穀物檢查本年度免除、小作法並に差押禁止法の制定、農業保險卽時實施、小作爭議防止委員會反對等の標語を揭げたるもの多く、殊に東北に於ては東北農民に對し特別國庫補助を爲すべき旨を決議せるものあり、關西九州地方の水害地に於ては水害農民救濟、水害防止恒久施設の要求を可決したものもあつた。かくの如く農民組合の運動は小作爭議の波に乘つて相當活況を呈したが、就中全國農民組合に於ては、「非常時」情勢のもたらした國家主義的乃至ファッシズム的運動に反撥して、着々とその陣營の整備從つて農民戰線の統一を完了しつゝあり、こゝに農民運動

は一應の立直りをみたものゝ如くである。

以下、個々の中心的なる各農民組合についてこれが運動を概觀することゝしやう。

第一節　全國的農民組合の運動

一　全國農民組合の運動

1　運動概況

全國農民組合は大正十一年四月神戸において創立された舊日本農民組合の後身であることは云ふまでもないが、本組合は現在その大衆的基礎と活動力において我國小作人組合中の大宗をなすものである。すなはち殆んど全國に渉る約三十の府縣聯合會と數萬の組合員を擁し農民層への指導力、影響力は大きく從つて農村の經濟的並に政治的運動において或ひは農民戰線統一運動において殆んど常に中心的地位を占めてゐるものである。かくて本年度における本組合の活動も全國的にして且つ大衆的であるため廣汎且つ複雜なる樣相を呈してゐるが、特に本年度において著しく現はれた動向としては大體次の如きものがあらう。

なほ無產政黨との關係をみるに、本組合は社會大衆黨と運動上必要なる場合に限り協力すべきことを申合せてゐる。

農民戰線統一運動

農民戰線統一運動は、昨九年一月から三月にかけて、總本部派の德島、和歌山及び奈良(中立)の各縣聯の主唱の下に、近畿地方の全農總本部派と全農全會派とが相會して戰線統一のために開催せられた近畿地方農民團體懇談會並に近畿地方農民團體統一協議會の成立によつて拍車をかけられ、次いで同三月の全農第十三回大會における大阪、奈良の二聯合會の復歸にょつて局部的とは云へ統一運動は具體化するに至つた。而してこの後においても京都、栃木の兩聯合會の正式復歸が認められたことは既に昨年度本年鑑において述べたところである。

本年に入つてからは、この戰線統一運動は益々擴大强化され、先づ四月の全農第十四回大會において三重、埼玉、北海道の三聯合會の復歸が行はれ、つゞいて八月の全農第二回中央委員會において大阪府聯より全會兵庫縣聯の復歸承認要求の動議が提出され、その後間もなくこれが合同復歸をみるに至つた。かくて現在において全會派組織として殘されてゐるものは僅かに福佐聯合會のみといふ有樣である。而かも從來屢々問題となつた福佐聯合會との合同問題も最近著しく進展し、十月における同聯合會第八回大會並に十二月における全農第三回中央委員會においては各々本問題を上提協議し、兩組織の合同完成に努力しつゝある有樣で今や同聯合會の復歸も單に時日の問題として殘されてゐる。なほこの外本年の府

縣會議員選擧を契機として北日本農民組合、秋田縣農民組合等地方的單獨組合との合同問題も叫ばれつゝあると共に一方香川縣聯の再建運動も相當進展しつゝある等全農の農民戰線統一運動は頗る熾んなものがある。

また全農内部においても最近の傾向として社大黨支持派と然らざる派との兩派對立が大いに緩和せられたと云はれてをり、右の如き農民戰線の擴大强化も内部的對立の除去が大いに與つて力あるものゝ如くで、これは本年度における全農の動向として最も注目すべきものであらう。

府縣會議員選擧運動

府縣會選擧運動は本年度における農民組合運動中最も特筆すべきものであつたが、全農に於いても七月末日の中央委員會においてこれが選擧方針を上提し協議するところがあつた。これによれば全農としては從來の如く府縣會議員選擧を輕視し或ひはボイコットするが如きは誤れるものであり、今次の選擧戰においては全農の鬪爭を廣汎に展開し、この鬪爭を通じて大衆を全農に惹きつけ之を支持せしめなければならぬと斷じ、更に選擧戰に參加した場合當選第一主義をとるかの暴露主義をとるかに就いて、之を相反する二つの方針と考へるのは誤謬なりとし、全農において候補者を立てた以上は之を當選せしめるべく努力するのが當然である。だがかく云へばとて當選のみに汲々として全農の主張を殊更に蔭蔽するが如きは勿論不可であるとしてゐる。

なほ他團體との關係、候補者決定基準、選擧鬪爭組織、政策、スローガンについても左記の如き方針にてすゝむことに決定した。

1、他團體との關係　(一)社大黨を支持する聯合會に於いて組合員が社大黨候補者として立候補する場合には我組合は之を支持して單獨に選擧鬪爭に臨むか、或ひは他の無產團體と共に協議會又は選擧鬪爭同盟等を組織して鬪ひ、その方法は地方の情勢に從ふこと。(二)組合よりの立候補なき地區においては他の無產團體を支持するか否かは選擧後組合に反す影響度を考慮した上決することと。(四)產業組合、同青年聯盟及びこの外廓的團體が政治的に進出を試みた場合、組合はその立場に矛盾せざる限り之と提携して組合の擴大强化に利用すること。

2、候補者選定の基準　(省略)

3、選擧鬪爭組織　(省略)

4、政策　(一)滿十八歲以上の男女に公民權附與、居住期間制限の廢止、(二)道府縣知事の公選、(三)大選擧區比例代表制の實施、議員定數の增加、(四)府縣令召集權を議員に附與、(五)府縣參事會の廢止、知事の原案執行權の廢止、(六)惡府縣令の廢止、(七)無產階級運動に對する不當彈壓干涉反對、(八)警察の關與する小作爭議防止委員會設置反對、(九)官僚政治反對、行政の刷新、無產者の生活本位の地方自治の確立、(十)地方債元利子の支拂據

置、低利借換、(十一)義務教育費全額國庫負擔、(十二)地方財政調整金の交付、(十三)警察費、一般行政費の整理、(十四)水利組合、水害豫防組合、耕地整理組合の負擔輕減、二、車税、船税、牛馬税の廢止、その他雜税の改廢、二、特別地税の廢止、三、小商工業者の營業税の免除、四、戸敷割、反別割の廢止、五、所得税、營業收益税、附加税の累進賦課(不均一課税率の設定)、六、相續税、附加税の創設、其の他有產者負擔の新税創設、七、有產者脫税の防止嚴罰、八、農村社會事業の擴張、(イ)無料託兒所の設置、(ロ)簡易診療所產院を多數設置すべし、醫師、產婆の公營、(ハ)救護法の適用の擴張、(ニ)貧困者、災害受難者に對する政府米の十分なる給付、(ホ)缺食兒童の給食、學用品の給付、九、農村經濟施設、(イ)勤勞者本位の農山漁村土木事業の擴張、繼續、(ロ)貧農に對する農事技術指導、(ハ)災害者に對する肥料農具の給付、無利子生業資金の融通、(ニ)公營の耕地開發貧農の移住、(ホ)公有林、國有林の利用許可、(ヘ)產業組合の改革とその民主化、(ト)貧農本位の農事實行組合の組織とその奬勵、(チ)電氣事業公營、電燈料金値下げ、(リ)小農貧農を本位とする農村經濟更生計劃の樹立、(ヌ)農產物檢查を單式自由制とせよ、(リ)勤勞農民小額負擔の元利のモラトリアム。

5、スローガン　△農政を勤勞階級の手へ、△無產者負擔の惡税全廢せよ、△農民運動彈壓干涉反對、△耕地整確立、小作料引下げを基調とする小作法制定、△窮乏農民に生產資金を出せ、△勤勞農民借金の猶豫、△生產農民を苦める穀物檢查撤廢、△農民の税金を引下げろ、△肥料、電燈料卽時値下、資本家の獨占價格反對、△出征兵士、在營兵士家族の生活を國家で保證せよ。

全農は以上の如き選擧對策の方針を以て全國に涉つて二十九名の候補者を立て六萬九千七百五十五票を集めた。而して當選者十二名、次點繰上り二名計十四名といふ壓倒的勝利を收めたのである。

小作法制定要求運動

全農においては既に早くより農村窮乏の根本原因は小作制度にありとし、これが對策として本年三月の第六十七議會において小作料の低下と耕作權の確立を主要內容とする小作法案を提出したが審議未了に終つたので、つゞいて七月の中央委員會において該法案制定促進の決議を關係當局に陳情するところがあつた。また更に最近においては社大黨と合同し來る第六十八議會に對して同法案制定促進鬪爭として左記請願書を作成して各地の農民の署名を得て議會に對する一大請願運動を行はんとしてゐる。

請願書(抄)

小作爭議は益々激化してをります。かやうな事態は莫大な國費によつてなされた農村匡救施設とか、小作調停法や警察による小作問題干涉防止政策とかによつて阻止されるものではありません。それは實に今日まで放任されてゐる土地制度、土地と耕作農民を無視した小作制度にあると申さねばなりませぬ。またこの小

作制度こそは一般農民をして高い小作料の苛酷な取上と從つて高い地價の重壓とに苦しませ且つ人口增加と轉業とからの脅威を大ならしめて、愈々窮民生活への一路を辿らしめる主因となつてをります。この狀態と趨勢とを直視されまして當面における緊急策として、土地における耕作權の保護、減免請求權の確立、不當小作料の引下、强制執行の制限等を含む小作法を卽時制定せられるやう御取計らひを願ひます。これは三百八十八萬農家が、十年度における亦もやの凶作、肥料代と小作料、土地取上げ等における困苦と不安とのなかからの切實極まる請願であります。

飯米一ケ年差押禁止法獲得運動

全農は昨九年八月農民生活擁護聯盟を結成して民訴第五百七十條に關する差押規定に對し、一人一ケ年一石、一戶八石を最低限とする生活保證飯米一ケ年間差押禁止の法案卽時實施を叫んで果敢な鬪爭をつゞけて來たが、本年度に入つてからも一月十八日前記小作法案と共に本法案獲得全國農民代表者會議を東京芝協調會館に開き、更に第六十七議會開會と共に一大署名請願運動を起したが、なほ三月五日には赤坂三會堂において飯差押禁止法獲得農民大會を開催、夫々關係當局者に決議文を手交した。而して同案通過が稍期待せらるゝや、全農新潟縣聯代表を始めとして各地の農民代表は續々上京して要求をなすことは年々秋期鬪爭として恒例になつてをり、同案通過の猛運動をなせる結果、全農の希望せる一ケ年分差押禁止の目的は達せられなかつたが、三ケ月分差押禁止法案が可決され、目的の一部は達せられることゝなつた。

小作料の減免其の他小作條件の維持改善に關する運動

一般に小作人組合が凶作、不作等を理由として小作料減免の要求をなすことは年々秋期鬪爭として恒例になつてをり、全農においてもこの例に洩れない。而してこの運動は特に昨九年來の全國的の未曾有の凶作によつて益々增加しつゝある。

また最近地主側において特に農村不況の爲に自作經營、小作料滯納、小作契約期間の滿了、地目の變換等を理由として、積極的に小作地の返還を要求するものが激增したのに對し、全農においては小作人の生存權を壓迫するものなりとして極力之に反對するのみならず、地主の土地所有權に對すべき耕作權の强力なる物權化を要望し、之を小作法制定要求運動と結びつけて全國的な鬪爭を行つてゐることは前述の如くである。

更に本年度における新傾向として注目さるべきは警察を中心とする小作爭議防止委員會に對する反對運動である。すなはち昨九年末青森、新潟において始めて設置せられた右委員會は本年度において殆んど全國的に之が設置をみるに至り、政府の小作爭議對策は調停本位の政策から豫防鎭壓主義の保安政策へと轉換して來た。かくて爭議の干涉、彈壓はこれによつて强化される結果となつたのである。これに對し全農は小作調停法すらもが激化せる爭議の前に無力化してゐる今

日、爭議の解決を小作立法に求めずして警察權の强化に求めることは時代の逆行であるのみならず、その性質上到底公平なる解決は望まれず却つて有害無益なるものとして之に反對してゐる。

農村窮乏打破運動

昭和五年以來著しく急性化した農業恐慌は急激に中小地主の沒落と全農大衆の生活の窮乏化をもたらした。剩さへ昨九年以來の全國的凶作は一層農村の窮乏に拍車をかけ、遂に收拾し得ないかの如き農村の危機を招來するに至つた。かくて全農においても政府貸下米延期又は交付米要求の運動を起し、收穫期に入つてからは奬勵米增額要求の運動、又凶作地においては夫々救濟或ひは減免鬪爭を行ひ、更に府縣會議員選擧において多數代表者の當選をみるや各地において縣會鬪爭として自轉車稅、荷車稅の輕減或ひは撤廢及び産米檢査制改廢の要求運動を行つた。

産業組合運動に對する方針

なほ右の諸運動の外、全農の産業組合運動に對する方針を掲げておく必要があらう。けだし、産業組合運動は最近特に著しく前面に押し出されて來たが、それは全農としてもこれに對する態度の決定を逼られる程の有力なものであつたからである。以下摘錄するところのものは本年七月の第二回中央委員會において決定された對産組運動方針の要約である。

一、協同組合に依つて農村の階級諸層全體を組織化し、農村經濟を統制化し、以て高度資本主義と對抗し得るといふ主張は經濟的にも誤謬であり反動的性質を帶びてゐる。

二、政府は産業組合を農村更生計畫に於ける農村經濟の中樞として實行組合の團體加盟を認める等の助長策をとり、産組中央會は五ケ年計畫によつて産組經營の危機を打開すべく四種事業兼營、勤勞農民本位等々の擴充策と圖つてゐる。だが、産組法の規定は産組を取引の法律的形式によつて分類し事業を限定し、政府の監督下に置いてをり、産組の歷史は主に信用組合として農村有力者、有力者支配の一機構として發達して來た。從つてこれが生産組合化と勤勞農民本位の方針を徹底せんとすれば外的事情内的構成からみて干渉と内紛とを豫想せずしては出來ない。

三、然るに拘はらず、産業組合は獨立的自作農にとつては流通過程上利益擁護機關として希望の一たることは出來る。又組合の實質は兎に角として計數的には全國に普及されてをり、又巨額の金融力と相當の事業と設備とをもつてゐる。

四、我が全農組合員は産組大集團加入の方針をとり生産に直接從事する農民の利益本位に積極的に活動し活用する。

五、全農が産組至上主義者と相違する點は、全農員は農業發展の根本的妨害物は高き小作料と地價、小作制にありとしこゝに農業問題の重點を置いてゐる。從つて單なる小作米販賣者に過ぎぬ地主はもとよりのこと、生産手段所有者と小作農其

他との利害對立に際して産組主義者の如くこれを輕視し放任し或ひは産組のための全體性に從屬せしめ抹殺するが如き態度とは劃然たる差違がある。

六、産聯及青聯に對しては全農組合員は前述の如き態度において勤勞農民的要素と協力し、又産業組合を主體とする政治運動に對しても、産業組合加盟の全農員は全農の態度と方針を生かし、且つ所屬地方の同意ある限りに於いての情勢に應じて協力すべきである。

2　大會その他の會合

全國農民組合第十四回全國大會――四月六日より三日間、於大阪市北區天神橋筋六丁目所在大阪北市民館（第二日目大會分科委員會は大阪市西區土佐堀通二丁目所在基督教青年會館で擧行された）、出席者本部員約十名、地方代議員二百三十九名、傍聽者は盛時約百五十名。

尙大會は第一日より當局の臨檢嚴重を極め、注意中止續出する有樣で頗る緊張裡に終始された。

場内揭出のスローガン左の如し。一、戰線統一整備、二、總本部活動の整備、三、農村政治活動の强化、四、ファッショ反對、反動農民團體を擊滅せよ、五、養蠶農民の生活を保證しろ、六、立禁差押、强制執行反對、小作法を制定小作料をまけろ、土地取上反對。

次に本大會に提出された議案は本部中央委員會及各府縣聯合會に附記され、尙右の外に緊急動議として七議案が提出され何れも可決された。その議案を擧ぐれば左の如し。

（一）全農十五週年記念事業。1、全農十五年小史を刊行すること、2、十年以上全農の鬪爭に參加した人に記念品を贈呈すること、3、各地に於て記念催物を爲すこと、4、第一期は全農會館を建設したので、第二期のプランをたてること、5、各代議員は記念事業に關しての希望を申出ること、6、其の他は中央委員會に一任。

（二）土地取上、立入禁止假處分反對鬪爭に關する件。土地取上問題の重大性について社會的輿論を喚起し、土地取上問題を大なる社會問題化せしめて、地主の全面的攻勢を抑へると共に個々の鬪爭を有利に導く背景を作つて行くことにも其の努力を拂はねばならない。

（三）政府米を貧農に交付要求の件。年々起る飯米缺乏の現象に鑑み、政府の飯米交付を單に此の度のみに限ることなく、その莫大なる貯藏米を簡易なる手續を以て都市農村の貧困者に十ケ年々賦にて貸下げること並に既に貸下げたる政府米の償還方法につき、之を緩和することを要求する。之が具體的方法としては來るべき飯米缺乏期に各地に於て大衆的運動を展開すること。

（四）救農土木事業對策の件。救農土木事業の打切に反對し、其の擴張と費用全額國庫負擔其の他を要求し、大衆的行動によつて有利なる條件を鬪ひとること。

（五）肥料闘爭に關する件。金輸出再禁止以來肥料價格の騰貴は甚しく、其の爲に農家特に現金收入に惠まれない小農、貧農は困窮してゐるを以て肥料商、全購聯、地主又は政府に對して闘爭又は要求をなすこと。

（六）養蠶農民生活安定化に關する件。大製糸業者、生系販賣輸出業者の救濟に終りつゝある今日の政策を排撃して、養蠶農民の生活を安定せしむべき各種の政策を實施すべきことを要求する。

（七）農村に於けるファッショ運動粉砕闘爭に關する件。凡ゆる機會を促へてファッショ運動の本質を農民大衆に暴露し闘爭することと。

（八）貧農兵士家族生活保證要求に關する件。惡地主、高利貸に對して闘爭すると共に、一方町村役場又は府縣に對して軍事救護法の適用を求むべきこと。

（九）縣會議員選擧、總選擧對策の件。政治的闘爭の手段として出來るだけ多くの議員の選出を圖らねばならない。その爲めには十分なる準備をなさねばならない。

（十）役員改選に關する件。役員詮衡委員會に一任して決定。

（十一）次會大會に關する件。次期大會の開催地は東京とし。全農創立十五周年記念大會は特に盛大に行ふこと。

（十二）旭川改修潰池耕作權確認闘爭の件。岡山縣下に於て爲しつゝある全農岡山縣聯合會の闘爭を、全國的闘爭として勝利を目指して戰ふこと。實行方法は新役員に一任すること。

（十三）穀物檢査撤廢、奬勵米增額闘爭の件。現行の穀物檢査は地主と穀物商人とを利益せしめ、生產者就中小作農民と消費者とを苦しめ居るを以て、之が撤廢を要求し、又この撤廢に至る間生產者奬勵米を增額支給せよとの闘爭を全國的に行ふこと。之が實行方法は新役員に一任すること。

第一委員會附託議案。一九三五年に注意し努力すべき諸事項、綱領草案大綱に關する件、農民戰線統一に關する件。

第二委員會附託議案。小作法制定要求に關する件、農村政治活動强化に關する件、農業組合、農會、農家組合對策に關する件、組織整備に關する件、總本部財政確立に關する件、新進幹部養成に關する件、「土地と自由」の擴張に關する件、一九三五年度豫算に關する件、農村事情調査、土地政策委員會設置の件。

緊急動議。京都府聯佐山支部の立禁を許可したる裁判所に抗議の件、青年部規約改正の件、總本部事務所竣工式擧行に關する件、差押禁盟運動に對する新潟縣聯合會其の他全國の同志に感謝の件、米國勞働團體にメッセージを送るの件、高知縣下秋山爭議應援の件、宮城縣のメーデー不許可に對し抗議の件。

第二回中央委員會　七月三十一日、於東京市芝區協調會館、出席者中央委員その他約三十五名、（最初は三十日と三十一日と兩日に亘つて行はれる豫定であつたが、會議開催場所の行違ひにより、前日は懇談會の形式で報告の部分のみ行はれた。）

議事――第一、總本部報告、第二、上半期爭議情勢報告と對策（特に爭議防止政策に關して）、第三、小作法制定要求運動並に全農組織活動强化策、第四、總本部財政充實策、第五、全農十五年史編纂事業について、第六、青年部組織方針と當面の活動題目、第七、産業組合に關する報告と對策並に米穀自治管理案其の他に關する反産運動、産青聯運動についての各地報告とこれに對する方針、第八、「土地と自由」紙面擴張（十六頁）定期刊行案、第九、土地政策研究農村事情調査について、第十、當面に於ける政治經濟土地狀勢一般についての報告、第十一、府縣會選擧對策。

右のうち第二、第三、第七、第十一の各議案は本中央委員會の中心議題であり、その決定された方針は我が農民運動上に多大の影響を及ぼすであらうと觀測される。

なほ本中央委員會においては翌八月一日左記の決議文を作成して各關係當局を歷訪陳情をなした。

内務大臣宛決議――最近各地方官憲は小作料減免その他小作問題に積極的に關與する態度をとつてゐる。或る町村に小作爭議防止委員會の設置を强制し戒は小作人を警察署に呼びつけ警察權を强制或は農民組合を排擊し脫退を强要する等である。全農村の窮乏貧農の生活上の要求を無視してひたすら官憲の彈壓に因つて當面の解決を圖り自己の功績を競はんとする狀態である。小作問題に關して既に小作調停法がある。然るにこの調停法を官憲自らもその無力さを承認せねばならぬ狀態に接し乍ら更に小作立法に因る方策を求めずして警察的見解によつて處理せんとするが如きは正に時代と逆轉せる警察行政の强化と云ふべきである。吾が全農は小作問題に關して斯の如き政府の干涉、强制、彈壓政策に對して別記の如き實例を擧げて反對す。

司法大臣宛決議――最近小作爭議は逐年的に激增し、依然として農民貧困を增大してゐる。この時に當つて從來わが全國農民組合が絕對反對せる立入禁止、假處分、小作調停條項による土地取上を依然として執行されつゝあることは農村の現狀を無視し、農民の生活を蹂躙するものと云はねばならぬ。わが全國農民組合はかくの如き裁判所の處置に斷乎反對し、これが廢止を要求するものである。

農林大臣宛決議――小作爭議はいよ〳〵激化し、益々深刻となつてゐる。斯樣な趨勢を生じた所以は全く現在の小作制度そのものに存することは多言を要しない。十數年に亘る小作調停法による農林省の努力も、近來に於ける内務省の强制調停主義による政策もこの趨勢には抗すべきもない。我全農は今日の問題として迫りつゝある小作立法卽ち耕作權、小作料減免請求權等を内容とする小作法の卽時制定を要求す。

なほ本中央委員會では大阪代表より、嘗て分離せる全會兵庫縣聯復歸承認要求の動議が提出されたが、これは復歸要請の代表者が本會議に出席せざりしを理由に「調査の上承認すること」となつたが、議場の空氣よりすれば大體承認される模樣であつた。

奈良縣聯合會第十二回大會――一月十日、於北葛城郡下田村所在商業倶樂部、出席代議員約百二十名。

議事――本部活動報告の件、小作料減免要求の件、村落活動強化の件、立禁農産物差押反對鬪爭の件、拂下米獲得鬪爭の件、ファッショ運動粉碎の件、差別撤廢鬪爭へ積極的參加の件、全國的農民戰線統一に關する件、一般運動方針大綱の件、規約改正の件、縣會議員選擧鬪爭の件、其の他。

岡山縣聯合會第八回大會――一月十五日、於岡山市公會堂、出席代議員約九十名、傍聽者約五百名。

議事――一九三四年度聯合會活動報告の件、奬勵米俵五升增額、穀物檢査撤廢鬪爭の件、無產者負擔の諸稅改廢に關する件、各支部共同作業に關する件、一九三五年度運動方針大綱、聯合會飯米部設置の件、凶作小作料減免鬪爭の件、立禁、土地取上反對鬪爭の件、小作法、食料差押禁止法獲得の件、縣會議員選擧鬪爭の件、ファアッショ粉碎の件、旭川改修反對、旭川改修に伴ふ土地取上に關する件、其の他。

靜岡縣聯合會第五回大會――一月十六日、於沼津市上香貫公會堂、集會者約六十名。

議事――小作法獲得に關する件、運動方針大綱決定の件、一ケ年分飯米差押禁止法制定の件、產米檢査制度對策の件、役員改選に關する件。

なほ當日は菊池大尉の「國防の本義とその强化の提唱」に關する講演が行はれたが、之によりても窺ひうる如く全農靜岡縣聯は本大會において決定した運動方針に基いてファッショへ轉向したと云はれてをり、農民戰線統一が云々されてゐる折柄その成行は注目されてゐる。

愛媛縣聯合會第四回大會――一二月六日、於松山市東雲町所在愛媛青年會館、出席代議員約六十名、傍聽者約六十名。

議事――年貢三割減免の件、活動方針大綱の件、車稅引下、政府米の件、農村政治同盟の件、借金支拂猶豫拂下、學童に飯米支給の件。

栃木縣聯合會（石山派）大會（但し社會大衆黨栃木縣支部聯合會、全國勞働組合同盟栃木縣聯合會との共同の大會）――二月十七日、於宇都宮市所在商工會議所、集會者約三百名。

議事――

宮城縣聯合會第六回大會――三月五日、於志田郡古川町所在古川座。

議事――土地小作料の鬪爭に關する件、救農土木事業の件、米貸せ運動の件、養蠶損失國家保證に關する件、選擧對策の件、其の他。

京都府聯合會第六回大會――三月七日、於京都市中京區三條通基督敎青年會館、出席組合員四百八十名。

議事――本年度運動方針の件、立禁土地取上反對鬪爭の件、飯米差押禁止法制定促進に關する件、借金整理部新設に關する件、組合財政確立に關する件、小作保護法制定の件、養蠶農民窮乏打破に關する件、青年部婦人部確立の件、府會議員選擧對策の件。

今年度大會は全會派と總本部派との合同による更生後最初の大會であり、更に昨年度の風水害で鬪爭が激化したことに基因して

前記の如く約五百名の農民が參集し、近來にない盛會であつた。この農民の活潑化は、大會を三月五日の山宣の記念日に開催することが決定されたことによつても窺ひうるであらう。

高知縣聯合會第三回大會——三月二十日、於高岡郡高岡町所在昭和館、出席組合員約二百九十名。

議事——一九三四年度聯合會鬪爭報告の件、フアツショ粉碎の件、土地取上反對の件、立禁反對鬪爭の件、小作保護法、差押禁止法制定要求の件、農會總代選擧執行委員會提出の件、新組合員千名獲得の件、自家用煙草許可運動の件、農民生活保證の件、勞農提携の强化の件、縣會議員選擧の件、政府米貸下鬪爭の件、農民運動彈壓反對の件、其の他。

栃木縣聯合會（大屋派）第七回大會——三月二十七日、於宇都宮市所在縣公會堂、出席代議員約四百七十名。

議事——小作料減免土地取上反對の件、借金肥料金の件、凶作對策、飯米獲得、救農工事不正に關する件、選擧に關する件、フアツショ粉碎の件、其の他。

大阪府聯合會第十回大會——三月三十一日、於大阪市西區土佐堀基督敎青年會館、出席代議員約百六十名。

議事——組合規約決定の件、組合豫算決定の件、支部活動方針決定の件、小作料減免鬪爭方針の件、新進幹部養成並に聯合會活動强化方針の件、土地取上反對鬪爭方針の件、農民戰線統一の件、地區委員會活動方針の件、次期大會の件、メーデーに關する件、全國大會の件、其の他。

新潟縣聯合會第十二回大會——八月十八日、於三條市三條座、出席者組合員五千餘名。

議事——土地鬪爭の件、運動方針の件、秋期鬪爭の件、農村政治活動强化の件、米檢單一任意制獲得の件、本部財政確立の件、社會運動取締方針更生要求の件、其の他。

福岡縣聯合會第四回大會——八月三十日、於小倉市外企救町北方公會堂、出席代議員二百十八名、同三十一日、於三井郡北野町民衆クラブ、出席數約八百名。

議事——規約改正の件、水害地農民救濟の件、九州地方財政統一の件、今川ダム、九州ソーダ工場設置反對の件、國債利子二ヶ年支拂停止の件、小作法制定要求に關する件、縣内經濟會議常設要望の件、産業組合對策の件、縣議改選對策の件（以上第一日）土地取上立禁立毛差押反對の件、水害小作料減免鬪爭の件、小作爭議對策の件、農民戰線統一に關する件、縣會議員選擧對策の件（以上第二日）。

青森縣聯合會第七回大會——九月五日、於青森市驛前産業會館。

議事——土地取上反對、小作料減免の件、小作法制定の件、借金支拂猶豫令の件、食糧一ケ年分差押禁止法の件、米穀自治管理案反對の件、政府米獲得の件、救農土木工事の賃銀値上の件、水害防止の恒久施設の件、國庫負擔による醫療施設の要求、帝國主義戰爭反對の件、酒煙草自家用自由製造の件、フアツショ反對の件、農民運動に對する不當彈壓干涉反對の件。

岐阜縣聯合會第四回大會——十月二十三日、於岐阜市明德町修

道館。

議事――米穀檢査對策の件、小作法並食料一ケ年分差押禁止法獲得の件、規約改正の件、政府米を安く拂下げる件、愛知縣支部を岐阜縣に加盟させる件。

なほ本大會を通じて注目されることは名古屋合同勞働、岐阜合同勞働、全評中央地協等の最左翼勞働組合の祝辭祝電にも見られる如く、勞農兩組合の階級的提携が强調されたことである。

高知縣聯合會第四回臨時大會――十月二十六日、於高知郡高岡町昭和館、出席者約百名。

議事――秋期鬪爭に關する件、農民に土地と生活を保證する小作法案の件、青年部婦人部確立强化に關する件、組織擴大の件、「土地と自由」支持購讀の件、自轉車諸車稅撤廢期成同盟會の提唱の件、其の他。

秋田縣聯合會主催秋田縣農民第三回大會――十一月十三日、於平鹿郡橫手町橫手劇場、出席者縣聯役員の外農民約四百名。

議事――小作料高率引下の件、土地取上立入禁止、農産物差押絶對反對の件、東北農業へ國庫特別補助の件、生産米檢査制度改正の件、牛馬稅自轉車稅リヤカー稅の改正、立毛を差押へられたときの處置の件。

宮城聯聯合會第七回大會――十二月二十六日、於古川町古川座。

議事――飯米獲得鬪爭に關する件、小作法獲得鬪爭に關する件、牧ノ巢爭議應援に關する件、土地、小作料鬪爭に關する件、財政確立に關する件、

第二部　二篇　勞働組合

3　規約・運動方針

【規約】　本年四月の第十四回全國大會において改正された規約をそのまゝ踏襲した。この改正規約全文は昨年度本年鑑に詳細掲載されてゐるからこゝでは省略することゝする。

【運動方針】　第十四回全國大會において可決された昭和十年度運動方針大綱左の如し。

全農の鬪爭及び鬪爭方針

第一節　全農の級級性と當面の任務

(一)　恐慌以來の全農の鬪爭の發展

(二)　全農の階級性

(三)　全農の當面の任務(攻勢による防禦、防禦のための攻勢)

第二節　小作料鬪爭と土地鬪爭

(一)　この日常鬪爭の二形態の意義と重要性と相互關係

これは地主的土地所有制に對する貧農大衆の日常鬪爭の主要形態である。

(二)　小作料鬪爭

(a)　最も廣汎な未組織大衆は依然高率小作料の搾取下にある。

(b)　恐慌の影響の下に、減免要求は一般にます〳〵廣汎な且つ痛切な要求となつてきた。小作人が減免要求をもつて起たな

いからといつて輕視すべきでない。各地に於て起てない事情を具體的に究明し、起てる樣な條件をつくり出してやることが必要だ。

(1) 未組織農村の大部分には、全農による減免鬪爭のための條件がある。この事件を促へて現實的な鬪爭に發展させるために必要な種々の方策や注意、各農村の階級構成、小作料の事、取立方法、慣行的減免の最近狀勢、農民の減免要求はしば〳〵歪められた形で發現してゐる。目標農村の設定の必要、貧農密集地帶への着眼。

(2) 自然發生的減免鬪爭の指導に關する注意。

(3) 全農の組織が休眠狀態にある農村及新組織が尙微力なる農村。

(4) 組織された農村、全農に依て減免慣行を戰ひとつた農村。
(a) 慣行の維持と强化のための諸方策と諸鬪爭の必要。
(b) 諸般の豫備的鬪爭の必要。
(a) 僅少減額の鬪爭の重要性。
(b) 宣傳によつて他村への影響力を增大させる努力。
(c) 特に、各種の小作料引上げ策に對する鬪爭の先頭に立つこと。

(5) 小作料引上げに對する鬪爭。
(a) 定額小作料の引上げに對する鬪爭は未組織農村に於ける鬪爭展開の最上の口火である。特に耕地整理による引上げ、地目變更による引上げ等。
(b) 實質上の小作料引上げの諸形態に對する鬪爭——「又小作」關係に對する鬪爭、敷金徵收、禮米、前作米、捨米、滯納持切制等に對する鬪爭。
(c) 特に、產檢による實質的引上げに對する鬪爭の重要性及び鬪爭上の諸方針。

(6) 下層貧農のための小作料鬪爭。
(a) これが重要性の過小評價に對する批判。

(7) 滯納帳消しのための鬪爭。
組織ある農村では先手を打つこと、滯納の證文化の廢止等。

(8) 未組織農村では、取立、差押、土地取上げに備へるために各種の豫備的鬪爭を必要とする。

(9) 締めくゝり。
(a) 鬪爭の無計畫性、鬪爭の中途放棄、等に對する批判。
(b) 豫備的鬪爭の缺除に對する批判。
(c) この鬪爭への積極的進出の必要、防禦のための攻勢の必要の力說。
(d) 組織擴大のためには減免鬪爭が最も效果的なことを再强調すること。

(三) 土地鬪爭

○この項は大體、第六回大會議案書三七—三九頁及び五八—六三頁、第七回大會報告三七—三九頁、同大會採用の「活動方針」第二九項（イ）（ロ）（ハ）（ニ）を整理擴充して作成す。
○特に注意を要する點。

(1) 小作料闘争から立禁、土地取上げに發展する場合は、かゝる發展を防止することが最も重要であり、機先を制するための各種の努力方策の必要を力説すること。

(2) それにも拘らず土地闘争に發展して來た場合は全力をつくすこと。

(3) 土地闘争に於ては貧農は常に守勢であるからこの最重要な守勢闘争のためにこそ各種の攻勢的闘争が必要であることを特に力説すること。

(4) 土地闘争が守勢的である關係上、一般に組織なきところ、闘争經驗なき所に於ける土地闘争は特に苦戰であることを明らかにし、特別の方途の必要を力説し、その大綱を示すこと。

(5) 一方において土地闘争は苦戰である、がしかし又若干の爭議經驗が示すやうに、村組合程度の組織の所でさへ土地取上げに對する反對闘争ほど大衆を奮起させ、意識を昂め、團結力を强め組合の必要を痛感させるものはないことを指摘强調し、且つわれ〳〵がつくり出す闘争條件の如何にかゝることを明かにして、悲觀的退却的傾向を批判して置くこと。

(6) 土地所有者異動による土地取上に對する防禦。

(四) 特に下層貧農のための闘争及闘争方針

(1) 飢餓線上に立つこの層こそ現在は小作料闘争及び土地闘争の最大の利害關係者である。

( ) 特に下層貧農の多い地方ではこの層のための闘争に最大の注意を向けること。

(3) 闘争方法。

(a) この層自體の强固なる結合による闘争の必要。

(b) この結合のための各種の强力方策の必要を力説すること。

(五) 山村、漁村、工場農村に於ける闘争及闘争方針

(1) 山村の山林勞働者、漁村の勞働者、工場農村の勞働者の特殊の地位に絶へず注意を拂ひ、彼等の闘争又はその萌芽と小作料闘争及土地闘争を結びつける努力。

(六) 小作調停に對する方針

一時的休戰を意味する調停條項の作成はその基準を小作法草案に求めること。

第三節 各種の補强的闘争及闘争方針

(一) 飯米闘争

(二) 借米闘争

(三) 稅金闘争

(四) 村政闘争

戸數割、共有財産、入會地、反動的施設、不正問題等々。

(五) 政府の農村政策に關する闘争

自作農創定、米穀統制法、産繭處理法。救農工事、低利資金、更生計畫、農村工業化等。

(六) 産組闘争及農會其の他の農業團體闘争

(七) 貧農共同組合のための闘争、特に實行組合への進出

(八) 「農民大會」「農民代表者會議」

マこれらの新しき闘争形態については、成るべく具體的實例を示

し、鬪爭内容を明かにすること。

▽これらの鬪爭は、畢竟主要形態たる小作料鬪爭及土地鬪爭を準備し、補強し、擴大するためのものである。それが此種の諸鬪爭の役割であることを明白ならしむること。

▽各種の鬪爭の一々につき、それが特に貧農のために重要であること、乃至は特に中農對策――卽ち對立緩和、好意的中立化乃至は獲得のためのもの――として重要であることをそれ〴〵指摘すること。

▽「貧農を中心とする一般勤勞農民大衆の鬪爭組織としての「全農」なる規定は、それがもし中農をも全農に入れるといふ意味であるならば、それは結局不可能だし、又全農を無力化する危險がある。一、二の中農分子が組合員であるといふことは中農を包含する組合といふことは意味が違ふ。中農は原則として組合外にあるものとして中農對策を實施しなくてはならぬ。現在の如く貧農の内部にさへ對立の生じやすい時は、貧農と中農との對立は免れぬ。或時には中農とも戰ふことを餘儀なくされる。しかし一般方針としては中農との對立を緩和するため、乃至は中農をして全農（貧農）の鬪爭に同情させ、これを支持させねばならぬ。それは新狀勢の下に於て特に必要になつてきた。それ故に貧農の利益と多かれ少かれ共通する中農の利益のために各種の鬪爭を行はねばならぬのだ。但しその場合に下層貧農の利益を犧牲にすることは絶對に避けねばならぬ。それ故にむしろ一般勤勞農民大衆の利益のために活潑に鬪爭するところの、貧農大衆の鬪爭組織としての「全農」と再規定されねばならぬと思ふ。

▽「村落活動」のために組合の農民幹部から村會議員を出すことが「絶對に必要」だといつた風な考へも相當强いかと思はれるが、これは決して「絶對に必要」ではない。村會議員選擧には組合員は一致して活動せねばならないが議員は必ずしも組合幹部たる必要はない。否、却つて組合幹部議員はしば〳〵有害である。むしろ組合が壓力を加へ得る他のものを議員として出した方がよいことがある。誰を村會議員として出すか出さないかは、村々の具體的條件によつて決定すべきである。で、縣聯はその決定權をもたねばならず、且つその決定權を嚴密に行使すべきである。

第四節　締めくゝり

(1) 各地の爭議その他各種の鬪爭の經驗をいち〳〵注意深く分析し、批判し、それを縣聯及び總本部において統合して全國的に總へず新戰術、新鬪爭を樹立、實踐を加速化する必要がある。

(2) 農民に特別つよき「依賴心」を起させぬやうに最初から注意すること、指導者自身は又「農民を救つてやる」といふ如き小英雄主義を清算すること。そして農民は團結した農民自身の力によつて鬪爭するのだ。指導者はたゞ農民自身の力が强い時にのみ鬪爭を勝利に導くことが出來るのだといふことを、農民に徹底させるやう最初から注意し、事毎に注意しなければならぬ。（これは組合費の問題にも密接な關係がある。）

(3) 指導者は農民に媚びてはならぬ。農民に媚び農民を甘やかすことは、對立する組合などがある場合には特にしば〳〵行はれ、それが爲に組織を無力化してしまふ。

(4) 鬪爭遂行における計畫化の力説。

各縣聯は毎年鬪爭方針を樹立し報告せよ。

二　日本農民組合

本組合は昭和六年十一月全日本農民組合同盟の後身である全日本農民組合と舊日本農民組合總同盟との合同に依つて組織された組合で、その創立當初に於ては社會民主々義を奉じて社會民衆黨支持の態度を明かにしてゐたが、昭和六年末頃より擡頭した國家社會主義の影響を受け昭和七年に入つてより其の動搖甚だしく遂に明かにこの主義に轉向し爾來現在の愛國政治同盟の前身たる日本國家社會黨の有力なる支持團體となつた。しかし其の後日本國家社會黨とも必ずしも社會の認識を同じくするものに非ずとして同黨支持を取消し、而して兵農一致の大衆運動に基礎を置く皇道會を積極的に支持するに至つたもので、爾來益々緊密なる連絡を保ちつゝある。すなはち本組合は其の綱領にも示されてゐる如く、「皇道政治の徹底、資本主義經濟機構の改廢、農村文化の建設」等を目標として運動しつゝある。

此の組合は全國農民組合に次ぐ大なる組織を有し、現在組合員は公稱四萬二千人、縣聯合會十五、同準備會四、支部(町村單位)四百餘と云はれてをり、而かもその組織は全農の如く比較的に全國に分散されてゐるのではなくて主として山梨、福岡等に於て集團的に結合されてゐるのである。尚山梨縣聯合會の如きは「在鄉軍人部」なる一專門部門を設けてゐるが、これは農民組合や勞働組合には稀にみるところである。

本組合の昭和十年々次全國大會は其の支持團體たる皇道會の全國大會の翌日たる昭和十年四月四日、東京市赤坂區溜池所在の三會堂に於て開催された。出席者は青森、宮城、山形、栃木、群馬、埼玉、東京、新潟、山梨、靜岡、愛知、岡山、香川、福岡等の各府縣より派遣されたる代議員並に本部員合計二百二十四名であつた。

本大會における大會スローガン、議案並に決議は左の如し。

【大會スローガン】　皇道政治を徹底し、農村國策の遂行を期せよ、資本主義經濟機構の改廢を期す！、農村文化の建設を期す！

【議案】　一、審議未了に終れる農村諸法案再審議のため臨時議會開催を政府に要求するの件(可決)、二、米拂下問題に關し農林省に陳情の件(可決)、三、內閣審議會に農民代表を入れる事を政府に進言するの件(可決)、四、東北國有林五ケ年解放に關する件(可決)　五、產業組合が貧農階級に對する對策を講ずべきことを產業組合幹部に進言するの件、六、產業組合の是正運動に關する

件、以上二件一括(可決)、七、農村金融問題に關する件(可決)、八、愛國法曹團組織の件(撤回)、九、東北農民北滿移民に關する件(可決)、十、農村匡救土木事業に關する件(可決)、十一、救農土木事業の小作人壓迫に關する反對の件(可決)、十二、農民組合に經濟部設置の件(可決)　十三、義務教育費全額國庫負擔に關する件(撤回)、十四、冷害免租地に於ける小作料に關する件(可決)、十五、米穀官營に關する件(撤回)、十六、肥料國營に關する件(撤回)、十七、土地返還反對に關する件(可決)、十八、農工銀行を働く農民の手に奪取せよ(可決)。

【決議】　政府は農村問題の重大性に鑑み、審議未了に終れる農村諸法案審議のため、速に救農臨時議會を召集し、議會解散を睹して之が通過に邁進すべし。

右決議す。

なほ新役員は、會長平野力三、主事北山亥四三氏と決定した。

三　日本農民組合總同盟

昭和七年の春、社會民衆黨第三次分裂によつて赤松一派が日本國家社會黨を結成したとき、從來社會民衆黨を支持して來た日本農民組合は、國家社會主義に轉向して社會民衆黨支持を取消すに至つたので、同組合の內部に於て之を否とする一部の者は同組合を脫退し昭和七年四月二十七日別に社會民主々々義を奉ずる組合を組織した。この組合が日本農民組合總同盟であつて、全國農民組合及び日本農民組合に比して勢力稍々遜色あるも、近年愈々健實な歩みを見せ地方聯合會數も十六を算し、組合員數は公稱一萬二千人に上ると云はれてゐる。而して本組合は社會大衆黨を支持してゐる。

本年度における本組合の運動は前年度と大差ないが、組合の鬪爭の主點を小作料減免鬪爭とせず、所謂負債整理組合、產業組合等の農村の經濟機構を貧農の手に移すことに主點を置きこれに向つて組織を擴大しつゝある。その結果組合員中には產業組合理事、負債整理組合長、產靑聯幹部等多く、この運動は漸次關東地方を中心に各地に進められつゝあるやうである。

本組合の第四回大會は昭和十年十二月十五日東京市芝公園內協調會館に於て開催された。出席者は東京、神奈川、埼玉、長野、秋田の各府縣代議員六十四名及び本部員七名計七十一名であつた。

因に提出議案(全部可決)、宣言及び新役員を擧ぐれば次の如し。

【議案】　一、農業保險卽時實施に關する件、二、完全小作法卽時制定要求の件、三、產業組合大衆化の件、四、都市農村負擔均衡化促進の件、五、日傭農最低賃銀法制定要求の件、六、農家負擔徹底的整理に關する件、七、農民移民の自由の件(緊急動議)。

【宣言】　日本農民組合總同盟第四回大會に當り、農民の要望を具現して、左の如く宣言する。農村の危機傳へられること既に數

年、農村の疲弊困憊は其の極に達し、今や農民は絶望と假死の狀態に呻吟しつゝある。然るに都市に於ける軍需、輸出産業家は巨大なる利益を舉げつゝあることは、都市疲弊の根本原因にして、農民の犧牲を前退とするものである。從つて彼等に巨大なる利益を獨占せしめ、産業界安定を謳歌せしむることは、その反面に於て農村搾取を益々强化し、農村危機は更に擴大するのである。これ都市と農村との對立を激成する所以である。卽ち軍需産業資本家の利益は農村負擔過重に原因し、輸出産業家殊に紡績産業資本家の極端なる低賃銀に因由するものである。政府の無爲無策に加ふるに、資本の農村蹂躙は凶作、不作に惱む農村經濟を益々荒廢せしめ、遂に今日の如き最後の段階に到達せしめたのである。今日農村に於ては小作爭議激增し、この方面よりする農村不安を傳へつつあるものもあるが、小作人は小作料の全免を見るも、尙且つ其の生計の樹立は困難なる情勢にある。故に小作料の問題のみを以てしては、今日の農村危機は解決し得ないのである。農村疲弊の因つて來る所以は農村負擔加重に原因するものであつて、之を打破する爲には、小作農、自作農打つて一丸となつて、農村負擔輕減の爲に蹶起しなければならない。政府は無爲にして、一切の農村政策を抛棄してゐる。故に資本家の橫暴を膺懲し、政府の農村政策の確立を促す爲に、我々は更に其の組織を擴大强化し、團結の威力を以て之に對應しなければならない。之が我々に與へられたる農村危局打開の唯一の途である。一部農民運動者中にはやゝもすれば小作爭議激發を主張する事件師的存在を見る。我々は小作料減免鬪爭の必要は之を痛感し、之が爲に獻身的努力を傾注すること勿論なるも一部に於けるが如き小作爭議によつてのみ、農村危機は除去せられるかに宣傳し、又かく偏信するの如き存在は、それが如何なる理論に因つて美化されると雖も、斯る指導者の存在は斷乎として排擊し、小作人の農業經營の正常なる發達を期さなければならない。要するに我々は小作農民の權益擁護の爲に地主の不當利得に對抗し、之が是正を期することの必要は改めて强調する迄もないが、之を以て農民解放運動の全部とするが如き誤謬を排し、小作、自作の農民が融合一致して、耕作權の確立、都市、農村負擔均衡運動に全力を傾注し、以て農民生活權の確保を庶幾せんとするものである。最近農民の自主更生運動として産業組合の發展を見る。併し今日の産業組合は地主、自作農に偏重し、小作農民は著しく輕視されてゐる。これ亦小作爭議のみを以て農民の解放なりとする運動と共に打破しなければならない。産業組合青年聯盟は産業組合の貧農層への進出を叫ぶと雖も、現存機構の埒内にあつての此の叫びは、貧農輕視の申譯に過ぎない。從つて産業組合運動の貧農層進出の爲には、先づ現存機構を根本的に改革しなければならない。この爲には我々自らが農事實行組合其の他の自主的組織を確保し、産業組合大衆化政策の徹底に强力なる發言權を獲得することが急務である。

以上本大會に當り我々の使命を檢討し、來るべき一ケ年間に具現すべき中心目標を示した。我々は更に使命遂行の爲に次の諸項

目の實現を期し、勇躍邁進することを玆に誓ふものである。

一、自作、小作農の一致協力による組織の擴大强化、一、耕作權の確立、一、都市、農村負擔の均衡化促進、一、産業組合大衆化の徹底、一、小作法の卽時制定、一、勞働者の最低賃銀制の制定、一、肥料事業の國營、一、移民政策の確立、一、國民保健制の制定、

なほ新役員は會長鈴木文治、執行委員會議長は片山哲氏に決定した。

第二節　地方的農民組合の運動

前節に記載せる全國的農民組合の外、地方的農民組合中主なるものは左の如くである。

（組合名）	（本部所在地）
全國農民組合全國會議派	福佐
北日本農民組合	新潟
中國振興會	鳥取
山形縣農民組合	山形
土佐農民總組合	高知
筑豐農民組合	福岡
愛知中央親向會	愛知
鳴海地小作人組合	同岡
下越農民協會	新潟
皇國農民同盟	大阪
千葉	皇國農民自治聯盟
新潟	皇國農民聯盟
愛知	皇國聯民組合同盟
富山	富山縣勤勞農民同盟

後の五つは極右に屬するものであるが、こゝではその代表的なものとして皇國農民同盟を、また左翼的な地方的農民組合の代表として全農全會派及び北日本農民組合に關して簡單に記しておく。

皇國農民同盟

本同盟は全國農民組合大阪府聯合會（總本部派）から脫退した吉田賢一氏並にその一派の人々によつて所謂日本精神に基く農村共同體の完成を目的として昭和八年十二月大阪府下において結成されたるものであつて、新日本の建設、昭和維新實現のための大同團結を圖らんとしてゐる。又一方前衞的直接行動隊として青年義勇隊を組織する等近來愈々活潑な歩みをみせてゐる。（綱領、規約については本年鑑昭和九年版參照）

本組合の第二回全國大會は本年三月十六日、大阪市中之島公園所在中央公會堂において開催された。出席者は大阪、兵庫、和歌山の三府縣より約三百九十名で、吉田賢一氏議長となり、大會各種委員の任命、本部並に各出張所報告、祝辭祝電

の披露等があつた後議事に入つた。

審議可決された議案は次の如し。

一、小作爭議統一指導に關する件、二、農産物直賣經營に關する件、三、農村問題巡回相談所設置の件、四、小作調停に關する件、五、重要肥料國營の件、其の他數件

なほ愛知縣の皇國農民同盟、新潟縣の皇國農民聯盟等は本年末において新日本國民同盟の主唱の下に日本主義を昭和十年末において結成されたものであるが、いづれも多くの進指導精神として結成されて越年するに至つた。

全國農民組合全國會議派

既に全國農民組合の運動の項目において述べた如く、全農全會派は本年末までに三重、埼玉、北海道及び兵庫の復歸が實現され、殘るはただ一つ福佐縣聯の復歸問題のみであつたが、それも福佐縣聯第八回大回並に全農第三回中央委員會において上提協議されるに至り、農民戰線統一の氣運の釀成と共に漸次具體的復歸工作が行はれつゝある有樣で、來年度の全農の年次大會においては復歸は略々確實と見られるに至つたのである。

かくの如きが本年末までの情勢であつたが、以下において兵庫縣聯は絶えず全農は福佐縣聯と共に全會派の一である兵庫縣の合同復歸までの經緯をみることにする。兵庫縣聯は本年九月三日に正式復歸を了したのであるが、それへの復歸を前提とする農民戰線統一運動に積極的に乘り出してゐたのである。卽ち、昨九年全農奈良縣聯の提唱によつて近畿地方農民團體統一協議會に積極的に參加し全農復歸の希望を明にするところがあつたが、時期尚早の故を以て遂に容るゝところとならなかつたが、その後本年一月十八日全農主催の小作法並に差押禁止法要請全國農民代表者會議にも參加し、また一月二十七日には統一運動に拍車をかけるために兵庫縣聯の提唱によつて全國農民團體懇談會を開催し、更に四月の全農第十四回大會においても過去の誤謬を清算して復歸の一日も速かならんことを述べるところがあつたのである。

次いで七月末の全農第二回中央委員會において大阪府聯より兵庫縣聯の復歸承認要求の動議が提出されたのであるが、復歸要求の代表者が本委員會に出席してゐないのを理由に調査の上承認することゝなり、九月三日の小委員會において兵庫縣聯の復歸申請書が受理され審議の後正式にその復歸が承認されるに至つたのである。いま前記全國農民團體協議會並に三月における未だ全會派としての兵庫縣聯第六回大會、及び全會派福佐縣聯の第八回大會をみるに左の如し。

全國農民團體懇談會——一月二十七日、於神戸市下山手通六丁目神戸基督教青年會館、出席者は新潟、岐阜、三重、京都、大阪兵庫、奈良、和歌山、岡山、福岡、佐賀の各府縣における全農全

會派、全農又は單獨團體の代表者約二十名。
議事—戰線統一問題、全農北海道聯合會解體問題、未組織獲得問題、東北凶作地農民救濟問題。

兵庫縣聯合會第六回大會——三月二十日、於兵庫縣三原郡市村所在公會堂(淡路島)出席代議員五十餘名。
議事—一般活動諸情勢報告の件、土地取上禁止、小作法制定の件、食糧差押禁止の件、農會總代選擧鬪爭の件、産業組合に對する鬪爭の件、電氣會社に對する鬪爭の件、其の他。

福佐縣聯合會第八回大會——十月十九日、於佐賀縣三養基部鳥栖町鳥栖座、出席代議員五百三十八名外に傍聽者七十名。
議事—地區確立並に農民戰線統一に關する件、土地引上反對鬪爭の件、小作料減免鬪爭に關する件、農會に對する鬪爭の件、立毛、動産差押、土地立入禁止反對鬪爭の件、借金の强制取立反對鬪爭の件、電燈、電力料金値下運動に關する件、其の他。

北日本農民組合

本組合の創立は遠く大正十四年に遡るが、その後昭和六年八月全會新潟縣聯合會と合併し玉井潤次氏委員長となり全農全國會議派新潟縣聯合會をつくつたが、昨昭和九年十月北日本農民組合と名稱を變更し今日に至つたものである。而してなほ現在北日農は一聯合會、四一四支部をもち、全農新潟縣聯と共に新潟縣農民運動の二大支柱をなしてゐる。

本年度における本組合の運動は相當活潑なるものがあり、或ひは小作爭議に、産米檢査制度に果敢な鬪爭を展開して來たが、就中こゝでも農民戰線統一の氣運に乘つてその統一が要望されるに至つたのである。卽ち、本組合は農民生活擁護聯盟の成立に拘はらず一般的に全農新潟縣聯と對立してゐたが、日常鬪爭においてその對立の不利なるを悟り、今までの一切の行掛りや感情を清算して全國的農民戰線の統一を目指して邁進することゝなり、本年八月の年次大會においても戰線統一が强調されるに至つたのである。而してその後も府縣會議員選擧を契機として更に戰線統一の氣運濃厚となり、全農との合同問題は漸く本調子に日程に上つて來たのである。

なほ本組合の本年度年次大會は八月二十三日、新潟縣新津町歌舞伎座に於て開催、出席者約二千名、左記議案を可決した。

一、ロール摺に對する鬪爭の件、二、小作料の減免鬪爭の件、三、産米檢査制度への鬪爭の件、四、獨占價格に對する鬪爭の件、五、政府米無償拂下鬪爭の件、六、土地取上立禁反對鬪爭の件、七、立毛生薬差押反對鬪爭の件、八、土地轉賣鬪爭の件、九、耕地整理に對する鬪爭の件、十、青少婦人部組織促進の件、十一、ンァッショ排擊鬪爭の件、十二、農民戰線統一の件

第三節　其の他の運動

勤勞農民生活保證要求運動

昭和五年來の農業恐慌の深化は農民を饑餓線上に追ひつめた。彼等農民は飯米さへ事缺くの窮乏にあるのである。こゝにおいて昨昭和九年の第六十五議會には風見、竹下兩氏より飯米一ヶ年差押禁止を內容とする民事訴訟法中改正法律案が各々上程されたのであるが、遂に貴族院において審議未了に終らしめざるを得なかつた。だがその後も同法案獲得を主要目的とする勤勞農民生活保證要求運動は執拗に繼續されたのである。卽ち先づ全國農民組合新潟縣聯合會・北日本農民組合、自治農民協議會の主催によつて昨九年八月二十三日東京赤坂三會堂に全國農民代表者會議が開催され、同法案獲得を目的とする「農民生活擁護聯盟」が結成されるに至つた。農民生活保證要求運動はこゝにおいて益々具體的な形をとつてあらはれるに至つたのである。而して同聯盟は本年三月五日東京赤坂三會堂において農家食糧差押禁止法獲得農民大會を開催、參集者約二百名にして、永田新司郎氏議長となり風見、杉山、竹下各代議士等の贊成並に激勵演說、長野朗氏の運動經過報告等のあつた後、左の決議文並に聲明書を可決し、今後の運動方針に付協議を遂げた。

決　議

本大會は三千萬農民の要望たる農家食糧一ヶ年差押禁止法獲得に關し左の如く決議す

一、政府は第六十五議會に於ける公約に基き卽時右法案を今議會に提出すべし

一、食糧差押禁止の範圍は飽く迄一ヶ年たるべし

一、貴衆兩院は速かに右法案を審議し、審議未了に終らしめざるやう努力すべし

而して本年の第六十七議會においても昨年提出せるものと同一內容の民事訴訟中改正法律案がやはり各々先の兩氏より上提されたが、その後政府より別に三ケ月間の生活を保證する改正法律案が提出されたのである。而して同政府案通過が稍期待せらるゝや全農新潟縣聯合會代表者を始め各地の農民代表は續々上京して各代議士其の他關係官廳を歷訪し、同案通過のため猛運動をなせる結果三月二十三日遂に政府案たる三ヶ月分差押禁止法案が可決されるに至り、農民生活保證要求運動もその目的の一部を達成することが出來たのである。而して同聯盟は本年三同時に農民生活擁護聯盟もその主要目的の一部が實現されたので三月三十一日一應解散することゝなつた。

だが同法案獲得のために活潑なる運動を展開したものは獨り農民生活擁護聯盟にとゞまらないのであつて、各農民組合にあつても昨年度年次大會において飯米一ヶ年差押禁止法案獲得を決議すると共に、勤勞農民の生活保證要求運動に乘り

出したのである。特に全國農民組合においては昨年三月の第十三回大會において早くもこの問題を取り上げ議會に對しこれが通過促進運動をなしたが、更に第六十七議會を目指して全國的な一大署名請願運動を起し、同法案並に小作法案の獲得に邁進することゝなつた。

而して本年一月十八日には全農の提唱によつて小作法並差押禁止法案要請全國農民代表者會議が東京芝協調會館において開催され、全農本部並に各府縣聯代表者、及び全農全會派の三重兵庫兩縣聯代表者等四十名が出席し、杉山元治郎氏を座長に推し、社會大衆黨及び東北飢饉救援東京無産團體協議會代表の祝辭、本部報告、地方情勢報告等の後協議に入つた。同會議においては全國農民代表者會議を今後恒常的な組織たらしむることゝし、左の如き決議文を可決したる上、其の運動方法として強力な實行委員を持ち全農民の運動たらしむべきこと並びに當面の陳情方法等に付申合せをなし、更に第六十七議會に提案せんとしつゝある小作法案の審議も行つた。

因に該小作法案の原案作製に當つては全國農民組合及び社會大衆黨の本部員並びに關係顧問辯護士等の合議に依つたものであつて、又日本農民組合總同盟に於ても社會大衆黨を支持しつゝある關係上、該小作法案を支持するものなる旨を聲明したものである。

決　議

本年に於ける國内最大の不安は農村窮迫の昂進である。實にその禍因は、二千萬貧農家族が、生産と生活の基本をなす耕地に對して、地主をして、高い小作料の强取と値上げの强要、土地取上げの强制を恣になさしめる小作制度そのものに存す。我々は眼前に迫れる凶作地農民の食糧缺乏卽時充足と共に、貧農大衆とその耕地を保護する第一次的方策として本二法案卽時獲得を期す。

右決議す。

飯米に關する決議

大凶作のあとを受けた本年においては例年飯米缺乏に惱む貧農は勿論、ひろく勤勞農民全體に亘つて、すでに悲慘なる飯米缺乏が迫りつゝある。政府はたゞに東北及北海道飢饉地方に止らず、一般に飯米の缺乏せる貧農の飯米交附要求に應じて、飯米交附の增額擴大を速に實現されんことを要請す。

なほ農家食糧差禁止法案は小作法案（一部修正）と共に全農杉山代議士よりも第六十七議會に提出されたのであるが、いづれも衆議院において審議未了に終つた。併し前者については三ヶ月分の飯米差押を内容とする政府案が可決されたことは前述の如くである。

なほ右の勤勞農民生活保證要求運動に關聯するものとしてやゝ地方的ではあるが、全農宮城縣聯合會の主唱にかゝる「米貸せ同盟協議會」を擧げることができやう。卽ち本年二

月十一日、宮城縣聯において凶作後における農民の飯米缺乏に對する支配階級の諸對策は、宣傳のみ多くして現實の飢饉を救濟するに致つてゐない。政府は莫大なる豫算を以て米穀對策その組織及び運動方法等につき協議をしたのである。なほ當日の出席者は約八十名　議長は縣聯執行長菊池養之輔氏であつた。

かくして結成された協議會は直ちにその運動方針に基いて飯米獲得闘爭に乘り出し、窮乏農民に對する政府米拂下要求の活潑なる運動を展開するに至つたが、なほ當面の運動方法として二月二十二日より同月末までを「米貸せ週間」とし、罹災農民の收支計算、貸下必要數量等の調査をなすと共に、米貸せ闘爭の大衆的基礎を固めることゝなつた。

その後本運動はその性質上獨り縣下の問題たるに止まらず東北六縣共通の問題なりとの見地より、更に東北各縣友誼團體に提唱し三月十六日會議を開催した。出席者は宮城縣側約三十名の外、岩手、秋田、福島各縣代表者等で、菊池氏議長となり各地闘爭報告のあつた後議事に入り「米貸せ運動東北協議會」の結成を異議なく決定し、運動方法其の他に付協議を遂げ、聲明書を發表した。

聲明書

長い資本主義的農業恐慌に依る農村破局の狀態に襲來した昨年度の凶作は農民を文字通りの飢饉に突き落した。此の農民の飯米缺乏に對する支配階級の諸對策は、宣傳のみ多くして現實の飢饉を救濟するに致つてゐない。政府は莫大なる豫算を以て米穀對策に狂奔するも地主、米穀資本家を利するのみにて擴大政策たる米穀自治管理法案の如きは却つて耕作農民を苦しめやうとしてゐる。

政府は昭和六年東北、北海道凶作時の農民の貧困を外に、一升四十錢を費せる百六十一萬石の政府米を一八錢の安値で南洋方面にダンピングをなし、更に昨年一升十四錢を以て歐洲方面に投賣してゐる狀態である。斯る國内に於ける餓えたる農民の食を奪つて地主、資本家のみを利する政府當局に絕對に反對し、茲に東北六縣の裸にされた農民、勞働者が自主的米貸せ運動の大同團結を以てあらゆる搾取者に對して飯米貸付を要求して闘爭し其の目的を達成せんとするものである。

右聲明す。

第四節　農業者團體

昭和十年末現在に於ける地主、小作人、協調の三種の組合數並に各組合員數は農林省調に依れば左の如くである。（昭和十年末迄に設立せられた組合にして、昭和十一年一月十日迄に到達したる報告に基くもの。）

種類	組合數	組合員數
小作人組合	四、〇二二（三、四四四）	二四三、四三二（二〇三、四三七）

地主組合	五三一（四四五）	三八、一七二（三四、一八六）
協調組合	一、七四八（一、〇五八）	二〇二、七八五（一三九、七四二）

（括弧内數字は社會局調）

〔備考〕—農林省調は「農務時報」第九十二號所載、「地主小作人組合の概要」に據る。

社會局調は昭和十一年七月、「勞働時報」臨時增刊、「昭和十年勞働運動概況」に據る。

小作人組合　その組合數四、〇一一、組合員數二四二、四二二人にて、之を前年同期に比すれば組合數において三七九、員數において三三、八二四人の何れも減少となつてゐる。組合數は昭和二年末迄は激增の一途を辿り、爾後一時減少を見たが、昭和五年以降再び漸增の傾向を辿り、昭和八年末の組合數は昭和二年末の組合數を凌駕して今日迄の新記錄を示した。然しそれ以後再び減少を示してゐる。組合員數にあつては同じく昭和二年末迄は激增の一途を辿りつゝあつたが、同年末を最高とし、以降大體において漸減の途を辿つてゐる。斯の如き小作人組合衰退の原因は種々あらうが、其の主なるものは組合運動者の政治運動の偏重、共產黨事件、非合法運動に關聯せる取締の嚴重、一部小作農民の組合運動の嫌忌、先進爭議地方の或る程度迄の小作條件改善、農村不況の影響、滿洲事變以來勃興せる右翼運動の影響等であらう。いま、農林省並に社會局調により小作人組合の組合數並に組合員數の變遷をみるに次の如し。

小作人組合——農林省調（括弧内數字は社會局調）

年次	組合數	組合員數
大正十年末	六八一（一、一一四）	？（一三二、三二二）
大正十二年末	一、五三〇（一、五三〇）	一六三、九三一（一六三、九三一）
大正十四年末	三、四九六（三、三一三）	三〇七、一〇六（三〇七、一〇四）
昭和元年末	三、九二六（三、九一五）	三四六、六九三（三三八、七〇四）
昭和二年末	四、五八二（四、二七五）	三六五、三三二（三四七、四二九）
昭和三年末	四、三五三（四、一一五）	三三〇、四〇六（三二五、九八三）
昭和四年末	四、一五六（三、八六六）	三一五、七七一（三〇一、三二六）
昭和五年末	四、二〇八（三、九七九）	三〇一、四三六（二八六、八五二）
昭和六年末	四、四一四（三、九一七）	三〇六、三〇一（二七一、一五四）
昭和七年末	四、六五〇（四、〇六二）	二九六、八三九（二五六、二九七）
昭和八年末	四、八一〇（四、一五〇）	三〇二、七三六（二四六、一七二）
昭和九年末	四、三九〇（三、八六四）	二七六、二四六（二三五、〇九九）
昭和十年末	四、〇一一（三、四四四）	二四二、四二二（二〇三、四五四）

〔備考〕—大正十年は內務省警保局、同十二年は內務省社會局　同十四年以降は農林省農務局の調査である。

右の小作人組合の區域に就いてみれば、全國を區域とするものは全國農民組合、日本農民組合及び日本農民組合總同盟の三、數府縣を區域とするもの二、一府縣を區域とするもの五十五、數郡を區域とするもの十一、一郡を區域とするもの二十九、數町村を區域とするもの百四　一町村を區域とする

もの九百一、數大字を區域とするもの二百七十八、一大字を區域とするもの二千三百九十三、一大字未滿を區域とするもの百七十八であつて、其の他は五十七である。かくの如く我國小作人組合はその過半數以上が農村の一部落を單位とするものであつて、その規模甚だ狹少なるを看取しうるのである。而してこの事情は之を組織人員數別にみても明白であると思はれるが（事實昨九年度の社會局調組織人員別統計は之を明瞭に示してゐる）本年度は社會局調においてこの種統計を缺いでゐるのは誠に遺憾である。右の如く我國における小作人組合は一般的に云つてその規模極めて小さく、從つて獨立組合にして多數の組合員を有するか或ひは組織地域の比較的廣汎に亘るものにして所謂主要組合と稱せられるものを擧げれば僅かに十組合を算するに過ぎない。而かも之を兩三年に比較すれば多少の減少を來したやうであるが、之は最近所謂主要なる組合にして全國農民組合、日本農民組合等と合同したか或ひは組合を解消して獨立性を失つたものが相當多い結果である。次に之を地方別にみる時は左の如く新潟縣最も多く山梨、岐阜、愛知の各府縣之に亞ぎ、長崎、山口、高知の各縣は僅少の組織を有するに過ぎない。尚未だ組織を有しないのは沖繩縣のみである。左に多數の組合員を有する二十府縣を列擧する。（社會局調）

	組合員數	組合數		組合員數	組合數
新潟	三、四五九	四七五	千葉	六、七三三	二三六
山梨	一四、五一四	二四四	山口	六、三八四	一三八
岐阜	一三、五九四	一九四	都	五、七三五	八四
愛知	一二、二〇三	一三六	庫	五、一八九	七〇
埼玉	九、七一四	一〇五	田	四、九四六	一二
岡山	九、〇三一	一三七	島	四、七九〇	四六
長野	八、八一八	一一三	取	四、七五九	七三
群馬	七、九九六	九〇	阪	四、四〇一	一九
福岡	七、六三九	一八九	根	四、三一〇	七一
靜岡	七、六〇三	一一五	木	三、九二九	八一

地主組合　組合數五三一、組合員數一七二人にて前年同期に比し何れも可成りの減少を示してゐる。地主組合も組合數、員數共に昭和二年を最高として、爾後大體において漸減の傾向を辿りつゝある。大正十年以降の組合數及び組合員數を年次別に表示すれば次の如し。

地主組合（括弧內數字は社會局調）

年次	組合數	組合員數
大正十年末	一九二	？
大正十二年末	二七〇（二九〇）	二三、五六一（三三、五六一）
大正十四年末	五三二（四九八）	三四、五五九（四四、九一七）
昭和元年末	六〇五（五九一）	四一、四二五（五五、八七九）
昭和二年末	七三四（六五五）	五七、〇五二（六〇、九六四）

昭和三年末	六九五(六一四)	五五、六九五(五四、三八四)
昭和四年末	六五五(六四三)	五五、一三八(四八、一〇四)
昭和五年末	六四〇(五四九)	五三、二七八(五〇、五四〇)
昭和六年末	六四五(四八五)	五〇、五五六(四三、七一一)
昭和七年末	六六二(五二九)	五〇、四五四(四五、三〇四)
昭和八年末	六八六(五一九)	四九、六四五(四二、一一〇)
昭和九年末	六三三(四七六)	四八、八三六(三六、七〇〇)
昭和十年末	五三一(四四五)	三八、一七二(三四、一八六)

〔備考—大正十年は警保局、同十二年は社會局。

地主組合の區域に就ては、大阪の大日本農政協會の解散後は數府縣を區域とするものは僅に一を算するのみで、一府縣を區域とするもの九、數郡を區域とするもの九、一郡を區域とするもの二十五、數町村を區域とするまの四五、一町村を區域とするもの二百五十三、數大字を區域とするもの二十三、一大字を區域とするもの百四十五、一大字未滿を區域とするもの六であつて、其の他は十五である。之が分布に就ては、青森、東京、熊本及沖繩を除く一道二府四十縣に分布し、其の特に多い地方は新潟、兵庫、栃木、岡山、岐阜、奈良、愛知、埼玉、德島の諸縣である。

地主組合の狀勢を觀察するに當つて看過すべからざるは所謂土地會社である。玆に謂ふ土地會社とは地主が商法の規定によつて設立したる株式、合名又は合資の會社組織をなすのを總稱するものであつて、その主たる目的は小作關係事業の經營である。而してこれは地主組合が法人格を有しないがために小作爭議等において生ずる種々の不便不利を除去するために考案されたものと稱されてゐる。此の種の會社は近年增加し昭和三年末六十五、昭和八年末には百六を算するに至つたが最近多少減少し、昭和十年末には八十二會社となつてゐる。その分布區域は二府二十二縣であつて、其の特に多い地方は奈良縣で、之に次ぐのは岡山、和歌山、神奈川、香川の諸縣である。(尙地主組合の運動その他詳細に關しては第三部第一篇第三章、農業地主の對策の項參照)

協調組合　本組合は小作人組合及び地主組合とは趣を異にし大正十年以來組合數、組合員數共に增加の傾向を示しつゝあつたが、昭和九年末よりいづれも減少を示してゐる。卽ち本年末は前揭の如く組合數一、七四八、組合員數二〇二、七八五人にて昨年一に比し夫々四七一組合、六八、六四九人の減少である。これは最近本組合の主要目的たる爭議の未然防止或は爭議の解決に對し實績の少いこと其の他小作問題等の解決にあたつて組合員の感情問題が發生する等、之等が相錯綜して組合員の離散するもの或は組合の自然消滅するものが著しく增加した爲めである。

參考の爲め大正十年以降の組合數及組合員數を農林省並に社會局調によりて示せば次の如し。(括弧內は社會局調)

年次	組合數	組合員數
大正十年末	八五	?
同十一年末	—(一七八)	—(二三、九五〇)

同　十二年末	三四七（　三四七）	四七、五八〇（　四〇、五八〇）
同　十三年末	—（　五九六）	—（　七九、二七七）
同　十四年末	一、三七二（　七五四）	一四三、四二九（一二三、七〇六）
同　十五年末	一、四九二（　八九四）	一六四、五八五（一二三、〇九七）
昭和二年末	一、七〇三（一、〇三五）	一七四、二〇六（一三九、二九六）
同　三年末	一、九〇九（一、〇六〇）	一九〇、三五八（一四七、七三〇）
同　四年末	一、九八七（一　二六四）	二四四、九四三（一六九、四六二）
同　五年末	一、九八〇（一、三三三）	二四七、八八〇（一七〇、三五三）
同　六年末	二、〇四七（一、二七八）	二五五、〇八八（一六九、七八四）
同　七年末	二、〇九八（一、二七三）	二五八、六一三（一五五、五四六）
同　八年末	二、三〇九（一、二七八）	二七九、四三一（一五三、〇〇四）
同　九年末	二、三一九（一、三〇九）	二七一、四三四（一五二、七四七）
同　十年末	一、七四八（一、〇五八）	二〇三、七八五（一三九、七四二）

（備考）―前に同じ。

協調組合の區域については、一府縣以上を區域とするもの無く、數郡を區域とするもの三、一郡を區域とするもの四十九、一町村を區域とするもの千百六十四、數大字を區域とするもの八十一、一大字を區域とするもの百七十であつて、其の他は四十五である。之が分布に就いては一道三府四十一縣に分布し、其の特に多い地方は群馬、新潟、兵庫、岐阜、山梨、千葉、富山、秋田、德島、京都、鳥取等の諸府縣である。（尙協調組合の運動其の他詳細に關しては第三章第一篇第三章、農業地主の對策の項參照）

第二部第二篇　勞働組合

第三章　中間階級者の運動

中間階級者の運動は、勢ひ俸給生活者の組合運動といふ形をとるわけであるが、その代表的で且つ古いものは高級海員の組合とも見らるべき海員協會であらう。俸給生活者といつても、海員協會に見らるゝやうな比較的高級の俸給生活者が組合運動を進めつゝある例は他に見られないやうである。先年來サラリーマン組合なるものが、東京、大阪を中心に屢々組織されたが、しかし出來ては忽ち遲緩するといつた狀態で、一途の發展を見なかつた。昭和七年以來映畫從業員の組織が頓に進展しつゝあるが、これを中間階級者の組合と見做し得るならば、その進展はまさに顯著であると見なければならぬ。殊に昭和九年には日活日與系映畫從業員の爭議により此種組合の統一の氣運すら認められ、特に昭和九年歲末より惹起された大阪大源座從業員の爭議、松竹系大崎キネマの爭議、全國映畫劇場從業員組合の對松竹トーキー化への最後的鬪爭、京阪神名四都松竹系從業員の共同鬪爭、豐橋市における全國日同愛國映畫人同盟の鬪爭、全勞系應援による新興キネマ爭議、全評指導による大阪の映畫館爭議等々の映畫館爭議の全國的な波の昂揚は、トーキー、サウンド化遂行の必然の結果と

して、惹起せられたるものであり、十年度における爭議は、この種の決戰期として世の注目を惹いたものである。しかし、それが中間階級組合の勞働運動と見られるや否やは一考を要する問題であり、その運動の形態から云へば著るしく一般勞働運動のそれに近く、何等かの中間階級的な特殊形態をとつてゐるとは考へられないやうである。そしてその多くは、一般の勞働組合運動の中に包括されて進められてゐる。

いま前揭海員協會に關し、その年次總會の模様及び海員協會と關聯する日本無線技士會の結成の大略を述ぶれば次の如くである。

海員協會第二十九回總會　一月二十五日　海員協會會議室にて開催、海員協會内部抗爭、卽ち謂ゆる學校閥の對立はすでに過去四・五年來の長きに渉り、昭和九年の定期總會に於て爆發し、内部の紛擾が暴露され、協會員約一萬二千の内、實地出身高等船員約八十名は、協會は經濟的に我等の利益を擁護せずとし、過般「大洋同盟」なるものを結成したが、この對立波瀾のうちに開催された。〔議長〕金尾治作氏、〔出席代表〕二百八十三名、委任狀四千四百五十九枚、〔議案〕一、事業報告に關する件、二、基本金より五萬圓を運用財産に振替の件、昨年總會後馘首された幹部に不正行爲ありしや否やその他報告を繞つて再び協會内部の紛擾が暴露せられた。海員協會の活動として、特記すべきは、高級船員に對する二重裁判、二重處罰の苛酷なる點につき、重過失以外は刑法上の罪に問はないといふ一項を設けるやう刑法を改正せられたき旨の貴衆兩院に對する請願運動である。更に司法、遞信、海軍等の各關係官廳へ諒解を深める運動のため、小泉會長は鈴木庶務部長を同伴上京し、請願書の紹介議員である龜井貫一郎代議士外砂田、牧野の兩代議士、貴族院では曾我子、濱尾子を歷訪、司法省刑事局長、海軍省法務局長、遞信省關係局長にも實狀を訴へ諒解を求めたことである。

日本無線技士會結成　十月二十一日、神戸榮町朝日會館に於て開催、海員協會に對する反對派無線技士俱樂部は、海員協會の全面的組織變革によつてのみ一般大衆の利益を確保しうると稱して本年度第四回定期總會を開催し遂に海員協會脫退を決議し日本無線技士會を結成した。當日の大會に於て特記すべきは、勞働會議書記長米窪滿亮氏排擊の緊急動議、國體明徵問題等の討論されたことである。最近の組織總員は約一千百名と言はれてゐる。〔スローガン〕一、無線技士クラブ獨立萬歲！　二、海上戰線の自主的統一をなせ！　三、待遇の徹底的改善を期せ！　四、八時間勞働制の確立！　五、千噸以上の船舶に無線强制施設せよ！　六、船内の封建的差別觀念を打破せよ！　〔參會者〕約五十名、〔議長〕御園潔、〔議案〕海員協會脫退の件、〔決議〕海員協會は無線技士の生活にとづて無用の存在である。故に今後これ以上海員協會々員たることは無意義である。

中間階級の運動は一般の勞働運動とは別途の研究を要する特殊問題である。茲では左に現存するこの種の組合をその所

屬組合別にあげるに止める。（尚左表は便宜上、昭和十一年七月現存のものをあつめた）

組合名	創立年月	所在地	支部數其他	組合員數（女）	組合長	事務所
（全日本勞働總同盟系）						
生保從業員組合	昭七、三	東京市芝區三田四國町二ノ六	三分會	二五	松岡駒吉	主事（會計）
全關西映畫演劇同盟	昭一〇、二	大阪市此花區上福島南一ノ一七	二〇支部	九〇〇（一五〇）	森口	
全日映演從業員組合	昭一〇、二	神戸市兵庫區湊町二	三支部	五〇〇（五〇）	薄田畔曉	（舊總同盟系）
神戸劇場從業員組合	昭一〇、九	同右	一支部	八〇（一〇）	前田平一	（舊總同盟系）
全國映畫劇場從業員組合	昭九、一	東京市芝區三田四國町二ノ六	八支部	七二（四七五）	細田綱吉	（舊全國勞働系）
（日本勞働總聯盟系）						
東京サラリーマン組合（昭四、六創、員六）	昭六、六	大阪市北區相生町七三	七	班	七五（五〇）	淡河繁清
大阪サラリーマン組合	昭八、五	同右	六支部	一四五（八〇）	青山耕花	佐野光伸（會）
（日本勞働組合總聯合系）						
神戸松竹系從業員組合（昭一〇、九創、一七〇）	昭三、四	横濱市中區石川仲町一ノ一〇	六支部	五四八（二三四）	森榮一	山形今朝吉
名古屋松竹系從業員組合	昭一〇、八	名古屋市東區大幸町一二八三	一	二九（四）	石井光長	
京濱司厨會						

第二部第二篇　勞働組合

日本勞働年鑑					
大阪演劇從業員組合	昭 七、一二	大阪市南區高津四番町七二	一	二七〇	今井武吉
大阪松竹系從業員組合	昭 一〇、九	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九	二支部	七三	今井武吉
兵庫縣司厨從業員組合	昭 六、八	神戸市兵庫區永澤町三ノ六六	三支部	二〇五（九八）	森脇甚一
神戸興業從業員組合	昭 八、五	同右	五分會	二四（六七）	森脇甚一
（單獨組合）					
海員協會	明 二九、一	神戸市神戸區下山手八丁目二九七	八出張所	二、九八六	小泉秀吉
關東俸給生活者組合	昭 六、三	東京市小石川區八千代町三三		二八〇（二）	吉川守國
日本俸給者協會	昭 二、七	大阪市東區伏見町二伏見ビル	四支部	三〇〇（二〇）	西村榮一
日本無線技士會	昭 一〇、一〇	神戸市湊東區多聞通二ノ一	六支部	一、三〇〇	御園潔

第四章　婦人勞働者の運動

婦人勞働者のみの勞働組合としては見るべきものはないが婦人勞働者の本年度に於ける組織狀況は、社會局調によれば

婦人の組織勞働者總數は二三、九二七人であつて、前年度の二一、〇四六に比して二、八八一人の増加を示し居り、全組織勞働者四〇八、六六二人に對する比率は五・八%强にして、又婦人勞働者總數一、七五九、六二九人に對する比率は一%强であり、其の組織率は甚だ尠い。而して婦人の組織勞働者二三、九二七人中一七、三一八人は工場勞働者であつて、内最も多いのは染織關係の七、九〇二人で、全婦人組織勞働者の二分の一に近い。

次に勞働組合以外の無產階級婦人獨自の團體としては、社會大衆黨系の社會大衆婦人同盟（昭和七年八月二十七日、社會大衆婦人同盟と無產婦人同盟とが協同によつて成立）同じく社會大衆黨支持の無產婦人同盟（大阪、昭和五年成立）及び國家社會主義系統の日本婦人同盟（昭和七年七月日本國家社會黨の傘下に「日本國家社會婦人同盟」として成立、同八

年同黨分裂に際し、現在名に變更）、等が比較的健實なるものと認められてゐる。

右のうち無産婦人同盟は昭和九年六月三十日の執行委員會において、從來友誼的な關係にあつた全國勞働組合同盟を正式に支持する事を決定した。また同盟は昭和九年七月大阪機械工作所爭議に際し、同盟の經營に屬する無産者病院の醫師看護婦を動員して救護班を組織して高野山籠城の爭議團を慰問激勵した。尙ほ同盟は無産者病院の他、優生兒相談所をも經營し社會事業の部面に於ける活動をも續けてゐる。

社會大衆婦人同盟は普選大會に參加して普選獲得の運動を試みる外、婦人參政同盟その他の婦人團體と協議會を組織し委員をあげて女子扶助法制定の運動を行つた。

北海道聯合女教員大會　第十回全道聯合女教員大會は十月十六日札幌師範學校に於て各地代表者一名出席、學務部長、道廳、市教育當局、市内小學校長等の來賓多數を迎へて開會。道廳諮問の「拓殖途上に於ける本道の實情に鑑み女子教育上留意すべき點並に其方策」につき中村視學官の説明につき代表の意見開陳があつた。「職業の第一線には男子が立つのが當然であるが、女子も自分に適應した仕事で家庭收入の增大を助ける事が大切で此意味から拓殖途上にある本道女性には是非家畜類の飼養とか簡易な農水産の加工製造等副業的教育指導をすべきである」「開拓の基本は科學による自然の征服にある以上女子に於ても此の科學心を大いに啓培して生活の合理化向上をはかる必要がある」等答申。

大阪市第六回女教員大會　十一月十六日、中之島公會堂にて開催、出席者二千餘名、市長諮問案につき答申す。諮問案（一）本市女教員として小學校兒童の養護上、特に努力すべき事項並にその方策如何」（二）「災害の幼年兒に與ふる影響並にこれに對する教育上の注意。」

全國小學校女教員第十五回大會　五月十三日、帝國教育會館に於て開催、五百七十餘名の全國各地の代表者出席、議長は會長永田秀次郎氏。文部省諮問案「小學校女兒教育上學校と家庭との連絡を一層密接ならしめる方策如何」以下十一議題。「日本精神涵養の方案」につき活潑なる意見の開陳があつた。小學校女教員の待遇問題は意見の交換に止まり消極的であつたが、「小學校女教員の職能上の地位如何」の議題で討議を重ねた結果、男教員より地位を低く評價されてゐるのは、（一）男尊女卑の餘弊によるもの、（二）家庭雜務の爲精神力の分割さるゝこと、（三）男教員の女教員に對する理解の乏しきこと、（四）公民權を有せざること、（五）家族及社會の女教員の職務に對する理解少きこと、（六）男子に比して俸給不平等なること、（七）女教員中より校長、視學にせらるゝもの少きこと、（八）初任給不平等なること等の原因を擧げ、文部省、府當局に對し待遇改善、初任給平等、昇給率の平等、勤續年數の延長及び質量共に性能を十分發揮せしめられんことを希望することに決定。

第五章　勞働者教育運動

我國における勞働者教育に關する最近の研究（森戸辰男氏、「我國における勞働者教育について」月刊大原維誌、九年八、九、十月號所載）によれば、昭和八年當時における「勞働學校の現狀は微々として振はず」しかも、「正常的な機能を發揮してゐる勞働學校は……日本勞働學校、大阪勞働學校ほか二三校にすぎない」狀態にあつた。かくの如く昭和八年前後極めて不振の狀態にあつた勞働者教育運動は其後常設の勞働學校以外に組合、政黨の教育活動と呼應して、支部或ひは職場に進出して研究會、座談會、讀書會、討論會等の形式により斷片的ながら校外活動をも續けつゝあつた。しかしいづれの組合においても指導者養成は長期の勞働學校施設に依存しなければならぬことが痛感されつゝあり、また他方比較的教育程度低き一般勞働者に對する組合の教育方針の變化等々、種々なる事情の推移の結果として常設的勞働學校が最近漸く確立強化されつゝあることは極めて注目に値する。

昭和八年末現在、本研究所調査による勞働學校（資本家的のもの、政府施設的のものを除いて）は次の如くである。

（これらの情勢については前年版年鑑參照）

一、獨立の勞働教育をなすもの。十一校（日本勞働學校、大阪勞働學校、神奈川勞働學校、神戸勞働學校、埼玉勞働公民學校、プロレタリア政治學校、日本協同組合學校、上越農民學校、自由農民學校、强戸共愛女塾）

二、宗教的・人道的のもの。三校（日本農民福音學校、農村青年共働學校、純眞學園）

三、協調的のもの。三校（中央勞働學院、協調會勞働學院、廣島勞働學校）

右のうち、本年中活動を繼續せるものに付、當研究所調査による現況（昭和十一年十月現在）を簡單に記述する。

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町二、明治四四、三創立、大正一〇、九改稱、財團法人日本勞働會館經營、理事長松岡駒吉、主事者穗積七郎。

〔授業〕週三回、夜二時間一〇科目、六ケ月終了、一年二回二期、月謝五〇錢。

〔學科〕財政經濟（橋爪、大和、淵上）政治（竹林、荻原）法律（田中、三宅）勞働組合論（菊川、長谷川）社會思想（穗積、庄司）農村經濟及運動（竹腰、吉田、古賀）婦人問題（赤松、田原）教育文藝（小野、川中）國際情勢（立川、恩田）技術講座（宮部、日比野、東）其他科外特別講座、演習、研究會、討論會等。

〔生徒〕本校五八（地方一、〇七五）主に全日本勞働總同盟組合員。講師は主として東大社會問題研究會出身者。卒業者總數三三九名（但昭和八年現在）

〔入學資格〕一般勞働者、一般使用人

尙、分校の形式にて、組合組織線に沿ひ短期講座を開く。

大阪勞働學校　大阪市北區吉野町一丁目、大正一一・六創立、大阪勞働學校委員會經營、委員長高野岩三郎、主事桑島南海士。

〔授業〕　週三回、夜二時間一科目、一期三ヶ月、三期終了、一ヶ月一圓。

〔學科〕　經濟學（齋藤、松澤）社會思潮（森戸）社會運動史（上條）財政學（河上）人口問題（高野）、科外—アメリカ事情、農村問題、議會報告（和田、杉山、塚本）その他研究會、討論會等。

〔生徒〕　三八名（組合員一三、其他二五）卒業者總數九九一名（昭和八年末現在）

神戸勞働學校　神戸市湊東區荒田町一丁目、神戸勞働會館内、昭和八年五月創立、同校經營委員會經營、委員長高野岩三郎、主事中川光太郎。

〔授業〕　週二回夜二時間一科目、一期三圓。

〔學科〕　唯物史觀（森戸）勞働組合論（米窪、上條）政治學（河上）勞働法制（平佐）經濟學（松澤）科外—（塚本、杉山）

〔生徒〕　三九名（内終了者一九）

日本協同組合學校　東京市本所區東駒形四丁目六、昭和八年八月創立、日本協同組合教育協會經營、校長賀川豊彦、主事者山峯晟。

〔授業〕　週二回夜二時間一科目、三ヶ月終了。

〔學科〕　勞働組合論、勞働法制、政治論、社會主義史、經濟學、其他、爭議論、國家社會主義論等

〔生徒〕　主として總聯合加盟團體の推薦による者、小卒。卒業者總數一五六名（昭和八年末現在）

日本農民福音學校　兵庫縣武庫郡瓦木村高木、昭和二年二月創期三圓。

〔學科〕　社會問題（安部）協同組合論（賀川）農村問題（杉山）政治學（蠟山）産業勞働組合法規（濱田）同上簿記（伊藤）保險問題（園）産業組合史（小野）金融問題（東畑）消費組合論（山岸）

科外—演習、研究會、討論會アリ。

〔生徒〕　總數九五内一般市民三五名

〔入學資格〕　一般勤勞者

プロレタリア政治學校　東京市麹町區五丁目五ノ三、昭和六年七月創立、社大黨麹町支部經營、責任者高瀬情。

〔授業〕　週三回夜三時間　三ヶ月終了、一年二回、月謝全期一圓五〇錢乃至二圓。

〔學科〕　プロレタリア運動史、經濟學、唯物史觀、政治學、哲學史、勞働組合論、農民組合論、市民運動組織論、プロレタリア倫理、科外—演習、研究會、討論會あり。

〔生徒〕　五〇名内一般市民約三〇名

〔入學資格〕　小學校卒業程度

財政難のため目下休校（昭一一・一〇現在）

横濱勞働學校　横濱市中區白砂町二ノ七勞働文化會館内、昭和三年四月創立、森榮一經營、校長同上。

〔授業〕　週二回夜二時間一科目、三ヶ月終了。

〔學科〕　勞働組合論、勞働法制、政治論、社會主義史、經濟學、其他、爭議論、國家社會主義論等

〔生徒〕　主として總聯合加盟團體の推薦による者、小卒。卒業者總數一五六名（昭和八年末現在）

日本農民福音學校　兵庫縣武庫郡瓦木村高木、昭和二年二月創

立、杉山岩次郎經營、校長同上。
〔授業〕週間日・晝間六時間—八時間、五科目、一ケ月修了、授業料なし。
〔學科〕農村經營、農村問題、農村社會事業、農業經營、農學、立體農學、農村副業、聖書、キリスト傳、基督敎史等
〔生徒〕一八才以上、小卒の農民を主とし、卒業者總數七五名（昭和八年末現在）

農村青年勞働學校　靜岡縣駿東郡富岡村葛山、昭和二年一月創立、岡本利吉經營、主事者岩崎萬里。
〔授業〕二ケ月終了、年一回、月謝—食費共月額五圓。
〔學科〕人間理學（岡本）經濟學（同上）農村問題（同上）マルクス資本論批判（同上）、外に、演習、研究會、討論會等あり。
〔生徒〕總數四〇名、主として農村青年又は學校職員
〔入學資格〕滿十八歲以上の青年男女

純眞學園　橫濱市外新治村美愛鄕、昭和八年十月創立、經營者岡本利吉、園長同上。
〔授業〕四—六月、十—十二月の各三ケ月。一年二期、午前四時間授業、午後作業、費用二〇圓。
〔生徒〕二十名前後（主に農、高小卒多）

中央勞働學院　東京市本鄕區元町二丁目、大正九年十月創立、同院理事會經營、責任者粟野谷藏、主事者同上、
〔授業〕週四回、夜三時間、十四科目一期六ケ月、年二回無料、
〔學科〕政治學（吉村）、社會政策（粟野）　經濟原論（中島）、社會學（中澤）、財政學（脇）、倫理學（粟野）、帝國憲法（中島）、治安維持法（內田）、日本社會史（福島）、近世西洋史（水上）、公民（陳）、國史（廣田）、國語及作文（廣田）辯論演習、科外講義
〔生徒〕二四名（一般市民、男のみ）卒業者總數一、四〇九名（昭和八年末現在）
〔入學資格〕男女十七歲以上、尋卒以上、勤勞者

廣島勞働學校　廣島市廣島縣廳社會課內、校舍、市內本川小學校、大一三、九創立　廣島縣社會事業協會經營、主事龜澤國吉。
〔授業〕週三回九時間、年三學期、三ケ年終了、授業料年六圓。
〔學科〕地方自治、社會事業（溝邊）社會思想、社會學（岩井）、經濟學（長倉）工場法規（苦米地）其他英文學、日本文學、哲學思潮、憲法、刑法、法學通論、民法、日本思想發達史、日本精神宗敎、倫理。講師は主として文理大敎授、控訴院判檢事。
〔生徒〕定員、本科一〇〇名、高等科五〇名、創立以來卒業者三五一名（昭和八年末現在）
〔入學資格〕高小卒、一八才以上、筋肉勞働者優先。

協調會勞働學院　大阪市此花區朝日橋通三丁目西九條、九條青年會館、大一一年九月創立、財團法人協調會大阪支所經營。
〔授業〕本科・研究科一週三回、夜本科二時間半二科目、研究科一科目二時間、各科半年修了。
〔學科〕本科—英語、工業要綱、勞働法規、倫理、勞働問題、經濟學、社會政策、研究科—社會保險、社會思想、哲學、國體及政治、物價及金融、賃銀制度、企業組織、勞働衛生及災害防止、社會運動。

〔生徒〕　創立以來卒業生八〇九名（昭和八年末現在）

備考―協調會勞働學院は昭和十一年五月、「興民學院」と改組・改稱され、社會政策、勞働問題等のほか、興民の理法、信仰の社會性、民族の發展の法則其他の科目を教授してゐる。

尚、本年十二月二十四日、日本勞務者教育協會を母體として文部當局の提唱下に、

「勤勞者の人格陶冶、公民的資質の向上及其の職業能力の增進を圖ると共に同種の目的を有する各種の團體の連絡提携を期する」ため

「勤勞者教育中央會」が設立され、會長に齋藤實、顧問松田文相、後藤內相、理事長池田宏の諸氏が任命されたることを簡單に附記しておく。

主要勞働組合一覽表

（聯合體・單獨組合及農民組合）

備考　昭和十一年七月調で、昭和十年の情勢と十一年の現勢を併記せしめるやうにしてあるが尙前年版參照。

Ⅰ　日本勞働組合會議系（1　全日本勞働總同盟、2　日本海員組合其他、3　官業勞働總同盟、4　日本勞働總聯盟、5　日本製鐵從業員組合、6　東電從業員組合、7　日本製陶勞働組合同盟）

Ⅱ　勞農無產協議會系（8　日本勞働組合全國評議會、9　日本交通勞働組合聯盟。東京市從ハ單獨ノ項參照）

Ⅲ　愛國勞働組合全國懇話會系　10　日本勞働組合總聯合、11　日本產業勞働倶樂部、12　日本勞働同盟、13　大日本勞働組合協議會、14　新日本海員組合其他）

Ⅲ　其他の主要組合（15　日本產業軍、16　海軍勞働組合聯盟、17　無政府主義及共產主義系組合、18　單獨組合）

Ⅴ　農民組合（19　全國農民組合、20　日本農民組合、21　日本農民組合總同盟、22　地方農民組合）

組合名	事務所所在地（創立年月）	組織數（聯合會、支部、組合員數（女））	幹部	關係主要經營	青年部	機關紙	婦人部	並備考
日本勞働組合會議	東京市芝區芝浦町一ノ一海員組合東京支部會館內（昭七、九、二五）	八組合 二六〇、一三二	議長 松岡駒吉 副議長 河野密 書記長 米窪滿亮 書記 上條愛一 顧問 濱田國太郎 執行委員 鈴木文治 堀內長榮 小泉秀吉 川村保太郎 八木信一 沼田吉太郎	（加盟組合） 海員組合 一〇一、〇四八 總同盟 四九、〇九九 全國勞働 四八、五〇八 港灣聯盟 一五、六五三 日鐵從 一二、五〇〇 海員協會 一二、三三四 官業勞働 一〇、五九〇 總同盟 八、四〇〇 總聯盟 二、〇〇〇 東電從	「組合會議時報」季刊社會大衆黨支持十年度大會報告ニ依ル			

1　日本勞働組合會議系

（地方協議會）　中部地方協議會（名古屋市南區眞砂町海員組合支部內、長加藤淸勝）▲北九州協議會（若松市本町海員協會支部內、長伊藤卯

四郎）▲北海道協議會（函館市末廣町一八海員組合支部內）▲神戸地方協議會（横濱市中區海岸通、海員組合支部內、長三木治朗）▲大阪地方協議會（大阪市港區安治川通一丁目、長松浦清一）▲東京京都ニモ早晩設立サレル筈。

1 全日本労働總同盟

全日本労働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六（大元、六、一創立、昭二、一、二五合同）	九四、九二七（一三、四一七）	會長	松岡駒吉	
			兼會計	河野密	
			副會長	西尾末廣	
			同	菊川忠雄	
			同	安部磯雄	
			總主事	原虎一	
			副主事	高野岩三郎	
			同	安部文治	
			顧問	鈴木茂三郎	
			同	高橋正雄	
			同	水野錬太郎	
			合同大會報告	中央委員大矢省三、金正米吉、鈴木悦次郎、大森種市、八谷幸太郎、三木治朗、土井直作、茅野眞好、山口常次郎、永江一夫、金光平、徳永正報、高橋涉、副中央委員白鳥廣近、上良二、佐竹新市、池善二、井本虎藏、前田種男、熊久保時造、伊藤卯四郎	
總同盟系		五〇、五一三（九、五一九）			
全國労働系		四四、四一四（七、九〇五）			
關東同盟（總）	東京市芝區三田四國町二ノ六（大二、二、一）	三五組合 二五、二九五（五、四七一）	會長	松岡駒吉	
			兼會計主事	三木治朗	
			副會長	藤岡齋	
			同	高橋永德	
			顧問	松岡駒吉	
			同	藤木治朗	
			同	高橋永德	
東京聯合會	同右（昭二、九）	一七組合 二六、六六七（五、二四二）	會長	松岡駒吉	
			副會長	三木治朗	
			兼會計主事	高橋永德	
			顧問	松岡駒吉	
			同	藤木治朗	
			同	高橋永德	
運輸労働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六（昭二、九）	支部數不詳 二、五七五	組合長	松岡駒吉	
			副組合長	高橋永德	
			主事	熊本虎藏	
			會計	天満芳太郎	
			同	富田繁藏	
			同	松井政吉	
			同	岡田助雄	
			顧問	渉ノ報ナシ	
			同	國際運輸、三河合同運送、秋葉運輸、淺草運輸、飯田町自働車部、汐留驛從業員、千住運送、隅田川沖仲仕、京濱電氣石炭自働車部、三井船舶、上陸通船	
青年部	「労働」月刊紙社會大衆黨支持十年一月、日本労働總同盟及全國労働組合同盟ノ合同ニヨリ成立				
婦人部					
青年部	昭二〇、八現在				
婦人部					
	十年九月六日聯合會ノ合同成立				
青年部	十年九月現在運輸労働（組）日本運輸交通労働（全）ノ兩組合合同				

組合名	東京鐵工組合（總）（昭二、九）	勞皮革組合（昭二、九）	勞出版組合（昭二、九）	勞關東組合同（昭二、九）	勞關紡織組合同（昭二、九）
所在地	東京市芝區三田四國町二	同右	同右	同右	同右
組織	支部數不詳 四、三六六（一八五）	支部數不詳 一、二三	支部數不詳 八四七（二六〇）	支部數不詳 七、四四七（一、〇六六）	支部數不詳 七、四四七（約五、〇〇〇）
役員	組合長 原一 主事兼會計 井堀繁雄 相談役 内田虎	組合長 熊川忠藏 主事兼會計 菊本虎雄	組合長 畑山德永 主事兼會計 田本朝治	副組合長 池松白鳥 主事兼會計 白岡廣吉	副組合長 松岡駒吉 主事兼會計 茅野眞好 相談役 富田繁藏
					大上忠一
					越條愛半
	藤田七				
職業別	汽車會社、砂町工場、大和鐵工所、永田製作所、アメリヤス機械、高砂工業、住友電線、那須製作所、日東亞鉛鍍金、小穴電機、日本自轉車、東亞電機、中島電機、安立電機、日本サツシ、大日本ミルク鉸釘、日本鑄鋼、石井鐵工所、櫻田機械、昭和各製作所、堤方	日本工場、明治、秋元皮革、スタンダード靴工場、東京製靴、日本ロイド、高崎板紙、日本製紙、千住製紙、鎌田製紙、建築工場、王子製紙其他	日本、明治、秋元皮革、スタンダード靴工場、東京製靴、日本ロイド、高崎板紙、日本製紙、千住製紙、鎌田製紙、建築工場、王子製紙其他	玉川水道、東京ガス、日本セルロイド、東京ゴム、並木製作所、三田土ゴム、日本ゴム工業、東洋製巢、日本理研、糖底、本製糖、ルセルロイド、東京ゴム、日本ゴム工業	洋紡、モス、京モス、日本麻紡、富士瓦斯紡、東京保田織物、山保毛織、久其他
備考	青年部婦人部 十一年九月現在 東京鐵工（總）關東（全）屬（全）ノ兩組合同	青年部婦人部 十一年九月現在 東京革工（總）關東革技工（全）組合同	青年部婦人部 十一年九月現在 出版印刷勞働（總）關東出版勞働（全）合同	青年部婦人部 十一年九月現在 中央合同勞働（總）關東一般化學勞働（全）ノ兩組合同	青年部婦人部 十一年九月現在 紡織勞働（總）及日本紡織勞働（全）ノ兩組合（同、日本紡織勞働ノ關西地方組織トハ別個ニ）

日本縫工組合（總）	東京市品川區西品川五ノ九六七（大二、三）	四六四（三〇〇）	組合長 小原源一 主事 小野健 會計 佐藤信一	鐵道省被服工場	婦人部	昭一〇、八現在	
自動車同志會（總）	東京市芝區三田四國町二ノ六（昭四、三）	一四支部 八一六（一六）	組合長 松岡駒吉 主事兼會計 羽黒金太郎	タクシー從業員	ナシ	同右	
關東電球硝子產業勞働組合（總）	同右（昭六、三）	二〇支部 二、〇二二（四九六）	組合長 德氷正報 副組合長 我妻定雄 主事 小野菊鉉	極東、佐染、高見、前田、中央、丸左、硝子工場	ナシ	同右	
東京塗裝工組合（總）	同右（昭六、五）	二四支部 一、三九五（一）	組合長 原虎一 主事兼會計 林主順	塗裝工		同右	
生保從業員組合（總）	同右（昭七、三）	三分會 一二五	組合長 松岡駒吉 主事 藤田晛 會計 鈴木久治	サラリーマン		同右	
遞友同志會（總）	同右（昭九、七復歸）	一三支部 四四五	組合長 鈴木文治 副組合長 松岡駒吉 主事 上田豊造 會計 生野嘉三郎	遞信省部內從業員		同右	
東京乘合自働車現業員會（全）	東京市芝區三田四國町二ノ六（大一四、一〇）	四支部 六四九（一八〇）	組合長 高橋渉	東京乘合自動車	婦人部	同右	
關東木材產業勞働組合（全）	東京市深川區白川町二ノ一二（昭四、六）	一七支部 四二三（一）	組合長 淺沼稻次郎 主事 大西廉一	FO、塚原、板少、福正、丸白、共和、松定製材工場、東京、昭和安井、野坂、木工所	青年部	同右	
東京地方自田勞働者組合（全）	同右（昭五、一〇）	一三支部 二、七〇〇	組合長 淺沼稻次郎	東京市土木課及土木請負業	青年部	同右	

關東鍍金從業員組合（全）	東京市芝區三田四國町二ノ六（昭一〇、九）	三支部 四八〇（一）	組合長	白鳥廣近	鍍金工場	
神奈川聯合會（總）	川崎市新川通五九（大一五、四）	六組合 四支部 五、二九三（一、〇〇九）	會長兼主事	三木治朗		
神奈川鐵工組合（總）	同（大一五、二）	三支部 一、五三三（七一）	組合長主事兼會計	日下得丸	日本鋼管、日蓄、淺野造船製鐵部、淺野船渠市原ポンプ、屋井乾電池、佐倉金庫、東京クローム、東京螺子、小澤製鐵、東京灣埋立	青年部婦人部
神奈川電氣勞働組合（總）	同（大一五、三）	二一〇（三〇）	組合長主事兼會計	土井直作	日石、スタンダード石油、ライジングサン石油	青年部婦人部
石油勞働組合（總）	横濱市鶴見區潮田町二、四五九（大一五、四）	全國組織八支部 五八六（一三五）	組合長副組合長主事兼會計	三木治朗 金子巽 川畑孝藏	太洋木材、新興製材、石田、寺門、濱本、峯岸各製材工場	青年部婦人部
神奈川製材勞働組合（總）	同（大一五、六）	二支部 一七〇（一）	組合長主事兼會計	土井直作 藤田七之助	秋山、宮崎、伊豆庄、江口、守安其他染工場	青年部婦人部
染色勞働組合（總）	横濱市中區宿町二ノ四〇（昭三、三）	一〇支部 七五〇（五〇）	組合長副組合長主事兼會計	土井直作 高月蝶吉 今村敏 中野範二	横濱ガス、日本樂器、神奈川コークス、大日本化學、保土ケ谷曹達、東高島驛石炭運送人夫、三井埠頭船夫、自由勞働者	青年部婦人部
神奈川合同勞働組合（總）	川崎市新川通五九（昭四、七）	四支部 三四〇（四五）	組合長主事兼會計	土井直作 木村万一郎 齋藤勇	ナシ	同

（川崎市河原町七五六、大正一五、二創、員一、〇三八、（三二九）、長鈴木彌作）セメント勞働川崎支部（川崎市大島三三三、大一五、二創、員

三七(七)、長土井直作）關東釀造勞働カスケード、京濱兩支部（員三〇五內女三〇）、紡織勞働平塚、川崎、保土ケ谷支部（三支部、員七一四內女四四九）、運輸水上第一、第三、鶴見支部（三支部、員二〇五）以上舊總同盟系支部及ビ全勞系神奈川出張所（横濱市中區戸部町六ノ二一三、昭九、一二創、神奈川土建、京濱バス從兩組合、員二五〇、內女一五〇、長石河京市）。以上總同盟系。

（地方部）

關東釀造勞働組合（總）	東京市芝區三田四國町二ノ六（大一二、七）	一六支部 一、七五五（一二〇）	組合長 阿久澤與三郎 副組合長 横山富治 主事 熊本虎藏 會計 畑田朝治	日英カスケード、關東釀造藤崎工場、福島商會東京パイプ、金子オブラート、栗本牧場、伊勢崎駒形、中西、岡醬油工場	ナシ	昭和十年八月現在
埼玉勞働組合（總）	埼玉縣草加町松江町五四（大一五、一）	二支部 九三（二五）	組合長 中澤良次郎 主事 竹內弘吉 會計 山田丑五郎	大阪窯業東京工場、帝國煉瓦	青年部	同右
關東交通勞働組合（總）	埼玉縣熊谷市錦町、小岩井方（昭四、四）	三支部 三七〇（一二〇）	組合長 小岩井相助 兼會計 佐古耕三 主事	群馬自働車、阪東自働車、伊香保自動車	青年部	同右
秋田製材職工組合（總）	秋田縣能代港町大町（大八、一二）	六支部 三五七（六八）	組合長 佐藤忠三 副組合長 金谷與三郎 主事兼會計 猪俣孫一郎	東北、能代、昭和、秋田、杉本、各製材、秋田釀造用器	青年部 婦人部	同右
秋田樽丸工組合（總）	同右（昭五、五）	二支部 七九	組合長 古澤斐 副組合長 齋藤宗二郎 主事 佐藤忠三	大喜、大半、相松、他十數樽丸工場	ナシ	同右

秋田石油勞働組合（秋田縣能代港町大町、昭九、一二創、一支部、員六五、長古澤斐）能代製材勞働組合（同上、八支部、昭一〇、二創、員九八內女六、長佐藤忠三）以上總同盟系

栃木縣聯合會（全）	栃木縣鹿沼上田町（昭五、六）	三組合 八五〇（一）	會長 石山寅吉		青年部	同右

郡山勞働組合（郡山市麓山町一九五、大一三、二創、二支部、員八一、長田中利勝）東北合同勞働組合（青森縣八戸市古常泉下一三、昭三、三創、二支部、長西村菊次郎）以上全勞系

關西勞働同盟會（總）	大阪市此花區上福島南一ノ七（大八、四）	四七組合 二三、六〇三（三、九七五）	會長 主事 會計	西尾末廣 金正米吉 塚本重藏	青年部 婦人部	「勞働者新聞」月刊昭和十年八月現在、十一年十一月合同後ノ新陳新ニ變更
大阪聯合會（總）	同右（大六、六）	一三組合 一六、五三九（三、〇六四）	會長 主事 會計	西尾末廣 金正米吉 長田孝三	青年部 婦人部	同右 大同電氣勞働、新ニ加盟（昭二、二）
大阪聯合會（總）	大阪市西淀川區海老江上一丁目三一（昭四、一〇、一）	七組合 一六、六二九（七七九）	會長 主事兼 會計	山口常次郎 鈴木悅次郎	青年部 婦人部	同右 兩聯合會ハ十一年十月四日合同
大阪金屬勞働組合（總）	大阪市此花區上福島南一ノ二七（大二、七）	三八支部 六、四五〇（二九〇）	組合長 主事 會計	前田種男 松井直一 長田孝三	、、、	同右
大阪合同勞働組合（總）	同右（大二、二）	二五支部 一、四五〇（二五〇）	組合長 兼會計 主事	金正米吉 村尾重雄	青年部	同右 大阪印刷出版、全關西映畫演劇同盟ヲ編入
大阪印刷出版勞働組合（總）	同右（大一四、二）	五支部 五一〇（四五）	組合長 主事兼 會計	小林廣吉 市田清	青年部	同右
關西紡織產業勞働組合（總）	同右（大一五、二）	七支部 三、三六〇（二、二一〇）	組合長 主事 會計	西尾末廣 山口正義 長田孝三	青年部 婦人部	同右

恩加島、栗本鐵工所、發動機會社、汽車製造會社、西島製作所、ゼネラルモータース、淺野伸銅所、岸本商店、萬歲酒造會社、要式王冠製作所、朝日鐵綿、榎本鑄造、大阪電器製作所

關西ペイント、日本ペイント、日本簡易火災新興火災、淀川砂利採取人、柴島晒工場、吉本興業部、三有社印刷工場

濱田印刷所其他

東洋紡、天滿、神崎工場、協和紡天滿工場、市居染工場、京阪撚糸工場、和泉紡、岡田メリヤス工場

電線工組合（總）	大阪市此花區春日出町二四七（大一〇、八）	五支部 七三〇（八〇）	組合長 前田種男 主事 松村勇 會計 羽生忍	住友電線製造所	青年部 婦人部	同右
大阪陶業勞働組合（總）	大阪府泉南郡佐野町松原（昭三、三）	單獨 二三九（四）	組合長 渡邊周吉 主事 大橋安次郎 會計 大前松夫	大阪陶業佐野工場	青年部 婦人部	同右
大阪自働車交通勞働組合（總）	大阪市港區八雲町四ノ一八（昭七、八）	二二〇	組合長 熊本與市 主事兼會計 本多滋二	相互タクシー他		同右
大阪市現業員同盟（總）	大阪市浪速區大園町二ノ二二（昭九、五）	四支部 一、〇〇〇	組合長 大矢省三 主事 岡五郎 會計 永原善次	大阪市役所衛生部、渡船部		同右 都市從業員組合全國協議會加盟
全關西映畫演劇同盟（總）	大阪市此花區上福島南一ノ一七（昭一〇、二）	二〇支部 九〇〇（一五〇）	組合長 森口進 副組合長 船司船郎 主事 伊井三郎 會計 村尾重雄	松竹其他映畫常設館	青年部 婦人部	同右
大阪塗工組合（總）	同右（昭一〇、二）	九支部 八五〇	組合長 每川德太郎 主事 相山健次郎 會計 杉本重雄	ペンキ塗工	青年部	同右
泉州地方協議會（堺市旅籠町東二ノ一、昭五、一創、一支部、員五〇五内女三〇、長西尾末廣）遞友同志會大阪支部（大阪市此花區上福島南一ノ一七、昭七、六創、七支部、員二三〇）石油勞働大阪支部（大阪市此花區恩賞島南町、一支部、員七五内女五、長西山從眞）以上總同盟系						
大同電氣勞働組合	大阪府中河内郡八尾町佐堂	三支部 二五〇	組合長 池田三郎 主事 高本芳隆 會計 藤本福英	大同電力	ナシ	新加盟（一一、一、一四）
大阪金屬勞働組合（全）	大阪市西淀川區海老江上一丁目三一（大五、四）	三八支部 七、七〇五（二八九）	組合長 山口常次郎 主事兼會計 鈴木悅次郎	藤永田造船所、戸畑鑄物、住友製鋼、大阪鐵工、宇治川鐵鋼、日本製鋼、汽車會社、大阪製鋼、大阪亞鉛、廣瀨鐵工所、淺田、井上、岩橋製作所、東洋鑢伸銅	青年部 婦人部	昭和十年八月現在

大阪化學一般勞働組合（全）	同右（昭六、二）	三七支部 三、四七一（二六二）	組合長 主事 會計	鈴木悅次郎 大森種市 桑島南海士	ラサ島燐礦、高木、伊藤琺瑯、日本、太洋エナメル、大谷硝子腕環日本セルロイド、大阪ガス、印刷、飲食	青年部 婦人部	同右
大阪運輸交通勞働組合（全）	大阪市港區安治川通三ノ一五（昭三、九）	二支部 一、七五八	組合長 主事	井上良二 矢野武雄	大正運輸、仲島組、安治川舟航夫、富榮組、島田組其他	青年部	同右
大阪都市從業員組合（全）	大阪市港區八幡屋松之町二ノ二〇七（昭七、一二）	一九支部 一、七一三（一五）	組合長 主事 會計	田万清臣 大馬半太郎 山下銀助	大阪市保健部港灣部、土木部、產業部		同右 都市從全國協議會加盟
大阪電氣從業員組合（全）	大阪市港區九條南通一ノ四四（昭六、六）	八支部 八一四	組合長 主事兼 會計	山口常次郎 平岡雄四郎	大阪市電氣局電燈部、運輸部	青年部	同右 都市從全國協議會加盟
大阪左官組合（全）	大阪市西淀川區海老江下一ノ二（昭一〇、七）	八支部 六一〇	組合長 主事	鈴木悅次郎 鶴五三	洋建築左官工		同右
（直屬）							
泉州勞働組合（全）	堺市住吉橋通二ノ一四（昭七、一一）	五支部 四二五	組合長 主事	油谷寅松 大西凜平	日ノ本鐵工所其他自轉車工場	青年部 婦人部	同右
京都聯合會	京都市中京區東新道高辻下ル西入（昭一一、六、一）	一〇組合 一、五〇〇	組合長 副會長 主事 會計	辻井民之助 渡邊清一 國島泰次郎 林廣吉		青年部 婦人部	昭二、六 新聯合會成立
京都合同勞働組合（總）	同右（昭三、五）	五支部 二四〇	組合長 副組合長 主事 會計	渡邊清一 立澤定治郎 小谷新二郎 中島作次	雜產業	青年部 婦人部	昭一〇、八現在
京都金屬勞働組合（總）	同右（昭七、六）	五支部 一九七（二〇）	組合長 主事 會計	國島泰治郎 鷲津亭 田口景一	富永製作所、大谷金庫赤坂、村仲、伊藤各伸銅所	ナシ	同右

京都友仙職工組合（總）	同右（昭九、四）	三支部 二二〇	組合長 西尾末廣 主事 服部岩藏 會計 木村庄一	小規模友染工場	同右

京都運輸勞働組合（京都市中京區東新道四條下ル三筋目西入ル、昭四、九創、一支部、員二九、長西村仙次郎）日本工友會（京都市中京區西院淵田町三七、昭九、二創、員八〇、長西尾末廣）京郡工眞會（京都市下京區西九條川原城町、昭一〇、九、創、員六一、長繁音吉、後、解消シテ左官工組合トナル）製樽工、伏見支部（京都市伏見區鷹匠町、昭五、三創、十一四五、長林廣吉）以上總同盟系、京都左官工組合（京都市下京區西九條開ケ町五、昭二、六、一創、長水谷長三郎）

京都一般勞働組合（全）	京都市上京區鞍馬口通大宮西入（昭八、一二）	五支部 二二四	組合長 辻井民之助 主事 幾山福三郎	西陣織物從業員	同右 便宜上聯合會所屬組織ヲモ含ム
兵庫縣聯合會	神戸市湊東區荒田町一丁目一九六（昭二、五、一）	一九組合 一〇、五〇〇（三、二〇〇）	會長 永江一夫 副會長 今津菊松 主事 金子巽 會計 中川光太郎		最初ノ地方合同トシテ成立 青年部 婦人部 「勞働經濟」（準）月刊
灘合同勞働組合（總）	兵庫縣武庫郡本庄村青木（昭六、三）	五支部 二二二	組合長 金子巽 會計 山本傳治	日本石綿板其他	青年部 婦人部 同右
神戸合同勞働組合（總）	神戸市兵庫區須佐野通五ノ三（昭六、三）	二〇	組合長 今津菊松 會計 櫻井信一	雜產業	青年部 婦人部 同右
扇港染色勞働組合（總）	同右（昭六、一〇）	二支部 一〇五（三八）	組合長 今津菊松 會計 佐久間千俊	染色工場	青年部 婦人部 同右
尾崎ゴム從業員組合（總）	神戸市葺合區脇濱町三丁目（昭七、五）	二三〇（九五）	組合長 濱崎正之進 主事 宗續定雄 會計 森梅治	尾崎ゴム會社	青年部 婦人部 同右

灘輪竹工組合（兵庫縣御影町濱中、大一三、二創、一支部、員五〇、長横川榮一）灘ゴム工組合同上（昭五、七創、二支部、員六五内女一八、長金子巽）神戸港内勞働組合（神戸市葺合區國番通二、昭一〇、八創、一支部、員一四〇、長前田平一）全日映演從業員組合（神戸市兵庫區湊町二、昭一〇創、二支部、員五〇〇内女五〇、長薄田畔曉）神戸劇場從業員組合（事務所同上、昭一〇、九創、一支部、員八〇内女一〇、長前田平一）石油勞働神戸支部（神戸市林田區長樂町八、一支部、員八〇内女二〇、長西林玉一）製綱兵庫支部（神戸市須佐野通四、大一五、八創、一支部、一五三、長上垣彌一）以上總同盟系

神戸市從業員同盟（全）	神戸市湊東區荒田町一ノ一九六	二支部 一、〇〇〇（五〇）	組合長 永江一夫 主事 栗本増次郎	神戸市役所水道課、土木課	青年部	同右 市從全國協議會加盟
神戸一般勞働組合（全）	同右	六支部 三五〇（四〇）	組合長 永江一夫 主事兼會計 中川光太郎	KOサドル、東灘合同運送、神戸製油他	青年部	同右
神戸自由勞働者組合（全）	同右	二支部 三〇〇	組合長 永江一夫 主事 神田喜太郎 會計 中村竹次郎	自由勞働者		同右
神戸造船勞働組合（全）	神戸市林田區西尻池町二ノ一四〇	六支部 三〇〇	組合長 永江一夫 主事 井澤傳吉 會計 浮島六三	造船工場		同右
ダンロップ從業員組合（全）	神戸市葺合區筒井町一丁目一一七（昭二、三、二）	一、八四六（六二五）	組合長 北脇德次郎 副組合長 小笠喜七 會計 石井半三 芦田定夫	ダンロップゴム會社	青年部 婦人部	昭和十一年三月ES共親會及ゴム工組合合同

共立ゴム從業員組合（神戸市湊東區荒田町一ノ一九六、員五五内女四〇、長熊本善吉）小林ゴム從業員組合（神戸市林田區西尻池町二ノ一四〇、員一〇〇内女二〇、長西村健吉）報國ゴム從業員組合（同上、員一七五内女一四〇、長相野保市）神戸建築勞働組合（同上、二支部、員一五〇、長永江一夫）上榮組從業員組合（同上、員二五〇、長野鳥義之）以上全勞系

尼崎地方協議會			委員長 八谷幸太郎 書記長 福島玄			昭和十一年九月五日合同
阪神地方聯合會（全）	尼崎市北城内九七	二組合 一支部聯 五九〇（三〇）	會長 山口常次郎 主事兼會計 福島玄		青年部	昭和十年八月現在
阪神金屬勞働組合（全）	同右（大一五、二）	三支部 三支部準 二三五	組合長 山本辰次郎	平野鐵工所、日本エレベーター、大日本電線	青年部	同右
阪神合同勞働組合（全）	同右（昭五、九）	五支部 二一〇	組合長 福島玄 主事兼會計 江添金作	日本セルロイド、日本ヒユーム管、美作製紙	青年部	同右

尼崎金屬勞働組合（總）	尼崎市南城內一四三（大一三、三）	三支部	七〇五	組合長	山下榮二	久保田鐵工所、日本亞鉛鍍金、中小線釘工場	青年部婦人部	昭和十年八月現在
尼崎合同勞働組合（總）	同右（大一三、三）	一支部	二一〇	兼組合長	八谷幸太郎	管沼肥料	青年部	同右
灘製樽工組合（總）	兵庫縣武庫郡御影町濱中（大一三、三）	七支部	四五〇	組合長	古谷松三郎	攝津樽製造同業組合	ナシ	同右
愛知縣勞働會（總）	名古屋市中區葉場町三三（昭五、九）	五組合	五三（一三五）	會長	鳥居幸右衛門	雜產業	青年部婦人部	昭和十年八月現在
中京紡織勞働組合（總）	同右（昭七、七）	三支部	一一〇（一五）	組合長	秋山常一	紡織工場	ナシ	同右
中京合同勞働組合（總）	同右（昭九、一〇）	三支部	七〇	組合長	堀田晴明	小工場	青年部	同右
名古屋時計工組合（總）	名古屋市南區櫻田町一六（昭七、七）	二支部	一四一（二一〇）	組合長	佐久間勤一	高野時計、巴時計、中野時計製造所	青年部	同右
中京木材勞働組合（總）	名古屋市中區葉場町三三（昭七、六）	三支部	八〇	組合長	足立音松	小島ラケット工場、高野時計製造所	婦人部	同右
中京鐵工組合（總）	同右（昭五、三）	三支部	一一〇（一五）	組合長	田中善司	中京鐵工所、豐田自印織機、時計工場	婦人部	同右
中四聯合會（總）	廣島縣淸調郡因島土生町（大一四、六）	二支部	一三六	會長	山下榮二	大阪鐵工所因島工場	青年部	昭和十年八月現在
因島勞働組合（總）	同右（大一〇、一一）	三組合	一、二四〇	會長	木下武夫		青年部	同右「勞働直義」
			八〇〇	副組合長兼主事	近藤秀男			
				會計	三宅喜一郎			

向島造船勞働組合（總）　同（昭三、一二）右　二五〇　組合長兼會計主事　丸山光太郎　向島ドック

吳映畫從業員組合（吳市宮原通十一丁目三一、昭八、二創、員四五、長前田榮之助）遞友同志會土生支部（因島土生町、員一五）石油勞働糸崎支部（廣島縣糸崎町青木、一支部、員一三〇內女三五、長藤本德一）以上總同盟系　同　右　組合長兼會計主事　阿部功

福山勞働組合（全）　福山市中町四〇九（昭三、二）　七支部六三一（一三六）　組合長主事　久下本有　三谷文太郎

廣島勞働組合（全）　廣島市河原町二三〇（昭七、一二）　三支部八一（二五）　組合長主事　佐竹新市　保田庄一　福島紡、帝國染料、德製材、山陽綿、福山撚糸紡、黑瀨石粉、三篠商事、福山パーム　廣島合同運送、田中運送、なべき運送、小鐵工所、映畫館、東洋紡山陽木材防腐、廣島市役所

高知縣聯合會（總）　高知市石井中須賀東ノ丁（昭九、一〇）　八組合一、〇七五（三八五）　會長兼會計主事　氏原一郎　山中勇三郎　高知營林局林道工事場其他土木事業　青年部　昭和十年八月現在「勤勞」月刊

高知縣聯合會（全）　高知市石井町石立（昭五、六）　三組合四六〇（二六）　會長會計　小笠原國躬　松村春繁　尾崎、濱田、筒井、小松、前田、各製紙工場　青年婦人部　同　右

高知縣自由勞働者組合（總）　高知市中須賀中ノ丁（昭三、三）　三支部一八〇（三）　組合長兼會計主事　氏原一郎　井上登喜治　青年部　同　右

旭製紙勞働組合（總）　高知市旭元町二丁目（昭六、三）　三〇七（一四七）　組合長　戶田留喜　婦人部　同　右

高知建築從業員組合（高知市中須賀町、昭六、六創、員五五、長氏原一郎）土佐機械和紙從業員協同會（高知市旭町一丁目、昭八、二創、員八〇、長氏原一郎）高知砂利採取人組合（高知市旭驛前、昭九、六創、員一五、長氏原一郎）高知印刷從業員親交會（高知市旭町一丁目、昭九、二創、員二〇三、內女一三八、長山中多喜馬）香南勤勞同志會（高知縣香美郡香宗村、昭九、七創、員一三〇內女七〇、長宮崎鹿次）以上總同盟系

高知一般勞働組合（高知市石井町石立、員六五、長小笠原國躬）長濱一般勞働組合（高知市外長濱町森田方、員六〇、長山崎繁吉）高知製瓦

造従業員組合（高岡郡佐川町小田方、員四〇内女一〇、長小田美好）以上全労系

九州聯合會（總）	小倉市南山越町五二	三組合	會長	伊藤卯四郎	
	九	三支部	主事	久保時造	
	（昭三、一）	一、六一四（六四）	會計	帆足勇	
日本石炭坑夫組合（總）	飯塚市菰田南通	四九	組合長	伊藤卯四郎	青年部
	（昭四、四）		主事	宮崎太郎	
			會計	笹岡正美	
長崎印刷技工組合（總）	長崎市稲佐町二ノ一	一三	組合長	田中定吉	忠隈、麻生、久垣、島廻、龜山、大谷、金剛ナ目尾各炭坑
	五一		主事	平山三千穂	
	（昭六、六）		會計	吉岡定吉	
	小倉仲仕勞働組合（小倉市東富野、昭五、三創、主崎野秀丸）製綱勞働小倉支部（門司市葛葉二タ松町、昭三、一〇創、員三四、長白木清二）石油勞働西戸崎支部（福岡縣粕屋郡西戸崎、昭八、三創、員七四内女六四、長福井春次）				
セメント勞働門司支部（門司市葛葉二タ松町、昭三、一〇創、員三四、長白木清二）石油勞働西戸崎支部（福岡縣粕屋郡西戸崎、昭八、三創、員七四内女六四、長福井春次）以上總同盟系					
全敦賀合同勞働組合（全）	福井縣敦賀町神樂區	六支部	組合長	山口小太郎	映畫館、製材所、自由勞働
	（昭六、七）	二五〇（二〇）			
和歌山統一勞働組合（全）	和歌山市雁木町一三	二支部	組合長	雪下健三	庵田メリヤス、大木鐵工所、大正寫眞工藝所
	（昭八、三）	二七三（二六）	主事	松坂榮二郎	
滋賀金屬一般勞働組合（全）	大津市石山鳥居川町二一九	三支部	組合長	元持佐太郎	金屬工場其他
	（昭八、二）	五三〇			
若狹合同勞働組合（福井縣遠藤郡小濱町、日吉區二二、昭九、三創、員六八内女三、長重田耕造）全勞系					

（本部直屬）

舊全勞系日本紡織勞働組合（昭三、二創、一七支部、員六、五八二内女四、七六九、長上條愛一）ハ關東紡織勞働組合ノ合同成立ノタメ關西地方支部ハ近ク合同ニヨル新組合結成ノ筈

日本鑛夫組合（全）	東京市芝區三田四國町二ノ六	全國組織五支部	組合長	高梨二夫	磐城伊勢炭坑、茨城小田、小坂、別子、他各地礦山
	（大九、八）	九八六（五〇）			

全國映畫劇場從業員組合（全）　同右（昭九、一）　全國組織八支部七二（四七五）　組合長　細田總吉　松竹、新興、日活、S、Y、其他映畫劇場　青年部婦人部　同右

◎注意

全日本勞働總同盟の現勢は昭和十一年一月の合同大會に發表されたるもの（昭和十年八月現在）を基準とし、その後合同により新組織成立の場合は新組合の情勢をのみ記載することゝした。

尙、「組合名」欄に（總）とあるは舊總同盟系、（全）とあるは舊全國勞働系組合なりしことを示す。

2 日本海員組合其他

日本海員組合

神戸市神戸區海岸通三ノ二六（大一〇、五、七）　一六支部一〇五、〇〇〇

組合長	堀内長策	
副組合長	米窪滿亮	
會計	楢崎猪敏	
組織部長	木村唯作	
政治部長	山川宗彬	
調査部長	宮本官治	邦船全部約四百三十萬噸
教育出版部長	西卷敏雄	
國際部長	米窪滿亮	
顧問	岡崎憲	
	部竹要次郎	
	濱田國太郎	

青年聯盟　「海員」月刊雜誌及新聞社大黨支持ノTF加盟

（支部）

横濱支部（横濱市中區海岸通四ノ一九）東京支部（東京市芝區芝浦町一ノ一）小樽支部（小樽市色内町四ノ二四）函館支部（函館市末廣町一八）名古屋支部（名古屋市南區眞砂町三ノ六）大阪支部（大阪市港區六條通一ノ三ノ五）川口支部（大阪市港區安治川通丁目八ノ一）門司支部（門司市祝

町二創三〇六）戶畑支部（戶畑市清水町四ノ三三創）三池支部（大牟田市三川町五ノ四二）大連支部（大連市山縣通三〇八）因島支部（廣島縣御調郡因島土生町）下關支部（下關市岬之町三百目通）伏木支部（富山縣伏木町、水戶岬三）

財團法人 海員協會

神戶市神戶區下山手八丁目二九七（昕二九、一、二五）

會長 八出張所 三、九公六

主會計事務 庶人編輯事務 交涉 小泉秀吉 鈴木倉吉 佐々木與 鹿子木伸光 巾村友太郎 酒井一雄 西田新太郎

邦船高級船員全般及社船、社外船所屬船員、陸上汽罐士其他 ナシ

「海員協會雜誌」月刊 社大黨支持

（出張所）

橫濱出張所（橫濱市中區北仲通六ノ六六）大阪出張所（大阪市港區二條通三丁目三〇）若松出張所（若松市本町一ノ三四）函館出張所（小樽市稻穗町六ノ三）大連出張所（大連市寺內通三、大連海務協會內）名古屋出張所（名古屋市南區眞砂町三ノ六）東京出張所（東京市芝區南濱町二）伏木事務所（富山縣伏木町中道一〇）

日本港灣從業員組合

（支部）

神戶支部（神戶市神戶區海岸通三ノ二六）大阪支部（大阪市港區六條通一ノ三六）橫濱支部（本部ニ同ジ）東京支部（東京市芝區芝浦町一ノ二）因島支部（廣島縣尾道市驛上）下關支部（下關市岬之町一五）函館支部（函館市末廣町一八）新潟支部（新潟市船場町二丁目）青森支部（青森市新安町七六）洞海灣支部（戶畑市清永町四）名古屋支部（名古屋市南區眞砂町三ノ六）門司支部（門司市祝町）長崎海友同志會（長崎市旭町三四、員二〇六、長津田又吉）鹿兒島海友同志會）鹿兒島市築町四三、員三九、長吉田幸之助）小樽港灣從業員組合（小樽市色內町四ノ二四）臺灣港灣從業員組合（臺北市日新町三ノ六）銚子船員組合（千葉縣銚子町）

一四支部 一準備會 一六、〇〇〇 組合長 岡崎憲 主事 麻生喜市 常任 野村秀雄

艀船、港灣ランチ、仲仕、造船所 ナシ

「港從」月刊 聯盟體ヲ全國的單一組織ニ再編成（昭二、五、六）

3 官業勞働總同盟

第二部第二篇 主要勞働組合一覽表

| | | |

4 日本勞働總聯盟

名古屋煙草従業員組合	名古屋市南區熱田澤上（大一一、三）	六三	組合長	菊地正巳	名古屋地方專賣局	青年部
東京工廠従業員組合	東京市小石川區諏訪町三七（大一五、一二）	七支部一、七三七（七五）	組合長 主事 會計	中村佐定 渡邊年之助 石田甚藏	小倉工廠東京兵器製造所、同砲具製造所	婦人部 同 右
日本勞働總聯盟	大阪市北區相生町七三（大一二、一三、二六）	三組合八、五〇七（六五〇）	組合長 主事 會計	八木信一 内田文市 中村鑑之助	莢田鐵工所、長谷川鐵工所、田中機械、東洋可鍛	ナシ
大阪金屬勞働組合	同右（昭五、五）	一四支部一、一九〇（一五〇）	組合長 會計	内田文市 東敬文	辻川、田中、白山、宮井、五藤、北野硝子工場	青年部
大阪染色勞働組合	同右（昭六、七）	三支部三一七	組合長 會計	内田文市 下田金造	日本捺染工場其他	ナシ
大阪硝子工組合	同右（昭八、一〇）	一支部二一〇（二〇）	組合長 會計	小川春平 朴茂	淀川砂船	ナシ
大阪河川勞働組合	同右（大一五、八）	四支部三五〇	組合長 會計	荒木滿音吉 天與吉	日本冷藏會社	ナシ
大阪製氷化學勞働組合	同右（大一三、二）	一支部一四〇（五）	組合長 會計	大和淺吉 春田爲吉	新世界、阪南、玉造、平野地區映畫館	婦人部
大阪印刷工組合	同右（昭七、二）	四支部一〇五（二五）	組合長 會計	内田文市 中村仲吉	小印刷工場	ナシ
映畫従業員組合	同右（昭八、五）	六支部一四五（八〇）	組合長 會計	青山耕花 佐野光伸	デパート其他	婦人部
大阪サラリーマン組合	同右（昭六、六）	七班七五（五〇）	組合長 兼會計	淡河繁清		

大阪電機勞働組合	大阪市旭區今福町中央電機内（大一三、四）	二支部 三三〇（二五）	組合長 會計	内田文市 中尾壽一	中央電機製作所 ナシ
大阪合同勞働組合	大阪市北區相生町七三（大一三、五）	三支部 五三〇（二〇）	組合長 兼會計	内田文市	自由勞働者 交通勞働者 ナシ
名古屋官業勞働純向上會	名古屋市熱田澤上三〇（大二、二）	五支部 五一八（四三）	組合長 主事 會計	内田文市 朝倉松三郎 山本藤四郎	名古屋工廠外民間工廠 青年部 婦人部 昭一、六現在
山陽無煙炭坑勞働組合	山口縣美禰郡大嶺村麥川（昭四、二）	三支部 一、一八五（一五五）	組合長 兼主事 會計	丹羽市太郎 福田英夫	山陽無煙炭坑麥川坑 同右

關西コルク勞働組合（大阪市旭區鴫野町六八六、松下方、昭二、四創、二支部、員四六〇内女一〇〇、長八木信市）京都電機勞働組合（京都市吉祥院門口一六、昭四、二創　員二四〇、長田中萬藏）京都金屬勞働組合（同上事務所、昭四、二創、員一三六、長須賀太一）東京サラリーマン組合（昭四、六創、員五六、長内田文市）

5 日本製鐵從業員組合

日本製鐵從業員組合	八幡市蛭子町一丁目（昭八、九、二六）	四一支部 三、五〇〇（一〇〇）	組合長 主事 會計	小屋原總三郎 谷口友太郎 高崎政市	日鐵系八幡製鐵所其他 青年部 「製鐵勞働新聞」月刊支持政黨ナシ協進會ヲ合流（昭一〇、七）

6 東電從業員組合

東電從業員組合	東京市下谷區入谷町二一（昭三、二、二）	一七支部 二準備會 二、四五〇	委員長 財政部 長	岩永榮一 鈴木友三郎	東京電燈會社 青年部 「東電勞働新聞」月刊社大黨支持

7 日本製陶勞働組合同盟

日本製陶勞働組合同盟	事務局 名古屋市東區撞木町二ノ八	二組合	委員長	伊藤榮次郎	青	
	事務所 愛知縣瀨戸市石神町	四、四〇〇	書記長	佐分利幾三郎		
（昭六、七、一八）						
名古屋陶勞働組合	名古屋市東區撞木町二ノ八	三五〇	委員長	吉川清一	田代・松風・肥田・寺澤・伊藤・中林・河合其他小製陶工場	青
（昭五、六）			書記長	元田清		
品野陶工組合	愛知縣春日井郡品野町下品野	五七	組合長	交吉巳代次	小規模製陶工場	ナシ
（大二三、一〇、一七）						
妻木製陶勞働組合	岐阜縣土岐郡妻木町	三支部 六〇〇（一五〇）	組合長 主事 會計	野田金五郎 加藤文夫 永江善五郎	丸多、△辰、△ト、山下、△岩△光△甚△園製陶工場	青
（昭七、一一）						
瀨戸製陶勞働組合	瀨戸市石神町二〇四三	三支部 七〇〇	組合長 主事	井上春永井情史	陶磁器製造、燒付畫輸出物磁器製造小工場	青
（昭六、三、三一）						
土岐津窯業勞働組合	岐阜縣土岐郡土岐津町高山三五二	三五〇（一五〇）	組合長 書記長	水野弘佐久間要	小規模製陶工場	青婦
（大一〇、四）						
東濃陶畫工組合	岐阜縣土岐郡多治見町白銀町	一、〇〇〇	理事長 書記長	水谷瀧三郎有地力	陶磁器上繪付工	青
（昭二、二、二六）						
泉製陶勞働組合（岐阜縣土岐郡泉町定林寺、員七〇內女五、長吉野三右衞門）						

Ⅱ 勞農無產協議會系

（東京市從業員組合ハ單獨ノ項參照）

勞農無產協議會（東京市京橋區築地三ノ八、東京交通勞働組合內、昭二、五、四結社、委員長加藤勘十、書記長鈴木茂三郎、全國評議會、東京交通勞働組合、東京自動車勞働組合及東京市從業員組合ヲ中心トス）

第二部第二篇 主要勞働組合一覽表

8 日本勞働組合全國評議會

日本勞働組合全國評議會	東京市芝區濱松町二ノ一一（昭九、二、二〇）	四地方評議會 四三組合 一六、二〇〇（一、一五〇）	委員長 主事兼會計	加藤勘十	山花秀雄
			爭議組織部長	高野實	
			政治部長	安平鹿一	
			青年部長	山花秀雄	
			婦人部長	難波虎一	
關東地方評議會	同右（昭九、二、二）	八組合 四、七六〇（三〇〇）	委員長 書記長 會計	難波虎一 安平鹿一 山花秀雄	
關東金屬勞働組合	同右（昭九、二、二）	一三支部 一、〇八〇（五〇）	委員長 書記長	山花秀雄 安平龍一	
關東化學勞働組合	同右（昭九、二、二）	一六支部 一、一二〇（六五）	責任者 書記長	難波虎一 杉浦順之助	
關東纖維勞働組合	同右（昭九、二、二）	三支部 二六〇（五五）	委員長 常任	加藤勘十 杉浦順之助	

中央委員

加藤勘十 山花秀雄 高野實 安平鹿一 難波虎一 近藤信一 赤松勇 津司市太郎 安島高行 兼島景毅 三木一雄 伊藤清遠 兒玉秀次 鹽田寅雄

青年部 婦人部

「日本勞働新聞」月刊 支持政黨ナシ、但シ勞農無産協議會ノ中心勢力

青年部 婦人部

勞農無産協議會ヲ支持

青年部 婦人部

「金屬勞働者」月二回

大島製鋼、昭和製作、日本鋼管、日本バルブ、東洋電業社、椎橋鑄物、國末金庫、中外建材、東信電業社、日本内燃機、芝浦製作所、日本光學工業

日本製煉、日本電工、昭和肥料、日本肥料、石川陶器、大和スレート其他

青年部 婦人部

青木染工場、富士紡川崎工場

關東運輸勞働組合	同（昭九、一二）右	八支部 四三〇	責任者	古橋定次郎	東京汽船、隅田川驛、中央自動車		
東京合同勞働組合	同（昭九、一二）右	五支部 五五〇（九〇）	委員長 書記長	八木香耶 夏川清治	深井木工所、堀内木工所、デパート會館食堂、油、味噌工場、中野淀橋方面清掃從業員		
東京出版勞働組合	同（昭九、一二）右	六分會 三六〇（四〇）	委員長 書記長	高野實 古賀政男	一色、日進、大倉、三間東信各印刷、築地活版		

城南清掃從業員組合（品川區大井山中町四三三、昭二、八、一六創、六支部、員三五〇、長平田啓太郎）

中部金屬勞働者組合	名古屋市中區裏門前町中春ビル別館（昭九、一二）同右	六組合 一、二〇〇（一五）	委員長 兼會計 書記長	近藤信一 赤松勇		青年部 婦人部	
中部化學勞働者組合	（昭五、二）同右	二支部 五五〇	委員長 書記長	近井新一郎 大辻鳥勝太郎	公表セズ	未確定	
中部合同勞働組合	（昭七、七）同右	一準備會 三〇〇（五〇）	委員長 書記長	吉島千代吉 岡田時男	同右	婦人部	
中部紡織染工勞働者組合	（昭四、一〇）同右	一五〇（一五）	書記長 常任	秋山次郎 岡野進	映畫常設館其他	青年部 婦人部	
	（昭九、四）同右	二〇〇（八〇）	委員長 書記長	櫻井一夫 平野仲	津島羊毛、矢田川染工 增田染工	婦人部	

中部交通運輸勞働者組合（事務所同右、昭九、四創、員二五、長松井信義）

中部木材勞働者組合（同上、昭九、四創、員八〇、長近藤信一）	大阪市港區千代見町四ノ八（昭九、一二）同右	六〇〇	委員長 兼會計 書記長	北島高行 伊藤辰造	大阪鐵工所、藤永田造船所、住友製鋼所其他	青年部 婦人部	一般、化學、纖維ノ三組合ヲ合流改組

關西地方協議會

大阪金屬勞働者組合	大阪市港區千代見町四ノ八（昭九、一二）同右	七七〇（六〇）	委員長 兼會計 書記長	安辻清	阪急百貨店、武田製藥部、大阪毛織、日本染料、伊丹堀拔製帽其他	青年部 婦人部	社大黨支持大阪地方無產團體協議會加盟
大阪一般勞働者組合	（昭二、四、三〇）同右		委員長 書記長	北伊藤伊一遠		青年部 婦人部	

關西電氣勞働組合	同（昭二、一二）	八五三	委員長	藤井善太郎	大同、昭和、日本、宇治、各電力、京都電燈共同火力	青年部	昭一〇、六現在泉州協議會
泉州一般勞働者組合	堺市向陽町二ノ二二（昭四、五）	二〇〇（二）	委員長	黃趙 贊甲	化學、纖維、自由	婦人部	
泉州金屬勞働者組合	同右（昭九、一二）	四二三	委員長	村田忠二	金屬產業	青年部	同
			書記長	松谷信市		婦人部	
阪神地方協議會							
神戸協議會							
神戸金屬勞働者組合	同右（大一四、五）	四支部	委員長	前原好一		青年部	
		二三〇	書記長	藤井善太郎			
神戸化學勞働者組合	同右（昭四、九）	二支部	委員長	中村新二	三菱重工業、川崎造船所、神戸製鋼所、中田鐵工所、高尾鐵工所、川西機械製作所	青年部	
		一一〇	書記長	竹谷勇			
神戸一般勞働者組合	同右（大一四、五）	一二支部	委員長	長田瀧正一	秋山、兵庫、渡邊、阪神、ホテイ各ゴム工場製油工場	青年部	
		七〇	書記長	藤勇			
京都協議會							
京都市中京區綾小路通御前通西二筋目上ル（昭一〇、一）	同右（昭六、一〇）	二支部	委員長	柴田木一	印刷工場、運輸勞働者	青年部	
		一一〇	書記長	三久治夫			
京都勞働組織維合	同右（昭七、一二）	三支部	委員長	森口田新貞一	染織工場	青年部	社大黨支持
		五〇〇	書記長				
京都工組合板技	同右（昭九、一二）	三組合	委員長	森村中榮吉嘉明	出版印刷	婦人部	未定
		九五〇	常任	南部善造			
				大西文雄			

京都一般勞働組合	同右（昭一〇・一）	三五〇	委員長 森榮吉 書記長 田畑治良	運輸、土建、皮革	未定	出版、土建、運輸ノ三組合ヲ解消ス
九州協議會	福岡縣飯塚市明治通一丁目（昭一〇・一〇）					
九州鑛山坑夫組合	同右（昭九・七）	二支部 六〇〇（五〇）	委員長 中村彦治郎 書記長 川上利徳	日鐵潤野、高尾、中央三炭坑、野上天道礦業所、昭和炭坑、古河西部鑛業、貝島、大浦、麻生各坑、安川、平山炭坑、喜穗礦業	青年部 婦人部	九州鑛山勞働者九州坑夫兩組合ヲ合同（昭二、六）
九州一般勞働組合	大分市稻荷町三三人（昭二・五・一〇）	四〇	委員長 小出慶治 書記長 是見政男	大分製紙、出水製糸、富士紡大分工場、日本人造羊毛、中島製粉機片倉製糸、其他	青年部	九州東部勞働組合勞働組合ヲ産別整理シテ結成
中津一般勞働組合	大分縣中津市本町二丁目（昭二・二）	八支部 六二（二四）	委員長 兒玉秀次 書記長 穗坂六郎	鐘紡、富士紡、耶馬溪鐵道、豊川鐵道	青年部 婦人部	

外ニ、九州纖維勞働組合（中津市東本町二丁目）熊本一般勞働組合（熊本市本庄町中原五三五）アリ

〔直屬〕

全小樽勞働組合	小樽市錦町三三（昭五・三）	二〇〇	委員長 菊地半吉 書記長 寺島親藏	運輸、木材、出版	青年部	
札幌勞働者組合	札幌市南一條東三丁目三（昭六・七）	六八〇	委員長 中村徳一 書記長 星野卓郎	自由勞働者其他	ナシ	舊全札幌勞働者組合、北海道勞農無産團體協議會加盟
惠須取勞働組合	樺太名好郡惠須取町本町神社通（昭六・八）	二〇〇	委員長 三浦善作 常任 松井晃	炭坑、王子製紙	ナシ	

9 日本交通勞働總聯盟

日本交通勞働總聯盟　東京市京橋區築地三ノ八（大一四・八）　大組合　二、〇〇〇（不明）

委員長　佐々木滌三
常任書記　島上善五郎　松田長左衛門
中央常任委員　安部伊勢太郎　松田長左衛門　島上善五郎　中島露藏　本藤治清　牧野松太郎　小野清三郎　赤辰榮藏　井見利一郎

細川才次郎、伊野一般勞働組合準備會（高知縣高岡郡川内村枝川、昭七・五創、員三〇、長吉岡繁）下關自由勞働組合（下關市丸山町田本方、員四〇、長田本重夫）釧路一般勞働組合（釧路市浪花町六ノ六）横堀勞働組合準備會（秋田縣横堀町伊勢方）

富山合同勞働組合（富山縣滑川町田中一六五、員三五、長上坂榮作）石川合同勞働組合準備會（金澤市宗教町、四ノ三五、昭一〇・二創、員一〇、主事岡山一般及倉敷一般ノ兩組合同）

會津一般勞働組合	福島縣會津若松市針屋名子屋町一八（昭四・二）	四支部 四五名（七六）	委員長 保志宗輔 書記長 柴田清作	會津電力、日本電氣工業、林紡績、林合名、坂内セメント、會津自動車	青婦年部	四五八
東豆勞働組合	靜岡縣熱海町和田、宗方（昭八・一）	三支部 三〇〇	委員長 宗秋月	自由勞働者	ナシ	
岡山地方勞働組合	岡山市七軒町二九（昭一〇・七）	一〇分會 三〇〇（三〇）	委員長 中原健次 書記長 岡田弘	鐘紡、倉絹、倉紡	青婦年部	岡山一般及倉敷一般ノ兩組合同
土佐紙工勞働組合	高知縣吾川郡伊野町岡田方（昭六・三）	二支部 一三六（三八）	委員長 吉岡繁 書記長 岡田明治	日本紙業伊野工場、上田商店其他	婦人部	

Ⅲ 愛國勞働組合全國懇話會

外ニ、名古屋市電從業員クラブ（名古屋市東區大久手通一丁目、昭一二・五創、員一、二〇〇、長樋口岩次郎）京都市電從業員組合（京都市上京區一條通御前通西入西町二六、昭七・二創）

東京勞働組合	東京市京橋區築地三ノ八築地ビル（昭二二・五）	二六支部 二、五〇〇（二、五〇〇）	委員長 常任	安部安次郎 萩原佳宣 遠藤忠治 佐伯健	
東京自動車勞働組合	東京市京橋區越前堀一丁目三（昭九・一二）	七支部 一、四二五（二〇）	委員長 書記長	佐々木瀞三 北田一郎 遠藤忠次 北風孝	東京市電氣局 東京、上野、新橋驛前圓タク、川口、パス、其他圓タク、トラック
大阪市電從業員組合	大阪市西區幸町通三ノ二（昭九・一〇）	一八支部 三、六〇五（三三〇）	委員長 書記長	小野清三郎 安部伊勢太郎	大阪市電氣局
大阪自動車從業員組合	同右（昭四・一〇）	五支部 六五〇（六〇）	委員長 書記長	松田長左衛門 高貴傳三郎	大タク急配社富島組、合同タクシー、赤貝揮發油、大阪タクシイ
神戸市電從業員組合	神戸市湊東區荒田町一ノ一九六（昭四・五）	五支部 一、〇〇〇	委員長 書記長	楠川秀雄 竹谷政一	神戸市電氣局

青年部	都市從全國協議會及勞農無產協議會加盟社大黨	婦人部	都市從全國協議會及勞農無產協議會ニ好意的
青年部	社大黨支持、都市從全國協議會及大阪地方無產團體協議會加盟	婦人部	十一年度新加盟社大黨支持
青年部	社大黨支持、大阪地方無產團體協議會加盟	婦人部	ナシ
青年部	社大黨支持都市從全國協議會加盟		

（加盟組合）日本勞働組合總聯合、日本產業勞働俱樂部、新日本海員組合、日本海上同志會、大日本勞

10 日本勞働組合總聯合

愛國勞働組合	東京市芝區三田四國町一五總聯合本部內（昭二一・四・一九）	一五團體	矢ヶ崎大橋露久保新妻矢尾喜山崎山高山 靜馬（東電）治房（勞協）賢治（三愛）德壽（新海）三郎（勞同）常吉（忠孝）久藏（總聯合）
全國懇話會			
加盟組合			

日本勞働組合總聯合	東京市芝區三田四國町一五（大一五・一・一七）	四聯合會 二五、二五八（一、七二八）	組合長 高山宗一 主事 森川利吉 會計 高山久藏
同 右（大一五・一）		一三組合 九、〇三三（二六三）	組合長 高橋慶治 主事兼會計 皆川利吉
同 右（大一〇・二）		八支部 二、三五〇（二〇）	組合長 高橋慶治 主事 皆川利吉 會計 高山久藏
東京市大森區入新井一ノ一〇五（大一三・四）		二、五三五（三〇）	組合長 高橋慶治 書記長 皆川利吉
埼玉縣廠町四六三一（大八・四）		七支部 七三五（八）	組合長 高橋慶治 主事 皆川利吉 會計 高山久藏
東京瓦斯技友會			
日本勞技會			
東京聯合會			
東京工勞組合			

働組合協議會、東電愛國同盟、三河愛國從業員組合聯盟、帝國水材工同志會、東京花柳生産者組合、日本主義研究會、愛國産業正義團、木材工同志會、東京花柳生産者組合、日本主義研究會、愛國勞働組合中部地方協議會、日本勞働同盟、愛國勞働農民同志會、中部港灣勞働組合、國民生活防衛同盟

池員鐵工所、小林電機、山陸鐵工、大野製作、東京機械、明治電機、東洋製作、佐藤工業、宮地鐵工

東京瓦斯電機、大森電機、日本特殊鋼

日本車輛（全員）其他

機關紙ナシ
支持政黨ナシ
但國家主義的

「勞働運動」月刊
愛國勞働組合
全國懇話會
支持政黨ナシ
但國家主義的
昭一〇・一一現在

昭一〇・一二現在

青年婦人部
青年部
青年婦人部
青年部
青年部
青年部

同
同
同

日本精技會	東京市品川區東大崎四ノ二一六（昭五・四）	二支部	三七（一七）	組合長	菅沼由藏	日本精工、門田鐵工所	青年部	同
荏原地方工場従業員組合	東京市品川區西大崎四ノ七三九（昭五・四）	六支部	四二（五六）	組合長	小菅梅吉	七欧商會、東京鐵號、目黒製作所、工業、安達電機、國藤鐵工所	青年婦人部	同
城南枝工組合	東京市目黒區月光町一五一（昭五・一一）	一九四（二四）		組合長	今井猛	安立電機	青年婦人部	
京濱船夫組合東京支部聯合會	東京市芝區三田四國町一五（昭五・一二）	五支部	六七八	組合長	大森廣吉		青年婦人部	同
東京硝子工組合	同右（昭六・一）	六支部	三九三（二八）	組合長	小林利造	小泉、坪内、日比野、鑓	青年部	同
不二協和勞働組合	東京市大森區新井宿七丁目（昭八・三）		三一（三）	組合長	小林富次郎	各硝子工場、第一製鑓、和田製	青年部	同
東京工場従業員組合	東京市芝區三田四國町一五（昭六・九）	四支部	三五五（二〇）	組合長	左右田勘一郎	不二サッシュ、日本蓄電池、大同信號、鑄工所、八千代電氣	青年婦人部	同
川口地方工場従業員組合	埼玉縣川口市元郷二一〇〇（昭二〇・一〇）	一四〇		組合長	比留川松五郎		ナシ	同
榎本光友會（東京市芝區濱松町二ノ二七、榎本會社内、昭一〇・四創、員一三五内女一五、長渡邊音之助）				組合長	鈴木守一	池貝鑄造所	青年婦人部	同
神奈川縣聯合會	横濱市中區白砂町二ノ七（昭四・八）	四組合	二三四五（三三四）	會長	森榮一			
		一準備會		主事兼	川島稽三			
		一支部		會計				

（前橋市岩神町、昭九・一〇創、三支部、七三内女一九、長錦市藏）中島電機従業員組合（東京市品川區南品川四ノ五六ノ、長船岡清）直屬（三支部、員

京濱出版勞働組合（昭五・八）　右　同　組合長　森田武次郎　一支部　四三五（一五）　川原島稽三

京濱船夫組合横濱支部聯合會　同（昭四・一二）　右　同　組合長　岩田道則　六支部　五四八（一二四）　石川松太郎　七支部　四三〇　川原島稽三

京濱司厨會　横濱市中區石川仲町一ノ一〇（昭三・四）　右　同　組合長　森山榮一　三支部　五三〇（七八）　風岡高次郎　七支部　三一七　川原島稽三

神奈川金屬勞働組合　川崎市旭町二ノ四二七（昭七・三）　右　同　組合長　風岡高次郎　七支部　三一七　川島稽三　森田三代吉

横濱一般勞働組合　横濱市中區白砂町二ノ七（昭四・八）　右　同　組合長兼會計主事　川島稽三　七支部　三一七　森田三代吉

染色工組合準備會（横濱市内女一五、長川島稽三）　名古屋市中區白砂町二ノ七、昭一〇・一〇創、員一〇五　右　同　會主　石井光長　三組合　五三三（九七）　石屋一雄　高橋惠祐

愛知縣聯合會　名古屋市東區大幸町一二八三（昭五・九）　右　同　會主　石井光長　三支部　三〇三　石屋一雄　高橋惠祐

名古屋硝子工組合　同（昭五・九）　右　同　組合長　二宮壽雄　二支部　一六五（九三）　中山恒助　高橋惠祐

愛知織維勞働組合　同（昭六・六）　右　同　會主　福江東一　事務長　服部秀吉　藤松末吉

名古屋松竹系從業員組合（名古屋市東區大幸町一二八三、昭一〇・八創、員二九内女四、長石井光長）直屬（一支部　員三六）　大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（大一五・一・一七）　一五組合　二、七四三（八五九）　會主　今井武吉　事務長　末中勘三郎

大阪聯合會　文壽堂、大橋、山縣、印刷所、横濱活版舍　青年部　同　共同、關東運輸、石川組、ニッケル、オーストン、宇都宮各囘漕店　青年部　同　ホテルニューグランド記念會館、神奈川會館　婦人部　同　日蓄、富士製鋼、富士電氣、日本家具、日本樂器、日本光器、日本鑄造　青年部　同　日本ビール、キリンビール、加藤製氷　同　成田、石井、中央玻璃器、平松、平澤、若杉各硝子製罐所、林、木村、渡邊、箕浦、曾我、金子、中山各硝子工場　ナシ　同　綿覺製綿所、國枝製綿所、其他　ナシ　同

大阪鐵工組合	大阪市西成區橋通四ノ七（大八・五）	三支部三、一六四（三三）	組合長主事	栗山井武吉	久保田鐵工所、日本鑄鐵、長谷川製作所、楠本鐵工所、寶鑄造所、藤永田造船所、大阪機械工作所、楠田鐵工所、中島機械工場、山階鐵工所、豊崎伸銅、日本ラセン、大阪鐵工築港工場、田中車輛、其他	青年部	同
大阪一般労働組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（昭三・九）	一四支部一、四四三（三三）	組合長主事	三谷井武平吉	KRゴム、土佐煉炭、浪速ゴム、角一ゴム、武田商店、三國セルロイド、水谷製綱、森田起毛、鎌田ゴム、日本防水布、阪南ゴム其他	青年部	同
大阪硝子工組合	同（大一四・四）	五一支部三、五三五（五〇）	組合長主事	末中井勘三郎吉	德永、牧村、山文、福島、太陽、石塚、山近、西川、竹島、石田鐵、龜井、其他硝子工場	青年部	同
大阪皮革勞働組合	同（大一五・三）	五支部四三五	組合長主事	中本井笹一吉武	日本皮革、新田帶皮、寒川、河野、山田製靴工場	青年部	同
大阪電機技工組合	同（大一五・五）	四支部四三二（四九）	組合長主事	今井川六郎吉武	大阪變壓、東京電氣大阪工場、松下電氣、南海電機、日本電熱、沖電氣	青年部	同
全日本紡織勞働組合	同（昭五・七）	一三支部六三一（三三七）	組合長主事	今井坂東清三郎吉武	石井各メリヤス、東洋紡大阪毛織、鐘紡、松田友仙、平野、山本、平井各撚糸	婦人部	同
大阪印刷向進會	同（大一五・三）	三支部一九五	組合長主事	今井谷平吉武	井上、西村、永昌榮堂、日刊工業新聞、濱田、加藤、小西、小川、凸版、各印刷、三秀舍	青年部	同

大阪電球勞働組合	大阪市西成區橋通四ノ七（昭八・一一）	八支部 四〇三（一〇八）	組合長 主事	今井武吉	五藤、戎、共立、二葉、I K各電球會社、電硝舍、不二、楠瀨	青年部	同
西宮一般勞働組合	西宮市今津町巽（昭六・五）	二支部 二五五	組合長 主事	長岡留吉 京田利三郎	山本硝子、日本厚板硝子、內外綿	婦人部	同
泉州鐵工組合	堺市北旅籠町西一ノ一四（昭五・四）	四支部 一四五	組合長 主事	森田保之助 栗山角次郎	梅鉢鐵工、加地鐵工、淺香鐵器、關西製鋼、堺合金	青年部	同
泉州一般勞働組合	同（大一四・六）	二支部 一四〇（三五）	組合長 主事	森田保之助 栗山角次郎	關西製鋼マニラ工場、大和捺染、日本セルロイド、福助足袋、下里製藥、食の素會社	青年部	同

大阪演劇從業員組合（大阪市南區高津四番町七三、昭七・一二創、員二七〇）尼崎一般勞働組合（尼崎市築地南濱町三ノ罒、昭五・一二創、三支部、員一三〇內女一三、長今井武吉）大阪松竹系從業員組合（大阪市北區曾根崎新地三ノ二九、昭一〇・九創、二支部、員七三、長今井武吉）尼崎一般勞働組合（尼崎市築地南濱町三ノ罒、昭五・一二創、三支部、員一三〇內女一三、長今井武吉）和歌山合同勞働組合（和歌山市片岡町三丁目、昭六・五創、一三支部、員三三、長高橋義朗）

兵戸縣聯合會

神戸金屬勞働組合	神戸市永澤町三ノ六六（昭三・一二）	六組合 會員一、三八五（二七五）	會長 主事	佐野好男 森脇甚一	三菱重工業、川崎造船所、神戸製鋼所、石原鐵工所、濱田鐵工所、川西機械製作所、佐野造船所	青年部	昭一〇・一二現在
神戸印刷勞働組合	同（昭八・五）	八支部 三七三	組合長 主事	佐野好男 森脇甚一	神戸又新日報社他	婦人部	在
兵庫縣司厨從業員組合	同（昭六・八）	一支部 一八六（七）	組合長 主事	森脇甚一 富家榮	カフエー、飲食關係	青年部	同
神戸興業從業員組合	同（昭八・五）	三支部 二〇五（九八）	組合長 主事	森脇甚一 廣畑一郎	神戸劇場、湊座、湊川溫泉	婦人部	同
神戸一般勞働組合	同（大一四・二）	五分會 一二四（六七）	組合長 主事	森脇甚一 角田一郎	丸三硝子、日清製粉	青年部 婦人部	同
		六支部 三七（四三）	主事	森脇甚一 石井清一			

神戸松竹系從業員組合（同上事務所、昭一〇・九創、員一七〇内女四〇、長森脇甚一）

11 日本産業勞働倶樂部

日本産業勞働倶樂部	東京市麹町同有樂町一ノ四（昭八・六・八）	一八組合 一八、五五〇（三、〇〇〇）	理事長 石井熊藏 總務 西山仁三郎 會計 政賀源介		ナシ	「日本産業勞働」月刊、支持政黨ナシ但國家主義的「政治研究會」ヲ結成（昭二・六）工信會ハ昭和一〇二・三解散
自彊組合	東京市京橋區新佃島西町二ノ七（大一五・一〇）	二六支部 五、五八〇（二〇）	組合長 東條喜七 理事長 西山仁三郎	石川島造船所、自動車工業會社、東京鐵線	青年部	
工愛會	神奈川縣浦賀町築地新町一一（大一一・四）	一支部 二、八五〇	會長 石井熊歳 庶務 永富定一	浦賀ドック（全員）	ナシ	
健生會	東京市牛込區加賀町二ノ二五（昭九・二）	二、二〇〇（三〇〇）	會長 森昌示 副會長 橋本清吉 島田三郎	日本印刷	婦人部	
興信勞働組合	東京市向島區寺島町三ノ六九 隅田川精鐵所（昭七・二）	七八〇	組合長 城戸房男 書記長 狩野正一 主事兼會計 山本照次	隅田川精鐵所、久保田機械、久保田鐵工所、寺島セメント	青年部	
相信勞働組合	東京市足立區千住曙町一（昭一〇・一〇）	五九四	組合長 藤井壽八 理事長 小田島輝治	吾嬬製鋼千住鐵板製造所	ナシ	新加盟
シチズン時工會	東京市淀橋區戸塚町四ノ八五六、シチズン時計會社内（昭八・三）	四五〇（一五〇）	組合長 林十造 主事 後藤義重	シチズン時計會社	青年部	

明徳組合	大阪市大正區千島町三八七金子鑄鋼所内（昭二一・三）	三〇三（二）	組合長	奥谷梅太郎	金子鑄鋼所	四六六
			書記長	金田常太郎		
自揚組合	東京市城東區大島町七ノ五（昭八・八）	二一五	組合長	鹽野目勳	日本鑄鋼會社	青年部「明徳の泉」月刊
			書記長	小野松次郎		
城東自樂組合	東京市城東區大島町六ノ六五三渡邊方（昭九・四）	二七〇（四六）	理事長	渡邊繁三郎	那須アルミニユウム造所	青年部
日石勞資組合	横濱市鶴見區潮田町六〇〇（昭七・二）	一六〇（四）	領合長 理事長	石本末吉 大矢豊次郎	日本石油、新潟、秋下松、大阪、鶴見北道製油所	青年部
山中從業員組合	東京市城東區龜戸町三ノ一九三（昭八・九）	二三〇	領合長 常任	横地福三郎 早川雅夫	山中アルミニウム製作所	青年部
中正會	東京市下谷區北稻荷町一三、西川ビル（昭四・一〇）	五支部 一、一五〇	會長 書記長	清塚小三郎 藤井力	東京乘合自動車	ナシ 昭一〇・六現在
日本健鐵勇信組合	東京市荒川區三河島町七ノ八〇日本健鐵内（昭六・一二）	一支部 三六〇	領合長 副組合長	小出道生 江田源喜	日本健鐵會社	ナシ 同
港愛組合	東京市荏原區中延町三七三（昭八・九）	五支部 二五〇	組合長 副組合長	佐藤修治 望月靜平	東京市修築工事芝浦張所	ナシ 同
日本靴工組合	東京市足立區興野町一一六〇スタンダード靴會社内（昭八・五）	二四〇（七五）	組合長 會計	森本晃正 石川彌三郎	スタンダード靴會社	婦人部 同

山サ清明會（千葉縣銚子市、ヤマサ醬油會社内、員一四二〇、長外岡五郎）外ニ映畫人同盟（員三七〇）遞信同盟（員一〇〇）アリ

12 日本勞働同盟

日本勞働同盟

東京市麹町區内幸町一ノ三太平ビル別館（昭七・二・一〇）

二四組合（準備會ヲ含ム）四、三八〇（二〇〇）

主事兼會計　近藤榮藏
常任　岩谷信造
委員長　近藤榮藏
書記長　岩谷信造

中央委員　馬場行康、折笠鐵太郎、大石完治、高橋清一、宇野亮、佐野義雄、岡五郎

青年部　婦人部　「滋賀日々新聞」月二回刊　支持政黨ナシ　但國家主義的

ナシ　再建中

東京聯合會

〔所屬組合〕

東京合同勞働組合（舊中央勞働同盟、員一五〇、職場、深川區富川町登錄勞働者、東京市土木局清掃課）俸給生活者自衞會準備會（員三〇、深川區役所、内務省、帝國農會）東京金屬勞働組合準備會（員一〇、日本光學工業、三菱工業研究所）東京化學勞働組合準備會（員一〇）

仙臺登錄勞働者自治會　仙臺市東二番町九七（昭八・三）　委員長　中野清一　三支部　仙臺市役所、釜石製鐵所、自由勞働者　青年部　同右、富山縣聯合會ヲ構成

勤勞同好會　仙臺市立町一〇二（昭一〇・三）　常任　今野晴記　六二（四五）　婦人部

北陸合同勞働組合　富山縣高岡市西畑町（昭七・一二）　組合長　高松寛治　一支部　自由勞働者沖仲仕　青年部　昭一〇・六現在

大阪木材勞働組合　大阪市大正區鶴町二ノ五七（大一三・九）　主事　面來登作　三五〇　三支部　四〇〇　一九分會　四三〇　組合長　萩原貞一　組合長　小田孝　主事　馬場行康　各種產業　内外木材工藝、清水組、竹中組、紅友、清水各製作所　青年部　昭一〇・六現在　大阪聯合會構成

京都聯合會

京都市東山區三條通北白川筋入石泉院町四〇五（大九・）　委員長　加藤鐵太郎　書記長　宮田廣美　一七五　京都一般印刷　印刷工場其他　青年部　昭一〇・六現在　目下準備會

和歌山勞働者同盟　和歌山市北河岸町一ノ一（昭八・五）　六支部　委員長　在里美作夫　合同電氣、合同バス、南海木材

滋賀縣聯合會〔所屬組合〕　滋賀縣大津市高見町二三（昭一〇・三）　七組合　會長　神山勝次郎　青年部　矢尾喜三郎　婦人部　滋賀勤勞同盟支持、滋賀勞働同盟昭一〇・六現在

滋賀湖上運輸勞働組合（大津市境川町、昭九・六創、員三五〇内女四〇、長彦治郎）其他　中村松太郎）大津市從業員組合（事務所同上、昭八・八創、員四〇、長吉川

13 大日本勞働組合協議會

大日本勞働組合協議會　大阪市旭區蒲生町三丁目八三（昭九・一二）　九組合　二、二〇〇　會長　大橋治房　關西主事　伊藤長光　關東主事　宮下爲友　會計　中田龍三　主事　勝谷爲友　常任　春日正治

關東地方協議會　東京市神田區神保町三ノ二九江戸ビル（昭九・一〇）　四八六　委員長　伊藤長光　書記長　伊藤長光　常任　勝谷爲友）

關東新聞勞働組合（東京市神田區神保町三ノ二九江戸ビル、員一三〇、長勝谷爲友）　名古屋市南區新尾頭町一五四（昭九・五）　四支部七〇〇（一〇〇）　委員長　伊藤長光　書記長　金井文夫　常任　藤原元

中部勞働聯盟　岩手縣九戸郡久慈町長内（昭一〇・四）　八六（一三）　委員長　外館吉三郎　常任　岩井清一郎　愛知時計、日本車輛、三菱航空機、豐田自動織機、高野時計其他

久慈地方一般勞働組合　奈良縣南葛城郡掖上村柏原（大一〇・一〇）　七支部三〇〇　組合長　前田時雄　久慈灣築港、久慈川工區、夏井川工區

關西瓦工組合　瓦製造工場

ナシ　「勞働新聞」月刊　大日本國家社會黨支持

青年部　婦人部　「我等の新聞」月二回

ナシ

ナシ

廣島愛國交通勞働組合　廣島南西地方町一二三（昭一一・五）　一〇〇　組合長森一伸　主事林禎一　會計橘本齊　タクシー、トラック、バス　ナシ　廣島自動車從業員組合が母體

佐世保勤勞合同組合　佐世保市熊ケ倉町五九一（昭一一・四）　三五〇　組合長太田正晴　小會社、小工場　ナシ

外二、關西地方協議會加盟大阪合同勞働組合其他數組合アリ

14 其他加盟組合

新日本海員組合　神戸市神戸區榮町通五丁目五三（昭一〇・五）　九支部三出張所一〇、〇〇〇　組合長門司宗太郎　副組合長那賀源三郎　會計塚越佐八　川崎汽船　社外船一般　ナシ　「新興海員」月刊　支持政黨ナシ　但國家主義的

日本海上同志會　大阪市港區尻無川北通三ノ三九　一六支部二、〇〇〇　會長赤崎寅藏　副會長土岐信次　主事〇〇恒夫　大阪灣内曳船、内地沿岸近航小型船　ナシ　「港從新聞」月二回、支持政黨ナシ但國家主義的

東電愛國同盟　東京市波草區小島町一ノ二三、佐藤方（昭一〇・五）　九支部一、五〇〇　會長佐藤守義　副會長田中三代吉　書記長矢ケ崎靜馬　東電各營業所　青年婦人部　支持政黨ナシ　但國家主義的

三河愛國從業員組合聯盟　豊橋市花田町西宿八（昭一一・二・一一）　七組合二準備會一、四〇〇（八四）　會長鈴木高夫　書記長露久保賢治　會計磯田茂　「愛河三河」月刊　支持政黨ナシ　但國家主義的

（加盟組合）

渥電豊自愛國從業員組合（事務所聯盟ニ同ジ、昭一〇・三創、員一三〇内女一、長福田芳郎、經營—東三自動車）東三愛國運轉車組合（事務所同上、昭一〇・六創、員一三〇内女一、長福田芳郎、經營—鳳來寺鐵道）豊鐵愛國從業員組合（事務所同上、昭一〇・一〇創、員八五、長金子謙一、經營—鳳來寺鐵道）豊軌愛國從業員組合（事務所同上、昭一〇・九創、員一九（内女二〇、長大川平三郎、經營—豊橋電軌）豊橋愛陶協和會、事務所同上、昭一〇・一二創、員一五〇内女二六、長鈴木高夫、關係經營、渥美電鐵、豊橋自動車）東三愛國運轉車組合（事務所同上、昭一〇・六創、員一三〇内女一、長福田芳郎、經營—東三自動車

郎經營—豐橋製陶所）豐橋愛國映畫人同盟事務所同上、昭一〇・三創、員三〇、長勅使紅水）伊勢愛國交通從業員組合準備會アリ

創、員四五〇、長古市寅藏）外ニ、豐橋一般、豐橋製糸兩從業員組合（加盟組合）

大日本忠孝勞働組合　名古屋市中區仲之町三ノ二八（昭一〇・七）　四組合　組合長　山崎常吉　常任　原治雄

中部牛乳從業員組合（事務所本部ニ同ジ、昭一〇・一一創、員二〇〇、長山崎常吉）東部製函工親睦會（東區大曾根町、員一三〇、長木ノ瀨永自）

中部港灣勞働組合　名古屋市南區西築港海岸通四ノ二（昭五・五）　二支部　一、〇六三　組合長　田井增五郎　主事　北多七　艀船

國潮社總合勞働組合　名古屋市南區明治町一ノ二（昭一〇・六）　二支部　七五〇　主事　福田仁次郎　横井宗良　主ニ金屬產業

日本革新勞働聯盟　愛知縣一宮市花祇通三ノ一七（昭一〇・一〇）　三組合　四支部　會長　梶田勝利　主事　渡邊彰男

（加盟組合）

一宮合同勞働組合（事務所本部ニ同ジ、昭一〇・一〇創、員一五〇、長梶田勝利）起毛合同勞働組合（中島那起毛町小信中島一三、昭一〇・一〇創、員一〇〇、長藤原三郎）鮮友同志會（事務所本部ニ同ジ、昭一〇・一〇創、員一五〇、長梶田勝利）

愛國勞働組合瀨戶地方聯合協議會　愛知縣瀨戶市日ノ出町（昭一〇・一三）　五組合　一、六〇　委員長　三浦俊一　副委員長　增崎一二美　加藤寬

（加盟組合）

瀨戶製陶和物動力工組合（瀨戶市瀨戶一三三、昭八・五創、員一四〇、長加藤寬）瀨戶碍子陶工組合（瀨戶市瀨戶二八八一、昭七・八創、員三三〇內女四三、長青山劍太郎）報國水野陶工組合（愛知縣東春日井郡水野村上水野二八五松喜）愛國電氣陶工組合（瀨戶市瀨戶一三三、昭九・四創、員一四〇、長吉川

青年部　目下準備會
婦人部　支持政黨ナシ但國家主義的

青年部　支持政黨ナシ但國家主義的
婦人部　大日本國家社會黨支持

ナシ　同

青年部　機關紙ナシ
婦人部　支持政黨ナシ但國家主義的

員一四〇内女三七、長加藤米一）錦旗愛國勞働組合（瀨戸市瀨戸三七八、昭一〇・二創、員三〇内女三共、長加藤鉦二）

帝國木材産業研究會　東京市深川區三好町三ノ一三ノ三（昭四・一〇）　三五〇　會長　書上國吉　理事　今中清和

愛國木材工同志會　東京市深川區石島町一一一六（昭八・四）　五〇〇　組合長　稻荷山好澤　理事長　石松肇

國民生活防衛同盟　東京市足立區千住一ノ九〇（昭八・四）　一、七三〇　主盟　松谷與二郎　主事　深田吟治郎　會計　綠川勝美

外二愛國勞働農民同志會（東京市麹町區内幸町幸ビル別館三階、大八・三創、全國七支部、員一八、〇〇〇、長松本勇平）東京花緒生産者組合（東京市淺草區今戸町二ノ三、新井方、昭六・六創、員五〇〇、長永井英之助）

露天商人、新聞版賣店、ガス會社、製糖工場

青年部

「會報」支持政黨ナシ但國家主義的

「愛國の友」月刊　支持政黨ナシ　但國家主義的

「報道公論」月刊　勤勞日本黨支持

VI 其他ノ勞働組合

15日本産業軍系

日本産業軍　東京市麹町區内幸町一ノ六、商工ビル（昭九・三・二四）　五聯合會　二六組合　九、〇〇〇　理事長　今村等　主事　陶山篤太郎　中央理事　光吉悦心　山本龍助　松下彦一　清水光太郎　森末登守　永宝吉

「日本産業軍新聞」月刊　愛國政治同盟支持

神奈川自由勞働者組合　川崎市砂子通二ノ七（昭七・一〇）　二支部　九〇〇　組合長　陶山篤太郎　主事　工藤斧治

登錄自由勞働者、沖仲仕、市土木課

第二部第二篇　主要勞働組合一覽表　四七一

青年部　「日本愛國者新聞」

屋井乾電池從業員組合（加盟組合）　川崎市砂子町二ノ六（昭七・八）　一三八（八〇）　組合長　山口康　主事　保坂次郎七　屋井乾電池會社　青年部　婦人部

關東勞働組合（事務所本部ニ同ジ、員三六三）**神奈川縣聯合會**（川崎市砂子町二ノ六、員一、三三七）屋井乾電池從業員組合、神奈川自由勞働組合（同上、員六八〇）神奈川合同勞働組合（事務所同上、員二六八）水道工友會（事務所同上、員四二）愛國農民會（川崎市塚越町輕部方、員五三）西陣織物從業員組合（京都市上京區一糸御前通清水光太郎方、員七六〇）**大阪府聯合會**（大阪市天王寺區高津南三ノ三山本方、員一五三七）日本建築勞働組合事務所同上、員九二一）大阪金屬產業勞働組合（大阪市浪速區櫻川二ノ一〇八七、安部方、員三五三）大阪交通同志會（大阪市天王寺區上本町七ノ六一菅忠正方、員二六三）**兵庫縣聯合會**（神戸市林田區駒ケ林町四六小坂方、員六二八）神戸一般產業勞働組合（事務所同上、員三七〇）姫路一般產業勞働組合（姫路市千代田町七五六末氷方、員二五八）**福岡縣聯合會**（福島縣田川郡川崎村池尻光吉方、員一〇四七）日本石炭坑夫組合（事務所同上、員七六二）八幡刷新勞働組合（八幡市新町一、米村方、員三、五）**九州聯合會**（長崎市竹之久保町五七五今村方、員一三一七）長崎合同勞働組合（事務所同上、員一八〇）長崎交通勞働組合（事務所同上、員一〇五）長崎自由勞働組合（事務所同上、員三三八）海員向上會（事務所同上、員二〇八）映畫從業員組合（事務所同上、員一〇六）諫早一般勞働組合（事務所同上、員二三五）長崎湯江農民組合（長崎縣北高來郡湯江村高尾方、員八〇）森山農民組合（長崎縣北高來郡森山村中組方、員八三）金澤勞働組合（金澤市淺野川上除町）

16 海軍勞働組合聯盟系

海軍勞働組合聯盟	吳市本通十二丁目一五（大一三・三）	七組合 四、五〇〇	常務中央委員 林助一 安田加年彥 主事 熊本義一	中央委員 野副勝一郎 佐々木秀實 渡邊献一 森光方祐 遠藤竹次郎	「海聯時報」月刊支持政黨ナシ、但シメーデー反對
横廠工友會	横須賀市山王町四八（明四三・五）	一支部 一〇、四三〇（一〇〇）	會長 安田加年彥 副會長 森照次	横須賀工廠	ナシ
吳海工會	吳市藏本通六丁目（大一三・三）	二三、〇〇〇（七〇）	會長 林助一 副會長 森本五郎 外二名	吳工廠	ナシ

佐世保勞愛會	佐世保市島地町一〇九（大二三・三）	七、六〇〇（二六〇）	會長	中野熊一	佐世保工廠	ナシ		
廣廠工僚會	廣島縣加茂郡廣村（大二三・三）	二、一六三（三〇）	會長	渡部献一	廣工廠	ナシ		
舞鶴共立會	京都府中舞鶴町海軍用地（大二三・三）	一支部三、〇〇〇（一〇〇）	會長	佐々木秀實	舞鶴工作部	ナシ		
平塚總愛會	神奈川縣平塚市平塚一四四八（昭三・三）	一支部九〇〇（一五）	會長	遠藤竹次郎	海軍火藥廠	ナシ		
德山燃工會	山口縣德山市浦石町（大二五・一〇）	七〇〇	常務理事	森方祐	海軍燃料廠	ナシ		

17 無政府主義及共産主義系

全國勞働組合自由聯合會	東京市神田區神保町一ノ三六（大一五・五）	二聯合會七組合二、三〇〇（一〇〇）	書記局責任者	田町茂雄 逸見吉造		ナシ		

（東京印刷工組合ハ昭二・九、組合再建ヲ宣言、加盟組合ノ原勢ニツイテハ前年版年鑑參照）

日本勞働組合全國協議會	東京市（昭三・二）	非合法ナルタメ詳細不明ナルモ、日常闘爭ハ殆ンド無力。支持政黨ハ日本共産黨。						

18 單獨組合

（京濱・阪神・中部・北九州・其他ノ地方）

注意―日本勞働組合會議或ヒハ愛國勞働組合全國懇話會加盟ノモノハソノ項ヘ挿入ス

「勞働新新聞」日刊政治行動排撃昭二〇・六現在昭二〇・一〇大彈壓ヲ受ケ解散サル

〔京濱地方〕

東京瓦斯工組合	東京市芝區濱松町四丁目七ノ六（昭二・四・三〇）	二、四八六（六）	委員長 平野安藏 書記長 大門義雄 會計 小坂喜久男	東京ガス	ナシ	「東京瓦斯勞働」月刊、社大黨支持組合會議ト友誼的關係會社內六組合ノ統一成ル
東京市從業員組合	東京市神田區美土代町一一ノ三（大一三・五）	三〇支部 三、〇〇〇	委員長 橋本富貴良 會計 細野重	東京市土木局、保健局財務局	ナシ	「東京市從新聞」月二回都市從全國協議會加盟、社大黨支持、勞農無產協議會加盟
江東一般勞働組合	東京市深川區新大橋一丁目三ノ八（昭七・九）	二支部 一五〇	委員長 福本直二 書記長 早尾七郎	中村製作所、深川鐵工所	青年部	社大黨支持
關東俸給生活者組合	東京市小石川區八千代町三三（昭六・三）	二八〇（二）	委員長 吉川守國 書記長 山川亮	新聞社、出版社、下級官吏、商店從業員	ナシ	社大黨支持
自由勞働同盟	東京市向島區吾嬬町西一ノ二〇（大一三・三）	六組合 二、三八九（一八）	書記長 加藤昇 常任 沖村三郎	土木、建築、皮革、電氣其他	青年部	「自由」不定支持政黨ナシ國家主義的

（加盟組合）

自由勞働者組合（大八・六創、員三四六內女一八）大工職組合革匠會（大一三・三創、員八三五）鐵筋勞働組合（大一四・二創、員三一二）建築一般勞働組合（昭六・一創、員四二三）電工組合（大一三・三創、員二一六）皮革職從業者組合（大一五・六創、員三五七）

遞信從業員會同盟	東京市下谷區御徒町四ノ四〇、下谷局內（昭一〇・五）	九支部 二、八〇〇	會長 高井謙 副會長 海老原哲	下谷、神田、駒込、洛合、赤坂、大崎、荏原品川、中央各郵便局	ナシ	「會報」月刊支持政黨ナシ
朝鮮一般勞働組合	東京市本所區綠町四二一	三八〇（三九）	責任者 李鐘文	信川セルロイド工場飯田鐵工所、自由勞働者	青年部 婦人部	自由聯合主義

朝鮮東興勞働同盟	東京市小石川區諏訪町二（大一三・九）	三〇〇		金濟 梁相基 金錫永	砂利運搬從業員	ナシ	「黑色新聞」月二回、鮮字全國勞働組合自由聯合會加盟
純勞働者組合同盟	東京市本所區菊川町二ノ一七本德ビル內（昭六・七・二五）	三組合 五六八（三八）	委員長	大久保勇	金屬、化學兩勞働者組合及建築從業員組合	青年部 婦人部	「純勞働者」休刊 社大黨支持 昭一〇・七現在
關東石材從業員組合	東京市深川區清澄町三ノ一	七支部 一、八四八	組合長 常任	齋藤鐵五郎 佐藤芳太郎	東京、橫濱ニオケル石材加工場	ナシ	ニュース
全國手中工組合	東京市本所區業平橋二ノ四（昭九・三）	一五支部 一、三五〇	委員長 常任	田中政男 柳沼喜代三	染織工場	青年部	「染職と勞働」月刊 支持政黨ナシ 但產業中心主義
關東地方工場從業員連絡委員會	東京市向島區寺島町玉ノ井驛前	三支部 一、三〇〇（二七〇）	委員長	南喜一	日本綿毛、梶フェルト、鈴木家具、千成ゴム、東洋製線、正確メツキ、千住鐵板、市川ゴム、其他	ナシ	「工聯會報」 支持政黨ナシ、但勞協系 昭一〇・六現在

〔阪神地方〕

大阪市電從業員自助會	大正區大正通一ノ一九（昭九・一〇）	二支部 二、七七五（二五三）	委員長 書記長 會計	今西源平 奧出善一 川合重之劫	大阪市電氣局運輸部	青年部 婦人部	「自助會」月二回 都市從全國協議會加盟 社大黨支持
大阪木材勞働組合	大阪市大正區北恩加島町一二二ノ六（昭一一・二・一）	二五〇	組合長 常任	長壁民之助 阪本能	紅友、丸清、油野、三谷、木津川、關西、其他製材工場、大林組、竹中組	ナシ	ニュース 社大黨支持
日本俸給者協會	大阪市東區伏見町二丁目伏見町ビル（昭一一・七・二）	四支部 三〇〇（二〇）	理事長 常任	西村榮一 上杉定義	銀行、會社、商店、公吏	ナシ	機關紙未定 支持政黨ナシ、但社大黨系

關西一般勞働組合自由聯合會	大阪市下春木町泉町一五五五（昭八・六）	三〇	芝本正一郎	小織物工場、簡用セルロイド加工場、內海紡尼崎工場	ナシ　自由聯合主義
日本無線技士會	神戸市湊東區多聞通二ノ一（昭六・四）	六支部一、三〇〇	委員長　御園潔	海上無線技士	ナシ　「無線通信」月刊支持政黨ナシ
全日本自動車從業員組合	神戸市楠町五丁目一四八ノ六（昭四・一〇）	二支部一、二〇〇	組合長　赤坂寅藏	タクシー、バス其他	ナシ　「交通評論」月刊昭一〇・六現在
神戸塗裝工組合	神戸市兵庫區塚本通五丁目一七ノ五三（昭六・三）	一五七	委員長　矢野三次郎	ペンキ塗裝	青年部　支持政黨ナシ昭一〇・六現在

〔中部地方〕

名古屋鑄造工組合	名古屋市東區報德町四〇（昭七・七）	二四七	組合長主事　北谷光太郎　北川末吉	金屬產業	ナシ
東海合同勞働組合	名古屋市南區春敵町二ノ五（昭四・六）	八七（一八）	組合長　藤田俊次郎	大同電氣鑄鋼所他鑄造小工場	ナシ　昭一〇・六現在
豐橋合同勞働組合	豐橋市東田町船原三五（昭四・一二）	一五〇	委員長　鄭海天	各種經營	同右
岡崎製綿從業員組合	愛知縣岡崎市欠町三〇（昭一〇・一二）	二支部三〇三	組合長　天野喜六　委員長　崔祥贊　李泰春	製綿工場	青年部　支持政黨ナシ
名古屋陶畫工組合	名古屋市東區長久寺町八、武馬方（昭一〇・九）	一七支部九六〇	理事長　武馬文左衞門	製陶工場	ナシ　支持政黨ナシ

〔北九州地方〕

日本西部産業勞働組合	八幡市新町一丁目	九支部 一、三五〇（十五）	委員長 木村宇太郎 書記長 徳永卯作 會計 越智信雄	礦山、自由勞働其他	青年部 婦人部	昭和一〇・八・二二六組合合同改組 「大衆事報」月刊 社大黨支持
筑豊聯合會	飯塚市新飯塚驛通（昭一〇・八）	三支部 二三〇（一七）	委員長 小山盛人 書記長 野見山吉武	礦山	青年部	舊西部礦山勞働組合
〔其他ノ地方〕						
土木勤勞組合	八王子市仲町二四（昭九・八）	一六〇	組合長 仲木屋鑛一 主事 西川幸作	護岸、區劃、鋪裝工事場	青年部	
福井縣勤勞同志會	福井市豊島中町一四一（大一四・六）	二支部 三、二二〇（三五〇）	組合長 齋木重一 主事 山口作松 常任 吉田強	製紙工場、機業工場、製材工場	青年部	「福井勤勞新聞」月刊
足尾銅山鑛職夫總聯合會	栃木縣上都賀郡足尾町五八八	七組合 四、二六六	幹部 金原丑松 畠山宕輔	足尾銅山	ナシ	支持政黨ナシ 昭一〇・七現在

V 農民組合

19 全國農民組合

大阪市外布施町東足代二三	二九聯合會 八五、三一〇	委員長 杉山元治郎 中央委員（〇八常任） 〇田邊納 〇石田宥全 〇黒田壽男 〇宮向國平 〇須永好 〇大西俊夫 〇岡田宗司 伊藤實	尾關善一 小林勝五郎 今井一郎 山本源次郎 泉澤義一 山口正一 大屋政夫 八百板正 日野吉夫 佐々木更三	「土地と自由」月		

全國農民組合總本部（大二一・四・九）
關東出張所
東京市芝區田村町二ノ二、榮和ビル

北海道聯合會	旭川市九條十一丁目七十號（大一四・九）	三地區二〇餘支部 一、八〇〇	委員長	沼田雅二	川俣清音
			書記長	角田藤三郎	近江谷友治
				田原春次	岩淵謙二郎
				岡崎精郎	山名正實
青森縣聯合會	青森縣西津輕郡木造町（大一三・九）	一地區一出張所 一、五〇〇	委員長	竹治豊	
				江田三郎	
				長尾有	
				西納楠太郎	
				西尾治郎平	
				田中義男	
				松本常七	
秋田縣聯合會	秋田縣平鹿郡横手町上瀬一九五（大一四・五）	四三支部一地區 一、四三〇	委員長	川俣清音	
中央部協議會（南秋田郡飯田川町飯塚濱、大一四創、一七支部、員一、三〇〇、長近江谷友治）					
岩手縣聯合會	盛岡市八日町一八三（昭一〇・一）	二支部 二二〇	委員長	横田忠夫	
宮城縣聯合會	仙臺市東七番町一二二（昭九・三）	六地區六五支部 一、五〇〇	委員長	菊地養之輔	
			書記長	佐々木更三	
福島縣聯合會	福島縣伊達郡飯野村後川（昭七・五）	二出張所五〇支部 二、五〇〇	委員長	田中利勝	
			書記長	八百板正	
新潟縣聯合會	新潟市學校通二番町（大一三・二）	六出張所一七〇支部 四、七〇〇	會長	稲村隆一	
			委員長	石田宥全	
			常任	増山直太郎	

會計監査
秋山要
福島義一
渡邊國一

名譽役員
吉川守國

青年部	刊、友持政黨ナシ、但社大黨ト協力	
青年部	社大黨支持	
青年部	昭一〇・六現在	
青年部	社大黨支持	
ナシ	社大黨支持、目下準備會	
ナシ	社大黨支持	
ナシ	社大黨支持	
婦人部	社大黨支持	

栃木縣聯合會	宇都宮市外横川蓬新田	（昭四、一〇）	五地區三六支部一三準備會二、二〇〇	委員長	大板屋橋	青年部	支持政黨ナシ		
茨城縣聯合會	茨城縣古河町三丁目	（昭三、三）	一出張所三地區一六支部六〇〇	委員長	菊地重作	青年部	昭一〇、六　現在		
千葉縣聯合會	千葉縣印播郡八街町	（大一三、三）	六地區三五支部一、八〇〇	委員長	黒田壽男	青年部	社大黨支持		
埼玉縣聯合會	埼玉縣大野郡岡部村岡新田山口方	（昭四、四）	二八支部九〇〇	委員長	岸山口二郎	ナシ	社大黨支持		
群馬縣聯合會	前橋市南曲輪二〇石井方	（大一一、四）	一八支部（完納）一、一〇〇	委員長	須永高橋徳次郎	青年部	社大黨支持		
東京府聯合會	八王子市平岡町五八	（昭四、一二）	一六支部八準備會八三〇	委員長	泉澤義一	青年部	社大黨		
山梨縣聯合會	山梨縣東八代郡石和町	（昭五、四）	五支部一、〇五〇	書記長	秋山要	青年部	社大黨昭一〇・六現在		
長野縣聯合會	長野縣諏訪郡上諏訪町	（昭元、三）	一二地區二五支部一、五〇〇	準備委員長	林虎雄	青年部	社大黨支持全會派トノ合同進捗		
靜岡縣聯合會	沼津市吉田八三九	（昭三、四）	二地區一、五〇〇	委員長	河野與	ナシ	社大黨昭一〇・六現在		
岐阜縣聯合會	岐阜市外加納町稻荷町四丁目四一	（大一三、四）	三九支部一〇準備會一、七〇〇	委員長書記長	石尾川善利作	青年部	支持政黨ナシ		

三重縣聯合會	松阪市清生（大二三、四）	一地區委員長 一五支部 一、〇八〇	小林忠五郎	藤本忠良				
福井縣聯合會	福井縣今立郡北日野村矢船、松村方（大二三、七）	一地區委員長 三支部 書記長	松村庄太郎	野村與助				
京都府聯合會	京都市丸太町間之町西入（大二一、一）	一地區委員長 一九支部 一、七〇〇 常任	伊藤義男	矢部東藏	田中實			
大阪府聯合會	大阪市外布施町東足代二三	五地區會長 六八支部 二、九〇〇 委員長 書記長	杉山元治郎	田邊治納平	西尾			
奈良縣聯合會	奈良縣高市郡金橋村東坊城（大二三）	一八支部 九六〇 委員長 書記長	松坂榮二郎	前井庄次				
和歌山縣聯合會	和歌山市雁木町一三（昭二、三）	九地區出張所 四六支部 一、七九〇 委員長 書記長	竹岡甚四郎	藤村良一				
兵庫縣聯合會	西宮市池田町七四	三支部 一、六〇〇 委員長 常任	長尾有勘	山口一				
岡山縣聯合會	岡山市內山下三〇ノ一〇（大二二）	三地區 五支部 二、六〇〇 委員長 書記長	宮向國平	江田三郎				
鳥取縣聯合會	鳥取縣西伯郡縣村河岡（大二三、一）	一九支部 九〇〇 委員長 書記長	松本積善	佐々木隆太郎				
高知縣聯合會	高知縣高岡郡高岡町（昭七、七）	二也區 一〇支部 一、三〇〇 委員長 常任	岡崎精郎	岡崎和郎	外			

ナシ	社大黨支持十年度復歸							
ナシ								
ナシ	政黨支持自田							
ナシ	社大黨ト協力、大阪地方無產團體協議會加盟							
青年部	社大黨支持							
婦人部	社大黨支持							
青年部	支持政黨ナシ十年度總本部復歸							
婦人部								
青年部	社大黨支持							
婦人部								
ナシ								
ナシ	社大黨協力							

徳島縣聯合會　徳島縣廐植郡西尾村　西廐植（昭五、八）　三出張所　三支部　一、四〇〇　委員長　多田三平　書記長　竹治豊

愛媛縣聯合會　松山市永代町一七（大一三）　一八支部　九五　委員長　渡部佐一　書記長　竹部庄平

福岡縣聯合會　小倉市堺町二ノ三七　田原方（昭七、一〇）　一地區　三出張所　一、三〇〇　委員長　野口彦一　書記長　藤本幸太郎

〔附〕　合同後　三、八〇〇

福佐聯合會　佐賀縣鳥栖町（大一三）　六地區　四八支部　二、五〇〇　委員長　重松愛三郎　常任　矢野勇助　石田樹心

20日本農民組合

東京市芝區琴平町二　虎ノ門會館（昭六、一）　二五聯合體　二、〇〇〇　會長　平野力三　主事　北山亥四三　會計　河田弘　【常任】　河田弘、松澤一、平野力三、稻富稜人、恒次東洋雄、北山亥四三、須藤淳次

青年部　「日本農民新聞」旬刊　皇道會支部

〔友部聯合會〕

山梨縣聯合會（甲府市百石町七）　北海道聯合會（北海道膽振國追分、菅舜英方）　青森縣聯準備會（三戸郡三戸町穗積潔方）　九戸支部（岩手縣九戸郡久慈町末廣町大塚岩次郎）　山形縣聯合會（山形縣北村山郡大高根村字富並）　宮城縣聯合會（仙臺市小田原金剛院町）

栃木縣聯合會（栃木縣足利郡田邊村堀込三田良作方）　群馬縣聯合會（群馬郡明治村、大澤忠七方）　小作人總同盟

六上川名武雄方）

（群馬縣山田郊毛里田村。坂本利一方）　埼玉縣聯合會（粕壁町四四六〇福島喜市方）　下越農民協會（新潟縣北蒲原郡中條町）　富山縣農業團體聯合會（富山縣下新川郡椚山村、上島仁三郎方）

老海塚町三一一）　志太郡聯合會（靜岡縣志太郡藤枝町西益津村青島今治方）　愛知縣聯準備會（東春日居郡小牧町西町小川與三吉方）

京都府聯合會（綴喜郡草田村東柚田貞治郎方）　岡山縣聯合會（和氣郡和氣町六井上保方）　香川縣聯合會（綾歌郡川津村藤本金助方）

21 日本農民組合總同盟

山梨縣聯合會	甲府市百石町七（大一三、一三）	二六支部 一三、〇〇〇	會長	平野力三	書記長	貴志徹	婦人部
九州同盟會（福岡縣筑紫郡大野村下大利）							
糸島郡聯合會（糸島郡前原町泊）							
青森縣聯合會	青森縣三戸郡三戸（昭二一）	四支部 三〇〇	會長	穗積重二	書記長	高橋貞	婦人部
宮城縣聯合會	仙臺市小田原金剛院町六（昭三、九）	三支部 七六	會長	上川名武雄	書記長	大澤忠七	婦人部
靜岡縣聯合會	濱松市海老塚町三一一（昭八）	四支部 四〇〇	會長	貴志徹	書記長	高橋貞祐	婦人部
群馬縣聯合會	群馬縣郡馬郡明治村（大一〇、三）	一三支部 一、〇〇〇	會長	大澤忠七	書記長	高橋貞祐	婦人部
埼玉縣聯合會	埼玉縣南埼玉郡粕壁町四四六〇（昭三、三）	二支部 三、八三七	會長	福島喜市	書記長	酒井作	婦人部
岡山縣聯合會	岡山縣和氣郡和氣町六、井上方（昭一〇、四）	五〇〇	會長	井上長男	書記長	酒井作	婦人部
北九州聯合會	小倉市片野町七七四（昭七、三）	一八支部 三五〇	會長	恒次保	書記長	酒井作	婦人部
浮羽郡聯合會	福岡縣浮羽郡吉井町上吉井（大一三、二）	三三支部 七三地區 三、五三〇	會長	相野田豐吉	書記長	稻富稜人	青年部
			副會長	村田芳松	委員長	菊竹東三	未定
			主事	岩田勇			

（福岡縣浮羽郡吉井町上吉井）　福筑聯合會（福岡縣筑紫郡大野村下大利）

豐前聯合會（福岡縣京都郡行橋宮市）

日本農民組合總同盟

〔友部聯合會〕

關東同盟（東京市京橋區築地四ノ四、中屋ビル（昭七、四、二九）　一二聯合會　五準備會　三、五〇〇　組合長　鈴木文治　議長　片山哲　總主事兼會計　松永義雄　書記局長　佐藤吉熊）

東京府聯合會（東京市京橋區築地四ノ四、中屋ビル、七聯合會、四準備會、五支部、六支部準）　埼玉聯合會（川口市金山町、三地區、一四支部）　神奈川縣聯合會（川崎市新川通五八、五地區、三支部）　靜岡縣聯合會（上高井郡須坂町平和町、三地區、一〇支部）　愛知縣聯合會（小牧町、三支部）　千葉縣聯準備會（市川市五丁目一七二）　茨城縣聯準備會（水戸市北奉公人町五〇、三支部）　石川縣聯準備會（七尾町橋町二）　福岡支部協議會（直方町驛前、岡本方）　新潟支部協議會（岩雲崎町、志田留吉方、三支部）　福島縣聯合會（郡山市堂前町一五、六支部）　高知縣聯合會（高知市新馬場町、三支部）　京都府聯合會（伏見區鷹匠町）　福井支部（敦賀町櫻町ヘ三）　秋田縣聯合會（秋田市長ノ下堀反田町六、一〇支部）　兵庫縣聯準備會（武庫郡御影町東京市芝區南佐久間町一ノ五五、和田ビル（昭七、三）　山形支部（東村山郡宮澤村、加藤方）　岐阜支部（三和村板倉、近藤方）

東京府聯合會	一六支部 五支部	名譽會長	片山哲
埼玉縣聯合會	一、六五〇	主事兼會計	佐藤吉熊
秋田縣聯合會	三支部 七六三	會長 主事	松永義雄 佐藤才五郎
京都府聯合會	一三支部 七準備會 八三	顧問 副會長 主事	古澤斐 關山繁之助 北島末吉
	二支部 一四八	會長	林宏吉

青年部（「農村運動」月刊社大黨支持）

青年隊　青年部　婦人部　ナシ　ナシ　ナシ

22 地方農民組合

北日本農民組合	新潟市學校裏町二六（大一四）	七 地區 六、〇〇〇	委員長 玉井潤次 書記長 寺西貞治郎 統制委員長 佐藤佐藤治	青年部 勞農無產協議會 婦人部 支持		
皇國農民自治聯盟	千葉縣山武郡公平村道庭二九三 東京事務所 東京市麴町區內幸町幸ビル（昭七、五）	六八 支部 九、〇〇〇	會長 石橋爾 書記長 鈴木豊三	青年部 「農本自治」月刊 愛國政治同盟支持		
皇國農民同盟	大阪市北區曾根崎上四丁目一九（昭八、一二）	五 聯合會 一八、〇〇〇	理事長 吉田賢一 常任理事 吉岡八十一 寺島宗一郎 吉岡義一	皇農義勇隊 「皇國農民新聞」月刊 支持政黨ナシ 但國家主義的		
中國振農會	鳥取縣東伯群日下村上井（昭二、一〇）	一、〇〇〇	會長 門田定藏 副會長 酒井正治 主事 池田善一	ナシ	社大黨其他ト共同	
土佐農民總組合	高岡市江之口九四一（昭四、七）	八七 支部 二五、三二五	組合長 大石大 幹事長 藤川千万太	青年部 支持政黨ナシ 但國家主義的		
富山縣勤農民同盟	高岡市西畑町（昭九、九）	一四 支部 一、二〇〇	總務 萩原貞一 主事 蔓手幸一	青年部 支持政黨ナシ 「天聲新聞」月刊		
日本小作人總同盟	郡馬縣山田郡毛里田村（大一五、一〇）	三一 支部 三、五〇〇	會長 阪本利一 主事 成瀨重吉	ナシ	支持政黨ナシ	
皇國農民組合同盟	名古屋市西區八坂町九七（昭一〇、九）	三 地區 一〇 支部 一、二〇〇	理事長 岩內隆平 淺野富次郎 榎本朗	青年隊 支持政黨ナシ 元新日本國民同盟支持		

第二篇　無産政黨

概況

昭和十年における無産階級の政治運動は、その合法的な部面においては、社會大衆黨と國家社會主義的諸政黨によつて行はれたものであるが、國家社會主義的諸政黨は先年度より内在した矛盾の表面化による分裂と清算の過程をつゞけ、秋の府縣會議員選擧と來年度の總選擧を控へて戰線の統一を意圖しつゝも、その實勢力は寧ろ不振であつたと言つてよい。社會大衆黨は、殆んど唯一の無産政黨として、無産階級の政治運動の中軸を爲し、滿洲事變勃發以來、謂ゆる非常時局の社會情勢と、これに伴ふたファッシズム的勢力の擡頭の下に苦闘して來たが、秋の府縣會議員選擧戰を楔機として俄然活潑なる活動を開始した。特に社大黨支持の日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟の二大勞働組合が戰線統一を敢行し、新同盟を結成したことは、社大黨の活動と發展とに拍車を加へたものであつた。府縣會議員の選擧戰に際しては、全國五十三名の立候補を擁立し、二十四名の當選者を出し、同黨系八名の當選者を加へて三十二名を地方議會に送ることになつたことは社會大衆黨本年度における躍進を物語るものである。

年來非常時局の重壓よりして勞働組合、農民組合は、單に經濟的運動に後退し政治的鬪爭を斷念するかに見えたが、本年においては臨時工問題、退職積立金法案獲得、團結權擁護、農民生活擁護運動等の諸問題を捉へて政治鬪爭へ進出した。

非合法政黨としての日本共産黨の運動については、その運動の性質上資料の不足と發表の不自由のためにこゝに何等觸るゝことができない。昭和八年の佐野・鍋山等の轉向聲明以來、その勢力は事實上衰頽し殆んど全く屛息したるが如き觀あるも、その活動情勢は不明と言ふのほか無い。

第一章　無産政黨の共通運動

府縣會選擧と無産階級

第三回（普選）府縣會選擧は、二府三十七縣に亘つて、今秋九月二十一日の鳥取縣を筆頭に、同二十二日の福岡、栃木福井各縣の順で十月十四日の靜岡を最後として、二府三十七縣に亘つて行はれた。

無産政黨結成の直後、昭和二年の府縣會選擧、昭和六年の同選擧を經て、無産階級の選擧鬪爭は苦杯を嘗めて來たものであるが、今回の地方議會選擧は、明春（昭和十一年）の衆議院議員總選擧を控へて、その前哨戰として成績の如何は重大視されてゐるのみでなく、岡田内閣は肅正選擧、政界淨化の實を擧ぐべく理想選擧を實施しようと意圖してゐる際、年

來理想選擧を主張し來つた無產政黨は、この好機を逸せず俄然その沈靜を破つて蹶起した。現在の地方議會の分野は濱口民政黨內閣の時に大勢が決定されたゝめ民政黨系多く、內務省の調査によると議員定數一千九百二名のうち、民政黨八七一、政友會八五一、國民同盟六五、國家主義系二、無產黨一六、中立其他九一、缺員六、といふ情勢であるが、既成政黨が國民の信用を失墜して既成政黨打破が叫ばれてゐる折柄、政府の峻嚴なる取締方針と選擧肅正運動の影響、新興勢力の擡頭等で、政黨分野の變動が豫想され特に興味を以て選擧戰が迎へられたのである。

社會大衆黨は七月二十八日に芝協調會館に於て中央執行委員會を開催して、府縣會議員選擧對策を中心議題として討議しその方策を決定し、特に官僚製選擧肅正運動への對策、および最近における總同盟、全勞をめぐる戰線統一問題等の新情勢において、如何に黨の鬪爭を進めるかの具體的方針を決定した。肅正選擧の徹底については「選擧肅正要請書」を內閣總理大臣、および內務・司法兩大臣に手交した。

要請書——今秋の府縣會選擧を機として政府が選擧肅正のための努力を傾倒せんとしつゝあるは、多年選擧肅正を叫び來つた我等の主張が輿論を形成したるものとして、我等の大いに欣快とするところである。選擧肅正の根本方策としては選擧法の改正其他我等の主張は別に存するが、當面現行選擧法規の下に於ては、投票買收行爲を徹底的に嚴罰するにあらざれば肅正の實をあげることを得ないといふ我等の主張を中心として左の如く要請する。

（一）選擧取締の重點を買收行爲に集中し、些々にる形式的違反行爲に拘泥せざること、（二）選擧前の利益供與を嚴重に取締ること、（三）買收犯による選擧違反者に對しては長期に亘る公民權剝奪を必ず勵行すること、（四）買收前科犯の立候補者は嚴重之を監視し常習的選擧ブローカーはこれを豫備檢束すべきこと、（五）改正選擧法の趣旨を活用して、（イ）投票日を公休とし、被傭者には雇傭主より日給を支給せしむべきこと、（ロ）投票所を增設すべきこと、（ハ）混合開票制を活用すべきこと。

府縣會選擧については、「今次の選擧の主要努力は地方自治體より資本家的諸勢力と官僚支配の掃蕩に向けなければならぬ」とし、地方自治再建三大政策として、（一）社會的交附金制の確立。（二）大衆課稅たる地方獨立稅の撤廢、（三）府縣經濟會議の設置、を基本政策として主張し、次の如く具體的政策を揭げた。

社會大衆黨の府縣行政に對する政策——一、公民權を滿十八歲以上の男女に與へよ。一、府縣單一選擧區制の樹立、一、府縣會召集權を議員にも附與すべし、一、府縣參事會の廢止、一、出納檢査に一般議員をも關與せしめよ、一、府縣知事の一般公選、一惡府縣令の撤廢、一、夜間無料中學校、女學校、職業學校の新設一、無料診療所產院の擴充、一、無料託兒所の公營、一、學校舍の無料解放、一、交通機關、瓦斯、水道、電氣事業の公營並に價

格引下、一、府縣土木事業統制委員會を設置し勞働者、農民代表を參加せしめよ、一、生産資金の無擔保融資、一、工場法其他勞働者保護法違反の嚴罰、一、臨時工使用を嚴重に制限せよ、一、健康保險第一次審判に勞働者代表を參加せしめよ、一、農村支拂猶豫、一、公營住宅の新設擴充、一、勞働者及び農村セツツルメントの創設。

選擧スローガン――府縣單一選擧制を樹立せよ。府縣經濟會議を設置せよ。國債利子二箇年間支拂を停止せよ。府縣大衆稅を廢止し社會的交付金を確立せよ。生業資金の無擔保融資。各種社會的施設の擴充。農村支拂猶豫令の卽時制定。

社會大衆黨は上述の政策およびスローガンの下に全國に五十三名の公認候補者を擁立して選擧戰を開始した。社會大衆黨と支持關係なき勞働組合、農民組合、水平社その他無產團體、地方無產黨を中心とする立候補は二十三名、社會大衆黨系十六名、併せて全無產階級の立候補者總數九十二名に及びその結果は成績良好にして、當選者總數は三十八名、一人當

第三回（普選）府縣會選擧の結果

府縣	地區選擧	定員	候補者數	總有效投票數	最下位當選者得票數	候補者氏名	得票數	當落	備考
青	森	東津輕郡	三	九	一三、四二八	一、六二六	淡谷 悠藏	一、四三五	七落	全農、社大系
秋	田	平鹿郡	四	六	一九、二二〇	三、一八五	小原 慶治	三、六四八	二當	全農、社大黨公認
同		仙北郡	五	七	二五、三三三	三、〇五四	遠山長次郎	一、八七六	七落	同　右

（昭和六年同一地區における無產派得票（候補者）　昭和二年　同　上）

第二部第三篇　無產政黨

同	南秋田郡	五	一〇	二一、九〇四	二、二六八	關山繁之助	七八七	九落	社大系(舊社民)	一、五五〇(二)	一、六八七
同	同	五	一〇	二一、九〇四	二、二六八	村山　洋一	一、六七一	七落	全農	—	—
宮城	仙臺市	六	一一	二三、八九五	二、〇三六	菊地養之輔	三、四一〇	最高當	全農、社大黨公認再選	一、九四〇	一、一六一
同	志田郡	二	五	七、九八一	二、五五九	大友爲三郎	七八九	四落	社大黨公認	—	—
福島	伊達郡	四	七	二一、一六六	三、二二五	八百板　正	一、六三六	六落	全農、社大黨公認	五七八	—
栃木	上都賀郡	五	七	二二、〇一八	三、一〇八	石山　寅吉	三、一〇八	五當	全勞、社大黨公認(前)	二、四四〇	二、九〇
同	芳賀郡	四	六	一八、四七九	三、二一六	大塚大一郎	一、四七六	六落	全農	不明(全農)	—
同	河內郡	四	六	一六、三二七	二、七三〇	稻見唯一郎	一、五六六	六落	全農	一、九四五	八三七
郡馬	新田郡	二	四	一一、二五七	三、六五三	大塚　義晴	三、三四二	次	社大黨公認	二、九三三	二、二〇〇
同	碓氷郡	二	五	一〇、四六四	二、七〇四	楊鳥節太郎	八三七	五落	同　右	八五五	六四七
茨城	猿島郡	三	九	一八、五七一	二、九〇二	高島信次郎	一、一二一	八落	全農、社大黨公認	—	—
新潟	南蒲原郡	三	七	一七、〇四一	二、九五一	石田　宥全	二、六三〇	次	同　右	三、三六〇	二、七三八
同	北蒲原郡	五	六	二八、三一一	四、〇三九	井伊　誠一	四、七〇九	四當	同　右	三、三一四	六、五九八(二)
同	中蒲原郡	五	七	二八、〇七六	四、三三〇	王井　潤次	五、〇二九	最高當	北日農	二、二三四(二)	四、二六九(一)
同	西蒲原郡	四	六	一九、九九九	四、二六五	楫斐仙次郎	一、七一〇	六落	同　右	—	四七四
長野	上伊那郡	四	一〇	二五、五二四	三、四八八	野溝　勝	二、二九九	六落	全農、社大黨公認(前)	五、一〇七(二)	一、四二七
同	諏訪郡	五	一一	二一、五〇六	二、一九四	林　虎雄	二、二九四	五當	同　右	一、二七八	九九六(二)
同	同	五	一一	二一、五〇六	二、二九四	春原　直則	四四	二落	社大系(舊社民)	—	—
同	下伊那郡	五	八	二九、八八五	三、二八五	羽生　三七	五、六五七	最高當	全農、社大黨公認	五二六	一、六五一
同	北佐久郡	三	七	一六、二〇九	三、〇三一	朝倉　重吉	六七四	七落	同　右	二、七五三	—
同	同	三	七	一六、二〇九	三、〇三一	鹽川清兵衛	四、〇四四	最高當	社大系、農村更生聯盟(舊社民)	—	—
同	上田市	一	四	五、二〇〇	二、六五〇	山浦兼四郎	一五〇	四落	社大系(舊社民)	—	—
同	上高井郡	二	三	九、八二四	二、九〇二	本藤　恒松	二、四五六	次	社大非公認(舊社民)	一、六九九(二)	二、二一四

同	南佐久郡	二	五	一二、四三五	三、三七九	海野 正與	一、一二六	五落	同 右	二、七三八	—
山梨	東八代郡	三	八	一[illegible]、三四一	一、六九六	大鷹 貴祐	一、六九六	四當	全農、社大公認(元)	二、四〇一(三)	一、八〇三
靜岡	駿東郡	三	六	一六、三二四	二、七八八	山崎 劍二	三、〇八三	二當	同 右	一、三〇二(二)	—
愛知	海邊郡	三	五	一八、九四一	四、三一三	伊藤 清男	一、二一八	五落	社大黨系	八三八	七九〇
同	山岐郡	三	六	一五、五三七	三、三 六	加藤 鐐造	三、四九九	二當	社大黨公認(再)	二、八六二	—
同	稻葉郡	三	六	一二、七九〇	二、四一四	平工 喜市	一、七三六	次	全農、社大黨公認	二、〇九三	二、五二三(二)
同	岐阜市	四	七	一六、三四〇	二、三六五	鷲見兼五郎	一、一五八	七落	社大黨非公認	四八二	—
富山	中新川郡	三	六	一四、四五〇	三、一一五	上阪 仙二	五〇一	六落	社大黨公認	—	九五四(二)
福井	敦賀郡	二	五	六、七九八	一、一二二	山口小太郎	七九八	四落	同 右	—	—
同	福井市	三	六	九、九九五	一、六四七	齊木 重	一、六三八	五落	無產中立	—	—
京都	上京區	六	一〇	一九、六四〇	一、五六九	辻井民之助	二、〇三四	三當	全勞、社大黨公認	二、〇六九(二)	三、七七七(二)
同	下京區	六	一〇	一八、七二三	一、六四六	木村 忠一	一、七六六	四當	社大黨公認	二、二一〇(二)	五、二四八(三)
同	同	六	一〇	一八、七二三	一、六四六	津司市太郎	六九九	九落	全評、無協(再)	—	—
同	中京區	四	一〇	一一、七六四	一、二五三	渡邊 清一	八四八	八落	社大黨公認	一、三〇九(二)	—
同	左京區	三	九	九、四八〇	一、一四三	朝田義之助	六二三	六落	全評系、全水	—	—
奈良	北葛城郡	三	六	一二、一二三	二、二〇四	駒井 菊松	一、五一七	五落	全農	一、二七八	二、九四九(二)
和歌山	海草郡	四	八	一三、九七八	一、九二六	鳥井 健藏	八六三	七落	社大黨公認	—	二四七
大阪	此花區	四	五	二〇、八七一	三、六一二	井上 良二	六、二一二	最高當	全勞、社大黨公認(再)	七、一二〇(二)	四、八〇六(二)
同	港區	五	一二	二九、二四〇	二、六七四	山口 昌一	四、三八四	二當	全勞、社大黨公認	六、一二八(三)	二、七三七(二)
同	北區	四	八	二二、八五五	三、五三五	村尾 重雄	二、八二四	次	總同盟、社大黨公認	一、五五七	—
同	西成區	三	一〇	一八、九六二	二、八一九	居川喜太郎	二、四〇〇	次	社大黨公認	九六八(二)	一、二五〇(二)
同	西淀川區	三	五	一七、六二〇	三、六七一	前田 種男	二、七一四	次	總同盟、社大黨公認	四、二七七(二)	一、一三九
同	東成區	五	九	二一、二七四	二、七三八	久保田鶴松	二、四二三	次	社大黨公認	六、四三八(四)	五、七七四(三)

同	南	區	三	一一、二五二	一、八八五	中田 政三	九三八	次	同	右									
同	東淀川	區	四	一九、八九三	三、〇〇九	稻葉 房三	四、四一三	二當	同	右									
同	浪速	區	三	一七、二五八	二、六四八	白石 泰茂	九三八	六落	同	右									
同	同	區	三	一七、二五八	二、六四八	松田 喜一	六三八	八落	全水、大阪無協										
同	中河内	郡	四	二八、二〇九	二、八〇四	芝野 卯吉	六九八	一〇落	無産中立、無協										
兵庫神戸市	林田	區	四	二〇、〇一〇	二、四〇二	永江 一夫	四、六四一	最高當	全勞、社大黨公認（再）二二、九六八（六）										
同	葺合	區	六	一〇、七七一	二、一九二	前田 平一	一、九五三	次	總同盟系、社大黨公認 全神戸區 同上										
同	武庫	郡	七	一五、六五一	二、六〇五	桐山 宇吉	一、六六六	六落	社大黨公認										
同	加古	郡	四	一三、九七二	三、九五二	行政 長藏	三、九五二	四落	社大黨公認（元）										
同	尼ケ崎	市	二	八、五五九	二、六六	阪本 勝	四、五四〇	當	社大系中立（三選）										
同	三原	郡	三	一一、〇八一	—	山口 勘一	一、七八九	三落	全農										
同	岡山	郡	四	一六、七八八	二、四〇	若狹 幸義	四、四六四	最高當	全農、社大黨系										
同	倉敷	市	一	四、六六六	二、一六六	宮向 國平	一、〇二八	三落	全農										
同	島	市	七	三六、七九六	二、一六九	江田 三郎	二、六七四	次	同										
同	廣島	市	一四	二八、一三九	二、八八五	中原 健次	二、一九五	三當	全評、岡山無協										
同	吳	市	六	二八、一三九	五、二三四	前田榮之助	五、五三三	二當	社大黨公認（三選）										
同	御調	郡	七	二〇、一四一	三、三三〇	田中猪太郎	三、九三六	二當	社大系中立										
同	調	郡	七	二〇、一四一	三、三三〇	田村 定一	一、五八五	次	社大黨公認										
山	宇部	市	二	八、七五七	四、二九八	足鹿 覺	一、四八〇	二當	同 右										
鳥	米子	市	二	八、七五七	一、四八〇	門田 定藏	一、九〇五	四當	中國振農會、社大系										
同	伯	郡	七	二〇、五七八	一、六九七	平野市太郎	四、〇七七	最高當	全農系中立（元）										
香	香川	郡	三	二二、三六二	二、一五〇														

同	木田郡	三	五	一三、一七三	二、八二〇	溝淵松太郎	一、七四四	同	右
同	綾歌郡	五	八	二一、八七五	二、二七一	大林千太郎	二、二七一	同（舊勞農黨）	
高	高岡郡	六	一〇	一七、一三〇	一、五一七	佐竹　晴記	三、三三三	最高當	全農、社大黨公認
知	高岡郡	三	五	八、八七四	一、八九五	岡崎　晴郎	一、七二一	次	同　右
同	吾川郡	同	六	一七、〇五〇	一、六七三	尾崎　治一	一、六七三	六當	社大黨公認
同	安藝郡	四	七	九、三五五	一、四一六	田中喜代馬	一、二一六	次	全農、社大黨公認
同	幡多郡	四	七	九、四九一	一、五六九	氏原　一郎	二、五四八	最高當	總同盟、社大系
同	吾川郡	四	七	八、八六一	四、五〇四	伊藤卯四郎	五、六三六	最高當	總同盟 社大黨公認（再）
同	高知市	四	七	二八、八六一	四、五〇四	三浦　愛二	五、六二〇	二當	社大黨公認
同	八幡市	二	五	一三、九三六	三、三〇七	岡本　與市	一、二五六	四落	同　右
同	鞍手郡	四	六	二五、六九〇	三、〇三七	花山　清	五、二六〇	三當	同　右（再）
同	嘉穗郡	二	五	一二、〇四六	二、六三三	野口　彦一	三、〇三七	最高當	全農、社大黨公認
同	三井郡	一	三	三、三三四	一、三七六	宮本樂次郎	一、三七六	當	全水系、中立
同	早良郡	同	六	三一、〇四九	二、九三一	藤原櫓太郎	二、三八二	次	同　右
同	福岡市	一	三	九、八〇〇	四、九〇三	八波　太作	七八〇	三落	同　右
同	京都郡	四	九	一三、六九六	一、五五二	松浦　義美	一、三三三	六落	社大黨公認
同	宮崎郡	四	四	無投票	—	藤松　義雄	—	當	海聯民衆政治同盟 社大系（舊社民）
長	佐世保市	五	九	一七、六六二	二、〇八七	宮村　又八	一、四八〇	落	社大黨公認
崎	佐世保市	五	一〇	一八、〇〇七	一、六五八	新名　眞藏	三、六九七	最高當	社大非公認（舊社民）
熊	熊本市	四	七	二〇、七四四	二、八七一	富吉　榮三	三、六六八	二當	無產中立（舊勞農黨）
本	熊本市	二	三	二〇、四〇〇	—	溝淵松太郎	一、七四四	五落	同　右
鹿	鹿兒島市	一	二	一、〇四七	一、〇四七	大林千太郎	二、二七一	同（舊勞農黨）	
兒	鹿兒島市	一	二	一、七四三	一、七四三	佐竹　晴記	三、三三三	最高當	全農、社大黨公認
島	鹿兒島市	一	二	一、七四三	一、七四三	岡崎　晴郎	一、七二一	次	同　右
同	姶良郡	一	二	一、七四三	一、七四三	尾崎　治一	一、六七三	六當	社大黨公認

（註）香川縣ニ於ケル候補者ハ必ズシモ全農ナラズ。

無産各派選擧成績累年比較

府縣	昭和十年 立候補地區數	昭和十年 立候補者數	昭和十年 當選數	昭和十年 總得票數	昭和六年 立候補地區數	昭和六年 立候補者數	昭和六年 當選數	昭和六年 總得票數	昭和四年 立候補地區數	昭和四年 立候補者數	昭和四年 當選數	昭和四年 總得票數
青森	一	一	—	一、四五五	五	五	—	二、一六三	四	四	—	一、五〇九
秋田	三	四	一	七、九八二	五	七	—	七、七〇五	六	七	—	八、六五八
宮城	二	二	一	四、一九九	二	二	—	三、六六一	四	四	—	四、九八五
福島	一	一	—	一、六三六	二	二	—	一、七〇〇	一	二	—	八三六
栃木	三	三	一	六、一五〇	六	六	—	一〇、八四五	三	六	—	一〇、七四七
群馬	二	二	—	四、一七九	五	六	—	七、八四九	八	九	—	一〇、五三一
茨城	一	一	—	一、一三一	三	三	—	二、七九四	三	四	—	一、六八八
新潟	四	四	二	一四、〇七八	六	八	一	一三、一六九	八	一〇	三	二一、〇六三
長野	七	九	三	一八、七四四	一三	一五	一	二三、三六三	五	六	一	七、〇六八
山梨	一	一	一	一、六九六	六	二	一	八、五一四	三	四	一	六、七六二
岡山	二	二	一	三、〇八三	三	六	一	五、〇一八	三	四	一	二、〇二六
静岡	一	一	一	一、二一八	四	六	一	一三、五一四	三	四	一	一〇、四〇九
愛知	三	三	一	六、三九三	四	四	一	七、一四二	四	六	一	九、八八四
岐阜	一	一	—	五〇一	一	二	—	一七九	二	二	—	一、五八九
富山	一	二	—	二、四三六	—	—	—	—	二	二	—	一、七五五
福井	二	三	—	五、九六九	八	一三	二	九、九〇一	九	一三	二	一六、三〇一
京都	四	四	—	一、八八九	四	五	一	一、六四〇	四	五	一	五、六九五
奈良	一	一	—	一、五一七	三	三	—	二、一七五	三	三	—	二、一七五
和歌山	一	一	—	八六三	二	二	—	二、六四〇	二	二	—	二、四九六
大阪	一〇	一一	三	二八、五七〇	一六	三一	四	四七、八四四	一三	二一	二	二七、八五〇

兵庫	六	三	三	一八、三一	八	一一	三	一〇、四四	一〇	一六	三	一一、六〇
岡山	五	三	二	一〇、四〇	七	八	一	九、三六	八	八	一	六〇〇
廣島	三	三	三	一五、〇三	一一	三	一	六、七六	一一	三	一	八四、三
山口	一	一	一	四、六三	三	三	一	四、一四	三	三	一	四一、三
島根	三	三	二	三、三六	二	二	一	一、七〇	五	八	一	一、四六
鳥取	三	三	二	二、〇六	一	一	一	三四	七	一一	四	七〇〇
香川	三	三	二	一六、〇六	一	一	一	三、一一	二	三	一	一、100
高知	五	三	三	一〇、四〇	八	九	一	六、一一	二	三	一	六〇、六
福岡	七	五	五	四三、三四	10	一七	三	一四、六六	一六	一一	三	三六〇、六
宮崎	一	一	一	一、三三	一	一	一	三六	一	一	一	一一〇
長崎	一	一	一	無投票	三	四	一	二、四三	二	三	一	一六、三
熊本	一	一	一	〇、四〇	一	二	一	七六	一	一	一	四四
鹿兒島	二	二	二	七、三六	三	四	一	六、四六	一	一	一	二、三三
三重	一	一	一	一	三	三	一	二、〇六	三	三	一	二、六六
滋賀	一	一	一	一	二	二	一	二、一三	一	一	一	一〇四
岩手	一	一	一	一	一	一	一	三、六六	一	一	一	八九
山形	一	一	一	一	一	一	一	二四	一	一	一	一、四〇
石川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	六〇四
德島	一	一	一	一	一	一	一	一六	二	二	一	一、五四
愛媛	一	一	一	一	二	二	一	三、六三	四	四	一	三、五四
計	六六	四三	三六	三三、三六	一五六	一三三	一九	一六、一六六	一四九	一〇六	三六	一四六、四三

第二章　無產政黨各個の運動

第一節　社會大衆黨

1　運動の概況

昭和七年社會大衆黨が我が無產陣營における殆んど唯一の合法政黨として創成した時は、恰も世界經濟恐慌の深化と國民窮乏化の眞只中であり、その勤勞大衆解放の使命は特に重大であつたとゝもに、現實問題としてそのファッショの高潮は、この黨の態度に可なりの制肘を加へたやうである。黨從來の傳統的運動方針——ことにその公式的態度——はすでに昭和八年において反省され、可成の程度において放棄されもした。それは端的に言へば階級鬪爭主義の緩和である。が同時にこの緩和を基礎として、黨の態度および政策が著しく實際的、建設的になつた事實もまた否まれない。これは單に情勢に順應するといふ消極的態度のみから來たのではなく一面において廣汎なる中間民層へと伸びんとする黨自身の必要にもとづくものであつたらう。昭和八年六月、黨の聯合委員會において提唱された「轉換期日本の建設政策」は、この黨の右翼化の兆候を示したことは否定しがたき事實であらう。

本年度における運動は、九年度において決定した方針書に

より建設的な活動を遂行することに在つた。即ち、九年度の方針書として掲げたところの對内工作と對外工作は(一)黨組織の集結強化の爲めの統制の強化並に黨組織の聯絡の強化、(二)總べての闘爭がローマに通ずべき具體的戰略樹立の爲めの政策參謀本部の樹立、(三)多數者獲得闘爭、(四)黨員意識の高揚と幹部養成のための教育工作、(五)支持組合との關係の强化、(六)機關紙の擴大發行、(七)財政の確立を提示し、更に對外工作方針として(一)對外工作、(二)一般政治工作、(三)勞働者小作農民獲得工作、(四)小市民獲得工作、(五)農村多數村獲得工作、(六)文化工作並に外部工作を強行すべきこと等である。(詳細は、第三回社會大衆黨大會が例年十二月開催の慣例を改變して十年一月に改變開催されたゝめ十年度年鑑に記述せり)。

組織部にあつては總務部宣傳部その他書記局部門と聯絡し(一)地方合同の促進、(二)大衆闘爭の展開、(三)黨内組織の整備、(四)未組織の黨の組織化等の爲めに闘爭し、下半期において全國黨勢調査を斷行した。尚支持團體の闘爭を組織的計劃に支持した結果、その團體へ影響力を擴大し、市電爭議を應援し、又全國借家人組合との共同闘爭は同組合を支持團體とした。關西風水害救援闘爭、東北凶作救援闘爭等の大衆化の爲めに協力した。

宣傳部は地方遊説方針を確立し、辯士を派遣したが、特に選擧應援のために活動し東京大阪京都神名東北北海道九州等へ出張應援に努めた。機關紙部においては「社大新聞」を九年十二月迄に十回を發行し、教育部においては中央政治學校を開催し、新教育運動への第一歩を踏み出した。青年部においては青年隊組織大綱と青年隊行動綱領とも云ふべき操典編纂に努力した。

勞働委員會の報告によれば、本年度の活動の主なるものは、(一)第六十五議會に對しイ、勞働組合法、ロ、團體協約法、ハ、健康保險法中改正法律案並に第二回大會に於て決定されたる「産業勞働法制促進に關する建議案」及び日本勞働組合會議の「産業及び勞働の統制に關する建議案」の提出に努力したが後者のみ提出し得た。(二)全産聯經營の團體保險反對を決議して强硬抗議すると同時に遞信省案賛成を決定し其の實現を要請した。(三)東京市電爭議應援闘爭につき黨獨自の立場より支持團體と聯絡の下に應援し、(四)凶作地救援闘爭については農村委員會と協力し凶作農民を勞働者の手で救ふべく努力した。因に支持團體は次の如くである。日本海員組合九八、七八五、日本勞働總同盟四八、九六四、全國勞働組合同盟四二、一三六、官業勞働總同盟一〇、六〇六、海員協會一三、八九三、日本港灣從業員聯盟一一、四〇〇、東電從業員組合二、〇〇〇(組合員數は組合會議報告書に依る)。

農村委員會の報告によれば(一)生活保證要求運動の全國

的結集である全日本農民大會を支持して、決議を齋藤首相及び貴衆兩院議長に手交し、地方的には請願運動として展開した。(二)飯米並に養蠶鬪爭としては五月に「飯米要求鬪爭」を指令し、同時に「政府の米穀統制策の批判」を試み、政府に對し「救農臨時議會即時召集」の要請をなし、全國に「養蠶損失保證要求鬪爭」の活動を指令した。

2 諸活動・大會

社會大衆黨の總選擧對策

社會大衆黨は府縣會選擧に好成績を收めたが、更に來るべき昭和十一年の總選擧に備へるために十一月五日、神田松本亭に於て第三回中央執行委員會を開催し、第六十八議會解散要求に關する件、議會解散要求地方協議會の件、總選擧對策の件、議會解散要求地方協議會大會開催に關する件等につき重要協議を行つた。

第六十九議會解散書要請

我黨は昭和九年五月現內閣成立以來しば〳〵最近數年間我國政界を覆ふ不安動搖、陰慘なる空氣を一掃し政局の轉換を計り、政治の更改、人心の一新を期する爲め議會を解散し總選擧戰を斷行す可きことを要求し來つた、然るに現內閣は徒らに妥協と事勿れ主義に墮して、政機の澁滯と憂鬱とを助成しつゝある。我黨は更に行詰れる時局を打開し政治の部面に一新期を招來するため第六十八議會の解散を斷行し總選擧を行ふ可き事を要求す。

十二月五日、黨本部にて常任中央委員會を開催し、來るべき總選擧對策委員會の件につき協議した。

一、對策委員——三輪、片山、松永、河上、平野。資員長三輪壽壯、事務長平野學。

二、總選擧方針——(イ)候補者三十名以上を選定し十五名以上獲得を目標として黨の勢力を賭して戰ふべきこと、(ロ)選擧肅正の徹底的斷行を要求すること。

三、總選擧政策——總選擧戰に於ては我黨は政策鬪爭に全力を傾注し、全國の國民大衆に我黨の政策を徹底的に浸透せしめること、政策を左の三大項目に分ちこれを具體化すること。

1、政治機構改革に關する件——現代議會制度老廢の根本的原因を衝き政治更改の標識を示すこと。

2、財政及び社會政策——(A)今日の國際危機と非常時局の充分なる認識の上に立ち、軍事費及び國民給養費の均衡を計り、稅制の根本的改革を提唱す。(B)勞働組合法、小作法、中小工金庫法案等の要求。

3、外交政策——日滿支三國の國交の整調を期し極東平和確立のために新國民外交方策を示すこと。

右の方針に基き政策委員會並に總選擧對策委員會共同の下に具體的政策を作製すること。

本年度において社會大衆黨が活動せる部面は廣汎に亘つてゐるが、その主なるものを列記すれば、臨時工及び人夫制度廢止問題、退職積立金法案、飯米一箇年差押禁止法獲得運動

團結權擁護運動、東京市會糺彈、東京市新市域瓦斯料金値下運動、等の諸問題に對し、勞働組合或は農民組合と共同して活動した。

社會大衆黨常任中央委員河上丈太郎氏は內閣調査局專門委員に選任さる。

各部主任及部員氏名

▲各部主任——政策調査會主任喜入虎太郎、勞働委員會主任渡邊年之助、市民委員會主任飯田五平、財務委員會主任平野學、組織部事務主任酒井清一、議會部主任松本淳三、選擧部主任渡邊年之助、婦人部主任渡邊年之助、機關紙部主任藤野光弘、連絡部主任淺沼稻次郎、出版部主任酒井精一、宣傳部主任渡邊年之助、婦人部主任渡邊潛、青年部主任高瀨清。

▲勞働委員——山川宗彬、龜井貫一郎、菊川忠雄、河野密、齋藤健一、原虎一、三輪壽壯、高橋涉、岩永榮一。

▲農村委員——渡邊潛、須永好、川俣清音、稻村隆一、野溝勝、三宅正一、山崎劍二、松永義雄、高龜橋吉、杉山元治郎、片山哲。

▲辯護士委員——山崎今朝彌、細野三千雄、河上丈太郎、細田綱吉、小島利雄、阿部溫知、浦田織太郎、匹田秀雄、中島高一、野尻昌次、高畠春二、古澤斐、井伊誠一、田中義男、水谷長三郎、棚橋小虎、石井繁丸、菊池養之輔、大川修造、逸見惣作。

▲地方委員——岩淵謙次郎、工藤覺、西村菊次郎、粕谷忠雄、田中健吉、德永岩雄、橫田忠夫、日野吉雄、石田宥全、野口傳兵衞、清澤俊英、今一郎、沼田雅治、小島小一郎、須藤彊、田中利勝、八百板正、林虎雄、小田淺雄、朝倉重古、小山亮、岩上彌三郎、井堀繁雄、佐藤才五郎、石山寅吉、石橋源四郎、椚八郎、山口加藤太、高橋信次郎、福島義一、安藤國松、西尾治郎平、河本重吉、竹治豐、足鹿覺、大島吉松、田原春次、林英俊、加藤りよう造、平田嘉市、松本積善、秋山要、渡部國一、岡崎精郎、野口陽彦、久保田俊太郎、佐保高志、岩部石男。

▲連絡部員——角田藤三郎、渡邊年之助、飯田五平、淺沼稻次郎。

▲總務部員——松本淳三、渡邊年之助。

▲機關紙部員——渡邊年之助、角田藤三郎、飯田五平、平野學、高瀨清。

▲同編輯委員——河野密、吉川末次郎、淺沼稻次郎、阿部茂夫、山川宗彬、原虎一、菊川忠雄、小山壽夫。

▲敎育部員——高瀨清、匹田秀雄、白石盛一、渡邊年之助、山崎宏、河野密、淺沼稻次郎、喜入虎太郎、渡邊惣藏。

▲市民委員——江澤梅吉、小林勝美、加藤金太郎、染谷金馬、內藤宣次、川崎滿養、木下與一、平野豐、新妻清一郎、遠藤忠治、河野龜三、萩原太郎、三浦八郎、大塚實、磯崎眞助、匹田秀雄、海老澤要、嵯峨萬五郎、森居康、白石盛一、高梨二夫、西川彌作、藤卷多一(以上東京府聯合會)、笹口晃(橫須賀)、渡邊利男(橫濱)、大島新一、稻山崎劍二(沼津)、辻井民之助、水谷長三郎(京都)、葉房藏、庄健一、西村榮一(大阪)、松澤兼人、永江一夫(神戶)、佐竹新一(廣島)、菊池養之輔(仙臺)。

▲婦人部員——角田藤三郎、岩崎正三郎、高橋涉、富田繁藤、茅

野眞好、赤松常子、堺眞柄、田邊とせ、阿部靜枝、岩內とみえ、小松しま、米口祐子、菊川みき子、伊藤はる（以上）。

議會對策方針

一、明年度豫算案に對する件

昭和十年度豫算に對し左の事由に依つて我黨は反對の意を表明す。

1、全金融資本閥を中心とする所謂「健全財政」方針と產業資本軍の要請たる「インフレ强化」政策との組合細工にして統一せるイデオロギーなき非常局時對策の片鱗をすら示してゐないこと。

2、軍事豫算に過重偏倚（總數十億二千萬圓）せるのみならず所謂軍事費の使途の內容に於て大衆購買力の增進、時局匡救への轉化に對して特別の考慮統制なく、現下の農村窮乏凶作恐慌大衆危急とあまりにも懸絕せること。

3、稅制の根本的改革なしに率然として投げ出された「非常利得稅」は混亂せる思想の低迷兒であつて、三千萬圓の金額と共に極めて中間的存在であること、且つそれが直ちに工業勞働者に轉化せらるゝおそれあること。

4、概算六千六百萬圓（新規要求千六百五十萬圓）農林豫算は東北地方の凶作恐慌、全國的なる繭價恐慌、農村窮乏に對して到底それを覆被するに足らざること。

5、軍縮問題を中心とする一九三五・六年の危機のみを見て大陸に本位制の破綻、米國產業政策の前途、弗切下の見透し、日貨排斥に依る貿易の前途等に對して何等の確乎たる調査、對策なく、近く襲來すべき經濟的破局への準備すら有してゐないこと。

說明（前略）要するに我等が主張する財政方針は

1、軍事費に對して一定の基準を與へ、それが救農政策、失業對策を犧牲することなからしめ、且つ其費途に於て時局匡救の實をあぐる樣統制を計り、

2、公債の低利借替、稅制の根本改革を伴ふ歲入の增徵健全化を計り、國家が支拂者となる財政インフレーションを强化徹底せしめ、

3、農村窮乏、繭價値下恐慌、災害飢饉に對する救濟費を豐富に計上して刻下の急務に應じ、進んで土地問題の解決、產業統制の方向に進むべきことを眼目とするものである。

この根本方針への初步的、第一段階的要請の見地よりするも、昭和十年度豫算は、これを支持すべき何物をも認めらるゝことが出來ないのである。我々の反對せざるを得ない所以はこゝにある。

二、暴壓諸法令撤廢、三、議會解散要求、四、提出法案の決定、A、勞働關係法案、一、勞働組合法、二、其他、B、農村關係法案、一、小作法、二、其他、B、農村關係法、三、農村モラトリアム、四、國家委任行政費、町村交附金制の確立、C、市民關係法案、實行方法は常任中央委員會に一任。

右の第四、議會解散要求についての黨員大衆の院外鬪爭は、二月九日「議會解散要求民衆大會」を東京に開催した。東京

及び近縣の代表者約七百名出席、書記長麻生久氏を議長に推し、杉山元治郎氏の議會情勢の報告後、失業救濟國庫補助額減額反對の件等六議案並びに決議案を議決し、實行委員として麻生久氏外二十名を選任した。實行委員は直ちに議會に赴き決議を貴衆兩院議長並びに岡田首相に手交した。

決　議

吾等は勤勞民衆を代表して左の事項の即時斷行を政府及議會に要求す。一、非常時産業勞働法の即時制定、一、失業應急國庫補助額の增額、一、小作法、農家飯米一箇年差押禁止法の制定、一、勤勞市民生活の徹底的保證、一、全國債利子二年間支拂停止、一、議會の即時解散斷行、右決議す。

（四月十日付）

黨本部の指令

我黨昭和十年度全國大會は、一九三五、六年の危機突破、國民生活の給養の緊急處置として、全國債利子を二ヶ年支拂停止し、諸稅を××し、民衆責擔の徹底的輕減を計る可きことを決定した。

本運動は我黨今年度鬪爭の中心題目を爲すものであつて、それはまた同時に來る可き府縣會選擧戰並に普選第四回總選擧の前哨戰たる可きもので、鬪爭の意義は極めて重大である。全黨員は長き鬪爭の經驗と全力とを集中し、本運動を國民規模にまで發展せしめ、劃期的成果を修めるために全力的に鬪爭せねばならぬ。

本運動は全國民大衆の金融資本閥に對する宣戰布告である。この運動の意義と內容はパンフレット並にリーフレット及請願書前文の中に詳細に記述してある。本運動の具體化につき左の如く指令す。

一、運動の形態並に時期、イ、本運動は請願署名運動の形式に依る。而して請願署名人五百萬獲得を目標として、一聯合會につき最低十萬人を獲得すべく運動を二期に分ち、ロ、第一期は五月より七月末に至り、第一期運動終結を機に七月下旬東京に大會を開き運動の成果の報告を求む。第二期は八月より十二月に至り、第六十八議會開會直前東京に民衆大會を開催し、議會に請願書を提出す。

二、運動方法及び其の順序、イ、各府縣聯合會は直ちに擴大委員會を開催し黨內指導者に本運動の意義を徹底せしむべし、ロ、「本案」內容發表一大懇話會を開催すべし、1、この懇話會は當該地區の著名な重要人物、各種團體の代表者を可及的廣範圍に招待すべし、2、懇話會開催についてはその準備運動に全力を盡し、萬全を期し少くとも十日前に通知狀を發し招待者に對して招待狀と同時にパンフレット、リーフレット等を送り豫め意見を求むべし。

三、その間幹部は招待者の出席勸誘を分擔し內交涉し、缺席することなき樣萬全を盡すべし。

四、懇談會には聯合會よりの要請により本部員を派遣す。

五、懇談會の宣傳を百%にする爲め、新聞記者に招待狀及びパンフレットを送り遺憾なきを期すべし。

上述の如く本運動の出發點に最全力を集中し、氣勢を揚げ、宣傳效果を百%に擧ぐべし。出發點を誤らば運動の大衆化は困難と

知る可し。

イ、懇談會の當夜乃至翌日大演說會を開催すべし、1、會場に於てはパンフレットの販賣署名の獲得を爲す可し、2、演說會を中途に於て大會の形式に代へ決議を行ふべし、3、主要都市以外の演說會は各支部各地區に小キザミに開催し、趣旨の徹底、署名の獲得、パンフレットの販賣をなし、運動の下層への浸透に努力す可し。

ロ、自治體機關に於て贊成決議を求むべし、1、市町村會に於て意見書提出を決議せしむるやう運動する、2、產業組合、青年團等の各種團體に於て決議せしむべし。

ハ、請願署名獲得は、1、演說會、2、街頭——街頭にては署名獲得は困難なるも、運動の宣傳效果に主眼を置くこと、3、個別訪問、4、月一回位署名獲得競爭を爲し、極力大衆を動員すべし。

ニ、ポスター立看取、1、本部より送附のポスター見本を地方支部聯合會支部に於て複製貼布すること、2、パンフレットを集約してリーフレットを作製し、效果的に配布すること、3、立看板を出來る丈多く作製し適所に立掛ける。

本運動の達成を期し事務統一、連絡の圓滑を計る爲め、各聯合會はたえず運動の經過並に成果を黨本部「國債利子停止鬪爭特別委員會」宛送達し、報告すべし。（以上）

社會大衆黨第三回全國大會

社會大衆黨の第三回全國大會は、一月二十日より三日間に亘り、東京市芝公園協調會館に於て開催された。會場に揭げられたスローガンは次の如し。

一、資本主義打倒、社會主義建設！　一、主體勢力の集結强化！
一、岡田內閣打倒、議會解散！　一、產業勞働立法の卽時制定！
一、農村窮乏の徹底的打破！　一、社會大衆黨第三回大會萬歲！

出席代議員三百五名、中央執行委員長安部磯雄氏議長となり、大會は分科委員制によつて議事を進行せしめ、一般運動方針の外、二十八議案を審議し、黨本年度における根本方針を決定した。社會大衆黨は、昭和七年結黨後、わが國における殆んど唯一の合法的無產政黨として活動して來たものであるが、滿洲事變以來、急變せる社會的情勢に適應せんがために、黨活動への反省が爲され、階級鬪爭主義が緩和され、著るしく實際的・建設的な運動方向を辿る傾向を示した。それは同時に積極的に、自小作農民及び中小商工業者等、廣汎なる中間國民層への黨勢伸張の熱意を包含せるものと見てよいであらう。しかし黨內に於て、この運動方針が必ずしも全的に容認されてゐたわけでなく、本大會において、それが、昭和九年秋以來兎角問題となつてゐた廠生書記長の「陸軍の國防强化に關するパンフレット」に對する意見書を繞ぐつて、大會劈頭の空氣を緊張せしめた。黨幹部の意見は、軍部パンフレットは資本主義そのものを批判したものであり、從つてそれは資本主義機構の暴露であり、日本の國情に於ては資本

主義打倒の社會改革に於て軍隊と無產階級との合理的結合を必然ならしめる。軍部は五・一五事件の時代よりは遙かに科學的に前進し、その獨裁的傾向から稍々民衆的方法を取らうとしてゐる。軍部が合法的改革方法でなければならぬことを理解するに至つた以上は、軍部思想を可成りの程度まで支持し、大衆運動の政策に利用すべきである。軍部パンフレットを仲介として研究會を開き、勇敢に在鄉軍人會、青年團、產業組合の陣營に進出し、このパンフレットの內容に從つて反資本主義勢力の擴大强化に努力して黨の擴大强化を圖るべし。この必然に開かれたる道に對して勇敢に突進し得ざるものは社會改革運動の落伍者であると云ふのである。麻生書記長のこの本部報告における見解に對してそれは黨が從來のイデオロギーを捨てゝファッショ化したものであると爲す一派系よりの追擊的質問が出て一時黨內の思想的對立を暴露するに非るかの緊張さを見たが、追擊派の迫力は案外微弱であり、本部の氣勢に押され昭和十年度一般運動方針の說明書等により黨最近の行動は何等の從來のイデオロギーの變更を意味するものではなく、あくまで階級鬪爭を基調とし無產者の黨として解放運動を展開するための工作の一態樣に外ならぬとの力說によつて、その疑惑乃至誤解を一掃したかの觀を呈した。殊に第三日の「全國債利子二ヶ年間支拂停止に關する件」なる謂ゆる爆彈動議の提案は、會場の空氣を一新して茲に集中し、無事大會を終了した。

昭和十年度一般運動方針

本部河野密氏によつて說明されたる昭拾十年度一般運動の方針は次の如くである。

先づ從來より異る點は（一）方針は極めて單的に表現してあること、（二）內容は具體的にして、一般的政策（別項）が核心をなすこと、（三）平凡なる事實を平凡に述べてゐるに過ぎぬこと、（四）現實の問題に對する「イエス」と「ノー」とがはつきりしてゐることと、——社會大衆黨は唯一の「反資本主義政黨」であるといふ自信と誇りとを持つ。何故か。社會大衆黨は唯にかゝる觀念を有するのみでなく、資本主義打倒のための發條を握り、これに代置すべき建設の動力を保持してゐる。更に來るべき社會建設の擔當者たる勞働者・農民・市民・大衆を鼎足としてその上に築かれてゐるからである。吾人は結黨以來既に三ヶ年の日子を經過したが、黨綱領に示されたる立黨精神、建設大綱に揭げられた具體的建設目標は不變である。否むしろ社會的動搖の試練を通じて、愈々その光芒の赫耀たるをすら覺ゆるのである。しかし乍ら激動期の三ヶ年は平常時の數年、數十年に倍する社會狀勢の變化を齎らす。內外の情勢は急テンポを以て疾走しつゝあるが故に吾人が唯一つの固定せる目標に安住し、公式的なる運動方針に偸安するならば、吾人は時流の外に放擲せられ終るであらう。不斷に繼起する具體的事象に對して常に躍動せる方策を有ち、一世を叱咤し、劃策することこそ社會的先覺者としての吾人に課せられたる任務である。立黨の理想

は瞬時も忘れてはならぬが、同時に現實に卽しては彈力ある戰術を以てこの理想實現のための方策を建てねばならぬ。この理想に燃え、彼岸に到達すべき具體的の「橋」を事象に卽して架することが、昭和十年度に於ける吾人の一般運動方針である云云（大要）。

一、一般政策

イ、國際政策

我黨の國際政策は、滿洲事變に對する批判以來、國際聯盟脫退反對、日蘇不侵略條約の提唱、日支和平工作の促進等、一意平和を基調とし、資本主義戰爭の危機防止を眼目として來た。當初白眼を以て迎へられた我黨の國際政策も、今日に於て多くの支持者を得來つたのは吾人の極めて欣快とするところである。我等は更に左の具體策を提唱し、本年度に於ける運動の基準を示す。

一、自足・孤立・ブロック經濟主義に反對し、新なる原理に基づく國際經濟の再建を目標とし、具體的には新國際經濟會議の開催を提唱す。

二、滿洲國の經濟建設に對して、（イ）治外法權の撤廢、鐵道附屬地、その他滿洲國に於ける一切の權益を讓渡しその統一的な經濟工作を助け、（ロ）北鐵讓渡成立の曉は、「滿鐵」と共に滿洲國の國營と爲し、（ハ）嚴に資本主義政策への逆轉を警戒阻止すべし。

三、日支懸案の解決に向つて努力し、對支平和工作の方針に則つて日支提携の實をあぐべし、對支不干涉の方針を樹立し、北支に於ける武力的暗雲を一掃す可し。

四、日蘇不侵略條約を卽時締結して、極東に於ける平和工作に一步を進め、以て滿洲國に於ける經濟建設を助け、併せて國內に於ける大衆を軍事費の重壓より脫脚せしむ。

五、進行中の軍縮問題に關しては、國際和平を基調とし、從來の總括的比率主義を廢止し、國防安全感を基準として徹底的なる軍縮をなし、建艦競爭に陷るの危險は嚴に警戒し以て國民大衆に負課さるゝ軍事費を經減し國民生活の安定に資す可し。

六、軍縮會議の成否を決定する一助として太平洋安全保障條約を締結し、太平洋上に橫る暗雲の一掃に努力す。

ロ、國內政策

國內政策の主要問題は、勞働政策、農村政策、市民政策、財政々策、等々とすることが出來る。而してこれ等全般を貫くところの基本的政策として、我が黨は大衆インフレーション政策を提唱し、勞働賃銀の値上げ、大衆購買力の增進、大衆生活の安定を策し、以て資本主義補强工作としてのインフレーション政策の欺瞞に對抗して來た。吾人は今日に於て尙この政策の適正たることを强調するものである。而してこの大衆インフレーション政策は、勞資の問題、生產者と消費者の問題、財政改革の問題等あらゆる問題を包含するのである。

我が黨は大衆インフレーション遂行のための政治、經濟、財政に亘るあらゆる機構の改革を要請し、またこれが遂行のため國家的機關の設置を要求する。而して、この統一的なる機關の統制の下に、大衆インフレーションの誤りなき施行こそは、現下の「行

詰り」に對する對應的にして　且つ好望的なる唯一の方策なりと信ずる。

以下列擧する各部門政策は、全般的なる政策の一翼をなすものである。

一、勞働政策。包括的なる「産業勞働法」の制定を眼目とするものである。（勞働政策に關する件參照）

二、農村政策。農業農村の全面的運動を主眼とするものである。（農民運動方針參照）

三、市民政策。反ファッショ運動の要素として市民獲得の鬪爭である。（市民運動方針書參照）

四、財政々策。（イ）稅制の根本的改革をなし、統制の體系を財産稅、相續稅、土地增加稅となし、地方稅はこれが附加稅主義に依り消費稅を徹底的に整理合理化し交付金制度の確立を期す、（ロ）稅制の根本的改革を前提として增稅を斷行す、（ハ）軍需インフレに依る「非常利得稅」、産業統制による「獨占利得稅」の發行に努力を捧げる。（ニ）公債の低利借換を斷行す、（ホ）軍事費に對する基準を示し、軍事費に依る重壓より免れしむ、（ト）大衆インフレの方向に向ふ中小商工業融資、農村救濟資金の融通、失業救濟事業の起工等を大規模に行ふ。昭和十年度豫算案に對して別項參照。

先にあげたる活動方針に則つて、次の具體的目標の達成を本年度の仕事とする。

一、來るべき總選擧に於ては、全國委員會に於いて決定せる選擧區の擴充を計り壓倒的多數を獲得するために準備工作を進む。

二、全國的なる府縣會議員の選擧鬪爭を强力に戰ひ地方における黨勢の擴大を期する。

三、勞働組合、農民組合との關係を密接にし黨の基礎を鞏固にする。具體的には日本勞働組合會議、全國農民組合、日本農民總同盟との間に常設的の聯絡機關を設け、進んで現在黨支持外にある勞農組合に積極的に働らきかける。

四、諸種の文化團體、進步的團體に働きかけて黨に對するシンパ網を擴大する。

五、黨意思の發表機關を充實して、黨の立場を絶えず一般大衆に呼びかけて行く。具體的には機關紙の充實、パンフレットの發行に努力を捧げる。

六、敎育活動を積極的にして理論的精練につとめ、知識的分子の吸引に資する。

八、黨財政の確立をはかる。

全國債利子二箇年間支拂停止に關する件

大會第三日目に謂ゆる爆彈動議なるものが中央執行委員會より緊急提案せられた。「全國債利子支拂停止に關する」議題であり、河上丈太郎氏の說明、龜井貫一郎、三宅正一兩氏の贊成演說があつて後、滿場一致可決された。可決案は翌一月十三日代表委員によつて貴衆兩院議長並に政府當局に陳情せられた。

（主　文）

所謂一九三五・六年の危機に際し、政府は、非常時突破の緊急的處置として、全國債百億圓の利子を、昭和十、十一の二箇年間、支拂ふことを停止し、以て國民生活の給養に資すべし。我黨は、これが目的貫徹のために全員死力を盡して戰ふべし。

（理　由）

一、日本資本主義は、昭和二年の金融恐慌以來斷續的に激成せる恐慌過程において××に瀕せる金融資本救濟の手段として露骨に公債制度を利用し、昭和七年度末の國債總額五十一億圓は、今やその倍額百億圓の巨額を示しつゝあり、而してこれに對する支拂はるゝ利子は、昭和九年十一月末に於て外國債未償還額十四億八百三十萬圓に對し、爲替安の關係より一億四千萬圓を算し、內國債七十二億三千三百萬圓に對しては、約三億三千萬圓、計四億七千萬圓の利子を支拂ひつゝある。

二、前記國債總額八十六億四千萬圓は、昭和九年十一月現在の數字なれば、九年度發行の公債殘額四億一千萬圓と、更らに十年度豫算案計上の公債發行額八億三千三百萬圓と加算すれば、昭和十年度末に於ては國債總額九十八億八千三百萬圓となる。而してこれが一ケ年の利子は、約五億二千萬圓に達せんとしてゐる。

三、かゝる國債の急激なる增大は一つは昭和二年の金融恐慌以降の金融資本財閥救濟策の結果であり、それは夙に我々が指摘したところである。今一つは最近に於ける軍事費增大の結果によるところの、主として資本家階級の增稅回避策に依るものである。

四、卽ち資本家階級は自己の貨幣資本增殖手段として、最も安全にして、且つ確實に利潤の保證されたる公債に投資して來た。その結果、日銀と大藏省預金部を極度に利用し、加速度に公債の銀行集中を策し、今日に於ては普通銀行、貯蓄銀行及び信託會社に集中せしめられた國債高は、內國債總額の四四%に達し、三井三菱安田第一住友三和の大財閥所有高はその四三%を占むるに至つた。

五、かゝる國債の大銀行への集中は、金融ブルジョアジーの國家財政支配の確立の表徵である。しかし彼等のかゝる日銀マーケット・オペレーションによる公債の大銀行集中策も所謂軍事インフレーションと相併行して進み遂に公債消化力問題を中心に、その矛盾は、暗礁に乘り上げた。こゝにおいて藤井前藏相は公債漸減主義による所謂「健全財政」を採用せんとしたが、臨時利得稅問題を示唆するものとして資本家階級は一齊に反對し、高橋氏を再び藏相の椅子に着かしめたのである。

六、然して昭和十年度豫算　總額二十一億　九千三百萬圓のうち、租稅收入は八億二千萬圓といふ今日の國債利子を國家が金融資本家に支拂へば、殆んど國家の基本的收入は絕無となるが如き、財政の不均衡狀態を示し政府は公債政策の矛盾と相俟つて、この不均衡狀態の打開策として必然に、郵便、鐵道運賃、煙草、鹽等の値上げ及び一般的消費稅の增稅回避策に依るものである。今一つは最近に於ける軍事費增大の結果によつて一般大衆に尨大な犧牲を强要せんとしつゝある。

七、かくて、公債政策を中心に今や金融資本とその利拂者たる國民大衆の利害とは、露骨に對立するに至つた。然れば吾々は六千萬國民大衆の生活不安と所謂「三五・六年危機」の非常時突破の唯一の手段として、金融資本の不勞所得たる國債利子の二ケ年支拂を停止し、以て國民大衆負擔の徹底的輕減を計らんとするものである。これこそがまた全國民大衆の全金融資本戰に對する宣戰の布告である。

（實行方法）

一、本案を我黨代議士を通じて議會に提出せしむべし。

三、本運動は勞働者、農民、中小商工業者、軍人、官吏、下級俸給生活者等の凡ゆる國民階級を動員し、一大國民的大請願運動を我黨起動のもとに、卽時全國的に展開せしむべし。

大會宣言

外には國際危機の狂瀾を見、內には農村窮乏の重壓を見る。「非常時」を叫ぶ彼等の聲漸く空ろならんとする時、大衆の憤激は我等の脚下に燃え上らんとす、策は彼等になくして我等にある。道は開けずして我等の前途に開ける。見よ、時代を達觀することなき人々の彷徨を、空素なる反動者流の亂舞を。議會は今眼前に開かれつゝあるも何處に大衆の眞實の叫びがあるか。今こそ我等の主張を高々揚ぐべき時である。我等の理論を以て一世を警策し指導すべき時である。我黨昭和十年度大會は卒直にかく宣言し、廣く大衆と共に進まんとす。窮乏農村モラアリアムの斷行。大衆インフレーションの徹底。國債利子二ケ年の支拂停止。資本主義戰爭の危機防止。新國際經濟會議の開催。資本主義打倒。

十年度役員

委員長安部磯雄、書記長兼會計麻生久、會計監査吉川守國、和田操、爲藤五郎。

中央執行委員（百六名）、本部、勞働組合、市民團體より（三十八名）、地方支部より（六十三名）、缺員五名、合計百五十四名（氏名略）。

第二節　國家主義的諸政黨

概說——共通運動

昭和十年度における國家主義運動につき、各政治的・思想的諸團體の共通にして且つ特徴的なるものは、天皇機關說排擊運動、國體明徴運動、およびこれを契機として國家主義的諸團體が、活潑に活動を開始すると共に、各團體に內在する諸矛盾を淸算し、愛國諸團體の統一戰線運動を企圖し、自己の活動を擴大强化せんと努めたことに存する。特に秋の府縣會選擧戰に進出して從來の行き詰りを打開し、國家主義を天下に宣揚せんとしたことを忘れてはならぬ。

天皇機關說問題は、第六十七議會において問題となつた美濃部博士憲法學說を中心とするもので、これに對する愛國諸團體は、本年度はじめての好個の活動題目を得たのであつた。

機關說排擊問題は必然に國體明徴運動に展開し國家主義的鬪爭に通路が開かれ、各團體は宣言や指令を連發し、自由主義に對して鬪爭をつゞけた。

しかし國家主義諸團體内に伏在してゐたイデオロギーの不統一乃至は幹部間の感情的對立、指導方針の不一致等が表面化し、分裂と清算の過程が繼起し、全體としては著しい進展を見ることができなかつた。特に從來國家主義陣營内にあつて指導的勢力を有してゐた神武會が、會頭大川周明氏の事件によつて解散し、新日本國民同盟の醜惡なる内紛問題、政府の暴力團檢擧と大本教不敬事件とその撲滅政策による昭和神聖會の崩壞等により、全面的な活躍が阻害された。たゞこの間、昭和維新斷行の主動的地立を占むるための中核的組織として、北斗クラブが結成され、愛國諸團體を糾合し、八月會の創設によつて右翼團體の統一戰線問題が協議せらるゝに至つたこと、秋の府縣議選擧戰への進出が企圖せられたこと等は注目に値するものである。かく戰線統一が問題となり昭和維新への中核的組織が要求され、地方議會への政治的進出が開始せられたにも拘らず、國家主義運動の現實の活動的效果はさほど目ざましきものでなく、むしろ國家主義的風潮の全國的なりしため世人の期待の大なりしに反して、不振の一年であつたと言はねばなるまい。

右の共通なる諸運動と共に、隨時勃發した諸問題について愛國團體獨自の立場から、それ〴〵社會に訴へるところがあつた。例へば伊エ戰爭についてのエチオピア救援運動、北支自治應援運動、臺灣自治制反對運動、眞崎教育總監の更迭に關しての軍部内の問題への活動、陸軍パンフレット支持運動、床次遞相の五十萬元事件への聲明等がそれである。本年度におけるかゝる諸運動を通じて著るしい躍進を見なかつたとは言へ、軍縮會議の決裂、各國の國際的對立と世界危機の切迫、日支、日滿ソ諸關係は國家主義陣營の積極的活動への客觀的狀勢を爲すものである。かくて國家主義諸團體は、對内的にも對外的にも尙ほ幾多の問題を殘しつゝ本年度の活動を終つた。

府縣會選擧と愛國團體

本年九月二十一日より十月十四日にかけて二府三十七縣に亘る府縣會選擧が行はれたが、國家主義諸團體においては議會進出への是非論が春頃より鬪はせられたことゝて、選擧戰は相當の興味を以て觀察せられてゐた。

國家主義的諸團體は、本年度初めより天皇機關說問題、國體明徴運動等にその鬪爭目標を把へて活動し、引きつゞく國際的危機と國家非常時との叫びに歩調を合はせ、特に既成政黨への一般不信傾向が釀成されてゐたといふ客觀的情勢より して選擧戰においては有利の立場に置かれたるが如くであつ

たが、實際の經過はかゝる一般的豫想を裏切り、著るしく活潑なる鬪爭もなく、立候補者も無產政黨に比して甚だ少數であつた。

右翼諸團體の總括的結果は、立候補者數三十五名、當選者數十二名、一人當得票數千八百四十八票、總得票數六萬四千六百八十九票、當選率三十三パーセントであり、その成績の詳細は次表の如し。（研究所雜誌、第二卷十二號、八六頁―八七頁）

選擧地區（府縣）	定員	候補者氏名	得票數（最下位當選者得票數）	當落	備考
西磐井郡（岩手）	二	3 九、二一三	渡邊　明	二、四〇六（三、三五八）	3 落	明倫會
仙臺市（宮城）	六	11 三、八九五	上名川武雄	四八七（二、〇三六）	11 落	皇道會
名古屋中區（愛知）	七	13 三四、九二四	山崎　常吉	二、一五一（二、七〇六）	10 落	（前）忠孝勞働
南區（同）	五	10 二八、〇九八	佐藤　三郎	四二三（二、九七二）	10 落	新海員系
大津市（滋賀）	三	6 八、二九四	矢尾喜三郎	一、五八三（一、五八二）	當	勞働同盟勤勞民衆同盟
蒲生郡（同）	四	6 一六、七一三	池野　茂	二、三九二（二、四四八）	次	同
中京區（京都）	四	8 二一、七六四	長村清之助	一、二五三（一、二五二）	當	明倫會
東山區（同）	三	7 八、五二三	宮松　清	七三七（二、〇四〇）	5 落	皇道會
上京區（同）	六	11 一九、六四〇	橫田　大勇	一、八三三（一、五五九）	當	明倫會
東成區（大阪）	五	9 二一、二七四	吉川　常二	三一八（二、七三八）	8 落	皇道會
旭區（同）	二	8 一四、七五一	大橋　治房	二、五〇五（三、〇〇〇）	4 落	大日本國社黨
同（同）	二	8 一四、七五一	永島　義高	三五一（三、〇〇〇）	8 落	生產黨
住吉區（同）	四	11 二〇、四三五	手島　剛毅	一、三八一（一、七六二）	7 落	新日本國民同盟
北河內郡（同）	二	4 一六、八七三	寺島宗一郎	四、七三〇（五、一三七）	次	皇國農民同盟
印南郡（兵庫）	一	2 九、四二六	高橋　松二	二、三三一（七、〇九五）	2 落	愛國社同盟
南葛城郡（奈良）	二	5 五、三三〇	清原　一隆	一、〇九三（一、二八〇）	次	大日本國社黨
鞍手郡（福岡）	二	5 一三、九三六	大年　利一	二五〇（三、三〇七）	5 落	愛國政治同盟
田川郡（同）	四	8 三三、八一九	菊地　勇	二、一二四（三、六六九）	7 落	同
浮羽郡（同）	一	3 九、九三六	稻富　稜人	四、五〇三（四、五〇三）	當	日農、皇道會
長崎市（長崎）	六	9 三三、一三三	今村　等	一、〇七三（三、三三九）	8 落	愛國政治同盟
松山市（愛媛）	三	5 八、七一〇	檜垣喜太郎	一、八六七（一、九五七）	次	明倫會
綾歌郡（香川）	五	8 二一、八七五	藤本　金助	七六三（三、二七一）	8 落	皇國農民同盟
東山梨郡（山梨）	四	6 一三、一三三	松澤　一	一、九三〇（一、九九二）	次	皇道會

中巨摩郡（同）	四	6	一四、三四五	小野 永雄	五、五五六（一、八〇五）	最高當	同
北巨摩郡（同）	四	7	一三、一〇八	蔦木 武士	二、〇六一（一、〇六一）	當	新日本國民同盟
甲府市（同）	四	6	九、九三九	今井 新造	三、八七三（一、二三七）	最高當	明倫會
東筑摩郡（長野）	四	6	二〇、五三三	和合 恒男	三、四三三（三、四三三）	當	自治農民協議會
香美郡（高知）	三	5	一〇、一三九	幾井 眞水	一、六七九（一、六七九）	當	農民組合
安藝郡（同）	四	7	九、三五五	岸野 靜男	六九八（一、四一八）	6	落 同
同（同）	四	7	九、三五五	森澤房五郎	四二一（一、四二一）	7	落 農道會
長岡郡（同）	三	5	九、一〇八	北村 晴記	二、〇四六（一、八二六）	最高當	同
同（同）	三	5	九、一〇八	藤川千萬太	二、〇〇〇（一、八二六）	2	當 農民組合
土佐郡（同）	一	4	三、九九七	吉本 幹夫	八二七（三、〇〇八）	3	落 農民組合
同（同）	一	4	三、九九七	西村繁太郎	二、〇〇八（三、〇〇八）	當	農道會
志太郡（靜岡）	四	5	三、八四七	青島 今治	一、六三五（四、三二七）	次	自道會

愛國諸團體の選擧戰における不成績は一般に次の如き諸原因を擧げることができよう。（一）愛國諸團體が選擧への進出につき、明確な意識と積極的行動を採らなかつたこと、（二）國家主義諸團體の戰線統一が不完全であり、統一的・組織的勢力が微弱であつたこと、（三）立候補者の地方的地盤が微弱であつたこと等。

皇道會の指令――我が皇道會が近く行はるべき府縣會議員選擧に臨んで候補者を擁立する所以のものは、決して功名利錄を爭奪すんがためでもなければ、地位權勢を獲得せんが爲でもなく、眞に國民代表として眞劍に政界の淨化、議會政治の刷新、地方自治振興に努力し、以て皇道政治徹底に貢獻し國民全體の利益幸福に寄與せんとする誠意の發露に外ならない。

皇道會のスローガン――不正選擧は吾等の敵、明るき縣政は正しき投票なり、選擧は皇道主義で、縣政の善惡は一票に決す。

愛國政治同盟の選擧對策

一、選擧方針、（イ）天皇政治の本質を徹底化する啓蒙運動たる效果を充分發揮する方法を採ること、（ロ）候補者人選を嚴にし選擧區に於ける人格的の信望を有し眞に地方自治國家を憂ふる至誠の人材をその資格條件とすること。

二、政策、（イ）農村の不公平にして過重なる稅負擔の輕減を條件とする地方財政調整交付金を交付すること、（ロ）中小商工業者に對する納稅過重認定の是正、（ハ）地方財政交付金の一部と地方有閑層の新課稅とによる災害保險の確立、（ニ）地方産業開發に關する恒久策の樹立……竹林の資源開發の指導に當るべき地方開發指導員を國又は府縣に於て養成し町村に配置すること。

三、スローガン――中央をおさえ地方を救へ、口先上手な政黨に乘るな。

大日本國家社會黨スローガン

一、地方經濟救濟のため全國的緊急德政卽時斷行、資本主義の××、國民生活の再編成、自由とパンの新日本建設、陛下の赤子同盟に一人の飢者も根絶せよ、資本主義による餓死の自由か國家社會主義の生存の自由か。

愛國勞働運動の統一戰線

愛國運動が潑溂たる活動を期待されたにも拘らず、その內部的對立と淸算の過程を繰返し、戰線の統一を企圖しつゝも未だ一大勢力に結成し得ざる狀態にあつたが、愛國勞働運動界においては、この國家主義的風潮の刺戟を受けて、その戰線統一と强化に向つて一歩をすゝめた。

本年度上半期において、日本勞働運動界の指導的立場にあつた海員組合の幹部排擊を契機として新日本海員組合が結成され、中部港灣勞働組合は、港灣從業員組合より分離して日本主義戰線の陣營に走り、日本港灣勞働組合を創立した。五月に至つて東電內にあつた愛國團體たる護皇會と愛國同志會とが新に東電愛國同盟を結成し、名古屋における勞働組合全國評議會より山崎常吉氏が國粹主義へ轉向し、全評より除名されたが、中部地方の勞働組合はこの事件より漸次國家主義的傾向となつた。九月二十九日、日本勞働組合會議第四回大會に際し、日本勞働組合總聯合がメーデー對產業祭問題に關し國家主義を主張して組合會議を脫退したことなどにより、日本主義的勞働運動の情勢を造り出した。

八月二十六日大阪に結成された八月會は、日本主義勞働組合戰線統一に拍車を加へんがため、堂ビル・ホテルに愛國勞働組合會議第一回準備會を開き懇談するところがあつた。當日出席した團體は、日本勞働組合總聯合、新日本海員組合、大日本勞働組合協議會、勞働同盟、產業軍、皇國農民同盟の六團體。

中部地方にあつては十月五日中部勞働聯盟の發起により、日本主義勞働組合の統一戰線確立のために、日本勞働組合總聯合を中心に懇談會を開き、十一月十四日に日本主義勞働團體中部地方協議會を結成した。參加團體は總聯合、中部勞働聯盟、中部港灣勞働組合、大日本忠孝勞働組合、日本革新勞働組合等。

東京地方においては十月二十六日、芝協調會館において日本主義勞働團體の戰線統一懇談會が開催された。提唱團體は總聯合および日本產業勞働クラブで、參加團體は、このほか新日本海員組合、東電愛國同盟、大日本勞働組合協議會等、全部八組合四十七名の代表者出席し、「愛國勞働組合統一促進關東地方懇話會」を結成した。

かくの如く愛國勞働組合の戰線統一運動は、東京、名古屋、大阪の大都市において、漸次具體化し、國家主義思想團體の

天皇機關說排擊、國體明徵運動、これと共に運動を開始した軍部鄕軍の强硬なる態度と歩調を合はせ、昭和十一年度の活動へ入らんとしてゐるが、愛國諸團體および日本主義勞働組合戰線内には、尙ほ一貫した具體的な指導方針の確立が達成せられず、統一戰線運動が要望されつゝも、それが現實的勢力として結成せられるまでには、尙ほ幾多の破亂と内部的清算の過程を經なければならぬ諸問題が伏在してゐるが如くである。

新日本國民同盟と内紛問題

新日本國民同盟は昭和七年一月に、日本國民黨準備會として結成されたものであるが、その後、日本國家社會黨と共に國民日本黨を樹立しようとして成らず、國民主義の一般的後退と共に同盟内の思想的分裂を來したが、昭和八年七月以後、一應の清算を果し爾來佐々井一晁氏を中央總務委員長に推し、神田兵三、野本義松氏等が之を助け、(一)皇道政治の徹底、(二)資本主義機構の打倒、(三)國家統制經濟の樹立、の三政策を基本とし、九年度においては國民生活窮乏打破の請願運動をその具體的内容として活動してきた。就中農村救濟當面の對策としては、(イ)肥料生産販賣の國家管理、(ロ)米穀國家專賣、(ハ)乾繭の國家專賣、(ニ)農村モラトリアムの實行、(ホ)救濟土木事業の施行等を掲げた。本年における同盟の主要活動の一つは、「國民窮乏匡救請願署名運動」であり、二月一日より三月十五日までを第四期とし、該運動への指令を發した。指令の大要は次の如し。

第一　運動の根本的指導原理。我等の運動は曠古の聖業たる昭和維新の完成扶翼にある。謂ふ所の昭和維新とは、自己亡失、自己歪曲の泥土に遺棄されてゐる現下の皇國日本をして、建國の本義に基く天皇政治の徹底する新日本の再興完成である。別の言葉で言へば、萬邦絶無の國體眞姿の顯現である。これこそが昭和維新の本義であると共に我新日本國民同盟の一切の運動の根本的指導原理である。

第二　國家改造の本義。(前略)我等の念願する所の國家の改造は、天下億兆一人も其の處を得ざる時は皆朕が罪なりの大御心が下萬民に徹底する國體の眞姿を中外に顯現し、以て建國の本義に基く眞日本を完成する事である。これが根本であり、これが總てである。現に今少しこれを説明すれば、我等の期する國家改造は、皇國日本の政治機構、經濟機構、對外國策、國民生活、國民思想、國民體育等々、國家生活、國民生活の一切が國體の原理に立脚し、國體原理を中心とし、國體原理に統一せられたる新しい體系の下に編成替へをすることである。これが我等の念願する所の國家改造の本義である。(後略)

第三　改造の目標。國家改造の目標は國體原理に基く天皇親政の十全的確立である。(中略)皇國日本が本來の眞姿を亡失歪曲しつゝある根本的禍根は、國家産業財閥資本家による私有獨占に在

るのである。全權が政治も經濟も法律も道德もその他國民生活の一切を左右して居る今日の建前が國家改造を必要とする總ての根源をなしてゐるのである。かくして産業大權の確立――現資本主義機構の打破が國家改造の第一目標となるのである。

第四　改造政權の確立。産業大權の確立を目標とする資本主義機構の打破は、國家改造内閣の實現の實現を絶對的前提條件とし、この改造内閣の實現に依つてのみ可能である。（下略）

第五　運動の形態と組織の重要性。（前略）昭和維新の聖業扶翼の途は、赤子が、大御親にすがり訴へ奉る所の國民運動の外にはないのである。我が新日本國民同盟が全精力を傾注して展開しつゝある「國民の窮乏匡救請願運動」は、以上の大精神に立脚した唯一の合法的國民運動としての昭和維新實現運動である。（下略）

天皇機關説問題については三月十八日村本部指令を出したが、その鬪爭目標は、（一）美濃部博士一切の公職辭職、（二）美濃部博士の著書の發禁、（三）岡田首相の引責辭職（議會における首相の答辯は國體の本義に關して認識不足にして輔弼の資格を缺くものなり）（四）一木樞府議長の引責辭職、（五）天皇機關説を信奉する學者の官公私學園よりの一掃、（六）天皇機關説並に同觀念全般、及びそれに基く一切の言動の徹底的撲滅。

昭和八年七月以後、一度清算した本同盟は、九年春頃より再び同盟内の對立が醸成されてきた。本年二月の大會後は、同盟のイデオロギーや運動方針について客觀的誤謬を生じ、内部機構改革問題が起り、この問題を繞つて幹部間の内紛が惹起された。しかし直接の原因は、從來財政方面の擔當者野本氏の工作によつて同盟の財政がやゝ安定すると共に、野本氏の地位が輕視され、組織部長神田氏と感情上に齟齬を來し、更に運動方針についても、佐々井總務委員長、神田組織部長の見解と野本氏のそれとは對立した。五月末に菊水會の名による怪文書は、佐々井・神田氏の本部派ブロックと野本氏との感情的正面衝突にまで激化した。怪文書は野本氏の信用を失墜せしむる意圖を以て、徹底的に中傷を試みたもので、野本氏が資金部であつたゝめ、資金の出先、軍部方面へも配布された模樣である。野本氏はこれをば、佐々井・神田一派の排斥逐放策であるとして爭つたが、同時に反本部派たる高橋忠作氏一派は、かねて同盟の運動方針に慊らず思つてゐたので、かゝる人事問題の紛糾は同盟の運動方針の確立せざるがためであるとし、同盟本部組織の改革を提言した。しかしこれも決定を見ず、本部對反本部派の抗爭が複雜化した。

高橋氏の改革案は「行動的合法改造團體として確固そる指導方針を樹立し、反動期を乘切るための組織再編成」を主眼とし、總務局の强化を計り、部外の人材を抱擁し、新進分子を拔擢し、顧問部の設置を要求したものであるが、佐々井氏一派は、高橋氏一派の改革問題提起を以て同盟の實權を掌握しようとする野望なりとして斥け、ために兩派の軋轢は深刻化し、七月二十五日に至り、全國中央常任總務委員會において、野本、神田兩氏は人事問題の責任を責ふて辭任し、佐々井氏も亦その責任を責ふて辭表を提出した。

佐々井氏の辭表提出には反對者多く、之を撤回したが、依然として同氏の責任を追求する反本部派と責任なしとする本部派との抗爭が繰返され、本部機構改革案の討議も決定的な案を得るに至らなかつた。翌二十六日、規約改正起草委員會は原案を作製し、同盟は滿川龜太郎氏を中央總務局長に推し、決議機關、執行機關を決定し、改革案も一時好望であつたが、結局原案不成立となり、本部派、反本部派は更に激化し、聲明戰に展開した。九月に入つて同盟の長老格たる滿川氏は、「本部の醜體忍び得ず」となし、同盟脫退の聲明を爲し、脫退理由を公けにした。

理由書の要旨は、最初滿川氏は佐々井、神田兩氏の言を信じて之を支持したが、深刻なるを知り、野本氏の聲明を讀んでから、事實の眞相の複雜であること、氏は佐々井氏ら本部派と抗爭する意志はなく、一日も早くこの醜爭の渦中より脫し、全く別個に、書を作製して野本氏を責むることが不可能になり、殊に怪文書を作製して東京を去らしめし經緯、新聞記者買收云云、同盟を共匪と誹謗し惡らつの冒瀆の工作をした一派の不德は士人をして眼を掩はしむるものであること、これは手段の問題でなく、精神の問題であること、氏は佐々井氏ら本部派と抗爭するの成行を憂慮しつゝも、委員長の魂の革命の上から醜爭の渦中より脫し、全く別個に、御奉公がしたいといふに在る。

新日本國民同盟の内紛は、時日の經過と共にいよ〳〵深刻化したが、佐々井氏等の本部派を非なりとする一派は新たに新日本國民同盟革正會を組織し、同盟本部革正の猛運動を起し、九月二十一日左記の如き檄文を全國同志に配布した。

全國の同志に檄す

先に佐々井、野本、神田三者に對する醜怪なる人事問題の前後措置として、去る七月二十四、五兩日、全國中央常任總務委員會が開催され、本部機構再建案が上程されたことは、既に御熟知の事と確信致します。

然るに該人事問題の當事者の一人であり、重大な政治的責任を負ふべき地位にある佐々井委員長は自己藥籠中の少數策動分子を使嗾して正邪曲直を謬らしむるが如き言動に沒頭し、あらゆる惡謀をめぐらして純眞至誠、本部革正に邁進する我等を逆に陷穽せんとしつゝあり、爲めに全國組織は動搖して歸趨に迷ふの實情であります。

上記三者の人事問題並に其後の事實となり、同盟が如何なる姿で更生するかは萬目の凝視するところ、此際健全なる本部の再建は一瞬一刻の急を要するところでなければなりません。我等の大先輩と仰ぐ滿川氏の如きは事態の成行を憂慮しつゝも、委員長の責任ある解決を待望されてゐましたが、最早や委員長に一片の誠意すらなきことを認められ、失望の餘り、聲明書を發表して進退を決するとさへ側近者に洩らして居られます。日本主義改造運動の大先達であり、我等の崇敬私淑して已まざる滿川氏をして、わが同盟の將來に望みを絶たしむるが如きことありては全國三萬の同盟員として何の面目あつて同胞に見えんやであります。既に今日となつては、佐々井委員長の

頑迷不靈、政治的責任を解せざる態度が、革正運動を妨碍する最大の癌であることが明白なる限り、之以上委員長を通じて我等の目的を遂行することは絶望であります。目下事態の急速なる解決を期して上京せる新潟の柄澤、群馬の大塚兩君は、去る二十一日緊急中央常務委員會の開催を委員長に迫り當日は本部樓上において委員長は出席を回避して所在をくらまし、逆手に東京支部協議會の名を冒用して陋なる攪乱的聲明書を發表するに到りました。

茲に於て我等は深く決意するところあり、二十一日の席上において善後策を講じ、最後手段として革正會を組織し不純分子の策動から全國の組織を防衛することに致しました。後揭の參加支部は上京支部又は既に聯絡のとれた分だけですが、汎く全國の各支部並に熱血の同志の協力結束を要望する 次第であります。追て三者内紛の眞相は同盟の威信保持のため極力發表を避けたいのでありますが、事茲に及んでは眞相不明瞭なることが却つて解決を遷延し、同志諸兄を誤謬に導くものなることを虞れ、近日中斷然發表することに決定、目下印刷中であります。滿川氏の進退は未決定ですから、極力慰留、擁立のために御協力を切望します。

革正會の内容

新日本國民同盟革正會は

一、我等は中央常任總務委員長佐々井一晁氏並びに前地方部長野本義松氏、前中央部長神田兵三氏の三者に絡まる醜惡なる人事問題勃發以來の同盟内部の紛爭を解決し潰滅狀態にある本部の再建を期す。

一、我等は現下の政治情勢、國際情勢並びに改造運動の萎縮せる實情に鑑み、最大最强の大衆組織を有する我同盟を速かに統一强化し、毀られたる威信を恢復し以て全改造戰線に積極的に進出を期す。

かくて革正會は十月二日第三回世話人を開催し、機關紙の發行、本部行動隊組織等萬端を協議し、本部派と對立を明確にし、ついで本部紛爭事件の詳細なる經過報告を發表し、世話人を左の如く決定した。

木島完之、田島啓邦、高橋忠作、柄澤利清(新潟)、大塚源七郎(群馬)、狩野敬三郎、龜川保、綠川泰、櫻藤允孝、三輪野菊太郎米山寅吉、中濱宏宣、宇野義人、岩内隆平(東海)、翠田國志(富山)、古川文平、高橋奥次郎(新潟)、藤井正夫(新潟)、長谷川櫻邦(兵庫)、中根磨津夫(富山)、鈴木喜三郎(千葉)。

かくて革正會成立によつて多大の勢方を失つた同盟本部佐々井派は、本部を中野より市内に移し、十一月十七日に全國支部代表者會議を青山會館に開催し、佐々井氏を總務委員長に推し、運動方針要綱を決定し、革正會の統制攪乱に備へ、他方、國體明徵徹底並びに牧野内府辭職勸告へ目標を集中し積極的に運動することにした。

第二部第三篇　無產政黨

左の如き申合せをした。

大日本國家社會黨

昭和九年三月十日結黨式を擧行し宣言、綱領、政策、黨則及び總理(石川準十郎氏)、中央黨務局長(齋藤直幹氏)、諸役員を決定發表し、同年十一月第一回全國代表者會議を開催したが、黨勢は不振であり、殊に黨本部が、日本産業祭に參加したことよりして、黨は宣言に言ふ唯一眞正の國家社會主義の黨たる立場を失ひ單に國民運動としての黨に轉換しつゝあるとの疑惑を與へた。

一月三十日に、黨本部は二月十一日紀元節を特に建國祭として「進歩的愛國主義の主張」の下に始めて意義ある獨自の闘爭を開始すべく、建國祭についてその闘爭目標を糺明し發表し、更に三十一日に社會大衆黨新運動方針批判を黨本部より發表し、自黨の立場を明にした。「我々國家社會主義者は之を斯く規定する——プロレタリアに指導權を確保せしめんとする事は現段階に於ては反動的偏向の一典型だと。斯くて勞働者農民を主翼とする勤勞國民大衆なる陣翼を以て解放闘爭としての國民運動を展開するものこそが現下の解放闘爭を眞に勝利的に戰ひ拔きうると規定し、國民運動に對する明確なるイデオロギーを以てしてゐる」云々。

三月十日結黨一週年記念日には「結黨一週年記念日宣言」を發表し、將來への健闘躍進を誓ひ、更に四月十九日には今秋行はるべき府縣會選擧闘爭對策を發表した。しかし關西地においては、黨本部が階級闘爭の本義を沒却して叛動化してゐることを批判する聲が大となり、國社黨大阪府黨務局擴大委員會は四月二十九日、大阪旭區鯰江黨城東支部事務所で開催し、新闘爭方針を樹立し、「闘爭方針及闘爭方針書」を發表した。この「本部の黨方針の批判」は長文であるが、要は黨本部の方針を以て階級闘爭を抹殺した日和見的偏向なりと痛烈に批判し、「吾が黨は前衛黨であり××黨であり」また「吾黨は勞働者農民階級を主翼とする」と規定してゐる。そして單に漠然たる「國民」の黨ではなく、はつきりと自己を「被壓迫勤勞國民大衆の黨」なりとし、眞正面から亡國資本主義打倒に突進しなければならぬこと、この偉大な戰ひの中心勢力となり得る階級は勞働階級でなければならぬことを高調した。

大阪府黨務局で發表した右の方針書に對して、本部は取り敢へず、大阪黨務局に對して警告を發して自重を促すと共に個人の名において反駁文を發表することにした。その後六月に至つて愛知縣黨務局内における中部勞働聯盟愛國青年同盟の伊藤長光氏と國潮社の住德藏氏一派との對立内紛に際し、中央勞働委員會議長・大日本勞働組合協議會主事露久保賢治が本部より調停のために名古屋に赴いたが、露久保氏は國潮社一派と提携して本部に叛旗を飜し、六月七日脱黨届を送付した。露久保・住兩氏連名の脱黨の理由は、(一)黨が内藏す

る非實踐的非大衆的行動は昭和維新斷行の黨としての存在價値なしと認む、(二)黨内に留まつて黨の誤謬を訂正することの不可能、といふ點にあるが、脱黨しても「純正日本主義の歸結、日本國家主義放棄でないこと」、「昭和維新の前衛闘爭回避、日和見、消極的行動をなさんとするのでない」ことを聲はした。黨本部は直ちに兩氏を除名處分に付し、叛逆的反黨的行動を批難せる除名理由を發表した。しかし大阪府黨務局は之を以て黨本部の基本方針の確立せざるが故なりとし、十一日、名古屋、奈良より代表者を迎へて懇談會を開き、本部の無爲無能を徹底的に批判し、且つ露久保氏の脱黨並びに新黨樹立計劃の反動性・裏切行爲を曝露すると共に七月六、七日黨全代表者會議を開催し、新なる規約、運動方針を決定すべく本部に要請した。

この關西地方代表者會議において懇談した結果、階級闘爭否定ば誤謬であること、觀念的獨裁を排撃すること、に意見が一致し、更に七月六日、七日兩日に亘り、西日本代表者會議を名古屋市南區新尾頭町一五四名古屋黨務局に於て開催した。黨本部より總理石川準十郎氏並びに別府、中澤、川出、關、近藤諸氏、大阪より樋口、林、山城の諸氏、奈良より西光氏、愛媛より安平氏、富山より鵜澤氏、金澤より北村氏、愛知より伊藤氏外數名の同志出席し、「運動方針に關する件」「黨則改正の件」「黨内强化に關する件」等約十項目に及ぶ議案を協議決定した。これによつて、從來本部と關西側に紛糾した意見の對立が清算され、來るべき秋の縣議戰に擧黨闘爭することになつた。選擧闘爭委員會について、國社黨愛知縣黨務局の闘爭緊急政策を擧ぐれば次の如くである、

〔闘爭緊急策〕

一、國營失業者收容事業の即時開始。二、國家に依る肥料、種子農具の無償配給。三、地方財政に對する國家の徹底融資。四、國民生業資金の無利子、無擔保融通。五、無産者負債利子の棒引きと向ふ〇〇年間元金のモラトリアム〇〇。六、家屋稅、自轉車稅の即時廢止

〔スローガン〕

一、地方經濟救濟のための全國的〇〇德政即時斷行。一、資本主義の撤廢！ 國民生活の再編成！ 一、自由とパンの新日本建設！ 一、陛下の赤子・同胞に一人の餓民も根絶せよ！ 一、資本主義による餓死の自由か、國家社會主義の生存の自由か！ 一、國社選擧監視隊の壓力で亡國的議員病患者を粉碎しろ！

勤勞日本黨

日本國家社會主義新黨結成準備會に立籠つてゐた松谷與二郎氏一派は、昭和九年二月「日本國家社會黨」(石川準十郎氏一派)の結成によつて可成の打撃を蒙つたが、九年四月二十九日に至つて「勤勞日本黨」を組織し、宣言・綱領・政策を發表し、役員を決定して活動を開始した。本年一月二十七日に

は勤勞日本黨京都支部が結成され更に京滋聯合會が確立した。京都支部長は加藤鐵太郎氏、書記長は大石榮兒氏。その綱領は左の如し。

〔綱領〕一、我黨は國體の本義に基きて金權治の介在を排撃し、君民一如理想國家の實現を期す。二、我が黨は行詰れる資本主義機構を合理的に改廢し國民生活の改善を期す。三、我黨は愛國精神に基く國民道德を振興し以て社會惡の克服を期す。四、我が黨は世界平和の基礎に立ち人種平等の爲めに戰ひ東洋民族の團結を期す。五、我が黨は社會改造の根本原理として國家社會主義を信奉す。

勤勞日本黨は先年度において、綱紀問題に關し西園寺公に建白運動をし、北日本水害救濟運動、防空演習に關し電燈料拂戻運動等を爲したが、黨運動について松谷氏獨裁への反感が募り、大動搖を來した。そは三月三日に勤勞日本黨を支持する舊日本勞働同盟が、近藤榮藏氏等の東京聯合會分派、滋賀、京都勞働同盟を中心として再建全國代表者會議を開催し、本部機關を確立し、勤勞日本黨の不振狀態を打開し强力に運動を開始せしめようとした際、該會、並びに懇談會の席上、黨首松谷與二郎氏の挨拶について、日頃氏の獨裁に對して不滿を抱いてゐた再建派の感情が爆發し、勞働同盟は勤勞日本黨を脫退することを決定したのである。勤勞日本黨創立以來、黨內に近藤榮藏氏を中心とする一派と松谷黨首との間には指導方針における對立があり、愛國運動、勞働陣營强化等につき民主々義的機構樹立を必要とする勞働同盟再建派たる近藤氏一派が松谷黨首の獨裁を排撃したもので、今回近藤氏一派の脫退は、勤勞日本黨の將來性に多大の危惧を抱かせるに至つた。

勤勞日本黨の戰線統一論——黨動搖後、松谷與二郎氏が三月十一日、黨在京中央委員會に於て述べたる挨拶。

（前略）我國の愛國運動は、滿洲事變以後國民の自覺の下に活潑なる發展を爲し來り、國際聯盟脫退に次いで華府條約廢棄、愈々非常時の色濃くなるにつれ、從來の政黨政治の信全く地に墮ちたのであります。この非常時に當り國政改革、昭和維新斷行を爲し得るものは、愛國精神の昂揚である。同時に全國九百を數ふる愛國團體の大同團結による强力なる政治革命に依らなければならないのであります。

愛國諸運動はその揭げる 主義主張の形式的な 名稱は 異りますが、その一貫する精神は全く同一なのであります。して、國家社會主義と謂ひ、日本主義と謂ひ、國民主義と謂ひ究極するところの精神は何等異るものでないのであります。私は昨年の議會に於てその主張を知つたのであります。統制經濟、反資本主義、總てその主張する大綱は一貫したる精神を以て爲されてゐるのであります。私は茲に於て徒らにその黨派約根性に固執するを廢め眞の昭和維新斷行は全愛國團體の全戰線の統一によつてのみ斷行されるものであると信じます。然しながらこの愛國戰線統一、大同團結は實に

至難でありまして、曾て松岡洋右氏がその計劃を爲し各愛國團體を日比谷松本樓に招待し、その統一合同を計つたのでありますが事成らざるうちに新聞紙上にて論議され、事止みになつたのであります。私はこの至難なる合同運動を如何にすれば達し得らるゝかを熟慮の末先づ合同達成に肝要なる條件は、首班になるべき人物、又は經濟的の問題であると思ひましてその結成の準備運動に努力して來たのであります。

斯くして、私は愛國運動の前途に光明を認め益々奮起することの決意を固めたのであります。（下略）

この中央委員會では、勞働同盟一派の脫退が、黨の一部の策動にすぎぬとし、黨支持を誓ひ、中央の活動を要望して、中央役員を左の如く新しく決定した。

〔新役員〕

總理松谷與二郎、黨務長深田吟治郎、中央常任執行委員小原長一、調査部長神山勝治郎、宣傳部長加藤鐵太郎、教育部長矢尾喜三郎、法律部長杉本粂太郎、青年部長岡五郎、農村部長翠田國志四郎、絲川勝美、內藤高美、宇佐美勝次、中島六郎、杉本粂太郎、武山茂七、小田林、海老根均、機關紙部長今井大三、組織部長萩原貞一、勞働部長小原孝、財政部長深田吟治郎、國際部長瀧川末市民部長谷國光。

愛國政治同盟

1　運動の概要

第二部第三篇　無　產　政　黨

昭和八年に分裂した「日本國家社會黨」の殘留組は、昭和九年に入つて第三回黨大會を二月二十四日開催したが、爾後「愛國政治同盟」と改稱し、國民窮乏匡救請願運動等に活動し來つたが、本年度においては、他の愛國團體と轡を並べて天皇機關說問題の排擊に立ち、臨時議會召集の要求、對支外交確立要求、永田中將事件への聲明、國防豫算問題に關し高橋藏相への要請等に活動した。

2　大　會

愛國政治同盟第四回全國會議——二月二十四日、東京市京橋公會堂に於て開催。

出席代議員は東京、千葉、神奈川、近畿、九州より三百四十一名、〔議長〕今村等、〔副議長〕光吉悅心、渡邊圓藏。

〔可決議案〕

一、床次遞相引責辭職要求の件——理由、綱紀肅正を組閣の第一要件として生れた岡田內閣の遞相として內閣の一員たる床次氏は今議會に於て問題となりたる所謂五十萬元事件に連座したること確定的なり。斯の如き不道德極まれる汚れた身を以て非常時の閣僚となり天皇輔弼の大任にあたるとは何事ぞ、その不遜不逞の行爲は臣節を辨へざるものなり、速やかに辭表を捧呈せられよ（實行方法、本部一任）

二、戰時利得取締法制定の件——理由、戰時經濟を如何に統制するかといふことは現今世界列國の重大なる問題である。日本には戰時經濟を統制する軍事的法規として軍需工業動員法がある

けれども、之は現在では頗る不完全である、國家國民が血税を拂ひつゝある戰時に、祖國の危機を尻目に資本家のみが不勞利潤を收得すると云ふことは實に不合理である、軍需工業動員法の不備を補ひ戰時統制經濟の强化のため戰時利得取締法を提案する（實行方法、一、軍部當局に大會代表委員を派してその主旨を陳情せしめる。二、文書、演說、座談會等による宣傳）三、國防パンフレット徹底化運動に關する件――決議文、昭拾九年十月十日陸軍省は新聞班の名の下に「國防の本義とその强化の提唱」なるパンフレットを發表し、天下の耳目を衝動せしめた。該パンフレットは國防的見地よりの主張ではあるが、適確に現下の非常時の根源を指摘し、國民的任務を明確に指示し、而して革新的國內改造を皇軍の總意として要求したのである。世論は該パンフレットを中心として二分せられた。卽ち一つは之れに反對、攻擊する財閥、政黨、重臣、官僚の現狀維持派であり、一つは之れを支持、鞭撻實行せんとする農民、勞働者並に日本的維新勞力の革新派である。我等は此の時代時空氣を明確に把握し昭和維新への國民輿論釀成に該パンフレットの國民的浸透を圖ひ、現狀維持派を反擊すると共に、維新の國民的大勢を助長確立するために奮鬪すべきである。右決議す。

（新役員）

總務委員長　小池四郎、總務委員　今村等、陶山篤太郎、森直治、藤岡文六、荻原勝次郎、中央委員　東京、神奈川、千葉、北海道、靜岡、長野、愛知、石川、岐阜、京都、大阪、兵庫、高知、長崎、福岡、鹿兒島諸府縣より合計六十九名、維新青年隊長佐々木武雄

3　運動方針

昭和十年度新運動方針は長文のものであるが要約すれば「現下非常時打開の維新運動たる國家改造の大業は、非常時が必然的に要請する大和民族の高貴なる歷史精神に發するものである。而して我等の行ふところは一切を天皇の聖軍たる根本的自覺に歸一されなければならぬ、この維新運動を行ふものとしては(イ)國民の一般から全國的に信賴される代表者、(ロ)地方若しくは團體によつて部分的に信賴される代表者の橫斷的戰術でなければならぬ。かくして我々は本年度に於ては農村窮破運動、非常時勞働者待遇改善運動、中小工業者防衞運動に主力を集中すべきであるが、目標を陛下る勞働者農民としての生活權確立に置き、團體的利己主義に墮落せしむることなく、皇道日本の確立を熱望する大義名文の皇民運動のである。

第四篇　消費組合運動

勞働者・農民による自主的な消費組合運動は、我國に於ける勞働組合運動が漸く活況を呈するに至つた大正十三年以降展開されるに至つたものであり、爾來經濟的不況が深化し、勞働者農民階級の窮乏狀態が進むにつれ、之が防衛の一手段として昭和五年頃から急激な發展を遂げたものである。昭和五年より八年にかけて此種消費組合の設立されるもの殊に多數を示した。

しかし乍ら近年のインフレ景氣による跛行的好況は一部勞働者を潤はすに止り、この一部的例外を除く大多數の勞働者の實質的賃銀の引下げ、生活必需品の小賣値の漸次的値上りの結果を招來し、勞働階級の困窮狀態は一層惡化されて行つた。かくてその購買力は一層減少し、支拂能力は益々縮少されて行つた。かゝる勞働者の狀態は直ちに消費組合運動の上にも反映し、玆數年來勞働者農民の自主的消費組合は經營難、資金難のため懊惱を續け、その運動は何れも不振不活潑の狀態に陷つてゐる。本年の運動も未だ前年以來の狀態を其儘受ついだに過ぎない。日消聯、關西聯等の聯合體をはじめ夫々の加盟組合は昨年來更生策を樹立して赤字克服のために活動を續けてゐるのではあるが。

殊にこの現象は農村消費組合に著しく、農村消費組合は殆んどその發展を停止してゐるとすら云はれる有樣であつた。

更に本年は政府が產業組合擴充五ケ年計畫の一プランでめる消費組合の產業組合的統制に向つて積極的に乘り出し、自主的消費組合の自主性と階級性を抹殺し之を產業組合的に統制せんとするに至つた。まづ本年十月東京の左右兩系統の消費・購買組合を打つて一丸とする意圖の下に東京府消費組合事業促進會（略稱東消協）が設立された。關消聯の東消協への加盟、換言すれば產業組合側の東消協を通じての左翼組合に對する働きかけは單に關消聯のみの問題に止らず、日消聯指導下の全國勞農消費組合運動の向背に重大なる影響を及ぼすものとして一般から甚しく注目されてゐる。

本年に於ける、此種消費組合の數は不明であるが、昭和九年度現在に於ては、協調會調査によれば勞働組合關係の消費組合數三八、組合員一三、六六八人、一般勞働者及無產市民を構成要素とする地域的購費組合數は三三、組合員九、四四九人、合計七一組合、組合員二三、一一七人となつてゐる。また之等消費組合の聯合體としては、消費組合の聯合體並に同聯盟を主體とする左翼消費組合の指導機關としての日本消費組合聯盟があつて、個々の勞働者・農民の消費組合は夫々何れかの聯合

體に加盟するか或は之を支持することによつて我國消費組合運動の左右兩翼を形成して各々その指導精神に從つて運動を續けてゐるのである。

以下之等無產者消費組合の現勢と本年中に於ける運動とを概觀しやう。

第一章　一般狀況

第一節　勞働組合關係消費組合

勞働者の自主的消費組合の中勞働組合の事業として組合によつて經營されるか或は勞働組合を基礎單位として組織されてゐるもの、卽ち茲に謂ふ勞働組合關係消費組合は協調會調査によれば上記の如く昭和九年現在に於て組合數三八、組合員數一三、六六八人となつてゐる。そして之が分布は東京一五、四四七圓、兵庫三、福岡二、愛知、廣島、靜岡五、神奈川七、大阪六、千葉各一となつてゐる。

この勞働組合關係の消費組合を組合系統別にみれば、日本勞働俱樂部等各組合の昭和十年十一月現在勞働總同盟最も多く十八組合を算し、次で日本產業勞働俱樂部關係の六、全國勞働組合同盟の五、その他日本勞働同盟、東交、總聯合、遞從、全國評議會、東京市從、海軍聯盟、自由聯合會等の各一となつてゐる。以下總同盟、全國勞働、日本勞働俱樂部等各組合同盟の昭和十年十一月現在の現勢を記述しやう。

日本勞働總同盟關係消費組合

總同盟加盟の勞働組合關係消費組合の數は十八組合であつて昨年以後一組合の解散と一組合の設立で畢竟組合數に增減なく、組合員數は五、三五八名にして前年より七六八名の增加である。出資口數は八、八二九口にて一〇九口を減じたが拂込濟出資金は七六、七四二圓に達し前年に比し實に一七、六〇五圓餘の激增を見た。又積立金は二二、九〇五圓餘に達し五、九七三圓餘の增加、平均一ヶ月賣上高は七二、二九四圓に之また一五、四四七圓の增加である。一般勞働者消費組合が經營難に惱みつゝある時總同盟關係組合が右の如き成績を擧げ、着々堅實なる向上線を辿りつゝあるは注目に價する。總同盟大會報告によれば總同盟の消費組合事業累年成績並に各消費組合昭和十年度の事業成績は左表の如くである。

消費組合事業成績累年表

年月	組合數	組合員數	出資口數	拂込濟出資金	平均一ヶ月賣上高	一組合一ヶ月利用高
昭三、八	一三	五、〇六四	五、四九一	六〇、三一一、三七	三九、一八九、七一	七、七三
四、九	三一	四、八一八	七、〇六三	五〇、二八九、一〇	四〇、九〇二、五六	八、四九
五、八	三一	四、六四〇	六、一二八	五四、一七七、四八	四六、〇八八、五一	九、九三
六、八	二〇	四、五五一	六、四三四	五五、五三〇、三〇	三七、三三四、一三	八、一八

消費組合一覽（昭和十一年十一月現在）

名稱	所在地	組合員數	出資口數	拂込濟出資金	積立金	一ケ月平均賣上	一組合員一ケ月平均利用高	關係組合	創立年月
				圓	圓	圓	圓		
共愛消費購買組合	東京	二七三	五五四	三、八四七、七六	八四〇、〇〇	二、九〇〇、〇〇	一〇、六二	大崎澁谷支部聯	大一四、八
製鋼購買組合	神奈川	八七六	一、七六三	一七、一七四、〇〇	九、七四二、〇〇	七、六五二、〇〇	二〇、一五	製鋼勞働組合	昭二、一
田島消費購買組合	神奈川	三九九	六一一	六、一一〇、〇〇	六三三、〇〇	一五、三一九、三三	一一、一三	セメント勞働組合	大一五、七
淺野造船消費組合	神奈川	三〇	三九	三九〇、〇〇	—	二五〇、〇〇	八、三〇	神奈川鐵工組合	大一五、一〇
日石消費組合	神奈川	六五	五四	二七〇、〇〇	六〇、〇〇	二八五、〇〇	五、二〇	石油勞働組合	昭八、一〇
淺野船渠消費組合	神奈川	四六	六四	四六三、〇〇	—	二九一、〇〇	六、三〇	神奈川鐵工組合	昭二、五
千代田消費組合	東京	二〇一	三八四	一、〇八五、一九	一八五、五三	一、二〇〇、〇〇	六、〇〇	東京革工組合	昭七、一一
江北消費組合	東京	五〇	一四三	七一五、〇〇	—	五〇〇、〇〇	一〇、〇〇	東京革工組合	昭七、一二
平塚消費組合	神奈川	三八	四二	一二六、〇〇	—	八七、四〇	二、三〇	紡織勞働組合	昭八、一〇
岳南消費組合	靜岡	三九七	八八七	三、二八六、五五	九八六、九〇	三、六八五、一七	九、三〇	紡織勞働組合	昭七、一二
櫻田從業員消費組合	東京	一六〇	二三〇	六六〇、〇〇	—	一、五〇〇、〇〇	九、三七	東京鐵工組合	昭六、一三
製鋼勞働兵庫購買組合	兵庫	一三〇	一四一	一、四一〇、〇〇	六一四、三七	三、三五九、三三	二四、三〇	製鋼勞働組合	昭五、七
製鋼小倉購買組合	福岡	五九二	一、四四四	一四、〇七〇、〇〇	三、七三九、五一	一四、五八七、七八	二四、六四	製鋼勞働組合	昭四、八
白木崎購買組合	福岡	二一四	二一四	一、八六五、〇〇	三五〇、九五	四、一五六、〇三	一九、四二	セメント勞働組合	昭四、二
因島消費購買組合	廣島	六五七	七五三	一五、〇六〇、〇〇	一、八〇五、〇三	五、〇一三、四六	七、六三	因島勞働組合	昭三、三
栗本共榮社	大阪	五六二	五六二	五、八一九、五〇	三〇〇、〇〇	四、一〇七、五〇	七、二九	大阪金屬勞働組合	昭五、四
購買組合共榮社	兵庫	五五四	三一八	二、五四〇、〇〇	一三、六五九、四五	七、〇〇〇、〇〇	三一、〇一	尾崎金屬勞働組合	大一四、一

染色消費購買組合	神奈川	三五〇	四〇〇	八五〇、〇〇	—	四〇〇、〇〇	一、一四
合計	一八	五、三五八	八、八二九	七六、九四二、〇〇	二三、九〇五、七三	七二、二九四、〇〇（四、〇一六、三三）	一一、三九

全國勞働組合同盟關係消費組合

全勞關係の消費組合は總同盟のそれに比し極めて少數であるが、高砂三菱消費、南思加島支部購買組合の二つは確實なる基礎の上に既に數年の經營を續け量的にも質的にも勞働者消費組合中最有力のものである。高砂消費は一昨年日消聯支持の可否に關し左右兩派の對立、支持反對派の脱退などあつてその勢力の一部を殺がれたが、依然全勞系組合にあつて有力な地位を維持してゐる。全勞系五消費組合の現勢は左の如くである。（協調會『昭和十年版勞働年鑑』）

組合名	設立	所在地	組合員數	賣上總額	配給利益	諸經費	剩餘金	關係勞働組合
				圓	圓	圓		
大阪運輸交通消費組合	昭七、一二	大阪	五六二	一〇、〇七六	九四六	一、〇四四	（＋）三〇	大阪運輸交通勞働組合安治川支部
△高砂三菱消費組合	昭三、三	兵庫	四〇〇	不明	三、九一四	六、九八八	（－）三、〇七四	播州化學產業勞働組合
港南消費組合	昭八、八	大阪	三〇〇	〃	一五、〇〇〇	一五、五〇〇	（－）五〇〇	大阪金屬勞働組合港南支部聯合會
南思加島支部購買組合	昭四、六	大阪	二五五	〃	二九、〇〇〇	二八、六〇〇	（＋）四〇〇	同右南思加島支部
ミナト消費組合	昭九、五	同右	二五五	〃	二、九八〇	二、九八〇	（＋）三一六	全國勞働組合同盟員

備考　一、△印は認可組合　二、高砂消費組合は三菱製紙高砂工場從業員に依り組織　三、ミナト消費組合は大部分社大黨員

日本產業勞働倶樂部及びその他の勞働組合關係消費組合

日產加盟の勞働組合關係消費組合としては、石川島自彊購買、工信購買、自營社、芝浦河港購買等の諸組合あり、以上は何れも勞働者消費組中强力且優秀なる組合に屬するものである。工信購買組合は横濱ドック從業員二千餘名によつて組織される京濱地方最大の勞働者消費組合であるが、本年十一月横濱ドックが三菱重工業に合併されるや三菱はその傳統的政策の建前からその存立を張力的に否認したため遂に解散の已むなきに至つた。本年七月兩社合併の報傳はるや會社側の組合絶緣を見越して組合に對する債權者は動搖し、遂に九月二三の個人債權者は購買品賣却金差押の擧に出るに至つた。かくて運動資金は停止し從つて仕入、配給不能となり事業休

止の止むなきに至つた。工信會側當事者は整理更生策を樹てゝ組合の更生存續に努力する一方、全消協京濱地區の各消費組合、產青聯等を動員して三菱重工業、神奈川縣當局等に猛運動を試みたが三菱重工業の彈壓政策に壓せられて無効に歸した。

日產並にその他の勞働組合關係昭和九年度の現勢は協調會調査によれば次の如くである。（上掲「年鑑」）

組合名	設立	組合員數	出資金	賣上總額	一組合員一ケ月平均賣上高	配給利益率	剩餘金	關係勞働組合	關係職場
△石川島自疆購買組合	昭二、八	二、二〇三人	七、〇三〇圓	二七〇、七五〇圓	一〇、二四圓錢	一三、四五%	一九、七三五圓	自疆組合	石川島造船所
△自榮社	昭三、九	四四九	九、六四〇	九七、九五六	一八、一八	七、一七	一、五〇九	興進勞働組合	隅田川製鐵所
△芝浦河港購買組合	昭五、一〇	二九八	三、一五〇	四二、二七〇	一二、八一	三、二五	二五一	芝浦工愛組合	東京市河港課
△日本勇信購賣組合	昭七、三	二九六	四、七八〇	二五、一六三	七、七二	六、三八	六四六	日本勇信勞働組合	日本建鐵會社
△白揚組合購買部	昭七、一〇	一五五	一、〇八六	一九、八二九	一〇、六五	四、一〇	三八六	白揚組合	日本鑄鋼會社
工信購買信用組合	大一五、一二	一、五七三	三四、八二〇	一六〇、六一〇	八五〇	八、二五	二三	工信會	橫濱船渠會社
一組合平均		四、九七三	九〇、五〇六	六一六、六一〇					
計		八二九	一五、〇八四	一〇二、七六三					

備考　△印は認可組合

其の他の勞働組合關係消費組合

組合名	設立	所在地	組合員數	賣上總額	一ケ年	備考
瑞穗購買組合	昭四、七	東京	一五七	一八、一五三		關係勞働組合は昭一〇、五、五遞信從業員同盟と改稱
勞友社	大一二、五	東京	一八四	三一、四二八		
屋井乾電池從業員購買部	昭七、九	神奈川	一〇二	不明		消費組合聯合會加盟
第二北部消費組合	昭七、二	神奈川	五五	八八九		

第二部第四篇　消費組合運動

RS從業員消費組合　昭五、一〇　神奈川　一八八　一、二〇〇
枝川消費組合　昭六、　神奈川　一二七　一三、七八二
廣工僚信用購買組合　昭二、　廣島　三一〇　四〇、〇〇〇
東京灣船用購買組合　昭四、一一　東京　二八八　四七、二五六

第二節　一般勞働者消費組合

前節記載の勞働組合關係消費組合の他に勞働組合を基礎とすることなしに地域的に集合せる一般勞働者、無産市民によつて組織されてゐる消費組合があり、之を上記のものと區別して一般勞働者消費組合とすれば、此種組合は協調會調によれば昭和九年現在において三三組合を算してゐる。此種消費組合中強力なるものとしては、關消聯の支柱をなす協同社、江東消費、城西消費、向島、大森兩協同社等を數え得るし、之等の組合は勞働組合關係消費組合に劣らず堅實なる經營を續けてゐるが、一般勞働者消費組合は勞働組合關係のものに比し堅實味を缺くものが多い。また此種組合は一般無產市民をも抱擁する關係上漸次勞働者組合的色彩を喪失して、小市民組合に轉質するものが少くない。此種組合の昭和九年度に於ける現勢を協調會調によつてみれば次の如くである。

關東化學產業勞働組合　東京　昭三、三　二七九　一三、三八三　圓
東京市從業員組合　昭八、七　神奈川　一三〇（收入一、〇七八／支出一、〇三五）　四三五　經營難
廣工僚會　昭六、三　廣島　四三五　經營難
東京灣船員組合　昭四、四　東京　一七五（收入三、六五三／支出三、九九五）　八七、五六六
△北豐島協同購買組合　東京　昭三、三　二七九　一三、三八三
△江東消費組合　東京　昭二五、四　六、三二五　八七、五六六
岡山消費組合　岡山　昭八、二　四〇　七、一〇九
名古屋消費組合　愛知　昭六、四　二三〇　一〇、八一三
東大阪消費組合　大阪　昭六、三　四三五　經營難
阪神消費組合　兵庫　昭四、四　一七五（收入三、六五三／支出三、九九五）　八〇（同／同）　二、六五三／二、一六五
大同消費組合　大阪　昭二、二　八〇（同／同）　二、六五三／二、一六五
權愛消費組合　大阪　昭七、七　六〇五　五九五九五
△京都家庭消費組合　京都　昭七、一二　一七五（收入二、〇六七／支出一、六一八）　六、四五六／六、〇七九
大阪消費組合　大阪　昭八、一〇　七九（同／同）　六、四五六／六、〇七九
大阪消費組合東部出張所　大阪　昭五、一〇　一三〇　經營難
神戸合同消費組合　兵庫　昭七、五　三一（牧入四、一三五／支出四、一三一）
湘南消費組合　神奈川　大一五、五　九七〇　五六、七五四
△城西消費購買組合　東京　大一三、二　三一七　三七、三三六
△共働社　東京　大九、一〇　一五〇　一五、四九一
△向島共働社　東京　昭二、　三〇〇　三四、二五七
第一合同消費組合　東京　昭七、九　一五六　二七、四一八
金杉消費組合　東京

南千住消費組合	東京	昭五、六	二六	二、五二八		
城北消費組合	東京	昭九、八	二三五	五、九六九		
城南消費組合	東京	昭六、五	二五〇	四一、八六一		
魚市場消信組合	東京	昭五、九	一六八	一五、四三四		
大森共働社	東京	大一五、五	六〇	一五、四九一		
多摩川消費組合	神奈川	昭六、一〇	三〇〇	一五、九五五		
△南部共働社	東京	大一一、一一	一三五	一三、七八二		
沼間自治會	神奈川	昭六、一〇	三三	一、八六四		
△蒲田共働社	東京	昭三、五	三五〇			
明石消費組合	兵庫	昭四、一	七〇（収入三〇、〇〇〇 支出三五、〇〇〇）			
在神戸朝鮮人消費組合	兵庫	昭八、二	七八	同	（五、七〇〇 五、四三）	
△尼ヶ崎購買組合	兵庫	昭六、一〇	三一〇	經營難		
横須賀購買組合	神奈川	昭六、一一	二九二（収入四九、四二〇 支出四六、三二〇）			
△吳工友信用購買組合	廣島	大一三、一三	二、三〇〇	四〇〇、〇〇〇		

△印は認可組合

以上の一般勞働者消費組合の多くは我國の消費組合運動の二大潮流をなす消費組合聯合會か又は關東消費組合聯盟及び日本消費組合聯盟の何れかに加盟若くは之を支持して夫々その支持若くは加盟聯合體の指導方針に從つて經營内至鬪爭を續けてゐる。前節記載の勞働組合關係の消費組合も亦各々上記の聯合體に加盟するか或はその何れかを支持してゐる。從つて我國勞働者消費組合は大體ロッヂデール主義を奉ずる消費組合聯合會系のものと、モスコー主義を指導精神とする關東消費組合聯盟並に日本消費組合聯盟系のものとの二大系統に大別することが出來るのである。以下之等聯合體の現狀を記述するのであるが、茲には消費組合聯合會のみを記載し、關東消費組合聯盟並に日本消費組合聯盟の現勢と本年に於ける活動とは之を第二章に讓る事とする。

消費組合聯合會

消費組合聯合會は昭和四年十月關消聯を脱退せる東京共働社以下の右翼組合によつて翌五年七月に結成されたものであるが、昭和七年十月に内部的紛爭から、ロッチデール主義を固守する廣田金一氏指導下の組合、東京共働社及び同系組合並にその支部十一組合が聯合會を脱退して大東京消費組合を結成するに至つた。爾後一時殘存組合の關消聯への接近が傳えられたが、其後發展の模樣もなく今日に至つてゐる。聯合會加盟組合は上記東京共働社系組合の脱退によつて九組合となつたが、昭和九年現在に於ては實に二組合を減じて左の七組合となつてゐる。

〔加盟組合〕 江東消費組合、北豐島協同購買組合、共愛消費購買組合、消費組合勞友社、製鋼購買組合、川崎中央消費購買組合、久ケ原消費組合消費組合我等の家。

第二章　消費組合運動

茲では個々の組合の運動を記述するのではなく、我國勞働者消費組合の聯合體として重きをなして來た關東消費組合聯盟並に我國左翼消費組合の指導的聯合體たる日本消費組合聯盟の現勢と本年中の運動とを概記するのである。之等左翼組合の聯合體と相對立してロッチデール主義を奉ずるものに消費組合聯合會、大東京消費組合の二者があるが、之等の運動については其の資料乏しく記述を割愛せざるを得ないことを遺憾とする。

第一節　關東消費組合聯盟（關消聯）

關東消費組合聯盟は大正十一年五月に結成され解放運動に於ける左翼戰線の一翼として間斷なき彈壓と鬪ひながらよくその任務を果して來た。然るに近年勤勞大衆の窮乏狀態が惡化し、その購買力がいよ〳〵低下するや本部並に加盟諸組合とも經營難に陷り、昨年は正に財政的經營破綻に直面して、遂にその最後的問題たる「關消聯存廢」の問題を、取上げざるを得なくなつた。幸にして昨秋負債、未收金及資金涸渇狀態の徹底的除去を基礎とする自力更生案を樹立して更生に向つての努力を續ける事となつた。かゝる財政難、經營難はもとより關消聯本部だけではなく、加盟組合中にも店舖維持困難により解散又は他組合に合流するものを出すに至つた。卽ち鶴見消費組合準備會、東交城北消費は昨年中に解散、南郊共働社は脫退、麻布消費、一般消費の兩組合は、城南消費に合流城北消費及城北合同も同年中に合併するに至つた。かくて昭和九年には十八組合を數えた加盟組合も本年五月現在では數組合を減じて左の如くとなつてゐる。

〔加盟組合〕　城西消費購買組合、共働社、第一合同消費組合、第二北部消費組合、金杉消費組合、城北消費組合、西南消費組合、魚市場消費組合、多摩川消費組合、南葛消費組合、東部城北消費組合、南千住消費組合。

關消聯本部の本年度に於ける經營狀態は不明であるが、第十五回大會報告によれば、本年二月末現在に於ける事業成績（昭和九年度）は左書の如くであつて、配給高は既に不振狀態に陷つてゐた昭和八年度に比し白米四萬六千圓、雜貨四萬七千圓の夫々激減となつて居り本年度決算期（十年二月）までの缺損額は三千八百圓を突破してゐる。

事業成績（昭和九年度）　加盟組合出資金　一七、一〇〇　賣上總額　一五二、〇九三　諸經費　一三、八三七　今期缺損金　三、八三八　借入金　一一、九八五　賣上未收金　一四、六五五（出資拂入高　三、二六〇圓）　貸付金　一一、三〇五　限度假渡金　三、七七三　一五、〇七七

月貸借關係の整理、土地家屋財産の整理、本部人事の入替へ、各機關の確立と强化、關消聯の收入の確實な算定、加盟組合の急速な建直し等の自力更生案を得て更生への第一歩を踏み出したのであつた。が併し關消聯自らの言ふ如く之等の具體案は本年も尙急速には實現されなかつた。かくて聯盟は本年も次の如き運動方針をもつて經營難を克服し、更生に向つての努力を續けなければならなかつた。

△共同購入機關としての關消聯たらしむべく＝(1)本部及び各組合の整理斷行(未だ完成されてゐない)、A負債の整理、B未收の回收の實行C現金制の確立、(2)配給方法の改善と組織の單一化、A班の活動世話役運動、配給所の設置、B配給區域の整理と地區合同の促進—單一化の方向への積極的本部加盟組合間の活動、(3)各組合として出資金の增額及び徵收と組合員增加、經營資金の確立、前金制の奬勵

△聯盟として、共同出資に依る共同仕入への諸方策＝A米の取扱について、イ、米の委員會の設置、仕入、精米、配給方法、市價との對比についての調査研究、大衆的定期試食會の開催、その他米に關する大衆的啓蒙運動、ロ、米の値段の單一制、仕入値配合割合、賦率の公表と加盟組合賦率の統一、ハ、拂下米の定時取扱拂下米購入者の測定と要求數量の確定、B、主要取扱品の選定と共同仕入促進、みそ、醬油、酒、石鹼、木炭の取扱、C、季節的カンパの共同動作

△組織活動について＝〔內部〕A、組合員の密集化、地域班、職場班の確立(居住職場內の共同購入活動の展開)B、自主的活動に依る各機關の運行、組合、聯盟を通じての各種委員會活動、米委員會、仕入委員會、教育宣傳委員會その他、C、大衆的諸會合と組合員の要望調査〔外部〕A、新職場の獲得と軒並宣傳、組織部活動の强化、—常任設置、倍加運動、統一的共購活動(もみ白菜、ゆかたその他)宣傳委員會の活動、B、他團體との協力、爭議應援、家族園の世話、メーデー參加、勞銀値上勞賃の一ケ月或は半ケ月拂より週給制への要求、購買資金の獲得、職場內配給所の設置、物價吊上、獨占値段への協力抗爭、共同購入の激發等、B、他消費組合との共同購入、季節品或は共同購入品の共同動作共同生產或は加工、辜所相談會の共同開催、消費經濟擁護への共同鬪爭

△教育活動について　A、組合ニュース及び消新の大衆化、關消聯の發行、B、經營技術の普及—調査活動、米及び商品の知識の一般化普及、C、講習會—實務講習會の開催、D研究會、講演會を通じての消費組合運動の鼓吹

尙政府は產業組合擴充五ケ年計畫第三年度プランの一として本年消費組合の產業組合的統制に着手するに至り、その具體策として本年十月東京に於ける消費組合の大合同を計る意圖の下に東京府消費組合事業促進協會を設立し、十月十日に第二回協議會を開催した。關消聯本部は幹部坂本道氏を協會書記長として送つて之に參加せるのみでなく、十一月二十三日には關消聯本部主催の名目にて協會及び關消聯の合同懇談

會を開催し、關消聯並に日消聯本部及びその加盟數組合の當事者が出席し産業組合中央會當事者と關消聯の合同單一化其他の問題につき懇談を遂げた。この關消聯の促進協會への參加接近は、産組當局の要望する産組的イデオロギーと形式とによる聯盟の單一化、合同を完成し産組側の容易且つ強力的な統制を受くるとしても、之を有利なる一條件として經營難を打開せんとする所謂産組第一主義の傾向への移向を物語るもの、如くである。關消聯のこの「産組利用」による打開策は或程度の成果を齎し、本年十一月關消聯側より加盟認可組合共働社、城西消費の兩組合の年末資金貸出を産業組合中央金庫に要請しつゝあつたが、中央金庫は十二月城西に三千圓、共働社に二千圓計五千圓の貸出をなす事となつた。然し乍ら城南、第一合同、城北、城西その他の各加盟組合の勞働者及進歩的分子は關消聯幹部側のこの「産組利用」の更生策に反對し、飽くまで下からの自主性を確保する大衆的活動による單一化を要望し、關消聯内部には今や經營難打開、更生策をめぐつて對立が漸次表面化せんとしつゝある。

次に關消聯は本年五月十九日東京に於いて第十五回大會を開催した。當局の彈壓のため議案は削除されまた戸澤氏の一般報告は中止され、二、三の友誼團體よりのメッセージが押收されるなどのことがあつたが、議事は滯りなく終了した。議事並に大會スローガン等は次の如くである。

關東消費組合聯盟第十五回大會——五月十九日、城東區大島町大島隣保館に於て開催。出席代議員八十二名。司會者高橋光吉氏、議長久富德松氏、副議長福木直市氏。〔大會スローガン〕一、自主的消費組合に對し低利資金を貸與せよ。一、政府貯藏米の海外ダンピング絶對反對。一、拂下米を安くせよ。一、物價吊下と賃下絶對反對。〔議事〕一、一般方針審議の件。二、缺損金處分の件。三、本年度豫算案に關する件。四、貸付金配給金未收金徵收に關する件。五、米の委員會設置の件。六、米を中心として關消聯强化の件。七、政府拂下米獲得の件。八、消費組合新聞大衆化の件。九、組織活動費用の各組合責擔に關する件。十、市電從業員の生活改善の運運と提携の件。十一、組合常務者の採用解任を規定するの件。十二、常務者及常務者候補者の教育養成に關する件。十三、關消聯單一化促進に關する件。（以上全部可決）〔新役員〕執行委員長戸澤仁三郎、執行委員笠原千鶴、菊田一雄、福本直市外十五名、監査委員宮崎謙道。

第二節　日本消費組合聯盟（日消聯）

日本消費聯盟は昭和七年三月左翼無産者消費組合の全國的統一指導機關として結成されたものである。結成直後は全國各地に組織を延ばし、各地に加盟組合を獲得し當時加盟組合は準備會を合し約三百に上る有樣で、絶えざる彈壓にもかゝはらず活潑な運動を續けて來た。然るに兩三年來その主體的勢力である關消聯並にその加盟組合を初め各加盟組合が經濟

的政治的情勢の急變化と共に何れも經營不振の狀態に陷ると同時に脫落せる組合續出し現在では日消聯加盟組合中主なるものは大體次の諸組合となつてゐる。

〔加盟組合〕札幌、北空知、旭川鷹栖、鷹栖中央、黑石、五所河原、酒田、川房、宮城、國分、千葉、鎌ケ谷、瀨南、名古屋、新屋、京都、橿愛、阪南、兵消、神戸合同、岡山、長崎、熊本、大分、青森の各消費組合並びに關東消費組合聯盟

日本消費組合聯盟は以上の如き加盟組合を抱擁してゐるが、關消聯初め之等の加盟組合の經營不振などの理由から一昨年來極度の財政難に陷り、設立當時の如き敢果な活動は全く見られなくなつてゐる。本年日消聯本部が發言せるところによれば日消聯の創立以來本年四月二十日迄の缺損額は、「消費組合新聞」の缺損二千四百餘圓、未回收商品代の切捨、經費その他の繰越缺損約五千圓計七千四百餘圓であり、此缺損と同じく本部財政を苦しめつゝあるものに固定配給未收金三千二百圓、建物並に備品費及び貸付金、假渡金、新聞保證金等融通し得ざる金額約三千圓、總計一萬三千五百九十餘圓が固定して居り、之に對し各組合よりの出資金千三百圓、借入金二千八百圓、仕入先よりの商品未拂金約九千八百圓合計一萬三千八百餘圓にて現在流動しつゝあるは僅かに二百餘圓に過ぎぬ狀態となつてゐる。日消本部はかゝる破綻的財政狀態を打開するため、一、共同購入を基礎とする商品の斡旋を最大限に利用すること 一、消費組合新聞紙代の卽時完納、一、維持會員（會費一圓、五十錢の三種）の擴大の三項目を揭げ、先づ之が實行によつて組織の建直をしやうとしてゐる。

產業組合當局が上述の如く都市消費組合の統制工作に着手しつゝある本年の如き特に階級的消費組合の戰線統一運動が切實に要望される時であらう。かゝる見地から關消聯は左翼的な無產者消費組合の唯一の統一機關としての日消聯の立直しとその强化の必要を叫び自らその主體となつて活動を續けてゐる。かくして日消聯は本年も自らの財政難經營難克服のためにその活動力の大半を割かなければならなかつた。隨つて本年の活動として特記すべきものはない。

第二部　勞働者運動統計表

昭和十年同盟罷怠業工場閉鎖統計表（社會局調）

第一表（其一）昭和十年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數

		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
		件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
機械器具製造工業	機械製造職工	二四	七六一	六	一、〇四七	一	三三	三一	一、八四一
	船舶車輛製造職工	二	五七二	—	—	—	—	二	五七二
	其ノ他ノ職工	四一	一、一八七	四	一〇四	二	三四	四七	一、三二五
化學工業	窯業職工	八七	三、八〇九	三	八四	一	三三	九一	三、九二六
	製紙職工	二	一、〇二二	—	—	—	—	二	一、〇二二
	ゴム製造職工	六	二九四	—	—	—	—	六	二九四
	製油製蠟製藥職工	二	四七四	一	六四	—	—	二	五三八
	其ノ他ノ職工	二	一三一	—	—	—	—	二	一三一
染織工業	紡績職工	二	二、七九九	四	二、五五三	—	—	一五	五、三五二
	製絲職工	一九	一、四六三	一	一三	—	—	二〇	一、四七五
	織物職工	一四	六二四	一	二一	—	—	一五	六四五
	染色加工職工	三〇	七七二	四	一三三	一	一八	三五	九一三
	其ノ他ノ職工	一六	九九一	—	—	—	—	一六	九九一
飲食物製造工業	釀造職工	一	二五	一	一〇	—	—	二	三五
	煙草製造職工	—	—	—	—	—	—	—	—
	其ノ他ノ職工	一七	一、六三六	—	—	—	—	一七	一、六三六

第一表（其二）昭和十年同盟罷怠業工場閉鎖月別件數

日本勞働年鑑	同盟罷業												工場閉鎖												計											
	件數												參加人員												件數											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製版印刷製本職工	一	二	一	一									九〇	三三	一	一									一	二	一	一								
雜工業 木竹製品職工	二	二	一	三									五六	三三	一	五三									五八	三四	一	五三								
其ノ他ノ職工	一	二	一	一									一	二	一	一									一	二	一	一								
金屬鑛業 屬鑛夫	三	二	一	三									五六	三三	一	五三									五九	三五	一	五三								
石炭鑛夫	七	二	一	三									四二	五六	一	四三									四九	五八	一	四三								
其ノ他ノ鑛夫	一四	二	一	三									五三六	三三	一	五三									五三六	三五	一	五三								
瓦斯電氣事業者																																				
運輸業 鐵道軌道從業者	一	一	一	一									八五	一四	一	一									八五	一四	一	一								
船舶仲仕 船員船夫	七	一	一	一									一、九五七	一五	一	一									一、九五七	一五	一	一								
其ノ他ノ仕人 人夫	三	一	一	一									二九八	一五	一	一									二九八	一五	一	一								
其ノ他ノ職工	三	一	一	一									一、一三〇	一五	一	一									一、一三〇	一五	一	一								
通信業 從業者	二	一	一	一									一五	一	一	一									一五	一	一	一								
土木建築業 大工左官其ノ他ノ職人	二	一	一	一									四七	一	一	一									四七	一	一	一								
土方馬職	二九	一	一	一									三、七八二	一	一	一									三、七八二	一	一	一								
其ノ他ノ業務ニ從フ者	六四	一	一	一									一、九六六	一	一	一									一、九六六	一	一	一								
計	五三一	一四	一三	一四									三一、八五三	三五八	三三	一九									三七、七三四	三七〇	三六	三三								
一月	件數	一四	一三	一四									一四	一三	一四										五四	四	三	四								
	參加人員	一〇一	一〇	一〇									一〇一	一〇	一〇										二〇二	二〇	二〇									
二月	件數	五三	四	四									五三	四	四										一〇六	八	八									
	參加人員	五三	四	四									五三	四	四										一〇六	八	八									

三月	五四	三、一三五	五	四六七	一	三三	六〇	三、六三五
四月	三八	一、三〇〇	二	二二	一	九	四一	一、三三一
五月	六七	四、一四九	三	二二八	一	一八	七一	四、三九五
六月	四四	二、八七一	四	一、二五二	三	六二	五一	四、一八六
七月	四五	一、七五八	四	一、二九四	—	—	四九	三、〇五二
八月	三二	二、七七一	五	三八四	—	—	三七	三、一五五
九月	三五	四、二〇〇	二	一三〇	一	二四	三八	四、三五四
十月	四〇	一、六七四	三	八九四	—	—	四三	二、五六八
十一月	三七	二、四三八	五	四〇七	—	—	四二	二、八四五
十二月	三三	二、一二九	三	八一	一	四六	三七	二、二五六
計	五三一	三一、八五三	四五	五、三一三	一四	五六八	五九〇	三七、七三四

備考　前年より繼續爭議は一月に合算せり

第一表（其三）同盟罷怠業工場閉鎖月別累年表

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
昭和元年	件數	二一	二九	四四	二九	二五	二二	三六	一二九	六〇	四二	三七	一六	四九五
	人員	六、一〇八	三、三一七	二、六〇三	三、四二四	一、七六四	一、〇〇四	四、六九〇	七、八二二	七、七八六	一六、八一〇	三、二七七	八、六三〇	六七、二三四
同二年	件數	三四	二四	五三	三四	三三	三五	三三	四七	二六	二六	三〇	一八	三八三
	人員	三、〇三三	一、九八九	六、三四六	三、一六〇	四、九四四	七、一九四	二、六二一	七、六七五	三、四〇五	三、〇三〇	一、八一四	一、四六一	四六、六七三
同三年	件數	二二	二一	三五	三六	三六	三七	三五	五八	四三	二三	一八	二九	三九三
	人員	一、九三五	一、八九三	三、七〇一	二、四一五	四、六八	一〇、九九八	二、四五一	三、四一〇	三、七〇三	二、〇八九	一、七五七	四、八一七	四三、三三七
同四年	件數	三五	三一	五七	二五	三五	四三	五七	六一	六七	五二	五〇	五八	五七一
	人員	二、五三七	二、九三一	一五、二二八	九二八	三、九九六	九、二八八	四、二二二	七、六二五	四、七五四	二、三〇三	四、五四七	一八、九二三	七七、二八一

同五年	件數	五三	六〇	六四	九〇	六五	八七	一〇二	八六	九六	七〇	七五	五三	九〇〇
	人員	五、六八三	六、九八四	四、一七四	二〇、六八七	四、〇四〇	三、七二〇	七、二九四	五、一三五	七、四八四	三、九〇三	三、七〇六	六、四四一	七九、七九一
同六年	件數	九六	八三	八〇	七五	八三	一一〇	九二	八一	七二	八四	七五	五三	九八四
	人員	五、九六七	五、三九九	六、九一七	六、七五二	六、四五一	七、二九二	四、三八三	四、七〇二	三、五八四	三、七六四	五、六二八	二、四六六	六三、三〇五
同七年	件數	七五	四八	五九	八一	八九	一〇〇	一〇〇	九一	六八	六〇	五〇	四九	八九三
	人員	六、四〇〇	二、五三六	三、二三〇	四、三二三	五、二一七	四、四〇八	五、一四〇	五、四二一	三、六八四	六、三八一	三、三八三	三、二二五	五四、七八三
同八年	件數	七三	五四	六一	三一	四八	四八	六一	五六	五三	四一	三八	三五	五九八
	人員	二、一一九	二、七一三	三、九六二	一、〇七四	三、六二七	三、二七二	二、八三三	六、九〇九	三、四三九	二、三八六	三、六七二	一、七九二	四六、七八七
同九年	件數	四五	四五	五一	四三	六二	四七	五六	四三	六九	八〇	三八	四四	六二三
	人員	二、三八七	二、六四二	五、四七九	三、二一九	四、九五〇	四、八八三	三、五五六	一、九三九	一二、八六五	三、四〇八	一、三一六	二、七一四	四九、四七八
同十年	件數	六七	五四	六〇	四一	七一	五一	四九	三七	三八	四三	四二	三七	五九〇
	人員	二、三四四	三、六一三	三、六三五	一、三三一	四、三九五	四、一八六	三、〇五一	三、一五五	四、三五四	二、五六八	二、八四五	二、二五六	三七、七三四

第一表（其四）昭和十年同盟罷怠業工場閉鎖要求事項別件數

	同盟罷業 件數	同盟罷業 參加人員	同盟怠業 件數	同盟怠業 參加人員	工場閉鎖 件數	工場閉鎖 參加人員	計 件數	計 參加人員
賃銀增額要求	二〇四	一四、〇〇〇	一六	九一九	五	三六〇	二二六	一五、二八九
賃銀減額反對	七九	三、三〇二	二	一〇六	一	二四	八二	三、四三二
賃銀算定支給方法ノ變更又ハ反對	三八	三、六七五	七	二六九	一	三三	四六	三、九七七
勞働時間ノ短縮	九	一五二	—	—	—	—	九	一五二
公休日ノ設定	三	一〇八	二	二〇	—	—	五	一二八
作業方法規則ノ變更又ハ反對	二	四〇九	—	—	—	—	二	四〇九

第一表（其五）

昭和十年同盟罷怠業工場閉鎖結果表

		件数	参加人員	要求貫徹	要求不貫徹	自然消滅	未解決
同盟罷業	件数	一四六	六、八八三	一二	一四	一三八	一
	参加人員	二四七	二〇、三三八	二〇	三、四二七	三九七	五、三一三
同盟怠業	件数	一	九	一			
	参加人員	二	四五五	四五			
工場閉鎖	件数						
	参加人員						
計	件数	一五八	六、八八三	一三三	三、四五四	三九七	五、三一三
	参加人員	二七六	二四、一一〇	二〇	三、四二七	三九七	五、二四一

第二部　統計表

		組合ノ自由又ハ確認	工場設備其ノ他ノ福利増進施設	解雇退職手當ノ確立又ハ増額	解雇反對又ハ解雇者ノ復職	爭議ニ關スル犠牲者ヲ出サザルコト	監督者ノ排斥	賃銀支拂要求	休業反對	休業手當ノ支給又ハ増額	其ノ他	計
同盟罷業	件数	五	二	一	五	一	二	五	一	三	四	二八
	参加人員	八七四	一、一五三	六三六	一、七八八	—	一、三三三	一、八〇〇	七七	三五	二、五一二	三一、八五三
同盟怠業	件数	二	五	一	五	一	二	二	五	三		四五
	参加人員	二八五	二一七	一、一六八	一、三三五	八六六		一二八				五、三一三
工場閉鎖	件数			一	四	一		一			一	一四
	参加人員			一三	八四	四六		四四	九	四	四六	五六八
計	件数	七	二	一七	四七	三一		四四	一四	四	四六	五九〇
	参加人員	一、一五九	一、一五三	九三七	二、九六八	二、七一四		一、九二八	八六	三五	三、三六八	三七、七三四

第一表（其六）昭和十年同盟罷怠業工場閉鎖結果累年表

	要求貫徹		妥協		要求不貫徹		自然消滅		未解決		合計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
昭和元年	一三九	二、九九九	一六一	一四、四一二	一九三	四〇、七八五	二	三八	—	—	四九五	六七、二三四
同二年	一〇九	八、三四五	一一九	二三、三八四	一四八	二三、四九二	三	五八	四	二、三九三	三八三	四六、六七二
同三年	九七	一、一五六	一三一	二一、四一四	一六一	一三、〇九七	二	二三	五	一六三	三九七	五六、二五二
同四年	一六七	二四、七三三	一八七	三一、八七七	二一一	一九、一九二	五	一〇四	六	一、五三八	五七六	七七、四四四
同五年	二六二	一四、一八八	二九七	二五、八四一	三二三	二八、一〇四	一〇	九四八	一四	一、二四八	九〇六	八一、三二九
同六年	二二四	一二、四〇〇	三五一	二五、九三五	三九三	二四、六一六	七	一四〇	二三	一、四四五	九九八	六四、五三六
同七年	二一〇	一二、八八二	三一九	二二、二八七	三四一	一一、一〇五	一一	八七三	一二	二、六三六	八九三	五四、七八三
同八年	一二三	五、八七五	二六三	一三、二九三	三	六四	三	六四	三	五八	五九八	四六、七七
同九年	一六三	一一、四八七	二七一	一七、一一一	一八八	二〇、八四六	一	三四	—	—	六二三	四九、四七八
同十年	一五八	八、三八三	二七六	二四、一一〇	一五六	五、二四一	—	—	—	—	五九〇	三七、七三四

第一表（其七）昭和十年勞働爭議府縣別數（社會局調）

	爭議件數	參加人員	機械器具製造工業	化學工業	染色工業	飲食物製造工業	雜工業	鑛業	瓦斯電氣事業	運輸業	土木建築業	通信業	其他業
北海道	一三〇	五、二四九	二	二	一	五	六	一五	—	五〇	二八	—	二一
東京	二八一	二三、三一一	七四	二四	二八	五	四一	一	—	四〇	一	—	六七
京都	一〇八	九六二	九	三六	三四	—	八	一	—	二	一	—	一七

奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

| | | |

第二表（其一）昭和十年中發生小作爭議統計（社會局調）

（1）府縣別關係人員及耕地面積

	爭議件數	關係地主小作人 地主	小作人	關係耕地面積 田 町	畑 町	其他 町	計 町
北海道	三六	三九0	一、四二	六、一〇九・三六	三、六三・二	三五・九三	一〇、一三一・四二
東京	二	一九	五三	三一・00	四七・三	一	四七・四
大阪	一三	七三	一、八六	八一・五九	三・六0	0・0八	八五・一七
兵庫	一九三	一、九三八	八、三五九	五、八五一・四三	一三・六八	一一0・四五	六、00九・六六
神奈川	三	一四三	九五三	五一・八六	六一・一0	一	六一・一六
長崎	一七	一、三七三	三、一九三	一、四七・五四	四・七	一0・一	一、六四一・三九
新潟	一五一	三四七	九六五	四五四・三六	八・三四	一・六	四六四・三七
埼玉	一0三	五六八	二、一三一	四八0・一四	三七・三三	•0一	一、五三一・四七
群馬	八一	二三	一三一	一四・八八	一三・八三	•五六	二九・三六
千葉	一五六	六二	一一六	四九・七六	八・七六	•一六	五八・八九
茨城	一五六	三三三	一、0五九	一三六・七0	八七・三六	•三一	一四四・三七
栃木	一四四	五四五	一、四一一	六一・一八	一五・九三	三三・九五	九九・九九
奈良	一五0	一、六三九	五、四四	一0一・四00・一0	一四・0一	—	一0三・四00・一五
愛知	一00	五三九	一、四一0	一六・四0・一	一三・一一	一・七一	一三・八0・一
三重	四七	五三四	一、四一三	三一・一七・八	三・三八	一0・六0	三五・一七・四六
静岡	一八	一三四	一、一三一	一0五・四三	一・三五	—	一0六・七0

山梨	三四	六〇三	四九二	四〇四	六一	一	一	一	一
岐阜	七	三一	三六	一	一	一	一	一	一
静岡	一四	九四	一四	一	一	一	一	一	一
愛知	一〇三	一四九	一四	一	一	一	一	一	一
三重	一七	一九	一	一	一	一	一	一	一
滋賀	九	一三	一	一	一	一	一	一	一
京都	一四	一四	一	一	一	一	一	一	一
大阪	一四	一四	一	一	一	一	一	一	一
兵庫	一四	一四	一	一	一	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和歌山	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鳥取	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島根	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡山	一	一	一	一	一	一	一	一	一
広島	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山口	一	一	一	一	一	一	一	一	一
徳島	一	一	一	一	一	一	一	一	一
香川	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高知	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一

歌

| | | |

日本勞働年鑑

五四二

	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口
	五	二	四七	六七	三七	五	八六	七三	六三	二三	二六	三四	六	九一	二九	三三	一〇	六一	五	三三	三六	三六	一六	一三
	二	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一	二六						一				二六	一	一二六
	二	一	一	一七	三	三	四三	一	四	一	三	二		三	二			一				二	一	一二二
	二	一	一	一	三	一	一三	一	六三	一	一三	三		三	三八	六	四七	一三		一		三	一	一四三
						一	一											一七						
			一							一								四	四					
																		一						
	一三四	一二	一一	一二	一	一五	一二	一	一	一	一二	一二	一	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
	一																						

沖縄	鹿児島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	
一	一五	三	一	四	二	六	二	三	八	二	六	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

原因別件數	小作料値上及改定滿期	一二三	八五	一〇五	一三四	一〇八	
	不作	一、一七一	一、〇五七	六四六	一、九四〇	一、六八一	
	小作料高率不統一	九八	七六	一〇三	八五	五四	
	農産物價下落	二四〇	五〇	一八	三一	七	
	收支不償	五八	一四	二二	一九	一〇	
	産檢關係	九	二六	五七	七四	二	
	模倣	九六	三〇	四八	二五	二一	
	小作地引上	一、三〇七	一、五二〇	二、二七五	二、七〇四	二、六八九	
	耕地整理	二四	二一	二〇	一六	一一	
	小作料滯納	一七四	三一三	四八五	五〇五	六三四	
	其ノ他	一二〇	二二二	二二一	二九五	二九五	
要求事項件數（小作人）	小作料値上反對	一一四	六〇	八九	一二五	九四	
	小作料一時減	一、六〇九	一、二六七	一、〇一三	二、一六八	一、八四五	
	小作料永久減（改定）	一六六	一二一	一二七	一〇九	九五	
	産檢込米奬勵米	二七	一六	五六	七七	八	
	小作繼續又ハ賠償	一、三六三	一、四六八	二、三〇五	二、六六八	二、七五九	
	其ノ他	一四〇	四八二	四一〇	六八一	七一一	
結果別ノ件數	妥協	二、〇七八	二、一〇一	二、五六八	三、七六四	三、七五一	
	要求貫徹	四一七	四八一	五二三	九二二	二七四	
	要求撤回	八三	六一	九二	一五七	一二七	
	返地	—	—	—	—	—	
	自然消滅	二六	五三	五六	七六	三九	
	未決	八一五	七一八	七六一	九〇九	一、三二一	

備考　昭和十年原因中其他ニハ、小作人ニ小作地買取ヲ要求（二三）、調停條項不履行（一〇）、契約不履行（一七）、小作證書・保證關係（九）、其

他(一八五)、又要求中其他ニハ小作地買受(四五)、小作米貸與(七)、過納小作料返還(七)、契約調停條項ノ履行(一〇)、小作料延納・分割支拂(三三一)、其他(三二一)ヲ合算。

第二表(其三) 小作調停統計 (農林省調)

(1) 小作調停法ニ依ルモノ

		昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年
受理別件數		三、三六一	三、一二	四、八八八	五、〇一三	六、三一五
爭議單位件數		一、七〇三	二、〇二〇	二、八五三	三、三二三	四、〇六一
申立者別件數	地主 件數	六六〇	七二一	九九三	一、〇七四	一、三九七
	地主 比例(%)	三八・六	三五・六九	三四・八一	三二・三二	三四・四〇
	小作人 件數	九四二	一、一六八	一、七五〇	二、一二五	二、五〇五
	小作人 比例(%)	五五・三一	五七・八二	六一・三四	六三・九五	六一・六八
	合意 件數	九三	一一九	八八	九四	一一七
	合意 比例(%)	五・四六	五・八九	三・〇八	二・八三	二・八八
	双方 件數	八	一二	二二	三〇	四二
	双方 比例(%)	〇・四七	〇・六〇	〇・七七	〇・九〇	一・〇四
爭議ノ目的タル土地ノ面積(町)		八、三九八・三三	七、七六四・八九	一〇、四九一・四一	一一、〇〇〇・五〇	九、五三四・七二
關係人員	地主(人)	五、三四一	五、六八二	七、〇三二	七、九二一	八、九四二
	小作人(人)	一七、八一〇	一七、五〇三	二〇、三九七	二一、七九三	二二、四一九
參加利害關係人(人)		三三八	三九八	五六七	七五四	二五三
既濟件數	成立 件數	一、二〇六	一、四三〇	二、一八二	二、六〇九	二、六六〇
	成立 比例(%)	七〇・八二	七〇・九	七六・四八	七八・五一	六五・五〇
	不成立 件數	四四	三八	四六	二九	三七
	不成立 比例(%)	二・五八	一・八八	一・六一	〇・八七	〇・九一
	取下 件數	三三一	四七四	五三一	五八七	五七六
	取下 比例(%)	一九・四四	二三・四七	一八・六二	一七・六七	一四・一八

結末		昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年
未済件数	計 件数	一一四	一九一	二三九	二三四	二二〇
	計 比例(%)	九三・六	九〇・八	九四・四	九五・三	八一・〇一
	却下 件数	一三	一九	一三〇	一九	一七
	却下 比例(%)	〇・六三	〇・九四	〇・五〇	〇・七五	〇・四三
未済件数	件数 比例(%)	一〇九 六・四〇	一五五 三・九三	一五四 三・五四	一七六 三・三六	一七一 一八・九一

(2) 小作官ノ法外調停

調停ノ件数		昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年
関係人員	地主(人)	一、九〇四	二、八九	一、五四八	一、五一五	一、〇〇七
	小作人(人)	六〇六	一一〇一	五、四三	六、四三六	八、六一
関係土地面積(町)		三、三六・七	六、四八・二	三、九三六・一	三、九三・三	五、六五・九
調停ノ結果 成立		三三	三六	三三	三六	三六
調停ノ結果 不成立		二	一	一	一	一
調停ノ結果 其ノ他		五	六	三	10	1

第三表　労働組合（社會局調）

（産業別）

製機械器具	組合數 昭和十年末	昭和九年末	昭和八年末	昭和七年末	昭和六年末	組合員數 昭和十年末	昭和九年末	昭和八年末	昭和七年末	昭和六年末
總數	九三	九五	九四	九三	八二	一四八、六一（三、九七〇）	一三八、七四九（二、〇四九）	一三八、六三三（三、五三〇）	一三七、〇三五（二、九八九）	一三六、九七五（二、八六〇）
業具	八六	八六	八〇	八〇	七三	一〇〇、四六（二、八六）	九〇、一九〇（二、五三）	八八、五五九（二、五〇）	八九、六六九（二、五九）	八九、三三五（二、四五）

化學工業	二一	八四	八九	一〇五	一一三	二三〇（一七一）	二四〇（一八九）	二〇一（一四〇）	一九四（一五四）	二〇二（一六一）
染織工業	三八	四四	三九	三七	四一	二五一（一九〇）	二四三（一八九）	二〇一（一四〇）	一九一（一五四）	一五四（一二〇）
食料品製造業	二三	二七	三五	三四	三三	一九〇（一五〇）	一九三（一四一）	一六一（一二〇）	一四一（一一五）	一四四（一一四）
雜工業	一一〇	一四一	一四〇	一三五	一〇九	一八四（一四〇）	一九三（一四九）	一七一（一三一）	一五一（一一五）	一一一（一〇二）
鐵工業	二四	二三	二〇	二〇	一六	一五九（一二五）	一六〇（一三六）	一五一（一一四）	一三〇（一〇二）	一〇九（八五）
瓦斯電氣業	一七	一四	一三	一〇	一三	九一〇（七六）	七一三（六〇）	九一〇（七〇）	九七（七三）	一〇〇（七九）
運輸交通業	一〇三	一〇九	九四	一〇一	一一五	一六八（一三〇）	一五七（一二四）	一五三（一二一）	一四〇（一一五）	一四二（一一〇）
通信業	七	九	七	五	一三	一一（八）	一六（一三）	一九（一五）	三〇（二）	三五
土木建築業	四一	四七	五〇	五〇	四四	一〇〇（七九）	一〇九（八四）	一〇（一）	八一	七一
其他	二三	三五	三五	三四	三五	一四六（一一三）	一四八（一一四）	一三〇（一〇一）	一三〇（一〇一）	一四〇（一〇八）
（組織別）總數	八二八	九三二	九四三	九三二	九三五	一四〇六（一〇八四）	一三六九（一〇五四）	一二六一（九七三）	一二六一（九七三）	一二六一（九七三）
單一團體	六六	四九	五〇三	五四四	五四五	一三一（一〇一）	一二一（九三）	一一一（八五）	一一一（八五）	一一一（八五）
聯合團體	六一	六六	七〇	六六	六五	一四〇（一〇八）	一三一（一〇一）	一四〇（一〇八）	一四〇（一〇八）	一四〇（一〇八）
（聯合加盟團體）	三四一	三四五	三四〇	三四五	三六六					
（種類別）總數	八二八	九三二	九四三	九三二	九三五	一四〇六（一〇八四）	一三六九（一〇五四）	一二六一（九七三）	一二六一（九七三）	一二六一（九七三）

職業別　一般勞働者
産業別　備考　括孤内ハ女子組合員ヲ復示ス

第四表　地主小作人組合累年表（農林省調）

	小作人組合						地主小作人協調組合					
	昭和十年（年末）		同九年	同八年	同七年	同六年	昭和十年（年末）		同九年	同八年	同七年	同六年
	組合數	組合員數					組合數	組合員數				
總數	二〇五	一八四	一四九	一四九	一四八	一四八	二〇六、〇〇六	二三、七九五	二三、〇九八	二三、四一八	二三、五八五	二三、四一八
北海道	四七一	四五四	四六六	四六九	四六三	四三八	三四三、七三八	三三、四六九	三二、〇四七	三三、二四三	三一〇、六四四	三四三、八
青森	三一七	三一七	三一四	三一四	三一四	二四一	三六、九一八	四一、七〇〇	四二、四六八	四一、九〇三	三五、七四六	三五、七四六
岩手	三四	三四	三四	三四	三四	三四	四、〇一一	四、三九〇	四、八一〇	四、六五〇	四、四一四	四、四一四
宮城	四一	四一	四一	四一	四一	四一	一、一六九	四三	四一	四一	四一	四一
秋田	一三	一三	一三	一三	一三	一三	四、二五八	一〇九	一三三	一四九	一四三	一四三
山形	六一	六一	六九	七六	七五	七五	四、八三六	七一	六九	七六	七五	七五
福島	一三〇	一三〇	一〇一	八三	七一	七一	六、九三六	一三〇	一〇一	八三	七一	七一
茨城	八一	八一	八七	九四	九三	九三	二、九五九	八一	八七	九四	九三	九三
栃木	八九	八九	一〇四	一〇三	一〇三	一〇三	四、七三三	八九	一〇四	一〇三	一〇三	一〇三
群馬	八四	八二	一四九	二〇一	二〇四	二〇四	七、六八四	八二	一四九	二〇一	二〇四	二〇四
埼玉	一一三	一一三	一四九	一六〇	一六一	一六一	一〇、七三一	一一三	一四九	一六〇	一六一	一六一
千葉	一八五	一八五	一五五	一二六	一二六	一二六	一〇、七〇一	一八五	一五五	一二六	一二六	一二六
東京	二〇	一八	三一	三一	三一	三一	一、四五八	二〇	一八	三一	三一	三一
	一七	一七	一七	一七	一七	一七	七〇	一七	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一

神奈川	二、五〇三	三九	三九	三九	三四	三一	—	—	—	一一、一二九	一二、一二八	一〇三	四二	五
新潟	二七、二七五	五三九	五三一	六七九	六七七	四九六	一一、一二八	一二三	一二三	一二三	一〇三	四二	一二一
富山	六、六七四	一三五	一二二	一三六	一三六	一〇七	五、二六六	五七	三九	三九	三六	三九	三九
石川	二、一四〇	四三	三三	三三	三〇	三〇	三四	四	二	二	一	一	二
福井	一、五四五	四八	五三	六五	六六	五六	一二五	四	四	六	六	六	一三
山梨	一九、二四六	二七一	三五四	三七九	三九〇	三九五	五、九四	七二	七三	七五	七九	八〇	八
長野	一〇、一一七	一三二	一六五	一六八	一五八	一四四	五五三	八	一六	一六	一一	〇	二
岐阜	一二、二八六	二〇五	二一二	二二三	二一九	二一〇	七、九三八	九六	九六	一〇五	一〇〇	九八	二七
靜岡	七、五九五	一〇七	一〇七	一一六	一〇三	九二	四九六	六	六	六	五	五	一二
愛知	一三、九八四	一三七	一五九	一五〇	一四八	一五一	四、一八〇	三〇	三六	三七	三四	三三	二三
三重	二、一六八	四九	九七	一〇〇	八六	一一一	一、一三四	九	三一	三一	二八	二八	八
滋賀	三、三一九	六七	七二	七六	六九	七二	三、五六四	三五	三三	三六	三三	三三	七
京都	五、九八八	九二	一〇三	一二七	七四	八一	五、七〇七	四八	四六	五八	三四	三四	一二
大阪	三、四五八	九四	一〇四	一〇二	九五	二一	二、一二八	二七	二七	二七	三	三	一七
兵庫	一〇、〇二九	一五四	一五四	一五八	一六一	一七七	一一、二五四	一一九	一六〇	一六一	一四九	一四五	三三
奈良	一、七八二	四〇	四五	五八	五六	六八	一、四三七	四	一一	一一	一〇	一〇	二七
和歌山	二、〇六九	五五	五九	七一	六九	七六	七四七	二	四	五	四	三	一〇
鳥取	三、二九四	一〇〇	八〇	八三	八二	九六	五、二二三	四八	四七	四七	四七	五四	一一
島根	三、七七四	七二	七七	一二四	一二〇	一五三	一、九〇一	二八	三一	四九	四二	四三	一二
岡山	八、八六一	一二九	一八八	一八〇	一八四	一六九	六、一六七	三七	五三	五一	四九	四九	三一
廣島	二、八五七	二八	五〇	四九	四九	五二	一、〇一六	四	一〇	一〇	一〇	一〇	九
山口	二二六	六	一三	三八	三五	五〇	五三二	三	八	七	五	五	四
德島	一〇、二八五	一二二	一〇五	一〇五	九六	一〇五	四、六九二	五三	五三	五二	五〇	四九	二〇
香川	一六〇	二	一六	一六	一六	二三	六、〇一〇	一六	七三	七四	七三	七四	六

	小作人組合		地主組合		協調組合	
	昭和六年(末)	同七年	昭和六年(末)	同七年	昭和六年(末)	同七年
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
愛媛	四、八一〇	三〇二、七三六	四、三九〇	二七六、二四六	四、〇一一	二四三、四三三
高知	六六六	四九、六四五	六六三	四八、八三九	五三一	三八、一七三
福岡	二、三〇九	二七九、四三一	二、二一九	二七三、四三四	一、七四八	二〇三、七八五
佐賀	一、三〇六	一四五、一〇八	一、二六八	一四二、一〇八	一、〇七七	一一五、一〇七
長崎	一、一〇一	一〇七、一〇八	一、〇七一	一〇五、一〇八	八九〇	八七、一〇九
熊本	一、三〇一	一二五、一〇八	一、二六八	一二四、一〇八	一、〇七七	一〇五、一〇七
大分	一、一〇一	一〇七、一〇八	一、〇七一	一〇五、一〇八	八九〇	八七、一〇九
宮崎	六六六	四九、六四五	六六三	四八、八三九	五三一	三八、一七三
鹿兒島	二、三〇九	二七九、四三一	二、二一九	二七三、四三四	一、七四八	二〇三、七八五
沖繩	一、三〇一	一二五、一〇八	一、二六八	一二四、一〇八	一、〇七七	一〇五、一〇七

備考　一、昭和十年末迄ニ創設シタル現存組合ニツキ昭和十一年一月十日迄ノ報告書ニヨリ集計
二、組合員數ニ青年部、少年部、婦人部員數ヲ含マズ
三、地主組合ニハ土地會社ヲ含ム

第五表　産業組合統計（農林省調）

小作人組合累年表

昭和六年(末)		同七年		同八年		同九年		同十年	
組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
四、八一〇	三〇二、七三六	四、三九〇	二七六、二四六	四、〇一一	二四三、四三三	三、九二〇	二二七、一〇八	三、七四八	二〇三、七八五
六六六	四九、六四五	六六三	四八、八三九	五三一	三八、一七三	四八三	三四、一〇九	四六〇	三二、七〇一
二、三〇九	二七九、四三一	二、二一九	二七三、四三四	一、七四八	二〇三、七八五	一、五一一	一七二、一〇八	一、四七二	一六四、一〇七
一、三〇六	一四五、一〇八	一、二六八	一四二、一〇八	一、〇七七	一一五、一〇七	一、〇二〇	一一五、一〇八	九八〇	一一〇、一〇七
一、一〇一	一〇七、一〇八	一、〇七一	一〇五、一〇八	八九〇	八七、一〇九	八四〇	九五、一〇八	八〇〇	九〇、一〇七
六六六	四九、六四五	六六三	四八、八三九	五三一	三八、一七三	四八三	三四、一〇九	四六〇	三二、七〇一
二、三〇九	二七九、四三一	二、二一九	二七三、四三四	一、七四八	二〇三、七八五	一、五一一	一七二、一〇八	一、四七二	一六四、一〇七
一、三〇一	一二五、一〇八	一、二六八	一二四、一〇八	一、〇七七	一〇五、一〇七	一、〇二〇	一一五、一〇八	九八〇	一一〇、一〇七

第五表（其一）産業組合累年表

	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	販賣購買組合	販賣利用組合	購買利用組合	販賣購買利用組合	信用販賣組合	信用購買組合	信用利用組合	信用販賣購買組合	信用販賣利用組合	信用購買利用組合	販賣購買利用組合	信用販賣購買利用組合	計
明治三十八年	九八六	九二	二七三	三八	一四三	六三	三〇	四七	三一	一	一	一	一	一	一	一	一、六七一
同四十三年	二、三二六	二一七	七七二	七八	五〇三	一三六	四九	三三	一七二	一	一	一	一	一	一	一	七、三〇八
大正四年	三、〇一五	二三五	五三五	一三三	四六一	一四一	三七	三〇	四〇〇	二、五八三	一四	一	一	一	一	一	一一、五〇九
同九年	二、六五〇	二三五	四五四	一〇七	三八五	一六七	七一	二五三	二五〇	三、〇四五	六一	三九	一四	一	一	一	一三、四四三
同十四年	二、五七三	二八九	三七五	一九五	三〇五	一五四	一〇三	二五九	一六六	二、六四九	三三五	二、〇九七	一、七五六	一	一	一	一四、〇八三
昭和五年	二、四四九	三二八	三二二	二九五	二八四	二八七	二〇三	二五九	三三八	二、〇二四	一四九	三、〇七五	二、七一八	三、一九四	四三一	一五一	一四、〇八三
同六年	二、一三五	三三〇	三二五	三〇四	二八六	二七七	二一六	四七八	四二七	一、九二九	一三九	一、一三三	一、一九四	四三一	四七一	一六二	一四、一六三
同七年	二、〇五一	三二五	三三六	三一二	三〇七	二六七	一二六	四九〇	一七五	一、三七〇	一〇六	二、七一八	三、一九四	四、四九七	五九五	三五五	一四、三五三
同八年	一、七五六	三三一	三三三	三一六	二九二	二六八	一三一	四九六	一七五	一、〇五八	九六	二、三六一	三、一九四	四、〇六三	六、〇六三	二八六	一四、六五一
同九年	一、五二一	三三三	三〇六	三六三	二六四	二六四	一三一	四九六	一四四	一、〇五八	九六	二、三六一	三、一九四	四、八一五	七、二〇六	二四八	一四、八一五

第五表（其二）産業組合員數及出資金額累年表

	組合數	調査組合數	組合員數	一組合平均組合員數	出資金 總額	出資金 拂込濟	一組合員平均 出資金	一組合員平均 拂込
					圓	圓	圓	圓
明治三十八年（年末）	一、六七一	八三六	六八、五六三	四一	一、三八、〇八六	一、三八、〇八六	二〇・六	二〇・六
同四十三年	七、三〇八	四、九二三	五三四、〇八五	七四	七、四七、一九二	七、四七、一九二	一四・〇〇	一四・〇〇
大正四年	一一、五〇九	一〇、三七四	一、二八八、九八四	一一四	三一、一八六、一六一	二九、一八六、三九六	二七・二一	二五・五一

第二部　統　計　表

第五表（其三）産業組合事業別年表

	信用事業			販賣事業		購買事業		利用事業	
	組調合數査	貸付金（年度末現在高）圓	貯金（年度末現在高）圓	組調合數査	販賣額圓	組調合數査	購買額圓	組調合數査	利用料圓
明治三十八年度	六一〇	一、四九七、三五一	四三、〇八七、一一五（四三、〇八七、一一五）	一一四	一、三三一、八九一	一四	五〇、六五一	五二	一〇、七八〇
同四十三年度	三、八九二	一一、九〇五、五四一	七二、〇三四、八三四（四三、〇二四、八三四）	一、七三一	一一、三六〇、六七一	三、九三二	七四、一三〇	一	一
大正四年度	九、〇四〇	三二、二九一、一三二	二九、六一二、四三二（二九、五九九、一五九）	四、五五四	四〇、七七二、三九一	六、七三三	一六、三三一、五四一	一、四四九	四一、五四四
同九年度	一〇、九五五	一六、一八〇、三三一	三四、三〇一、四五〇（一七、四五〇、一四七）	六、三三六	一三四、九二三、四三三	八、九一三	一五四、四九一、四五一	三、〇三〇	四五、六八〇、三四五
同十四年度	二、一〇六	五二、八九一、三七一	五六、四一〇、一一二、五四一（一五、一一二、六五一）	七、五九五	二二六、一〇二、三三	一〇、〇四一	二〇九、三四一、〇四一	四、〇六七	五二、九七一、五三三
昭和五年度	一一、四四九	九六、四七、四三一	一、一〇二、三一〇、六六九（九〇二、一三一、六六九）	九、五七七	一九二、四三、三四三	九、五七六	一四〇、七三一、〇九	五、〇五三	五二、三九七、五三三
同六年度	一一、三五六	一、〇一六、二一〇、一	一、一五〇、〇三五、〇三五（一五、一〇、六九、〇三五）	八、一六七	一八一、一四〇、三〇〇	九、九三一	一三〇、八六一、三五	五、四三四	五一、三九一、五一七

同七年度　一一、三九〇　一、〇三一、八三〇、五九五　一、〇六三、一六三、九八〇　八、四七七

同八年度　一二、六一七　一、〇一七、五三一、三一三　一、一七九、一三一、九九五　九、五二九

同九年度　—　一、〇四五、七四九、七九五　一、二五九、九〇五、一九九　二六一、九三八、四四二

備考　貯金括弧内ハ組合員貯金、購買高昭和九年ハ賣却價格ヲ示ス

第六表　消費組合統計

年次	組合數	組合員數	出資口數	出資總額	出資拂込濟額	諸積立金	購買品賣却高	預金	借入金	剩餘金
昭和五年	一五一	一三七、六七九	二八九、九七三	二、一九、三五三圓	二、〇三六、九七〇圓	一、一六五、〇九四圓	一九、九四五、一四四圓	二、三〇七、五〇三圓	一、八一八、八九七圓	五〇六、二九六圓
同六年	一二三	一三八、一六九	二九一、三九四	三、〇四六、二〇七	二、〇三五、八七〇	一、二〇三、四五六	一七、一八八、四一三	一、九五五、五六六	一、九二二、九〇七	三九二、五四三
同七年	一八五	一八九、〇一四	三一四、三三八	三、二五六、六五〇	二、四三八、五〇九	一、二二三、五三三	一八、四一一、八九六	二、二三一、八八七	一、七四三、〇四一	四三六、一一〇
同八年	一七七	一九九、二八一	三三三、二六七	三、四七三、三七三	二、二六六、一四一	一、三三三、八八四	二三、一一九、三六五	四、一六九、二三四	二、三三四、四九四	四八七、五四四
同九年	一九〇	二二二、〇九一	三七九、二三四	三、六九九、九五四	三、五〇八、四〇五	一、五七四、六五〇	二五、七六二、七三八	四、六五四、五四三	二、〇九八、五五七	四九三、七一七